令 和 7 年 2 月 13 日 開会
令 和 7 年 3 月 13 日 閉会

第 438 回

長野県議会（定例会）

会　議　録

第438回長野県議会（定例会）会議録目次

２月13日（木曜日）

応招議員の席次及び氏名…… 1

開　　会　午後１時

会議録署名議員決定の件…… 5

諸般の報告…… 6

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名

長野県国民保護計画の変更について

「公立大学法人長野県立大学第１期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果報告書」について

令和６年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について

現金出納検査結果

会期決定の件…… 6

知事提出議案の報告…… 6

第１号より第73号まで及び報第１号より報第９号まで

提出議案の説明

知　　事　阿　部　守　一　君…… 9

教 育 長　武　田　育　夫　君……20

警察本部長　鈴　木　達　也　君……24

公営企業管理者　吉　沢　　正　君……27

延　　会　午後２時22分

２月19日（水曜日）

開　　議　午前10時

諸般の報告……39

人事委員会意見回答

知事提出議案の報告……35

第74号より第86号まで

提出議案の説明

知　　事　阿　部　守　一　君……36

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

風　間　辰　一　君……37
休　　憩　午後０時18分
再　　開　午後１時20分
髙　島　陽　子　君……72
延　　会　午後３時30分

２月20日（木曜日）

開　　議　午前10時
各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑
百　瀬　智　之　君…… 113
延　　会　午後０時８分

２月21日（金曜日）

開　　議　午前10時
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
加　藤　康　治　君…… 153
山　口　典　久　君…… 164
望　月　義　寿　君…… 176
休　　憩　午後０時６分
再　　開　午後１時10分
宮　本　衡　司　君…… 187
小　山　仁　志　君…… 196
小　池　　清　君…… 205
休　　憩　午後２時41分
再　　開　午後２時56分
林　　和　明　君…… 212
丸　山　寿　子　君…… 221
延　　会　午後４時４分

２月25日（火曜日）

開　　議　午前10時
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

花　岡　賢　一　君…… 233
藤　岡　義　英　君…… 245
川　上　信　彦　君…… 254
休　　憩　午前11時40分
再　　開　午後１時
清　水　正　康　君…… 262
酒　井　　茂　君…… 270
中　川　博　司　君…… 284
休　　憩　午後３時２分
再　　開　午後３時17分
両　角　友　成　君…… 297
和　田　明　子　君…… 303
延　　会　午後４時７分

２月26日（水曜日）

開　　議　午前10時
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
共　田　武　史　君…… 313
寺　沢　功　希　君…… 331
休　　憩　午前11時42分
再　　開　午後１時
小　林　陽　子　君…… 345
大　畑　俊　隆　君…… 358
小　林　あ　や　君…… 371
休　　憩　午後２時59分
再　　開　午後３時15分
丸　茂　岳　人　君…… 380
奥　村　健　仁　君…… 392
延　　会　午後４時28分

２月27日（木曜日）

開　　議　午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
山　田　英　喜　君…… 405
勝　山　秀　夫　君…… 413
向　山　賢　悟　君…… 420
休　　憩　午前11時27分
再　　開　午後１時
早　川　大　地　君…… 429
グレート無茶　君…… 440
休　　憩　午後２時９分
再　　開　午後２時25分
竹　村　直　子　君…… 450
小　林　君　男　君…… 457
延　　会　午後３時20分

２月28日（金曜日）

開　　議　午前10時
行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
垣　内　将　邦　君…… 469
青　木　　崇　君…… 480
勝　野　智　行　君…… 491
休　　憩　午前11時50分
再　　開　午後１時
埋　橋　茂　人　君…… 501
小　池　久　長　君…… 512
休　　憩　午後２時１分
再　　開　午後２時17分
佐　藤　千　枝　君…… 518
知事提出議案委員会付託…… 530
第１号より第84号まで及び第86号
陳情提出報告、委員会付託…… 530
陳情（陳第482号より陳第489号まで）
議員提出議案の報告…… 530

議第１号より議第13号まで
提出議案（議第１号）の説明
風　間　辰　一　君…… 542
提出議案（議第２号）の説明
共　田　武　史　君…… 545
散　　会　午後３時13分

３月12日（水曜日）

開　　議　午後１時
諸般の報告…… 549
令和６年度包括外部監査の結果に関する報告について
現金出納検査結果
委員会審査報告書提出報告…… 549
危機管理建設委員長報告
委員長　大　畑　俊　隆　君…… 549
県民文化健康福祉委員長報告
委員長　小　山　仁　志　君…… 551
農政林務委員長報告
委員長　中　川　博　司　君…… 552
環境文教委員長報告
委員長　花　岡　賢　一　君…… 553
産業観光企業委員長報告
委員長　宮　下　克　彦　君…… 555
総務企画警察委員長報告
委員長　寺　沢　功　希　君…… 556
第１号に対する討論
毛　利　栄　子　君…… 557
閉会中継続審査及び調査の申し出…… 559
長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会の中間報告
長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長　風　間　辰　一　君…… 560
委員会提出議案の報告…… 562
委第１号及び委第２号

散　　会　午後１時41分

３月13日（木曜日）

開　　議　午前10時30分

議長の辞職…… 567

議長辞職挨拶

山　岸　喜　昭　君…… 567

議長の選挙…… 568

議長就任挨拶

依　田　明　善　君…… 569

副議長の辞職…… 570

副議長辞職挨拶

続　木　幹　夫　君…… 570

副議長の選挙…… 571

副議長就任挨拶

中　川　博　司　君…… 571

散　　会　午前10時50分

３月13日（水曜日）

開　　議　午後３時50分

常任委員、同委員長及び同副委員長の選任…… 575

常任委員の辞任…… 576

議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任…… 576

長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙…… 577

知事提出議案の報告…… 577

第87号

閉　　会　午後３時57分

令和７年２月13日

長野県議会（定例会）会議録

第　１　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第１号）

令和７年２月13日（木曜日）

応招議員の席次及び氏名

1　番	飯田市	竹村直子
2　番	安曇野市	小林陽子
3　番	上田市	林　和明
4　番	長野市	勝山秀夫
5　番	長野市	グレート無茶
6　番	大町市	奥村健仁
7　番	松本市	青木　崇
8　番	上伊那郡辰野町	垣内将邦
9　番	飯田市	早川大地
10　番	東御市	佐藤千枝
11　番	塩尻市	丸山寿子
12　番	須坂市	小林君男
13　番	松本市	勝野智行
14　番	長野市	加藤康治
15　番	松本市	小林あや
16　番	上伊那郡宮田村	清水正康
17　番	伊那市	向山賢悟
18　番	上田市	山田英喜
19　番	佐久市	大井岳夫
20　番	茅野市	丸茂岳人
21　番	佐久市	花岡賢一
22　番	長野市	望月義寿
23　番	長野市	山口典久
24　番	佐久市	藤岡義英
25　番	下伊那郡平谷村	川上信彦
26　番	東筑摩郡山形村	百瀬智之

27 番	佐久市	小山仁志
28 番	千曲市	竹内正美
29 番	諏訪市	宮下克彦
30 番	木曽郡木曽町	大畑俊隆
31 番	安曇野市	寺沢功希
32 番	岡谷市	共田武史
33 番	長野市	髙島陽子
34 番	千曲市	荒井武志
35 番	長野市	埋橋茂人
36 番	塩尻市	続木幹夫
37 番	松本市	中川博司
38 番	松本市	両角友成
39 番	上田市	清水純子
40 番	諏訪郡富士見町	小池久長
41 番	伊那市	酒井茂
42 番	須坂市	堀内孝人
43 番	南佐久郡小海町	依田明善
44 番	小諸市	山岸喜昭
45 番	中野市	小林東一郎
47 番	岡谷市	毛利栄子
48 番	長野市	和田明子
49 番	北安曇郡池田町	宮澤敏文
50 番	中野市	丸山栄一
51 番	飯田市	小池清
52 番	飯山市	宮本衡司
53 番	長野市	西沢正隆
54 番	長野市	風間辰一
55 番	駒ヶ根市	佐々木祥二
56 番	松本市	萩原清
57 番	上水内郡信濃町	服部宏昭

欠員（１名）

出席議員（56名）

1番	竹村直子	27番	小山仁志
2番	小林陽子	28番	竹内正美
3番	林　和明	29番	宮下克彦
4番	勝山秀夫	30番	大畑俊隆
5番	グレート無茶	31番	寺沢功希
6番	奥村健仁	32番	共田武史
7番	青木　崇	33番	髙島陽子
8番	垣内将邦	34番	荒井武志
9番	早川大地	35番	埋橋茂人
10番	佐藤千枝	36番	続木幹夫
11番	丸山寿子	37番	中川博司
12番	小林君男	38番	両角友成
13番	勝野智行	39番	清水純子
14番	加藤康治	40番	小池久長
15番	小林あや	41番	酒井　茂
16番	清水正康	42番	堀内孝人
17番	向山賢悟	43番	依田明善
18番	山田英喜	44番	山岸喜昭
19番	大井岳夫	45番	小林東一郎
20番	丸茂岳人	47番	毛利栄子
21番	花岡賢一	48番	和田明子
22番	望月義寿	49番	宮澤敏文
23番	山口典久	50番	丸山栄一
24番	藤岡義英	51番	小池　清
25番	川上信彦	52番	宮本衡司
26番	百瀬智之	53番	西沢正隆

54　番	風　間　辰　一	56　番	萩　原　　清
55　番	佐々木　祥　二	57　番	服　部　宏　昭

説明のため出席した者

知　　事	阿　部　守　一	林務部長	須　藤　俊　一
副　知　事	関　　昇一郎	建設部長	新　田　恭　士
危機管理監兼危機管理部長	前　沢　直　隆	会計管理者兼会計局長	尾　島　信　久
企画振興部長	中　村　　徹	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉　沢　　正
総　務　部　長	渡　辺　高　秀	財　政　課　長	新　納　範　久
県民文化部長	直　江　　崇	教　育　長	武　田　育　夫
健康福祉部長	笹　渕　美　香	教育次長	米　沢　一　馬
環　境　部　長	諏　訪　孝　治	教育次長	曽根原　好　彦
産業労働部長	田　中　達　也	警察本部長	鈴　木　達　也
観光スポーツ部長	加　藤　　浩	警　務　部　長	長　瀬　　悠
農　政　部　長	小　林　茂　樹	監　査　委　員	増　田　隆　志

職務のため出席した事務局職員

事　務　局　長	宮　原　　渉	議事課担当係長	萩　原　晴　香
議　事　課　長	矢　島　　武	議事課主査	山　田　淳　貴
議事課企画幹兼課長補佐	山　本　千鶴子	議事課主事	片　桐　美代子
		総務課主任	東　方　啓　太

午後１時開会

○議長（山岸喜昭君）ただいまから第438回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに２月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますので、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和７年２月13日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後１時１分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

◉会議録署名議員決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議ありませんので、竹内正美議員、宮下克彦議員、大畑俊隆議員を指名いたします。

◉諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「２　諸般の報告」参照〕

◉会期決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から３月14日までの30日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、会期は30日間と決定いたしました。

◉知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和７年２月13日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

長野県知事　阿　部　守　一

令和７年２月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第　１　号　令和７年度長野県一般会計予算案
第　２　号　令和７年度長野県公債費特別会計予算案
第　３　号　令和７年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案
第　４　号　令和７年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案
第　５　号　令和７年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案
第　６　号　令和７年度長野県国民健康保険特別会計予算案
第　７　号　令和７年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案
第　８　号　令和７年度長野県農業改良資金特別会計予算案
第　９　号　令和７年度長野県漁業改善資金特別会計予算案
第　10　号　令和７年度長野県県営林経営費特別会計予算案

第 11 号　令和７年度長野県林業改善資金特別会計予算案
第 12 号　令和７年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案
第 13 号　令和７年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案
第 14 号　令和７年度長野県流域下水道事業会計予算案
第 15 号　令和７年度長野県電気事業会計予算案
第 16 号　令和７年度長野県水道事業会計予算案
第 17 号　個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
第 18 号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
第 19 号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
第 20 号　長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案
第 21 号　長野県県税条例の一部を改正する条例案
第 22 号　創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案
第 23 号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案
第 24 号　長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案
第 25 号　長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
第 26 号　長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第 27 号　長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案
第 28 号　幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
第 29 号　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案
第 30 号　一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案
第 31 号　民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
第 32 号　長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案
第 33 号　長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第 34 号　技術専門校条例等の一部を改正する条例案
第 35 号　長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例案
第 36 号　長野県宿泊税条例案
第 37 号　長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例案
第 38 号　長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部

を改正する条例案

第 39 号　企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

第 40 号　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 41 号　長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 42 号　国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例案

第 43 号　長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 44 号　長野県都市公園条例の一部を改正する条例案

第 45 号　長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

第 46 号　良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案

第 47 号　長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 48 号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 49 号　特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案

第 50 号　化学消防車の購入について

第 51 号　包括外部監査契約の締結について

第 52 号　公立大学法人長野県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について

第 53 号　公立大学法人長野県立大学定款の変更について

第 54 号　地方独立行政法人長野県立病院機構第４期中期計画の認可について

第 55 号　県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について

第 56 号　国営土地改良事業の県負担金に対する市町村の負担について

第 57 号　県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事請負契約の締結について

第 58 号　県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

第 59 号　長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について

第 60 号　主要地方道大町明科線道路改築工事（安曇野道路）委託契約の締結について

第 61 号　一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋１工区）変更請負契約の締結について

第 62 号　一般国道418号道路改築工事（天竜川橋２工区）変更請負契約の締結について

第 63 号　一般国道158号道路改築工事（狸平）変更請負契約の締結について

第 64 号　一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場１号トンネル）変更請負契約の締結について

第 65 号　栃平砂防えん堤建設工事変更請負契約の締結について

第 66 号　都市計画道路出川双葉線街路工事（出川から双葉工区）委託契約の締結について

第 67 号　松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結について

第 68 号　道路事業施行に伴う市町村の負担について

第 69 号　急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について
第 70 号　都市計画事業施行に伴う市町村の負担について
第 71 号　流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について
第 72 号　長野県諏訪湖流域下水道の維持管理に要する費用の負担について
第 73 号　高等学校の統合について
報第１号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第２号　捜査中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第３号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第４号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第５号　会場使用中の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第６号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第７号　道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第８号　道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第９号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

〔議案等の部「１　議案　⑴知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

◉知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

最初に、阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました令和７年度当初予算案をはじめとする議案の説明に先立ち、新年度に向けての県政運営に関する所信などについて申し述べさせていただきます。

現在、世界は劇的な変革期を迎えています。先進諸国では少子化が進み、気候変動の影響が拡大し、人工知能やロボット等急速な技術革新が社会や経済を大きく変えつつあります。歴史的には80年周期で大きな変化が訪れるとも言われています。ちょうど80年前の第二次世界大戦の終結後、我が国は焼け野原から立ち上がり奇跡的な経済復興を遂げました。さらに遡ること

80年、1860年代の幕末動乱、そして明治維新の後に、今日の社会制度等の基礎が築かれました。このように大きな変革期こそ、新しい社会を創造するための重要な機会となります。

現在、私たちは多くの課題や困難に直面していますが、長期的な時間軸で考えれば、新たな時代の入口に立ち、未来への可能性に満ちた時期であるとも言えます。急激な人口減少は様々な課題を生む一方で、未来への希望の種を蒔く機会をもたらしてくれています。労働力の不足により、これまで働きたくとも働くことができなかった人たちの活躍機会が増え、思い切った省力化投資を進めることも可能となります。子どもの減少は、子育て世帯に対する手厚い支援や個別最適な学びを実現する機会となります。しかし、従来の価値観に囚われ続ければ、課題は更に深刻化します。今こそ、新たな発想で未来を切り拓く時です。

こうした中、今月５日に令和国民会議（令和臨調）が、人口減少や自然災害に適応した持続可能な社会に向けて、多様な生き方・働き方へのパラダイムチェンジを提言しました。本県としても、この歴史的な転換期を私たちが望む未来を創造するための好機ととらえ、若者の価値観や発想も活かしながら、様々な分野でのパラダイムチェンジに挑戦してまいります。具体的には、若者の社会参画促進や性別による格差の解消に取り組み、多様な生き方が尊重される「寛容な社会」の構築を目指します。短時間勤務や副業・兼業、育児休業の取得など働き方改革を進め、多様な人材の活躍を後押しします。また、子どもたちのやりたいことを支える新しい教育モデルを信州から発信するほか、楽しいまちや便利な交通、分散から集住をキーワードに県土のグランドデザイン策定にも取り組みます。さらに、様々な分野における省力化投資やＤＸの推進、経営基盤の強化などを徹底的に支援し、付加価値労働生産性の向上を図ります。

これらの政策は、「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」が、県民全体で人口減少社会に向き合う羅針盤として取りまとめた「信州未来共創戦略」とも重なるものであります。令和７年度は、「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づき、県民の皆様との対話と共創を基本に、確かな暮らしを守り、真にゆたかな社会を実現するための施策を推進するとともに、新たな時代へのパラダイムチェンジを強く意識して県政を進めてまいります。

今定例会に提出いたしました令和７年度当初予算案及びその他の案件について、御説明申し上げます。

令和７年度当初予算案の総額は、一般会計１兆118億5,725万２千円、特別会計4,310億4,854万１千円、企業特別会計480億3,722万６千円であります。特別会計は公債費特別会計など11会計、企業特別会計は総合リハビリテーション事業など４会計であります。

一般会計予算の総額は前年度比約127億円の増となっています。県税や地方消費税清算金等の増加により、実質的な一般財源総額は前年度比約126億円増加する見込みです。実質公債費比率及び将来負担比率は引き続き早期健全化基準を下回る見通しですが、高齢化による社会保

障関係費の増加などにより今後も厳しい財政運営が続く見通しです。持続可能な財政基盤の構築に向け、長野県行政・財政改革実行本部のもと、徹底した業務改革、投資的経費の重点化、社会保障関係費の適正化等に取り組みます。

以下、新年度予算案における主な施策につきまして、「しあわせ信州創造プラン3.0」の５つの政策の柱に沿って順次御説明申し上げます。

若者や女性、外国人も含め、県民一人ひとりが必要とされ活躍できる、誰にでも居場所と出番がある社会の実現を目指します。

妊娠、出産を望む方への支援や子育てに伴う経済的負担の軽減などにより、子ども・子育てを社会で支えます。不妊治療に係る先進医療を多くの方が自己負担なく受けられるよう助成額を10万円に倍増するほか、病気等により妊孕性の温存が必要な方の卵子凍結等の費用を新たに助成します。子ども医療費助成や３歳未満児の保育料軽減などに加え、新たに県立大学、技術専門校など県立高等教育機関等の授業料・入学料の免除対象を世帯年収380万円未満の県民世帯まで拡大するとともに、県有施設における子ども利用料金の無償化を検討します。児童養護施設等で暮らす子どもの習い事や就業支援に係る経費を新たに補助するとともに、里親支援センターの設置や特別養子縁組に関わるあっせん手数料の補助などを通じ、社会的養育を推進します。

職場や地域社会も含めて、固定的な性別役割分担意識や格差の解消に取り組みます。組織リーダーの行動変容を促すため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の参加者拡大と活動充実を図るほか、男性の育児休業取得を促進するための奨励金支給などにより多様で柔軟な働き方ができる職場を増やします。また、女性起業家養成講座を新たに開催するほか、女性の視点から地域イノベーションについて考えるプロジェクト「ＷＥ－Ｎａｇａｎｏ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ」を長野県立大学と共催します。市町村や地域の取組を促進するため、ジェンダーギャップの現状を可視化するとともに、自治会等における女性参画の先進事例を広く共有します。

未来の創り手である若者の社会参画を促進し、困難を抱える若者を支援するなど、若者のための施策を充実・強化します。プレコンセプションケアの視点も含めて若者が主体的に人生設計を考えられるようライフデザインセミナーを充実します。若者が集い・交流する信州みらいフェスや信州若者みらい会議を継続して開催し、若者からの政策提案機会などを設けるとともに、県の審議会には30代までの若者を加えることを原則とするなど、若い世代の社会参画の場を増やします。高校生等の居場所となるユースセンターの設置を支援するほか、婚活支援センターの運営や異業種交流イベントの開催等により、若者の出会いと交流を支援します。新たに「子ども・若者総合相談センター」を設置して困難を抱える若者等の相談支援体制を強化する

ほか、ヤングケアラーの実態調査、ケアリーバー（社会的養護経験者）の自立支援のための拠点設置、ニューロダイバーシティ推進員の配置などに取り組みます。

ＳＮＳによる誹謗中傷など人権課題が多様化・複雑化する中、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、互いを認め合う社会の実現を目指し、人権全般を包括する条例の検討に着手します。また、深刻化している孤独・孤立の問題について、官民連携プラットフォームを設置して今後の対策の在り方を速やかに検討します。国際化の進展等により、外国人県民の一層の増加が見込まれる中、有識者等による「外国人政策検討会議（仮称）」を設置して、外国人材の受入れ等に関する課題や今後の外国人政策の在り方を検討するほか、「長野県多文化共生推進本部（仮称）」を庁内に設置して、日本語教育や生活相談の一層の充実を図り、外国人にとっても暮らしやすい社会の実現に取り組みます。

学校の改革、教員の処遇改善と業務削減、学校と地域等との連携・協働などを一体的に推進し、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めます。

子どもたち一人ひとりに合った学びを実践する「ウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）」として指定した小中学校等における改革を伴走支援するため、教育委員会に「学校改革支援センター（仮称）」を設置するほか、オンライン授業に取り組む中山間地小規模小中学校を支援します。

県立高校の特色化・魅力化については、今後、生徒や地域の皆様の御意見を踏まえて全高校が特色化の方針案を策定する予定であり、全県的な視点も持ちながらその具体化を教育委員会とともに支援します。また、生徒からの高校魅力化提案の具体化を財政的に支援するほか、生徒の参画によるホームページのリニューアルや中学生向け学校説明会を実施します。木曽青峰高校森林環境科及びインテリア科、小諸新校音楽科については、令和８年度から生徒の全国募集を行うこととし、既に全国募集を行っている白馬高校国際観光科、飯山高校スポーツ科学科を含めて広報を強化するほか、市町村が運営している寮の運営費等に対する支援を強化します。現在進めている県立学校の再編整備については、引き続き学校関係者や地域の皆様との合意形成を大切にしながら進めてまいります。このほか、外国語指導助手の増員による英語コミュニケーション力の強化、つばさプロジェクトによる留学支援の拡充、連携コーディネーター配置を通じた地域における職業体験等の充実などに取り組みます。

様々な個性や能力を持つ子どもたちのため、多様な学びの場の確保・充実を図るとともに、子どもたちの心の支援に取り組みます。全国初の取組である「信州型フリースクール認証制度」により、これまでに37か所を認証いたしました。来年度は、補助対象経費を拡大し、学校等と連携するための推進員を増員します。また、中学校の校内教育支援センターにおける専任の支援員配置を新たに助成するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに

よる相談・支援体制を拡充します。

教員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、勤務環境の改善を進めます。病気などによる欠員や産休・育休等に備え、公立学校の代替教員の増員等を行います。また、へき地手当の支給率を近隣県と同水準に、任地で居住する場合に支給するへき地手当に準ずる手当の支給率を全国トップ水準にそれぞれ引き上げます。また、インターネット出願システムの導入やパソコン用モニターの配備等により、県立高校教員の負担を軽減します。

地域ぐるみで子どもたちを育む取組を進めてまいります。中学生の多様なスポーツ・文化芸術活動を持続可能なものにするため、指導者・協力者と地域クラブ等とのマッチングを進めるなど、部活動の地域移行を促進します。また、学校と社会をつなぐ連携コーディネーターを増員するなど、学校と様々な主体との協働を一層推進します。

多様な人材の労働参加を促進するとともに、付加価値労働生産性の向上を支援し、新時代に適応した創造的で強靱な産業への発展を目指します。

「多様な人材の労働参加」と「外国人材の誘致・定着」、「産業分野の特性に応じた取組」の３つの観点から人材確保を推進します。先進的な働き方を普及させるための県独自認証である「職場いきいきアドバンスカンパニー」や、子育てサポート企業として国が認定する「くるみん」等の取得企業数を2030年までに現状の３倍超の2,000社に増加させることを目標とし、資金面での優遇も含めて働き方改革に対する支援を強化します。若者の県内就職を促進するため、県内企業の魅力発信や移住支援金の給付、就職活動費の助成対象の拡大を行うとともに、奨学金返還支援補助金については、年額12万円までは企業負担が生じないよう制度を拡充します。また、小中高校生に地域産業の魅力を伝える職業体験支援コーディネーターを新たに配置します。外国人材の定着を図るため、県内高等教育機関の留学生等と県内企業との出会いの場づくり、海外ＩＴ人材のインターンシップ支援、介護福祉士を目指す留学生のための奨学金支援などに取り組みます。さらに、保育士確保のための魅力体験会の開催や修学資金貸付金の大幅な拡充、林業人材確保のためのリカレント教育講座の開設、農業法人への就農者確保のための研修、建設産業の魅力発信などにも取り組みます。

地域経済の活力を高めるためには、コストカット型経済から脱却し、賃上げと投資が牽引する成長経済への移行を促進することが重要です。そのため、「企業の規模拡大と連携」、「ＤＸ・省力化の促進」、「海外展開とブランド力の向上」に取り組み、事業活動の付加価値労働生産性の向上を図ります。企業の事業承継やＭ＆Ａ、業務の共同化や協業などを、関係機関と連携して徹底的に支援し、企業の経営基盤を強化します。農業についても、地域計画に基づく農地の集積・集約化を支援し、経営力の強化を図ります。

様々な分野での省力化とＤＸを促進します。省力化投資を後押しするための融資メニューの

創設、ＩＣＴ機器の導入等に対して助言を行う専門家の派遣、ＩＴに精通した副業・兼業人材と企業とのマッチングなど、企業に対する支援を強化するほか、信州ＩＴバレー構想を引き続き推進しＩＴ企業・ＩＴ人材の集積を図ります。また、走行時の画像をＡＩで解析する道路パトロール、ドローンを活用した肥料や農薬散布、宿泊施設におけるセルフチェックインシステム等の導入、介護施設における見守りシステムの活用など、分野ごとの取組も進めます。

世界の成長を取り込むため、海外市場への進出とブランド力の向上に取り組みます。新たに「海外展開企業サポートネットワーク（仮称）」を立ち上げるほか、海外展開の方針を策定し、工業製品、農畜産物等県産品の一層の輸出拡大を図ります。伝統的工芸品や日本酒、味噌など発酵食品を対象とする高付加価値商品の開発支援や、インフルエンサーを活用した「ＧＩ長野」の認知度向上などを通じ、ブランド力の強化にも取り組みます。

エシカル消費と地域内経済循環を促進するため、「しあわせバイ信州運動」の一層の拡大・浸透を図ります。県民向け物産フェアや大学生等が新商品などのアイディアを出し合うイベントの開催、学校、幼稚園における有機給食への支援などを行います。木質バイオマスへのエネルギー転換を進めるため、ペレット用のストーブやボイラーの導入を支援します。このほか、品質の高い県産材の利活用を進めるため、県有施設、商業施設等の木造化・木質化の推進、ＪＡＳ構造材の安定供給体制の整備などに取り組みます。

世界水準の山岳高原観光地づくりのため、観光ＭａａＳの推進をはじめとする観光地域づくり、アウトドアカルチャーの発信などの観光プロモーションを推進するとともに、インバウンド誘客の一層の拡大に取り組みます。交通・観光事業者等と観光ＭａａＳの推進体制を構築し、必要な調査研究を進めます。「Ｊａｐａｎ　Ａｌｐｓ　Ｃｙｃｌｉｎｇ　Ｒｏａｄ」については、環境整備と情報発信に取り組み、国のナショナルサイクルルートとしての指定を目指します。また、「アウトドア」をテーマとした戦略的なプロモーションを展開し、大阪・関西万博の自治体参加催事にも出展するほか、本県を舞台とした映画「名探偵コナン　隻眼の残像（フラッシュバック）」と連携した情報発信を行います。堅調に推移するインバウンド需要を着実に捉えるため、旅行業者向けモニターツアーの実施や、独・米・豪に設置した現地コーディネーターを通じた旅行商品の造成支援等を行います。

本県が観光県として飛躍していくためには、必要な財源を持続的・安定的に確保することが不可欠であるとの考えから、観光振興財源の在り方について検討を深めてまいりました。県民の皆様の御意見も踏まえ、今定例会に長野県宿泊税条例案を提出させていただきました。税率は一人１泊300円の定額とし、低料金の宿泊者の負担感に配慮して免税点を6,000円としております。なお、コロナ禍からの回復途上にある観光産業への影響を緩和するため、施行から３年間は税率を200円とします。総務大臣の同意を経た上で令和８年６月から施行したいと考えて

おり、宿泊事業者のシステム改修支援や広報など、税の導入に必要な経費を今回の予算案に計上いたしました。条例成立後は使途の具体化などの諸準備を速やかに進めてまいります。

県民の皆様の持続可能で安定した暮らしを守るため、物価上昇への対応、脱炭素化、県内移動の利便性向上などを推進するとともに、防災対策、犯罪防止対策、医療・福祉サービスなどを充実します。

物価上昇局面における暮らしを守るため、１月補正予算の早期執行に努めてまいります。生活就労支援センター「まいさぽ」での生活や就労に関するきめ細かな相談支援に対応するとともに、生活必需品の提供や生活にお困りの方に対する給付金の支給等を進めます。また、事業者に対しては、中小企業融資制度資金による資金繰りの支援、社会福祉施設・医療機関等に対する食材・燃料費等の支援などを行ってまいります。全国上位の高値が恒常化しているガソリン価格の抑制も重要な課題です。経済団体やＪＡ、市町村等の参加のもと、サービスステーションの経営課題に関する検討会を開催すべく準備を進めていたところ、県石油商業組合の加盟事業者によるガソリンの価格調整の疑いが報じられました。現在、同組合に対して事実関係の調査と調査結果を踏まえた対応についての報告を求めているところであり、報告内容も踏まえて今後の対応を考えてまいります。

2030年までの温室効果ガス正味排出量６割削減を目指し、様々な政策を動員して脱炭素化を進めます。再生可能エネルギー及び省エネルギーの更なる普及促進のため、屋根ソーラーの設置義務化を視野に入れ、「長野県版・初期費用ゼロ円ソーラー」の制度創設や屋根ソーラー等の設置補助を行うほか、市町村と連携したソーラーシェアリングの推進、ペロブスカイト太陽電池の県有施設での設置検討など、潜在力の高い太陽光発電の徹底的な拡大に取り組みます。市町村や事業者等による小水力発電施設等の導入を引き続き支援するほか、新たに地中熱の普及拡大に向けた調査・検討を始めるなど、太陽熱、バイオマス熱等を含む熱利用の普及にも取り組んでまいります。太陽光で発電しＥＶを蓄電池として活用するＶ２Ｈ（ビークルトゥーホーム）機器の導入を進めるため、補助金額を10万円から20万円に倍増するほか、高断熱で再エネ設備を有する「信州健康ゼロエネ住宅」の普及促進と併せて新築住宅のＺＥＨ水準適合義務化の検討を進めます。脱炭素化に取り組む事業者向けの「サステナビリティ・リンク・ローン」の活用を促進する融資制度を構築するとともに、産学官のコンソーシアムにより水素等の利活用を推進します。

昨年策定した長野県地域公共交通計画に基づき、通院・通学や観光のための移動の保証を含め、公共交通の維持・発展に取り組んでまいります。地域就労支援センターにおける運輸業に関する相談窓口設置、バスドライバーとして就業する方に対する移住支援金の支給など、人材の確保・育成を支援します。県内の主要都市間を結ぶみすずハイウェイバスの実証的な増便、

しなの鉄道株式会社が行う緊急安全対策に対する支援、ＪＲ大糸線の本格的な利用促進などに取り組み、必要な交通ネットワークの維持・発展を図ります。公共ライドシェア、日本版ライドシェア等の多様なサービス展開を支援し、「交通空白」の解消に取り組みます。地域連携ＩＣカードやバスロケーションシステムの導入を支援し、バス利用者の利便性を向上させます。基幹的なバス路線に対する県としての支援策を検討するなど、今後とも最適な交通ネットワークの構築に向け鋭意取り組んでまいります。

令和６年能登半島地震を踏まえて策定した「長野県地震防災対策強化アクションプラン」に沿って、「地震災害死ゼロ」を目指します。住宅の耐震改修補助予算を前年度当初予算比で倍増するほか、市町村が行う通信機器整備への助成や、ドローン活用のための実証実験への支援等により、孤立地域発生への備えを強化します。また、緊急輸送道路の重点的整備や道路啓開計画の見直しも進めます。さらに、県内21か所の広域物資輸送拠点における運営マニュアルの整備、男女共同参画の視点も踏まえた避難所運営セミナーの開催、避難所として指定されている特別支援学校３校の体育館への空調設備の導入、罹災証明書の迅速な発行のための研修会の開催、専門家が連携して被災者を支援する災害ケースマネジメントの仕組みづくりなど、ハード・ソフト両面で対策を進めます。

このほか、幹線道路ネットワークの強化、流域治水対策、土砂災害対策、インフラの老朽化対策等を、国の防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策も活用して着実に推進します。また、「逃げ遅れゼロ」の実現のための地域中核人材の育成を進めます。松本市で開催される日本火山学会秋季大会に合わせて「信州火山防災の日」のイベントを開催するなど、火山防災意識の向上にも努めます。

先月22日、ＪＲ長野駅前において、大変痛ましい無差別殺傷事件が発生しました。お亡くなりになられた方と御遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、負傷されたお二人に心からお見舞いを申し上げます。

この度の事件も踏まえ、警察本部と連携して、犯罪防止対策の強化と被害者等への支援の充実に取り組んでまいります。今月運用を開始した長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」の普及を促進し、犯罪発生情報のタイムリーな発信等に努めます。街頭防犯カメラ設置補助金の予算額を増額するとともに、プライバシーに配慮した防犯カメラ設置の在り方も含めて「安全安心なまちづくり」に係る方針を有識者を交えて検討します。警察力強化のため警察職員定数を８年ぶりに10名増員するほか、いわゆる「闇バイト」による強盗・窃盗等への加担と被害を防止するための教育・啓発の強化、自主防犯ボランティアの育成支援などを通じて、防犯意識の向上に取り組みます。また、犯罪被害者等の支援体制充実のための検討を開始します。

持続可能な医療提供体制を構築するため、施設整備への助成等を通じて医療機関の適切な役

割分担と連携を促進してまいります。長野県立病院機構においては、「子どものこころ総合医療センター」の開設など、各病院の役割や経営基盤の強化を盛り込んだ令和７年度からの中期計画を策定しました。この計画に沿った取組が進捗するよう、不採算部門に対する運営費負担金の増額、経営改善への支援などを実施します。木曽病院においては令和８年度からの分娩が中止される見通しであることから、圏域を越えた医療機関の連携促進、妊産婦への交通費助成の拡充など、安心して分娩できる体制の構築に努めます。また、「摂食障がい支援拠点病院」を新たに指定し、摂食障がいの早期治療と社会復帰を促進します。

福祉分野に関しては、要介護状態や認知症になっても地域で希望を持って暮らすことができるよう、医療と福祉の連携や課題の「見える化」などにより、地域包括ケア体制の構築を促進します。農林業分野における障がい者の就労促進のためのコーディネーターを配置するなど、農福連携、林福連携を推進します。総合リハビリテーションセンターについては、地盤の状況や浸水対策の必要性等を考慮し、近隣の県営住宅跡地への移転を前提に敷地調査を実施します。

快適でゆとりのある社会生活の創造に向けて、県土のグランドデザインの策定、移住・二地域居住や交流の促進、デジタル・先端技術の活用、文化・スポーツの振興などに取り組みます。

人口減少下においても安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏の形成を目指し、「県土グランドデザイン」の策定に取り組みます。そのためには、病院や学校などの社会インフラや住宅等の立地の在り方に加え、交通の利便性の向上や楽しいまちづくり、地域の災害リスクの低減、生業の確保など、広範な検討が必要です。まちづくりや交通のみならず、医療、教育、産業、観光など様々な分野を視野に入れ、長期的かつ広域的な視点から県土政策の方向性をお示しできるよう、基礎的な調査と県民の皆様との対話を始めてまいります。

他方で、各地域では特色あるまちづくりが進められています。県としても、リニア駅近郊の土地利用に関するグランドデザインの策定や、信州地域デザインセンター（ＵＤＣ信州）を通じた市町村支援などにより、各地の魅力あるまちづくりを積極的に応援してまいります。

本州中央部広域交流圏を形成するため、中部横断自動車道や中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備を促進し、伊那木曽連絡道路の姥神峠道路の延伸、松本糸魚川連絡道路の安曇野道路の整備に取り組みます。信州まつもと空港については、地域の皆様の御理解・御協力をいただきながら、一層の利用促進と路線の拡充に努めるほか、国際チャーター便の誘致や空港機能強化のための調査・検討を進めます。

移住したい県としての強みを最大限に発揮し、移住と二地域居住、そして関係人口の更なる増加にオール信州で取り組みます。まず、東京のふるさと回帰支援センターに配置している相談員を２名から４名に増員するとともに、地域おこし協力隊員を県内４エリアに配置して広域での移住施策を推進します。田舎暮らし「楽園信州」推進協議会において効果的なプロモー

ションを検討するなど情報発信力を強化します。住まいの選択肢を増やすため、空き家を流通させるための仕組みづくりに取り組みます。「仕事」と「暮らし」をセットにして人を呼び込む「信州で暮らす、働くフェア」の開催回数と出展企業数を増やします。二地域居住については、「広域的地域活性化基盤整備計画」を都道府県として初めて策定いたしました。多様な生き方・働き方を先導する県として、積極的に取り組みたいと考えており、「信州ワーキングホリデー」や農ある暮らしの希望者と実践者の交流の場づくりなどを進めてまいります。

デジタル・先端技術を積極的に活用し、教育、防災、医療など暮らしに関わる幅広い分野と行政のＤＸ、ドローン等次世代空モビリティの利活用を推進するため、「長野県ＤＸアクションプラン（仮称）」を今年度中に策定します。暮らしのＤＸについては、高校生がオンラインで先進的な講義を受講できる環境の構築、へき地や初期救急医療におけるオンライン診療の普及などに取り組みます。時間や場所を問わず県の行政手続を御利用いただけるよう、パスポートの取得などニーズの高い手続からオンライン化に取り組み、全ての手続におけるオンライン対応の実現を目指すほか、外部のデジタル人材も含むアドバイザーチームにより市町村のＤＸを支援します。また、ドローンの実証実験の補助対象に新たに空飛ぶクルマの事業化準備を加えます。

時代の最先端をいくオンリーワンの輝く農山村地域の創造を目指し、現在、りんごと森林をそれぞれの中核資源とする飯綱町・根羽村を対象に人的・財政的支援や地域づくり専門家による伴走支援を行っています。ふるさと納税における農山村体験メニューの造成や森林資源を活かした新商品開発などにより、関係人口の創出や地域資源の高付加価値化などの取組が進められています。来年度からは、地域ぐるみの農業生産で成果を上げている飯島町を支援対象に加え、アグリビジネスの創出や環境保全型農業の推進などを支援してまいります。

沖縄県とは、令和５年に締結した交流連携協定に基づく交流を進めています。先日、県議会や経済団体の皆様とともに沖縄県を訪問し、玉城デニー知事との会談や、経済団体との懇談を行ってまいりました。また、長野県遺族会主催の沖縄「信濃の塔」追悼式と、佐久市が平和学習の場として整備した「糸洲の壕学習環境整備事業」の竣工式に参列し、戦争の記憶や歴史を語り継いでいくことの重要性を改めて痛感いたしました。戦後80年を迎える中、改めて平和の尊さを深く胸に刻み込み、県政を進めてまいります。来年度は、信州まつもと空港と沖縄とのチャーター便に対する支援や物産展の開催、子どもの交流などに加え、将来を担う若者の相互訪問を新たに開始するなど、幅広い分野で交流を進めてまいります。

心豊かな社会を目指し、文化芸術の振興を図ってまいります。「信州アーツカウンシル」を中心に文化芸術団体等と連携して地域の文化活動を支援します。東山魁夷館開館35周年を記念した展覧会の開催や民俗芸能の保存・継承の促進に取り組むほか、新しい県史の編さんに向け

た準備を進めます。また、障がい者の文化芸術活動を支援するため、展覧会の開催、アート作品の貸出し、支援者の育成等に取り組みます。

国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催を３年後に控え、スポーツの振興に一層力を注いでまいります。新たに国スポ・全障スポ大会局を観光スポーツ部内に設置し、両大会の準備を本格化します。総合開閉会式会場となる松本平広域公園陸上競技場の整備を進めるほか、冬季大会の施設も含めて市町村が行う競技施設整備を支援します。国スポの開催に向けては競技団体を通じた選手の育成・強化や競技役員の養成等に、全障スポの開催に向けては障がい者スポーツの普及や競技団体の強化等に取り組んでまいります。また、県内プロスポーツチームとの連携を一層強化し、試合観戦と周辺観光を一体で楽しむための仕組みづくりなどを進めます。

多くの県の施策は県民の皆様に知っていただいてこそ効果を発揮することができます。フィードバックを受けながら政策の質を高めていくためにも、「伝える」ではなく、「伝わる」広報が重要です。このため、広報に関する組織、予算を抜本的に強化します。部長級の広報担当参事と専門的知見を有する外部人材を配置し、広報予算を1.6倍に増額します。ターゲットに応じた最適な媒体を活用し、職員のスキル向上のための研修を実施するなど、全庁的な視点で戦略的に広報を実施してまいります。

職員が高い志と仕事への情熱をもって活躍できる県組織を目指し、組織風土を改善するための「かえるプロジェクト」に取り組んでいます。これまでに職員提案による約230件の業務効率化に取り組み、生成ＡＩも先月から本格的に活用を始めたほか、フリーアドレス化などのオフィス改革も進めています。全庁的に取り組む重点アクションについても、いわゆるレクの勤務時間外実施ゼロを達成した所属が昨年８月以降継続して９割を超えているほか、ペーパーレス化の推進により昨年４月から12月の資料等の印刷枚数が前年比約３割減少するなど、一定の成果が上がっています。来年度も、職員が明るく楽しく前向きに働ける職場環境づくりと、県民の皆様に真に役立つ組織づくりを一層推進してまいります。

最後に、条例案などについて申し上げます。

条例案は、新設条例案３件、一部改正条例案30件であります。

このうち、「特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案」は、特別支援教育の一層の理解促進を図るため、令和８年４月から「養護学校」の名称を「支援学校」に改めるものです。

事件案は、24件であります。

このうち、「高等学校の統合について」は、上伊那農業高等学校と駒ケ根工業高等学校の統合に係るものであります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など９件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げました。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）次に、武田育夫教育長。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）令和７年度の教育委員会関係の議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

最初に、これからの長野県教育に関して、教育長としての所信の一端を申し述べさせていただきます。

人口減少下において、教育は、地域と社会の未来をつくる重要なテーマのひとつです。グローバル化や情報技術の発展等により、社会の在り方は日々変化しており、こうした時代を生きる子どもたちにあっては、自ら課題を発見し、他者とも協働しながら、課題解決に向けて主体的に取り組む力が求められます。子どもたちがそれぞれの幸福を追求し、新しい価値やよりよい社会を創造する力を育むことができるよう、一人ひとりに合った多様な学びを展開していく必要があります。

そこで、まずは学校改革に取り組みます。常に子どもたちのために、そして子どもたちの視点で、前例にとらわれない学校づくりを進めてまいります。

また、学校改革を進めるためには、その主体となる教員が、自信と誇りをもち、生き生きと元気に教育を行うことができるよう、業務の削減・効率化を図るとともに、処遇の改善にも取り組みます。

加えて、子どもたちの多様化が進み、災害時の避難や防犯など多くの社会的課題がある中で、学校がそのすべてを対応することは難しくなっております。地域や関係団体などの皆様とも協働し、社会全体で子どもたちの安心・安全を守り、育んでまいります。

こうした取組を着実に推進するためには、信州教育に対する県民の皆様の信頼が不可欠であります。今後も非違行為の根絶に向け、私自身が教職員の先頭に立ち、粘り強く取り組んでまいります。

この長野県において、子どもも地域も教員も皆が輝く、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指し、日々邁進してまいる所存です。

続きまして、令和７年度の教育委員会の主な施策について申し上げます。

まず、一人ひとりに合った学びを実践する学校について申し上げます。

常に子どもを主語とし、「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するために、子どもが自ら学び方等を選択でき、自己実現できる「ウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）」の設置を進めています。

昨年、実践校の指定を希望する、県内の市町村教育委員会及び公立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の募集を行ったところ、38件の応募があり、選考会議での審議を経て、令和７年度から準備に取り組む12市町村・70校を選考しました。実践校においては、準備の段階から地域の皆様や児童生徒も交え、それぞれに特色をもった新たな学校づくりを進めていきます。

県教育委員会としても、実践校を含む、改革を目指す全ての学校を支援するため、「学校改革支援センター（仮称）」を県教育委員会事務局内に設置し、伴走支援してまいります。また実践校のある市町村教育委員会に対しては、専属の教員を配置するなどの支援を行い、学校改革の中核となるよう進めてまいります。

県立高校においても、各校が特色を持ち、地域と共に、生徒が学びたい学びを叶えることができる学校づくりが求められております。そこで、県立高校が今後進むべき旗となる「県立高校の特色化に関する方針」を昨年９月に策定しました。

全体の方向性を、「生徒が自分の興味関心や希望に沿って選択できるこれからの時代に合った特色あふれる高校づくりを進める」こととし、各校の特色を、「様々な選択肢から、自分の進路に向かって学びたいことをとことん学べる」「社会に求められる技術・能力が身につく」「長野県のリソースを使った地域での学びができる」「一人ひとりの個性や多様性が尊重される」の４つの視点を基に重点化してまいります。

特色化の検討や推進にあたっては、地域の声もお聞きしながら、各校の生徒が自ら企画提案する事業も実施し、学校をあげた取組として推進してまいります。

各校の特色や魅力を中学生やその保護者等に発信することも重要です。ウェブサイトなどによる情報発信の強化や、高校生が企画・運営する合同説明会など、様々な手法により各校の魅力を伝えてまいります。

各校が持つ特色の中には、長野県ならではの強みもあり、県内外問わず、多くの生徒を集めたいと考えております。既に、飯山高等学校スポーツ科学科、白馬高等学校国際観光科では全国募集を行っているところですが、その他の高校への拡大について検討するとともに、生徒が入居する寮の運営費を支援するなど、受け入れ体制の強化についても進めてまいります。

高校の再編につきましては、既に、「再編・整備計画」において決定している新校について、学校関係者や生徒、市町村、産業界などで構成する「新校再編実施計画懇話会」を開催し、目指す学校像や設置学科などについて意見交換を重ねているところです。

このうち、辰野高等学校の商業科、箕輪進修高等学校の工業科、上伊那農業高等学校及び駒ケ根工業高等学校を再編統合する上伊那総合技術新校（仮称）については、昨年12月の教育委員会定例会で「再編実施基本計画」を決定し、今県議会定例会に、統合について同意を求める

議案を提出いたしました。

すべての子どもたちが自らの夢に挑戦することのできる「新たな学び」と「新たな高校づくり」のため、引き続き、地域の皆様とも丁寧に話し合いながら、できる限り早期に実現できるよう進めてまいります。

なお、ＩＣＴの活用による遠隔授業や通信制高校を選択する生徒の増加など、状況の変化に伴い、現在、再検討しております、第二期の高校再編に関する基準等については、子どもたちを取り巻く環境や社会状況、高校の特色化などを勘案しながら、関係者や有識者の皆様のほか、中学生や高校生なども含め幅広くご意見をいただき、今年の夏ごろまでには新たな基準を定め、令和８年４月から令和12年３月まで適用する方向で考えております。

文部科学省が実施した調査によると、令和５年度の本県の小中学校における不登校児童生徒数は7,060人と過去最多でした。増加の背景には、教育機会確保法の趣旨の浸透により、学校だけが学びの場ではないという認識が社会全体で広がってきたことや、コロナ禍の影響で、欠席することへの抵抗感が低下したことなどが考えられます。

今後、次の２つの観点から、対策を講じてまいります。ひとつ目は、どの子も毎日行きたくなるような学校づくりを推進することです。先ほど説明しました、「ウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン)」を中心に、子どもたちの目線で学校の仕組みを変えていくとともに、教職員配置の充実や教員の働き方改革により、子どもたちが先生方と多くの楽しい時間を過ごすことができるよう進めてまいります。

ふたつ目は、教室に入りづらい子どもたちや学校へ来ることができていない子どもたちの学びの保障をしていくことです。教育支援センターに専任の支援員を配置する市町村への補助を行うなど、センターの機能拡充・設置支援を行ってまいります。また、いわゆる不登校特例校である学びの多様化学校と、夜間中学校の機能を併せ持つ、オープンドアスクールについては、軽井沢町と上田市で設置が検討されています。県教育委員会としても必要な支援を行い、多様な学びの場づくりをともに推進します。

また、共生社会の実現に向けた動きが加速する中、特別支援教育への一層の理解が図られることを目的に、県立特別支援学校のうち、養護学校14校については、令和８年度から名称を「支援学校」に変更する改正条例案を提出いたしました。

学校改革を進めるためには、その主体となる意欲ある教職員が不可欠です。昨年10月１日時点の調査では、県内公立学校において生じていた欠員は75名でした。子どもたちの学びを停滞させないためにも、欠員を解消していかなければなりません。

対応として、まずは、教員や講師を十分確保することです。少子化により新卒者の確保が一層難しくなる中で、転職者や県外の方など、ターゲットを広げていくことが必要であると考え

ております。令和７年度の教員採用選考にあたっては、より幅広い皆様に応募していただけるよう、選考方法を見直すとともに、県内への移住を希望する教員を対象とした「信州ＵＩＪターン秋選考」を新たに導入しました。引き続き、時代に即した採用のあり方について検討してまいります。

また、不測の欠員が生じた際、代替者が見つかるまでの間、その学校にサポートとして入ることのできる教員を増やすとともに、産育休など、あらかじめ把握可能な欠員に対する代替教員の事前配置を新たに高等学校へも拡大するなど、欠員解消に向けた不断の取組を進めてまいります。

人口減少が進む中、中山間地校の教育を充実させるための教員配置も重要なテーマです。中山間地の校区内に居住する教員が少なく、また校区外から通勤する場合には、教員の経済的負担が課題となっています。

そこで、へき地教育振興法に基づき、へき地級地内の学校に勤務する教職員に支給される「へき地手当」の支給率を全国水準並みに引き上げるとともに、任地居住した教職員に支給される「へき地手当に準ずる手当」の支給率を全国でもトップの水準まで引上げることとしました。

また、中山間地校へ意欲ある教員を配置するため、「信州ＵＩＪターン秋選考」において、特定の山間地校への勤務を条件として正式採用する選考を来年度から実施します。

中山間地域に居住し、地域の資源を活用した特色ある教育を実践したいと考える熱意あふれる教員を支援し、中山間地校の教育の充実につなげてまいります。

ここまで、教員配置の充実や処遇改善について述べてきましたが、教職そのものの魅力を高めるためには、教員業務の削減や効率化を併せて進め、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保することが必要です。

現在、県教育委員会から小中学校等に対して実施している年間約100件の調査・報告のうち、３分の１を廃止又は簡略化していくとともに、例年実施している会議や研修会、学校訪問などについてもゼロベースで見直しを行ってまいります。また、県立高校における電子採点システムや、県立高校の入学者選抜にインターネット出願システムを導入するなど、情報技術の活用にも着手いたします。

教員の業務削減や効率化は、学校独自の取組だけでは難しい面もあることから、知事部局とも連携し、取組を推進してまいります。

少子化や多様化が進む中、学校だけでは対応が難しい業務も増えています。
教員の働き方改革を進めるためにも、地域や民間団体等の皆様のお力添えをいただき、協働・分担しながら取り組んでまいります。

そのひとつが、部活動の地域クラブ活動への移行です。休日の中学校部活動については、国が示す令和７年度までの改革推進期間にできる限りの移行を進めますが、地域によっては調整に時間を要するところもあるため、令和８年度末までの完了を目指して取り組んでまいります。移行に向けては、指導者等の確保が何より必要であるため、引き続き「信州地域クラブ活動指導者リスト」を通じ、指導・協力者と地域クラブ等とのマッチングを進めるほか、国の実証事業を活用し、新たにＩＣＴによる遠隔指導や指導動画コンテンツの作成、周知啓発のためのシンポジウムの開催などに取り組みます。

このほか、高校に配置する外国語指導助手や、地域との連携・協働を担うコーディネーターを増員するなど、外部人材や地域の力の活用に向けた取組を進めてまいります。

以上、教育委員会の重点的な施策について申し上げました。

これらの施策を推進するため、令和７年度当初予算案は、一般会計1,871億7,721万円、高等学校等奨学資金貸付金特別会計6,602万４千円をお願いしております。

条例案は、「長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」「特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案」の３件でございます。

事件案は、先ほど説明を申し上げました、上伊那総合技術新校（仮称）に係る「高等学校の統合について」の１件でございます。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げました。何とぞご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）次に、鈴木達也警察本部長。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察本部関係の議案説明等に先立ち、１月22日に発生しました殺傷事件につきまして一言申し上げます。

今回の事件は、ＪＲ長野駅前において、男女３人が刃物で襲われ、うち男性１人の尊い人命が奪われた連続殺傷事件であります。

改めて、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様に心よりお悔やみを申し上げます。

また、負傷された方にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

本件は、県民の皆様をはじめ、社会に大きな不安を与える凶悪かつ卑劣極まりない事件であり、被疑者の早期検挙に向け、全力で捜査を進めるとともに、10都県警察から、パトカー16台と約100人の警戒員を派遣していただいたり、関係機関と連携しながら同様の事件が発生しな

いよう警戒を強化いたしました。

事件発生後、県民の皆様は、大変不安な日々を送られたと存じますが、多くの方々からの御協力もあり、１月26日、被疑者を逮捕することができました。

今後も、事件の全容解明に向け全力で捜査を推進してまいります。

続きまして、県下の治安情勢と長野県警察の運営重点について御説明させていただきます。

始めに、令和６年中の県下の治安情勢について御説明いたします。

まず、犯罪の発生・検挙状況についてでございます。

令和６年中の刑法犯認知件数は7,673件と前年と比較してマイナス96件であり、令和４年から２年連続で増加していたところ、昨年は減少に転じました。

また、検挙件数は減少したものの、検挙人員は増加し、全体の検挙率は前年とほぼ横ばいで推移しています。

次に、交通事故の発生状況についてでございます。

交通事故発生件数は、4,970件で前年と比較してマイナス36件でした。

交通事故による死者数は、令和元年までは年間死者数が60人を超えていましたが、令和５年には統計を取り始めた昭和32年以降最少となる42人まで減少したものの、昨年はこれを15人上回る57人でした。

次に、本年の長野県警察の運営重点について、御説明いたします。

県警察では、県民の安全・安心を確保するため、運営指針を「県民とともにある力強く温かい警察～日本一安全・安心な信州をめざして～」と定め、その下に、運営重点として「総合的な犯罪防止対策の推進」「県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙」「交通事故防止対策の推進」「テロ・大規模災害等危機管理対策の推進」「治安情勢を的確に見据えた効果的な地域警察活動の推進」「県民の立場に立った積極的な対応」「警戒の空白を生じさせない組織体制の構築」の７項目を掲げております。

このうち、特に力を入れて取り組む対策について御説明いたします。

１点目は、電話でお金詐欺等被害防止対策及び犯罪加担防止対策の推進であります。

電話でお金詐欺は、認知件数、被害額ともにやや減少したものの、依然として高水準で推移しております。

特徴としては、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺の増加が顕著であり、高齢者以外の被害が増加したことや、警察官や検察官をかたって「犯罪の嫌疑がかかっている」「逮捕状が出ている」と言って被害者を不安に陥れる手口がはやっていることなどが挙げられます。

一方で、金融機関やコンビニエンスストアの御協力により、阻止した件数が386件、阻止した被害額が約１億8,700万円となっています。

また、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺にあっては、暫定値で認知件数が141件、被害額が約17億５千５百万円と大幅に増加しました。

特徴としては、高齢者以外の中・若年層の被害者が多く、性別では被害者の約７割が男性となっていることなどが挙げられます。

県警察といたしましては、「犯人からの電話を受けない」「電話を受けても信じない」「信じても周囲が阻止する」「ＳＮＳやインターネット等における儲け話は詐欺を疑う」といった対策を念頭に、関係機関・団体等と連携した予防的活動を推進するとともに、金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を更に強化し、被害防止対策を推進してまいります。

また、昨年、首都圏を中心に連続発生したいわゆる闇バイトによる強盗事件につきましては、当県でも発生する可能性が十分にあることから、広報啓発、防犯機器等の普及、犯罪に加担しないための呼び掛けを積極的に行ってまいります。

２点目は、高齢者の交通事故防止対策であります。

交通事故死者57人のうち、高齢者の死者は32人であり、全死者の56.1パーセントと、依然として高い割合で推移しており、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっております。

このような情勢を踏まえ、本年は、抑止目標を、死者数45人以下、重傷者数500人以下と定め、最重点である高齢者の交通事故防止対策を中心に、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら交通事故防止対策を推進してまいります。

以上、治安情勢と運営重点について御説明させていただきました。

引き続き、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

続きまして、警察本部関係の議案について御説明いたします。

警察本部関係の議案は、予算案１件、条例案３件、専決処分報告２件の計６件でございます。

予算案につきましては、日本一安全・安心な信州の実現を目指し、運営重点として掲げた各種施策を推進するため、「令和７年度長野県一般会計予算案」において474億４千８百万円余を計上いたしました。

主な事業といたしましては、先ほど御説明いたしました、「いわゆる闇バイトによる犯罪や電話でお金詐欺への対策など、県民の命と財産を守るための総合対策事業」「高齢者に対する交通安全教育など交通事故防止に向けた各種対策や交通事故防止と交通の円滑化に資する施設整備に取り組む、交通事故防止対策推進事業」のほか「災害発生時の情報収集や救出救助のための装備資機材を整備する大規模災害等危機管理対策強化事業」「地域の安全・安心の拠点となる警察施設を整備する警察基盤強化事業」のために要する経費を計上しております。

次に、条例案４件について御説明いたします。

始めに、「長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案」につきましては、令和７

年度予算政府案に地方警察官476人の増員が盛り込まれ、長野県警察には、10人の増員が内示され、条例定数の元となる警察法施行令の一部が改正されることから、これに沿って、長野県地方警察職員定数条例の一部の改正を行うものでございます。

次に、「長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事委員会勧告に基づき給料表の改定を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、「長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」につきましては、令和６年５月に公布された自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律により、自動車の保管場所を確保していることを示す保管場所標章が廃止されることから、保管場所標章の交付手数料及び再交付手数料を、それぞれ廃止するものでございます。

最後に、専決処分報告についてでございますが、「交通事故に係る損害賠償」及び「捜査中の事故に係る損害賠償」について報告するものでございます。

以上、警察本部関係の議案につきまして、その概要を御説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）次に、吉沢正公営企業管理者。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）今回提出いたしました議案のうち、企業局関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、企業局事業を取り巻く状況等について御説明申し上げます。

企業局では、「水の恵みを未来へつなぐ」を基本目標とする「長野県公営企業経営戦略」に沿い、電気・水道事業について、経営の安定や未来への積極的な投資に取り組んでいます。身近なライフラインである電気と水道の安定供給を通じて県民の豊かな暮らしを支えるため、関係部局や地域と連携しながら、事業の着実な推進に努めてまいります。

はじめに、電気事業について申し上げます。

脱炭素化に向けた取組が世界的に急務となり、「長野県ゼロカーボン戦略」の推進が求められる中、企業局としても、経営戦略において、令和７年度の発電所数を着手ベースで36か所とすることなどを目標として掲げ、取組を進めております。

昨年、川上村の金峰山川発電所など２か所の運転開始により、25施設となった発電所については、今年７月に運転開始を予定している飯島町の越百のしずく発電所を含め、現在４か所で建設・設計を進めています。来年度は、新たに南牧村など２か所での着手を予定しており、更にこれらに続く開発地点の事業性の評価や、候補地点の調査を行ってまいります。

また、既存発電所の大規模改修等に関しては、基幹発電所である伊那市の美和及び春近発電所、須坂市の豊丘ダム発電所の工事が終了し、今年の春から順次運転を再開いたしますので、

出力増強による電力の供給拡大及び固定価格買取制度を活用した収益の確保に努めてまいります。

地域における再生可能エネルギー導入に対する支援としては、令和３年度から、菅平ダムの直下に建設される神川沿岸土地改良区の小水力発電施設の設計・建設を受託してまいりました。来年度末に予定している発電所の完成後は、運転管理を受託し、企業局の菅平発電所と一体となった効率的な運転管理を目指すほか、木祖村や高森町でも新規開発地点の調査を受託するなど、企業局がこれまで培ってきたノウハウを活かして、調査から建設まで一貫して支援してまいります。

これら水力発電所の建設や市町村等の電源開発の取組に対する支援を通じ、2050ゼロカーボンの実現に向けた再生可能エネルギーの供給拡大に寄与すべく、引き続き積極的に取り組んでまいります。

企業局電力の活用については、令和５年７月から、発電した電力を「自己託送」により県庁舎に供給しており、昨年７月からは、原則、全ての使用電力を企業局電力で賄っております。さらに、今年度、先ほど申し上げました、越百のしずく発電所の電力について、再生可能エネルギーを必要とする企業を公募し、直接契約・供給することで同エネルギーの需要拡大や更なる電源開発につなげる新たな取組をスタートさせました。

こうした取組は全国の公営企業でも初となりますが、今後も、企業局電力の環境価値を活かし、収益確保を図りつつ、エネルギーの地消地産の視点も踏まえ、更なる活用方策の検討を進めてまいります 。

発電所等の運転管理については、これまで、次世代監視制御ネットワークシステムを構築し、監視制御を一元化するとともに、特にダム式の発電所については、ＡＩを活用した流入量予測システムの開発を進めるなど、維持管理の高度化、効率化に向けて、先端技術を活用した取組を進めてまいりました。来年度は、更にシステムの拡充を図るとともに、運転管理業務の一部に職員が直接携わる機会を増やすなど、技術力向上や技術の継承にも配慮した取組を進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

本格的な人口減少時代の到来による水需要の減少に加えて、施設の老朽化、人材不足など、水道事業の運営は厳しい環境に直面しております。加えて、令和６年能登半島地震では、水道施設に甚大な被害が生じ、長期間にわたり住民生活に大きな影響を及ぼすなど、近年大規模災害が頻発していることから、施設・管路の耐震化などの備えが急務となっています。

災害への備えとしては、基幹管路や病院、避難所等の重要給水施設に至る管路、また、基幹となる浄水施設の耐震化を計画的に進めてまいります。さらに、激甚化や頻発する豪雨災害に

備えた対策として、安定した取水を継続的に行えるよう、用水供給に係る塩尻市片平取水場の管理用道路を拡幅して、維持管理機能の強化を図ってまいります。加えて、災害時等でも飲料水や生活水を確保できる応急給水施設「安心の蛇口」を、来年度、末端給水区域において新たに３か所設置し、全体で20か所とします。

施設等の維持管理につきましては、塩化ビニル管の布設替等、老朽化した施設や設備の更新を着実に進めるとともに、今年度実施しているＡＩによる管路の劣化診断結果を更新の優先度の判断に活用するなど、先端技術も活用して今後増加が見込まれる更新需要に効果的・効率的に対応し、長寿命化を図ってまいります。

さらに、限られた財源に、限られた財源の中での効率的な水運用が求められることから、ポン効率的な水運用が求められることから、ポンプ場等の統廃合による施設のダウンサイジングに取り組んでまいります。プ場等の統廃合による施設のダウンサイジングに取り組んでまいります。

人口減少社会への適応、水道事業の経営基盤強化に資する広域化に関しましては、企業局が末端給水事業を行っている上田・長野地域、用水供給事業を行っている松本地域それぞれで、関係市町村と検討、研究を進めています。

上田・長野地域につきましては、昨年４月に、事業統合に向けた具体の協議を進めるため、長野市、上田市、千曲市、坂城町とともに「上田長野地域水道事業広域化協議会」を設立し、施設整備計画及び財政シミュレーションの見直しを行うとともに、事業統合を行う場合の業務運営などに関する基本的な方針を整理した「基本計画」の策定に関する検討・協議を進めているところです。

昨年10月に計画の素案を公表し、11月から今年１月にかけて、対象地域において議会や住民の皆様への説明や意見募集を行ったところ、運営体制や施設整備、財政運営などに関する様々な御意見をいただきました。

現在、協議会事務局において確認・整理を行っていますが、これらの御意見なども踏まえ、関係団体の合意のもと「基本計画」を取りまとめ、地域の皆様への丁寧な説明を行いながら、広域化後の組織体制や業務運営など、統合に向けた「事業計画」の検討に取り組んでまいります。

松本地域につきましては、昨年３月に受水事業者である松本市、塩尻市及び山形村と「松塩地域水道事業広域化研究会」を設立し、広域化の効果等について研究を進めています。用水供給事業と末端給水事業の垂直統合に加えて、末端給水事業者同士の水平統合に伴う施設の見直しなどに関する検討も踏まえ、事業統合のあり様など方向性について検討を深めてまいります。

市町村等水道事業者への支援につきましては、上田市内の諏訪形浄水場内に、配水管工事や

漏水修繕等の技術に関する簡易研修設備を今年８月目途に整備する予定となっています。今後は、当該設備も活用しながら、公益財団法人長野県下水道公社などとも連携し、市町村職員等を対象とした実務研修会を開催するなど、現場の実情を踏まえた支援を実施してまいります。

次に、次期経営戦略の策定について申し上げます。

企業局では、平成28年２月に策定した「長野県公営企業経営戦略」を、社会情勢の変化に即して令和３年３月に改定し、事業の推進に努めてまいりました。この戦略は令和７年度を最終年度としていることから、目標の達成に向けて引き続き全力で取り組むとともに、今後の経営の基本となる次期経営戦略の策定を進めてまいります。

策定に当たっては、本格的な人口減少社会の到来、頻発化する自然災害、ＤＸの進展など企業局経営を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、昨今の建設コストや金利の上昇、人手不足などが経営に与える影響などを十分に勘案し、次の10年間で取り組むべき事業や投資・財政計画を明らかにしてまいります。

それでは、令和７年度企業局当初予算案の概要について、御説明申し上げます。

予算案につきましては、「経営の安定」や「未来への投資」はもとより「地域への貢献、地域との連携」など「経営戦略」で掲げた６つの視点に基づき、社会環境の変化や直面する課題に的確に対応するとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」を推進する観点から編成いたしました。

最初に、電気事業については、料金収入は、冒頭に申し上げました４発電所の運転開始により電力量が増加することなどから、今年度に比べ27億9,836万９千円の増となる66億1,581万５千円を計上しました。損益につきましては、今年度に比べ、７億8,910万５千円の増となる２億6,566万２千円の純利益を計上いたしました。

建設改良費につきましては、発電所の建設や大規模改修に係る事業費等として、60億4,636万２千円を計上するとともに、債務負担行為につきましては、159億3,872万６千円を設定いたしました。

なお、電気事業の利益剰余金を活用した一般会計への繰出しにつきましては、これまで積み立てた「こどもの未来支援積立金」から5,000万円を繰り出し、県立及び市町村立図書館等が協働で整備した「電子図書館」の充実や、保育施設の園庭の芝生化等を支援してまいります。また、「地方創生積立金」から２億2,300万円余を繰り出し、新たに、住宅における太陽光発電設備や電気自動車の普及に向けた取組を支援してまいります。

次に、水道事業についてですが、水道料金収入は、末端給水事業では、近年、給水戸数が増加する一方で、戸当たり給水量が減少傾向にあることから、今年度とほぼ横ばいの36億2,571万９千円を計上したほか、用水供給事業では、今年度と同額の14億4,395万４千円を計上いた

しました。

両事業を合わせた純利益につきましては、用水供給事業における機械装置の修繕費の増加などの影響により、今年度に比べ621万６千円の減となる1,739万円を計上いたしました。

建設改良費につきましては、施設・管路の耐震化や更新等を着実に進めるための事業費として、末端給水事業では、25億409万３千円、用水供給事業では、12億4,253万２千円を計上いたしました。

以上、電気事業会計と水道事業会計を合わせた企業局の予算額は、収益的支出と資本的支出を合わせて256億7,827万１千円となります。

条例案は、発電所の新設に伴う「長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」など２件であります。

以上、企業局関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。

何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）以上をもって知事提出議案の口頭説明は終了いたしました。

ただいま説明がありました以外の部長の説明につきましては、議会運営委員会の意見を徴した結果、口頭説明を省略することとし、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

〔議案等の部「３　口頭説明を省略した部長の議案説明要旨」参照〕

○議長（山岸喜昭君）これらの議案は、来る２月19日から行う質疑の対象に供します。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る２月19日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後２時22分延会

令和７年２月19日

長野県議会（定例会）会議録

第　２　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第２号）

令和７年２月19日（水曜日）

出席議員（56名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆

54　番	風　間　辰　一	56　番	萩　原　　清
55　番	佐々木　祥　二	57　番	服　部　宏　昭

説明のため出席した者

知　　事	阿　部　守　一	農政部長	小　林　茂　樹
副　知　事	関　　昇一郎	林務部長	須　藤　俊　一
危機管理監兼危機管理部長	前　沢　直　隆	建設部長	新　田　恭　士
企画振興部長	中　村　　徹	建設部リニア整備推進局長	室　賀　荘一郎
企画振興部交通政策局長	小　林　真　人	会計管理者兼会計局長	尾　島　信　久
総務部長	渡　辺　高　秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉　沢　　正
県民文化部長	直　江　　崇	財政課長	新　納　範　久
県民文化部こども若者局長	高　橋　寿　明	教育長	武　田　育　夫
健康福祉部長	笹　渕　美　香	教育次長	米　沢　一　馬
環境部長	諏　訪　孝　治	教育次長	曽根原　好　彦
産業労働部長	田　中　達　也	警察本部長	鈴　木　達　也
産業労働部営業局長	合　津　俊　雄	警務部長	長　瀬　　悠
観光スポーツ部長	加　藤　　浩	監査委員	増　田　隆　志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮　原　　渉	議事課担当係長	萩　原　晴　香
議事課長	矢　島　　武	議事課主事	片　桐　美代子
議事課企画幹兼課長補佐	山　本　千鶴子	総務課庶務係長	矢　島　修　治
		総務課主任	東　方　啓　太

令和７年２月19日（水曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

知事提出議案

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

◉諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「２　諸般の報告」参照〕

◉知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和７年２月19日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

長野県知事　阿　部　守　一

令和７年２月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 74 号　令和６年度長野県一般会計補正予算（第６号）案

第 75 号　令和６年度長野県公債費特別会計補正予算（第１号）案

第 76 号　令和６年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第１号）案

第 77 号　令和６年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）案

第 78 号　令和６年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第２号）案
第 79 号　令和６年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第１号）案
第 80 号　令和６年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第３号）案
第 81 号　令和６年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第２号）案
第 82 号　令和６年度長野県電気事業会計補正予算（第２号）案
第 83 号　令和６年度長野県水道事業会計補正予算（第２号）案
第 84 号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
第 85 号　副知事の選任について
第 86 号　防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について
〔議案等の部「１　議案　⑴知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

◉知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、令和６年度一般会計補正予算案など予算案10件、条例案１件、事件案２件です。

一般会計補正予算案は122億9,099万６千円の減額であります。

増額する主なものは、減債基金、こどもの未来支援基金及び国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金等の積立てに要する経費、道路除雪費、介護職員等処遇改善支援事業費のほか、交通系ＩＣカードを導入する県内地域鉄道事業者や穀類乾燥調製施設の再編・集約を行う農業協同組合への支援に要する経費などであります。

減額となりますのは、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴うものであります。

歳入につきましては、県税117億3,309万９千円、地方交付税75億6,184万４千円、地方消費税清算金53億6,309万１千円を増額する一方、諸収入179億6,939万円、県債88億8,700万円、国庫支出金74億7,775万３千円を減額するなどしております。

本年度の一般会計予算は、今回の補正により、１兆837億2,659万２千円となります。

特別会計補正予算案は公債費特別会計など５会計、企業特別会計補正予算案は総合リハビリテーション事業会計など４会計であり、事業計画の変更などに伴う補正であります。

事件案は、「副知事の選任について」及び「防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について」であります。

「副知事の選任について」は、二人目の副知事として新田恭士氏の選任をお願いするものであります。新田氏は、これまで建設部長として道路ネットワークの整備や流域治水対策、インフラの老朽化対策などに手腕を発揮していただきました。県土のグランドデザイン策定、ＤＸ推進など直面する県政課題に対応していくためには、新田氏の力が必要であると考えております。

「防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について」は、昨年の２月定例会で議決をいただき控訴した事案について、裁判所から提示のあった和解案に合意しようとするものであります。あわせて、今回の和解金の支払いに伴い、県組織全体を統括する立場としての責任に鑑み、私自身の給料を２か月間、副知事の給料を１か月間、それぞれ10パーセント減額する条例案を提出させていただきました。

以上、追加提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げました。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

◉各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

自由民主党県議団代表風間辰一議員。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）我が国の最重要課題の一つでありましたコロナ対応が収束し、平時に戻りつつある中、年間260万人台を記録していた我が国の出生数は、2024年には70万人のライン

を切ることも予想され、我が県の人口も200万人を割るなど、少子化・人口減少問題が現実のものとして感じられるようになりました。

国は、こども未来戦略方針を公表し、本県においても、人口減少を前提とした上で社会経済が成り立つための仕組みづくりを検討するため、戦略検討会議を立ち上げ、昨年２月に戦略方針案を公表し、その後、若者、女性をはじめとした幅広い声を拾い集め、12月には県も参加する県民会議において信州未来共創戦略が決定されました。これからの取組が大変重要になります。

また、賃金の上昇が価格に追いつかない。物価高騰の動きはとどまらず、県民生活に追い打ちをかけております。国外を見れば、米国は相互関税政策にかじを切り、同盟国に対しても品目別に関税をかけようとする動きを見せ、我が国経済、県内産業にも大きな影響を与える新たな問題として浮上しております。

コロナ禍からようやく抜け出し、元の生活に戻って、前向きに、これから日本全体や我が県が経済再生と地方再生に力を入れようとするときだからこそ、国や県による県民へのたゆまぬ支援への努力はこれからが必要と感じております。

４期目の知事の県政も、まだまだ険しい道のりがこの先に待ち受けていることと思いますが、４期目の当選をされてから２年以上が経過し、現在の様々な懸案事項を抱える県政の責任者として、これまでの県政運営を振り返り、御自身の政策についてどう評価しているか。また、様々な困難を抱える今、県政はどうあるべきか。今後の意気込みについてと併せ、知事に伺います。

来年2026年は、現在の長野県が発足してから150年目となります。南北に長く広大な県土を擁する我が県では、地域ごとに美しい自然景観を有し、特色ある文化や産業などが築かれてまいりました。明治から大正、昭和、平成、令和と時代が変化し、急速な少子高齢化や人口減少が進む中で、新たな未来をつくり出していくためにも、150周年という節目に合わせ、改めて地域を見つめ直し、若者を含め、県民が郷土への愛着を深める取組を進めるべきと思います。

少子化・人口減少対策調査特別委員会として様々な御意見や知見を拝聴する中、特に印象深く残ったものは、人口減少に歯止めをかけるためには、人の心に訴え、将来にわたり、世代を超えてこの問題が心に響き続けることとの御指摘でありました。粘り強く訴え続け、問題の共有化ができたとき、初めて解決に向けて動き出すというものであります。

それには時間もかかり、ヨーロッパでは50年かけて人口増にようやく転じたとのことでありますが、その際大事なことは、郷土に対して時に思いをはせる気持ちをどこかに持ち続けることであり、また、そうさせることであり、国や県が努力を惜しんではならないところであるとのことであります。私もここが解決に向かう要諦と考えます。

それゆえ、150年という節目に県民全員が先人の残した足跡を立ち止まって見ることは、長野県の今と今後を考える上で貴重な好機と思います。これについての知事の見解と、県政施行150周年についての御所見をお伺いします。

長野県の人口は、2024年２月に200万人を割り込み、なおも減少傾向は続くと県は見立てています。この状況下では、財政状況も厳しさを増す一方であることは火を見るより明らかであります。

本県の令和５年度決算の一般会計歳入は約１兆1,272億円で、このうち県税は22.2％の2,502億円にとどまりますが、日本の首都である東京都の令和５年度決算の一般会計歳入は約８兆4,831億円で、このうち４分の３に当たる約６兆3,443億円を都税が占めています。６兆3,000億と2,500億、地方税収を比較すれば、東京は長野県の25倍にも上り、人口規模を考慮しても格差は明らかであります。

東京には、人、企業、金が集まり、潤沢な税収を基に、他の地方自治体にできない大胆な施策を打つことができます。一例として、都は来年度の予算で、学生などの若者を対象に、所得に関わりなく海外留学費用を助成するほか、４月以降に採用する教員及び技術系の地方公務員を対象に、奨学金の半分を負担する制度も始めるとのことであります。

このように、大規模な予算を伴う施策でも、独自財源で思う存分に実施できる東京都とは違い、大多数の地方自治体は、地方交付税に頼り、ごく限られた予算をやりくりして細々と運営しているのが実態です。結果として未来を担う若者たちが地元に残らずに東京に流出し、全国各地の地方が衰退する傾向に歯止めがかかりません。

国には、これまでの税制などもろもろの制度を抜本的に見直すことで、地方に企業が集まり、産業群を形成し、人口が増えるための抜本的な改革を求めたいと考えます。東京一極集中を是正する方策として、法人事業税など税制の抜本的な見直しをはじめ、現在の地方交付税交付金の大幅な増額などが考えられますが、知事としてどのような改革策が必要と考えるか、見解を伺います。

東京一極集中の是正に関連しては、省庁の地方移転についても、人、物、金や各分野の集積群が動くことで大きなインパクトと変化を与えることとなり、本気で地方創生を訴えるなら、国はもっと本腰を入れて積極的に推進するべきと考えます。

文化庁は、東京一極集中を是正して地方創生を推進するため、2023年に京都府に移転しました。東京から離れることで業務に支障が出ることを危惧する声もありましたが、専用のテレビ会議システムを導入するなど、デジタル技術を活用した新しい働き方によって、移転前と同等以上の実績を出すように努めているとのことであります。先月、自民党県議団が移転後の文化庁を視察に訪れた際に対応された職員の話では、京都で実際に働く職員からの評判もよいとの

話を伺っております。

長野県においても、本県と関係の深い省庁を呼び込むことができれば、国との間で施策を一体的に実施しやすくなり、政策効果が上がることが想定されます。特に、本県は環境への取組が進んでいることから、環境省は本県の動向を注視しておりますし、日本有数の森林面積を誇る本県では、林野庁との相性もよいと考えます。少子化・人口減少が進む本県の状況を少しでも緩和するため、また、東京に集中する省庁の一部だけでも本県に移転すれば、経済効果の上でも、担い手不足解消の上でも、効果が大きいと考えます。本県への省庁移転についての見解を知事に伺います。

本県でも少子化及び人口減少が続くことを受け、本県議会は、令和５年６月に決議により特別委員会を設立して、以来10回の調査会を開催し、その都度質疑を通じて執行部と対話を繰り返してまいりました。また、経済学者及び社会学者といった専門家を招いて講演会を開催し、少子化問題への理解を深めるとともに、福井、三重など県外の少子化対策の先進事例を視察。こども家庭庁での意見交換、日本総合研究所にも赴き、少子化問題の専門家から貴重な意見を頂戴するなど、精力的に活動してまいりました。

今回の戦略が出来上がるまで、特別委員会としては、委員会活動を通じて戦略づくりに関与して、一定の成果を上げることができたと考えております。今後戦略に基づいて実践していく上で、前述したように、まず県民一人一人に危機意識を持ってもらい、少子化対策への理解を得て協力してもらうことが必要になります。また、事業者の皆様にも、子育てのしやすい環境を整備していただくこと等、オール信州で取り組まなければ成功しません。この問題は、県単独の取組でどうにかできる話ではなく、高額な教育費の無償化など国の積極的な取組がなされた上で、足りない部分を自治体の施策で埋めていく作業が必要になります。

なお、委員会活動とは別に、自民党県議団として国に意見し、働きかけ、国は、地域における少子化対策の取組への支援として95億円の補正予算を予算化しました。地方議会が動き、国の予算編成に影響を与え、事業化したといったケースは極めてまれで、特筆すべきことではありますが、それだけ国も地方の声を反映し、有効な手段を見いだしたいとする前向きな気持ちの表れと考えます。

この財源も有効活用するなど、少子化傾向を反転する契機として、スピード感を持って対応すべきと考えますが、４月以降、信州未来共創戦略に基づいて今後どのように取り組んでいくのか。また、戦略を進めていく際に鍵となる若者及び女性にどのように対応していくのか。併せて知事に伺います。

特別委員会の調査の中では、複数の委員から、ライフプラン教育の重要性についての話が度々出たところであります。また、昨年11月の決議の中においても、戦略にはライフプラン教

育を盛り込み、その実現に十分な予算措置を講ずることを明記しております。

出産を望むときに年齢的に子供を産めないといったことがないように、進学・就職に加えて、結婚及び出産までを含めた総合的なライフプラン教育を受けることで、全ての県民が思い描いた理想の人生を送ってほしいと切に願うものでありますが、義務教育課程及び高校教育課程においてライフプラン教育を実践する上での考え方と今後の取組について教育長の見解を伺います。

我が国は、その自然的条件から、毎年のように水害、土砂災害、地震、津波等の自然災害が発生している世界有数の災害大国。とりわけ、地震については、世界の大規模地震、マグニチュード６以上の約２割が発生する地震多発国であります。

振り返ると、平成７年に発生した阪神・淡路大震災、相次ぐ余震が影響を与えた平成16年新潟県中越地震、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した平成23年東日本大震災、そして、元日の家族団らんの時間を襲い甚大な被害をもたらした令和６年能登半島地震は記憶に新しいところであります。改めて犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

あの地震から１年１か月。復興の最中に発生した奥能登豪雨からは５か月が経過しました。２月12日時点で地震による災害関連死が298名となり、今後300名を超える見通しの中、被災者の恒久的住まいの確保、災害廃棄物処理の加速、道路・港湾等のインフラの本格的復旧、地域産業の再生など、被災者の生活となりわいの確保、被災地の暮らしの基盤の再建に向けて取り組むべき課題はまだまだ数多く残されております。

本県もこれまで数多くの災害に見舞われてきたとはいえ、今回の地震は決して人ごとではありません。我々は県民の命と財産を守り抜くため、あの災害を他山の石として、対応、教訓を学び、しあわせ信州創造プラン3.0で掲げた災害に強い県づくりを着実に進めなければなりません。

昨年、県は、長野県地震防災対策強化アクションプランを取りまとめ、鋭意取組を進めているものと承知しております。地震災害死ゼロを現実のものとするため、防災立県長野への歩みをさらに確かなものとしていく必要があります。

そこで、本県が取り組むべき優先課題４点について質問いたします。

１点目は、住宅の耐震化についてであります。

能登半島地震では多数の建物被害が発生し、特に被害が集中した地域では、旧耐震基準による木造建築物の２割が倒壊したとのことであります。また、警察庁によると、昨年10月末時点で、災害関連死を除く死者の死因は、約４割が圧死、２割が窒息・呼吸不全であり、多くの方が倒壊した建物の下敷きになり、命を落としています。本県も、この現実を直視しなければな

りません。県民の命を守るため、目標を前倒ししてでも早期に住宅耐震化を進めるべきと考えますが、今後の戦略と県民の理解を深め、動かすための具体的な方策について建設部長に伺います。

２点目は、国県道等主要な幹線道路の複線化についてであります。

主要な幹線道路が被災により損壊し、孤立した集落は、救援物資や食料、医療物資も届かず、自衛隊による必死の救援網の開削と人命救助が行われ、改めて交通網複線化の重要性を認識させられました。

また、本県においても、令和３年７月６日、国道19号の長野市篠ノ井小松原地籍における地すべりにより国道19号が一時全面通行止めになり、その後、日中は片側交互通行、夜間は全面通行止めになるなど、長野市街地への通勤・通学など日常生活において大変な不便が生じました。通行止めの迂回路として、長野市街地に通勤・通学する県道ルートは残されていたものの、狭隘な道路に大型車が入り込み、地域住民の生活に大きな支障が生じ、災害時に主要な国道が不通になるといかに影響が大きいかを深く認識した事案でありました。

このように、山間地が多い本県は、地震や地すべりなどの災害で主要な幹線道路が一旦不通になると、住民生活をはじめ、産業、観光に非常に大きな影響を与えます。県内各地の主要な国道には、バイパスとして県道を改良化して、複線化することが必要と考えますが、今後どのように進めていくか、建設部長に伺います。

３点目は、ライフライン、中でも上下水道の事前防災についてであります。

能登では、耐震化が実施されていなかった基幹施設等に被害が生じたことで、広範囲での断水や下水管内の滞水が発生し、復旧の長期化を生じさせました。また、最近では、埼玉県八潮市の県道交差点で、通行中のトラックが道路の陥没に巻き込まれるという痛ましい事故も発生しており、下水道管の老朽化によるものと、衝撃をもって報じられております。

県管理の県内の地下に敷設された下水道管の老朽化の状況に関し、同様の心配はないか。管路の老朽化についてはどのように把握しているか。本県では、全市町村において上下水道耐震化計画が策定されており、今後計画的に耐震化に取り組まれていくものと承知しておりますが、上下水道システムの急所となる施設の耐震化、強靱化、避難所など重要施設に関わる上下水道管路の一体的な耐震化について、県流域下水道の対応はもとより、市町村に対して具体的にどのように支援対策を講じるのか。併せて環境部長にお伺いいたします。

４点目は、避難生活への備えについてであります。

既に述べたとおり、今般の地震では、家屋倒壊などによる直接死の死者数228人を上回り、300人を超える災害関連死が発生する見通しであります。発災時に救われた命が劣悪な避難生活の中で失われることがあっては決してなりません。真に県民の安全・安心を確保するためど

のように避難環境を整備するのか。とりわけ、物資備蓄を市町村と共に進めていくお考えなのか。また、在宅及び車中泊の避難者並びに二次避難への対応策について危機管理部長に伺います。

県警の長年の悲願だった警察本部庁舎の建設がようやく実現に向けて大きく動き出しました。本部庁舎の立地に関しては、防災の観点から、活断層上や浸水想定区域での建築を避けることはもちろん、警察業務の特性から、緊急車両が出入りできる接道も必須となります。さらに、知事部局、議会との密接な連携の必要性から、県庁舎と近い場所が適当との判断をされ、また、県有地を中心に、一定程度の規模を確保できるという観点で、長野合同庁舎の北側駐車場周辺が候補地として決定を見たところであります。

しかし、ここから先がまだまだ遠い道のりであります。住民から理解を得られる計画にしていかなければならない一方で、接道環境を担保するには、周辺の不動産を県有施設に変えるための了承も得なければなりません。議員会館の廃止に伴う執務スペースの確保、庁舎建設に伴って既存の駐車場の代替地も必要であり、まちづくりの観点から長野市との話合いも必要になります。

ここで忘れてはいけないことは、本丸は県警の本部庁舎の建設であるということであります。一刻も早く完成させることを念頭に置いて、粘り強く話合いを進めながら早急に計画を練り上げていく必要があります。そこで、県警の新庁舎建設に伴う周辺整備について、令和９年度末までに庁舎の規模及び配置を示した基本計画を策定するとのことでありますが、そこに至るまでの進め方について知事に伺います。

また、長年の悲願だった警察本部庁舎の建設計画が本格的に動き出したことについて県警本部長の所感を伺います。

1997年10月の新幹線開通に伴って、しなの鉄道は並行在来線としてＪＲ東日本から経営分離されて今に至ります。途中、様々な経過を踏まえて北しなの線も新たに編入され、地域の足としてなくてはならない存在となっております。

しかし、設備、資産が身の丈に合わない規模をＪＲから引き受けた結果、線路をはじめとして、定期的な交換作業などにより維持補修に過大な費用がかかっています。施設が老朽化しており、修繕・交換費用などが経営を圧迫していることも事実であります。

かつてＪＲで使用されていた際には、特急電車の走行に耐えるために高い強度を誇る線路等級の設備で対応する必要がありましたが、現在は特急電車が走ることはありませんので、従来の線路等級ほどの強度を必要としません。しかし、設備の強度を落とすためには、安全性が担保されることを証明し、国の了承を得る必要があるとのことであり、簡単にはいきそうにありません。この手続一つ取り上げただけでも、公共交通の事業者が担う責任の重さの一端がかい

ま見えてまいります。

しなの鉄道の運営を改善するためには、ホーム、線路といった設備のスリム化が、いずれにせよ、避けては通れません。自社で対応するには負担が重いと考えますが、県として今後どのように支援をするのか、交通政策局長に伺います。

また、沿線自治体の人口減少により、かつてよりも乗客数は減り、運営は一層厳しさを増しており、昨年度決算は、本業のもうけを示す営業損益が3,600万円余りの赤字となり、４年連続の赤字となっております。

インバウンドの増加など時代に合わせたキャッシュレス決済に対応するために、しなの鉄道は、攻めの経営で、Ｓｕｉｃａ対応の自動改札機を令和８年３月に全面導入することを決めましたが、導入に当たっては、総額16億5,000万円と多額の費用がかかります。

このＳｕｉｃａ全面導入に伴う費用のうち、国と県がそれぞれ５億5,000万円ずつ負担し、残り５億5,000万円をしなの鉄道及び沿線の市町村で負担するとのことでありますが、赤字経営が続くしなの鉄道に対して県は今後どのように支援するのか。交通政策局長に伺います。

最近、交通・移動など諸問題を解決するためにスマートフォンを活用した新たなサービス、ＭａａＳが注目されております。スマートフォンでＭａａＳのアプリを立ち上げれば、目的地までの交通手段の検索から、ホテルの予約、支払いまで可能になる仕組みで、現在、全国で取組が進んでおります。

九州経済連合会が九州地域一体で推進する九州ＭａａＳ、近隣では、群馬県と前橋市が進めているＧｕｎＭａａＳがあるほか、県内では、ＪＲ東日本が中心となって、北信濃エリアにおいて旅行客を対象とした観光ＭａａＳを導入している事例があります。

九州ＭａａＳでは、九州経済連合会、西日本鉄道、ＪＲ九州が官民連携の実行組織の設置を決め、研究会発足から約２年間でアプリの運営開始にこぎ着けました。本県の場合、九州とは条件が異なり、路線によって異なるＪＲ各社が運行し、また、公共交通などもその地域により多岐にわたるため、実現するまでには時間と労力が必要となりますが、長野県としても、観光客の利便性向上や広域周遊及び滞在の促進とともに、公共交通の利用促進に向け、観光ＭａａＳの導入を積極的に進めるべきと考えます。

長野県において、観光ＭａａＳに取り組む意義及び導入に当たっての課題をどのように捉えておられるか。また、宿泊税の活用も視野に、県として観光ＭａａＳにどのように取り組んでいくのか。以上２点を観光スポーツ部長に伺います。

そして、長野県観光がさらに発展する可能性を秘めている信州観光ＭａａＳについての期待を知事に伺います。

今定例会に条例案が提出された宿泊税については、これまで、その在り方について、本会議、

各委員会、観光振興議連においても多くの議論が交わされてまいりましたが、中でも、その使途がどうあるべきかについては、今後の長野県観光が目指す方向性を明確にする上でも重要なポイントであると考えております。

世界水準の山岳高原観光地づくりを標榜する我が県においては、観光客の皆様から頂く税を、オーバーツーリズムへの対策をはじめ、観光客の受入れ環境整備の取組に充てていくことがふさわしいと考えます。

一方で、旅行形態の個人化、グループ化、体験型観光を求める傾向など、近年における旅行者のニーズは大きく変化しており、旅行業や宿泊業のほかにも、交通、デジタル、製造など様々な産業分野に関係してくる観光地の環境整備の取組は、観光スポーツ部だけでなく、企画振興部、建設部、産業労働部などが相互に連携し、部局横断的に実現していくことが求められると考えますが、これについての今後の展開及び所見を知事に伺います。

近年の世界の食料需給の変動や地球温暖化の進行、人口減少など、食料、農業及び農村をめぐる我が国の情勢が大きく変化しております。このことを踏まえ、国は、昨年６月、農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法を四半世紀ぶりに改正し、新たに食料安全保障の確保や環境と調和の取れた食料システムの確立を規定するなどの見直しを行い、関連する基本的施策等を定め、今後５年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとしております。

また、改正基本法で定める基本理念の実現を図る観点から、現在、国では、中長期的に取り組むべき方針を定める基本計画を策定しているところであります。

これらを踏まえて、以下３点を農政部長に伺います。

まず、今回の基本法改正を踏まえ、本県の農業者が、将来にわたり安心して農業を営み、農業を維持していけるよう、県として今後どのように対応していくのか、その方針について。

２点目として、地球温暖化に対応し、今後も本県農業を発展させていくため、県としてどのように取り組んでいくのか。さらに、農業者の減少下においても食料を安定的に供給していくためには、農地や農業用水をしっかり維持し、生産性を向上させていくことが必要と考えますが、農業生産基盤の整備をどのような方針で進めていくのか。以上、農政部長に伺います。

昨年度、長野県議会では、環境政策推進議員連盟に調査会を立ち上げ、県産材利用を促し、かつ、脱炭素を推進する条例の制定作業を進めてまいりました。昨年末に条例骨子案をまとめ、先月初旬までパブリックコメントにかけ、県民意見の聴取を終えて、今定例会に議案を上程する予定となります。

長野県は、森林面積が県土の約８割を占める全国有数の森林県であり、県民は古くから森林の恵みを享受してまいりました。近年は、住宅等の様々な分野で木材に代わる素材が利用されているほか、外国産の木材との競合及び担い手不足を背景に、林業・木材産業等を取り巻く環

境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分とは言えない状況にあります。県内の人工林が本格的な利用期を迎えている今こそ、県産材のより一層の利用促進を図る必要があります。

条例案では、林業事業者をはじめ、森林所有者、県民などそれぞれの役割を定め、県が整備する公共建築物及び公共土木施設等の整備に当たっては、県が率先して県産材を利用することなどを明記しております。また、一定の規模以上の木造建築物を建立した際に税制面で有利となる認証制度など様々な施策の横展開となって、県産材の利活用を促進する根拠法として今後生かしていただきたいと考えます。

そこで、以下について伺います。

この条例に基づき、県産材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を定めることになりますが、どのような内容を盛り込むことを想定しているのか。さらに、現行の長野県内の建築物等における県産材利用方針との関係はどうなるのか。林務部長に伺います。

また、県有施設について、県産材を利用した木造化・木質化に関する見通し、今後の方針について伺うとともに、部局横断の横展開について具体的にどのような施策を打ち出していこうとお考えか。知事にお伺いいたします。

長野県を代表する発酵食品であるみそは、寒暖差が大きい気象条件を生かし、先人から受け継いだ知識や技術を発展させながら取り組んだ結果、現在では全国１位の出荷額を誇っております。また、日本酒やワインをはじめとする酒類の製造所の合計数は全国１位であり、数々のコンクールで優秀な成績を収めており、その品質と技術力が注目されております。

こうした中、「発酵・長寿県」をコンセプトに令和５年11月に立ち上がった発酵食品産業８団体が主導するコンソーシアム、発酵バレーＮＡＧＡＮＯは、展示・販売会を開催するなど、現在積極的に取り組んでいるところであります。

また、昨年10月には、アメリカで、「発酵・長寿ＮＡＧＡＮＯの食」をテーマに、知事や食品産業各社による発酵食品についてのトップセールスが行われました。今後の発酵食品をはじめとした県産品の輸出拡大にも期待を寄せているところであります。

さらに、昨年12月には、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されたことは記憶に新しいところであり、日本酒をはじめとした県産発酵食品のブランド力を高める好機でもあると認識しております。

こうした動きは、農業者、流通事業者、観光事業者への好循環をもたらし、県内産業全体に好影響を与えるだけでなく、本県のブランド力の向上が図られると考えます。県内発酵食品の振興や魅力発信をさらに進めていく必要があると考えますが、発酵食品に対する県のこれまで

の取組と今後の展望について産業労働部長に伺います。

発酵食品も含め、県内企業が生み出す商品にさらなる付加価値をつけていくことが雇用維持や所得の増加のためには重要になります。そのためには、新しい技術への支援はもちろん、超精密加工など世界でも十分通用する長野県の強みをさらに磨き上げるためにも、県工業技術総合センターの機能を維持発展させていくことが必要と考えます。このため、材料、精密機械、環境・情報及び食品に関わる四つの部門において技術支援を行っている工業技術総合センターの役割は極めて重要であり、その機能強化が必要と考えます。

そこで、県内中小企業の技術支援の拠点として重要な役割を担う工業技術総合センターにおいては、市場動向や技術動向など社会環境の変化や施設の老朽化等を踏まえ、今後どのようにセンター全体の機能強化を進めていくのか。具体的な時期及び内容はどのようになるのか。そのロードマップについて産業労働部長に伺います。

工業技術総合センターは、もともとは平成17年に工業試験場、食品工業試験場などを統合して発足したものであり、各部門の中核的な施設が老朽化していることに加え、研究開発や企業からの依頼試験等を行う研究職員が慢性的に不足するなど、今後その機能が維持できるのか、危惧しております。特に、食品技術部門は、昭和45年に設置され、施設も建築から54年が経過して老朽化が進んでいることに加え、研究開発スペースも手狭になり、食品製造業界からは、食品技術部門の施設整備を含めた機能強化を望む声も多く寄せられております。そこで、みそや日本酒など発酵食品をはじめとする食品開発等の支援に不可欠な食品技術部門の支援拠点の整備充実について、産業労働部長に伺います。

人口減少に伴い、担い手の不足や行政サービスの維持が困難になることが懸念される一方で、ＡＩ、ロボット技術等の進展は、人口減少の影響を緩和し、暮らしをより便利で快適にすることが期待されます。人口減少に適応しながら社会に新たな希望を生み出していく上で、あらゆる分野でデジタル技術の活用を進めていくことが不可欠と考えます。特に、県土が広く、中山間地域が多い本県においては、地理的な制約を取り除き、県全体で持続可能な地域づくりをさらに進める上でも、デジタル技術の活用が重要と考えます。

そこで、今後ＤＸを一層進めていくためには具体的にどのような課題があると考えているのか。また、市町村も巻き込みながら、暮らしや産業など様々な分野で計画的に取り組むことが必要と考えますが、併せて企画振興部長の見解を伺います。

少子化・人口減少の進行により、山間地の小規模町村などで過疎化がさらに進み、また、自治体の職員も減っていくことが予想され、特に、町村においては、行政サービスをどのように維持していくかは大きな課題の一つであります。

そのような状況にあって、県民の生活を支える担い手として期待されるのが、県内77市町村

にくまなく存在する郵便局の強力なネットワークであると考えます。令和元年７月から、全国初の取組として、泰阜村に所在する温田郵便局において、泰阜村の地方公共事務の取扱いが始まり、現在、公的証明書の交付、国民年金関係の受付の取扱い、マイナンバーカードの申請事務についても県内10以上の市町村が郵便局に業務を委託しております。

将来的には、スーパーが撤退した地域における買物支援なども大いにあり得、郵便局を活用することで自治体職員の負担軽減及び住民サービス向上に有効な手段となり得ると考えますが、県内の全市町村にあまねく存在する郵便局が持つ可能性についてどのように捉えているのか。あわせて、小規模自治体を支える重要な担い手である郵便局と県は今後どのように連携していくのか。知事に伺います。

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、安定的な医療提供体制の確保が必要不可欠と考えます。しかしながら、昨今の医療機関を取り巻く現状は、コロナ禍を経た患者の受療行動の変化や長期化する物価高騰などにより大変厳しい状況が続いております。また、昨年６月に行われた診療報酬改定も、必ずしも十分なものではなく、本県議会からも、安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を国に対して強く求めたところであります。

こうした中、県では、昨年度、第８次長野県保健医療計画に計画を包含する理念として医療提供体制のグランドデザインを掲げ、病院の役割を地域包括ケア体制の要となる地域型病院と高度専門医療を中心に担い、地域型病院に対する診療支援等を実施する広域型病院に類型化し、医療機関の役割分担と連携のさらなる推進を図ることで今後の人口減少や医療ニーズの変化等に対応していく方向性を示したところであります。

医療機関が役割を分担し、連携を図るためには、それぞれが個別最適ではなく全体最適の視点を持つことが重要と考えます。そこで、持続可能な地域の医療提供体制の確保に向け、県が指導的な役割を果たしていく必要があると考えますが、医療機関に対して医療提供体制のグランドデザインの具現化に向けた取組をどのように進めていくのか。健康福祉部長に伺います。

また、医療提供体制のグランドデザインを具現化していくためには、医療機関側だけでなく、医療を受ける側の県民にその内容を理解してもらい、実際の受療行動につなげてもらうことが重要と考えます。医療提供体制のグランドデザインを県民にどのように普及し、啓発を図っていくのか、併せて健康福祉部長に伺います。

環境保全研究所は、昭和23年に長野県衛生研究所として発足し、昭和45年に衛生公害研究所、平成16年に環境保全研究所と、時代とともに組織の変遷を重ねながら、県民の安全・安心な生活環境と健康を守るための役割を果たしてきております。

現在の安茂里庁舎は昭和43年に建設され、既に57年が経過いたします。この間、平成６年に発生した松本サリン事件の際に使用された毒物をサリンと特定したほか、東日本大震災による

原子力発電所の事故を受けた県内の環境放射能に関する調査分析、そして、気候変動による影響の調査や情報発信に関する気候変動適応センターとしての機能など、環境保全研究所の役割は多様化してきております。

特に、近年の新型コロナの感染拡大では、検査体制を構築してＰＣＲ検査を実施するなど、安全・安心な生活環境と県民の健康を守るため、県行政を科学的見地から支える中核拠点として、環境保全研究所の役割は極めて重要であります。新たな感染症発生のリスクなど、近年の多様化する課題に対応できる体制と老朽化が進む狭隘な庁舎について、その在り方を早急に示す必要があると考えますが、知事の方針を伺います。

離婚やＤＶなど様々な理由により生活困窮に陥った母子を保護し、自立に向けた生活支援を行うために市町村などが設置する市町村母子生活支援施設について、県内では、長野市、松本市、上田市が設置しております。原則として子供が18歳になるまで利用でき、ほかの児童福祉施設とは異なり、母子分離ではなく一緒に入所する点が特徴であり、常時20世帯50人前後の親子が、自立を目指し、支援を受けて生活しております。

施設には、入所した母子世帯が暮らす居室及び学習室などがあり、就職、子育てなど生活の自立に向けたあらゆる支援を実施していて、利用者にとってなくてはならない大変重要な役割を果たしております。県の女性相談支援センターからの依頼を受け、ＤＶ被害者の一時的な保護所としても利用されており、設置した当該市に居住しない住民も利用しております。

重要な役割を担う施設でありますが、３施設ともに築30年以上が経過しており、老朽化が進んで修繕が必要な状況にあります。国の補助金制度を活用して必要経費の補助を受けられますが、負担割合は、国が２分の１、市町村が２分の１となっていて、市の負担が大きい仕組みとなっております。

市外、そして県外の母子世帯にも利用されている施設であり、ＤＶ被害者の緊急避難施設として利用されている面もあることから、広域的に補完し合う機能を維持することが重要となります。行き場を失った母子や県民に生活の場を提供する貴重な施設である市町村母子生活支援施設について、県は、この施設が果たす役割をどのように評価しているのか。また、３市が運営している市町村母子生活支援施設の整備等について、現行制度の枠組みでの支援が難しければ、県独自に何らかの支援を検討すべきと考えますが、併せて知事に見解を伺います。

長野県議会長野沖縄交流促進議員連盟の会長として、先月末に行われた阿部知事の沖縄県訪問に同行してまいりました。行政、民間、議会とそれぞれのお立場から、両県の交流連携の推進に取り組む関係者の皆様から有意義で熱意の籠もったお話を伺うことができ、長野県議会としても交流連携を通じた両県の発展に寄与すべく、必要な役割を果たしてまいりたいと決意を新たにしたところであります。

また、両県の子供・若者の交流は、両県の若者同士が学びながら交流する機会を提供する場として大変意義深く、これまでの「子ども第三の居場所」を利用する子供たちの交流などの県の取組を、今後は市町村間の取組にも展開していく必要があるのではないかと考えます。

沖縄県との交流連携協定の締結から２年が経過するに当たり、交流連携の取組を次の段階へとステップアップする必要があると考えますが、今後の意気込みについて、沖縄との交流事業に関する庁内組織のトップである関副知事に伺います。

また、今回の沖縄訪問で、沖縄県側の関係者、経済界の皆様と懇談する中で、交流連携の取組をさらに進化させていくために、長野県をはじめ全国及び海外の子供たちが参加するオンライン等の国際交流の仕組みを活用した子どもサミットの開催を検討してはどうかという大変貴重な御提案をいただきました。

子どもサミットは、歴史、自然、文化など生まれ育った環境の違う子供たちが集い、意見交換を通じて交流する場であり、子供たちが地域の未来について自分自身の問題として考え、主体的に取り組むための重要な機会になる催しと考えます。

また、沖縄県においては、既に台湾をはじめとした海外校との交流が行われているとお聞きしておりますが、長野県の子供たちがこれに加わることで、学校間における新たな交流を創出するほか、教育環境にグローバルな視点を取り入れることにもつながります。急速に進む国際化の流れなどを踏まえ、交流連携協定を結ぶ県同士による新たな仕掛けとして、長野・沖縄両県の子供たちが参加する子どもサミットを開催すべきと考えますが、知事の御所見、御見解を伺います。

沖縄で行われた両県の議連の意見交換会では、定期便就航の実現に向けて、多くの沖縄県民の皆さんに長野県にお越しいただくための訴求性の高い旅行商品の造成についても話題となったところであります。沖縄県議の皆さんに沖縄県民が長野県の何を魅力と感じるのだろうかとお尋ねしたところ、それは、沖縄県にない美しい山や川、雪であり、それらの自然を体験できるということが重要なポイントではないかとのお答えをいただいたところであります。

こうした声を踏まえ、沖縄県民向けに特化した松本空港経由の旅行企画を考えた場合、ツアーに組み込まれる観光地として候補の筆頭となるのが上高地ではないかと思うところであります。

御承知のとおり、上高地は、その一帯が天然記念物や国立公園に指定され、手つかずの自然が多く残り、年間120万人もの観光客が訪れる長野県が誇る山岳景勝地でありますが、一方で、コロナ禍以降、上高地で生じている駐車場の不足、道路渋滞の現状は、残念ながらコロナ後に県内観光地でも問題化しているオーバーツーリズムの顕著な事例と言えます。雄大な自然は、未来へと引き継ぐべき我が県の貴重な財産の一つであり、オーバーツーリズムが環境に影響を

与えることがあってはなりません。

そこで、知事に伺います。

上高地におけるオーバーツーリズムの問題を解消するためには、年間入場制限を設けることも検討する必要があるのではないか。また、場合によっては、富士山のように入山料の徴収の必要性について検討すべきときに来ていると考えますが、いかがか。

以上、知事の見解をお伺いして、１回目の質問といたします。

〔阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）風間議員の代表質問に順次お答え申し上げます。

まず、県政運営についてということで、県政運営の振り返り、私自身の政策の評価、そして県政がどうあるべきかという御質問を頂戴いたしました。

私の知事としての４期目の任期が始まってから早くも２年半がたとうとしております。３期目の任期中は、多くの期間を新型コロナとの戦いに費やさざるを得ず、県民の皆様との接触機会が著しく減少してしまったということを踏まえて、４期目の選挙公約における基本姿勢の先頭には、「対話と共創」を基本に、県民の皆様の思いに常に寄り添い、ともに考え、行動する県政を推進するということを掲げさせていただきました。

これまで、全市町村での県民対話集会、人口減少に係る意見交換会の開催、南信州執務週間の実施など、県民の皆様方との対話を積極的に行わせていただくとともに、県民参加型予算の実行、くらしふと信州の開設、信州学び円卓会議の開催、そして、未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議による信州未来共創戦略の策定など、まさに共創の取組も真摯に進めさせていただいたところでございます。

また、これまで、一貫して、長野県の特色を生かすこと、光が当たりにくいところへも光を当てること、県民の皆様とのお約束を守ることについても基本姿勢として掲げさせていただき、その実行に努めてまいりました。最近でも、移住や二地域居住の促進、信州自然留学の普及など、長野県らしさを生かした取組を積極的に推進させていただくとともに、パートナーシップ届出制度の創設や信州型フリースクール認証制度の創設、さらには信州アーツカウンシルを通じた文化芸術支援などにも取り組んできました。

加えて、４期目の立候補に当たって、121の公約、県民の皆様方へのお約束を掲げさせていただき、しあわせ信州創造プラン3.0にも反映し、その実現に取り組んできました。価格高騰対策の実施、子育て世帯の経済的負担の軽減、交通政策局の設置、県土の強靱化などを含め、昨年８月末の段階では、約半数の取組について、「十分実行できている」「ほぼ実行できている」という形で自己評価をさせていただいたところでございます。

また、新年度予算案におきましても、脱炭素政策の強化や県立高等教育機関等の負担軽減等

を盛り込ませていただいているところでありまして、引き続き公約の実現に邁進していきたいと考えております。

提案説明でも申し上げたとおり、今後の県政については、やはり世界が劇的な変革期であるということをしっかり念頭に置いて取り組むということが重要だと考えております。そのため、物価上昇への対応や防災・減災対策の推進といった直面する喫緊の課題にしっかりと取り組むことと併せて、こうした歴史的な転換期を私たちが望む未来を創造していくための好機として捉えさせていただき、気候変動対策や人口減少対策などの長期的な課題にもしっかりと向き合い、取り組んでいくということが重要だと考えております。そのためには、従来の価値観にとらわれることなく新たな発想で未来を切り開いていくことができるように、パラダイムチェンジを強く意識して県政を進めていきたいと考えております。

一方、知事就任以来、職責を何とか果たしてくることができましたのは、ひとえに県議会の皆様方の御指導、御鞭撻、そして、私を支えてくれている県職員それぞれの奮闘、努力、さらには県民の皆様からの御協力と御支援のおかげだというふうに考えております。今後とも、初心を忘れることなく、多くの皆様方との信頼関係を大切にしながら、県民の皆様の幸せと長野県の発展のため、県政に全力で取り組んでまいります。

続いて、長野県政施行150周年について御質問をいただきました。

人口減少社会の中でこれからの長野県をどうしていくべきか、改めてしっかり考える時期に来ているというふうに思っています。そのためには、やはり先人たちの努力、これまでの長野県の発展、こうしたものをしっかりと振り返りながら未来につなげていくということが極めて重要だというふうに思っておりますし、また、長野県を今後一層発展させていくためには、多くの県民の皆様方が郷土に対して誇りを持ち、長野県をよくしたい、そうした強い思いを持っていただくということが大変重要だというふうに考えております。

来年は、現在の長野県が発足してから150年という大きな節目に当たるわけであります。そうした意味で、今後の長野県の在り方を考える格好の機会だというふうに思っております。こうした考え方から、来年、令和８年は、県民、市町村、企業の皆様方にもお力をいただきながら、長野県が誇るべき文化、歴史、産業、こうしたものを振り返るための記念事業を行っていきたいと考えております。

事業の実施に当たりましては、地域や市町村、学校、企業なども巻き込みながら、世代を超えて楽しんでいただく、長野県の歴史をしっかり振り返っていただく、そうしたものとなるように心がけていきたいと考えております。

続いて、東京一極集中の是正について２点御質問いただきました。

まず、財政面での改善策について御質問を頂戴いたしました。

東京都に世界の中でも類を見ないほど企業や人が集まっているという状況であります。結果として、法人関係税をはじめとする様々な財源、税源も東京に集中しているということで、これは、人が東京に集まるという形の問題だけではなく、税財源の面からもしっかりと問題を認識し、問題提起をしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

御質問にもありましたように、東京都は、豊富な財源を背景として、子育てや教育など子供たちへのサービス分野についても独自の手厚い支援策を次々と打ち出しているところであります。地方自治という観点では東京都がおやりになる話ではありますが、子供たちは生まれ育つ場所を自分で選べるわけではありませんので、こうした住む場所によりサービス格差がどんどん開いているという状況は、日本国全体として見過ごしてはいけないものではないかというふうに受け止めております。

昨今、デフレ経済からの脱却に向けて経済が動きつつある中で、東京都は不交付団体でありますので、財政調整されません。税が増えれば、そのまま税収、一般財源が増えることになりますので、これまで以上に税財源の格差が広がっていく懸念があります。そうした観点で、踏み込んだ見直しを行っていくことが求められてきているのではないかというふうに思います。

偏在是正については、これまでもいろいろ取り組まれたり、議論されたりしてきているわけでありますけれども、今後の取組としては、法人事業税の一部譲与税化、特に、交付税不交付団体に譲与制限をかける前提での譲与税化であったり、法人住民税法人税割の一部交付税原資化を進めていくこと、あるいは、法人事業税の分割基準の見直し、さらには、今の国税と地方税の関係。法人関係税はかなり偏在度が高く、しかも景気の変動に左右されますので、こうしたことを考えると、地方の法人関係税の一定割合を国税に移して、反対に国税税目の中で消費税等偏在性が少ない税目を地方の税源とするといったことも含めて考えていかなければいけないのではないかと思っております。

こうした偏在是正の取組について、何よりも国においてしっかり問題意識を持っていただけるよう、我々としても知事会等を通じて問題提起を行っていきたいと思っております。

続いて、政府関係機関の地方移転についての見解という御質問でございます。

企業のみならず、国の役所、高等教育機関など様々なものが東京に集まり過ぎているという東京一極集中の問題は、大きな課題ではないかというふうに思っております。特に、様々な機能、経済的な機能も、政治的な機能も、行政機能も、あるいはメディアも含めて、ほとんど全てが東京に過度に集中しているという現状は、首都直下型地震や南海トラフ地震などの災害時のリスクを考えたときにも大きな問題ではないかというふうに思っております。そういう観点で、国においては、ぜひ積極的に政府関係機関の地方移転を促し、進めていってもらいたいというふうに思います。

本県は、鉄道や道路網を通じた首都圏等との時間距離が非常に近い位置にあるわけであります。その一方で、豊かな自然、雄大な自然環境や景観など、働く上で生産性を上げるために必要な生活環境が充実しております。そういうことを考えれば、政府関係機関の立地先としては優位性があるものと思っております。今後、国の動き、あるいは他の地域の動きに後れを取ることがないように、情報を積極的に把握しながら対応していきたいと考えております。

続いて、信州未来共創戦略に基づいて今後どのように少子化対策に取り組んでいくのか、また、若者・女性にどう対応していくのかという御質問でございます。

「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」においては、参加者の皆さんそれぞれがアクションを定めて行動していただくという形になっています。県としても、先般、令和７年度のアクション案を公表させていただいたところであります。県のアクション案では、この少子化対策に関連して、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して大幅に拡充させていただこうとしています若者のライフデザイン支援事業などの予算を伴う取組のほか、公共施設の子供の利用料金の無償化の検討など、今から検討に着手しようというものも盛り込ませていただいております。なるべく早期に具体化できるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、若者・女性に関する取組としては、戦略に掲げた若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりを進めるという観点から、例えば、ライフデザインセミナーの開催回数を増やしていきたいと思っておりますし、特に、プレコンセプションケアの視点も含めた内容に拡充していきたいと思っています。また、婚活支援センターの運営や異業種交流イベントの開催を通じて、若者の出会い、交流の支援を行ってまいります。

また、先進医療に係る不妊治療に対する助成額の引上げや、病気等で妊孕性温存が必要な方に対する卵子凍結等の費用助成を通じて、不妊等で悩まれている皆様方への支援も強化いたします。

また、共育てを当たり前にできる社会を目指して、事業者の皆様方と共に働き方改革にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、この県民会議におきましては、男性の育児参加、それから若者応援などのプロジェクトを有志で立ち上げることになっております。県もそうしたプロジェクトに加わって一緒に取組を進めていきたいと考えております。こうしたことを通じて、若者・女性が自分らしい生き方を実現できる、そうした社会の実現を目指して取り組んでまいります。

続いて、県警新庁舎の基本計画策定に至るまでの進め方についてという御質問でございます。

昨年８月から３回にわたって有識者会議を開催して、今年度末までに県警本部庁舎の建設候補地を含む長野県庁周辺の整備方針を策定する予定でございます。有識者会議からは、警察本

部庁舎の建設に際しまして、緊急輸送道路との接続の重要性が指摘されておりまして、来年度予算案におきましては、一部民有地を含めた調査・測量のための経費を計上しております。

知事部局といたしましては、県警本部が策定いたします基本計画に反映できますよう、調査・測量結果に基づく民有施設の移転や土地交換などについての交渉、そして、警察本部庁舎建設に伴い失われる長野合同庁舎駐車場の代替地の確保と新たな駐車場建設に向けた調整などを並行して進めさせていただき、庁舎建設地を確定していきたいと考えております。

続いて、信州版観光ＭａａＳについての期待という御質問を頂戴いたしました。

昨年７月に発表されました旅行代理店による全国の旅行満足度調査を見ますと、観光地へのアクセスに関する本県の満足度は全国で39位ということで、交通の利便性向上は観光振興において大変重要な課題の一つだというふうに受け止めております。

こうした中、様々な交通機関や観光サービスをシームレスにつなぐＭａａＳの導入は、交通・観光サービス等に関する検索、予約、決済等を一元化することで旅行をされる皆様方の利便性が大きく向上するとともに、周遊促進を通じた観光消費の拡大など多くの効果が期待できるものというふうに考えております。

また、地域公共交通の維持活性化や交通・観光事業者の生産性の向上など、直面する諸課題の解決に対しての後押しにもなるというふうに考えております。関係機関等と目指す姿を共有させていただく中で、観光ＭａａＳを通じた利便性の向上と公共交通の充実の両輪から取組を進めていきたいと考えております。

続いて、宿泊税に関して、庁内相互に連携し、横断的に観光地の環境整備の取組を進めていくことが求められると考えるが、今後の展開、所見という御質問でございます。

御指摘のとおり、観光政策は、単に観光スポーツ部の施策にとどまらず、関係する分野が非常に多岐にわたる分野でございます。そうしたことから、各分野の取組を一体で検討し、統合化していくということが重要だと考えております。

そのため、観光戦略推進本部を設置しておりますので、観光スポーツ部にはまずは司令塔としての役割をしっかりと果たしてもらいながら、各部局が世界水準の山岳高原観光地づくりを十分意識してそれぞれの取組を進めると同時に、この本部で一体的な取組の調整を行っていくということが重要だと考えております。

特に、宿泊税の使途につきましては、御質問がありましたように、今後の重要なテーマだというふうに考えております。条例案及び関連予算案を御議決いただければ、宿泊事業者をはじめとする観光事業者や市町村、特に独自課税市町村にも御参画いただいて、観光振興審議会に宿泊税活用部会（仮称）を設置して、幅広い視点に立って検討を行っていきたいというふうに考えております。納税者の皆様方に税導入の効果を実感いただけるよう、極力重点化すること

にも努めながら使途の具体化を図っていきたいと考えております。

続いて、県産材による県有施設の木造化・木質化、そして部局横断の横展開についてどう政策を打ち出していくのかという御質問でございます。

現在、環境政策推進議員連盟におかれましては、県産材の利用促進に関する条例案を御検討いただいているというふうに承知しております。これが成立すれば、県産材の一層の利用促進に寄与するものというふうに受け止めております。

県としても、県立学校や県営住宅など、県の各部局が所管する県有施設の木造・木質化を積極的に推進していきたいと考えております。また、治山施設をはじめとする公共土木工事におきましても県産材の使用を進めるなど、県を挙げて県産材の率先利用に取り組んでいきたいと考えています。

来年度当初予算案におきましては、民間施設の木造化に対する補助上限額を大幅に引き上げる予算案も出させていただいております。商業施設や医療・福祉施設などそれぞれの部局に関連する分野においてこうしたものをしっかり活用していただきたいと考えております。

今後、庁内の各部局で構成しております県産材利用促進連絡会議におきまして、県産材の一層の利用促進に向けた基本方針を検討していきたいと考えております。各部局それぞれが問題意識を持ち寄ってこの方針を取りまとめていきたいと思っておりますが、そうした中でも、建築物の木造・木質化の促進や大都市圏への販路の拡大、さらにはＪＡＳ構造材の供給体制の強化、こうしたことについて取組の方向性をしっかりと取りまとめてお示ししていきたいと考えております。

続きまして、郵便局の持つ可能性についてどう捉えているのか、また、郵便局とどう連携していくのかという御質問でございます。

今後一層の人口減少が見込まれる中、特に過疎地域、中山間地域等をどう維持させていくのか。これは、我々長野県にとって大変重要な課題だというふうに考えております。そうした中で、県内にあまねく存在しております郵便局の存在は、地域の大事な資産であり、県としても郵便局のお力をお借りしながら、地域の維持存続、さらに発展を図っていくことが大変重要だというふうに考えております。

現時点でも、県内の複数の自治体におきましては、マイナンバーカードの申請サポートや公共バスの回数券販売などの窓口業務、高齢者の見守りサービスなど様々な取組を郵便局に委託して実施しております。県としては、こうした取組が広がるよう、各広域圏で郵便局と市町村との意見交換などを実施してきているところでございます。

また、昨年10月には、信越地方郵便局長会会長、日本郵便信越支社長と意見交換を行わせていただき、県内全郵便ポストへの県の災害情報にリンクするＱＲコードを掲載したステッカー

の掲示、各家庭での備蓄等の充実の呼びかけを行う啓発ポスターの掲示など、新たな取組も協力して行わせていただいているところでございます。

このほかにも、郵便局長等による集落支援員の兼務や、ＤＸの推進に伴うオンライン申請への住民に対する支援など、私ども行政と郵便局とが連携できる分野はまだまだあるというふうに考えております。引き続き、市町村、郵便局長会と共に具体的な検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、環境保全研究所の在り方についての御質問でございます。

議員の御指摘にもありましたように、近年、環境保全研究所に求められる機能は高度化、多様化しております。その一方で、安茂里庁舎、飯綱庁舎とも老朽化が大きな課題となっております。

飯綱庁舎につきましては、令和７年度に省エネ化も含む大規模改修に向けた設計に着手することとしており、工事完了後、令和10年度を目途に、現在別々の庁舎で行っております自然環境と大気環境の調査研究等を飯綱庁舎に集約して機能を強化していきたいと考えております。

また、これに伴い、安茂里庁舎に残る衛生部門につきましては、新型コロナ対応の経験を踏まえて、健康・危機管理において中核となる地方衛生研究所として独立させていきたいと考えております。新興感染症などへの対応力強化のために必要な機能や体制を整えますとともに、安茂里庁舎の老朽化も踏まえた施設の在り方についても今後検討していきたいと考えております。

続きまして、母子生活支援施設の役割に対する県の評価、そして整備に対する県の支援について御質問をいただきました。

長野市をはじめ三つの市が設置しております母子生活支援施設におきましては、設置市以外からも幅広く母子の受入れを行っていただいているほか、県が一時保護を委託する施設としても機能しており、広域的な役割を果たしていただいているというふうに受け止めております。

また、ＤＶ被害だけでなく、貧困や障害など多様な問題を抱える母子を分離せずに一体的に支援する施設としての期待が高まっており、県としても、現在策定中の社会的養育推進計画において重要な施設と位置づけ、設置市とも連携を図りながら支援を行っていく必要があると考えております。

母子生活支援施設の整備に係る国の補助制度におきましては、市町村が設置者である場合は基準額の２分の１ずつを国と市町村が負担することが原則とされておりますが、地域の実情に応じて都道府県が一部を負担することも差し支えないとされているところでございます。県としては、設置市以外からの受入れなど施設が広域的な役割を果たしていただいていることや、今後の社会的ニーズなどを踏まえて、今回御要望いただいた老朽化による改築など設置市の財

政負担が大きくなる整備につきましては県としての支援を行うよう検討していきたいと考えております。

続きまして、沖縄との交流に関連して、子どもサミットの開催について御質問をいただきました。

両県の交流を深化させる上では、次世代を担う子供・若者の交流は大変重要だというふうに考えております。来年度は、両県の若者が相互に訪問し合う事業を新たに実施する予定でございますが、議員御提案の子どもサミットは、こうした沖縄県、長野県の交流にとって大変意義があるものというふうに考えております。

子供たちにとっては、沖縄の子供たちだけではなく、世界の子供たちと交流、つながることを通じて大変視野が広がっていくことにもなると思います。また一方で、この子どもサミットを開催するとなれば、市町村や学校も巻き込んで取り組むという形になります。沖縄県と本県との幅の広い交流にもつながっていくものと受け止めているところであります。

こうしたことから、長野県と沖縄県、そして海外の子供たちの代表がオンラインで集まって、観光地や食べ物、魅力、ＳＤＧｓの取組など、テーマを決めて意見交換するような形での子どもサミットが実現できるように、沖縄県、教育委員会、さらには市町村とも連携しながら検討を行っていきたいと考えております。

最後に、上高地におけるオーバーツーリズムの解消に向けた入場制限、それから入山料の徴収の見解という御質問を頂戴いたしました。

県としては、上高地の自然環境を保全し、利用の快適性と安全確保を図るため、上高地自動車利用適正化連絡協議会を通じまして、環境省や松本市などと共にマイカー規制に取り組んできたところでございます。

上高地においては、近年、コロナ禍からの観光需要の回復とともにマイカー利用者が増加して、繁忙期の週休日には交通渋滞が見られることから、オーバーツーリズム対策も視野に入れた対応を検討する時期に来ているのではないかというふうに考えております。

環境省におきましては、沢渡駐車場を中心に、混雑状況の把握や緩和策等の調査を行う予定と伺っております。一方、松本市においても、市や環境省、宿泊事業者等で構成する上高地の管理運営のあり方に関する研究会を設置して、管理運営に係る組織体制や、入山料あるいは入園料を含む財源確保の方策等の研究を始めたところというふうに承知しております。

こうした環境省による調査結果や市の検討状況等も踏まえながら、県としてもしっかり問題意識を持って、持続可能な観光地域づくりや必要な財源の負担の在り方について環境省や松本市と共に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）ライフプラン教育についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、ライフプランに関する教育は、全ての人が思い描いた理想の人生を送ることに寄与するものであることが肝要と、そのように認識しております。

学校では、これまで、どういう仕事に就くかという職業教育に重きを置いてきた傾向がございますが、これからは、どのように生きていくかという生き方の教育にも力を注ぐことが重要であると考えております。

現在は、児童生徒の発達段階に応じて、家族の大切さや、他者と協働して家庭生活を営む必要性の理解、結婚や出産等を含め、自分の一生について考える学習に家庭科や社会科を中心に取り組んでいるところでございますが、今後は、地域の皆様からの体験談を聞いて自分の将来をシミュレーションしたり、家庭生活を営んでいく上で必要となる経済の仕組みや資産形成等も学んだりするなど、自らの人生を切り開いていく力を総合的に育成できるようにすることが必要であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、子供一人一人の多様性を尊重しつつ、地域と連携し、キャリア教育や金融教育などとの関連も図りながら、自分はどう生きていくかを考えるライフプランに関する教育の充実を図るため、その必要性を発信したり、優れた実践を共有したりするなど、取り組んでいく所存でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、住宅耐震化を進める今後の戦略と具体的な方策に関する御質問をいただきました。

数多くの活断層を抱える当県では、例えば、糸魚川－静岡構造線断層帯など大きな被害が予測される地域においても十分に耐震化が進んでいない状況にあります。特に、町村部の耐震化率が低い傾向にあると認識しております。

住宅の耐震化を進めていくためには、まず県民の皆様にお住まいの耐震性能を知っていただくことが重要であり、専門家に確認していただくことが必要になります。また、耐震改修工事に係る費用の負担が耐震化の進まない要因になっているものと認識しております。

このため、家族が集まるお盆や年末年始を中心に集中的に情報発信を行い、耐震診断の重要性を認識していただくとともに、耐震改修工事に係る補助額を最大150万円まで拡充しました。その結果、耐震診断、耐震改修の補助件数は、今年１月末時点で、昨年度比約1.7倍と大幅に増加しております。

また、特に耐震化率が低い地域へ専門家を派遣し、対象住宅の調査を行うとともに、住民への啓発を行う支援を進めてまいりました。住民からの耐震診断の実施要望が大きく増加するな

ど手応えを感じているところでございます。

地震防災対策強化アクションプランでは、令和９年度までに住宅耐震化率95％を目標に掲げております。住宅の耐震化を加速化していくため、来年度の耐震改修補助予算を前年度当初予算比で倍増するほか、価格高騰に対応するため補助上限額を拡大するなど、住宅所有者の皆様の負担軽減を図っていく所存でございます。

引き続き県民の皆様に耐震化の必要性について御理解いただけるよう、関係部局とも連携し、各種広報媒体を活用した情報発信に取り組んでいくとともに、住宅の耐震化に係る費用を抑えるための低コストな改修工法の普及も図り、さらなる耐震化の加速に努めてまいります。

続きまして、県管理道路を活用した主要な幹線道路の複線化についてのお尋ねでございます。

近年の災害では、県内の高速道路や直轄国道において長期の通行止めや通行規制が発生しております。令和３年には、国道19号の木曽地域における豪雨災害や、議員も触れられた長野市小松原の地すべりなどの災害が発生し、迂回の必要が生じました。このような主要な幹線道路の通行止めについては、地域住民の皆様の生活のみならず、物流、産業、観光などにも多大な影響を及ぼすことから、県管理道路を活用した複線化の重要性について改めて認識したところでございます。

その上で、県では、災害時における道路の迂回機能強化事業を立ち上げ、今後の道路事業の方向性を示す信州みちビジョンの五つの重点施策の一つとして、被災想定を踏まえて事前に設定した迂回路の整備を現在計画的に進めているところでございます。さらに、長野県地震防災対策強化アクションプランにも位置づけ、今年度の１月補正予算及び令和７年度当初予算を重点的に配分し、積極的に推進したいと考えております。引き続き迂回路の機能強化を図るとともに、緊急輸送道路の強靱化も推進し、災害に強い道路ネットワークの確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）上下水道に関しまして２点御質問をいただきました。

まず、県管理の下水道管渠の老朽化の状況についてでございます。

県が管理する流域下水道管渠については、老朽化の目安となる法定耐用年数50年を超える管渠はありませんが、40年を超える管渠が全延長の13％に当たる26キロメートル存在しております。管渠の老朽化や劣化の状況については、通常は、国の点検基準に基づき、道路上からの巡視を月に１回、マンホール内からの点検を１～２年に１回、管渠内のテレビカメラ調査を５年に１回実施し、把握しております。

直近のカメラ調査では、速やかな対策が必要とされる緊急度１と判定された箇所はありませ

んでしたが、管渠の一部に劣化が見受けられる26か所、約3.8キロメートルについて、今回の埼玉県の事故を受けまして、２月６日から２月中をめどに、改めてテレビカメラ調査を実施しており、劣化の進行が認められた場合は速やかに必要な措置を講じてまいります。

次に、上下水道施設の耐震化についてでございます。

能登半島地震を受け、今回、市町村において策定された上下水道耐震化計画では、今後５年間で上下水道施設の耐震化を計画的、集中的に進めることとしており、特に、災害時にその機能を失うと上下水道システム全体が機能を失う浄水場や下水処理場などの急所施設の耐震化を重点的に進めることとしております。

流域下水道は、その施設・管路の全てが急所施設に位置づけられているため、今後５年間で耐震化をおおむね完了させるとともに、県内の急所施設全体では現在４割程度の耐震化率を、水道でおおむね６割、下水道でおおむね９割まで引き上げることとしております。避難所等の重要施設に係る管路の耐震化率については、水道では現在の３割程度をおおむね４割に、下水道では現在の４割程度をおおむね６割まで引き上げることとしております。

耐震化の実施に当たっては、財源と専門人材の不足が課題となっております。国においては、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策の後継となる計画に、上下水道等の一体的耐震化を考慮した老朽化対策を位置づける方向であり、県としても必要な予算が確保されるよう引き続き強く国に要望してまいります。

また、県と市町村が出資する長野県下水道公社が、今年度から水道事業についても市町村への支援を開始しており、今後、さらに耐震化工事の発注や現場管理業務等に関する技術的支援を実施することにより、市町村における人的負担を軽減できるよう、県としても公社と連携して取り組んでまいります。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には災害時の危機管理について３点ほど御質問をいただきました。

まず、避難環境整備や物資備蓄の進め方でございます。

県では、昨年９月に策定しました長野県地震防災対策強化アクションプランに掲げたように、全ての避難者の健康が維持されるよう、例えば、１月補正でお願いしたエアベッドの整備など避難所ＴＫＢのさらなる進化や、避難所の運営改善に取り組んできたところでございます。まさに、そのアクションプラン策定の過程で、市町村の方とワーキンググループをつくりまして協議を行って、県内で最大避難者数18万4,000人が想定されております糸魚川－静岡構造線断層帯地震を念頭に、食料、水など災害初期において命や生活に欠くことのできない九つの物資について、次の３点について方向性を取りまとめたところでございます。

まず一つ目ですが、国のプッシュ支援はありますが、これは大体４日目に届くということなので、それまでの３日間に対応できるようにしましょう。

それから、２番目として、市町村、県でそれぞれ必要量の３分の１ずつを備蓄、調達しましょう。

三つ目として、小規模な自治体では、ロットが少ないということで調達しにくい、例えばアレルギー、ハラール等の対応食品や液体ミルクなどは県が多めに広域で備蓄しましょうといったようなことでございまして、今後は、この方向性に沿って、訓練や研修等を通じまして市町村のさらなる備蓄の充実を働きかけたり災害時の備えの着実な実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、在宅や車中泊の対応でございますが、災害発生時に避難所ではプライバシーの確保が心配であるとか、子供さんやペットがいて避難所での生活が難しいなどの理由から、在宅や車中泊での避難生活を選ぶ方が一定程度おられると認識しております。

これまでは、避難者への支援は避難所で行うことが基本とされてきましたけれども、避難の在り方が多様化する中で、水道や食料、生活必需品等の物資、それから避難所で行われる医療や福祉の支援を避難所外にいる避難者へも提供することは非常に大切な視点だというふうに考えております。

本県では、幸い令和元年の東日本台風災害の際に、県の社会福祉協議会と地元の自治会が連携しまして、在宅や車中泊を含む多様な被災者の方のニーズを把握しまして個別支援につなげたという全国に誇れる事例もございますので、こうした知見も生かしながら、今後予定している避難所運営マニュアル策定指針の改定と併せまして、在宅等避難者支援の仕組みづくりを積極的に進めてまいりたいと思っております。

最後に、二次避難への対応でございますけれども、災害の規模によっては、市町村の枠を超えた広域避難、いわゆる二次避難が非常に大事だというふうに思っておりまして、県内では、県ホテル旅館生活衛生同業組合様との協定に基づきまして、ホテル・旅館を二次避難所として活用することとしております。

さらに、今後、二次避難をされる方と宿泊施設のマッチングや、移送方法など発災時を想定した具体的な流れの確認を訓練などで行っていきたいと思っております。また、県外への二次避難についても、今後国で策定されます二次避難所運営マニュアル等も参考に広域避難の体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察本部庁舎の建設が本格的に動き出したことについての所感に

ついてお答えいたします。

現在の警察本部における課題として、本部機能の集約による大規模な災害や、事件・事故における情報の収集や指揮命令系統の一元化、災害活動拠点としての機能強化、情報管理や入庁管理におけるセキュリティーの強化が必要であると認識しているところであります。

県警察にとりまして、これらの課題を解決するため、警察本部庁舎の建設は長年の悲願であり、このたび、新庁舎建設の実現に向けて大きく動き出したことは大変ありがたいことと認識しています。ここに至るまでの間、県議会や知事部局から多大なる御理解、御支援をいただきましたことについて改めて御礼申し上げます。

今後についてですが、県警察といたしましては、警察本部庁舎の早期建設に向け、県庁周辺の整備方針を踏まえ、緊急輸送路である県道とのアクセスや、警察本部庁舎への入庁所属及び必要となる具体的な機能などについて知事部局との協議を加速させるとともに、必要な調査検討を行い、規模や配置などを取りまとめた基本計画の策定に取り組んでまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはしなの鉄道への支援について御質問を頂戴したところでございます。

まず、しなの鉄道の設備のスリム化への支援についてでございます。

しなの鉄道は、全国初の並行在来線として開業から27年が経過したところでございますが、かつて特急列車が走行していたＪＲの幹線で使われた設備をそのまま引き継いでおり、維持修繕コストが必要以上にかかっている状況でございます。

しかし、過大な設備を除却するなどスリム化するには、例えば、一部区間で不要な線路を撤去し単線化するだけでも、少なくとも数十億円以上を要するわけでございますが、国の補助制度はなく、県や沿線自治体の支援にも限界があるところでございます。

並行在来線は、ＪＲの幹線を引き継ぎ、全国の鉄道ネットワークの一端を担っていることから、その存続には国が責任を持つべきと考えており、令和５年12月には斉藤国土交通大臣に対して、昨年11月には鉄道局長に対してスリム化への支援制度の創設を求めたところでございます。

こうした課題は、当県だけではなく、並行在来線を有する他の道県も同様であることから、関係道県で構成されます協議会において、国や与党に対しても要望を行っているところでございます。今後も引き続き設備のスリム化に対する支援を国に求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、厳しい経営が続きますしなの鉄道に対する支援についてでございます。

しなの鉄道の利用者は回復傾向にはあるものの、コロナ禍前の水準には戻っていないのが現

状でございます。

こうした中、しなの鉄道に対しては、従来から他の地域鉄道事業者と同様、鉄道の安全性向上のための設備整備、車両更新への補助、それから、利用者の利便性向上を目的としました駅のバリアフリー化への補助、それから、高騰します電気代への補助など様々な支援を実施してきたところでございます。

さらに、しなの鉄道が並行在来線として全国の鉄道ネットワークの一端を担っているということに鑑みまして、緊急安全対策として行う修繕やＳｕｉｃａの導入に対しまして、沿線市町と共に行う特別な支援を予定しているところでございます。

こうした財政的な支援のほか、しなの鉄道が自律的な経営を行えますよう、使用頻度の低い設備の廃止、停止などによる維持コストの削減や合理化を推進するとともに、利用促進に向けた沿線自治体と連携した駅周辺のまちづくりの推進、観光列車を活用しました収益力の強化、こうした取組に対し、観光スポーツ部や営業局と連携しまして、積極的に提案や助言を行うなど、後方的な支援も行っているところでございます。

今後は、増加しておりますインバウンド等県内旅行者を沿線地域へ取り込むため、さらに関係部局と共に支援を行っていくなど、しなの鉄道が安定的な経営を行えるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光ＭａａＳに関しまして二つ質問がございました。

まず、観光ＭａａＳに取り組む意義と課題ということでございますけれども、観光ＭａａＳは、鉄道・バスなど複数の公共交通機関の検索に加えまして、公共交通と観光施設を連携させることで一括してチケットなどの予約、購入が可能となることから、旅行者の利便性の向上とともに、地域の公共交通の利用促進につながるものと考えております。

また、その実現に当たりましては、本県ではＪＲは３社が関わることのほか、先行して取り組んでいる市町村や民間事業者による地域のＭａａＳとの連携に向けた技術的な課題も含めて、関係者との丁寧な合意形成や技術面からの現状把握が重要だと認識しております。

次に、宿泊税の活用を念頭に置いた取組についてということでございました。

観光ＭａａＳの導入に向けましては、多くの事業者に参画していただくことが重要だと考えており、来年度新たに交通・観光事業者などによる研究会を立ち上げるとともに、先行する機関のＭａａＳの取組や交通観光事業者のＤＸ状況などについて調査をしたいと考えております。

その上で、観光ＭａａＳは、公共交通機関と観光施設などの連携により旅行者の利便性向上に寄与することから、宿泊税の使途として考えておりますので、税を納めていただく方が効果

を実感できるよう、観光ＭａａＳの早期の実現に向けて関係機関と共に準備を進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には３点御質問をいただきました。

まず、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた県の対応方針についてのお尋ねをいただきました。

基本法の改正により、食料安全保障の確保が基本理念の中心に位置づけられました。本県は食料の総合供給産地でもあることから、農業の持続性を高め、安定した生産を確保することで、我が国の食料安全保障に貢献できるものと考えております。

まずは、稼げる農業の実現に向け、地域計画に基づく農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産の効率化、担い手の確保育成などの取組に注力するとともに、適正な価格形成に欠かせない消費者理解の醸成にも取り組んでまいります。

持続可能な農業には、持続可能な農村であることが不可欠となります。農村ＲＭＯの形成や農ある暮らしの推進による地域の担い手の確保などにも取り組み、改正基本法の理念を同じくする県民条例に基づく長野県食と農業農村振興計画を着実に実行し、農業農村の持続性を高めてまいります。

次に、地球温暖化に対する農業分野の取組方向についてのお尋ねです。

農業は、自然の中で営まれる産業であるからこそ、農業関係者は気候変動に敏感でなければならず、温暖化対策を自らのなりわいの持続性を確保する取組と意識し、実践していくことが求められております。このため、県としては、農業者にゼロカーボンに向けた取組の必要性等を継続して啓発し、有機農業など環境に優しい農業や果樹の枝やもみ殻等に含まれる炭素を土壌中に封じ込める炭素貯留、さらには、水田や家畜などから排出されるメタンガスなどを抑制する取組を拡大してまいります。

また、高温下でも品質、収量が確保できる米やリンゴ等の品種や栽培技術の開発普及、かんきつ類など新たな品目の検討などをこれまで以上にスピード感を持って進め、緩和、適応の両面から温暖化に対応してまいります。

最後に、農業生産基盤の整備の方針についてのお尋ねをいただきました。

担い手が減少する中でも農業を持続的に維持していくためには、地域計画に位置づけられた守るべき農地の整備に投資を集中し、生産性と効率性を向上させていくことが重要です。このため、スマート農業機械の導入を見据えた圃場の区画拡大や水路の地中化、高収益作物への転換に向けた水田の畑地化などを進めてまいります。

また、営農条件が不利な農地が多い中山間地域においては、水管理の自動化やあぜの傾斜を緩くするなど、農作業の省力化にも資する基盤整備を進め、人口減少下においても持続性のある農業生産基盤を確保してまいります。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）県産材の利用促進に関する基本方針についてお答えいたします。

現在検討が進められている県産材の利用促進に関する条例において定めることとされている基本方針については、現行の長野県内の建築物等における県産材利用方針の抜本的な見直しにより対応してまいりたいと考えております。

この方針の中では、主に県が整備する県有施設や公共土木施設における木材利用の考え方等を定めていますが、見直しに当たりましては、県による県産材の率先利用とともに、新たに県産材の安定供給や販路拡大に向けた支援、県民の皆様への普及啓発の推進等についても盛り込むことを検討するなど、充実強化を図ってまいります。

また、この基本方針は、都市の木造化推進法に基づく県の木材利用方針として位置づけられ、市町村は県の方針に即して自らの木材利用方針を定めることとされています。そのため、県としては、見直しに当たっては市町村の御意見も伺いつつ、実効性のある方針となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には県内食品産業の発展に資する県工業技術総合センターの機能強化について３点御質問をいただきました。

初めに、発酵食品に対する県のこれまでの取組と今後の展望についてでございます。

出荷額全国第１位のみそをはじめ、日本酒、ワインなど県産農産物を活用した県内の発酵食品は、本県にとっても長野の魅力やブランド価値を高める貴重な資源であると考えております。発酵バレーＮＡＧＡＮＯとの連携につきましては、県にとっても非常に意義のある取組でありまして、発足を好機として、各種イベントの実施や運営などに県も協力しているところでございます。

具体的には、11月24日の「和食の日」に、記念シンポジウムの共催をはじめ、銀座ＮＡＧＡＮＯなど県外での展示即売会、また、一昨年のフランス、昨年10月には、アメリカで「発酵・長寿ＮＡＧＡＮＯの食」をテーマとした知事トップセールスによるレセプションの開催、さらには、国内外からの観光客に対し発酵食ツーリズムの定着を進めてきているところでございます。

今後の取組につきましては、１月補正予算の事業とも連動し、海外向け輸出プロモーション動画の作成や、来年度もオーストラリアでのイベントやアメリカでのレセプション等により、信州全体の魅力に加え、発酵食品も含めた食文化の魅力も発信してまいります。加えて、今後、発酵バレーＮＡＧＡＮＯ産学官ネットワークにおきまして、新たな商品開発など付加価値をつくる取組を加速してまいります。

次に、工業技術総合センターの機能強化に係る今後の進め方についてでございます。

工業技術総合センターでは、これまでも、中小企業のニーズを踏まえながら技術課題の解決や研究開発の支援などに取り組み、また、技術を先取りする形で近年も拠点整備を行うなど、県内産業の振興支援に取り組んでいるところでございます。また、昨年11月には、センターの若手職員をドイツのＦＩＴ研究所に１か月間派遣するなど、将来を担う人材育成にも取り組んでいるところでございます。

一方で、施設全体は老朽化も進み、また、ＡＩやＸＲなど世界の急速な技術革新による時代の潮流が変化し、県内の中小企業もこうした大きな変化を捉えて適応していく必要性が増しているところでございます。このため、中小企業のニーズに貢献できる県機関として、今何が求められ、期待されているのか。このセンターの役割や機能向上等に係る基本的な考え方、大きなデザインの検討を始め、来年度、取りまとめてまいります。

具体的な検討に当たりましては、県外の試験研究機関等での好事例の調査や分析をはじめ、大学や県内機関との連携といったソフト面や、施設設備などのハード面での機能強化、さらには、発酵食品、電子精密分野など、本県産業の強みをさらに生かす方策等について整理してまいります。

こうした基本的な方向性を取りまとめた上で、その後、次年度以降からは、方向性に沿った具体的な機能強化、プランづくりや国財源等の内容につきまして順次ロードマップとしての取組を進めてまいります。

最後に、食品開発支援に不可欠な食品技術部門の支援拠点の整備充実についてでございます。

食品製造業振興ビジョン2.0では、発酵食品を中心として、長寿県「ＮＡＧＡＮＯの食」の創出・提供による産業振興の推進を掲げております。みそや酒などをはじめとする発酵食品には世界に通用する高いポテンシャルがあり、健康志向が高まる世界に打って出る好機が訪れております。

また、食品産業分野は、時代の変化に伴い、消費者ニーズも多様化し、企業は常に新しいトレンドや技術を取り入れ、柔軟に対応することが求められております。このため、今後、センター全体の基本的な方向性を整理していく中で、昨年発足した発酵バレーＮＡＧＡＮＯ産学官ネットワーク、ここには、県センターをはじめ、大学、食品団体といったところも入っており

ますので、こうした場も活用していき、例えば、発酵食品づくりの伝統技術とＡＩ等の最新技術を融合させた支援を描くなど、新発想の共創拠点の場となるよう、施設整備、機能強化に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には、ＤＸ推進の課題及び計画的な取組の必要性について御質問いただきました。

人口減少が進む中で持続可能な社会を構築するためには、ＤＸの推進は不可欠であると認識しております。このため、県として、暮らし、産業、行政といったあらゆる分野の取組を明確にした長野県ＤＸアクションプランを今年度中に策定することとしており、現在、パブリックコメントの手続を実施しているところでございます。

このアクションプラン案では、様々な分野の取組を推進することとした上で、暮らしや産業、行政の分野で重点的に推進する取組を掲げております。例えば、暮らしの分野では、教育について、市町村を越えて小規模学校をオンラインでつなぐことで授業を変革する。医療について、僻地医療等でオンライン診療を普及するなどを記載しております。また、行政の分野では、県土の広さなどを踏まえて、県、市町村を通じて、「行かない窓口」「書かない窓口」といった住民視点での窓口サービスの見直しに取り組みたいと考えております。

ＤＸをめぐる課題としては、デジタル人材の不足が挙げられます。我々行政で見ても、小規模な市町村では、１人の職員が情報システムを担ういわゆるひとり情シスという状態になっている団体も見られます。このため、県として、市町村に伴走しつつ、外部人材を活用できるような助言を行うとともに、特に窓口改革のような力を入れていく分野では、直接デジタル人材を派遣して取組を牽引したいと考えております。

また、県を含めて、職員のスキルアップも必要でございます。例えば、ＩＴパスポートの取得など、職員一人一人がＤＸに関する知識を身につけられれば組織としても新しいものに柔軟に適用する風土の醸成につながると考えており、この点にも力を入れていきたいと考えております。

アクションプラン案の中では、ほかの分野、例えば産業の分野に関しても、デジタル人材不足に対して、リスキリングの取組奨励や実践例の展開、専門家派遣による伴走支援など、企業の取組を支援することとしております。こうした取組をはじめとして、アクションプランの策定を契機に、長野県全体のＤＸを加速化してまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医療提供体制に関して２点お尋ねがございました。

初めに、医療機関に対するグランドデザインの具現化に向けた取組についてでございます。

グランドデザインの具現化に当たっては、個々の医療機関が将来に向けた地域における自院の役割を理解し、その役割に沿った取組をほかの医療機関と連携しながら進めていくことが重要であると考えております。

県としては、各地域における医療提供体制の現状や課題等のデータ分析を行い、地域医療構想調整会議等においてデータに基づく最適な医療提供体制の構築に向けた議論が進むよう主導するとともに、医療機関の主体的な取組を支援しているところでございます。

具体的な支援としては、医療コンサルタントによる機能変更検討への支援、機能変更の際の施設・設備整備に対する支援、病院間の連携に対する支援、地域住民に対する自院の果たす役割発信への支援という「検討」「機能変更」「連携」「発信」の四つの局面での支援により、地域における医療機関の役割分担と連携が円滑に進むよう努めてまいります。

次に、グランドデザインの県民への普及啓発についてでございます。

現在、医療の現場では、高度で専門的な医療を提供する病院への外来患者の集中や、軽症患者の救急車利用などによる医療機関の負担が増大しており、医療提供体制の維持が危機的な状況と認識しております。

グランドデザインには、こうした状況を踏まえ、県民の果たす役割として、紹介状を持たない患者が大病院に集中しないようかかりつけ医を持つこと、いわゆるコンビニ受診はしないこと、そして、医療機関の役割分担を踏まえた転院に関して理解することなどを掲げております。

県民の皆様に対しては、ウェブ動画やラジオＣＭ、リーフレットなど、ターゲットに応じた様々な広報媒体を活用し、こうした具体的な取組の実践をお願いしていくことでグランドデザインの理解を進め、実際の行動変容につなげてまいります。質の高い医療を持続的に提供していくため、グランドデザインの目指すべき方向性を県民の皆様とも共有し、具現化に向けた実効性のある取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君）沖縄県との交流連携協定に基づく取組の強化に向けた今後の意気込みについての御質問であります。

先月の知事沖縄訪問につきましては、風間会長をはじめ長野県議会沖縄交流促進議員連盟の多くの議員の皆様にも御同行いただき、感謝申し上げます。

沖縄県との交流につきましては、これまで、チャーター便では、平成22年以来、累計130便の運航が行われてまいりました。これに加え、イオンなど長野、沖縄相互のスーパー等での

フェアの開催、観光商品造成のための観光商談会の開催、沖縄旅行事業者の招聘、子供たちの相互交流の実施など、民間、市町村と一体となって着実に取組を進めてまいりました。

今年度は、佐久市が糸満市と連携し、糸洲の壕に平和学習の場を整備したり、沖縄に長野県人会「沖縄・信濃ふるさと会」が発足するなど、市町村や民間での交流の輪もさらに広がりつつあります。

この３月で交流連携協定を締結して２年がたつ中で、さらに沖縄県との交流を深めていくためには、それぞれの主体が、より幅広い分野で交流の動きを進めていくことが重要と考えております。今後、何より、定期便化を見据えたチャーター便の一層の拡大に取り組むとともに、先ほど知事からも御答弁申し上げましたように、若者交流事業を実施するなど、子供・若者交流を一層拡大すること、また、佐久市をはじめとする各市町村での交流の促進、両県の経済団体を巻き込んだ産業観光面での連携強化など新たな取組にも力を入れ、より幅広い分野で深い交流が行われるよう、私としても、庁内横断の検討チームを取りまとめながら、沖縄県との関係強化に向けて積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）それぞれ御答弁をいただきました。

150周年記念イベントについてでありますけれども、やるのであれば、ぜひとも盛大に開催していただきたいと思いますし、その際には、市町村や県民、そして学校現場といったところ、特に注意していただきたいのは、開催するのであれば若者と女性にどう参画していただくかという視点であります。それは、先ほど来ずっとこの質問のテーマにもなっております。この150周年をしっかりと進めていただきたいと思いますので、その視点をぜひとも忘れないでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、少子化に関してでありますけれども、女性から選ばれる県を考える上でぜひとも進めていただきたいことは、事業者も、女性にとって働きやすい環境を整えていただくということ。そのような整備を民間主体で進めていただかないと、女性にとってふさわしい県とは言えないということになってしまいますので、あらゆるチャンネル、あらゆる場所を通じて、その点もしっかりと知事の口から伝えていただくことをお願いしたいと思います。

この少子化問題についてでありますけれども、長野県政全体に通じることではありますが、物をつくって宣伝しないという傾向が見てとれると私は思うのでございます。つまりは、ＰＲ下手ということになるわけで、メーカーであれば、製品をつくって、まず「新しい製品ができました」とＣＭを打つわけですけれども、新しいアイデア、新しい企画、新しい施策を幾らつくっても、それをＰＲしない、宣伝しないでは、県民の皆さんには通じないわけです。ですか

ら、そのＰＲ方法をどうするかということ、これはしっかりと考えていただきたい。

今回の予算の中にも、ようやく外部人材を取り入れてＰＲの活性化を図りたいという意思は見てとれますけれども、私はもっとＰＲに予算を割いていいと思います。長野県の県政の施策は非常によく考えられているし、中身はとてもよくできているのですけれども、長野県民が知らないといった不幸が生まれてしまっていることを早く解消しないといけないという点であえて申し上げているわけでございます。その点、よろしくお願いします。

それから、県産材の利用促進について、ありがとうございます。ぜひとも知事がリーダーシップを奮って、教育長がお見えでございますけれども、学校現場においても県産材の利用を取り入れた施設となるよう、ぜひとも計画の段階から盛り込んでいただくことを私からもお願いさせていただきたいと思います。

それから、郵便局との連携でありますが、郵便局の位置づけ、価値については、知事と私は共通認識を持っていると思うのですけれども、連携についてはさらに深掘りする必要があるだろうと思っています。

もちろん、郵便局との意見交換や新たな模索ということを局長さん方とお話しされているという話はよく聞くわけですけれども、私はもう少し掘り下げてもいいと思うところでありまして、行政がオンライン申請などをお願いすることもあるのですけれども、いざ災害発生のとき、77市町村にあまねく存在している郵便局のロケーションのよさを活用する。しない手はないだろうということを昔から言っているのでございます。つまりは、この郵便局様の避難所としての機能、あるいは備蓄体制の一角としての機能といったものも考えていかなければいけないというふうに私は思っておりますので、そういったテーマで話合いを持っていただきたい。

さらには、災害時、補助的にではありますが、行政と一体となってどのように体制に参画していただくかということも大事な面であります。私は、これはもう郵便局を使わない手はないというふうにずっと思っておりますので、もっと深掘りしていただきたい。

そして、郵便局の存在というのは、その地域にとってとても信頼がある施設なのですね。そういった絆というものがその地域においてもしっかりとありますので、そういった信頼に基づく関係性を深めていただくために、さらに便利な施設であっていただきたいということ、これも模索していただきたいですし、役割を持っていただくということをぜひとも考えていただくようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それから、最後に、いろいろ皆さんに御答弁いただき、おおむね前向きに捉えていただいてよかったと思いますが、最後のオーバーツーリズム、上高地の案件でありますけれども、私は、県内人気の観光地はいろいろあることは承知しておりますが、自然環境を売りにしている観光地は特に慎重に対応しなければいけないというふうに思います。ですからあえて上高地をテー

マとして挙げさせていただいたわけです。

ほかにもいっぱいあります。温泉だとかいろいろありますが、特に、この上高地については、自然環境が売りというところに一番重きを置かなければいけないと私は思いますので、無制限に人間を受け入れ続けていいのかどうか。保全するためには、やはり制限つきの入場というものも考えていかなければいけないというふうに思いますので、知事がおっしゃるように、そういう視点を忘れることなく、今後、環境省や松本市と協議をしていただくということでありますけれども、このテーマをしっかりと県から提示していただき、国や松本市にその重要性をお伝えして具現化を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして自民党代表質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後１時20分まで休憩いたします。

午後０時18分休憩

午後１時20分開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

改革信州代表髙島陽子議員。

〔33番髙島陽子君登壇〕

○33番（髙島陽子君）改革信州の髙島陽子です。会派から代表質問に初めて立ちます。知事をはじめ理事者の皆様からの明快な御答弁を期待申し上げます。

超少子化の時代が到来しました。１年間に生まれてくる長野県の赤ちゃんは約１万人。私が住む長野市でも年間で2,000人前後と、人口規模三十数万の都市では１日平均で数人が産声を上げます。平均初産年齢は統計上31歳、概数にして30年を一世代交代として見れば、今から30年前の平成７年、1995年に長野県で生まれた赤ちゃんは２万1,187人です。30年間でその数が半減していることは、人口減少・少子化対策の検討に関わった皆さん、行政関係者や統計に明るい人は御存じだと思いますが、右肩下がりの推移、それも半分以下の数字になっているのです。

国をはじめ、県行政においても、こうした実態を踏まえ、ここ何年か、多くの時間を割いて、今後どうすれば少なくなった出生数を増やせるか、減少傾向に歯止めをかけられるか、反転攻勢できるかといった議論や検討が行われています。それは、社会構造を保ち、地域経済や暮らしの維持に欠かせないという危機意識からの取組や模索であり、そこに向き合ってきたプロセスは重要で大切なことと認識します。

しかしながら、こうして挑んできた少子化課題の解消には苦戦を強いられています。少子化

対策には、これが正解でこのようにすればうまくいくという特効薬のようなものは残念ながらありません。子供を持つようになり、産んだ子供の数を聞かれ、それは国に貢献していると言われることが何度もありました。他人から見れば統計上はそうなるのかもしれませんが、実はここに落とし穴があると私は約30年ずっと感じてきました。どういうことかというと、産んで育てる側の意識として、子供が生まれて、「少子化になっている国に貢献した」とか、「今は少子化だ。人口を増やすために子供を持とう」とはならないからです。誰かに頼まれたり、少子化解消のためと子供を産んだりするのではなく、自ら持ちたいと考えて、妊娠も出産も子育ても引き受けるのが当事者の側の思いではないでしょうか。

ここで申し上げたいことは、少子化現象を深刻視、若者、これから子を持つ世代への期待が高まるがあまり、大人たちや行政が少子化をどうにか食い止めようとすればするほどプレッシャーになってしまうのではないかということです。もちろん、何もしない、仕方ないと指をくわえていればよいということではないです。行政は、様々な計画を描くためにデータが必要で、生まれる子供の推計から、県民希望出生率としたり、数字を分析したりと、数字が定まらないこともあります。けれども、子供が生まれる社会づくりのため、産み育てやすい長野県となるためには、今こそ原点に立ち返って、どんな環境にあっても生まれた命が尊ばれ、大切に育まれ、成長を喜ぶ人たちに囲まれ、見守られるということを一番にすべきと思います。

長野県で生まれる子供が年間１万人に満たないのなら、これまで以上に一人一人を歓迎し、生まれる赤ちゃんもお母さんもお父さんも大事にされる。そのために、共に育ちを見守り、大きく成長していくことを最大限後押しすること。これをかなえる取組について一緒に考え、行動し、実現したいとの思いから、前置きは大変に長くなりましたが、順次お聞きしてまいります。

長野県のお隣の山梨県は、今年１月時点の人口が78万8,000人余で、東京に接する県の中で規模が最も縮小しています。既に小さな規模となって運営されている自治体や国の事例に学んだり参考としたりするのは意義があると考え、山梨県にて分娩前後の支援に関する事業を調査してきました。

山梨県は、全国に先駆け、産後ケア事業に取り組みました。人口規模の縮小で生まれる子供の数も減少することへの早期対応として、十数年前に出産・子育てがより大切にされる取組としての事業にどの都道府県よりも先に着手。これを担うのは、同県の子育て支援局子育て政策課で、保健師が中心となる組織体制で、国がこども家庭庁を創設する前から、問題意識の下、財政的支援や市町村と連携で歩んできたとの自負を持ち、継続的に取り組まれています。

産前産後ケアセンターママの里という県の基幹的な施設で実施されるサービスの構築においては、産後育児支援を検討するために、妊娠中から１歳６か月児を養育する母親1,427人に

ニーズを調査して、宿泊しながら母親の回復及び育児技術指導の提供事業が必要と把握、設置に至っています。県内のどこにいても、求めれば産後のケアを標準的な条件で保障される仕組みとして位置づけられ、赤ちゃんとの生活が始まったばかりの時期を、助産師をはじめ、分娩に関わる医療資源が連携し、健康、発育、お母さんの産後の鬱などにも対応しようと支援し、実績を出しています。

県土の面積や市町村の数、医療機関の配置等といった諸条件が異なることから、全て山梨県のようにというわけにはいきませんが、我が県でも市町村主体に推進され始めている産後ケアを山梨モデルに近づけたり、周産期支援も強化したりすることで、産んで育てやすい長野県の実現を求めます。

笹渕健康福祉部長にお聞きします。

県内人口が減少し、生まれる子供が少なくなるのであれば、一人一人の妊産婦や生まれる子供のケアをより手厚くすべきであり、その中でも、産後の母親のウェルビーイングにつながる産後ケアに対する県の支援の状況と今後の取組について伺います。

産後ケアは市町村で取り組む事業で、サービスを受けられる医療機関や施設の情報はそれぞれに発信されていますが、広域的に捉えやすく、移住なども想定して、全県下で利用可能なリスト一覧を作成し、公表するのはいかがでしょうか。

また、産後から子育て環境を良好なものとするために、保健福祉に係る資源が様々に支援をする。その一つに、乳幼児健康診査があります。生後４か月、１歳半、３歳と５歳児健診も取り組まれるようになりました。母子の健康を保ち、病気や障害の早期発見、支援するための資源として乳幼児健康診査は重要と考えます。県としての役割について、こちらも健康福祉部長に伺います。

次に、子供が育つ上で、遊びや学びを通じて体験を増やすために、学校を飛び出して社会の見聞の時間を確保することも重要です。子供だけでなく、一緒に過ごす大人にそれをどのように保障するか。愛知県に「休み方改革」プロジェクトの取組があります。長野県においても、子供と親や保護者とが共に休める環境をつくることを提案したいが、いかがでしょうか。武田教育長にお聞きします。

子供の成長や発達には欠かせない遊びや学びの時間を大人が共に持つことは、育ちを促進させるために必要であると考えます。例えば、愛知県では、子供が親と共に平日に校外で体験や研究の学び、活動を自ら考え、企画し、実行することができる「ラーケーションの日」を設けていますが、こうした取組についてどのように考えるか。武田教育長に見解を伺います。

共育て推進、出産・育児をきっかけに女性のキャリアロスが生じないように、男性の従業員の育児休業取得促進に取り組んでおられますが、働く女性が求めても産育休を取得できていな

い実態があり、そこにはあまり目が向けられていないのではないかと感じます。出産後の切れ目のない支援は、子供だけでなく、育児をする親にも確実にされる必要があると考えます。

そこで、お尋ねします。

県が男性の育休取得の向上を図ろうと着手されたことは評価できる一方で、勤労女性については、産休を取得せずに退職しているケースも多いのではないでしょうか。県としてこの実態をどう把握して支援しているかを田中産業労働部長にお聞きします。

知事にお聞きします。県内人口が減少傾向にある中で、長野県の母子保健事業はますます重要であり、中でも信州母子保健推進センターの取組はその要とも思われます。今後の県内の周産期医療の在り方と県の取組について伺います。

次に、公立学校の在り方について、７項目を全て武田教育長にお聞きします。

今、子供の数が減っている事実から目を背けるのは容易ではなく、人口動態に合わせた教育計画が必要ではないか。それによって教員の配置や学習活動の充実が図られると考えます。今年度の出生数は、15年後の高校受験生をほぼ確定することになり、人口が縮小することをイメージした再編計画は待ったなしで、それに取り組むことで今後の予算も見通しがついてくるのではないかと思います。子供が少なくなっても豊かな教育環境が保たれ、提供されていくにはどうすべきかが問われています。

そこで、質問します。

１、今年１月上旬の新聞報道から、さきに公表された県立高校再編の方針では、明確な時期を設けず、棚上げするような印象を受けました。今月13日に再編に関する基準の再検討をする意見交換会が開催されたとのことです。再編計画を今後どのように進めますか。

２、子供の減少により、市町村における小中学校の統廃合も進行しています。使われなくなった校舎、学校敷地の後利用を含め、各自治体が直面してきた施設マネジメントは市町村が主体で行うが、例えば、将来市町村越境型の学校設置を検討する可能性も出てくるでしょう。校舎や敷地の跡地利用も含め、小中学校の在り方について県が市町村と共に検討を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

３、不登校児童生徒の学びの保障については、信州型フリースクールの認証が進められていますが、運営や個々の児童生徒への支援や広域連携を図ることなどに課題があると聞きます。県における現在の取組、課題について伺います。

４、中学の部活動地域移行に伴い、高校進学のための評価について、どう変化するのか不安に感じる子供や保護者がいます。これまで、学業のほか、部活動での成績などが評価されてきたが、今後部活動が地域移行される中、その活動の扱いや課題について伺います。

５、親や保護者の期待が大きくなり、要望も多くなることによって、学校に対して過剰な申

入れやクレームを入れることが問題視されています。教育現場の資源を損なうケースもあるようで、これにどう対処し、解決するのが望ましいのか、教職員、現場は頭を痛めていると思います。小中学校におけるトラブルや保護者からの過剰な要求についてどのように対応されていますか。また、県として市町村教育委員会や学校をどのようにサポートしていくのか、お聞きいたします。

先月、私ども会派の調査で上田養護学校を視察しました。児童生徒数の増加が続いており、校舎にこれ以上の教室確保が難しく、グラウンドまでかなりの面積を占拠されてしまうほどで、学びの場として制約があり、もはや限界ではないかと感じる状況でした。通学バスを増便しても、送迎時の操車や転回は駐車スペース内でぎりぎり、安全な運行に苦慮するような状態で、教職員の苦労や負担があるようです。このようなハードの在り方、教育環境について、当事者、保護者は不満、不安を抱えています。

そこで、お聞きします。

６、特別支援学校で学ぶ児童生徒数は増加しており、県内学校の狭隘化はどこでも慢性的な課題で、プレハブ増設等での対応を余儀なくされています。20年、30年以上前からどんどんとよくない状態に進んでいます。これ以上放置してはならないと思いますが、こうした課題に対する県の見解と今後の対応について伺います。

武田教育長が就任してから新たな取組やこれまでの事業を継続する中でお感じになったことをお聞きしたいと思います。教育委員会の主体性は重要で、期待も大きいと思います。そこで、長野県教育の責任者たる教育長となって１年近くとなりますが、これまでの教育環境から大きく変わろうとしている中、今後の展開についてのお考えを伺います。

人権条例について、人権の尊重と差別を解消するための施策を県としてどう位置づけるかについては、これまで、長野県人権政策推進基本方針を規定し、必要となる項目が盛り込まれ、運用されてきました。同方針は、15年を経て、今も県の人権施策のよりどころとなっていると認識しております。

一方、人権に関しては、時代に即した取組を進めるため、また、これまでに、差別解消などの啓蒙・啓発、支援や理解の促進などを行ってきた団体や組織などから、包括的に盛り込んだ条例づくりを検討、制定着手を願う声が寄せられておりました。

私たちは、感染症社会を経験し、ネットメディアの誹謗中傷などから人権意識の高まりを誰もが実感する今、まさに条例制定を検討すべきときを迎えていると私ども会派の中で認識が共有されていたところで、このたび、知事から制定の意向が示されたところで、期待を強くするところです。

これに先立ち、私は、人権条例の先行的取組があった愛知県で調査をしました。愛知県は、

2022年４月１日に愛知県人権尊重の社会づくり条例が施行されたところで、人権課題を以下の四つに整理し、個別に規定して取組が進められているということです。

１、インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援。２、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進。３、部落差別の解消に向けた取組の推進。４、性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等です。

愛知県では、コロナ感染症に対しての誹謗中傷への問題意識に端を発し、インターネット上で一定期間モニタリング調査をして実態把握することで、差別助長の発信抑止はもとより、監視の結果、明らかな差別行為には法務局への削除依頼をかけたり検証したりするなどの取組を経たとのこと。また、専門家10人で構成する有識者会議をベースとし、条例制定の検討を行ったということで、長野県でも参考となるのではないかと感じ、調査を終えました。

さて、知事が提案されました人権がより尊重される社会を実現するための条例制定の検討について、趣旨や検討の背景、理由が記されましたが、方向性や今後の予定などについて確認しておきたいと思います。以下、６項目を質問します。

県において検討されようとしている人権条例の制定について、条例づくりにはしっかりとした検討体制が必要であると考えます。また、条例を制定するに当たっては、県民の理解を促す観点からも、検討には丁寧に議論を重ねる必要があり、制定までの時間を十分に設けるべきであると考えますが、どういった道筋で条例の検討を進めていくのか。

次に、他の都道府県や市町村の先行事例や憲法に定められた権利、世界人権宣言を踏まえ、条例に盛り込む内容についてどのように考えているか。また、条例の制定を契機とした機能強化についての考えはいかがか。

続けて、ＳＮＳでの過激な誹謗中傷など、深刻な事案が発生している中で、人権侵害として認知や審査を行い救済等に取り組む川崎市の先行例もあるが、こういった取組についてどのように考えるか。以上３点を直江県民文化部長にお聞きします。

続いて、これまでに長野県の教育現場で行われてきた人権尊重や差別のない社会づくりのための教育はどのようなもので、どう取り組まれてきたのでしょうか。武田教育長にお聞きします。

また、警察においては、人権を尊重して職務を遂行するためにどのような取組を行っているのかを鈴木警察本部長にお尋ねします。

１点気がかりなことがあり、これは知事に御答弁願います。

今定例会開会日の知事の提案説明において、この条例制定については、「人権」の語句のみで、人権の施策や条例などで組み合わせて使われることの多い「差別」という語句がなかった。人権という言葉のみならず、人権尊重と人権を侵害する差別とを共に表記することが必要では

ないか。知事に御答弁をお願いいたします。

次に、労働環境改善、労働人材の確保についてお聞きしていきます。

人手不足、人材確保は各産業において慢性的課題となっています。人材市況を把握するデータには、人手不足を感じている企業割合を業界ごとにまとめ、上位にあるのは情報サービスとのことだが、身近なところでは、生活に密着した流通サービスをはじめ、直接人と向き合ってお世話をしたり、サービス提供したりする介護や保育といった福祉分野において、また、タクシーなど二次交通の部門、輸送・運送の業界等で、地域にとって大切な働き手を求めるものの、獲得に苦慮している実態があります。雇用形態や過酷な労働環境、激務のイメージなどから離職率も高いと考えられているようです。

そして、先ほどの質問の中で学校への過剰なクレーム対応に触れましたが、こうした問題の根は共通しているところがあり、サービスを受ける側と提供する側の相互に、本来であれば尊重や豊かな関係が築かれるべきところが、人を相手にする仕事にもかかわらず、いわゆるカスハラをはじめ、傷つけるなど、人間関係を壊し、人権を侵害するような行為が発生し、業務が円滑に遂行されない事態も起きていると聞くことが少なくありません。

人口減少、特に労働生産人口の縮小が進むと予測され、替えの利かない人材調達、配置をますます意識しなければ地域社会はもたないとの危機感から、真に人を大切にする雇用や労働環境を目指すべきで、悪しき慣行を是正、改善し、労働力や人材を定着させるためにどのように取り組めばよいのか。以下５点について質問します。

１、介護人材の確保について。介護業界の民間事業者は、公益的な性格を帯びながら、介護保険事業の四半世紀の歴史の中で、絶えず現場の人手不足や賃金の是正といった労働者側面で不安定要素を抱えながらの運営や経営を余儀なくされています。国の専門人材育成プログラムがあり、高度な専門性を備えた外国人人材へ期待が高まるが、人材の定着には難しい課題もあります。現場の人手が足りない環境は深刻で、25年前の制度開始に当たり、雇用や処遇、賃金体系の確立がきちんとされないまま見切り発車のようにスタートして現在に至る状況をどう打破したらよいのか。この状況を抜本的に改善するために、県としてどのように取り組むかを笹渕健康福祉部長に伺います。

観光で訪日客の増加などにより需要が高まる二次交通のサービス供給は、大きな課題として横たわっています。ドライバー不足の解消に県はどう取り組んでいるのか。移住で人材確保の施策により成果を上げるのが難しいと感じております。ＤＸ戦略に位置づけられるインターネットでのＧＯアプリをはじめとした配車システムの普及を加速化させ、若手も働きやすく、収入増となるように促進強化すべきと考えます。

私は、昨年と今年、欧州各国を訪問した際に、移動には公共交通を積極的に活用し、我が国

の交通との相違点を直接見、乗客にとって、また、働き手にとってよりよい環境について考えたり感じたりする機会に恵まれました。

訪ねたドイツ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、デンマーク、ギリシャで、いずれも、路線バス、地下鉄や路面電車など鉄道乗車の際に、クレジットカード決済やスマートフォンのアプリ決済は当たり前に活用されていて、老若男女、市民が手軽にそれを使っておりました。

そして、マルタという小さな島国では、鉄道はありませんが、路線バスが多用され、やはりクレジットカード決済が基本で、こうした電子決済システムの確かな普及や乗客の活用状況を知ることができました。

また、タクシーについては、マルタ現地でボルトと呼ばれるいわゆるウーバータクシーの利便性が非常に高いと感じました。インターネットの配車システムが確立されており、行き先を知らせるとすぐに近隣にある車両が乗客の足元へ来てくれるという体験をしたことから、インバウンドに対応するためにも、国内や県内でも、いわゆるＧＯアプリを装備したタクシーが普及することで、乗客にもドライバーにとっても便利な面が確実にあり、希望する運転手は漏れなく採用され、実際に使ってほしいと思っております。

そこで、小林交通政策局長にお聞きしたいのは、バスやタクシードライバーの人材不足は、不足というよりも枯渇寸前と言われることもあり、こうした状況を解消するため、働きやすい環境づくりが不可欠で、そのための新システム導入は急務であると考えます。県の取組状況はいかがでしょうか。

次に、県では会計年度任用職員が多く採用されておりますが、正規採用ではなくても、県の大切な人材であることに変わりないと考えます。ところが、１年ごとの更新について、面談機会をきちんと設けず一方的に更新はしないと伝えたり、病気治療のために入院するときにいつ職場に戻るのかと配慮のない言葉を投げかけられたりといった配慮に欠ける職場環境であると何件かの訴えを聞くことがありました。家族が療養するために介護休暇を希望したが、取得できず、通常どおりの仕事を任せられたというケースもあるようです。

会計年度任用職員であっても、何かしら不測の事態が発生したときの支援体制やチームワークがないと困るということで、これは雇用における問題ではないかと懸念します。会計年度任用職員の立場について職場や責任者の理解が浅いと思われるケースへの適切な対応を求めます。

今、人事異動の時期になっておりますが、会計年度任用職員の求人や採用はどのように行われていますか。また、処遇や権利について、各所属の責任者がよく理解され、会計年度任用職員が不安やトラブルなく安心して働けるよう、どのように取り組んでいくのか。渡辺総務部長にお聞きします。

次に、保育所等においては、保育士不足が常態化している一方で、現場の保育士からは、人

間関係や不安定な雇用形態に関する悩みなどを多く耳にします。管理的な業務に忙殺され、子供と追いかけっこをするなど子供たちに向き合って一緒に遊ぶような環境が減っている。望ましい保育環境となっているかとの訴えをはじめ、実際に現場で働いている現役の保育士、特に、ベテランでも雇用継続がされない、または離職した若手の保育士らから直接お話を聞く機会が増えており、専門人材の確保以前に課題が横たわっていると感じます。

このような保育士の声に対し、県としてどのように支援し、改善を図っていくのか。また、このような相談に対応する専門の窓口を設け、当事者の声を聞く仕組みを取り入れてはどうか。阿部知事にお聞きします。

こちらも知事にお尋ねします。

令和６年賃金構造基本統計調査によると、長野県の女性の就業率は上位にあるものの、女性の正規雇用率と男女賃金格差は比較的下位であり、この傾向はあまり変化が見られぬままに推移していると言えます。今、女性が長野県で働きがいのある仕事に就ける環境整備は不可欠と思います。

知事にお尋ねします。

先ほど田中産業労働部長に質問した女性の産育休取得の実態をはじめとした育児と仕事の両立はもとより、使用者や職場の理解で雇用環境がよくなること、個々のキャリア形成、正規雇用や管理職登用など多様な要素が関係する女性の働き方向上には、多角的な分析が必要と考えます。そこで、男女賃金格差の課題を解決するため、タスクチームを設けるなどの手法も含めた県としての取組について伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には３点お尋ねがございました。

初めに、少子化問題に関連して、産後ケアに対する県の支援の状況と今後の取組についてでございます。

産後ケア事業は、助産師等の専門職が出生後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う市町村事業であり、県はその後方支援の役割を担っております。これまでに、県では、市町村保健師等への研修や先進的な取組事例の情報発信等を通じて、事業の円滑な実施と質の向上に向けた支援を行ってきたところでございます。今後は、申請方法や支払いシステム等の全県統一に向けた体制整備について市町村等と協力して検討するとともに、県内市町村の事業内容や実施施設等の情報発信を行うなど、産後ケア事業のさらなる充実に努めてまいります。

次に、乳幼児健康診査に係る県の役割についてでございます。

子供の発育や健康状態を定期的に確認するために、各市町村は地域の実情に応じて乳幼児健

康診査を実施しております。

県では、市町村保健師の資質の向上を目的とした専門研修や、県全体の乳幼児の健康状態を把握し、地域ごとの健康課題を明確にすることを目的としたデータの収集と分析を行うなど、乳幼児健康診査の質の維持向上を図る役割を担っております。子供の健康状態を把握し、病気や障がいの早期発見による適切な支援につなげるために、県内で質の高い乳幼児健康診査が実施されるよう、引き続き市町村の支援に取り組んでまいります。

続いて、労働環境改善、労働人材の確保に関連して、介護人材確保のための県としての取組についてでございます。

介護事業所が地域において持続的にサービス提供を行うには、他産業に比べて低い賃金水準である介護職員の賃上げとともに、介護保険制度が将来にわたって安定的に運営されることが必要であり、今後も地域の実情に合った制度改善などを国に対して強く求めてまいります。

その上で、県では、労働力人口が減少し、介護需要が高まる2040年を見据え、介護人材の確保定着に向け、資格取得から入職までの一体的支援や介護テクノロジーの定着、処遇改善加算の取得促進等への支援に取り組むとともに、介護職員の処遇改善補助金等について本定例会で予算計上しているところでございます。

今後とも、介護分野へのアクティブシニアなど多様な人材の労働参加への促進と介護職員の負担軽減を図る生産性向上への支援などを通じて、介護現場が魅力ある職場となるように取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私にいただいた質問について順次答えてまいります。

「ラーケーションの日」の取組についてどのように考えるかというお尋ねでございます。

愛知県では、働き方改革プロジェクトの中で、親子で過ごす時間を確保するため、「ラーケーションの日」を設定し、子供が保護者と共に年３日間の範囲内で平日に体験活動等を実施していると承知しております。

議員御指摘のように、子供の成長のために、たっぷりと遊んだり体験をしたりすることは非常に重要であるというふうに思っております。そういった意味においても、ラーケーションは、子供が学校外での体験や探究活動を自ら計画し実行することで自主性が育まれるなどの効果があるとともに、土曜日、日曜日に保護者等が仕事をしている子供にとっては、平日に休むことによって家族と一緒に過ごす時間が増え、家族の絆が深まるといったよさもあると認識しております。

一方で、学校を休むことで学習進度に遅れが生じることへの対応や、家庭の事情によりラー

ケーションの制度を活用できない子供もいると考えられ、公平性の確保に課題があると考えております。今後も、ラーケーションの効果や課題等を把握するため、愛知県など先行自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、公立学校の在り方について７点質問をいただきました。

まず、県立高校の第２期再編基本計画の今後の進め方でございます。

2018年９月に決定した「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」において、第２期高等学校再編・整備計画の再編・整備完了目標を2030年３月としたところでございますが、本年１月の教育委員会定例会において、遅くとも2030年３月までに全ての高等学校の統合事件案について議会同意の完了を目指すという確認をいたしたところでございます。

現在、新校の学びの在り方など、開校に向け、様々な事項について新校再編実施計画懇話会等で地域の皆様と意見交換を重ねており、地域との合意を図りながら新校設置に向けた準備を進めているところでございます。

また、新たな学びを実現するための校舎整備についても、各校において学びの特色化をどのように実現していくか、長野県スクールデザインの方針に基づき推し進めているところでございます。

地域の皆様と共に新校づくりを推進し、準備が整ったところから順次開校していくこととしております。開校時期につきましては、状況が新校ごとに異なるため、一律に定めることはいたしませんが、急速な少子化を踏まえ、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、学校統廃合が進む中で、跡地利用も含めた小中学校の在り方検討についてでございます。

県教育委員会では、平成26年に少子・人口減少社会に対応した学校づくりの方向性に関するガイドラインを策定し、魅力ある学校環境や望ましい学校規模等について市町村の皆様にお示ししたところでございます。

今後の小中学校の在り方は、子供たちにとってのみならず、その地域にとって重要なテーマであり、学校の統廃合に当たっては、よりよい教育環境の整備とともに、少子化・過疎化対策や統廃合後の跡地利用についても重要な観点であると認識しております。

県内では、飯綱町で統廃合後の学校跡地を地域のコミュニティーラウンジとして活用したり、木島平村でふるさと資料館として活用している事例があり、県教育委員会としても、そういった先行事例を市町村と共有することにより、よりよい跡地利用の在り方について市町村と共に考えてまいりたいと考えております。

また、来年度県教育委員会に設置する学校改革支援センターにおいて、今後の小中学校における学習活動や教員配置の在り方について市町村の課題やニーズを把握し、伴走支援をしてま

いります。

続きまして、不登校児童生徒の学びの保障に関わる取組と課題についてでございます。

県教育委員会では、不登校児童生徒の学びの継続支援について、有識者を交えた懇談会を令和２年度から開催し、出席扱いの考え方や学習評価の在り方等について県内全ての小中高校に示してきたところでございます。

また、令和６年度から、市町村が設置する教育支援センターへ多様な学び支援コーディネーターをモデル的に配置し、教育支援センターの新設や増設、市町村間の連携やメタバースを活用した取組を支援してきており、来年度は新たに中学校20校の校内教育支援センターへ支援員を配置する予定でございます。

さらに、不登校特例校である学びの多様化学校と夜間中学校の機能を併せ持つ信州オープンドアスクールの設置については、軽井沢町と上田市で検討が進んでおり、県教育委員会として必要な支援を行っていく予定でございます。

一方、課題といたしましては、自宅や自室から外に出られない子供たちに対する支援の在り方であります。また、オンライン授業配信に対して苦手意識を持つ教員が一定数おり、研修をさらに充実させていく必要があることも課題として認識しているところでございます。

続きまして、高校進学における部活動の地域移行による評価についてでございます。

高校進学における学校外のスポーツ活動等の評価については、現在、調査書の総合所見及び特記事項欄にスポーツ活動等の記録に関する特記事項、生徒の成長に関わる総合的な所見を記入することとなっております。

さらに、受験生自身も、学校外の活動について志願理由書に記載したり、面接等でアピールできるようにしており、各校はそれぞれの特色に合わせた募集の観点に基づき、総合的な評価を行っているところでございます。このように、現在も学校外の活動についても総合的に評価しており、部活動が地域移行された後も同様に対応していく予定でございます。

課題については、公平性を担保するために、生徒一人一人の学校外での活動の状況を中学校が的確に把握するための地域連携や情報共有の在り方にあると考えており、今後も中学校と共に研究してまいりたいと考えております。

次に、小中学校におけるトラブル等への対応についてでございます。

学校内でのトラブルは、一般的に、子供の学校生活を最も理解している担任や養護教諭が相談窓口となり、学校内部で対応することが基本となっております。しかしながら、複雑化する保護者からの要望等に対し学校ができることには限界があることから、学校内部で解決することが困難なケースには第三者の介入が必要であると考えています。

そのため、県教育委員会では、本年度４月から、県弁護士会との協定によるスクールロイ

ヤー制度を導入し、市町村教育委員会からの依頼に応じて弁護士を派遣しております。既に独自にこの制度を導入している市町村もございますが、それ以外の市町村には今後さらに制度を周知し、活用を促してまいりたいと考えております。

また、不適切な初期対応により問題が複雑化する場合も多いことから、さらに教員研修を充実するとともに、警察や児童相談所などの専門機関との連携により迅速に対応できる体制構築に向け、市町村教育委員会や学校と連携を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、特別支援学校の狭隘化に対する見解と対応についてでございます。

特別支援学校の環境整備は重要と認識しており、児童生徒数の増加に対して校舎の増築や分教室の設置等により対応してきたところでございます。現在は、寿台養護学校において敷地を拡張して増築に向けた計画を進めているほか、建築から年数が経過し抜本的な対応が必要である松本養護学校と若槻養護学校では、改築に向けて設計や工事を実施しております。

また、特に狭隘化、老朽化が課題となっている上田養護学校については、設置場所も含め、改築に向けた検討を重ねており、去る２月４日には、将来的に学校がどうあるべきかについて保護者や地元関係者等から成る検討会の第１回目を開催するなど、取組を加速化しているところでございます。

今後も、各校の施設の状況や児童生徒数の推移等を丁寧に確認した上で、改築や高等学校などの県有施設の有効活用による分教室の設置、近隣用地の活用などあらゆる可能性を検討しながら、計画的に児童生徒の学習環境の整備に努めてまいる所存でございます。

次に、今後の長野県教育の展開についてのお尋ねでございます。

私が長野県の教員になったのは昭和56年（1981年）でございますが、その当時と現在を比べると、教育を取り巻く状況は大きく変化しております。しかし、時代が変わり、教育環境が変わっても、教育を受ける主体は子供であり、教育は子供側から語られるべきものということは変わらないと思っております。子供に近いところに自由と権限が与えられることが重要であると考えており、個性的で特色ある教育はそうしたことから創造されるのではないかと考えております。今後、子供を中心として、それぞれの地域や学校がよりよい教育を実践していくことができるよう支援してまいる所存でございます。

次に、長野県の教育現場で行われてきた人権教育についてのお尋ねでございます。

学校教育における人権教育は、平成23年に県教育委員会が作成した人権教育推進プランに基づき、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる共に生きる心の醸成を目標にして行われてきております。

各学校においては、県が基本方針として示している同和問題や外国人等の11の人権課題に即した視点と、自尊感情や生命尊重等の普遍的な視点を包括した全体指導計画を作成し、教育活

動全体を通じて人権感覚を涵養していく組織的、計画的な取組がなされていると承知しております。

しかし、現在、いじめや虐待、ＳＮＳによる誹謗中傷などの深刻な人権侵害が大きな社会問題となっており、人権教育の重要性がさらに高まっていると認識しております。今後も、教職員の指導力を高める研修を充実させ、子供たちが自他のよさを認め合い、自分はかけがえのない存在で、他者もかけがえのない存在であるという人権尊重の視点から、差別のない社会の形成者となるよう取り組んでまいる所存でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には勤労女性の育休の実態把握と支援についてのお尋ねでございます。

働く女性が育児休業を取得せずに退職している状況につきましては、昨年９月に県が行った調査によりますと、妊娠から子供が１歳になる前の間に退職した割合は、平成30年度40.2％が、令和６年度35.2％と減少しております。

退職の理由は、「家事・育児に専念するため自発的に辞めた」が52.0％。一方で、「仕事を続けたかったが仕事と育児の両立が難しそうだった」が24.0％となっており、育児休業を取らずに退職する女性がいる背景には、職場復帰しても休業前と同じようにフルタイムで働けるかなど労働条件面での不安が大きいものと考えております。

このため、県におきましては、職場環境改善アドバイザーによります短時間正社員、フレックスタイム制度など多様な勤務制度の導入支援のほか、企業における保育施設整備といった職場環境改善や職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得に向けての課題の整理、解決のための助言などにより育児期の女性の就業継続に向けて取り組んでいるところでございます。

信州未来共創戦略では、「共育ても当たり前にできる働き方に変えよう」を掲げ、性別にかかわらず働き続けることが可能な環境の実現を目指しております。県では、来年度、職場環境改善アドバイザーの増員を予定しており、企業への助言や働きかけを一層強化していくとともに、企業にも価値観の変革を促し、育児のために就業を断念することのない職場環境を整備してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には４点御質問を頂戴いたしました。

まず初めに、今後の県内の周産期医療の在り方と県の取組についてという御質問でございます。

県内の出生数は10年前と比べて約25％減少しており、また、出産年齢が高齢化することに伴

い、ハイリスク分娩が増加して、６件に１件は帝王切開による分娩という状況であります。

こうした中、多くの方々は、身近なところで分娩ができ、医療が受けられることを希望されていると思いますが、安全・安心で持続可能な周産期医療体制を構築していく上では、医療機関を一定程度集約化、重点化していくことは避けられないというふうに考えております。そのため、昨年度策定いたしました医療提供体制のグランドデザインを踏まえて、効率的かつ安全・安心な周産期医療の提供体制を維持するため、高度専門医療を担う医療機関と身近な地域の医療機関との役割分担を進めていくことが必要と考えております。新年度におきましては、医療機関や関係団体等との検討の場を設けて、今後の周産期医療提供体制の在り方を考えていきたいと考えております。

一方、こうした取組を進めますと、分娩のために遠くの医療機関に行かなければならない妊婦が増えてくることも想定されますので、県独自の交通費、宿泊費等の補助制度や、地域の実情に応じた医療機関への交通アクセスの在り方等についても検討していきたいと考えております。

続きまして、人権条例に関連して、人権尊重と差別を表記することが必要ではないかという御質問でございます。

これまで、本県では、長野県人権政策推進基本方針におきまして、人権は、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないことを明記して、「人権が尊重される長野県づくり」を人権政策の基本理念として取り組んできたところでございます。これまでの基本方針の理念を踏まえて今後条例を検討していきたいというふうに思っておりまして、御質問にありましたように、人権尊重、差別という言葉を意図的に排除しているわけではございません。今後、十分な議論を行い、丁寧に検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、保育士に関連して、県として保育士をどう支援し、改善していくのか。どう保育士の声に応えていくのか。また、専門の窓口を設けて当事者の声を聞く仕組みを取り入れてはどうかという御質問でございます。

昨年度行いました実態調査によりますと、約半数の保育士の皆さんが職場の人間関係や処遇についての課題や悩みを抱えているという結果が明らかになりました。私も、昨年、現役保育士の皆さんとの意見交換や飯田市での保育士体験を通じまして、保育士の皆さんの仕事のやりがい、あるいは大変さというものを実感させていただきました。また、保育士の皆様から処遇に関する不安等について直接御意見をお伺いしてきたところでございます。

保育士が抱える様々な課題につきましては、市町村や設置法人が取り組んでいくことが第一義的には必要でありまして、これまでも様々な場面で保育士の処遇や職場環境の改善の取組を依頼してきました。今回の公定価格の大幅な改善や非常勤職員を含む公務員の給与改善などが

着実に具体化されるよう今後も求めていきたいと考えております。

また、令和６年度から、専任職員の増員等により、人材バンクから保育士・保育所支援センターに改組して体制を強化いたしました。保育専門相談員による保育所への訪問支援を行うなど、今後も保育士の皆様方から寄せられる様々な悩みに対応していきたいと考えております。

また、こうした保育士の悩みに対応していく上では、管理監督者の皆様方の役割が重要だというふうに考えておりまして、新たに施設長等を対象としたマネジメント研修も行ってまいります。また、柔軟な働き方の導入などの先進事例を共有させていただくなど、保育士の皆さんが安心して働き続けられる職場づくりに市町村と共に取り組んでまいります。

最後に、男女の賃金格差の解消についての取組についてという御質問でございます。

信州未来共創戦略におきましては、「2050年にありたい姿」として、男女の賃金格差がゼロ、そして、その手前の「2030年に目指す旗」として、ジェンダーギャップ指数の改善ということを掲げておりまして、男女間の賃金格差の解消は、女性から選ばれる県づくりに向けて取り組んでいかなければいけない重要な課題だというふうに考えております。

そのためには、やはり管理職に占める女性割合を増やしていくこと、また、どうしても男性に比べて女性のキャリアの中断が多いので、こうした中断がなるべくなくなっていくことが重要だというふうに考えております。

こうしたことから、県としては、男性従業員の育休に取り組む企業に対する奨励金の支給や、短時間正社員制度をはじめとする様々な柔軟な働き方の推進に取り組んでいくとともに、女性若者応援賃上げ・生産性向上促進事業による賃上げに対する切れ目のない支援や、アドバンスカンパニーの認証項目として自社の男女間の賃金格差の分析状況を新たに追加することによって自らの事業所の状況をしっかり認識してもらうというようなことも進めていきたいと考えております。

今後、県としては、男女共同参画推進本部に新たに部会を置くなどして、県民文化部、産業労働部をはじめとする関係部局が連携してこの問題に対応していきたいというふうに考えており、また一方で、未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議におきましても、この賃金格差を含めたジェンダーギャップの解消を重要なテーマとして位置づけて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には人権条例につきましてお尋ねをいただきました。

まず、人権条例の検討の道筋につきましてお答え申し上げます。

本県では、平成22年に策定いたしました長野県人権政策推進基本方針に基づきまして人権政

策を総合的に推進してまいりましたが、その後の社会経済情勢の変化等に伴い、人権を取り巻く環境は大きく変化しております。

とりわけ、近年は、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な課題、ＳＮＳ上の誹謗中傷など、人権課題が多様化、複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生していることを踏まえ、今般、人権全般を包括する条例の検討に着手することといたしました。

人権課題は、多岐にわたり、かつ慎重な対応が求められるため、十分な議論を行い、丁寧に検討を進めることが必要であり、こうした過程を経ることが県民の皆様の人権に対する関心や理解を深め、人権尊重の意識を高めることにもつながるものと認識しております。このため、弁護士や各人権分野に関わる学識経験者等により構成され、県の人権政策に関する重要事項の調査審議等を行う長野県人権政策審議会に諮問して、様々な視点から具体的な検討を行います。また、県議会をはじめ、県民の皆様、関係団体、市町村等から幅広く御意見を伺い、十分な議論を尽くし、御理解を得ながら検討を進めてまいります。

次に、条例に盛り込む内容及び条例の制定を契機とした機能強化についてでございます。

条例検討の過程においては、日本国憲法や世界人権宣言にうたわれている人権尊重の普遍的な原理を踏まえ、先行する他の自治体の条例も参考にしながら具体的な内容を検討してまいります。

本県では、これまで、人権の視点に立った行政運営を徹底するとともに、教育、啓発や相談支援等を行ってまいりました。また、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例や長野県犯罪被害者等支援条例などを制定いたしまして、取組を進めてまいりました。

こうした様々な人権課題に対するこれまでの積み重ねに加え、現在顕在化している新たな人権課題への対応も含め、条例の内容を検討してまいります。また、具体的な人権政策の基本的な考え方や方向性を示している長野県人権政策推進基本方針を条例に位置づけることも検討し、人権が尊重される長野県の実現に向けた取組を一層推進してまいります。

最後に、人権侵害の認知や審査、救済等を行う他の自治体の取組に対する認識についてでございます。

条例に具体的にどのような内容を盛り込むのかにつきましては、議員から御指摘のありました川崎市をはじめ、他の自治体の取組なども研究しながら人権政策審議会を中心とした検討の中で見定めていくべきものと考えております。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察における人権を尊重した職務遂行のための取組状況について

御質問をいただきました。

警察法第１条では、同法の目的として「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため」と規定しており、また、警察職員の職務倫理について定めた国家公安委員会規則において「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること」が規定されています。

県警察では、職務執行が人権に配慮した適正なものとなるよう、警察職員に対する教育を繰り返し徹底しているところであります。具体的に申しますと、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しまして、警察学校において基本的人権の意義や内容、各種人権課題等への理解、人権の擁護に関する教養等を実施しております。

例えば、障がい者の人権に配慮した活動ができるよう、長野県聴覚障がい者情報センターから講師を招いて手話の習得に取り組む等の教養も取り入れております。このほか、平素から警察署等の職場においても部外有識者を招いた人権教養や人格形成教養を実施するなど、人権に配慮した適正な職務執行に関する研修等を行っております。

県警察では、人権に配慮した警察活動を行うべく、今後も継続して警察職員の指導、教養に取り組んでまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはバス・タクシードライバー確保のための働きやすい環境づくりの取組状況についてお尋ねをいただきました。

議員お話のとおり、バスやタクシードライバーの人材不足を解消するためには、労働環境の改善を図ることは重要な施策の一つと考えているところでございます。

各事業者においては、人材の確保・定着につなげるため、労働時間の短縮や柔軟なシフト制度の導入、女性用のトイレや休憩室など快適な執務環境の整備、健康維持など福利厚生の充実、タクシーの遠隔点呼システムや配車アプリの導入などの公共交通のＤＸの推進など、それぞれ実情に応じて様々な取組が行われているところでございます。

県としましても、ドライバーが現金を取り扱う必要がなくなるようキャッシュレス化に支援を行っているほか、運輸事業振興助成補助金によりまして、休憩施設や福利厚生施設の整備支援、バックモニターなどの機能がついた安全性の高い車両の導入支援、また、働きやすい環境づくりに取り組む事業者を増やすための職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の取得の促進などを行って、労働環境改善に向けた支援を行っているところでございます。

また、県としましては、ドライバーの確保・定着に向けて、こうした労働環境の改善への支援に加えまして、賃金水準の向上などの処遇改善につながります事業者の経営基盤の強化への支援についても行っておりまして、これを引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には会計年度任用職員について２点のお尋ねをいただいております。

まず、求人と採用についてでございます。

会計年度任用職員の求人に当たっては、各所属においてハローワークや県のホームページ等に業務内容や労働条件等を示した上で広く募集を行い、書類選考や面接等により採用者を決定しております。求人や採用に当たっては、令和２年３月に作成いたしました会計年度任用職員の任用等に関する取扱要領において、任期更新や再度任用などの取扱い等も含め、留意点を各所属に明示しているところでございます。こうした要領を改めて周知徹底することなどにより、会計年度任用職員の適切な求人や採用が行われるよう努めてまいります。

次に、会計年度任用職員が安心して働けるよう、どのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

会計年度任用職員の皆さんに安心して勤務いただくため、まずは採用時に任用期間、業務内容や労働条件等を明示した労働条件通知書を交付し、各所属において、疑問点やそごの解消を含め、丁寧な説明を行うこととしております。また、会計年度任用職員について、例えば、業績評価制度に基づく上司との面談等を通じ、業務の進捗状況や業務上の悩み、希望等を聞き取るようにしているところでございます。

こうした取組について改めて周知するとともに、今後、管理職のマネジメント向上のための研修の対象者を拡充していくこととしてございます。こうした研修の機会を捉え、会計年度任用職員を含め、職員が安心して働ける職場となるよう適切な労務管理について徹底してまいります。

以上でございます。

〔33番髙島陽子君登壇〕

○33番（髙島陽子君）御答弁をいただきましたが、人権条例に関しましては、２年前の令和５年２月定例会におきまして、私どもと行動を共にしていらした熊谷元尋前議員から質問がありました。これに対して、当時の県民文化部長が答弁されています。御紹介したいと思います。

「長野県では、平成22年２月に長野県の人権政策の基本的な考え方や方向性を示した長野県人権政策推進基本方針を策定していますが、策定から既に13年」、つまり今は15年なのですけれども、「社会情勢が変化する中で、基本方針は10年以上も変わらず、冊子の写真は前知事です。見直す必要があると思いますが、見解を伺います」との質問に、当時の部長からは、長野県人権政策推進基本方針の見直しについては、平成22年２月に基本方針を策定した後、平成28

年に、いわゆる人権三法と言われております障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が制定され、また、県においても、犯罪被害者等支援条例、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例を制定するなど、法律等の整備が進んできております。また、性的マイノリティーや新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷や、差別的な取扱い、インターネットへの悪質な書き込みなど、人権を脅かす事象も発生しています。人権課題は一層多様化、複雑化してきております。これまで以上に県民一人一人が人権を尊重した取組が進むようにというような御答弁をいただいております。今、直江県民文化部長からも御答弁いただきましたけれども、時間はかかるかもしれませんが、丁寧に議論を深めて、条例の制定に努めていただきたいと要望しておきます。

次に、ガソリン価格高騰についてお聞きしたいと思います。

この問題に関しては、昨日まで質問を準備し、通告しておりましたが、状況が変化しました。質問に対しての明快な答弁を求めたいと思います。

長野県のガソリン高値の状況は全国的に認識されるようになっております。市場単価はどうすれば安くなるのか。例えば、共同購入の形態などで価格を抑え、値引きにつながるかとか、小売業者との価格交渉は誰にもできないのかといった声が県民から寄せられることもあります。団体の業務用に一定量を消費するようなケースを想定した値引き交渉が県民のためにできないかとか、どこが行えば値下げが可能になるのかなど、地域社会において議論する場面が増えております。

以下、質問します。

県内のガソリン価格が長期間高値で推移しておりますが、県民には負担感が募り、不安を拭えない状態が続いています。これによる県民生活や県内経済への影響をどのように捉えているかを田中産業労働部長に聞きます。

県の公用車、警察や教育委員会の車両における年間のガソリンの契約についてお聞きします。業務に使う車に必要な燃料として一定量の需要があり、契約方法はどのように行われているか、伺います。その上で、公共調達の原則の観点から、どのような契約方法が望ましいと考えるか。以上を尾島会計局長にお聞きします。

知事に伺います。

今般、ガソリン価格の事前調整疑惑について報道されていますが、こうした疑惑に対し県はどのように対応するのか、伺います。また、長野県石油商業組合に対して公正取引委員会の立入検査が昨日行われたとの報道がありましたが、このことについて知事の所感を伺います。

続けて、身寄り問題についてお聞きしてまいります。

身寄りのない人が増えております。単身者社会になっています。お一人様というライフスタ

イルが一定認められるようになって、老後を家族なく迎える単身高齢者は今後増えることが予想されます。今、単身者世帯が４割超の日本社会と言われておりますが、行政の支援を必要とするケースについて、以下２点を笹渕健康福祉部長にお聞きします。

障がい者が青年期を経て中高年となったときに、支えとなる家族が先立ち、自立した社会生活をどのように送るのかといった不安や心配が当事者家族に突きつけられます。自立支援のための法制度もありますが、地域で生きていくには、様々な資源に支えられる取組が求められると思います。親亡き後も含めたライフプランを描ける長野県であるための県の支援について伺います。

家族や親族を頼れず、地域とも疎遠となり、生活困窮から抜け出せない人の孤立を解消するための重層的支援は、県内でも取組が始まっております。この重層的支援体制整備事業に関して、市町村の取組状況や県の取組についてお聞きします。

次に、二地域居住について。

交流人口を増やしたり、県外から移住者を積極的に受け入れたりすることは、人口減少社会に一定の効果をもたらすと考えられる一方で、住民登録や行政サービス、学籍や選挙権の行使、自治会のルールや防災対策など、拠点を複数持つことによる課題も多いと感じ、以下、お聞きしたいと思います。

住民票、住民登録をどこに置くのか。住民税をどこで払うのか。児童生徒といった学齢期の子がいる場合、学籍をどうするのか。未就学の場合は、保育サービスをどうするのか。乳幼児健診や予防接種などを受ける場合どうなるか。選挙権行使はどのようになるのか。ごみをどう捨てるのか。災害時の支援や防災対策、そして、治安や防犯対策はどのようになるのか。

これらを踏まえ、フリーライダーではなく、マルチハビタントとして、地域居住者、レジデンスとうまくやっていけるような住民登録の制度設計は不可欠です。二拠点生活が円滑に進むために、こうした課題に対して県としてどのように分析し、取り組んでいくか。中村企画振興部長にお聞きします。

農業ワーキングホリデーのようなお試し移住から長野県への定住に結びつけることも重要であり、将来的に本拠地を長野県に選んでもらうための取組についてどのように考えるか、知事に伺います。

次に、宿泊税についてお聞きします。

宿泊税導入の検討については、昨年から、本会議のみならず、常任委員会でも議論が重ねられてきました。また、県が開いた観光業界や関係者をはじめとする県民が出席した説明会でも活発な意見交換が交わされ、このたび、県として、税額を、制度開始３年間200円、定額300円、また、免税点を6,000円と示し、一定の着地点が見いだされたと認識しています。

知事にお聞きします。

今定例会で条例案が提出されている宿泊税では、税額や免税点については具体的な数字を定めておりますが、使途については具体的な内容が示されていません。新しく長野県に限定した目的税を導入するに当たり、使途についても県民に明確に示すべきと考えるが、いかがでしょうか。午前中の風間議員からの質問にも重なりますが、私としましては、使途が後づけとなっている印象を持っております。改めて簡潔で明快な御答弁をお願いします。

観光スポーツ部長にお聞きします。

課税免除の規定については、幼稚園、小学生から大学生の教育活動または研究活動として宿泊する場合、保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合、これは、学校、施設の長が証明するものに限るとしています。私は、子育て支援の観点から、より踏み込んで検討するべきと考えます。部活動の地域移行により、学校単位で行われないクラブ形式のスポーツや文化活動での合宿や遠征、様々な表現活動のスポーツや文化芸術活動も子供が参加するなら対象とするべきと考えますが、いかがでしょうか。加藤観光スポーツ部長にお聞きします。

宿泊税の徴収の公平を期すために、無許可営業の事業者の捕捉は必要と考えますが、大変な労力やコストを要するのではないかと懸念します。これに対する取組について笹渕健康福祉部長にお聞きします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私にはガソリン価格の高止まりによる影響についてのお尋ねでございます。

ガソリンを含む燃料油価格の高騰は、県民生活の移動に欠かせない自動車の燃料代をはじめ、家計負担を増加させているほか、産業面においても幅広い業種で企業収益を圧迫する要因になっているところでございます。特に、運送事業者は、経費に占める燃料費の割合が約15％と高いことから、厳しい経営を強いられているものと認識しております。

また、製造業を対象に県が行っております景気動向調査では、原油高による樹脂といった素材や潤滑油の値上がり、輸送コストの増加によって収益性が低下しているという声も聞いているところでございます。

中小企業庁の調査によれば、全産業における令和６年４月から９月末までの期間の燃料油を含むエネルギー費の価格転嫁率は44.4％で、原材料費の転嫁率と比較して約７ポイント低い水準にあることから、価格交渉・転嫁へのさらなる機運醸成と併せ、省力化など生産性向上や価格転嫁の支援に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔会計管理者兼会計局長尾島信久君登壇〕

○会計管理者兼会計局長（尾島信久君）私には公用車の年間のガソリンに係る契約と望ましい契約方法について御質問をいただきました。

現在のガソリンの契約方法は、知事部局と教育委員会では、本庁において災害時の対応や広域的かつ円滑な燃料調達が可能となるよう随意契約を行っておりまして、資源エネルギー庁により公表される長野県価格やガソリンスタンドでの割引価格などを参考に予定価格を設定し、１年間の単価契約を行っているところであります。

次に、地域振興局や高校などの現地機関におきましては、同様に長野県価格や近隣給油所の参考見積りなどによりまして予定価格を設定し、各機関の年間の契約見込額を踏まえ、一般競争入札や公募型見積合わせによりまして単価契約を行っているところであります。契約後は、毎月長野県価格を確認し、必要により受発注者間で協議の上、契約変更を行っているところです。また、警察本部につきましては、本庁と同様の随意契約による単価契約を行っていると承知してございます。

地方公共団体の調達は、一般競争入札を原則としておりますが、災害時の燃料の供給拠点の維持が可能となる場合など、その性質や目的が競争入札に適さない場合などには随意契約ができることとなっております。

今後とも、個々の契約に当たっては、事業の目的や内容などに十分留意し、公正かつ適正で効率的な契約方法となるよう意を用いてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）３点御質問を頂戴いたしました。

まず、ガソリン価格に関連して、事前調整疑惑の報道に対しどう対応するのか。そして、公正取引委員会の立入検査が行われたとの報道についての所感という御質問でございます。

まず、ガソリン価格の事前調整疑いに係る報道につきましては、事実であれば極めて重大な問題だというふうに受け止めております。このため、２月６日に、組合に対して、全圏域での事実確認の調査を実施した上で、県民からの信頼回復を図るための今後の対応も含めて報告をしていただくよう求めたところでございます。

また、昨日、公正取引委員会が長野県石油商業組合に対して独占禁止法違反の疑いで立入検査を行ったところでございます。私どもとしては、この調査のための強制権限等を持つ公正取引委員会により実態が早期に解明されることを望みますとともに、組合及び事業者には、今回の事態を真摯に受け止めていただき、調査に全面的に協力いただきたいと考えております。

組合に対しましては、県が依頼した調査の結果について早急に報告するよう求めるとともに、自ら襟を正し、業界に対する信頼回復を図り、県民への説明責任を果たすよう強く求めていき

たいと考えております。

続いて、お試し移住から定住に結びつける取組という御質問でございます。

国の調査を見ますと、関係人口のうち、実際に地域に足を運び、行事への参加や交流など地域との関わりが多い方については、その地域への移住意欲が高いということが示されています。

このため、移住・定住促進のため、大都市圏の方々に信州暮らしを体験いただけるよう、これまでも都市部のＩＴ人材に移転費等を補助するおためしナガノ、空き家ＤＩＹをイベントにし、都市部と地域の住民が交流する共創人口構築事業などに取り組んできたところでございます。

また、これまでも仕事と暮らしの情報提供を行う「信州で暮らす働くフェア」の実施や県内の地域おこし協力隊員に向けた研修会、交流会等によるネットワークづくりを通じた定着促進などを行ってきたところであります。

今後とも、お試し移住等を体験された方々などに長野県を移住・二地域居住先として選んでいただくことができるよう、仕事や住まい等の情報提供やつながりの創出など手厚いサポートを行うよう取り組んでいきたいと考えております。

最後に、宿泊税に関連して、使途についても県民に明確に示すべきと考えるがいかがという御質問でございます。

税の使途については、制度案で、包括的ではありますが、一定の方向性をお示しさせていただきました。世界水準の山岳高原観光地づくりのために重点的に取り組む施策として、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入れ環境整備、観光振興体制の充実、そして、市町村に対する交付金という形で活用したいというふうに考えております。

森林づくり県民税等では、確かにかなり具体的に使途をお示しさせていただいておりますが、今回、宿泊税については、観光を使途としても、交通等も含めてかなり広い使途が想定されるということがあります。例えば、森林づくり県民税のような場合は、間伐だとか、再造林だとか、かなり長期的にほぼ固定されるような使途が多いわけですが、観光については、社会経済環境の変動等によって必要とされる施策も変わってき得るということで、包括的な方向性をお示しすると同時に、意見交換の場においては、取組例ということで、こういうものをこれぐらいやればこれぐらいの経費がかかるといったような規模感もお示しした上で御議論いただいてきたところでございます。

今後は、この使途については、御指摘のとおり、具体的なものにしていかなければいけないわけでありますので、観光振興審議会に設置する宿泊税活用部会、これは仮称でありますけれども、そこで、関係者の皆様方の御意見もお伺いしながら、仮称観光ビジョンを取りまとめて、その中で具体的な使途について定めていきたいというふうに思っております。その上で、個別

具体的な事業については、これは県の予算案を通じて事業を行うわけでありますので、県議会の皆様方に御議決をいただくという形になります。

引き続き多くの関係者の皆様方の御理解の下、この宿泊税の制度の確立、そして実施に向けた準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には３点お尋ねがございました。

初めに、身寄り問題に関連して、障がい者のライフプランに対する県の支援についてでございます。

県が令和４年に実施した障がいのある方の実態調査の結果によると、悩み事として自分の老後のことを40％の方が挙げられており、親亡き後も含むライフプランを描ける環境づくりは重要な課題と認識しております。

そのため、昨年３月に策定した障がい者プランでは、地域生活を支えるサービス基盤の充実を重点施策の一つに位置づけ、相談支援体制の強化や障がい福祉サービスの提供基盤の整備を促進しているところでございます。

具体的には、障がい福祉サービスを利用する障がいのある方がライフプランを描くことができるよう、相談支援専門員が本人の意思決定を支援しながら、その家族、支援者等と共に将来の生活をイメージした上でサービス等利用計画を作成しております。県としては、引き続き、相談支援専門員のスキルアップの支援等を通じて、本人の希望に沿った人生設計ができる環境整備を推進してまいります。

また、県では、親亡き後を見据え、障がいのある人が自ら希望する地域で安心して暮らせるサービス提供基盤を構築するため、市町村が主体となって取り組む地域生活支援拠点等の整備を後押しし、ほぼ全ての市町村で整備されております。現在、様々なニーズに応えられるよう、拠点へのコーディネーター配置経費の一部を支援するなど、その機能強化に取り組んでいるところでございます。今後も、市町村と共に、障がいのある人がライフプランに基づき、生きがいを持てる暮らしや、安心して老後を迎えられる社会の実現を目指して取組を推進してまいります。

次に、生活困窮者に対する重層的支援についてでございます。

複数の課題を抱える住民に対し、組織の縦割りを超えてワンストップ的に支援を行う重層的支援体制整備事業につきましては、令和３年度より市町村事業として社会福祉法に位置づけられております。

この事業では、生活困窮で孤立している方などに対し直接支援を届けるアウトリーチ的支援

が必須となっており、今年度は、長野市、松本市など11市町村が実施しております。実施市町村においては、食料支援などの独自の取組や民生委員など関係者との連携により、孤立している方を支援につなげる取組を行っているところでございます。

また、県においては、市町村への支援として、これまで、事業実施に向けた市町村説明会やフォーラム、事業の中核となる支援者育成のための研修などを実施してまいりました。県としましては、引き続き、このような取組に加え、生活就労支援センター「まいさぽ」等の関係機関や市町村とも連携し、生活にお困りの方の状況に応じた支援に取り組んでまいります。

続いて、宿泊税に関連して、無許可営業者への対応についてでございます。

これまで、県では、宿泊施設の無許可営業者を住民からの通報を契機として把握し、必要な指導を行ってきたところでございます。宿泊税の導入に向けては、許可を受けている事業者との徴収の公平を期するため、新たに外部事業者へ委託し、無許可営業者に対するインターネット上での監視及び情報収集を実施してまいります。こうした取組を通じ、積極的に無許可営業者の把握を進め、事案に即した適切な指導を行ってまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君〕

○企画振興部長（中村徹君）私には拠点を複数持つことによる二地域居住の課題への対応について御質問をいただきました。

二地域居住の促進に向け、昨年４月、県内全市町村に対してアンケート調査を行いました。その結果、二地域居住の地域への効果を感じ、期待する市町村がある一方、課題として、住民税は増えないが、ごみ処理等のコストは負担になる。また、多くの行政サービスは定住前提で、二地域居住者が使えない。また、地域住民とのあつれきが不安などの意見が挙がりました。それを踏まえ、県では、政府・与党のヒアリングの機会を捉え、定住を前提としない社会制度への変革について検討を要望したところです。

また、昨年10月に立ち上がった全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームにおいても県は共同代表を務めておりますが、ここでも二地域居住者の登録制度、二地域居住者への地域サービス支出への負担、地域コミュニティーの参画の在り方などについて同様の課題意識を持つ自治体や民間企業等と検討していくこととしております。さらに、地域のルールや行事等を記載した「地域の教科書」作成支援等により、移住者や二地域居住者等と地域住民の理解促進を図ってまいることとしております。

国においては、居住地以外の自治体に登録できる制度、いわゆるふるさと住民登録制度の検討など、新たな制度創設の動きがあると承知しております。こうした動きも踏まえながら、全国の自治体等と国へ提言していくとともに、交流人口の増加に向けて県と市町村が積極的に取

り組めるよう、二地域居住に関する施策を県としても進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には、宿泊税に関しまして、クラブ形式のスポーツや文化活動における課税免除についての御質問でございます。

課税免除につきましては、税の公平性の観点から公益上の理由が求められるとともに、簡素な制度にするため、特別徴収義務者であります宿泊事業者にとって課税免除に係る事務が煩雑にならないようにする必要がございます。

今般お示ししました宿泊税条例案におきましては、学校教育の公益性や重要性に鑑みまして、修学旅行などの学校行事に加え、学校の管理下にあると認められる合宿や課外活動につきまして、学校長などが証明したものに限り課税免除にしたところでございます。

御提案いただきました部活動の地域移行後のスポーツ・文化芸術活動につきましては、教育的意義を有する活動ではございますけれども、学校外の活動であるため、民間のクラブチームなどとの区分が困難なことから、現時点では課税免除の対象とはしておりません。

一方で、現在、国の有識者会議におきまして、部活動が地域移行した地域クラブと民間のクラブチームとの区別や質を担保する観点などから、地域クラブ活動の定義や要件、認定主体、認定方法などが検討されると承知しており、今後、その動向を踏まえ、スポーツ関係者や宿泊事業者などの声もお聞きしながら検討してまいります。

〔33番髙島陽子君登壇〕

○33番（髙島陽子君）御答弁いただきました二拠点生活なのですけれども、市町村によっては、税を納める義務と権利の行使というところでなかなか合意が取りにくいやに想像ができます。

私どもの会派で北信地方の村に視察に行ったときに、その村の職員になるに当たって、村に住まなければ職員を務められないということをお聞きしたことがあります。もちろん、居住の自由ということも憲法では定められてはいると思いますけれども、住民税をどこに納めるかということをそのぐらい非常にシビアに捉えているところもあります。

一方で、二拠点生活について、セカンドハウス、別荘として所有し、避暑や保養に活用されてきた歴史が長野県でも存在しますし、都会から高齢者が県内老人施設に入所するケースとか、進学のために親元を離れて県外等で生活する若者も、広く捉えれば一時的に移住していると呼べるというふうに思います。

2011年に東日本大震災で発生した原発事故の地元からの避難生活を余儀なくされた人たちも、二拠点生活をせざるを得なかった。こういう経験が、今回の総務省の検討にも生かされ、議論の中で積み上げられているとお聞きしています。二拠点生活の利点を生かすためにも、課題を

しっかり整理して、スムーズな暮らしを送れるように環境整備を進めていただきたいと要望します。

では、水道事業の広域化についてお聞きします。

改革信州は、１月22日、上田市内で県政対話集会を開催し、地元市民をはじめ150人が参加、活発な意見交換が行われました。フロアからは、県営水道広域化に対する意見や質問が集中し、地域住民が水道の在り方について強い関心や手法に関しての要望をしっかり持っていらっしゃることが浮き彫りになりました。会派としてこの県民対話の重要性を改めて認識するとともに、地元住民の疑問や希望に向き合って受け止めることと、このたびの広域化について、その進め方や枠組み、将来像に対する対応等、場合によっては丁寧に説明する必要があると考えます。

そこで、２点を吉沢公営企業管理者にお聞きします。

上田・長野地域では、県内他地域に先駆けて水道事業の広域化の検討を開始し、今年度からは、関係団体で構成する協議会を設置し、具体的な協議を実施していますが、上田・長野地域を対象エリアとして広域化の検討を行うこととなった経緯と理由、これまでの協議内容について伺います。

もう一つは、検討、協議に関して、一部地域の住民からは疑問や不安の声が上がっておりますが、このことについて協議会としてどのように考えていますか。また、こうした状況なども踏まえ、今後どのように協議を進めていくか、お聞きします。

ジェンダーギャップの解消についてお尋ねします。

ジェンダーという言葉が長野県議会の本会議や委員会で初めて登場したのは、平成９年(1997年)、牛山好子元議員からの質問に発せられ、牛山さんは、男女共同参画に関する質問において、ジェンダー、性差による差別の平等化について述べられていました。当時、学校における名簿の男女別記載が当たり前だったのを男女混合記載方式に変えたことなどがジェンダー課題の解消において主流だったと記憶しております。

ただ、ジェンダー意識の理解やジェンダーという語を使うとき、まだ個人差は大きいと思います。性差に対し理解を深め、知る機会となることを目指して、以下、質問させていただきます。

初めに、加藤観光スポーツ部長にお聞きします。新年度、アスリート支援で女性競技者の健康課題を科学的に応援するとのことだが、現状と課題についてお聞きします。

次に、武田教育長には、男女平等や男女の性差等について学校ではどのような学習が行われているか、現状を伺います。

次に、２点につきまして直江県民文化部長に御見解をお聞きします。

男女共同参画審議会において第６次計画の策定作業を進めているとのことですが、策定の過

程において、一人でも多くの県民の意見を聞き、実効性のある計画にしていく必要があると考えます。また、男女共同参画の計画の中に、産む性が尊重され、自己決定権の醸成を助けることや、包括的な性知識の学習や情報提供、望まない妊娠への対応策、健やかで良好なパートナーシップの構築などを位置づけ、盛り込むべきとの意見があります。こうした内容を計画にどのように反映していくのか、お伺いいたします。

次に、来年度も引き続き、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会をベースに意見交換が計画されておりますが、これまでの実績について知事にお伺いします。ジェンダーギャップ解消のためと掲げるのであれば、ここで得られた成果を今後どのように生かしていくかをお答えいただきたいと思います。

来年度のジェンダーギャップ解消の取組を見ますと、決して十分であるとは感じられません。知事は、ジェンダーギャップや固定的性別役割分担をどのように理解されているか、ぜひお聞きしたいと思います。それを踏まえ、ジェンダーギャップの現状と課題、固定的性別役割分担をどう捉え、改善していくべきと考えますか。これも知事に御所見をお尋ねします。

副知事の任用については、私ども会派から女性副知事の登用をこれまで要望してまいりましたが、今回の副知事選任の検討経過について阿部知事に伺いたいと思います。

平成８年２月定例会本会議の代表質問で女性副知事の登用について知事に質問されたのは、森司朗元議員でした。既に鬼籍に入られましたが、森さんは、「男女が対等に政治的・経済的・社会的及び文化活動に参画することが保障される社会が、男女共同参画社会であります。この男女共同参画社会の形成に当たっては、より住民に密接な関わりを持つ地方公共団体の役割が非常に大きいことから、地方公共団体、関係団体が連携しながら進めることが必要であると言われております。21世紀を展望する場合、男女共同参画社会を視野に入れた諸施策の展開を図っていかなければなりません。今後は、男女共同参画社会づくりや女性の社会的な地位の向上にインパクトを与え、女性の感性を行政に反映させるためにも、女性副知事の新たな登用をぜひ決断してほしいと考えております」と求めていらっしゃいました。30年近く前の当時から男性議員が演壇で述べられていることは、私たちの会派要望の系譜につながっていると、今さらながらでございますが、実感しています。知事に答弁を求めます。

最後の質問です。県財政の持続性についてお尋ねします。

県税の税収145億円をはじめ、好調な税収の増加を背景に、裁量的経費の162億円増が見込まれており、知事が積極的に推進したい施策に予算配分がされたと推測できますが、税収の状況が継続的なものとは言えず、また、金利上昇の局面に入っている中で、今後、裁量的経費の水準を維持できるかは不透明です。

一方で、人口減少対策、気候変動対策など、喫緊の課題に向き合うことは待ったなしの状況

です。しかし、金利上昇への対応も含め、課題解決のための財政運営の持続可能性について、これも知事に考えをお伺いしたいと思います。

人口減少対策や気候変動対策については自治体対応の積み重ねが欠かせませんが、地方財政は国のコントロールの下に置かれており、自治体は思い切った対応ができない状況にあります。特に、県のような中間自治体においてこの傾向は顕著であると言えますが、自治強化のため、財源確保を含めた地方財政の改革は急務であると考えます。所見を阿部知事に伺います。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）上田・長野地域の水道事業の広域化について２点御質問をいただきました。

まず、これまでの経過と協議内容についてです。

当地域における水道事業の在り方については、平成時代から議論されてきましたが、令和２年度に厚生労働省が実施した検討・調査が現在の協議の直接的なきっかけとなっています。

この調査結果及び関係市町の首長からの要望を受けて、令和３年７月には、長野市、上田市、千曲市、坂城町に県企業局が参加し、上田長野地域水道事業広域化研究会が設置され、令和４年度から５年度にかけて、広域化に伴う水運用や施設整備計画、事業統合を行った場合の財政効果などの基礎調査に基づく検討や、各市町の住民等を対象にした説明会やアンケート調査、シンポジウムや広報紙等を活用した情報提供に取り組んできました。

この間、令和４年度末には、県の水道ビジョンが改定され、当地域について、関係団体による事業統合を含めた連携の検討を進めるとの方向性が整理され、研究会での検討などから、当地域でも人口減少に伴う料金収入の大幅な減少や施設の維持・更新費用の増加、事業を支える専門人材不足が見込まれ、事業体単独での運営が困難であること、また、シミュレーションで各団体とも統合効果が見込まれ、住民アンケート結果からも一定の理解が得られていることなどから、関係団体の首長等による上田長野地域水道事業広域化協議会を設置し、具体の検討協議を進めることとなりました。

昨年４月に発足した協議会においては、事業統合を行う場合の業務運営などの基本的な方向性を整理した基本計画素案や施設整備計画、財政効果などに関するシミュレーションの見直しについて協議をしてきています。その内容等について、昨年11月から今年１月にかけて住民説明会や意見募集を行い、現在御意見等に関する整理・検討を行っているところです。

次に、協議等に関する住民からの疑問などに対する協議会の考えや今後の協議の進め方についてです。

ただいま申し上げました住民説明会については、13回の開催で約530人の参加、意見募集に対しては140件あまりの御意見をいただきました。この中では、将来の負担増を抑えながらも

安定した水道の供給が続けられる体制の整備が重要。また、広域化して施設の耐震化などの課題になるべく早く取り組んでほしいといった声と同時に、なぜ上田から長野地域の枠組みでの統合を検討するのか。下流域での施設整備に対する上流域の財政負担は合理的なのか。また、簡単に判断はできないので時間をかけて検討してほしいといった御意見も出されています。

これらに関し、２月１日の協議会では、構成員である各首長から、単独の市町ということでなく、当地域の水運用や水源の課題、老朽化施設のダウンサイジング等全体を考慮した枠組みを検討しており、地域全体で負担を考え、利益を享受し、課題を解決していくという捉え方が重要。また、これまでの住民アンケートなどから、広く賛同を得ているという認識であり、こうした期待に応え、スケジュール感を持って取り組むことが大切との意見が出されました。同時に、各地域の状況も考慮して、住民の皆様にきちんと説明を行いながら理解を得ていくことが大切との認識が共有され、協議スケジュールの見直しについて合意がなされたところです。

当地域の広域化は、かなり広いエリアでの事業統合の検討であり、それぞれの地域の水源開発の歴史ですとか水運用の事情も異なることから、様々な御意見があるものと承知しておりますが、人口減少下で単独事業体での経営継続が困難な状況や、統合した場合の事業計画の内容やその効果などにつきまして、協議の各段階において実施方法なども工夫しながら丁寧な説明を行い、取組の本旨である将来にわたり安定して水道水を供給できる基盤整備の在り方について御理解をいただけるよう努めながら協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には女性アスリートの健康課題の現状などについての御質問でございました。

女性特有の健康課題は、競技力向上にも大きな影響を与える要素であると認識しており、また、選手強化に関わる医科学関係者からは、女性アスリートが自らの健康課題を認識しつつも、競技団体の強化担当者と共有ができていないため、効果的な選手強化につなげにくいとの御指摘もございました。

こうした状況を踏まえまして、女性アスリートが自らの健康課題を正しく把握し、競技団体はその課題を共有して強化策に取り組めるよう、来年度から新たに競技団体を通じて女性アスリートが行う血液検査などのメディカルチェックに係る経費を支援することといたしました。女性アスリートが健康に関して不安なく充実した競技生活を送れる環境整備を進めることによりまして、信州やまなみ国スポに向けた女性種別の強化策も効果的なものになると考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）男女平等や男女性差の学校における学習の現状についてのお尋ねでございます。

学校では、家族間で協力・協働して家庭生活を営む必要があることや、異性を尊重して人間関係を築き、男女が共同して社会に参画するためのルールやマナーについて理解することなどの学習を、男女共同参画の理念を踏まえ、男女平等や男女の性差等について様々な教育活動を通して指導をしているところでございます。また、議員から御指摘いただきました男女混合名簿の使用や、性別によらない児童会・生徒会役員の選出などが当たり前のものとして定着してきているところでございます。さらに、性別にとらわれない制服の在り方を生徒が主体となって検討する取組も見られるようになってまいりました。

県教育委員会といたしましては、全ての男女が対等な構成員として協働し合う社会を構成する意識を児童生徒に育むよう、今後も取り組んでまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には男女共同参画計画に関しまして２点質問を頂戴いたしました。

最初に、計画の策定過程で県民の意見を聞き、実効性のある計画にすることについてでございます。

令和８年度を初年度といたします第６次長野県男女共同参画計画につきましては、昨年12月、長野県男女共同参画審議会に諮問し、策定に着手いたしました。ジェンダーギャップや性別による固定的役割分担意識をなくし、多様な価値観が認められ、誰もが自分らしく活躍できる社会を実現するためには県民一体となった取組が必要であり、策定の過程で多くの県民の皆様の御意見をお聞きし、計画に反映させていただくことが重要と認識しております。

このため、まずは昨年の８月から９月にかけまして、満18歳以上の県民の皆様を対象に、男女共同参画に関する意識調査を実施し、固定的性別役割分担意識やワーク・ライフ・バランスなどについて942名の皆様から御回答をいただきました。また、同時期に実施いたしましたこれからの社会の担い手となる県内高校生を対象にした意識調査では、家庭での役割分担に加え、進路選択や理想の働き方などもお聞きし、1,769名の皆様から御回答をいただきました。

加えて、男女共同参画の現状や課題、次期計画において取り組むべき事項について本年１月から２月にかけて市町村や関係団体からの意見聴取を実施し、約150件の御意見をいただいております。これらの結果を計画に反映してまいりたいと考えております。

今後、審議会において議論を深めていただくとともに、未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議との連携も視野に、引き続き機会を捉えて県民の皆様から御意見を丁寧にお聞きし、具体的な施

策に反映させ、実効性のある計画となるよう検討を進めてまいります。

次に、包括的な性知識の学習や情報提供などの計画への反映についてでございます。

議員御指摘の点につきましては、現行の第５次計画におきましても、基本理念に「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」を位置づけるとともに、重点目標の一つに「あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援」を掲げ、取組を進めているところでございます。

具体的には、これまで、にんしんＳＯＳながのにおける予期せぬ妊娠への相談や、ＤＶ防止対策の推進などに取り組んできたところであり、加えて、来年度は、若者が主体的に人生設計を考えられるよう、プレコンセプションケアの視点も含めた大学生や若手社会人向けのライフデザインセミナーの充実などにも取り組むこととしております。

これらの第５次計画における取組の成果や課題、そして、先ほど答弁いたしました意識調査や関係団体等への意見聴取の結果を踏まえるとともに、審議会の意見をお聞きしながら、次期計画へ盛り込む内容を検討してまいります。

また、第６次計画の策定に当たりましては、男女共同参画計画とＤＶ防止基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の２計画を統合の上、一体的に策定いたします。これにより、第６次計画に御指摘の視点をより明確に位置づけ、男女共同参画に関わる様々な施策を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には５点御質問を頂戴いたしました。

まず、ジェンダーギャップの解消についてというテーマで、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会の実績と得られた成果を今後どう生かすかという御質問でございます。

女性が自分らしく暮らし、働き続けることができる環境を整えていくためには、やはりそれぞれの職場や組織のリーダーの皆さんの意識改革や行動変容が重要だというふうに考えております。こうしたことから、私を含め３名の方に発起人になっていただいてこの会を発足し、現在66名の方に御参加いただいているところでございます。これまで３回のリーダーミーティングを開催して取組や課題を共有し、リーダーの皆様方の意識改革、行動変容をしていただく契機としてきたところでございます。

こうしたことを通じて、例えば、新たにメンターを活用したり、あるいは休暇の取得促進に向けた環境整備の検討を開始したりと、様々な動きが出てきていると承知しております。今後、このリーダーの会については、参加者の皆様方の考え方も踏まえながら運営していきたいというふうに思いますが、こうした中で、各企業の具体的な取組の好事例やアイデアも出てきているところであります。これは、メンバーだけにとどめておくのはもったいないというふうに

思っておりますので、こうした好事例を広く関係団体等を通じて共有することによって、より多くの職場や組織で具体的な動きが起きるようにしていきたいというふうに思っております。

引き続きこの会そのものの参加者の拡大を図っていきたいというふうに思いますし、また、メンバーの皆様方と共に女性から選ばれる長野県づくりのための取組、具体的な取組を一緒に考えていきたいと考えております。

続いて、ジェンダーギャップの現状と課題、それから、固定的性別役割分担をどう捉え改善していくべきと考えるかという御質問でございます。

令和６年３月発表の都道府県版ジェンダーギャップ指数は、政治、行政、教育、経済の４分野全てで本県の指数、順位は上昇いたしましたが、管理職への女性登用率など、依然として低い項目もございます。県民の皆様方からも、男性は仕事、女性は家庭といった職場や地域社会での固定的な性別役割分担意識が窮屈、また、男女とも自分の価値観に応じた柔軟な働き方や生き方ができることが重要といった御意見を頂戴しているところでありますし、今年度県が実施した県民意識調査においても、性別によって役割を固定する考え方がいまだ根強く残っているということが確認されました。性別によって役割を固定する考え方について、「賛成」または「どちらかといえば賛成」の合計が約19％という状況であります。非常に遅れていると言わざるを得ないのではないかというふうに思います。

こうした状況を何とか変えていかなければいけないわけですが、県としては、まず自ら率先して女性管理職の登用等に取り組んでいきたいと思います。副知事の御質問もいただきましたけれども、私が就任した際の県の女性管理職は、部長は０人、課長相当職19人という状況でありましたが、今年度は、部長相当職９人、課長相当職89人まで女性が増加してきているわけでありますし、特別職、行政委員会の委員等の皆さんは、私が知事に就任した平成22年、私が知事になる前の４月１日の数字が４名、今の数字は14名ということで、全体の約４割以上という状況まで増やしてきています。

こうした取組はさらに進めていきたいというふうに思っておりますし、また、市町村ごとにジェンダーギャップの可視化をしていきたいと思います。元気づくり支援金も活用して、女性リーダーの増加・定着に向けた取組も支援していきたいと考えております。

一方で、こうした取組は、行政だけではなかなかできないことがたくさんあります。先ほどのリーダーの会も活用していかなければいけないと思いますし、もう一つ、信州未来共創戦略を取りまとめていただいた未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議、ここの皆さんともぜひ問題意識を共有して取り組んでいきたいというふうに思います。

先日、ある団体の方が私のところに来て寸劇を披露されました。女性が自治会長になるという寸劇でありましたが、劇なので、パートナーの男性の意識や、その自治会のほかのメンバー、

特に男性の人たちの女性に対する偏見を持ったような意識、これは、我々はこうした場でなかなかストレートに言いづらいところでありますが、そうした寸劇を通じてかなり率直な問題提起をしていただいたところです。我々がこうしたことを県民の皆様方と一緒にやっていくことが必要だというふうに思いますし、こうしたことができるのがまさに県民会議の場ではないかというふうに思っております。

固定的性別役割分担意識は、行政が普通に普及啓発活動を行っても、簡単に変わるものではないと思います。日々の暮らしの中や職場の働き方の中で根強く定着してしまっているわけでありますので、我々としては、この県民会議の場を広く問題意識を共有していただく場として活用しながら、一緒になって取組を進めていきたいと考えております。

それから、副知事の選任の検討経過という御質問でございます。

昨年の２月定例会、花岡議員の御質問に、私は、副知事の登用については、性別にかかわらず、当面する県政課題を踏まえて考えていきたいというふうに答弁させていただいたところであります。

まさにそのとおり、性別にかかわらず、どういう方が適材か、この間、ずっと考えてまいりました。もちろん、女性も候補者として検討したこともございます。私は、これまでも、加藤副知事、中島副知事と女性の副知事を登用しておりますので、男性でなければいけないとか女性でなければいけないということは全く考えておりません。ただ、今の課題を考えたときに、県土のグランドデザインやＤＸを推進するという観点から、今回、同意議案として提案させていただいております新田現建設部長が最適任ということで判断させていただいたところであります。ぜひ御同意いただけますようお願い申し上げたいと思っております。

それから、県財政の持続性に関連して２点御質問を頂戴いたしました。

まず、今後金利上昇局面に入っていくことも含めて、課題解決のための財政運営の持続可能性についての考えを問うという御質問でございます。

まず、御質問の中に、裁量的経費ということで162億円お示しいただきましたが、これは、令和７年度予算案における義務的経費以外を指されているというふうに受け止めております。その中身を少し申し上げると、税収増に伴う税の交付金の増加や定年の引上げに伴う退職手当基金への積立てといったようなものも多く含まれておりまして、必ずしも裁量的ということでないものがたくさんありますので、そこはまず御理解いただければというふうに思っております。

こうした中、人口減少、あるいは気候変動をはじめとした様々な課題にしっかり対応していくためには、この財源確保、財政運営は非常に重要だと思っております。御指摘のとおり、私も、県債残高の動向については、財政課とのやり取りの中で毎回しっかり確認させていただい

ております。金利上昇等の懸念もある中で持続可能な財政運営をしていくためには、県債残高等についてしっかり状況を認識しながら予算編成をしていくことが必要だと思っております。

加えて、それに関連して、投資的経費については、今後、高校再編等で学校関係の事業や、これから国民スポーツ大会等もありますので、そうしたものに関わる投資的経費もございます。こうしたものについては、極力重点化、平準化を図っていかなければいけないというふうに思っております。また、選択と集中による歳出のめり張りづけや、デジタル化、集約化等による業務の効率化にも取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても、単年度単年度で私どもは予算編成をしているわけでありますが、単年度だけ予算が何とか組めればいいという発想は当然持っておりません。中長期的な視点もしっかり持ちながらこれからも健全な財政の維持に努めていきたいと考えております。

そして、最後は地方財政の改革に対する御所見についてという御質問でございます。

我々地方公共団体が県民の皆様方の御期待に応えていく上で、やはり必要となる財源がしっかり確保されるということが必要だと思っています。そのためには、産業振興等を通じた税源の涵養、あるいは今回提案させていただきました宿泊税のような独自財源の確保にも積極的に取り組んでいくことが必要だというふうに思っております。

それと併せて、この地方財政制度についても、時代の変化に応じた見直しを行っていただくことがやはり必要だというふうに思っております。特に、国と地方の税配分については、国が一度国税で吸い上げて、それを交付税や補助金で地方公共団体に配分するという仕組みが、長い間あまり変わっていない。税収割合は６対４で国の税収のほうが多いわけですが、歳出割合は４対６で逆転するということで、こうしたことがほぼ定着した形になっています。こうしたことだと、やはり地方の自主性は制約を受けざるを得ないということになります。

地方財源の充実、そして、国と地方間を通じた税財源の在り方については、引き続き分権の観点からも問題提起をしていくということが必要だと思っています。加えて、先ほど風間議員の御質問にも御答弁させていただいたように、今、東京に税収が集まり過ぎているという状況があります。やはりこうした地方間における偏在の問題ということにもしっかり向き合っていくことが必要ではないかというふうに思っております。

いずれにしても、こうした大きな課題は、なかなか長野県単独では動かすことができません。知事会をはじめ、問題意識を共有する知事の皆さんともしっかり課題や方向感を共有し、関係方面への働きかけも含めて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔33番髙島陽子君登壇〕

○33番（髙島陽子君）私は、代表質問は初めてで、どうしても単調なしゃべり方になってしま

いましたが、皆さんにいろいろ聞いていただけたかと思っています。

最後の言葉ですが、先ほど風間議員は本当にすばらしいメッセージを送られたと思うのですけれども、今知事のお話を聞いていて、ジェンダーギャップに関しては、リテラシーの違いというか、みんなの理解にすごく差があるものですから、私たち議会もしますが、今後、調査や理解の促進のための様々な活動をしていただき、事業としていろいろなものを打ち出していくべきなのではないかというふうに感じた次第です。

今、県が多用している「女性と若者から選ばれる」という言葉ですが、なぜ女性だけなのですかね。こういうことを言うと、うるさいねとよく言われるのですけれども、片方の性だけでいいのかなという気づきも、実はジェンダーの意識から生まれることがあります。ただし、政策的に位置づける場合は、特定の言葉、特定のものとして受け取る場合もあるので、一概には言えませんけれども、よく言うアンコンシャスバイアスというものが隠れているのではないかと、その言葉を聞いて私はいつも感じております。

男性も女性も生きやすい社会づくりのためには、いろいろな人の意識に影響がありますので、やはりいろいろなことで合意形成をしていかなければいけないのかなというふうに今日改めて感じました。県のお取組をぜひお願いしたいと思います。

今年は、男女雇用機会均等法の制定から40年ということで、女性が仕事をしていくためのいろいろな応援は大分進んだはずなのですけれども、やはり家庭においてケアを担っているのは相変わらず女性だと。これは、国際的に見ても、日本や韓国はそこの率が非常に高い。これがあまり変わっていないということで、これからさらに男女共同参画の取組を深めていくことはできると思っています。

また、長野県の教育現場では、ちょうど40年前に県内の全ての県立高校が完全に男女共学になった。そういうところから現在に至っているということで、このような節目を振り返って、改めて真のジェンダー平等実現や、人権が尊重されるために、力強く多様な取組が進められることを期待し、そのために私たちも歩みを共にしながら行動していくことをお誓い申し上げ、代表質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（続木幹夫君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明20日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後３時30分延会

令和７年２月20日

長野県議会（定例会）会議録

第　３　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録　（第３号）

令和７年２月20日（木曜日）

出席議員（56名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆

54 番	風間辰一	56 番	萩原　清
55 番	佐々木祥二	57 番	服部宏昭

説明のため出席した者

知事	阿部守一	農政部長	小林茂樹
副知事	関　昇一郎	林務部長	須藤俊一
危機管理監兼危機管理部長	前沢直隆	建設部長	新田恭士
企画振興部長	中村　徹	建設部リニア整備推進局長	室賀荘一郎
企画振興部交通政策局長	小林真人	会計管理者兼会計局長	尾島信久
総務部長	渡辺高秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉沢　正
県民文化部長	直江　崇	財政課長	新納範久
県民文化部こども若者局長	高橋寿明	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笹渕美香	教育次長	米沢一馬
環境部長	諏訪孝治	教育次長	曽根原好彦
産業労働部長	田中達也	警察本部長	鈴木達也
産業労働部営業局長	合津俊雄	警務部長	長瀬　悠
観光スポーツ部長	加藤　浩	監査委員	増田隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原　渉	議事課担当係長	萩原晴香
議事課長	矢島　武	総務課主任	東方啓太
議事課企画幹兼課長補佐	山本千鶴子		

令和７年２月20日（木曜日）議事日程

午前10時開議

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

◉各党派代表質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、各党派代表質問及び知事提出議案を議題といたします。

発言を許します。

新政策議員団代表百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）おはようございます。新政策議員団の代表質問を始めさせていただきます。今日は60分時間をいただいていますので、少しスタイルを変えて、自分の言葉でできるだけお伝えしていきたいなというふうに思っています。

今日の大きな立てつけなんですが、五つ項目を立てさせていただきました。一つはまちづくり、そして林業、環境、広域、そして教育ということでございます。これはどういうふうに考えたかあらかじめ申し上げておくと、これが重要かなというのを10本最初に考えました。代表質問とはいえさすがに10本はできないかなと思って、五つに絞りました。一番期待していますのは、教育です。逆に、心配ですというのが残りの下から４本、１から４で、まちづくりから広域ということになっていますので、そういったことも含めてお話を聞いていただけるといいかなというふうに思っています。

早速本題に入っていきたいと思います。まず、まちづくり政策に関してでございます。

これに関しては、一般質問でも過去に何回か取り上げてまいりました。特に、松本市の場合は、この１月、２月、３月と大型店が次々と閉店してしまうということで、地元では連日のように閉店セールとか最終ありがとう企画をやっていらっしゃるので、本当にどこか無力感も感じながらいるわけであります。ただ、今日扱いますこの県庁周辺整備は、やはりこれをターニ

ングポイントにして、まちづくりの反転攻勢、長野県もここからまた違う世界をつくっていくということでやっていただきたいというふうに思っています。

これからこの警察本部の移転や駐車場の集約、個別最適を図っていかなければということの中で、できるだけ早期に全体最適、この全体のエリア像をどうしていくのかということをしっかりと固めていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけであります。

そうしたときに、先般見せていただきましたこの方針案がちょっと心配になったということであります。この方針案の頭に、「風格と潤いを感じられる県政拠点の構築」という目標が記されてございます。しかし、１年前、令和５年11月定例会でありますが、知事答弁において知事はこうおっしゃっています。「潤いやにぎわい、風格、こうしたものが十分ではない」、「それにふさわしい潤い、にぎわい、風格、あるいは憩いの場、こうしたものがあるまちづくりを実現していきたい」とおっしゃいました。ここで繰り返し挙げられていた点は、潤い、にぎわい、風格だったわけですが、にぎわいの部分だけ立案段階で削除されてきたということであります。当時の一般質問において、このにぎわいが非常に大事ではないかというお話をさせていただきましたので、ここはどういう趣旨なのかなというふうに思っています。

この人口減少下において、これから、にぎわいというものが、人を集めなければいけないということが一番大事なコンテンツになってくると思うんですが、人を集めるとか、選ばれるとか、言い方はいろいろあると思うんですが、ここの県庁だけは違う世界観でやらせていただきますというのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。あとの質問はまとめてやりますけれども、冒頭、その点を取り出して確認させていただきます。知事に御答弁をいただきます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）まちづくりに関連した県庁周辺整備のお尋ねでございます。

私の過去の答弁を見ますと、御指摘のとおり、潤い、にぎわい、風格、こうしたものが必要ではないかという趣旨で御答弁させていただいています。

今回の整備方針の目標については、「風格と潤いを感じられる県政拠点の構築」となっているわけでありますけれども、まず、私どもが県庁周辺の整備を考えるに当たりましては、地動説みたいな話ですが、ここだけのことを考えるのではなく、やはり長野市のまちづくり全体の考え方との整合性を図っていくということが必要だと思っています。

今、長野市の長野中央西地区市街地総合再生基本計画におきましては、この県庁周辺は官庁・業務集積エリアという形で位置づけられておりまして、大規模敷地を生かしたオープンスペース、緑の整備に取り組むとされています。長野市としては、やはり中心市街地を何とか活性化させていきたいというお考えがある中で、この中心市街地から県庁自体は少し外れていま

すし、この道路の向かい側は一部入っていますけれども、やはり長野市全体からすると、中心市街地の外縁部分にあるというふうに思っています。

こうしたことを踏まえて考えていくことが必要だと思いますが、有識者会議での御議論の中では、いろいろ御意見をいただいています。人の往来が多い中心市街地や、閑静で緑がある官庁街など、市中心部のエリアごとの役割分担を踏まえ、将来像を考えること。今申し上げたような長野市全体の配置の中で考える必要があるのではないか。また、明治以来の官庁街にふさわしい風格を備える必要があるのではないか。さらには、広場空間を整備するなど、潤いを感じ人が引きつけられるような、全ての方に開かれたシンボル的な場所とすることといったような御意見をいただいています。こうしたことを踏まえて、長野県庁周辺の整備方針の目標は「風格と潤いを感じられる県政拠点の構築」という形で設定されているところであります。

にぎわいでありますが、今申し上げた中でも、例えば、人が引きつけられるようなということで、当然町でありますから、私も御答弁申し上げたように、人が寄りつかないような地域をつくっては意味がないというふうに思っています。

そういう観点で、今回の方針の中でも、例えば、会議室やコワーキング機能の導入など様々な方の活動をサポートする空間、あるいは、善光寺用水、周辺の緑を生かした憩いや潤い、ゆとりを感じられる空間、また、地域住民等の活動につながる広場や緑地空間、こうしたことにも言及されているところであります。

目標の中でにぎわいということをうたうかうたわないかというところの議論はあるかもしれませんけれども、今私が率直に言ったように、長野県庁にお越しいただく方たちが食事をするにしても、お店が少ない。例えば、海外の市庁舎へ行くと、やはりそこに居心地のいい空間があって、業務を済ませてすぐ帰るということでなく、観光の目的地になったり、たたずんでいただいたり、そういう場所になっていますので、当然そうしたことも視点に入れながら考えていくということが必要だと思っています。そういう観点で、人を引きつける空間をつくっていくということについてもしっかり意を用いて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）御答弁いただきました。まず、長野市がそうなっているからというのはそのとおりだと思うんですが、だから県もそうだというのは少し違うかなと思っています。県は県でどういうふうに町をつくりたいかという姿勢をもう少し強く持っていただいていいのかなというふうに思っていますし、長野市さんの都市計画においても、数年よりはもっと昔、数十年昔の流れの中でつくっていると思うんです。つまり、ゾーニングの話があると思っていて、例えば、商業地域をつくります、ここに工業地域をつくって、ここは住居地域にしましょうと

なった場合に、商業とか工業の地域は、昼間は人がいるかもしれないけれども夜は人がいませんよ。住居地域は、昼間は割といなくて夜は人がいますねと。でも、これがまちづくりの一つの課題で、そういうものをミックスしてつくっていかなきゃいけないんじゃないですかということで流れが来ていると思うんです。ここはオフィス街だからそれオンリーでいきましょうみたいな政策から転換していく必要があるかなというふうに感じております。その辺も盛り込んで後々お話しさせていただきたいなということで、細かく見ていきたいと思っています。

まず、これに関連いたしましては、今お話にも出てきました長野市さんがということで、令和５年11月の定例会で、中央通りがほこみちに指定されていないけれどもどうなっていますかということに触れましたので、この進捗を伺いたいと思います。

ここでの問題意識は、その後動きがあるようなことも耳に挟んだんですけれども、残念ながら、ここも同じく長野県がどうしたいのかということが見えてこないというふうに思っています。

一般質問の後も、この中央通りだけではなく、さらにこのかいわいに歩く空間を引っ張ってくるというようなことも考えていただいて、お伝えしていただきたいなというふうに思っているんですが、その後の対応も含めて、ここの往来がスムーズにいっていないんじゃないかというふうに思っています。差し当たり、ここでは、長野市にどのような働きかけを行って、どんな意思疎通を行ってきましたかということを建設部長に伺いたいと思います。

また、この整備方針の関係で、歩行空間、特に、この県庁通りはみどりの景観軸をやりますと記載されているんですけれども、ここも結構難しい問題があるかなというふうに思っています。

ここは、今、プラタナスが結構強めに剪定されていますよね。みどりの景観軸といった場合には、結構上のほうまで木漏れ日が差し込むぐらいの、木々が茂るような感じをイメージしているのか。そうだとすれば、落ち葉の問題とか、あるいは、最近松本でムクドリをどうするんだみたいな話がありますよね。絶対そういう問題は出ると思うんです。でも、そういうところで、住民の皆さんがこうおっしゃっているのでこれは撤回しますというのではいけないわけで、これは今からしっかりとみどりの景観軸をどうしていくかということも持っていていただきたいなというふうに思っています。それらに対する取組方針がどうなっていますかと、同じく建設部長に伺いたいと思います。

まだまだ行きます。公共交通です。公共交通に関しては、バスロケシステムについて伺いたいと思います。

今回、グーグルマップへのバスロケ導入が表明されました。その内容がまずどんなものかということで伺いたいと思いますが、これについては、平成30年６月定例会の一般質問で出てい

ます。そこからすると、ここまで来るのにかなり時間がかかったのかなという印象でございますので、その時間がかかった主な要因を小林交通政策局長にお伺いします。

そのときを振り返りますと、このグーグルマップへの搭載については、まずは信州ナビを優先させていただきますというお話でありました。そういうことで、今回、信州ナビも併せて聞きたいんですけれども、信州ナビは、今、十分に役割を果たしていないと思うんです。情報が掲載されていないとか、そういう口コミも多いし、これはどうなっていますかと聞くと、これだけダウンロード数がありますよという御回答はいただくんですが、ダウンロードしても使わないとか、使い勝手が悪いなという人が非常に多いと思うんです。また、来県者の利用率等も把握していないということですので、維持管理費もかかるところなので、ここはもう廃止したほうがいいかなというふうに思っています。観光スポーツ部長の見解を伺います。

少し暗いトーンで来たので、明るい話にも向けていきたいと思いますけれども、まず、この周辺整備に関して、今からでもできることは結構あるんじゃないかなというふうに思っています。

例えば、2024年のＪ３リーグの観客動員数、これを見てみると、１位が６月29日サンプロアルウィンの山雅対パルセイロで１万4,411人、３位が10月５日Ｕスタジアムでの同じくパルセイロ対山雅戦１万1,965人ということでありまして、今年も山雅対パルセイロの試合は行われます。

県内でのこの盛り上がりは、Ｊ３というカテゴリーで見ればありますけれども、全国的にも屈指の盛り上がりであるということであるならば、やはりこの県庁の周辺でパブリックビューイングみたいなものをやってどんどん盛り上げていかなくてはいけないんじゃないかというふうに思っていまして、それは、サッカーだけではなく、野球しかり、バスケしかりであります。最近は、駅伝も、都道府県対抗駅伝がすごかったです。カーリングも長野県勢が活躍していますが、そういうときに、長野県庁の周辺がちんやりしているというのは本当にどうなのかなというふうに思っています。スポーツ振興をやっていきますということであるならば、県庁ロビー、あるいは県庁周辺で、県内スポーツに係るパブリックビューイングを実施すべきじゃないかというふうに思いますが、観光スポーツ部長の見解を求めます。

それと、県庁周辺整備後を見据えてどうかという話でありますけれども、パブリックビューイングとか広場でいろいろなイベントが開催されるようになるといいなというふうに思っています。

昨年、知事がアメリカに行かれたと伺っています。ニューヨークとロサンゼルスとポートランドということでございました。私も８年前、たまたま御縁をいただいて、全米で最も住みたい町と言われるポートランドはどうなっているのかということで、１週間ぐらい滞在してもろ

もろ見聞してきたわけでありますけれども、公園に本当にいろいろな仕掛けがあるんですね。公園にカフェなどがあるのは当たり前で、例えば、皆さんが座っていらっしゃる椅子サイズのチェスなど、頭を使いながら体も動かすみたいなものがあったり、パブリックビューイングもやっていれば、結婚式なんかもやるというふうに聞きました。

日本は割とセクショナリズムが強いので、結婚式だったら式場でやるよね、スポーツ観戦だったらスタジアムでやるよね、そういう意識が非常に強く、とにかくお行儀がいいわけなんです。逆に、パブリックスペースで何をやればいいのかとなったときに、分からない、おとなしくしていればいいのかなというふうになりがちなんですが、そうなっていくと、町の自由な空気は生まれてこないわけなんです。そういう背景も含めて、県民が足を運びたくなるような公共空間づくりをもっとやってくださいということで阿部知事にお伺いしたいと思います。

このまちづくりの最後に戻ってきましたが、今県庁周辺で駐車場になっているエントランス空間などに、カフェとか、レストランとか、ほっと一息つける場所をつくってくださいということを申し上げました。これも方針案に記載がなかったので心配ですということにはなるんですが、改めて検討していただくと、なぜそういうものが必要か。必要性に関しては、一つ目は、先ほどもお話しいただきましたが、単純にこの辺りにそういう機能が少ないということ。ただ、ポイントは、そこだけにとどまらない価値がそういうものにはあると思っていて、何かというと、ゲートウエー機能だと思うんです。ゲートウエー機能というのは、そこを入り口にして、県庁の世界、県政にいざなうということです。今回の知事の御説明の中では、例えば昨日も話題になりました女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会やWE-Nagano Global Conference、若者に対してはライフデザインセミナー、こういうものをやりますよということでございます。

やること自体は本当に大賛成なんですけれども、ちょっと立ち止まったときに、例えば女の人が２～３人集まったときに、「ちょっとリーダーの会があるから行かない？」というふうにはなかなかならないと思うんです。若い人も、「今度こういうのあるから行ってみない？」とはなかなかならない中で、どういうふうにやっていくかというと、例えば、ポートランドでは、いかしたカフェとか、おしゃれなレストランとか、そういうところをつくって、わいわいお話しをしている傍らでそういうイベントが開かれているというような入り口をどんどんつくっていくわけなんです。そういうところまでやってほしい。

逆に言うと、潤いとか、解釈はいろいろあると思うんですけど、自動販売機とかコンビニではちょっと足りないということで、出会いとか、滞在による付加価値とか、そういうところをしっかりくっつけて県庁周辺を充実させていただきたいなというふうに思っています。

ここでの質問は、以前、県庁周辺でのＰａｒｋ－ＰＦＩのような手法の導入を提案しました

けど、その後の検討状況はいかがですかということと、居心地のよいカフェ、レストラン等の飲食店、こういったものはにぎわい創出に必須のコンテンツであると考えますが、知事はどうお考えですか。お伺いしたいと思います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま長野市道である中央通りのほこみち指定についてのお尋ねをいただきました。

ほこみち制度は、歩道等において歩行者の利便増進を図るため、歩道にテーブルを出したり、テラスつきのオープンカフェとするなど、民間による柔軟な利用を可能とする制度です。

長野市では、以前から中央通りでこのほこみち制度の活用について検討を進めており、このたび、歩道の拡幅が終了しているトイーゴのある新田町交差点から善光寺側の約700メートルについて地元との協議が整ったことから、来年度、ほこみち制度を活用するための手続に入ると聞いております。また、歩道の拡幅が行われていない新田町交差点から長野駅前につきましては、現在、長野市の主催により、地元の商店街やまちづくり会社なども参加して、中央通りを軸としたまちづくり勉強会が行われております。

この区域は、議員御指摘のとおり、長野の玄関口でもあります。県からもＵＤＣ信州が参加して、にぎわいのある中央通りにするため、ほこみち等の各種制度の活用にとどまらず、ハード、ソフト両面から、より質の高い道路空間となるような取組について提案させていただいているところでございます。長野市からは、今後勉強会の議論を踏まえた取組や社会実験による効果検証なども行い、効果的な整備やほこみち制度の活用も図っていくと聞いておりますので、県としても引き続き状況を共有するとともに、中央通りのにぎわい創出のための支援を市と連携して取り組んでまいります。

次に、県庁周辺の整備方針（案）における県庁東側道路のみどりの景観軸に関する取組方針についてのお尋ねでございます。

プラタナスは、落葉樹のため、冬は葉が落ち幹がむき出しの状態になりますが、成長が早く、夏には緑の大きな葉を茂らせ、四季の移ろいを感じさせることができる、そういった特徴がございます。その反面、管理を適切に行う必要があり、剪定につきましては、通行空間の確保と落ち葉による歩行者のスリップや側溝の目詰まりを防止する目的で、年２回、夏と冬に造園の資格を持った技術者により樹木全体の形を整え、緑を生かせるよう工夫を凝らした剪定を実施しているところでございます。

みどりの景観軸の整備に向けては、プラタナスの緑は重要な要素と考えておりますが、より豊かな緑あふれる環境をつくるため、県庁周辺の整備方針（案）においては、街路樹に加えて、他の公共空間や民地の沿道空間を含めた緑豊かな景観の創出を目指しております。

今後、地域の皆様や樹木管理の専門家などの関係者との意見交換などをしながら、街路樹の剪定方法をはじめ、沿道の施設整備と合わせたオープンスペースの確保や樹木の配置など、県民が誇りを感じられるような緑豊かな景観の創出について検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）グーグルマップへのバスロケーションシステムの導入に関するお尋ねでございます。

現在本県が運用しておりますバスロケーションシステムは、県、バス事業者、市町村等で組織します「信州ナビ」バスロケーションシステム推進協議会において、既に当時導入されておりました長野県観光交通アプリ「信州ナビ」に機能を付加したものでございまして、平成31年度からサービスを開始しているところでございます。

この信州ナビのバスロケーションシステムは、サービス開始以来、これまで、長野地域や松本地域におけるバス利用者の利便性向上に一定程度寄与してきたものと考えております。一方で、コロナ禍後の国内観光需要の回復やインバウンドの増加を踏まえ、インターネットの経路検索サービス等により誰もが簡便に利用できる環境へのニーズが高まっていることなどから、令和５年９月、協議会におきまして、オープンデータを活用した新たなシステムへ移行する方針を決定したところでございます。

この方針を踏まえ、バス事業者や市町村等と共に新たなシステムの仕様や費用負担等について検討を重ね、このたび関係者との調整が整ったことから、システム導入経費を令和７年度当初予算案に計上したところでございます。今後、令和８年度から、まずは長野市など県内の一部地域でのサービス開始を目途に取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私にはまちづくり政策に関しまして二つの御質問でございます。

まず、信州ナビの廃止についてでございますが、信州ナビは、旅行者の観光周遊を促すため、平成29年度から運用を開始しており、バス、鉄道の乗換えやルート案内をはじめ、観光モデルコースの紹介や周辺施設の検索などの機能を有し、ダウンロード数も累計で10万件余り、直近の１年間でも約１万件となっているところでございます。

その上で、インバウンドや個人旅行の増加など昨今の旅行者の動向を見ますと、携帯端末を利用し、検索機能はもとより、様々な交通・観光サービスを一括して予約購入する機能を有したシステムへのニーズが高まっている状況もございます。そのため、県では、新たに信州観光

ＭａａＳの実現に向けた取組を進めたいと考えており、その際には、信州ナビで提供している情報も含め、旅行者の利便性向上に必要な機能や、移動したデータによるマーケティング機能などのシステムを想定しておりますので、信州ナビの在り方についても併せて検討してまいります。

次に、県庁周辺等でのパブリックビューイングなどについての御質問でございます。

県では、これまで、本県ゆかりのオリンピックメダリストなど、スポーツ選手に対する表彰式の開催に当たり、喜びや感動を共有できる場として、また、多くの方々に参加していただけるよう、県庁の講堂やＪＲ長野駅のコンコース広場で実施したこともございます。

パブリックビューイングは、多くの方々が同じ場所でスポーツイベント等を観戦するものであり、町なかでの盛り上がりはもとより、イベントに気軽に参加できる機会を通じて、新たなファンの獲得やスポーツ全体の普及に貢献するものと認識しております。

パブリックビューイングの実施に当たりましては、スポーツイベントの選定をはじめ、開催する場所、機材の準備、著作権者の許諾など、関係者と様々な調整が必要であると考えていることから、進め方について今後研究をしてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には再度まちづくり、特に県庁周辺についての御質問を２点いただいております。

県庁周辺をどう利活用し、にぎわい創出につなげようと考えているのかということでありますが、百瀬議員の御質問の趣旨は、基本的には私も賛同するというか、ほとんど同じ発想だというふうに思っています。ただ、今回の方針の中では、確かに非常に静態的にしか描かれていないので、御質問にあったようなイメージが率直に言ってなかなか浮かびづらいというところはあるなというふうに改めて見ています。

例えば、「ワークライフバランスを実現できる環境整備を図る」という中には、「若者・女性・地域住民などの日常利用を含め、多様なニーズに応える適切な機能誘導を検討する」と非常に難しい言い方をしているのですけれども、こういう部分に、カフェやレストランなど、そういうものもしっかり含めていかなければいけないというふうに思っています。

「民間需要や官民連携事業手法の導入可能性及び最適な事業手法の検討を行う」と非常に硬い表現で記載されているので、私が見てもよく分からないといったところでありますけれども、これからこのまちづくりを地域の皆さんや関係の皆さんも巻き込んで進めていく上で、御指摘があったようにもっとわくわくするような楽しい町ができていくというイメージを共有していかなければいけないのではないかというふうに思っております。

そうした中で、この県庁周辺は、特に今私が大きな課題だと思っておりますのは、県庁の南側の駐車場、本来であれば県庁のメインの入り口としてもう少ししっかりとしたものにしていかなければいけないわけですけれども、ほとんどが駐車場スペースになってしまっています。こうしたことから、もう少し町の在り方、空間の在り方ということについて意を用いていかなければいけないというふうに思っています。

御質問がありましたようなパブリックビューイングや県庁マルシェのようなイベントの開催ができるような広場空間にしていくことが重要だというふうに思っています。ただ、こうした面的整備はこれまで県としてあまりやってきた経験がないので、誰が考えるのか、どういう視点を盛り込むのか、そういうこともしっかり念頭に置きながらこれからの県庁周辺整備に取り組んでいくことが重要だというふうに受け止めております。

堅苦しくない雰囲気の中、人が集い、何か新しいことが起きそうな場が県庁周辺にも必要ではないかということも、全くそのとおりだというふうに思っています。楽しい町をつくっていくということが人口減少下の中で強く求められております。今、ＵＤＣ信州で、県としていろいろなところのまちづくりを応援させていただいていますが、いよいよ自分のところ、足元の地域を県庁主体で取り組んでいくことになりますので、ほかの地域にとっても模範を示せるようなものにしていかなければいけないというふうに思っています。

粛々とこの事業を進めるとなかなかそうした動きにはなっていきませんので、今後、この取り組み方、どのような皆さんの知恵を入れていけばいいのか、こうしたこともしっかり検討しながら、御指摘があったように、楽しいわくわくするような周辺地域が形成されるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には県庁周辺でのＰａｒｋ－ＰＦＩのような手法の検討状況はいかがかとの御質問でございます。

大規模な施設等の整備を進めるに当たっては、民間事業者が持つノウハウを活用した施設整備や運営方法の導入について大変重要な視点だと認識してございます。そのため、県庁周辺の整備方針案におきましても、具体的な施設整備等について官民連携事業手法の導入を検討することを盛り込んだところでございます。

また、昨年の11月には、官民による長野県ＰＰＰ／ＰＦＩ地域プラットフォームを設立したところであり、この設立フォーラムにおきましても、Ｐａｒｋ－ＰＦＩ等の事例についても関係者で共有したところでございます。こうしたプラットフォームを活用しながら、今後具体の施設整備等を進めていく中でＰａｒｋ－ＰＦＩのような手法の導入についても検討してまいり

ます。

以上でございます。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）一般質問をこれまでも重ねてまいりまして、知事のイメージしていらっしゃることは私とおおよそは一致しているのかなとは思うんですが、こうした計画になってくるとなぜかそれが浮かび上がってこないということについては、今後も少し気を使っていただきたいかなというふうに思います。

いずれにしても、この県庁周辺、例えば今日もパンのいい匂いがするねとか、コーヒーのいい匂いがするねとか、何かわくわくする気持ちで職員の皆さんも登庁できるように、住民の方が行ってみたいねとなるように取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

次に参ります。林業政策であります。林業政策は、オーストリア林業を素材にしたいと思っています。ここ10年以上、オーストリアにそれこそ追いつけ追い越せでやってきたという事実もございますし、また、私自身、2015年に現地に同行させていただいたので、責任の一端も負っているかなということで、これを皮切りにしていきたいというふうに思っています。

まず初めに、オーストリアの機関、ＢＦＷと覚書を締結してから10年以上たつわけですが、オーストリアとの林業交流について、これまでの成果と今後の課題を林務部長にお伺いします。

ここで私が具体的に現地でどんな問題意識を持ったかというと、一つは補助金の在り方です。オーストリア林業は、基本的には、山の中には補助金が出ないということでございます。我々が2015年に行った調査でも、伐採については補助金なし。機械購入についても補助金なし。つまり、健全に純粋な経済活動として回っているという状態でございました。

一方で、こちらはということになりますけど、民間が軌道に乗るまでは補助金を出していくべきだというふうに思いますが、しかし、ここまで来ると、いつまでこれを続けるのかなという気持ちにもなっておりますので、今からでも、おおよそでもいいので、しっかりとした出口戦略を持っている必要があるんじゃないかというふうに思うわけであります。

質問といたしましては、信州の森林づくり事業については、間伐、支障木伐採、作業道開設、林地残材の活用等、それぞれ個別に補助金を出すやり方となっていますが、これをもう少し集約していく必要があるんじゃないかなということで、この見解を林務部長にお伺いします。というのも、個別で補助金が出てくるので、間伐をやればこれだけもらえるね、作業をやればこれだけもらえるねということになると、実は隣の山と集約して作業をしたほうが本当はいい山ができるのになとか、主伐を考えると本当は作業道をこうしたほうがいいのになとか、補助金によってそういう経営的な判断が鈍るということも生じるんじゃないかというふうに思っていますので、その点を御勘案いただきたいということになります。

そして、補助金絡みで、森林環境譲与税についても触れておきたいと思います。

この譲与税の活用についてですが、本県市町村における活用実績及び主な使途を伺った上で、これは市の活用率が町村に比べると非常に低いということになっております。これをどう分析して対応していますかということなのですが、例えば、具体的には、松本市34％、上田市45％、小諸市41％、低いところですと、茅野市37％、安曇野市14％ということで令和５年の活用率が出ております。こうしたものがどういうことによるのかということも聞いておきたいというふうに思います。

次に、未利用材等活用システム構築支援事業というものについて触れたいと思います。

これはどういう事業かというと、端的に言うと、山土場とか中間土場をつくっていきましょうという話なんですが、これは、時期的には、Ｆ・ＰＯＷＥＲで綿半さんが征矢野さんを引き継ぐ形となったわけですけれども、そのときに、燃料材、チップ等の確保が引き続き喫緊の課題だということで出てきた事業であります。

この事業を見たときに、これはもしやというふうに思ったのが、確かに中間土場とか山土場はオーストリアの現地で見ました。シュタイアーマルク州というところで見たんですけれども、これは、バイオマス市場と呼ばれていて、そこは基本的に森林組合が運営しているということだったんです。日本だと森林組合は割と山の中で作業することが多いんですけれども、やはり川中、川下の販路の拡大のところでかなり森林組合が活躍しているなというふうにこのオーストリアを見て思いました。こういうことをイメージしていらっしゃるのかということで、この事業についての進捗と、この事業において森林組合に対してどんなことを役割として期待していらっしゃるのでしょうか。もしかしたら私の深読みかもしれませんけれども、その辺の御意見を伺いたいなというふうに思っています。

もう一つ、やや心配なことといたしましては、これから主伐・再造林を進めていく中で、５ヘクタールまでの主伐は小面積皆伐をやっていきましょうと推奨されていますが、オーストリアと比較すると、オーストリアは２ヘクタールということでございましたので、山の生態系や景観等への影響は大丈夫ですかということも併せて林務部長にお伺いしたいというふうに思います。

さて、ここまでオーストリア林業を眺めてきたわけでありますが、私も間違いなくこれは成果があったというふうに思っています。ただ一方で、修正すべきことも多々あるんじゃないかと。大きなこととしては、もう少し小規模林業とか、森林所有も小規模でやっていらっしゃる方、そういう方々にスポットライトが当たるような政策を打っていってはどうかというふうに思います。

昨年、岡山県西粟倉村を会派視察させていただきました。ここは、人口1,300人でありなが

ら奇跡の村と呼ばれて、2008年に百年の森林構想を打ち立てて、製材所などを造ってうまく赤字を黒字化するなんてことをやっていたのですが、面白かったのは、ローカルベンチャーの立ち上げに尽力してきたということであります。15年の間に78の事業が誕生したということで、木材に関連して、椅子をつくったり、箸をつくったり、あるいは木質バイオマスを使ってイチゴ栽培をやりましょうと、その隣にカフェを併設しましょうかとか、そういうアイデアが次々と生まれてきたということであります。

こういう小さな村とか小規模の森林所有者に光を当てる政策を長野県もやっているんでしょうけれども、やはりどうしても軸足が主伐・再造林のほうに行きがちではないですかと。そういうことも考えて今後の長野県の林業の方向性を組み立てていただきたいということを最後に阿部知事にお伺いしたいと思います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には５点御質問を頂戴いたしました。

まず、オーストリアとの林業交流の成果と今後の課題についてでございます。

本県では、オーストリアの高性能林業機械の導入による高い生産性、徹底した安全教育による労働災害の発生率の低さ、森林や林業に多くの人々が関わることができる仕組み等に着目し、これらの優れた知見や技術を導入し、産業振興を図るため、覚書を締結して連携交流を進めてきたところでございます。

県としては、オーストリアでの木材生産から流通に至るまでの林業研修への技術者の派遣、逆に技術者を招聘して路網整備の指導・助言、あるいは安全装備が施されたヘルメットや防護服の導入、高性能林業機械や木質バイオマスボイラーの導入などに取り組んできております。

こうしたこともあり、高性能林業機械の導入台数は、連携前の平成24年の年間236台から、令和５年には698台に増加。１人１日当たりの労働生産性は、3.7立方メートルから5.1立方メートルへ向上。安全装備などの普及により、労働災害の死傷者数は、年間60人から36人に減少。山に放置されていたＣ・Ｄ材の燃料としての活用が進み、森林資源を余すことなく活用する意識が広がるなどの成果が現れつつあります。

今後は、オーストリアのように、市民が気軽に森林に触れ、暮らしの中で地域の木材を利用している姿を参考に、本県でも豊富な森林資源を活用した開かれた里山の整備や森林サービス産業の振興など、木や森が生活の中で身近に感じられる取組も進めていきたいと考えております。

次に、信州の森林づくり事業による森林施業への支援でございます。

信州の森林づくり事業では、植林やその後の下草刈りの保育作業、搬出を伴う間伐、そのために必要な作業道の開設などを対象とし、費用の一部を支援しております。御指摘のとおり、

林地を集約化して効率的に森林の施業を行うことは大変重要であり、長期的な視点での計画的な施業が欠かせません。

こうしたことから、森林所有者や林業事業体等がまとまった森林を対象に、長期間の森林施業の計画である森林経営計画を策定し、この計画に基づいて実施される施業を主な対象として信州の森林づくり事業により支援をしているところでございます。県としても、今後も継続して森林経営計画に基づく施業が確実に実施されるよう、長期的な視点から林業普及指導員による指導などを行ってまいります。

次に、本県市町村における森林環境譲与税の活用実績及び主な使途についてでございますが、本県市町村には、制度開始の令和元年から５年度までの５年間で約53億5,000万円の森林環境譲与税が譲与され、森林整備に約30億5,000万円、木材の利用促進に約３億円、そのほか人材の育成や確保、普及啓発など計35億円が活用されております。

市での活用率が低位な理由とその分析等についてでございますけれども、森林環境譲与税の活用率は、市全体とすると町村に比べて低くなっていますが、配分された譲与税を全て活用する市もある一方で、制度開始当初に発生した令和元年台風19号災害等への対応を優先する必要があったことや、森林整備に関する長期ビジョンの作成に時間を要したこと等の理由から今後本格的に取り組むとしている市もある状況でございます。

また、今年度活用が進んでいない市町村を中心に今後の見込み等についてヒアリングを行ったところでは、今後増加する森林整備や市町村内の施設の木造・木質化に対して計画的に活用していく旨の方針もお聞きしているところでございます。

県としては、市町村向けの業務マニュアルを活用した定期的な研修会の開催や、林業に関する知識や経験を持つ人材と市町村とのマッチング、全国の優良事例の共有等により、引き続き市町村が計画的な森林整備や木材利用等を進められるように支援をしてまいります。

次に、未利用材等活用システム構築支援事業の進捗状況等でございます。

未利用材等活用システム構築支援事業につきましては、佐久、南信州、松本の３地域で事業に取り組んでおり、それぞれの地域において木材の生産、流通、需要者までの事業者が連携してサプライチェーンが構築され、中間土場等を活用し、一連の工程の効率化を図りながら林地残材を含めた木材の活用が進められております。

例えば、松本地域では松本広域森林組合が中心となって進めているところでございますが、組合が筑北村に設置した中間土場の管理主体となり、周辺の長野地域、それから上田地域も巻き込んで、関係事業者と連携しながら、アカマツを主体にＡ材からＤ材までを集荷しているという状況でございます。

低質材のＣ・Ｄ材については、中間土場でチップ化し、また、建築用材や合板に使われる

Ａ・Ｂ材については最終需要者まで直送する取組を実践しており、木材供給の安定化、効率化を目指して取り組んでいるところでございます。

森林組合には、御指摘のとおり、川上の仕事だけでなく、最終需要者の動向も見据えて、川中、川下の関係者の皆様と共に信頼関係に基づく木材の安定的な供給体制を構築していただき、木材丸ごとの資源化、商品化を進めて森林所有者に利益を還元することで充実した資源の循環利用に貢献されるということを期待しております。

５点目でございます。林業施策の主伐・再造林推進ガイドラインにおける皆伐面積基準の根拠というお尋ねでございます。

我が国の森林法に基づく計画制度の中では、基本的に20ヘクタールまでの皆伐が可能ではございますが、本県では、森林の公益的な機能をより重視する観点で、国有林などにおける先行事例等の皆伐面積基準を参考とし、長野県主伐・再造林推進ガイドラインにおいて推奨する１か所当たりの皆伐面積の上限を設けており、おおむね５ヘクタールまでと定めたところでございます。

さらに、景観や生態系に、より配慮する観点から、５ヘクタールを超えない場合でも、伐採対象地の分散や森林を残す区域の設置などにより皆伐が与える森林への影響を極力小さくするよう定めております。

なお、オーストリアは本県の４倍弱の森林面積で約30倍の木材を生産するなど、非常に木材生産活動が活発であることから、過度な伐採による森林への影響を最小限にとどめるためにも、法律で１か所当たりの皆伐面積上限を２ヘクタールと定めているものと承知しております。

本県のガイドラインは、定めてから約２年が経過したところであり、今後に向けては、現場でもガイドラインの運用状況を評価し、より一層適切な伐採施業が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には林業政策の方針の変化、方向性という御質問をいただきました。

林業資源が利用期を迎える中、間伐から主伐への転換により生産性の向上を図って、やはり稼げる林業を実現していくということが必要だというふうに考えております。そのため、引き続き経済性を重視した林業振興にはしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

他方で、御質問にもありましたように、それだけでいいのかと問われれば、決してそうではないというふうに思っております。多様化する森林に関わるニーズがありますので、森林・林業以外の様々な分野、健康、観光、教育、こうした分野との連携や、様々な働き方、通年雇用、

専業以外の働き方も視野に入れた多様な林業、こうしたことも進めていかなければいけないと思っております。

今後、長野県の林業としては、まず稼ぐ林業を実現するために、安全対策の強化等による雇用環境の改善、スマート林業の推進等による生産性の向上、さらには県産材の需要拡大と、それに対応した安定的な供給体制の確立を図っていきたいと考えております。

その一方、御質問で重点を置いていただきました多様な林業でありますけれども、今、森林サービス産業を充実していこうという取組を進めさせていただいておりますし、また、里山の多面的利活用、さらには兼業、副業等多様な関わり方の推進にも取り組んでいます。加えて、木曽谷・伊那谷フォレストバレーで新たな人材の集積地を目指すと同時に、様々なイノベーションを生み出す地域になれるように取り組んでいきたいと考えております。

こうした取組を進めるためには、多分野、多職種の連携が必要でありまして、これは、林務部だけではなく、県庁の関係部局が協力して取り組んでいくことが必要だというふうに思っています。この森林・林業は長野県における重要な資源でありますので、そうした視点を持ちながら、林業生産の拡大だけでなく、この森林という資源を有効に活用して他の分野にも大きな波及効果を及ぼすことができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君） ５ヘクタールのところは随時点検していただきたいなというふうに思います。

また、今、知事から、多様な関わり、森林サービス等の御案内もいただきました。どちらかというと、今までは、リラックスとか、癒しとか、そういう側面が強かったように感じるんですが、これからは、小規模でもしっかりと経済活動として成り立っていくという面を打ち出していただきたいということを要望したいと思います。

続けて、環境政策に移ります。

環境政策ですが、ここはゼロカーボンについてお話をしていきたいというふうに思います。特に、運輸部門と家庭部門で柱に掲げた部分がうまくいっていないというのは、こちらとしても大変気になります。ロードマップ資料によると、例えば、2030年にＥＶを10万台導入したいけど、現状でいくと5,000台にとどまっちゃいますよ。あるいは、公共交通利用者が１億人増えるようにしたいけど、現状でいくとむしろ減っちゃいますよ。あるいは、家庭部門では住宅屋根ソーラー22万件を目指していますが、現状でいくと12万件ベースですねというようなことが並んでおります。これは、総じて見るとかなり厳しいなというふうに思っていまして、逆転満塁ホームランを打たない限り達成できないんじゃないか。もうそういうレベルなんじゃない

かというふうに思っています。

ただ、そのこと自体はやむを得ない部分もあり、もともと相当高い目標を掲げているので、不確定要素が大きいということもありますし、致し方のない部分もあると思うんですが、ただ、今後の中間見直しに当たって、目標数値を変えないというふうにおっしゃっていることはどうなのかなというふうに思っています。

例えば、民間事業者等の皆様に重点的に取り組んでほしいことという欄には、「一家に１台はＥＶを！会社の車もＥＶに更新を」というフレーズが並んでいますけど、本当にこれが県民の皆さんに正面から受け取られるかなということは心配しています。住民税の非課税世帯にガソリンの券を配付しましょうなどとやっているときに、裏側では一家に１台はＥＶをというのは、これはなかなか説明が難しいなというふうに思っています。

この家庭部門の件も、住宅ＺＥＢ化とか屋根ソーラーとか、補助金が出るといっても、比較的お金がある方向けの政策なんじゃないかなというふうに思っていまして、多くの生活者にとってはゼロカーボンというともともとどこか遠い話なのに、それでいて、さらに高い目標に向かって突き進もうと言われてもどうなのかなというふうに思っていますので、この辺は柔軟な対応をということで具体的に聞いてまいりたいと思います。

一つは、このゼロカーボン戦略でありますが、現状、2030年度の目標の達成見込みはどうなっていますか。そして、進捗状況が芳しくない分野についての主な原因を伺います。

これに関連して、エネルギー自立地域創出支援事業というものがあります。これは、自立地域の認定数が現状はゼロなわけですけれども、この理由はどうなっていますかということ、また、県有施設のゼロエネルギー化について取組状況を御開示くださいということで、環境部長にお尋ねいたします。

最後に二つ取り出してお聞きしましたけれども、その心は、これも先ほど来の話と一緒で、まずはこちらの県庁からどんどんと実践していってほしいなというふうに思っています。県有施設のゼロエネルギー化、これもかなり進んでいるとは思うんですけれども、これをさらに地域に広げていけないかということです。そこで余った電力、つくられた熱源を地域とどんどん共有する積極的な姿勢が見えてくるとすごくいいなというふうに思っていまして、これも広い意味ではサーキュラーに当たるんじゃないかというふうに個人的には思っているんですが、そうすると、どんぴしゃずばりのサーキュラーの取組が重たいというふうに思っているんです。

長野県は、例えばごみの排出量なんかはもともとトップクラスですと。３Ｒや食品ロスはやってもらっていますけれども、サーキュラーになると突然勢いが失われるというか、サーキュラーエコノミーの取組は産業労働部かなというような傾向が強いと思うんです。ただ、そうじゃなくて、やはりこの排出の部分も次の経済活動につなげていくことをしっかりやってい

ただきたくて、この真面目な県民性がここでもしっかり生きると思っていますので、サーキュラーエコノミーに関する環境分野の施策にはどのようなものがあるか、これまでの取組と今後の展開を同じく環境部長に伺います。

サーキュラーに続いて、生物多様性です。

これはもっと具体的にいきたいわけなんですが、例えば、今、生物多様性地域戦略の本県における策定状況は、77市町村のうち３市にとどまっています。これは非常にまずくないですかというふうに私は思っています。県が策定しているのでオーケーということではなくて、県がどんな働きかけをしてきたのかということを伺いたいと思います。部長、お願いいたします。

したがってということになりますが、今年の４月から生物多様性増進活動促進法が施行される予定となっていて、これにおいては、地方公共団体が地域生物多様性増進活動支援センターという役割を担うということになっています。センター機能を担うということになっているんですけれども、地域戦略も策定していないのにセンター機能を担えるのか、かなり疑問がありますし、その時点においても長野県は取組が遅れてはいませんかということを懸念しているところであります。ですので、県として市町村をもっとリードしなきゃいけないんじゃないか。このことについて環境部長にお伺いします。

総じて、この一般質問や委員会でやり取りをさせていただいて、自然保護課の縄張り意識というのが相当に強いなというふうに思っています。山岳地帯や自然公園の在来種を保護していれば仕事をしていますよという感じが何となく見受けられるんですが、これからの時代はそれじゃ駄目だなというふうに率直に思っています。以前にもここで言ったと思いますけれども、これからは、グリーンインフラに厚みを持たせるためにも、環境部に関心を持ってもらいたいし、有機農業をやるにしても、環境部としてはこういう考えですということも言っていただきたい。里山についても同じです。今のままだと、下手をすると、都会と比較したときに、都市部とか住宅街においては、むしろ向こうのほうが緑が豊かだねという状況が生まれかねないんじゃないかというふうに思っていまして、この辺は大きな問題意識を持っているところであります。

関連して、例えば所沢市においては、平成29年までに約34ヘクタールの土地を公有化、さらに平成30年には、所沢市緑の基金を活用して約1.7ヘクタールを取得して、景観地や里山保全地域、自然公園、山林等の自然回復に努めているということでございました。これからは、自治体が積極的に緑を増やしていく、そういう時代に入ってくるというふうに思いますので、長野県で類似の事例はあるのかということも部長にお伺いしたいと思います。

これに関連しては、１年前になりますか、知事とのやり取りの中で、横浜の環境創造局の話をしていただきました。大変興味深くお聞きしたところでありまして、当時の答弁で、知事か

らは、ちょっと長野県とは事情が違うのかなということを御案内いただいたんですが、むしろこちらの環境創造局のような積極的、主体的な取組というものが長野県では求められているんじゃないかというふうにも思うところであります。

それを踏まえてお伺いしますけれども、まず、県の自然保護に係る事業が、御嶽山あるいは自然公園、そしてライチョウ保護の３点に偏り過ぎているように感じているわけなんですけれども、先ほど来よりお話しさせていただいています里山、住宅地、町なか等を含めて、全体的に生物多様性の回復、法律を踏まえると、生物多様性の保全ではなくて増進の時代だというふうに思っていますので、ここにしっかりと力を入れるべきではないかということで、知事の姿勢をお伺いいたします。

ゼロカーボンに関して、ゼロカーボンは、先ほどお話しさせていただきました現実的な目標への見直しも含めて柔軟に対応していただきたいというふうに思っています。長野県が高い目標を掲げているのはすばらしいことでありますけれども、今、長野県が、日本のほかの都道府県、あるいは世界の地域と比べてどういう位置にいるのかも分からず突き進むということもなかなか分からないなというふうに思っていまして、県民理解を得るためにも、やはりどういった位置づけにあるのか、そういったところも御開陳いただきながら取組を進めていただきたいというふうに思っています。

そして、環境部の全体的な政策のバランスなんですが、やはり重心がゼロカーボンに偏り過ぎているんじゃないかというふうにも思っています。サーキュラーエコノミー、あるいは自然、生物多様性の増進、こういう現代的な課題への取組がおろそかになってはいませんかということで知事のお考えをお聞きします。

そして、この環境部の在り方というのは、成り立ちからしても、どちらかというとほかの部局がやらないことをやるのが環境かなというような感じであったと思うんです。しかし、これからは、環境部がほかの部局をリードしていくというような局面が非常に大事なんじゃないかというふうに思っていますので、それに対して人員配置や予算措置は十分ですか。知事の見解をお伺いします。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）私には７点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、ゼロカーボン戦略の目標の達成見込みと、進捗が進まない分野の原因は何かというお尋ねでございます。

直近で把握できる2020年度の森林吸収量を含まない温室効果ガス排出削減量、これは、2030年度の目標値53％に対して22.6％となっておりまして、目標達成については、今後の取組いかん、まだまだ取組を加速していかなければならないと考えておるところでございます。

分野別の進捗状況ですが、産業・業務部門、家庭部門は削減が進んでいる一方で、運輸部門と再エネ部門が苦戦している状況でございます。運輸部門は、高価格、航続距離への不安、車種が限定的などの理由により、電動車の導入がなかなか進まないということ。それから、再エネ部門では、設置費用、メリットの認知が低いなどの理由により住宅太陽光発電などの普及がうまく進まないことなどが主な要因であると考えておるところでございます。

このため、電気自動車用急速充電設備の設置促進、Ｖ２Ｈ機器の補助金額の引上げ、初期費用ゼロ円ソーラーの制度構築、今年度開設いたしました屋根ソーラーポータルサイトを起点とした広報の強化などの施策を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、エネルギー自立地域の認定が進まない理由は何かということでございます。

エネルギー自立地域づくりに不可欠となる再生可能エネルギー設備の新規導入に当たっては、小水力発電では事業性評価のための流量調査や漁協をはじめとする関係者との合意形成、太陽光発電では、適地が限られる中での事業地選定や周辺住民等への事業説明など、適正な事業実施のためのプロセスを経るため事業化に時間を要しているという状況でございます。また、市町村がエネルギー自立地域づくり計画を策定する際、一部の地域をモデル地域とすることに調整の時間を要すること、これも要因の一つであると考えているところでございます。

しかしながら、本事業の創設を契機に多くの市町村と意見交換を行ってきた結果、エネルギー自立地域づくりへの機運が高まってきており、来年度には複数の計画認定を見込んでいるところであります。今後も、こうした動きが加速するよう市町村への伴走支援に努め、エネルギー自立地域の創出につなげてまいります。

次に、長野県職員率先実行計画に基づく県有施設のゼロエネルギー化の取組状況でございます。

県では、令和４年度から実行計画に基づいて県養護学校や県警駐在所などの新築・改築施設のＺＥＢ化に取り組んできておりまして、令和４年度は竣工施設５件のうち４件を、令和５年度は竣工施設８件のうち７件をＺＥＢ化したところでございます。

全国知事会脱炭素・地球温暖化対策本部会議では、令和４年度及び５年度における本県の新築・改築県有施設のＺＥＢ化率が優良事例として紹介されており、各都道府県の集計状況に差異があるので、あくまでも参考値ではございますが、２年連続で全国１位となっております。今後も、新築・改築施設のＺＥＢ化に加え、既存施設改修時の省エネ化等により、県有施設のゼロエネルギー化を進めてまいります。

次に、サーキュラーエコノミーに関する環境分野の取組実績と今後の展開についてでございます。

最初に、主な取組実績でございますが、県内で発生した廃棄物等を利用して製造加工された

製品を認定する信州リサイクル製品認定制度により、製品価値の向上と廃棄物の削減を促しておるところです。

また、下水汚泥を有効利用する取組として、犀川安曇野流域下水道で発生した下水汚泥を肥料化し、南安曇農業高校と協働で稲の生育試験等を行うことにより、昨年５月に肥料登録まで至っております。また、食品メーカーや酒蔵等と連携し、酒かすや食品端材を有効活用した商品を開発しており、新たな付加価値の創出、廃棄物の削減などを目指しております。

さらに、昨年度からサーキュラーエコノミーイノベーションフォーラムを開催し、循環型複合材料を活用した製品事例を紹介するなど、ものづくり産業からサーキュラーエコノミーを考える取組が始まっておるところでございます。

今後の展開といたしましては、ただいま申し上げた取組をさらに推進するとともに、来年度策定予定の次期長野県廃棄物処理計画にサーキュラーエコノミーを新たに位置づけ、各部局の取組を盛り込むなど、全庁的に取り組んでまいります。

次に、市町村の生物多様性地域戦略策定への県の支援についてでございます。

生物多様性の回復に向けては、各地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細やかな取組が不可欠であります。その方針を示すものとして、生物多様性基本法において生物多様性地域戦略を策定することが努力義務とされておりますが、全国を見ても、政令指定都市を除き、策定済みの市区町村数は146と低い状況となっております。

県の支援ということですが、これまで市町村から戦略の策定に関する支援を求められた例はありませんが、県では環境や生物多様性保全に関する市町村からの様々な相談等に随時応じてきているという状況でございます。

次に、環境保全、生物多様性増進に係る市町村の意識向上に向けた取組方針でございます。

生物多様性を増進させるためには、地域における自然的特性を熟知した団体や企業、住民の皆様など、多様な主体が関与する活動を進めていくことが重要です。市町村には、各主体が連携して効果的な活動ができるよう、専門家の紹介や情報提供、助言を行うなどの役割が求められております。

市町村が地域の核となって生物多様性の増進活動をリードしていく存在となれるよう、県では、本年４月の生物多様性増進活動促進法の施行を契機と捉え、環境省と連携して研修会を開催し、新法の理解を進めてまいります。また、先ほどの地域戦略につきましても、県戦略の取組や先行地域の優良事例を紹介することなど積極的に情報提供を行い、策定が進められるよう支援してまいります。

最後に、県内に所沢市のような土地の公有化による自然保護事例はあるかとのお尋ねでございます。

所沢市では、高度成長期に樹林地が大きく失われたことから、市内の緑を確実に守る手段として、市民等からの申出に基づき、土地の購入や寄附の受入れにより民有地を公有地化し、市民に活用してもらえる場所や手をつけずに保存する場所として管理しているものと承知しております。

市町村から聞き取っている範囲では県内に類似の事例はありませんが、自然環境を保全するためには、行政が直接管理をする公有地化という手法だけでは限界もあるのかなと思っております。このため、環境省が自然共生サイトとして認定を進めている民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を県としても積極的に広げるなど、官民一体となって自然環境保護に取り組むことが重要と考えており、取組を進めてまいりたいと思っております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）県の環境政策に関連して４点御質問を頂戴いたしました。

まず、生物多様性の回復に向けた県の姿勢についてという御質問でございます。

生物多様性は、人類存続の基盤であり、その損失は様々な社会活動に影響を及ぼすものというふうに考えています。国際的にも、ネイチャーポジティブが気候変動対策と並ぶ重要課題となっており、県としても積極的に取り組まなければいけないと考えております。

これまでも、例えば霧ヶ峰高原におきましては、防鹿柵を設置して、ニホンジカからの食害を防いでニッコウキスゲが回復してきておりますし、大町市農具川におきましては、瀬や淵を復元して魚類の生息数が増加しています。また、諏訪湖においては、浮き魚礁の設置や、湖底に魚礁を造成して、モツゴ等のかつてよく見られた魚の生息場所を再生しております。さらに、環境保全団体と企業との協働で、奥裾花自然園の駐車場跡地に植樹を行い、ブナ林の再生に努めています。このように、様々な生物多様性の回復につながる施策に取り組んできているところでございます。

今申し上げた取組は環境部以外の取組も申し述べておりますが、生物多様性の回復には、環境部だけでなく全ての部局が意識して取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。引き続き各部局連携して様々な観点からこの生物多様性に向き合って、その回復、保全に努めていきたいと考えております。

続いて、ゼロカーボン戦略について、目標値は柔軟に対応すべきと考えるがいかがか。また、本県の立ち位置、現状認識と今後の方針という御質問でございます。

戦略の2030年目標は、10年比、実質温室効果ガス６割削減でありますが、これは、中間目標ということで、あくまでも最終的な目標は2050年ゼロカーボンということでございます。この2030年目標は、御質問にもありましたように、極めて高い野心的な目標であることは、私も当然目標設定するときからその認識でおります。

本県の脱炭素化の状況を世界あるいは日本全体と単純比較するのは、なかなか同一基準の統計がないので難しい面がありますが、2020年の温室効果ガス排出量を2010年比で比較いたしますと、まず、環境省の世界エネルギー起源CO_2排出量というデータでは、2010年比で世界全体では4.6％増加となっています。それに対して、日本は、環境省の温室効果ガス排出・吸収量算定結果によりますと12.4％の減と。そして、本県は、本県のゼロカーボン戦略の進捗と成果報告書に基づけば、これらを上回る22.6％の削減となっております。

世界や日本全体と比べれば比較的進んでいるというふうには言えると思いますが、しかしながら、私どもが掲げている目標達成には、率直に言ってまだまだ不十分でありますし、大変厳しい状況であるという認識は私も持っております。

今回の見直しに当たりまして、まず初めに数値目標を引き下げるかどうかということではなくて、やはり今掲げている目標をどうすれば本当に実現できるのかということをしっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。パラダイムチェンジということをこの場でも申し上げておりますけれども、そうしたことが起きなければなかなか目標達成は難しいというふうに思いますので、これまで以上に踏み込んだ検討が必要だというふうに考えております。そうした中で、この目標も含めて戦略全体をどうするかということをしっかり考えていきたいと思っております。

続いて、サーキュラーエコノミーや生物多様性増進など他の環境分野の重要施策への取組がおろそかではないかという御質問でございます。

決してそういうことではなくて、環境部を中心に、それぞれの分野にしっかり取り組んできているというふうに思っております。しあわせ信州創造プラン3.0の中では、「持続可能で安定した暮らしを守る」という柱の下で、持続可能な脱炭素社会の創出、人と自然が共生する社会の実現、そして良好な生活環境保全の推進という施策を掲げているところであります。

予算案の発表等でも、脱炭素、ゼロカーボンということを我々はしきりにＰＲさせていただいております。正直申し上げて、ほかの政策がかすんで見えるという部分はあるかもしれませんが、例えば、諏訪湖環境研究センターを新設させていただいて、我々は水質と生態系の一体的な調査研究の充実に取り組んできております。

また、野尻湖においては、湖沼の水質保全計画に基づいて、継続的な取組によって水質改善を図ってきているところでありますし、ライチョウ保護のために目撃情報投稿アプリ「ライポス」を開発して生息状況の収集に取り組んだり、信州プラスチックスマート運動をはじめとするごみ削減の取組にも力を入れてきているところでございます。

こうした取組を進めているわけでありますので、これからももっともっと県民の皆様方にこうした取組をしっかりＰＲさせていただき、また、こうした環境の保全や保護は我々行政だけ

ではできなくて、県民の皆様方の御協力が不可欠な部分が大変ありますので、そうした積極的な巻き込み、広報、こうしたことにもこれから意を用いていきたいというふうに思っております。

最後に、環境部の人員配置、予算は十分かという御質問であります。

率直に言って、各部局とも限られた予算、限られた人員の中でしっかり成果を出せるように頑張ってもらっているというところであります。環境部の予算については、施設整備等があるので単純には比較できないところはありますけれども、直近５年間で見ると、令和６年度の環境部予算が約64億円であります。令和２年度が51億円という状況でありますので、この部分では増加させてきているところでございますし、また、環境部の職員数についても、令和２年から令和６年の４年間で、全体の職員数を抑制する中で６名増員してきているところでございます。

こうした中で、いろいろな取組を進めてきております。例えば、令和４年度には御嶽山ビジターセンターを開館させていただいておりますし、同年、くらしふと信州を立ち上げて共創プラットフォームとしての位置づけをつくっております。また、先ほど申し上げた諏訪湖環境研究センターを開所させていただき、生態系分野の第一人者であります高村典子氏をセンター長にお迎えして、新たに生態系の研究員も採用し、体制を強化させていただいたところでございます。このように、限られた人員と財源ではありますが、最大限の効果を上げられるように職員一同取り組んでいただいているところでございます。

横浜市の事例も引用していただきました。私は環境創造局担当の副市長でありましたが、やはり横浜市と長野県では視点や取組のウエートのつけ方がかなり違うのかなというのが率直な思いであります。

横浜は、何しろそもそも緑が少なくなっていることを何とか食い止めようということで、横浜みどり税で緑地の保全といったことに力を入れて取り組んできています。しかしながら、逆に我々長野県も学ぶべき点があるというふうに思っておりまして、先ほど来御指摘いただいておりますように、例えば、街の緑等は、周辺に緑が多いせいで、都市部ほど意識されていない部分があるのかなというふうに思っています。

今後とも、多くの自然を有する長野県としては、この分野では47都道府県の中でトップランナーを走っていかなければいけないポジションだというふうに思いますので、引き続き環境部を中心として環境政策のさらなる充実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）部長から答弁いただきました。生物多様性の計画の策定について、市町

村から支援を求める声はないというようなことをおっしゃっていましたけれども、これはもっと早めに問題意識を持ったほうがいいと本当に思います。

また、土地取得には限界がありますとおっしゃいますが、これも、土地取得をやってから限界があると言うならいいんですけど、やっていなくて限界があると言うのはどうなのかなというふうに思います。そこもしっかり政策メニューに盛り込んでください。

知事におかれましては、今例示いただいた幾つかの、諏訪湖だったり、野尻湖だったり、ライチョウであったり、その充実を図ることはもちろんやらなきゃいけない大事なところだと思っていますが、それ以外の分野で政策的な広がりが一般県民の目にも明らかなように広がってきているという世界観がまだまだ足りないんじゃないかと思っていまして、その点では、サーキュラーにしても、生物多様性についても、私は不十分だというふうに思っております。

続いて、広域政策についてお伺いします。広域政策は主に二つありますけれども、まず一つ目は、国と県との間の広域政策について伺ってまいります。

長野県が関わっている事業で中央日本四県黄金ＫＡＩＤＯサイクルルートというものがあるということで、これについては、率直に、もっと大々的に宣伝したほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。結構いいことをやっているのに、今回の新年度予算でもそれほど大きくはうたわれていないんじゃないかというふうに思っていまして、都とか府、あるいは県、道をまたいだ政策を日本ももっと流動的にやっていかなきゃいけない時代なんじゃないかなというふうに思っています。

ただ一方で、こういう県境をまたいだ取組というのは、首長の交代や財政状況等々によって安定性に欠ける面もあるのかなと。なかなか継続的には難しいのかなというふうにも思うわけなんですけど、そのあたりの率直な課題感はどうお感じですかということを阿部知事にお伺いしたいと思います。

関連して、昨年経団連がFUTURE DESIGN 2040というものを発表して、新たな道州圏域構想を提言したということでございます。これは、今の都道府県の形を変えることなくもっと広域的な連携を強めていきましょうということなんですが、経済界が常にこういう意識を持っていますよと発信していることをしっかりと受け止めていかなきゃいけないというふうに思っていますし、今回うまく質問には盛り込めなかったんですけど、どうしてこういう問題を扱うのかといったときに、私の一つの大きな問題意識は、18歳段階で長野県から学生が一気に東京をはじめ首都圏に流れてしまうのは、これはある意味やむを得ないことでありながら、これに対して長野県がこれだという明確な答えをいまだ打ち出せていないということがあるんじゃないかというふうに思っています。

ジャストアイデアではありますけれども、18歳でがつんと下がる、減ってしまうということ

は念頭に置いた上で、では、この幼保あるいは小中、あるいは高校の段階で、むしろ都会からどんどんと県内に来てもらうような広域的な枠組みというものがつくれないのかなというふうに思っていまして、これは、平たく言えば、今の言葉で教育移住というふうになるんでしょうか。

会派で佐久市の私立学校を幾つか見させていただきました。今、東信ではそういう動きが非常に活性化しているということでありますし、これから触れますが、これから長野県では公立でも改革が進んでいくということで、魅力がどんどん上がっていくということであります。今までは、そういった往来というのは、比較的自由主義というか、市場原理に委ねられていた部分が大変多かったと思うのですが、ある程度そこを政策的に囲っていくということがこれから大事になるんじゃないかと思いますし、それは、都会側からしても歓迎すべきことなんじゃないかなというふうに思っています。

ここでは、さきの経済界の提言と、今私がお話しさせていただいたことも受け止めていただいて、どう思っていらっしゃいますかということで知事のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、県と市町村の間の話をさせていただきたいと思います。

地域振興局の話になってまいりますが、まず取っかかりに、令和４年から６年度に施行した県民参加型予算です。県民参加型予算は、当時比較的大きく取り上げられたのかなと思いますが、今年度はあまり姿を見ないということで、いろいろと課題があるのだろうというふうに思います。施行から見えた課題、そして今後の事業展開についてどうなっているかということを伺いたいと思います。

私も、この上がってきたテーマをざっと拝見させていただきました。そもそも仕組みがそうだということなのだろうと思うんですが、やはり、県が関わっている従来の県の施策とそんなに大差はないのかなというふうに思っています。こういう立てつけも一つはあるんでしょうけど、私はもう少しダイナミックに県が枠組みを用意して、そこに県民の皆さんで自由に活動しましょうというようなやり方もあるんじゃないかというふうに思っています。

例えば、中信地区でいうと、主には松本の地域振興局、そして大北の北アルプス地域振興局と木曽の地域振興局、それぞれ地域計画で掲げている内容があるんですが、これを見ると、非常に近似しているなというふうに思います。松本は、空港はあるにせよ、やはり上高地周辺でどういう地域づくりをしていきますか。あるいは、大北では、北アルプス周辺でしっかり観光地づくりをやっていきましょう。木曽も、やはり山を舞台にして木材産業を生かしていきましょうねというふうになっていますけど、これをもう少し大きく広げて、せっかく世界水準の山岳高原観光地づくりというふうに打ち出しているんですから、世界と戦えるぐらいの土壌を用意していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。これにしっかりと地

域振興局が連動して動いていくと。その地域振興局間の課題というもの、連動性というものをどう思っていますかというのが１点。

また、別の観点からは、これは人口減少で人的資源が不足していきますということなので、これから行政機能の集約化ということも必要になってくると思います。かつて、一般質問で、地域振興局を統合したほうがいいんじゃないかということをこの場で申し上げさせていただいたことがありますが、あれからもう５年ぐらいたっていますけど、どうなっていますかということもあります。そういったものをぜひ広域施策へのシフトと一体的にやっていただきたいというふうに思いますので、この辺をどうお考えかということを知事にお伺いします。

そして、こういう広域での打ち出しが弱いので、地域の施策、あるいは地域の拠点にも影響が出てくるんじゃないかと思っていまして、例えば、スカイパークは、今はバラ園の企画とかをやっていただいていますが、将来的にどういう方向に持っていきたいのかということは必ずしも明確ではないというふうに思っていますし、空港も、フライトの関係は割と話題に上がるんですけど、どういう拠点であるべきかということはまだコンセプトが弱いんじゃないかというふうに思っています。

例えば、これも私案ではありますが、今お話しさせていただいたところで言うと、中信地区からすれば西山一帯で世界水準の観光地づくりをやっていくので、スカイパークは、その山々に連なる、そういった自然を身近に感じられる場所ですよ。あるいは、木曽の産品も、あるいは大町、白馬等々の産品も、ここで主なものは感じられますよとか、空港はそういった地域全体を凝縮するような場所にしていくべきなんじゃないかなというふうに思っていまして、そういった考えはどうなのかなというふうに思っています。ただ、これは私の私案というか持論でありますので、ここではひとまずそういう理念的なところは差し引いて、当面の課題感ということでお聞きしたいと思います。

信州スカイパークにおけるにぎわい創出でありますが、形はどうあれにぎわいづくりというのは必要だと思っているんです。これに関しては、コロナの前にトライアルサウンディングをやりましたと。ただ、コロナの影響もあってということで御説明いただいたままになっていると思うので、ここはトライアルサウンディングを再び実施していただきたいというふうに思います。これは建設部長にお尋ねします。

それと、松本空港の件でありますが、これについては、やはり行く行くを考えると、施設や機能の全面的な見直し、建て替えが必要なんじゃないかなというふうに思っています。フライトの件は、今、内際共用型のターミナルビルというものもあるようでありますので、ぜひゼロベースで考えていただきたいというふうに思います。

そういった理念的なところも含めて、県の意見をしっかりと持っていないと、これはやはり

地元の方も納得いかないと思うんです。これからフライトも盛んになり、増便になりますので、御理解をお願いしますと言われても、やはり騒音がうるさいなというのはあるので、そこのところで、失うものもあるけれども、逆に得られるものを大きくしていきますからという歩み寄りをしっかりとやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

以上の点について御回答いただくようお願いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）広域施策について私には５点御質問をいただきました。

まず、近隣県との連携についてでありますけれども、中央日本四県黄金ＫＡＩＤＯサイクルルートを取り上げていただきましたけれども、新潟県、山梨県、静岡県と長野県は、地質的なつながり、あるいは山岳でのつながり、あるいは塩の道と、共通の資源等があるわけでありますので、これからもしっかり連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。山のグレーディングをはじめ、共に取り組んできたものがたくさんございますので、そうしたものをこれからもしっかり生かしていきたいというふうに思っています。

今、大規模災害時におけるインバウンドの超広域避難に関する研究会を設置することに４県で合意して、インバウンド観光客の災害時の帰国支援の体制整備等について国の関係機関にも参加していただいて研究を進めているところであります。単独の県では解決し難い課題がありますので、これからもこうした他県との連携の中でしっかり対応していきたいというふうに思っておりますし、そうした中で、いい取組、特に県民の皆様方に知っていただく、あるいは観光でお越しいただく方に知っていただかなければいけない取組については、より積極的なアピールをしていきたいというふうに思います。

それから、２点目でありますが、隣県との政策連携に当たって課題に感じていることがあるかと。

御質問には、知事が替わるとなかなか続かないのではないかというような御指摘もありましたが、私としてはあまりそういうところは感じていません。むしろ、一般の連携と違って、例えば知事レベルで会談をするということになると、皆さん忙しいのでなかなか日程調整が難しい、なかなか日にちを取りづらいといったような課題はあります。

また、先ほど申し上げたように、この中央日本４県は、観光面や物産面で非常に共通する部分がありますので、比較的連携はよくいっていると思いますが、やはり方向性を共有できる共通のテーマがあるかないかということは重要だというふうに思っています。今後とも、例えば北陸３県であったり、リニア中央新幹線の中間駅の県であったり、こうした地域の皆さんとはテーマに沿った連携を進めていくということが必要だというふうに考えております。

続いて、経団連が発表したFUTURE DESIGN 2040の中の都道府県を越えた広域連携を推

進する新たな道州制構想についての私の受け止めという御質問でございます。

経団連の新たな道州制圏域構想は、区割りを設けない仮想の道州圏域ごとに独自の地域ビジョンの策定、施策展開による広域連携の推進や、道州圏内で中心都市機能を果たすことが期待される地方自治体の権限強化が提唱されているわけであります。

私としては、いろいろ経団連においても御検討いただいているなと。特に、経済団体の皆さんにこうした地方自治制度について関心を持っていただけているということについては大変ありがたいことだというふうに受け止めております。

今、知事会の国民運動本部長として地方自治の在り方や地方分権についての国民の意識を高める、国民の皆さんに関心を持っていただく取組を進めているところでありますけれども、こうした御提言が出てくるということは、一緒になって議論していく土俵ができてきているからだというふうに思っています。引き続き、知事会としても、経団連をはじめ様々な経済団体としっかり連携しながら、未来に向けての地方制度の在り方、日本の在り方を共に考えていきたいというふうに思っております。

続いて、県民参加型予算の評価と課題、そして今後の展開という御質問でございます。

令和４年度から、試行的に、県民参加型予算を提案・選定型、それから提案・共創型と二つのスキームで取り組んできました。ワインを生かした観光地域づくりや雪国での再エネ実装といったようなテーマによる提案・選定型、それから、提案・共創型では、社会共生の実現に向けた体験機会の創出など、これまで４事業を実施してきております。来年度は、県内プロスポーツチームとの連携によるスポーツツーリズムの推進事業に官民一体で取り組んでいきたいと考えております。

こうした中で、いい面と課題の両方あると率直に思っております。我々県組織とは違った視点からのアイデアがいただけているということ。また、地域の皆様方と課題認識を共有する機会になったということ。それから、現場のニーズに即した具体的な取組を事業化することができたことは一定の成果だというふうに捉えております。

一方で、例えば共創型になると、個人で参加する、御提案いただくということはなかなか難しいという部分があります。また、これは県民参加型予算ということにしていますので、最終的に予算につなげる前提で県民の皆様方から御意見をいただいていますが、共創というのは必ずしも予算ありきではないという部分もあります。そうしたことを考えると、こうした課題を認識しながら今後の対応を考えていかなければいけないというふうに思っています。

先ほど、具体的な事業名も申し上げました。一定の成果が出てきていますが、今後の県民参加の在り方、先ほど申し上げたように、予算とつなげるということだけではなく、もう少し広い観点で県民参加の在り方、もちろん予算面も視野に入れつつ、予算だけにとどまらない県民

参加の在り方をしっかり考えていきたいというふうに思っております。

それから、最後に５点目でありますが、地域振興局同士の連携についての御質問でございます。

今連携して実施している施策があるかという御質問でございますが、例えば、上伊那、南信州、木曽の３局で、これはリニアでプラスの影響を受ける地域でありますので、まちづくりに関する地元経済界との機運醸成には一緒に取り組んでおります。また、佐久と上田の２局が連携して観光列車「ろくもん」を活用した日本酒・ワインツーリズムのＰＲに取り組んでいます。また、信州まつもと空港を起点としたレンタカーによる周遊観光の促進ということで、これは、松本、諏訪、木曽、北アルプス、上田、長野の６局が連携して取り組んでおります。圏域を超えたテーマについては、地域振興推進費等を活用して、複数の地域振興局、あるいは本庁も加わって一体で取組を進めているところでございます。

今後の行政機能の集約化と広域施策へのシフトの一体的検討という御質問でございます。

地域振興局の在り方、これは、常にいろいろ考えていかなければいけないと思っております。これまでも、例えば廃棄物対策や保安林に関する業務、さらには県税事務所の課税事務、こうしたものについては一定の局への集約という形で対応してきました。

また、昨年度、行政機構審議会で部会を設置して、人口減少時代を見据えた県組織等の在り方の検討を行っていただいたところでありますが、その中で、地域振興局については、広域的な調整や高度な専門性が求められる業務や、定型的で現場対応の必要性が低い内部管理や審査等の業務については、これまでどおりの形ではなく、例えば前者については一部の局に集約していってはどうか。それから、この内部管理とか審査等の業務については本庁に集約、一元化してはどうかといったような方向性の御提案をいただいているところでございます。

こうした提案を踏まえて今後の在り方を考えていかなければいけないと思っておりますが、私としては、単に県の施策の一元化、広域化という観点にとどまらず、長野県の重要な特色は、やはり市町村数が多い、小規模町村が多いというところにありますので、それを考えると、県と市町村の水平補完の在り方も含めて、一体で地域振興局の在り方を考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております。そういう観点では、県の地域振興局の在り方ではありますけれども、市町村との間の最適な行政サービスの配分の在り方も含めて今後一体的に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には信州スカイパークにおけるトライアルサウンディングの再開に関するお尋ねをいただきました。

公園のにぎわい創出のためには、民間活力の導入も有効な手段であることから、その可能性を把握すべく、信州スカイパーク及び若里公園では、公園の利活用について民間からの提案事業を試験的に行っていただくトライアルサウンディング調査を令和２年から３年にかけて実施いたしました。オートキャンプやキッチンカーの出店を試行いただいた事業者からは、平日や真夏、真冬、季節、時期的なものや立地環境等により収益性が大きく変動することなどが参入障壁になるという御意見をいただいており、これらの課題を直ちに解決することは難しいという認識に立ったところでございます。

一方で、信州スカイパークは、令和元年開催の全国都市緑化信州フェアのメイン会場となったように、花と緑にあふれる美しい庭園が整備され、好評いただいており、さらなる魅力向上が可能な公園だと考えております。現在、一部エリアにおいて、英国式庭園整備の専門家として世界的にも有名なケイ山田氏などに助言をいただきながら植栽管理等を行っており、多くの人でにぎわう、バラや芝桜など、シーズンだけでなく年間を通じて楽しめる公園となるよう、時間をかけてしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

トライアルサウンディングの再開につきましては、先ほど議員からお話のありましたように、空のゲートウエーとして信州の魅力を凝縮した発信拠点としての視点も見つつ、引き続き利用者や民間事業者からの意見も伺いながら、この公園の持つ潜在的な魅力を最大限発揮できるよう魅力向上に取り組んでまいりたいと思います。サウンディングについては、必要性についてしっかり検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には松本空港ターミナルビルの施設機能の全面的な見直し、建て替えについて御質問をいただきました。

信州まつもと空港のターミナルビルは、平成６年のジェット化開港時に建設されたもので、現在では、施設の老朽化、狭隘化が進んでおり、また、航空会社や地元経済界からは、さらなる空港の発展に向け、ターミナルビルを含めた空港施設の機能強化についての御提言、御要望を頂戴しているところでございます。

こうした中、空港全体の施設整備につきましては、令和元年度、県において国際線専用施設の増築等を念頭に概略検討を実施しているところでございますが、コロナ禍によりまして、当時の想定や航空業界の状況等が大きく変化していることから、基本的な条件や構想を見直すため、来年度当初予算案において空港機能強化に係る概略検討を実施するための費用を計上しまして、改めて必要な調査検討を進めることとしたところでございます。

現在、ターミナルビルは、松本空港ターミナルビル株式会社が所有、管理運営を行っており、

滑走路、誘導路、駐機場等の空港基本施設については県が管理運営を行っているところでございます。

県としましては、今回実施します調査結果を基に、まず、誘導路等の空港基本施設について、誘導路あるいは駐機場の増設などをどうしていくのか、しっかりと検討していくとともに、ターミナルビルにつきましては、空港基本施設と連動させながら、また、昨年完成しました入国審査用施設も含む既存施設の活用も図りつつ、どのような施設規模、形態がよいのか、管理体制や資金調達の方法も併せて、ビル会社とも十分に協議を重ね、県としての支援の在り方について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）最後に、教育政策をやります。

これは、冒頭申し上げたとおり、非常に期待の大きい分野だなというふうに思っていまして、とりわけ目を見張るのが、ウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）です。実践校としては取り組むことは幾つかあるということなんですが、これは、中身も、一昨年の文教委員会で結構内容が出ていたことかなというふうにはたから見ておりました。ただ、当時は、これがパッケージになって出てくるとは思わなかったので、結構ぶったまげたなということであります。これからも課題等はたくさん出てくるでしょうけれども、本当にチャレンジングな取組だと思いますので、現状、これは全面応援という形でぜひ頑張ってやっていただきたいなというふうに思っています。ですので、ここでは、事業の内容というよりは、事業構築の背景とこれにかける教育長の思いというものを一言いただきたいというふうに思います。

教育は、３点のうち１点目がＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）ですが、二つ目は特別支援です。特別支援も、10年前に法律ができて、今までのように、障がいがある人は特別支援学校だ、障がいのない人は地域の学校でというようなことではなくて、これからは、障がいがあってもできるだけ地域の学校で過ごせるようにやっていきましょうということになったのですが、まだまだそういう従来の固定化したイメージが非常に強いのかなというふうに思っています。したがって、特別支援学校と地域の小中学校の結びつき役となっている人たちを積極支援していただきたい。あるいは、結びつき役となっている機能を強化していただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

もっと言うと、県では各特別支援学校に相談センターを置いています。改めて、この相談センターの機能を再度見直していただいて、今まではもしかしたら相談の領域で終わっていたことも、実はここである程度トレーニングを積んだら従来の地域の学校でいろいろできるようになりますねとか、あるいは、巡回役をやっている人たちがもう少し地域に入り込んでいったら

また違う世界があるかもしれないというような感じで、もう一歩の踏み込みというものをお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、やっぱり周辺分野との整理というのがあると思っていまして、例えば、今、発達障がいの件も非常に重要になってきて、年末には長野県発達障がい情報・支援センターの視察に同行させていただきましたし、また、昨年の委員会視察では、松本市のインクルーシブセンターにも同行させていただきました。また、松本市には特別支援学校もできるということでありますので、周辺分野との整理というのが改めて必要な時期なのかなというふうに思っています。

したがって、特別支援学校のセンター的機能の果たす役割は大きいので、改めてその位置づけ、あるいはその支援内容を整理する必要があるんじゃないかということと、もっと県民の皆さんに広く知っていただくべきかなというふうに思っていますので、そのあたりの方針も教育長にお伺いしたいというふうに思います。

もう一つは、どうしてもマンパワーが足りないというふうに思っています。ここに関しては、民間事業者さんが様々な面で活躍していらっしゃるということなので、そういう協力を積極的に受け入れていくのも必要じゃないかなというふうに思っています。積極的に親への支援というものをやっている事業者さんもあるというふうに伺っていますので、そういったあたりを含めて今後の展開を教育長に伺いたいというふうに思います。

最後は、職業科、そして職業高校の充実を求めたいというふうに思います。

そもそも、人材不足なので即戦力が必要ですねという観点もありますけれども、やはりこれからは、子供たちがやりたいことを社会でどんどんやっていけるような地域づくりというのが大事になってくると思いますし、特に、地元産業界との結びつきというものは意図的につくっていく必要があるのかなというふうに思っています。

最近ネットなどで話題になるところでは、フランスのグランゼコールです。地域の優秀な人材が次々と生まれていくという仕組みで、そこの学校は、大学を卒業した後にグランゼコールに行ったりするらしいんですが、非常に高額なんだけれども、そのお金は地元の産業界が賄ってあげるという仕組みになっていて、その学校を使うに当たって、その代わりに地元の産業界にしっかりとトレーニングに行くようになっている。トレーニングに行くようになっていれば、自動的にそこに就職するようにもなるという形で、うまいことやっているなというふうに思いましたし、今日お話しさせていただいたまちづくり、例えばポートランドも、やっぱりＰＮＣＡというアートカレッジがあって、アメリカを代表する自由なまちづくりをやっていきましょうと。その中には、それを育てる教育機関がある。

あるいは、オーストリアでも、我々が行ったところだと、ピヒル研究所、あそこはたしか農

林会議所というところが運営をして人材を育てているということですから、やはりどこに行っても優秀な産業の基には優秀な教育機関ありだというふうに思っています。

それを踏まえて質問させていただきますけど、高校再編によって職業科が新校に再編されていくに当たって、特に地元産業界との結びつきを強めていただきたいということに関してどうお考えか、武田教育長に伺います。また、高校のさらにその先、専攻科というものも設置していくべきかなというふうにも思うのですが、いかがでしょう。

そして、最後に、公立だけじゃなくて私立も含めてということになりますが、個人的には県立高専等の設置も非常に面白いんじゃないかというふうに思っているんですが、この高校再編を契機に、県全体として、義務教育修了後にどんな世界、選択肢の多様化、特色化を進めていくべきかということを知事にお伺いしたいと思います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）教育政策について５点御質問をいただきました。

まず、ウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）に関する事業構築の背景と、事業にかける私の思いということでございます。

社会の多様化が進み、子供の状況も多様化、複雑化している中で、学校や教師が従来の学校の枠組みや授業の枠組みに子供を押し込めようとすることには限界に来ていると、そんなふうに考えております。

こうした状況において、子供側の視点から学校の在り方や仕組みを見直していくため、子供が自己実現できるウェルビーイング実践校ＴＯＣＯ－ＴＯＮ（トコトン）のような学校をつくり、その成果を広げていきたいと考えたところでございます。このような学校は、学校だけでつくるものではなく、学校と地域、及び子供自らも協働し、その地域ならではの教育を実践することが重要であろうと考えております。県教育委員会といたしましては、学校改革支援センター（仮称）を設置し、改革を目指す全ての学校を伴走支援してまいる予定でございます。

子供一人一人が違うということが尊重され、子供は子供のときを子供らしく過ごすことができ、また、教師は常に子供を第一に考え、時間的、精神的ゆとりを持った中で子供と一緒に過ごすことを存分に楽しみながら教育に取り組んでいる、そのような教育環境を構築してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、特別支援学校のセンター的機能についてのお尋ねでございます。

本県では、特別支援学校がセンター的機能を発揮するため、県立18校全てに自立活動担当教員のほか、教育・就学相談、進路指導、ＩＣＴ担当等、４名以上の高い専門性を持つ教員から成る専門性サポートチームを編成して、地域の特別支援教育の支援を行ってきております。

このサポートチームでは、個々の教育的ニーズに応じた適切な学びが実現できるよう、管内

の小中学校、高等学校への巡回相談支援や、各校からの要請に応じた教育相談、研修支援等を行ってきております。

また、ほかにも、市町村が設置している子供の発達相談に応じる機関や、県が設置する発達障がい情報・支援センターが相談窓口を開設しており、特別支援学校のサポートチームと連携しながら支援を行ってきているところでございます。

今後についてでございますが、養護学校の校名を支援学校へと変更する機会も捉え、センター的機能の専門性をより高めるとともに、具体的な役割を分かりやすく整理し、より多くの方に周知を図りながら、市町村等の他の機関との連携を強化し、支援体制を充実してまいりたいと考えております。

次に、民間事業者の活用についてのお尋ねでございます。

学校は、子供同士が関わり合い、協働的に学ぶ中で、社会性を含め様々な力を育む場でございますが、多様な子供が年々増えてきており、個に応じた適切な支援が求められる現状にあると認識しております。

このような現状を踏まえ、配慮を要する子供への支援に関わる教員の専門性を高めるための研修などを実施しておりますが、学校の多忙化等の課題もある中、限られた人員の中でより効果的な支援を行うには、議員御指摘のように、民間の力を活用していくことも一つの方策として考えられると思います。

現在、県教育委員会では、多様性を包み込む授業の在り方の検討や、学校や家庭での子供との接し方のポイント等に民間事業者のアセスメントツールを活用することの研究を進めており、今後は、研究によって得られた知見を公開するなどの情報発信に努めるとともに、引き続き、民間事業者との連携を含め、一人一人の子供に応じたより適切な支援がなされていくよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、地域の即戦力として活躍できる人材を育成する仕組みでございますが、地域の産業界が求める人材を育成するという観点からも、職業科を卒業した生徒が地元で活躍できる仕組みは重要であると考えており、新校では、地域や地元産業界との連携や協働により地域課題に取り組んでいく共学共創コンソーシアムの構築を検討しております。

また、地域企業での職場実習を単位として認めるデュアルシステムは、既に複数の学校で導入し、実績を上げているところでございます。今後は、新校の様々な学科においても導入し、地域の企業と連携した人材育成を進めるとともに、受入れ企業の拡充や取組の深化を図ってまいりたいと考えております。

昨年９月に策定いたしました県立高校の特色化に関する方針の中でも職業教育のさらなる充実を特色化の方向性として打ち出しており、今後も、市町村や地域企業が協力して進める地域

の人材育成の取組と連携を深めながら、地域を支える人材を育成してまいりたいと考えております。

最後に、専攻科設置の検討についてでございます。

高等学校の専攻科は、高校卒業後にさらに高度な専門知識や技術を学ぶために設置できる課程であり、全国的には、看護系など高校３年間だけでは取得が難しい国家試験を目指すために設置されている場合が多いと認識しております。

現在、新校設置に向けた新校再編実施計画懇話会において専攻科の設置を求める御意見をいただいているところがあり、新校の目指す学校像や育てたい生徒像などの学びのイメージを議論する中で専攻科の必要性も検討してまいる予定でございます。

今後は、引き続き当該新校の懇話会の場において検討を進めるとともに、高校の特色化を進める中で、地域の自治体関係者や産業界の意見を聞きながら必要性について検討してまいる予定でございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、高校再編を契機として、県全体で義務教育課程修了後の選択肢の多様化、特色化をさらに進めるべきと考えるが、知事のビジョンを伺うという御質問をいただきました。

高校生と話したときに、偏差値で輪切りで進学先を選ばなければいけないような状況は問題が多いんじゃないかという趣旨の発言をされました。全くそのとおりだなというふうに私は受け止めさせていただいたところであります。今、教育委員会が改革しているように、一人一人の子供たちの関心、興味は様々でありますが、決められた科目の全体の総合点の順位づけだけで何となくこういう学校に行かなければいけないというのはあまりよろしくないというふうに思っております。

その高校生たちは今は大学生になられていますけれども、高校生のときには、中学生たちに向けて、各学校の特色を自分たちで主体的にアピールするという活動をされていました。今、そうした活動は、教育委員会でしっかり制度化して対応してもらうようになってきていますが、やはり、高校を単なる偏差値だけで選ぶということではなく、あるいは学校の成績だけで選ぶのではなく、どういう特徴があるから選ぶのだということがこれからは非常に重要だと思います。

そういう観点で、御質問がありましたように、この義務教育課程修了後の選択肢をどう多様化していくのかということは極めて重要なことだというふうに受け止めております。特に、大都市部は通学可能距離にかなりいろいろな種類の学校がありますけれども、長野県の場合はな

かなかそうはいかないということもありますので、そういうことを考えると、限られた学校でどれだけいろいろな特色を出して子供たちの選択肢を増やせるかということは非常に重要だと思っています。

本県においては、まず私立の学校においては、かなりいろいろな先駆的な取組にチャレンジしていただいています。まさに教育移住というような形で、長野県で教育を受けようということで移住される方もいらっしゃいます。これは、信州やまほいくをはじめとして様々な特色ある教育のおかげだというふうに思っております。こうした私学の取組は、私学の建学の精神がありますので、我々も過度な介入は控えなければいけませんけれども、やはりそれぞれの取組をできるだけサポートしていかなければいけないというふうに思っております。

一方、県立高校については、特色ある県立高校づくり懇談会で多くの皆様方に様々御議論いただき、私もオブザーバーで参加して意見を言わせていただきました。その結果、教育委員会でかなりポジティブな、アグレッシブな方向感をまとめていただいております。

例えば、医学科あるいは難関大学等の進学に向けたコースの設置や、大学や地元企業と連携してのＳＴＥＡＭ教育の実践校をつくっていくといったようなこと。さらには、英語教育を充実させて、海外の大学も進学先として視野に入れられるような教育にしていくということ。それから、ＩＣＴを活用して、中山間地校の子供たちや職業科で学ぶ子供たちに対して、より広いカリキュラム、学びを提供できるようにしていくといったようなこと。さらには、起業家マインドの醸成や、全国募集の推進、介護福祉士養成コースの設置や情報データサイエンスの学びの充実、こうした方向性を出されています。御質問がありました県立高等専門学校の設置についても研究をしていこうと思っていますし、専攻科の設置についても検討課題とさせていただいております。

また、変わったところで、メークやマナーなどの学びの機会を提供していこうということも委員の御意見を踏まえて盛り込んでいるところでありまして、これは、今、各高校ごとに特色化の議論をしていただいているわけでありますが、教育委員会と私も、全県で、どういう地域においてどういう特色ある学校をつくっていくのかということをしっかり方向づけしていけるようにしていかなければいけないというふうに思っています。

私は、県立高等学校の特色化についてはかなり期待させていただいているところでございますので、教育委員会の取組を私としてもしっかりとサポートしながらその具体化を応援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）全て御回答いただきました。今日の五つのテーマ、扱ったのは、いずれ

も古くて新しいテーマかなというふうに思っています。従来の慣行に引きずられることなく、新しい発想を持って新年度も事業に取り組んでいただくことを切に願って、新政策議員団の代表質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で各党派代表質問は終了いたしました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明21日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後０時８分延会

令和７年２月21日

長野県議会（定例会）会議録

第　４　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第４号）

令和７年２月21日（金曜日）

出席議員（56名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆

54　番	風　間　辰　一	56　番	萩　原　　清
55　番	佐々木　祥　二	57　番	服　部　宏　昭

説明のため出席した者

知　　事	阿　部　守　一	農政部長	小　林　茂　樹
副　知　事	関　　昇一郎	林務部長	須　藤　俊　一
危機管理監兼危機管理部長	前　沢　直　隆	建設部長	新　田　恭　士
企画振興部長	中　村　　徹	建設部リニア整備推進局長	室　賀　荘一郎
企画振興部交通政策局長	小　林　真　人	会計管理者兼会計局長	尾　島　信　久
総務部長	渡　辺　高　秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉　沢　　正
県民文化部長	直　江　　崇	財政課長	新　納　範　久
県民文化部こども若者局長	高　橋　寿　明	教育長	武　田　育　夫
健康福祉部長	笹　渕　美　香	教育次長	米　沢　一　馬
環境部長	諏　訪　孝　治	教育次長	曽根原　好　彦
産業労働部長	田　中　達　也	警察本部長	鈴　木　達　也
産業労働部営業局長	合　津　俊　雄	警務部長	長　瀬　　悠
観光スポーツ部長	加　藤　　浩	監査委員	増　田　隆　志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮　原　　渉	議事課担当係長	萩　原　晴　香
議事課長	矢　島　　武	議事課主査	山　田　淳　貴
議事課企画幹兼課長補佐	山　本　千鶴子	総務課主査	池　田　　光
		総務課主任	東　方　啓　太

令和７年２月21日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

◉行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）おはようございます。公明党長野県議団、加藤康治です。今回は二つの項目について質問させていただきます。

初めに、防災・減災への対応について伺います。

先月、埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生し、事故に遭遇してしまった運転手の方の安否がいまだ分からない状況です。一日も早い人命救助と応急復旧を切に願うところです。

今回の道路陥没の原因は、地下に敷設されている下水道管が腐食により破損し、その上にあった土砂が下水道管に流入し、穴が空いた可能性が指摘されています。今回の事故を受け、全国各地で下水道管の緊急点検が行われています。今回の事故はどこでも起こり得る可能性があり、本県でもしっかり対応しなければなりません。県が管理する流域下水道では、道路上からの確認や下水道管にテレビカメラを入れて緊急点検を速やかに行っていますが、市町村が管理する下水道の対応状況や今後の方向性について伺います。

また、今回破損した下水道管は、耐用年数の50年には至っていなかったことを踏まえると、更新計画の前倒しも必要ではないかと考えますが、いかがか。伺います。

上下水道事業を担う市町村では、少ない人数で管理を行っている状況があることを踏まえ、人材支援や技術支援の観点から共同で調査を行う考えもありますが、いかがか。以上を環境部長に伺います。

今回の道路陥没事故を踏まえ、県が管理する道路の路面下の空洞調査を積極的に行うことが重要です。県では、現在緊急輸送道路の路面下空洞調査を行っていますが、調査の状況や調査結果を受けての対応状況、１回だけではなく継続的に実施することの必要性について伺います。また、調査対象を緊急輸送道路以外に拡大し、例えば、下水道管が通っている県管理道路などでも行うことが必要と考えますが、建設部長に御所見を伺います。

現在、国では、災害関係の法律に福祉の視点を盛り込むことが検討されています。県の来年度当初予算案には被災者一人一人の被災状況、生活状況の課題解決に向け、継続的に支援を行う災害ケースマネジメントを進めるための事業が盛り込まれており、大変評価するところですが、災害に福祉の視点を盛り込むことの重要性について危機管理部長に御所見を伺います。

また、災害時に福祉が機能するためには、平時の福祉機能の強化が不可欠ですが、実際の現場では人材確保に苦労している現状がある中、このままでは十分に機能が発揮されないことが懸念されます。平時の福祉の現場に災害の視点を導入する観点からも、災害を想定した体制強化を図るべきと思われますが、健康福祉部長に御所見を伺います。

令和元年に長野県と同様に大きな被害を受けた地域の一つが千葉県です。公明党千葉県本部では、能登半島地震を教訓に、自然災害発生時の初動対応体制をさらに強化することを目的とした災害対策実態調査を実施しました。そこで浮き彫りになったことの一つが、災害時応援協定です。様々な団体と協定が結ばれている中で、協定を結んだ後、定期的な協議を行っていないことにより内容が詰め切れておらず、実際に災害が起きたときに機能しない課題があることが分かりました。

そこで、本県における災害時応援協定締結先との定期的な協議の実施状況について伺うとともに、県内市町村に対し災害時応援協定の内容や運用面などを点検するよう呼びかけてはいかがか。危機管理部長に伺います。

県では、多くの住民が避難所に一定期間避難せざるを得ない場合の備えとして、避難所における良好な環境の確保が必要であるとの考え方から、ＴＫＢ、トイレ、キッチン、食事、ベッドの整備を積極的に行っております。また、昨年９月に策定した地震防災対策強化アクションプランの基本目標として、耐震化の促進、避難所環境の改善等により地震災害死ゼロに挑戦を掲げ、取組を進めています。能登半島地震では、災害関連死の人数が地震による直接死の人数を上回る状況となっており、災害関連死をゼロにしていくことも大変重要です。そのようなことを踏まえたとき、現在行っている避難所ＴＫＢに加え、さらにW、これはウオーム、暖房の

略ですけれども、Wの整備が必要ではないかと考えます。

暖房への対応策の一つとして、空調の整備があります。特に、災害時に避難所となり得る学校体育館の空調整備を加速していく必要があります。しかしながら、学校体育館の空調整備の設置状況については、昨年９月現在で、小中学校の体育館では、全国平均18.9％に対して長野県は4.6％と低い水準であり、また、特別支援学校については、全国平均40.8％に対し長野県は9.1％です。整備が進まない要因として、必要な工事や維持費を捻出できないケースや、学校の長期休みに工事が集中し、施工業者の確保が難しいといった課題が挙げられます。

学校施設の避難所機能を強化し、災害に対する強さの向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調設備を加速するため、昨年の国の補正予算で臨時特例交付金が新設されました。

この交付金は、公明党の提案により様々な配慮がなされています。具体的には、一つ目として、補助率が通常より手厚い２分の１での整備が可能であること。二つ目として、補助単価が従来の空調単価の約1.5倍に設定されていること。三つ目として、断熱性能の確保について、空調の設置とは異なる年度での実施や、建物の実情に応じた工法による断熱性の確保など柔軟な整備が可能であること。四つ目として、地方負担額の100％に地方債の充当が可能で、後年度の元利償還金についても50％の地方交付税措置がなされることから、実質的な地方負担は25％となるため、初期投資費用が抑えられ、後年度の負担も平準化されること。そして、五つ目として、来年度から体育館の空調設備の光熱費について新たに普通交付税措置が講じられることとなっており、かなり有利な条件で体育館の空調整備を行えることとなりました。このようなことから、積極的に空調整備を行うべきと考えます。

そこで、寒冷地を抱える本県の状況を踏まえ、今後、避難所ＴＫＢにWの観点を加えて整備していくことが重要と考えますが、危機管理部長に御所見を伺います。

災害時に福祉避難所となる県の特別支援学校体育館への空調整備を促進すべきと考えますが、取組の現状と今後の方向性について伺います。

災害時に避難所となり得る小中学校の体育館の空調整備も加速すべきです。先ほど御紹介したように、今回新設された交付金が財政的にも有利であることを市町村に周知し、空調整備を加速すべきと考えますが、市町村教育委員会への周知の状況について、以上を教育長に伺います。

次に、物価高への対応について伺います。

長引く円安の影響もあり、様々な物の値段が上がり続けています。今、国を挙げて物価高を上回る賃上げの実現に向け取り組んでおり、大企業では進んできておりますが、これをいかに中小企業まで広げていくかが課題となっています。

物価高を上回る賃上げを実現するには、適正な価格転嫁が欠かせません。しかしながら、価格交渉しても無理なのではないか、また、交渉することにより取引がなくなってしまうかもしれないとの不安から、最初から価格交渉をすることを諦めている中小企業も見受けられ、そのような企業への支援を丁寧に行っていく必要があります。

公明党県議団では、先月、埼玉県庁へ伺い、埼玉県で行っている価格転嫁の円滑化を支援する取組について調査させていただきました。埼玉県の取組は、令和５年に一般社団法人プラチナ構想ネットワークが行っているプラチナ大賞で優秀賞を受賞しており、先駆的な取組を行っています。

今回の調査を踏まえ、何点かお伺いいたします。

まずは、価格転嫁の現状の把握が重要です。県内で価格転嫁ができている企業の割合や、価格転嫁に向けての課題認識について伺います。

また、現場の声をお聞きすると、業種ごとに価格転嫁の課題が違うように感じます。きめ細かい対策を実施するため、業種ごとに課題を把握するニーズ調査をすべきと考えますが、いかがか。伺います。

価格転嫁支援として、長野県よろず支援拠点をはじめ、国や県などで様々な取組を行っていますが、中小企業の経営者や個人事業者の中には、日々の仕事を行うことで精いっぱいで、自ら支援情報を探しに行く余裕もない方もおり、情報が現場まで行き渡っていないのではないかと感じます。

そこで、埼玉県で行っている価格転嫁サポーターのように、金融機関と連携し直接企業に支援情報などをお届けする取組や、商工会議所や商工会などと連携し、地域ごとにきめ細かくサポートする取組を実施すべきと考えますが、いかがか。伺います。

ほかの企業で行った価格転嫁の成功事例を横展開で広げていくことも重要です。埼玉県では、価格転嫁の成功につながった取組を成功事例集としてまとめ、昨年11月に県ホームページに公開しました。様々な業種の交渉成功に至るコツを掲載しており、価格交渉する際の参考として活用できる実践的な内容となっています。本県においても、長野県版の業種別の成功事例集のようなものを作成し、広く周知すべきと考えますが、いかがか。以上を産業労働部長に伺います。

本県の物価高対策として早急に取り組まなければならない課題の一つが、ガソリン価格への対応です。長野県内のガソリン価格は、全国と比較し、一、二を争う高さになっています。１円でも安いガソリンを求め、県境をまたいで他県までガソリンを入れに行く方もいます。多くの県民の方から、なぜ長野県はガソリン価格が高いのか、価格が安い隣の新潟県から輸送することはできないのか、生活に欠かせないガソリンの価格が市場の動向に左右されることがよい

のかという御意見など、ともかくガソリン価格を何とかしてもらいたいという切実な声をお聞きしており、このような状況を一日も早く改善していかなければなりません。

一方で、ガソリンスタンドの経営合理化や中山間地域にあるガソリンスタンドの維持継続への支援も考える必要があります。

石油情報センターが公表している給油所ガソリン価格調査について、全国平均と長野県の価格が比較できる2004年から私も確認してみました。多少の波はありますけれども、レギュラーガソリンについて長野県と全国平均を比較すると、2019年に入ったころから恒常的に１リットル当たり５円以上高くなり、さらに、2023年頃から10円以上高くなっています。その時期にガソリン価格が高くなった要因分析も含め、今後県内のガソリン価格が下がる余地があるのか、様々な状況を分析し、その結果や今後の方向性を県民に丁寧に説明していく必要があります。

県では、令和５年11月に「長野県のガソリン価格の状況及び対応について」を発表し、ガソリンスタンドの経営合理化を促進するための事業者向けセミナーの開催や効率的な灯油配送体制の整備に向けた取組支援、市町村サポートチームによるガソリンスタンド過疎地対策を実施するとしていましたが、これまでの取組状況と効果について産業労働部長に伺います。

県では、今後、商工団体等の関係者と共にガソリン価格抑制などに向けた支援策の検討会を設置し、効果的な対策を検討することとしていますが、スピード感を持って取り組むことが重要です。いつまでに具体的な方向性を決定し、実行していくのか、知事に伺います。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）八潮市での道路陥没事故に関連した御質問を２点いただきました。

まず、市町村下水道の対応状況と今後の方向性についてでございます。

今回の事故が発生した翌日に、国土交通省から維持修繕基準に基づく適切な維持管理の徹底等について通知があり、これを受けて、直ちに市町村に対して維持管理の徹底を要請したところであります。長野市、松本市、上田市等比較的規模の大きい管渠や腐食するおそれのある管渠を管理する一部の市町村等では緊急点検が実施されており、これまでのところ対策が必要な箇所は報告されておりません。

今後の方向性でございますが、今回の事故を受けて、国土交通省では、通常点検の実施状況に関する調査を進めていることから、この調査を機会に、県としても適正な点検の実施を改めて市町村に求めるとともに、点検方法の研修を実施してまいります。

更新計画の前倒しにつきましては、国土交通省において専門家委員会を設置し、今回の事故の原因と思われる管渠が供用開始後50年経過していない点も踏まえて再発防止策を検討する予定と聞いていることから、委員会での議論を注視し、方針が示された際には速やかに対応できるよう備えてまいります。

次に、上下水道施設の共同調査についてでございます。

県内には小規模な市町村が多く、上下水道施設の点検調査等を行う専門人材の確保や技術の継承が課題となっております。点検や調査の共同実施は、これらの課題を解決するための有効な手段であり、長野県下水道公社では、下水道施設の維持管理を複数の市町村から広域的に受託し、市町村の技術力を補完する役割を担っております。近年は、県企業局や複数の市町村が人工衛星を利用した水道管路の漏水調査を共同で実施しておりますが、漏水箇所の効率的な把握など一定の成果が得られた事例もございます。

また、県では、市町村と連携して、各圏域における事業の統合や事務の共同化など上下水道の広域連携に係る検討を進めているところであり、今回の事故を契機に、施設の点検調査に係るノウハウの共有や共同実施についても検討してまいりたいと考えております。

その他、市町村職員の技術力向上に向けては、県では最新技術の紹介等を行う研修会を開催しているほか、下水道公社や企業局において実技研修や技術講習の実施、相談窓口の設置など市町村支援のための取組を行っております。県としては、引き続き市町村への技術支援に努めるとともに、市町村と連携した広域連携の取組を進め、上下水道施設の適正な維持管理を図ってまいります。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には県管理道路の路面下空洞調査に関するお尋ねをいただきました。

路面下の空洞により道路が陥没すると人命に関わる重大な事故につながる危険性が高いため、県では、令和５年度から５年間で、路面下に占用物件が多く万が一陥没が発生した際に影響の大きい県内の人口集中地区内の、ＤＩＤと言いますが、緊急輸送道路約130キロメートルについて、地中の状態を確認できるレーダーを搭載した専用車両による調査を実施しているところでございます。

これまでの調査で、佐久・上田建設事務所管内の約23キロメートルにおいて、対策が必要な33か所を発見し、緊急度の高いところから順次対策を進めております。本年度末までに全ての補修を完了する見込みです。

また、路面下に空洞ができる原因としては、ライフラインの老朽化によるほか、地下水や振動の影響など多種多様であります。専用車両を用いた調査を継続することは重要と認識しておりますが、まずは令和７年度から、調査箇所を前倒しし、人口集中地区内の緊急輸送道路の調査について早期完了を図ってまいります。

一方で、御提案の下水道管が埋設されている路線への調査拡大につきましては、レーダーによる調査可能深度は２メートルであるため、それより深い箇所にある空洞を発見することは困

難であります。下水道管理者においても引き続き適切な調査を実施していただく必要があると考えておりますが、道路管理者といたしましても、道路の重要性や過去の陥没の発生状況などを踏まえ、占用事業者の皆さんと連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）順次お答え申し上げます。

まず、災害に福祉の観点を盛り込むことの重要性でございます。

国の中央防災会議の報告書によりますと、能登半島地震の現場では、地域の福祉サービスが停止し家族の負担が増えた、在宅・車中泊避難者等に対する相談対応が不足していたなどという理由で、被災者の認知症や生活機能低下の進行に拍車がかかってしまって、結果的に災害関連死につながった可能性があるとされておりますので、災害関連死を防ぐためには、福祉の視点というのは非常に欠かせないものだというふうに考えております。

県では、この災害ケースマネジメントの導入・定着のために、今年度、市町村や防災福祉関係団体等を集めた研修会を行いましたし、来年度は、さらに県社会福祉協議会や関係部局と共に災害時の連携方法の調整などに取り組むなどして、災害対応には福祉の視点が入るのが当たり前だというような機運が少しでも醸成されるようにしてまいりたいというふうに考えております。

次に、協定締結先と協議の実施状況や協定内容の点検をしているかということでございますけれども、県では、電気や通信の応急復旧、それから、水、食料をはじめとする生活必需品の確保や輸送などについて様々な分野の民間事業者等と192の災害時応援協定を締結しております。

災害時に協定に基づく対応が確実に実施されることは極めて重要と考えておりまして、そのため、県では、一部協定先と応援内容の拡充の見直しや、新たな事業者の方と協定が結べないかというような検討をしておりますし、県の総合防災訓練に協定締結事業者に参画していただいて平時から実効性を確認するなどしておるところでございますけれども、今後も不断の見直し、充実を進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、県内市町村でも様々な団体と約2,700件の協定を締結しているところでございますけれども、今後災害時の対応がより確実なものになるように、担当課長会議や各種研修、訓練などあらゆる機会を通じて、市町村に協定内容の点検、必要な見直しを積極的に呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

最後に、ＴＫＢのウオームの部分でございますけれども、災害関連死を防ぐためにも、避難所における寒さ対策は欠かせないものだと考えておりますので、本県でも、これまでＴＫＢの

環境改善を進める中で、ベッドの重要な要素の一つとして、寝床やパーティションの確保とともに暑さ寒さの緩和に取り組んでいるところでございまして、一昨年には、市町村を集めた研修会に講師をお呼びして、「災害時の避難生活における安全な暑熱・寒冷対策」という題で解説をいただいたということもございました。

さらに、暑さ寒さの緩和に必要な資機材の整備に当たりましては、県として民間事業者等との物資協定の充実を図るとともに、市町村に対しては、先ほど御紹介した研修会などを通じまして、よりよい資機材を知る機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

また、今般、国の補正予算で、防災資機材整備の促進等を図るために新たな交付金制度が創設されたところでございまして、県内では市町村の約半数がこの活用に向けた実施計画を提出しており、このうち12の市町村で冷暖房機器等の導入を希望しているというふうに聞いております。

県としても、この計画策定の際に助言をするなど、制度活用と対策の充実を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。このような重層的な対応によりまして、災害関連死を防ぐための避難所の暑さ寒さ対策にこれからも引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には災害を想定した福祉現場の対応強化についてのお尋ねがございました。

災害発生時に入所者の安全を守るとともに、福祉避難所として要配慮者の受入れを担うことも想定されることから、社会福祉施設の防災力の向上は非常に重要と認識しております。

このような視点から、県では、令和５年に有識者等の協力をいただき取りまとめた社会福祉施設等の水害対策に関する提言や、これをベースに作成した研修動画などを活用し、災害への備えや体制確保等の啓発に努めているところでございます。また、災害時の避難確保計画や業務継続計画の策定・充実のための研修会の開催、施設整備時における防災対策への助言、非常用自家発電設備整備への助成などを実施しております。

県といたしましては、これらソフト、ハードの両面の支援を通じて福祉現場における防災力の一層の強化に努めるとともに、災害対応も見据えて、平時からの福祉人材の確保に力を入れて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には２点の質問をいただきました。

初めに、特別支援学校体育館への空調整備の現状と今後についてでございます。

特別支援学校は、温度変化への配慮が必要な児童生徒が在籍しているため、現在改築を進めている２校では、体育館の空調設備の設置を予定しております。

既存の体育館への設置についても、その重要性を認識しておりますが、各施設の築年数や大きさ、断熱性などの状況により様々な施工方法が考えられることから、整備に当たっては最適な方法を検討する必要があると認識しているところでございます。そのため、施設の構造や面積等が異なる３校をモデルに、冷暖房効率や費用対効果、工事期間などを比較検証する調査を令和７年度早期に実施する予定でございます。

今後は、調査結果を基に、県立特別支援学校全ての体育館への施工方法等を検討するとともに、特に体育館が福祉避難所に指定されている学校については、国の臨時特例交付金が新設されたことも踏まえ、早期の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、公立小中学校体育館の空調整備に係る新設交付金の周知についてでございます。

公立小中学校の施設整備については、設置者である市町村教育委員会の整備計画に基づき進められており、体育館への空調設備の設置についても検討が行われていると承知しているところでございます。県内小中学校体育館の空調設備は、令和６年９月１日現在で設置率4.6％となっており、これは議員に御指摘いただいたとおりでございます。県としても、市町村に対し活用可能な国庫補助制度について周知し、整備の促進を図ってきたところでございます。

議員御指摘の新たな臨時特例交付金については、令和６年12月18日に文部科学省が開催した説明会で周知されたところでございますが、県教育委員会としても、この制度が、避難所に指定されている学校により有利な条件での空調整備が可能であることから、改めて12月26日に市町村教育委員会に通知を発出し、積極的な検討を働きかけたところでございます。今後も、市町村からの相談があった場合、制度について丁寧に説明してまいる所存でございます。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には物価高への対応につきまして４点御質問をいただきました。

初めに、県内企業の価格転嫁の現状と課題認識、業種ごとの課題把握についてでございます。

先月公表された民間調査では、多少なりとも価格転嫁ができていると回答した県内企業は９割超と一定の進捗が見られるものの、コスト上昇分を転嫁できていない企業が7.6％、５割以下の転嫁にとどまっている企業が21.8％と、依然として適切な価格転嫁ができていない企業があるものと認識しております。

そのため、適切な価格転嫁の実施に向けて、特に労務費に関する交渉方法が分からない、あ

るいは受注減や客離れへの不安などから価格転嫁をちゅうちょしている企業が交渉の第一歩を踏み出しやすくする環境を整えていくことが重要と考えております。

また、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果等によりますと、業種ごとで価格転嫁率に差が見られ、特に運輸業界の転嫁率が低いなど、県内でも同様の傾向が見られることから、業種ごとの課題把握は県としても必要と捉えております。このため、今回新たに県が四半期ごとに行います景気動向調査の中で、業種別の状況についても調査を実施し、課題の把握をしてまいります。

次に、金融機関や商工団体などと連携し地域ごとにサポートする取組についてでございます。

ふだん融資等で企業と接する機会の多い金融機関の皆様に支援情報の周知に協力いただくことや、地域ごとに商工団体等と連携してサポートする取組は、情報が行き届かない企業へのアプローチとして大変有効と考えております。このため、県では、国の価格交渉促進月間と歩調を合わせ、新たに全県で価格転嫁促進アクションとして、３月を皮切りに展開する予定でございます。

具体的には、何から始めたらよいか分からないといった企業をきめ細かくサポートするため、よろず支援拠点に加え、地域振興局商工観光課にサポート窓口を設置するとともに、新たに県で作成した価格転嫁支援策パンフレットを活用し、地域の商工団体や金融機関等と連携して企業の相談に対応していく。さらに、県内４会場で価格交渉セミナーや相談会などを開催し、国の労務費の支援や価格交渉ツールなどの支援情報を周知するなど、様々な取組により適切に転嫁しやすい環境を整えてまいります。

あわせて、金融機関の職員のほか、県や市町村のコーディネーターによる企業訪問など関係機関との連携を通じて、中小・小規模事業者の皆様に支援情報を直接お届けする取組も実施し、地域の実情に応じたサポートを強化してまいります。

次に、長野県版の価格転嫁成功事例集の作成についてでございます。

本県としましても、価格交渉の第一歩が踏み出せていない、あるいはさらなる価格転嫁をちゅうちょしている企業が適切に価格転嫁しやすい環境を整えていくため、様々な取組を強化していくことが必要と考えており、長野県よろず支援拠点とも連携し、長野県版の成功事例集の作成に着手してまいります。

内容としましては、価格交渉に臨む経営者の姿勢、具体的な手順、活用したい支援策など、より身近な企業の成功事例を掲載することで、県内における適切な価格転嫁が一層進むよう、交渉への動機づけやヒントとなるような工夫を凝らした事例集の作成に取り組んでまいります。

最後に、ガソリン価格に対する取組状況についてでございます。

昨年６月に県内４か所でセミナーを開催し、全国の好事例を紹介するなど、経営合理化意識

を啓発し、７月からは、経営を圧迫している灯油配達業務の効率化に向けてスマートオイルセンサー整備の補助を実施し、13事業者に対して計2,206台分の整備費を支援したところでございます。

センサーの導入効果につきましては、この冬を越えてみないと明確には申し上げられませんが、おおむね配送効率の向上につながっておりまして、ある事業者では、配送回数が昨年比で25％減少し、配送用ローリーの運行距離にして約2,000キロメートル削減されたという報告もあったところでございます。

また、市町村サポートチームによるＳＳ過疎地域対策の成果としましては、青木村において、村の関与もあり、ＳＳの事業承継が実現されたほか、支援に応じて村がＳＳの維持に向けた計画策定に着手いただくなど、徐々にではございますが、行政が地域に不可欠なＳＳの維持に関わる事例が広がってきているところでございます。中山間地域では、販売量が少なく、経営維持が困難な事業者が多いことから、地域の安心な暮らしに必要な社会インフラの維持に向けて引き続き取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはガソリンに関する検討会の設置について御質問を頂戴いたしました。

このガソリン価格の問題については、食料品の価格などと並んで、本県の皆様方、県民の皆様方の関心が非常に高いところでありますし、私ども県としても問題意識を持ってこれまで取り組んできているところでございます。

そうした中で、私どもとしては、検討会を設置して、小規模事業者が非常に存続が難しくなっている地域等もあるわけでありますので、そうしたものに対してどんな支援をしていくことが必要なのか、それから、価格抑制に向けて、例えば経営の合理化等に対する支援等も含めてどんなことが必要なのか、そうしたことについて検討していかなければいけないということで検討会を設置することを予定してきているところであります。

しかしながら、長野県石油商業組合に対して公正取引委員会の調査が始まり、また、県から石商に調査を依頼し、回答を求めている状況であります。こうした状況の中で、この検討会の在り方については、今の状況を踏まえてどうするべきかということをしっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。

この検討会の在り方、それから開催の時期については、現下の状況を踏まえながら判断したいというふうに思いますが、加藤議員御指摘のとおり、この問題はのんびりやるわけにはいかないと思っておりますので、御指摘いただいたように、スピード感を持って取り組むというこ

とを基本に据えながら対応していきたいと思っております。

また一方で、必ずしもこの検討会を経なければ何もできないということではないと思っております。先日も、私が会長を務めております過疎連盟の理事会が開催され、その場において、ガソリンの価格の負担感、これは、東京一極集中にも関連しますけれども、都市部の皆さんにとってはある意味ガソリンはレジャー的な要素が強いですが、長野県のような地域にとってはまさに生活の基本となるものの価格であるということを、今後過疎連盟として政府に対してしっかり問題提起する必要があるのではないかと指摘させていただいております。

このガソリンに関しましては、引き続き県民の皆様方がかなり強い関心をお持ちになっているということを十分念頭に置きながらしっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）防災・減災につきましては、今回避難所ＴＫＢにＷを加えることを提案させていただきました。学校体育館の空調整備に活用できる臨時特例交付金の追加募集が今週から始まっていますが、実は、この１次募集では、長野県内からの申請が残念ながらゼロという状況でございました。県内市町村からの申請が進むように県でも御支援をお願いしたいというふうに思います。

また、特に重要なのは、万が一災害が発生してしまった場合に、被災された方が発災直後から尊厳ある生活を営めるようにすることではないかと思います。今後も積極的な環境整備をお願いしたいと思います。

企業の賃上げに向けては、生産性の向上に加えて、適切な価格転嫁が欠かせません。御答弁いただきましたけれども、今後も県として主体的な取組をお願いしたいというふうに思います。

そして、ガソリン価格が全国に比べて高いことは、県民生活に直結する大変重要な課題です。先ほど知事からも様々御答弁をいただきましたけれども、県民の皆様の切実な思いに真摯に向き合っていただきながら、検討状況を丁寧に説明していただき、着実にこの方策が実行されるようお願いいたしまして、一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。阿部知事の政治姿勢に関して３点質問をいたします。

まず最初に、政治と金の問題です。

昨年来問題になってきた裏金事件は、政治への信頼を失墜させ、真相究明と再発防止策、とりわけパーティー券の購入を含む企業・団体献金の禁止が総選挙においても大きな争点になり

ました。

私は、企業・団体献金の禁止こそ、政治が信頼を回復し、繰り返される政治と金の問題を一掃する上で欠かせないと考えます。企業・団体は見返りを求めて献金するのであり、その財力で政治をゆがめています。

大企業への法人税等の相次ぐ減税が施され、それと一体に、低所得者ほど負担が重い消費税の税率が引き上げられてまいりました。貧困と格差の根源として、労働法制の規制緩和により、不安定、低賃金の非正規雇用が拡大してきました。医療や年金、介護や福祉など、社会保障の国民負担増、給付減が繰り返されています。

財界の総本山と言われる経団連は、こうした自民党の政策と実績を高く評価し、会員企業に献金を呼びかけてきました。政治をゆがめる大本にあるパーティー券購入を含む企業・団体献金の全面禁止に関して知事の見解を伺います。

次に、日米同盟についてです。

政府が2022年12月に閣議決定した安保３文書の防衛力整備計画は、23年から27年の５年間で軍事費を43兆円増額する計画です。これを進める中で、25年度予算案では、軍事費が前年度比9.5％増と突出しています。その中身も、長距離ミサイルの配備をはじめとした敵基地攻撃体制の構築など、軍拡競争を激化させ、戦争の危険を増大させるものです。

一方、社会保障、文教科学、中小企業対策費は、物価上昇に追いつかない実質マイナスとなっています。この軍拡は、平和と国民、県民の暮らしや地域の経済を脅かすものではないでしょうか。

石破首相は、アメリカのトランプ大統領と首脳会談を行いましたが、共同声明では、2027年度以降も抜本的に防衛力を強化していくと約束しています。この日米同盟絶対とも言うべき政治から抜け出す改革が今求められていると考えますが、知事の見解と平和に対する思いを伺います。

三つ目は、温室効果ガスの削減についてです。

政府は、２月18日、中長期のエネルギー政策の方向性を示したエネルギー基本計画を閣議決定しました。その中身は、これまで掲げてきた「可能な限り原発依存度を低減する」の文言を削除。代わりに、原発を再生可能エネルギーと併せ最大限活用すると打ち出しています。また、Ｇ７で唯一日本が廃止期限を表明していない石炭火力は、安定供給性や経済性に優れた重要なエネルギー源などとしています。

同時に閣議決定した地球温暖化対策計画は、2035年度の温室効果ガス排出量を13年比で60％削減という低い目標を盛り込み、国連に提出しました。気候変動対策の国際的枠組み、パリ協定は、気温上昇を産業革命前と比べ1.5度以内に抑える努力目標を掲げ、気候変動に関する政

府間パネルの第６次評価報告書では、1.5度以内に抑えるためには、35年には13年比で66％の削減が必要としており、今回の政府目標はその値にも及びません。今回のエネルギー基本計画、そして地球温暖化対策計画は、東京電力福島第一原発事故の教訓を投げ捨て、人類が協力して取り組むべき緊急の死活的課題である地球温暖化対策、温室効果ガス削減に重大な逆行になりかねません。

2019年10月、令和元年東日本台風により長野県内は大きな被害を受けて、気候非常事態を宣言し、長野県ゼロカーボン戦略を策定、取組を強めてまいりました。エネルギー基本計画、そして地球温暖化対策計画に対する阿部知事の見解を伺います。

次に、宿泊税について質問します。

まず、県民への周知、意見募集についてです。

昨年９月定例会において、長野県観光振興税（仮称）骨子として県の考え方が示されました。税率は１人１泊300円の定額、免税点は3,000円。修学旅行等の学校行事は課税免除とすること。税収は、観光振興の目的で、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入環境整備、観光振興体制の充実、県内市町村への支援のために活用するとされました。

しかし、この骨子には様々な県民意見が寄せられ、税率、免税点などに変更が加えられ、長野県宿泊税条例案として２月定例会に提出されました。税率は１人１泊300円、低料金の宿泊者の負担感に配慮して免税点を6,000円とする。なお、コロナ禍から回復途上にある観光産業への影響を緩和するため、施行から３年間は税率を200円とすることなどがその主な内容です。

この長野県の宿泊に関する税制について、私は昨年９月の定例会で、和田明子県議も11月定例会で、宿泊や観光関係者のみならず宿泊施設を利用する広範な県民の声、意見を聞くことを求めてきました。その後、県民の意見交換会も行われていますが、現段階においても、そもそも、宿泊税を創設すること、また、今議会に提案された変更についても、多くの県民には十分に伝わっていないと感じています。新たな税制を設け、県民に負担を求めることは、本来、選挙等を通じて県民に信を問うべきであり、県の取組は不十分と言わざるを得ません。県民への周知をさらに行い、広く意見を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

長野県観光の将来像について伺います。

現在、観光振興の財源などとして宿泊税を課す自治体が県外においても急増しています。また、既に導入している自治体が税額を引き上げる動きも相次いでいると聞きます。

その一方で、観光の宿泊者が減る懸念があるとして、島根県は税金を払わないと宿泊させないというのは、多くの機能が集中する都市の強者の論理、つまり強い者の論理だ。通院や仕事など必要に迫られ、泊まらざるを得ない人もいると、導入を検討しない方針とのことです。宿泊者への優しさを感じます。

この間の議論の中で、世界水準、競争力重視などが強調されてきましたが、県が見込む宿泊税の税収の規模は、観光スポーツ部関連の年間予算に匹敵するものです。この予算規模を考えても、競争よりも長野県の観光の将来像についてもっと突っ込んだ県民的な議論を行い、グランドデザイン、しっかりとしたビジョンが必要ではないでしょうか。以上、観光スポーツ部長の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には３点御質問をいただきました。

まず、企業・団体献金について全面禁止が必要と考えるが見解をという御質問でございます。

企業・団体献金につきましては、御質問にもあったように、いろいろ批判もあります。政治が金で動くことの疑念を生みやすい、汚職や癒着の温床になりやすいといった批判がある一方で、企業も社会の一員として政治参加する権利がある、透明性を確保すれば問題を抑制できるなど賛否両論の意見があるというふうに承知しています。

私も、かつて1990年代の政治改革関連法案の政省令案作成等に携わったことがあるわけですが、当時は政党助成金をつくろうという議論がされていたときでありました。単に企業・団体献金単体を取り上げて是非を論じるのではなく、個人寄附、企業寄附などいろいろな寄附と政党助成金があるわけですが、政党や政治家の活動の経費はどういう形で賄われるべきなのか。また、例えば政党法という議論もかつてから経済界等にあるわけでありますけれども、政党のガバナンスがそもそもルール化されていないという中で、政党や政治家の政治活動がどうあるべきなのか。こうしたことも併せてしっかり検討されるべきものではないかというふうに思っております。企業・団体献金の在り方については現在国会で議論が行われているところでありまして、幅広い観点からの国民的議論が行われることを期待しているところでございます。

続いて、国の防衛力の軍事拡大路線は、地域経済、県民の暮らしを脅かすものである。日米同盟絶対とも言うべき政治から抜け出すべきではないかと考えるがどうかという御質問であります。

私も、もちろん平和を願う者であります。しかしながら、一方で、今世界の現状を見ると、各地で紛争や緊張が生じているという極めて緊迫した国際情勢だというふうに思っております。こうしたことを考えると、我が国も含めて、やはり自らの国の平和と安定は自らがしっかり守り抜くという強い覚悟が必要だというふうに思っております。

こうした中、日米安全保障条約に基づく日米同盟は、我が国の平和と安全を確保するための重要な基盤だというふうに考えております。国家間でも個人間でもそうでありますが、平和と安定を確保するためには、何よりも対話と協力を積み重ねていくことが必要だというふうに考えております。

戦後80年を迎えようとしているわけでありますが、今日の平和は、戦争でお亡くなりになられた方々の尊い犠牲と先人たちの懸命な努力の上に築かれたものだということを私たちは決して忘れてはいけないというふうに思っております。こうしたことを踏まえれば、やはり戦争の悲惨な記憶の伝承をこれからもしっかり行っていくことが必要だと思いますし、また一方で、顔の見える国際交流、様々な国や地域との信頼関係の構築、こうしたことを通じて平和な社会の実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

最後に、政府の地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画に対する見解という御質問でございます。

２月18日に両計画が閣議決定されたわけでありますけれども、原発を含むエネルギー政策の根幹については、安定供給、経済効率性という観点はもとより、今、ガソリンの問題も議論されているわけでありますけれども、トータルで日本の国民の暮らしをどう守るのか、そして、エネルギーも安全保障と密接に関係するわけでありますので、どういう視点でエネルギーを確保するべきか、こうしたことをしっかり検討した上で国において責任を持って決定されるべきものというふうに考えております。私としては、再生可能エネルギーについて最大限の普及を進めていくことが必要だと考えております。

この両計画は、脱炭素政策にも関係するわけでありますので、これまで全国知事会としては、現行の目標を上回る温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること、それから、2030年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で３倍にするというＣＯＰ28の目標を踏まえたエネルギーミックスやロードマップを示すことなどを国に要望してきたところでございます。

今回の改定において、2030年度削減目標が引き上げられなかったことについては残念でありますが、両計画で再エネの主力電源化が明記されたということについては評価したいというふうに思っております。今回の計画に基づく具体的な施策を今後の県のゼロカーボン戦略の見直しにも反映させていきたいというふうに思っております。

また、例えば県では、来年度から県有施設へのペロブスカイト太陽電池設置に向けた検討を行っていきますが、脱炭素を進めていくためには、やはり様々な新技術の開発普及が欠かせないというふうに考えております。国レベルでこうした分野の技術開発をしっかり後押ししてもらいたいと思いますし、先ほど国際的な紛争の話がありましたけれども、これは、世界が協力せず、どこかの国だけが頑張りどこかの国は全く問題意識を持たないということでは、地球全体が大変なことになってしまいますので、こうした問題意識については広く世界の国々としっかり共有していくように国には求めなければいけないと思います。

先ほど申し上げたように、こうした課題については、我々も様々な地域、国の皆さんとしっかり連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には宿泊税に関して二つの御質問でございます。

まず、県民への周知などを行うことについてでございます。

昨年９月にお示しした長野県観光振興税（仮称）骨子からの変更点につきましては、12月の意見交換会におきまして、オンラインによる配信や県ホームページにおいて説明会の動画を公開することにより、県民の皆様への説明機会の確保に努めてきたところでございます。

また、この間、県議会での議論や県民説明会の様子は、新聞やテレビなどメディアを通じて広く報道されており、宿泊事業者のみならず、一般の県民の方から、電話や県民ホットラインなどを通じて御意見が寄せられたところでございます。今回お示しした条例案と制度案につきましては、それらのお声を踏まえて検討した上で、宿泊者、宿泊事業者共に負担の軽減につながる内容であると考えております。

今後とも、宿泊事業者をはじめ県民の皆様への周知に努めたいと考えており、条例案、関連予算案を議決いただいた後には、円滑な導入に向けまして、県内での周知はもとより、首都圏を中心とした県外での広報にも取り組んでまいります。

次に、本県の観光の在り方への県民的な議論などについてでございます。

本県の観光振興につきましては、しあわせ信州創造プラン3.0にお示ししているとおり、「めざす姿」といたしまして、暮らす人も訪れる人も長野県を楽しんでいる世界水準の山岳高原観光地づくりを掲げており、その施策の方向性につきましても、観光地域づくり、プロモーション、インバウンドの推進、この三つを柱として取り組んでいるところでございます。

その上で、税を活用する具体的な取組につきましては、プラン3.0の内容を踏まえた上で今後観光ビジョン（仮称）でお示ししたいと考えており、策定に当たりましては、条例案や関連予算案を議決いただいた後、速やかに観光振興審議会に部会を設置し、市町村や宿泊事業者などと検討するとともに、県議会で御議論をいただきながら県民的な議論となるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）温室効果ガスの削減について、長野県の気候非常事態宣言は、気候変動が地球上の人間社会の存続を脅かしている強い危機感を表明しています。さらに、地方政府や非政府組織の役割の重要性を強調。本県は、国際社会から先導役になることが期待されていると高らかにうたっています。ゼロカーボン実現への新たな課題、障壁が生じる中で、長野県の役割を再認識し、トップランナーとしてふさわしい力を発揮することを強く求めるものであり

ます。

なお、今宿泊税につきまして御答弁がありましたけれども、長野県の観光ビジョンについては今後プランを示したいということでしたが、私は、まずこういうプランを示していただき、その中で宿泊税を論ずるべきものと考えます。

次に、新たな国民健康保険運営方針について質問します。

初めに、国民健康保険の均等割に関してです。

これまでも、私たち共産党県議団は、重ねて取り上げてまいりましたが、国民健康保険制度には、家族や子供の人数に応じて保険料を課す均等割の制度があり、とりわけ子育て世代にとって重い負担になっています。これは、少子化対策にも子供の貧困対策にも逆行するものであり、独自に減額や免除する自治体も広がっています。

長野県内でも、全国でも、この均等割について見直しを求める声が広がり、国は、2022年に未就学児の半額軽減を実施していますが、就学児は対象になっておらず、まだまだ不十分です。国に対して引き続き見直しを求めるとともに、県としても対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、負担の公平性についてです。

昨年３月、長野県は2032年度までの６年間の国民健康保険の新たな運営方針を策定いたしました。この改定に当たり、長野県の国民健康保険は、高齢化率が高い、所得水準が低い、小規模の保険者が多いなど構造的課題が顕著であり、保険料水準の統一による制度の安定化が必要であるとし、統一の方向性等を示しています。

一方、厚生労働省「国民健康保険事業年報」によると、令和３年度の県内の１人当たりの実績医療費の格差は最大で2.2倍であり、全国で７番目に高くなっています。これを２次医療圏で見ても、佐久医療圏は最大1.682倍の格差があります。医療費の水準が低い市町村では、医療機関にかかりづらい、サービスを受けにくい等の条件が影響していると思われます。そこへ保険料水準が統一されれば、他の市町村の医療費を賄うために納付金や保険料が増加する可能性がありますが、この問題についてどのように考えるのでしょうか。見解を伺います。

納付金の算定方法についてです。

令和４年度国保実態調査によれば、長野県の加入者１人当たりの平均所得は年83万3,000円です。また、長野県社会保障推進協議会の調べによると、例えば夫婦と子供１人で所得が250万円の世帯の場合の保険料は年40万円を超えて、協会けんぽの２倍近い負担となります。今でも、保険料が高過ぎて払えない、治療を控えるなど深刻な事例も生まれており、保険料の軽減を求める声は切実です。

長野県の新たな運営方針は、保険料の在り方について、２次医療圏医療費指数、次に納付金

ベース、そして完全統一へと三つの段階で統一することを示していますが、それぞれの段階における納付金の算定方法について伺います。

次に、加入者負担の軽減についてです。

国民健康保険法第１条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」としています。様々な課題がある中で、持続可能な保険制度の確立が当然求められていますが、その一方で、制度によって生活が困難になるような負担増が求められては、何のための社会保障なのか、本末転倒です。

新たな運営方針では、保険料徴収や保険給付の適正な実施、医療費適正化などについて取り組むことが位置づけられていますが、結果的に納付金や保険料負担が増加する場合にどのように対応するのか。必要に応じた県の剰余金、基金の活用、一般会計からの繰り入れ、また独自の減免制度の創設等の検討が必要だと考えますが、いかがでしょうか。以上、健康福祉部長に伺います。

続いて、上田・長野地域水道事業広域化について質問いたします。

最初に、住民説明、意見募集について伺います。

水道事業が独立採算制を原則とし、料金収入の減少、施設の耐震不足や老朽化、災害対応の急増、人材不足など様々な課題を抱える中で、将来厳しい経営局面になるとして、事業の在り方について検討が行われてまいりました。

この中で、長野市、上田市、千曲市、坂城町、長野県企業局は、水道事業の広域化を一つの方向性として上田長野地域水道事業広域化研究会において研究を重ね、2024年４月８日に上田長野地域水道事業広域化協議会を設立いたしました。そして、10月16日の第３回協議会において基本計画素案を示し、関係する市町や住民からの意見を募集し、説明が行われてきました。意見募集や説明で出された意見についてその概要を伺います。

続いて、合意形成について伺います。

協議会は、２月１日、第４回の会合を開催いたしました。報道によると、この会合で、上田市から、市民説明会で疑問の声が多く寄せられ、市の上下水道審議会でも論点が整理できないと説明があり、協議会は、上田市の合意形成にかかる時間を勘案し、統合への首長合意の時期を今年７月以降に決めたとされています。

これまで、県は、広域連携の推進役としての責務を担っているとその役割について述べてきましたが、今回、参加自治体において合意形成に係る問題が明らかになりました。広域化については、拙速な対応ではなく、時間をかけた丁寧な説明と住民合意を重視すべきと考えますが、見解を伺います。

職員体制について質問します。

企業団の職員について、基本計画素案では、企業団設立当初は、業務運営の安定化や施設整備の推進を図るため、統合前の構成団体における職員数を確保できるようにする。次に、事業が確実に履行できる体制が構築され、業務運営が安定してきた段階で、業務の一層の共通化、効率化を図りながら適正規模を目指すことを示しています。

そこで、現在、県事業団と上田市、千曲市、長野市で合計236名の職員がいますが、この先何名必要と考えているのでしょうか。この間、能登半島地震や奥能登豪雨、各地で多発する自然災害をめぐり、自治体職員、専門の技術職員が大合併等で削減され、マンパワー不足が復旧・復興の大きなネックになっています。私は、とりわけ水道職員について現体制より強化する必要があると考えますが、見解を伺います。

官民連携について、維持管理、検針、料金徴収業務などの民間委託を進めるとしています。現在でも各事業体で一定の民間委託が進められていますが、企業団ではどの程度を想定しているのでしょうか。

続いて、事業費、料金シミュレーションについて伺います。

整備事業は、国の補助金も含めて1,000億円超と言われますが、昨今の各種の大型事業を見れば、資材や人件費の高騰などで事業費が膨れ上がっています。こうした下で、当然シミュレーションも不安定なものにならざるを得ません。整備事業費が社会情勢の変化の中で増加するリスクをどのように検討され、どのような対応が考えられているのでしょうか。

最後に、企業局の参加の在り方について伺います。

水道事業は命の水に関わる事業であり、また、水源の開発や維持をめぐる営々とした営みは地域と住民の自治の歴史でもあります。今後設置が予定される企業団における執行機関や意思決定機関の役割、また長野県企業局の参加の在り方についてどのように考えるのでしょうか。

以上、公営企業管理者に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には国民健康保険に関連して４点お尋ねがございました。

初めに、子供に対する均等割の賦課についてでございます。

令和５年６月定例会にて答弁させていただきましたとおり、子供に係る国民健康保険料、保険税の均等割の賦課に係る軽減措置は国民健康保険法等の法令に基づくものであり、自治体が独自に廃止したり国の基準を超えて軽減することはできない仕組みとなっております。

県では、これまでも一層の負担軽減を国に要望してきたところでございますが、対象範囲や軽減割合のさらなる拡充を講じるよう厚生労働省に要望を行っているところでございます。国民健康保険制度における子育て支援につきましては、国が全国一律で対応すべき政策であることから、引き続き、県だけでなく、全国知事会も通じ、国にさらなる施策の充実を求めてまい

ります。

次に、保険料水準統一による保険料増加に対する見解についてでございます。

保険料水準の統一は、同じ所得水準で同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる受益と負担の公平性の観点から目指しているものでございます。御指摘のとおり、医療費水準が低い市町村では保険料の増加が見込まれることから、県では財政支援を講じているところでございます。

一方、医療費水準が高い市町村では、医療費の増加を抑制する取組が大切になります。市町村の努力により医療費指数の引下げに一定の効果がある生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けた取組を重点的に行う必要があると考えております。

三つ目に、保険料水準統一における納付金の算定方法についてでございます。

国民健康保険の保険料は、基準となる保険料に医療費指数を乗じて算出しております。県では、令和９年度までの２次医療圏での医療費指数の統一、令和12年度までの県全体での納付金ベースの統一、そして将来的には所得水準と世帯構成が同じであれば同じ保険料とする完全統一を目指しております。

２次医療圏での医療費指数の統一は、市町村ごとの医療費指数を使わず、２次医療圏の医療費指数を用いる算定方法です。そして、納付金ベースの統一は、県単位で医療費支出を統一するため、算定上は医療費指数を考慮しない方法でございます。さらに、完全統一は、これに加えて、高血圧予防事業などの市町村独自の保健事業や人間ドック補助などの住民サービスも統一する方法でございます。

最後に、保険給付や保険料増加に対する県の対応についてでございます。

まずは保険料の負担を増やさないよう、医療費の増加を抑える取組が重要と考えております。県では、市町村と連携し、保険給付の適正な実施や健診の受診率向上などによる医療費増加の抑制に向けた取組を進めているところです。

生活習慣病の発症予防につながる取組は国の交付金制度があり、この交付金は保険料の抑制に活用できることから、積極的に取り組むことが大切であると考えております。一方、医療の高度化や高額薬剤の保険適用により、医療費の増加は避けられないものと認識しております。そのため、低所得者への配慮を含め、保険料の負担が少しでも軽減されるよう引き続き国に対して国庫負担率の引上げを要望してまいります。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）上田・長野地域水道事業広域化について５点御質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

まず、基本計画素案などに対する住民意見についてですが、一昨日髙島議員の代表質問でもお答えしましたように、昨年の12月５日から今年１月15日の間に上田・長野地域において13回の住民説明会を開催し、532人の参加をいただきました。また、11月20日から１月20日にかけて、各構成団体でメールや郵送などで意見募集を実施して144件の御意見をいただいたところです。

現在全体の整理を行っていますが、内容に関しては、将来の負担増を抑えながらも安定した水道の供給が続けられる体制の整備が重要。広域化して耐震化などの課題になるべく早く取り組んでほしいといった将来にわたる水道の安定供給体制などについて。また、上田から長野地域の枠組みでの統合を検討する理由や、下流域での施設整備に対する上流域の財政負担の合理性、時間をかけた検討を求めるなど、多岐にわたるものとなっております。

次に、広域化に関する説明や住民合意についてです。

御質問にもありましたように、２月１日に開催された上田長野地域水道事業広域化協議会において、構成員の上田市長から、水道事業の在り方を諮問している市の上下水道審議会において、様々な意見がある中で、現段階で結論を出すのが難しいので、もう少し論点を整理して議論を深めていきたいとの意見があることから、事業統合の基本計画に関する合意時期については７月以降に見直しをお願いしたいとの提案がありました。

他の首長からは、これまでに実施した住民アンケートや寄せられた意見から、広域化の取組は広く賛同を得ているという認識もあり、こうした期待に応えていくことが大切。また、国の支援策が時限措置ということもあり、スケジュール感を持って課題を解決しながら早期の企業団設立を目指すことも必要といった意見が出されましたが、同時に、各団体の状況も考慮しながら協議を進めることも重要との認識が示されました。協議の結果、会長である長野市長における全体のスケジュール感は持ちながら、住民の皆様に説明を行い理解を得ていく観点が大切との取りまとめにより、協議スケジュールの見直しについて合意がなされたところです。

こうした認識を関係団体で共有しながら、各団体単独での運営が厳しくなる中で広域化の取組が求められている状況や、統合した場合の事業運営などについて協議の各段階で丁寧な説明に努め、御理解をいただきながら取組を進めてまいりたいと考えております。

３点目は、広域化により必要な人員を確保し、体制を強化することなどについてです。

水道事業に携わる職員は、上田・長野地域の事業体においては、20年前に比べて２割弱減少しており、また、県水道事業にあっては、50歳以上の技術職員の割合が10年前の26％から令和４年には65％となるなど、安定的な水道運営のための職員確保、技術継承が重要な課題となっております。

こうした中、事業統合に伴う将来的な必要人員は今後策定を予定する事業計画の中で検討す

ることとなりますが、技術職員に関しては、現状を維持していく想定となっております。協議会においても、広域化による人材確保の必要性や効果が指摘されており、事業統合による一定規模の職員の確保や企業団によるプロパー職員の採用により、長期的な人材育成や専門家組織の構築につなげて、将来にわたり持続可能な水道事業運営を実現していくことが重要と考えています。また、業務の民間委託に関しては、各事業者において異なる委託業務の状況や統合後の人員体制、業務計画などを勘案しつつ、実施内容を検討してまいります。

４点目として、施設整備事業費の増加リスクなどへの対応についてですが、現在の施設整備計画は詳細設計によるものではないため、実施段階においては事業費の増減が見込まれます。また、物価上昇による事業費の増加や、河川管理者等関係機関との調整などにより、予定した期間に事業を完了しないといった事態も考えられます。

今後策定予定の事業計画においては、実現性も再確認しながら年次計画を含めた整備計画を検討することになりますが、実施に際しては、設計施工一体型のデザインビルド方式での発注など、官民連携手法を活用し、できるだけ早期の事業完了を目指してまいります。

さらに、事業費の増加などにより予定した事業が計画期間内に完了しないことが想定されるような場合には、効果の発現が早期に求められる事業や広域化に伴う補助対象事業を優先し、残事業については他の補助事業により実施を検討するなど、地域への効果低減や財政的な影響を軽減するよう配慮してまいります。

最後に、企業団における執行機関等の役割や県企業局の参加についてです。

現在検討中の基本計画素案においては、協議会参加団体で構成される企業団の設立による事業運営や、意思決定機関としての企業団議会や重要な管理運営事項を協議する運営協議会の設置、また、企業団設立当初における構成団体から企業団への職員派遣などについて規定しています。企業団議会や運営協議会は、住民の意思反映の観点からも重要な役割を担う機関となりますので、先行事例も踏まえ、その運営等について十分検討・協議してまいります。

当地域では、要請を受けて県内で唯一県企業局が水道事業を実施しており、広域化に際し、水道法の原則であります市町村運営に委ねることが本来的ではありますが、企業団の発足に当たっては、これまでの経過を踏まえ、住民サービスの低下を招くことなく事業が円滑にスタートできるよう、県企業局としても運営に参加し、職員派遣など必要な対応を行う予定です。

以上でございます。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）国民健康保険の均等割、これは、全国に子供の均等割の負担軽減を行っている自治体が広がっていると御紹介いたしましたが、それだけ必要とされているからではないでしょうか。ぜひ県としても子育て世帯に寄り添った対応を検討していただくよう強く要望

いたします。

また、国民健康保険の納付金の算定について、最後に保険料水準を統一するときにどうするのかということで、独自の保険事業、例えば人間ドックも含めて見直していく、ならしていくというお話がありました。しかし、長野県の健康長寿の背景に、健康診断や保健指導などの取組が各所で果たしてきた役割は大きいと言われています。各地域の実情や条件に見合った優れた事業が守られるように強く求めます。

企業団の水道広域化について、企業団の執行機関や意思決定機関、県の企業局の参加の在り方は、民主主義の問題でもあります。企業団への参加の重要な判断基準になると思います。ぜひ県民に見えるように取り組んでいただくことを求めて、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問をいたします。

最初に、来年度当初予算編成の考え方について質問いたします。

阿部知事は、２月５日の会見において、令和７年度の当初予算編成に当たり、信州未来創生予算という思いで編成し、大きく三つの観点、希望の種をまいていこう、出てきた芽を育んでいきたい、未来に向けてのパラダイムシフトを進めていくとの観点から予算編成を進めてきたと述べられました。その知事の思いを受けて、以下、今後の予算編成の考え方や財政運営に対し質問いたします。

まず、人口が減少する中で、産業の労働生産性向上や規模拡大、特に、協業やＭ＆Ａに力を入れるとされていますが、県施策の効果がどのような形になって現れることを期待しておられるのでしょうか。

次に、集住やインフラ維持の効率化などの観点から、地域社会の在り方を考える県土のグランドデザインの策定について言及されていますが、そのスケール感や策定を進めるスピード感をどのように考えておられるのでしょうか。また、策定に向けての県民協働についての考え方はいかがでしょうか。

次に、総務省の方針として、来年度、臨時財政対策債の発行は行わないことになります。知事はかねてより臨財債の廃止を求めておられましたが、臨財債発行停止への評価を伺います。

また、いわゆる103万円の壁の議論により地方財源確保の不透明さが増す中、今後どのように臨財債廃止に向けて国に求めていくのか、御所見を伺います。

次に、県としては、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策予算を活用して県民の安全安心なインフラ整備を進めてきました。必要かつ重要な案件であり、これからも県民負担が少ない形で進めていただきたいし、国土交通省も、事前防災対策が後手に回ることによる

社会経済等への損失について検討した結果、後手に回ることのないよう着実に対策を進める必要があるとの認識に至り、対策を進めてきてくれています。

令和元年東日本台風災害の復旧・復興も、単なる原状回復ではなく、再度災害防止の観点から、３面被覆の粘り強い堤防の整備や河道掘削、遊水地整備をはじめとする流域治水、国、県、市町村、民間が連携して進めていただいていることに感謝いたします。加速化対策の更新はいまだ決まっていませんが、更新される場合には、加速化予算の有効活用により、県内の安全対策をさらに進めていただきたいと考えます。

ただ、反面、阿部知事就任以来健全化が進んできた実質公債費比率が、令和５年度に9.4だったものが令和６年度の見込みは9.5、令和７年度の見込みは9.9と上昇する予測です。早期健全化基準の25％には余裕がありますが、このままの予算編成を行った場合、財政の健全化が保っていけるのか危惧するところです。臨時財政対策債の発行が今後もなければ、その分の県債残高は縮小しますが、通常債残高は、５か年加速化対策活用分を含めると平成30年度以降増加に転じており、その結果、実質公債費比率が上昇に転ずることになっています。

さらに、金利上昇の懸念に加え、人口減少下での税収の見通しの不透明さ、社会保障関係費等の必要な歳出の増大もあり、公債費の負担が厳しくなる懸念もある中で、いかに持続可能な財政運営を維持していくのか。県民の安全を確保しつつ将来負担を増やさない取組が必要となりますが、いかに取り組んでいくのか。知事の御所見を伺います。

次に、中期財政試算によると、令和７年度の財政赤字は110億円を見込み、令和８年度に149億円、令和９年度に185億円、令和10年度に188億円、令和11年度に159億円の赤字が生じ、基金残高は令和11年度に14億円にまで減少するとの試算になっています。

しかしながら、令和３年度の中期財政試算では、401億円ある基金残高が令和７年度には26億円まで減少するという推計でしたが、令和７年度の基金残高は495億円あります。効率的な予算執行により基金が確保されてきたのでしょうが、予算ベースによる見込みで基金が枯渇する不安をあおるのではなく、決算ベースでの財政試算を県民に伝えることが県民理解の上での県政運営に資すると考えます。

知事も、「伝わる広報と県民と共に創る県政の実現」を主要施策に掲げている中、県民の理解を得つつ、持続可能な財政運営をする観点から、決算の実態を基にした財政試算を行い、予算編成すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）当初予算編成の考え方についてということで５点御質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げたいと思います。

まず、人口減少下における協業やＭ＆Ａ、いわゆる規模拡大等に取り組むことによって期待

している効果という御質問でございます。

労働生産性の向上につながるものというふうに考えておりますが、幾つか大きな視点として申し上げれば、まずは今現下の最大の課題であります賃金の引上げということは重要な課題だというふうに思っております。

いろいろなデータを見ますと、企業規模別に見ると、全体として見ればどうしても企業規模が大きいほうが賃金水準が高いという状況になっています。そういう意味で、この規模拡大や協業・企業間連携等によって賃金の引上げにつながっていくことを期待しているところであります。また一方で、人材が不足しているという中で、これもデータを見ますと、多様な働き方や福利厚生面の充実などを見るとやはり企業規模も一定程度影響しているというふうに思っております。

そうしたことから、多様な働き方の実現や福利厚生の充実を通じた多様な人材の労働参加、人材確保の促進、こうしたものにもつながっていくというふうに考えております。加えて、国内市場が縮小する中で、やはりこれから各企業の海外展開というものが必要になってまいりますが、一定程度の企業規模を持つ中で海外進出をしていくということが重要だと思います。こうしたことが労働生産性の向上や規模拡大を通じて実現されることを目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

続いて、県土のグランドデザインについての御質問をいただきました。スケール感、スピード感、そして県民協働という観点で御質問をいただきました。

この信州未来共創戦略の方向性の中で、県土のグランドデザインを策定していこうということが示されているわけであります。人口減少下においても安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏の形成を目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

この県土のグランドデザインは、医療、教育、産業、環境など様々な分野を視野に入れてコンパクト・プラス・ネットワーク＆レジリエンスの考え方による新たな町村づくりや、それらを結ぶ交通ネットワークの構築など、長期的かつ広域的な視点での県土政策の方向性をお示しするものというふうに考えております。まずは、次年度、議論を見える化するために必要な調査を実施し、県民の皆様との議論を開始していきたいと思っております。

また、策定に向けては、県民会議の枠組みなどを活用するほか、市町村や経済団体など各分野の関係者ともしっかり向き合い、御意見をお伺いしながら議論を深め、県民の皆様方との協働で内容の具体化に取り組んでいきたいと考えております。

戦略においては、2030年に県土のグランドデザインが策定されているということが旗として掲げられているわけでありますので、このグランドデザインの策定のスケジュールにつきまして、今申し上げたような議論も踏まえて早期にお示しできるように取り組んでいきたいと考え

ております。

続いて、臨時財政対策債の発行停止の評価、それから今後の廃止に向けての国への要請という御質問であります。

臨時財政対策債については、これまでも廃止を含めた見直しを国に求めてきたところでございます。今回、令和７年度の地方財政計画において初めて新規発行額ゼロとなったことについては、地方財政の健全化を進めていただいた結果ということで評価したいと思っております。

いわゆる年収の壁については、かねてから申し上げているとおり、国においてしっかりと御議論いただきたいと考えております。一方で、見直しに伴う地方の減収については恒久的な財源確保が不可欠だというふうに考えております。臨時財政対策債の発行で賄うようなことがあってはならないというふうに考えております。

今回の臨時財政対策債新規発行額ゼロといった対応は、これは税収増による部分も大きいというふうに考えております。恒常的に臨時財政対策債の発行をゼロにし、安定的な地方財源の確保を図るためには、引き続き国に対して臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げなども含めた見直しを働きかける必要があると思っておりまして、こうしたことについて知事会を通じて取り組んでいきたいと思っております。

それから、公債費負担が厳しくなる中でどのように持続可能な財政運営を行っていくのかという御質問でございます。

国の５か年加速化対策を積極的に活用させていただく中で、防災・減災対策を集中的に推進してきております。通常債の残高については、この防災・減災、国土強靱化の部分についてはある意味キャップをかけずに発行させていただいておりますので、令和７年度においては通常債残高が増加する見通しになっております。また、今後の金利上昇によって公債費負担が増加するおそれがあるということは我々も認識しながら財政運営を進めているところであります。

必要な社会資本整備を着実に進めていく必要がある一方で、御指摘のように、将来世代の負担軽減は重要なことだというふうに考えております。まず、県債残高の抑制に向けて、投資的経費の重点化、平準化を図っていく必要がありますし、新たな公共事業評価による優先順位づけの強化や交付税措置のある県債の有効活用など、これまでも取り組んできておりましたが、今後はこれまで以上に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

同時に、社会保障関係費の増加はもとより、人口減少対策など、必要な歳出に十分な財源を確保する必要がありますので、選択と集中による歳出のめり張りづけ、デジタル化、効率化による業務の最適化といった歳出面での取組に加えまして、宿泊税の導入をはじめとする様々な歳入確保に取り組むことにより、持続可能な財政基盤が確保されるように努力をしていきたいと思っております。

最後に、決算の実態に即した財政試算、それから予算編成についてという御質問でございます。

当初予算につきましては、税収見通しや地方財政対策を踏まえて歳入をできる限り精緻に見込むとともに、歳出についても各事業費を的確に見込むことで正確な積算に努めているところでございます。

また、中期財政試算につきましては、常に中長期的な目線を持って予算編成に取り組むための参考として、当初予算をベースに、機械的に社会保障費の増加や今後見込まれる施設整備等の一定の仮定に基づいて試算したものでございます。決して不安をあおるといったようなことを意図しているものではございません。

今後とも、県民の皆様方の御理解を得ながら財政運営を行っていくということは大変重要だというふうに思っております。予算や中期財政試算も含めて、財政状況については極力分かりやすい公表、分かりやすい説明に努めていきたいというふうに思っておりますし、その在り方や示し方については、常によりよいものとなるように検討していきたいというふうに考えております。県民の皆様方とも財政状況をしっかり共有しながら持続可能な財政運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）必要な予算はやはり必要で、前倒しで積極的に使っていただかなければいけない。しかし、野放図に予算を使ってしまうと、将来的な負担が増えてしまって財政規律が守られない。難しいかじ取りだとは思いますけれども、県民のためにぜひバランスの取れた財政運営をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について伺います。

新型コロナウイルス感染防止のための防護服の売買代金支払いについて、県は、１審判決において県の過失割合が７割とされ6,717万927円を支払うよう命じられたことを不服として、控訴しました。このたび、和解を選択されるとのことですが、和解に至った経緯について伺います。

また、和解が成立すれば、和解金7,000万円の県民負担が生じることになります。１審判決を受け入れていれば6,717万927円の負担で済んでいたところ、7,000万円の和解金を支払うことになりました。知事は、控訴するに当たり、我が会派の荒井武志議員の質疑に対して、県の負担が最小となるよう、契約締結上の過失や過失割合などに関して県として必要な主張を行っていく考えでありますと述べておられました。本件の責任に鑑み、知事、副知事の給料から計約35万円を減額する条例案を提出されましたが、知事の思いを伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）防護服売買代金等請求控訴事件の和解に至った経緯、そして県民負担が生じることに対する見解についてという御質問でございます。

この事案につきましては、刻一刻と状況が変化するコロナ禍の緊急事態宣言下における先例の少ない訴訟であり、過失割合など、さらに争う余地があるものとして、昨年の２月定例会で御議決をいただき、控訴していたところでございます。

昨年12月、これまでの当方の主張も踏まえた上で、原審判決の額を基本とした和解の提案が裁判所からなされたところでございます。県内事業者である相手方にコロナ禍において医療用資材の調達に御対応いただいたということは事実であり、弁護士との協議結果なども踏まえて、当事者双方の歩み寄りによる和解を受け入れることといたしたいというふうに考えております。

当時、緊急事態宣言下において、県としては県民の皆様の命を守るため最大限の努力を行ってまいりましたが、結果的に県民負担が生じることにつきましては重く受け止めております。そのため、県組織全体を統括する立場としての責任に鑑み、私と副知事の給料を減額する条例案を提出させていただいたところです。

今後、交渉内容を変更する場合には、相手方の意思確認を十分に行うことを徹底するなど、再発防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）実際、あの頃は、新型コロナウイルスの蔓延によって、緊急事態で手探り状態で大変な状況だったとは思います。ただ、その中でもやはり県政運営をしっかりとやっていただくということで、これを糧に、今後とも慎重でかつ大胆な県政運営をお願いしたいと思います。

次に、社会的養護自立支援拠点事業について伺います。

新規事業として、社会的養護経験者、ケアリーバーの自立支援拠点を福祉団体が設置する経費に県が補助する事業を始める予算が計上されています。極めて重要で、早急に進めていただきたいと考えますが、県内各地に居住するケアリーバーが利用しやすいように、可能な限り早急に多くの拠点を整備することが必要だと考えます。今後の設置見通しについて伺います。

また、拠点施設の拡充に当たっては、児童養護施設が応じてくれるなら、受入れ可能な施設全てを拠点施設にすることにより、ケアリーバーの所在地近くに拠点を整備できることになりますが、いかがお考えでしょうか。御所見を伺います。

また、社会的養護から離れる前に拠点施設へつなぐ方策は検討されているようですが、既に離れてしまったケアリーバーへ支援をつなぐ方策は検討されていますでしょうか。厚生労働省

が令和３年４月に公表したケアリーバーの実態把握に関する全国調査では、施設や里親からケアリーバーに案内を届けることができたのは35.7％に過ぎず、届けられなかった64.3％のうちの６割は、理由として連絡先不明を挙げています。すなわち、ケアリーバー全体の４割が巣立ち後５年以内に音信不通になっている状況です。支援を必要とするケアリーバーにどのようにアウトリーチしていくのか、御所見を伺います。

次に、養親希望者手数料負担軽減事業について伺います。

これも新規事業として、養子縁組の民間あっせん機関から養子のあっせんを受ける養親希望者が支払う手数料について、その一部を上限60万円まで補助する事業を来年度から始める予算が盛られていますが、子供のあっせんに100万円単位の手数料が生じ、その一部を行政が補助することには、違和感を持たざるを得ません。子供の人生と幸せがかかった養子縁組に金銭を絡ませるべきではないと考えます。

民間の知見やノウハウ、ネットワークを活用することが必ずしも悪いわけではありませんし、当然善意を基に活動されているあっせん機関も多く、許可も必要となるわけですが、人権に関わる案件は公の責任で対応すべき問題だと考えますが、いかがでしょうか。以上、高橋こども若者局長の御所見を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には３点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、社会的養護自立支援拠点の今後の整備の考え方についての御質問であります。

社会的養護自立支援拠点事業は、施設や里親の下での生活を経験したいわゆるケアリーバー等の相互交流の場の提供や生活就労等の相談支援を幅広く専門的に行う事業でありまして、県では、令和７年度に長野市内での福祉団体による設置を新たに支援してまいります。さらに、今後こうした支援拠点を増やしていくために、現在策定中の長野県社会的養育推進計画に、令和11年度までに県内で２か所から４か所の支援拠点を整備する目標を掲げたいと考えております。

また、議員からも御指摘いただきましたように、支援拠点のほかに、児童養護施設において支援を続ける取組も大変重要だと考えておりまして、対象者のアフターフォローを行う自立支援担当職員の配置を現在の６施設からさらに増やすこと、そして、児童福祉法の改正により新たに可能となった、成人後も児童養護施設に入所したまま自立の支援ができる児童自立生活援助事業が、全ての施設で実施されるように力を入れて取り組んでまいります。

このように、新たに設置する自立支援拠点による専門的な支援をセーフティーネットとして拡大することと併せて、県下14か所の児童養護施設等と退所者のつながりを生かした個別的な

支援を行い、さらに、双方が連携を図ることによりまして、より多くのケアリーバーをきめ細かく支援できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、ケアリーバーを自立支援拠点施設につなぐ方策、アウトリーチによる支援の方法についてのお尋ねであります。

これから社会的養護の下を離れる子供・若者に対しては、自立後の生活に先立ち、施設や里親などとも連携し、支援拠点の利用につなげるよう対応してまいりますが、議員からの御質問にありましたように、既に施設等を離れケアリーバーとなった若者を支援につなげることは、現在の所在が分からない場合などもありまして、課題が多いものと認識しております。

しかしながら、こうした児童養護施設や里親の下を既に離れた若者へも支援が届くようにしていくことは重要でありまして、つながりがある施設、里親等を通じた周知に力を入れるほか、自立支援拠点事業では、施設等の出身者に限らず、虐待を受けた経験がありながら支援につながっていない若者なども幅広く対象としたいと考えておりまして、生活困窮者支援の相談窓口等とも連携するほか、ＳＮＳなどを活用した周知、広報も実施してまいりたいと考えております。

これらを通じてつながったケアリーバー等には、来所や相談を待つだけではなく、施設、里親のほか各種の公的相談窓口や民間支援団体との連携協力を図り、アウトリーチとして積極的に支援拠点の相談員が現場に出向くことなどによりまして、支援を必要とする若者の悩みや心配事、支援ニーズを把握し、自立に向けた支援が届けられるよう努めてまいります。

最後に、民間あっせん機関による養子縁組への支援についてのお尋ねであります。

養子縁組制度は、実親による養育が困難な子供に新たな親による永続的な養育環境であるパーマネンシーを保障する上で重要な制度であります。

御質問の民間機関による養子縁組は、養子縁組あっせん法に基づき、都道府県の許可を受けた機関が、実親、養親希望者から相談を受けて支援を行っておりまして、手数料につきましても、実親の健診・出産や、希望者に対する研修、相談援助、訪問など、事業の運営に必要となる費用を徴収することが法令に規定されておりまして、適切な運用がされているものと承知しております。

また、養子縁組を促進するために、行政機関としても全ての児童相談所において取組を進めておりまして、令和４年度には全国で約300件の養子縁組が成立する一方、民間機関においても、設置数は約20か所と少ないながらも、同年度に約200件の養子縁組につなげておりまして、大きな役割を果たしているところであります。

こうした背景を踏まえ、養子縁組のさらなる促進を図るために、国において民間機関での養子縁組に係る手数料負担軽減事業を創設したものでありまして、多くの自治体でも国の制度を

活用して事業に取り組んでおります。

本県におきましても、児童相談所による養子縁組の取組を積極的に推進することに加えまして、新たにこの負担軽減事業にも取り組むことで、予期せぬ妊娠により生まれた子が命を落とすことなく幸せになれるよう、養子縁組の普及拡大を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）ケアリーバーに対する支援のつなぎに関しては、ＳＮＳなどを使ってつないでいくという御答弁をいただきました。ぜひ、あらゆる方策を使って支援が届くようにお取り組みいただきたいと思います。

養親希望者手数料負担軽減事業については、民間あっせん機関が実親に対して支援をしているところに行政から支援するということであれば、ある意味実親に対して支援しているという言い方もありますので、それも一つの考え方かなと思いますし、実績が上がっているということであれば受け入れるべきなのかもしれませんけれども、どうも違和感を払拭できません。

里親制度についても、家庭養育優先原則ということで数値目標を掲げてたくさんの里親の下に子供たちをという流れになっているのですけれども、こういったことは無理してやるものではなく、善意で、そしてふさわしい人のところに恵まれて行くというのが原則であるべきではないかと考えます。よりよい形での運営をお願い申し上げて、次の質問に移ります。

次に、信州オープンドアスクールへの支援について伺います。

軽井沢町と上田市で、信州オープンドアスクール、いわゆる不登校特例校である学びの多様化学校と夜間中学校の機能を併せ持つ学校の設置が検討されており、県教育委員会としても必要な支援を行い、多様な学びの場づくりを共に推進すると教育長は述べられました。すばらしい取組で、期待するところですが、県として独自のオープンドアスクールを設置する検討はどうなっているのか。その後の進捗状況について伺います。

いち早く学びの多様化学校と夜間中学校を併設した学校を設置した香川県三豊市では、その運営に関し、県からの教員配置は定員ぎりぎりで、新しい試みゆえの様々な課題が発生している中で、解決に向けての調査や研修を行う余裕がなく、代替教員がおらず、体調が悪くても休みが取れないといった状況にあるとお聞きします。新たな学びの場の設置には手厚い教員配置等の支援が欠かせないと考えますが、軽井沢町と上田市に信州オープンドアスクールが設置される場合、いかに対応されるお考えか、御所見を伺います。

次に、教員欠員への対応について伺います。

教員の欠員が、昨年10月１日時点で75名生じています。新年度、欠員対応のための教員配置19名の予算措置が提案されていますが、教育を受ける権利を保障する観点から19名の増員で十

分だと考えておられるのか、御所見を伺います。

知事は、２月10日に開催されたともつくフォーラムにおいて、新たな学びをつくっていくために教員免許の弾力化が必要だと発言されています。武田教育長も、議案説明において、外部人材や地域の力の活用について述べておられます。私も、多様な人材、社会人が学校教育に参画できる流動性の高い教育組織をつくることで、教員不足の解消のみならず、学校教育の多様性を高める必要があると考えますが、いかがでしょうか。以上、武田教育長に御所見を伺います。

最後に、交通系ＩＣの導入と更新時の費用負担について伺います。

熊本県では、2016年に約８億円かけて交通系ＩＣを導入しましたが、2024年11月で更新費用が12億1,000万円かかることから、６億7,000万円、国による３分の１の国庫補助により事業者、県、市の負担は合計で４億4,000万円で導入できるタッチ決済に移行し、交通系ＩＣを更新時に廃止することになったとのことです。

本県においても交通系ＩＣが導入されることになりましたが、更新時の負担に関しては想定されているのでしょうか。事業者が主体であっても、導入時に県から支援し、進めていく以上、県としても更新時を見据えておく必要があると考えます。今後の見通しと、もし更新に巨額な費用がかかることになっても交通系ＩＣ体制を維持していくのか、小林交通政策局長に御所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には４点の御質問をいただきましたので順次お答えしてまいります。

まず、信州オープンドアスクールの設置検討についてでございます。

夜間中学と学びの多様化学校の設置については、令和５年度、有識者等を交えた検討会議をそれぞれ開催した結果、夜間中学と学びの多様化学校との併設を含め、インクルーシブでフレキシブルな学びの場である信州オープンドアスクールの設置検討が必要であるとの方向性が示されたところでございます。

この方向性を受け、今年度は、信州オープンドアスクール創造会議を４回開催し、その結果、軽井沢町と上田市が信州オープンドアスクールの設置に向けて検討を始めたと承知しております。県教育委員会といたしましては、県内の多様な学びの場の創設に向け、全県的なニーズや地域バランスを見ながら信州オープンドアスクールの設置の在り方について今後も検討してまいります。

続きまして、信州オープンドアスクールの教員配置についてでございます。

議員御指摘の事例は、公立中学校に分教室として夜間学級を設置し、義務教育の学び直しを希望する方を受け入れると同時に、学齢期の生徒も通うことができるよう学びの多様化学校と

して指定したものであり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定により、本校と合わせた学級数に応じて教員数を配置しているものと承知しております。

一方、信州オープンドアスクールは、学びの多様化学校と夜間中学校の機能を併せ持つ独立した学校であり、開設時に最大４学級の設置を想定しているため、教頭、学級担任、専科教員など９名程度の教員を専属に配置することが可能であると考えています。また、分校として設置することで、本校勤務の教員も含めた柔軟な稼働が可能となると考えております。

さらに、県教育委員会といたしましては、開校準備の段階から不適応支援の教員１名を加配するとともに、特別な教育課程の編成や教員研修等が必要なことから、積極的にサポートし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを必要に応じて配置するなど、きめ細やかな支援をしてまいる予定でございます。

続きまして、小中学校、特別支援学校における欠員対策のための予算措置についてでございます。

教員の欠員が生じた場合、まずは各学校で校内体制を工夫することにより子供たちの学びを維持できるように対応し、特に学級担任が不在とならないように配慮しているところでございます。

予算要求をした19名は、過去３年間の欠員期間から算出したものであり、療養休暇の取得により欠員が生じた場合、実際には２か月間で半数以上の代替が確保できたり、本務者が復帰したりする状況にあるため、19名を原則２か月間配置する予定でございます。それにより、少なくとも年間延べ114人分をカバーできると考えております。しかしながら、年度途中の急な欠員への対応が難しい場合もあるため、県教育委員会といたしましても代替教員のさらなる確保に努めてまいります。

最後に、教員免許の弾力化による教員不足の解消と学校教育の多様性を高めた組織づくりについてでございます。

我が国の教員免許制度は、いわゆる相当免許状主義が取られており、原則として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校という学校種ごと、さらに、中学校、高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要とされております。

県教育委員会は、教員採用試験において、社会人経験のある者の教育現場への参画を促すとともに、教員不足の解消の一助となることを期待し、臨時免許状の授与要件について見直しを行ったところでございます。

また、教員免許状は有しないが優れた知識経験を有する社会人等に授与することのできる特別免許状や、教科の領域の一部を担任することができる特別非常勤講師の制度を活用し、様々な人材に教員として授業を持ってもらえることで学校教育の活性化を図り、子供たちに多様な

教育を行えるよう努めているところでございます。

一方、多様な人材の活用により学校の多様性が高まると思われますが、課題といたしましては、子供たちの安全・安心を守り、教員の質を担保することであり、こうした課題も含めて今後も研究してまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）交通系ＩＣカードの更新費用を想定しているのか、今後も導入促進の姿勢を維持していくのかというお尋ねでございます。

公共交通機関におけるキャッシュレス決済の手段につきましては、長野県公共交通活性化協議会において検討を行いまして、クレジットカードのタッチ決済は子供が利用できないこと、ＱＲコード決済は処理速度が比較的遅いこと、こうした課題があることから、有識者、専門家の御意見も踏まえながら、誰もが１枚のカードで円滑に公共交通機関を利用できる交通系ＩＣカードの導入を進めることを決定したところでございます。

熊本県の事例は、地域独自カードのエリアにおいてＳｕｉｃａ等の全国相互利用可能な交通系ＩＣカードを利用できるようにする方式であったということから、独自のシステムやサーバー等の更新が必要となりまして多額の費用が見込まれたものと聞いているところでございます。

他方、本県で導入を進めております地域連携ＩＣカードやＳｕｉｃａにつきましては、ＪＲ東日本が構築したシステムを交通事業者が共用する方式であるため、更新時の費用負担が抑えられると承知しているところでございます。こうしたことから、本県では引き続き交通系ＩＣカードの導入を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）望月義寿議員に申し上げます。申合せ時間が残り僅かとなっておりますが、登壇しますか。よろしいですか。

この際、午後１時10分まで休憩いたします。

午後０時６分休憩

午後１時10分開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

宮本衡司議員。

〔52番宮本衡司君登壇〕

○52番（宮本衡司君）自由民主党県議団、宮本衡司であります。県土のグランドデザイン、持

続可能な生活圏の整備についてお伺いいたします。

昨年は、秋が短く、いきなり冬となったように感じておりましたが、今年に入り、北海道、東北、北陸の日本海側で大雪となり、各地からの被害状況に人ごとではない思いを抱えておりました。ここに来て、度々寒波が襲来し、今朝の積雪は、栄村白鳥で370センチ、森で328センチ、秋山郷で330センチを記録したところであります。

県内では、屋根からの落雪により、２月20日現在４名の方が亡くなり、雪かき作業中の事故等による重軽傷者も29名となりました。多くが御高齢の方で、何ともやりきれない気持ちであります。心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

そのような中、国県道の除排雪作業に昼夜を分かたず奮闘いただいておる北信建設事務所をはじめ、建設業の皆様に心より御礼を申し上げます。

さて、長野県の最北端、北信州奥信濃は国内有数の豪雪地帯であり、特に、栄村では、昭和20年２月12日に積雪７メートル85センチを記録した標柱がＪＲ飯山線森宮野原駅前に立てられております。

また、千曲川の最下流域でもあることから、過去幾度となく水害に悩まされ、それゆえに、国県道をはじめ河川、橋梁、砂防堰堤等々インフラ整備が不可欠であり、県からは様々な事業を導入していただいておるところであります。

令和２年には、下水内郡栄村と下高井郡野沢温泉村の長年の悲願であった箕作と明石を結ぶ未開通区間に、箕作平滝大橋、明石大橋と橋２本が架かり、往来が可能になったと両村民も感謝いたしております。

昭和36年に開通された栄村の百合居橋は、令和元年東日本台風により千曲川の水位が橋桁に達して流出寸前となり、その下流では７戸が床上・床下浸水いたしました。これまで、百合居橋を含む県道箕作飯山線は、平成23年の長野県北部地震の復興事業として交通不能区間の整備を進めておりましたが、水害の後、残る百合居橋についても早期整備の必要性が高まり、また、当路線は国道117号の代替路線としての役割を担っていることから、堤防整備と合わせて令和元年度に事業化されました。

現在、北信建設事務所管内では、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトとして、一級河川皿川、飯山市北町築堤工事並びに一級河川千曲川、栄村の箕作から月岡地区築堤工事及びこれに伴う百合居橋架け替え工事や県道整備も、おかげさまで着実に進捗しております。

しかしながら、以前からの懸案である有事の際に国道117号を根本的に補完できる道路の整備が急務であり、有事のみならず地域住民の豊かな暮らし、観光産業の振興、物流や人的交流を確保するためにも、将来に向けた大胆な道路整備計画が必要と考えます。

国道117号は、昭和27年制定の現行道路法以前、大正９年に国道10号として認定された信越

国境をつなぐ歴史ある重要路線であります。豪雪時に新潟県の国道８号や北陸自動車道が通行止めとなると、関西方面の車両が117号に集中し、除雪作業に支障を来すことがあると業者からもお聞きしています。

国道117号については、これまで、豪雪のたびに車両がスタックしてしまい、全面通行止めとなる事象が発生しており、令和３年１月７日から８日、令和５年１月24日から25日に通行止めを余儀なくされました。

先日の最強寒波による大雪時には、７日21時から８日６時まで、飯山市の道の駅「花の駅千曲川」から栄村の道の駅「信越さかえ」まで大型車両が通行止めとなる事態が発生しました。同時に、上信越自動車道長野インターから上越ジャンクションまで、国道18号長野市豊野町大倉から新潟県上越市まで全面通行止めとなっています。

この通行止めは、週末金曜日から土曜日にかけてのことであったため、スキー場に向かう車が道の駅「花の駅千曲川」の駐車場に深夜にもかかわらず大量に避難駐車し、通行止め解除を待っている様子がうかがえました。大型車のみの通行止めではありましたが、集中的な除雪作業を待って安全に通行したいとのことであったかと推察されます。

国内有数の豪雪地帯において、国県道の機械除雪をはじめ、消雪設備等、十分な備えをしていただいているところでありますが、近年のゲリラ的な降雪時には、スタック車両の発生や集中除雪により通行止めせざるを得ない状況が起こっています。栄村の宮川村長からは、国道117号は住民の命の道であり、何があっても止めないでほしいとの切実な御要望をいただいています。

さらに、最近はコロナ後のインバウンドの回復が著しく、野沢温泉村を訪れる外国人観光客はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。データのある平成28年からの野沢温泉村外国人延べ宿泊者数を調べてみると、ピークの平成30年には13万8,460人で、コロナ禍の落ち込みがあるものの、令和５年には10万978人の延べ宿泊者がありました。県内市町村別でも、令和２年には県下第１位、コロナ期を除き常に４位以内の入り込みとなっており、今後もさらに新幹線飯山駅からの外国人観光客が見込まれるところであります。

大雪のたびにこのような通行止めが繰り返されると、観光地のイメージダウンとなり、せっかくコロナ前に戻りつつある客足が止まってしまうのではないか。ＳＮＳで情報が世界中に発信されてしまう時代であり、危惧しておるところであります。

このような状況から、豪雪地帯における冬期の交通確保をはじめ、増加するインバウンド需要等に対応し、観光産業を支えるためにも、北信地域に国道117号の代替となるような道路が必要と考えます。

また、平成23年に発生した長野県北部地震の際には、国道117号をはじめ、周辺の県道が通

行止めとなり、住民生活だけでなく、産業、観光等に多大な影響を及ぼしました。大雪をはじめ、上信越自動車道、国道18号が通行止めとなるような災害時でも、信越国境の命の道が確保でき、かつ交通ネットワークの構築とともに災害対応の強化につながる高規格道路の整備が急務ではないでしょうか。建設部長にお伺いいたします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま信越国境における高規格道路整備についてのお尋ねをいただきました。

本年の大雪による影響として、２月初旬の寒波の際、集中的、効率的に除雪を行うため、各方面の連携、御協力の下、県内では、上信越自動車道及び国道18号を全面通行止め、国道117号及び148号を大型車通行止めとする予防的通行止めを行ったところでございます。当地域は国内有数の豪雪地帯であることから、主要な幹線道路である国道117号の雪害対策として、これまで、除雪、融雪作業をはじめ無散水消雪工の整備や舗装へのグルービング設置などを実施してきております。また、国道117号は長野県と新潟県を結ぶ重要な路線でありますが、災害時における代替路がないことから、現在、箕作飯山線など並行する県道の整備を進めているところでございます。

北信州奥信濃を貫く高規格道路については、初めての御提案だと思いますが、この御提案については、災害に強い道路ネットワークの構築のみならず、産業や観光の振興、物流や地域間交流の拡大などにその効果を期待できるものと考えておりますが、まずは緊急輸送道路である国道117号の強靱化と確実な冬期通行確保のための除雪体制の維持、さらには代替路となる県道整備に取り組んでまいります。

今後、御提案の趣旨も一つの視点として捉え、安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏を目指し、県土のグランドデザインの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔52番宮本衡司君登壇〕

○52番（宮本衡司君）開会日の議案説明において、知事は、人口減少対策の一環として、県土のグランドデザインをつくり、持続可能な生活圏の整備の検討に着手するお考えを示されました。長野県内では、中央自動車道、長野自動車道、上信越自動車道が全線供用され、多くの分野にストック効果をもたらしております。

さらに、現在進められている高規格道路は、計画中のものも含めて、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道、中部横断自動車道、松本糸魚川連絡道路、伊那木曽連絡道路、上信自動車道があります。また、構想路線として、松本佐久連絡道路、上田諏訪連絡道路があります。しかし、奥信濃の国道117号沿いには構想すらなく、まさに高規格道路の空白地帯となっておりま

す。

長野オリンピックに向けてのインフラ整備は、かつて北高南低などとやゆされていた時期がありました。県行政は北に手厚く南に薄いという意味と解釈しております。ただし、ここで言う北とは長野市までのことであり、新潟県に近い奥信濃はオリンピックのインフラ整備から取り残された地域となっております。

もちろん、県からの恩恵を全く受けていないなどと言うつもりはございません。御配慮いただいておる雪害対策事業などに加え、長野県北部地震の際、阿部知事は発災翌日から栄村に入り、村民と向き合い、村の将来について語り、その後の復興に大変な御尽力をいただき、今日に至っております。

リニア中央新幹線長野県駅周辺整備により、かつて南低と言われた南信地域も、三遠南信自動車道をはじめとするインフラ整備が着々と行われていることは大変喜ばしいことであります。長野県全域に均等均衡な行政の光を当てるという理念は、長野県政の揺るぎなき伝統であります。

冬期間雪に閉ざされ、雪と共に暮らしてきた奥信濃地域が、隣接県や県内各地とつながり、持続可能な生活圏として維持できるよう、雪害や災害に強い高規格道路の早急な整備の検討をぜひともお願い申し上げ、次に参ります。

駅伝競技の振興について伺います。

先月開催された都道府県対抗駅伝では、男子は４連覇、また、女子は４度目の入賞、５位という好成績でゴールしました。全国最多の優勝を数える男子は、連覇のプレッシャーを物ともせず、大会新記録のタイムで史上初の４連覇。最多記録を11勝へ伸ばし、駅伝王国として大きな存在感を示していただきました。７区間を４年間つないだ28人、県民に夢と勇気、感動を与えてくれた選手とチームのメンバー、関係者の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げます。

総距離48キロメートルを７人でつなぐ当レースは、原爆ドームのある平和記念公園前を発着点とし、厳島神社のある宮島の対岸で折り返す、この二つの世界遺産をつなぐ沿道には多くの市民の皆さんが詰めかけ、長野県からは、阿部知事をはじめ私ども議員有志も加わって選手たちに熱いエールを送ったところです。

昨年末に行われた全国高校駅伝においては、佐久長聖高校、長野東高校の男女アベック優勝を果たすという快挙を成し遂げました。県内では、有力な実業団チームがない中にあって、小中学生の育成を徹底するとともに、全国高校駅伝強豪校を軸に、全国の大学や実業団に入っても再び長野県の選手として出場するなど、選手層も厚くなり、好循環を続けています。

長野県が全国屈指の駅伝強豪県となった理由として、長野県縦断駅伝や市町村対抗駅伝、さらには、県内各地域で盛んに行われている各種大会の存在が大きいのではないかと思います。

特に、昭和27年にスタートした長野県縦断駅伝競走は、日本が戦後の荒廃から立ち上がろうとしていた頃、若者たちの体力と精神力を養うのに役立つスポーツをと、県下を南北に縦断する市郡対抗の駅伝として誕生しました。

各地域の代表としての誇りを胸に、北から南に一本のたすきをつなぐ大会は、既に半世紀を超え、今や県縦とも称される信州の秋の風物詩として県民に親しまれており、39回の最多優勝の記録を持つ上伊那をはじめ、各チームの力走により、年々にドラマが生まれてまいりました。

県縦は、長い間、長野市の信濃毎日新聞社前をスタートし、飯田市の県飯田合同庁舎をフィニッシュ地点とする２日間で行われ、開催年によって区間数や距離は異なりますが、200キロメートルを超える距離で競技が開催されてきました。令和２年、３年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止を余儀なくされましたが、令和４年からは、２年かけて、２日間で県下を縦断する形で再開したところです。隔年ごとにコースが変わることから、全県的な関心が薄れるのではないかと危惧する声もありましたが、信州のたすきをつなぎ続ける選手の皆さんの熱意や大会の意義は不変であろうと思っております。

駅伝王国長野として県民に元気と勇気を与え、また、スポーツ振興にも大いに貢献するこの大会を、県としても、今後さらに発展、充実できるように支援していくことが大切かと思いますが、知事の所感をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には長野県縦断駅伝競走大会の支援についてという御質問を頂戴いたしました。

私も、広島の都道府県対抗男子駅伝を応援させていただき、多くの皆様方と共に声援を送らせていただきましたけれども、まさに宮本議員がおっしゃるように、長野県は本当に多くの皆様方の力で駅伝が発展し、そして、今や駅伝王国長野とも称されるようになってきたところであります。

御質問にありました県縦断駅伝につきましては、県内の各地域で、中高校生から社会人までの異なる年齢の選手が共に練習をすることで、競技力の面で好循環を生み出すとともに、本県の駅伝文化の歴史と伝統の継承に大きな役割を果たしているものというふうに受け止めております。

また、この県縦断駅伝の開催は、長野陸上競技協会の御尽力はもとより、地域の皆様の御理解やボランティアの協力、沿道の皆さんの熱心な応援など、多くの県民の皆様方に「みる」「ささえる」といった様々な形で駅伝に参加していただくよい機会となっていると思っております。県民全体で駅伝王国長野をつくり上げていく上で大きな役割を果たしているというふうに受け止めております。

私ども長野県も主催者の一員ということで加わらせていただいているところでございます。今申し上げたように、関係の皆様も非常に多くいらっしゃいます。熱い思いを抱かれている方々もいらっしゃいますので、そうした皆様方の御意見も伺いながら、この県縦断駅伝をよりよい形で発展、充実することができるよう県としても支援していきたいと考えております。

以上です。

〔52番宮本衡司君登壇〕

○52番（宮本衡司君）コースや形態が変わり、これに少なからず違和感を覚える県民や大会関係者もいらっしゃると伺っておりますが、様々な声があるということを御承知おきいただければ幸いです。

次に、国民スポーツ大会について伺います。

全国知事会が昨年８月にまとめた意見書では、競技団体の基準を満たす施設を単独の都道府県で整備するのは困難なため、複数の都道府県開催のほか、開催時期等の弾力化、開閉会式の簡素化、式典・競技会開催費の半分以上を国と日本スポーツ協会で負担することなどを求めています。

これに対して、改革案を議論する日本スポーツ協会の有識者会議が３月に取りまとめる提言では、トップ選手がそろう国内最高水準の大会として全国各地から観戦客を呼び込むほか、開閉会式や運営の抜本的な簡素化、効率化が盛り込まれる見通しと報じられています。

阿部知事は、年頭の記者会見で、国民スポーツ大会を通年開催する改革案についてよい方向性だと評価されておりますが、島根かみあり国スポを令和12年に控えている島根県の丸山知事は、トップ選手の出場には国際記録として認定できる競技施設が必要だと指摘し、国際大会に近い施設整備の基準の引下げを求めている内容に逆行しているとした上で、東京、大阪、愛知が３年ごとに開くのかという感じだと批判。各競技団体が既に実施する国内最高峰の大会との両立を疑問視されております。

さらに、トップ選手が参加しやすい時期に各競技を分散する通年開催化を軸とした国スポの改革案をめぐり、トップ選手出場は国際水準の競技施設整備が求められると指摘し、島根では1,000％できない。改革案は47都道府県の持ち回り開催をしないと言っているのと同じだと批判されております。

戦後すぐの昭和21年、疲弊した国民の健康増進、体力向上、地方のスポーツ振興と文化発展への寄与を掲げて第１回大会を近畿地区で開催した国体・国スポは、47都道府県を巡ることによって全国にスポーツ施設が整備され、スポーツ組織の充実や競技力の向上に貢献するなど、我が国及び地域のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきました。その国スポも、令和17年三重開催で２巡目を終え、令和18年から３巡目に入ります。急激な少子化や人口減少、地方財政

の逼迫、競技ごとに行われる他の全国大会の充実など、取り巻く環境の変化も踏まえた見直しが重要ではないでしょうか。

また、令和10年には、信州やまなみ国スポ・全障スポ大会が長野県で開催されます。やまびこ国体から50年、長野冬季オリンピック・パラリンピックから30年の長野県にとって非常に大きな節目の年に、多くの皆さんの記憶に残るすばらしい大会となるよう期待しています。

そこで、全国知事会の副会長であり国民運動本部長である阿部知事に、国スポの改革についての所見と、３年後に開催を控えた信州やまなみ国スポ・全障スポ大会に向けた思い、意気込みを伺います。

今年度の国民スポーツ大会冬季大会が、１月から２月にかけ、スケート、アイスホッケー競技が岡山県、群馬県で、スキー競技会が秋田県で開催され、本県選手が大いに活躍し、立派な成績を残してくれました。スケート競技会の総合成績は、天皇杯２位、皇后杯１位、スキー競技会の総合成績は、天皇杯２位、皇后杯３位でありました。

また、１月に開催された全国高等学校スケート大会においては、６種目で優勝を飾り、学校対抗では、小海高校の女子が２位、男子が３位の成績を収め、エムウェーブで開催された全国中学校スケート大会では、南佐久勢を中心に４種目で優勝と上位入賞を果たしました。

そして、２月に開催された全国高等学校スキー大会では、リレー種目において男女ともに飯山高校が優勝、学校対抗の男子は飯山高校が２年ぶり18度目の栄冠に輝き、女子も２位という好成績でありました。また、野沢温泉村で開催の全国中学校スキー大会においては、クロスカントリー種目を中心に四つの優勝と上位入賞を収め、中高校生共に全国の舞台で大いに活躍をしてくれました。冬季スポーツは本県のお家芸とも言える種目で、令和10年の信州やまなみ国スポでの活躍も期待されているところです。

長野県では、昭和23年に第３回冬季大会を野沢温泉村でスキー競技を、翌年の第４回は諏訪市でスケート競技を開催。以降、スケート競技やスキー競技施設を有する市町村が幾たびも担っており、軽井沢町では５回、長野市、白馬村などでは３回の開催実績があります。

信州やまなみ国スポ・全障スポ大会の競技会場地となる市町村では、現在、準備委員会を発足させ、進めていますが、特に冬季大会は全国的に実施可能な施設が限られるため、おおむね10年に一度本県での開催が回ってくるという状況の中で、競技会場となる市町村では、施設整備費や大会開催経費についての多額の財政負担が見込まれており、この状況は今後も続くことが予想されます。

開催までに３年を残すのみとなり、施設整備が本格化してくる中で、整備費の高騰なども相まって、財政負担はさらに大きな課題となっています。財源確保に当たっては、スポーツ振興くじ助成金、いわゆるｔｏｔｏも活用しておりますが、助成限度額が令和３年度から段階的に

引き下げられており、開催に向けた十分な施設整備が実施できなくなる懸念が生じております。

冬季スポーツをリードする本県が今後もさらに躍進し、信州やまなみ国スポの大会成功に向けて、県、市町村が一緒になって取り組むことが必要と強く思うところであります。県において、冬季競技施設についても本大会と同様に補助制度を設けるなど、市町村の財政負担を軽減していくことが必要と考えますが、知事の所感をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）国民スポーツ大会に関連して何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、国民スポーツ大会の改革についての所見という御質問でございます。

現在、国民スポーツ大会の在り方につきましては、日本スポーツ協会の有識者会議の場において議論されているところでございます。私も、全国知事会の代表として参加させていただいており、大会理念の明確化をはじめ、開催時期や期間、総合成績や順位づけ、競技の規模、参加者数、開催自治体の負担軽減などの論点について問題提起をしてきたところでございます。

３月にはこうした論点を踏まえた有識者会議の提言が取りまとめられていく予定でありまして、国スポが持続可能な大会となるよう、引き続き全国知事会の国民運動本部長として関与していきたいというふうに考えております。

都道府県知事の御意見は、論点によってはかなり差があるということがあって、なかなか取りまとめが難しい部分もありますが、我々都道府県としては、経費負担が都道府県の負担に偏り過ぎているのではないかということを含めてしっかり問題提起をしつつ、その一方で、国民スポーツ大会が多くの皆様方に注目される持続可能な大会となるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、こうした見直しの方向性のうち、３巡目を待たずに取り入れることができるものは２巡目から適用していくということを知事会からも提言させていただいております。こうした見直しが行われた場合には、信州やまなみ国スポにおいても必要な改革を行っていきたいというふうに思っております。

また、国スポ・全障スポの開催に向けた思い、意気込みという御質問でございます。

長野県では、スポーツを通じた元気な長野県づくりということを両大会の開催を通じて実現していきたいというふうに思っております。具体的には、障がいのある人もない人も楽しめるスポーツ機会の拡大と共生社会づくり、さらには、競技施設・用具の整備を通じたスポーツ環境づくり。そして、本県が取り組んでいるＳＤＧｓやゼロカーボンといった取組との連携、こうした長野県の持つ資源や価値を広く発信する大会にしていきたいというふうに考えております。

こうした考え方の下、多くの県民の皆様方の御協力が必要であります。これからさらに準備

作業を加速化していかなければいけないわけでありますけれども、この信州やまなみ国スポ・全障スポが多くの皆様方の心に残る意義のある大会となるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、国民スポーツ大会の冬季大会会場地市町村への財政負担の軽減ということでございます。

御指摘のとおり、国スポの冬季大会につきましては、そもそも全国的に実施可能な競技施設が限定されているということもありますし、その結果、短期間のサイクルで開催地とならなければいけないということで、開催地、とりわけ市町村の負担が大きいことから、その軽減を図ることは重要な課題だというふうに思っております。そのため、県といたしましても、国スポの冬季大会の会場となる競技施設の整備につきましては、来年度支援制度を設けていきたいというふうに考えております。

また、冬季大会の競技施設整備に対する日本スポーツ振興センター、スポーツ振興くじ助成金の補助限度額が、これも御質問にありましたように引き下げられているという現状も踏まえまして、昨年の11月に助成金等の拡充を求める緊急要望をスポーツ庁に対して行わせていただいたところでございます。

あわせて、先ほどの日本スポーツ協会の有識者会議の場におきまして、この冬季大会は、実質的に開催地が一部の都道府県に固定化されている競技であるわけでありますので、国などからの手厚い財政措置が必要だということについても訴えさせていただいているところでございます。

今後とも、この冬季大会をはじめとした国民スポーツ大会が持続可能な大会となるよう、国や関係方面に対して開催地の負担軽減を強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔52番宮本衡司君登壇〕

○52番（宮本衡司君）それぞれ御答弁をいただきました。国スポの開催に向けて、県、市町村が共に連携してこれに取り組み、大会の開催を契機に、「する」「みる」「ささえる」のスポーツ文化が発展することを御期待申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）中小零細企業は、人手不足による人材確保のため、やむを得ない追い込まれ型の賃上げに直面しています。昨年の厚生労働省の労働経済白書によりますと、日本は人手不足が賃金の引上げをもたらす効果が大きく、生産性の改善の影響は少なかったことを示し

ています。

また、日本商工会議所の調査において、賃上げをする中小企業の約６割が業績改善を伴わない防衛的賃上げであり、その理由で最も多かったのが、人材確保や採用でありました。ここ数年、春闘における高水準の平均賃上げ率など賃上げの機運が高まる一方で、中小企業における長期的、粘着的な人手不足の高まりによる賃上げは、生産性の改善で遅れが目立つ中小企業の課題、実態を浮き彫りにしているようにも思います。人手不足による防衛的賃上げについて、県内中小企業の実態をどのように県では把握、認識されているでしょうか。

また、ここ数年にわたり、中小企業に対し、生産性の向上などを通じた賃上げを実現するための環境整備に向け、省力化やＩＴ導入支援、業務改善のための助成金など支援施策が講じられてきましたが、その施策の効果が賃上げに結びついているのか、まだまだ課題が多いと感じます。

これまでの支援施策に対する成果とともに、賃上げの原資を創出するような生産性や付加価値の向上に向けた取組をさらに強化し、普及拡大を図っていくことは急務と考えますが、県は今後どのように取組を進めていくのか、伺います。

経済の好循環を生み出すような賃上げのために不可欠なのが、価格転嫁です。大手企業による積極的賃上げ率が高水準となる一方、雇用の７割を占める中小企業との格差が憂慮される中で、価格転嫁の重要性は増しています。

近年、原材料やエネルギーなどコスト全般が上昇を続け、深刻な人手不足を背景にした賃上げが上昇カーブを描く中で、賃上げの原資にもなるコスト上昇分の価格転嫁の強化が急がれます。

今国会で法案が提出されている下請中小企業振興法の改正案では、価格転嫁を促すため、積極的に中小企業の振興に必要な施策を推進することが自治体の責務として定められています。法改正を踏まえ、県ではどのように積極的な取組を行っていくのか。労務費を含めた価格転嫁への行動変容を促し、社会的責任としての重要性について県としていかに機運醸成を図っていくのか、伺います。

急速に進む少子化と人口減少という人口動態の構造的課題に直面する中で、人口減少に耐え得る社会経済への転換が避けて通れません。既に分野を問わず顕在化する人手不足が今後さらに深刻化することは、様々な研究機関等の報告書においても指摘されています。

リクルートワークス研究所の報告書では、2040年、日本の労働力不足は1,100万人。また、県は2030年に７万5,000人の労働力が不足することを推計しています。特に、医療や介護、運輸や建設など生活に密着するサービスにおいてその不足が顕著となり、当たり前のように享受しているその水準が大きく下がることが予測されますことから、労働供給を増やし、働きたい

人のニーズと雇用者のニーズをマッチングすることが求められます。

高齢化が進む中で、シニア世代の求職者は急増しており、ハローワークで職を探す65歳以上の有効求職者数は25万人と、10年で2.2倍となっており、その割合も上昇しています。一方で、就職率は21％にとどまっており、高まっているシニア世代の働く意欲やこれまでの経験、能力が生かされ、労働供給制約の緩和につながるような就労支援が求められると考えますが、県の取組について伺います。

信州未来共創戦略では、女性から選ばれる寛容な社会づくりと、女性の就業率70％以上を施策推進の目標に掲げています。本県の人口の社会増減を見ますと、二十歳から24歳の転出超過が最も多く、特に女性の転出超過は、2023年1,751人、男性の倍を超える数値となっており、就職段階で転出超過が突出して多いことが見てとれます。

こうした実態から明らかなのは、地域における雇用力や雇用移動で、女性や若者を引きつけられる魅力的な地域づくりが必須であるということであります。就職先でのライフスタイルやキャリア形成などの思い描く未来がネット上でも一目瞭然な時代において、自分の理想と異なる就労環境となる企業や事業所が選択されることはありません。

本県においても、様々な認証制度等の推進を図っていますが、寛容性が高く、働きがいのある魅力的な企業、事業所づくりに向け、さらなる魅力を高めていただくこと、また、そのことを若者や女性に届けていくための情報発信の在り方についても工夫と強化が不可欠であると考えますが、県の対応策についての考えについて、以上、これまでの一切を産業労働部長に伺います。

宿泊税についてです。

法定外税となる宿泊税で重要なのは、その目的の明確性と併せ、税収の用途が具体的に示されることであると考えます。宿泊税の導入はあくまでも手段であり、その活用によりどのように観光振興の持続力を高めていくかが求められますことから、税収の使途、活用の決定に対しいかにしてガバナンスを効かせていくかという観点で質問いたします。

まず、観光振興のための税という目的を明確にした運用についてです。

観光は裾野の広い産業であり、様々な運用に深く関わることから、解釈の仕方によってはその使途が大幅に広がることも懸念されます。条例における目的の明記にとどまらず、行政計画や観光戦略等に使途や投入分野を厳選しながら具体的に明記し、その範囲で優先度の高い事業を企画、実行するような仕組みの構築が必要です。

国の交付金等の要件を念頭に置きますと観光計画も総花的になりがちですが、宿泊税という独自財源は独自事業の展開も可能とします。どういう部分にどういう投資を行い、地域を強化していくか。目指すべきビジョンや将来像を描き、実現に向けたロードマップなど地域内での

議論を重ねた戦略による展開は、その実効性を大きく左右します。宿泊税の財源を前提とした計画、マスタープランの策定が不可欠であると考えますが、県の対応策について伺います。

また、運用段階に加え、事業評価段階における効果測定や評価、それらを踏まえた次期計画や方針への反映等も重要となります。こうした仕組みの構築とその透明化、情報公開が、観光振興の実効性を高め、観光関連事業者や地域住民の監視を受けやすい環境設定と御理解をいただく上でも前提になると考えます。新たな観光ニーズや環境変化への対応のためにも、一定期間でのローリングも必要です。宿泊税について、こうした透明性の高い事業評価の仕組み構築と、その公表への取組についても併せて伺います。

観光サービス産業において長年にわたり染みついているような課題として、需要の季節変動の大きさがあります。繁忙期と閑散期の差により、労働力の一定期間への集中を余儀なくされますことから、非正規の有期雇用が占める割合が高くなっており、従業員の知識やスキルの継続的な蓄積による労働生産性の向上が制約を受けてしまっています。

人材確保も大きなハードルとなり、繁忙期におけるサービスの供給制限が迫られる実態もあります。通年にわたる雇用の創出など、観光産業における需要の平準化に向けた取組は、観光振興策において避けて通れない課題ですが、どのように対策を講じていくのか、伺います。

また、製造業などと比較し、宿泊業における労働生産性の低さは突出しています。おのずとＤＸ化による予約・客室・生産管理システムの導入やデータによるマーケティング、接遇改善への活用などが必須となりますが、観光庁の調査によりますと、必要性が認識されていない、知識・スキルを持った人材が不足しているという理由がそれぞれ５割近くとなっており、ＤＸ導入による生産性向上への課題が明らかになっていますが、こうした課題をどう克服し、労働生産性向上に結びつけていくのか、お考えを伺います。

個人旅行化が進み、観光地を相対的に比較する傾向が強くなり、観光地間競争も激しくなる中で、観光地における誘客促進に向けたマーケティングのための面的なＤＸ化も活用していかなければなりません。

ＤＸ化によるデータ分析の向上には、データの蓄積、拡充が重要となりますが、個別施設のＤＸ化促進を観光地における面的ＤＸの構築につなげながら高付加価値化につなげていくべきと考えますが、県としての対応策について、以上５点を観光スポーツ部長に伺います。

人口減少社会において、人の移動や交流が地域活性化により重要な時代を迎え、観光産業は成長産業の柱として位置づけを明確にした施策を講じていかなければなりません。観光産業が固定的、粘着的に抱える需要の平準化や人材の確保定着などの本質的な課題の解決に対しましても、宿泊税を財源としながら積極的に対応策を講じていくことが観光産業の成長化への前提となると考えますが、課題克服に向けた知事の強い決意についてお伺いしたいと思います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には人材確保の推進について５点御質問をいただきました。

初めに、県内中小企業における防衛的賃上げの実態についてでございます。

県内の民間労働組合を対象に調査した令和６年春季賃上げの平均妥結額は、前年を2,432円上回り、平成５年以来となる9,000円台となっております。

直近のこの民間調査によりますと、県内の100人以下の企業が令和７年度にベースアップを実施する理由は、従業員の定着が86.2％と最も多く、従業員の確保が75.9％であります。一方、業績向上による従業員への還元は25.9％にとどまっている、こんな状況でございます。

コストカット型経済の下で続いてきた、雇用は守るものの賃金は上がらない、こういった状況から、賃金が毎年上昇していくことを考える経営への変化が起こりつつありますが、中小企業では、人材確保・定着を理由とするいわゆる防衛的賃上げが大勢を占めている状況と認識しております。

次に、賃上げ実現に向けた支援の成果と今後の取組についてでございます。

県内企業の持続的な成長と賃上げを後押しするため、長野県総合経済対策の下で強靱で健全な経済構造への転換支援に取り組んできているところでございます。

生産性向上の支援としましては、賃上げを行い、生産性向上に資する設備投資に取り組む事業者への補助により、これまでに県内企業24社の業務効率を図ったほか、県中小企業融資制度でも前向きな設備投資を支援しております。

他方、取組を進める中で、デジタル技術を活用した省力化などの進め方が分からない事業者が多いという課題も明らかになってきております。このため、県では、昨年12月に長野県デジタル化一貫支援サイトを開設し、デジタルツールの情報提供から導入支援まで行う体制を整え、事業者の省力化に向けた初めの一歩を後押ししております。

さらに、今後は、効率化に向けた業務の共同化、Ｍ＆Ａ等を通じた経営多角化や規模拡大、また、世界の成長を取り込むための海外市場への進出とブランド力の向上など、事業活動の付加価値労働生産性の向上に向けた取組を強化してまいります。

次に、法改正を踏まえた取組と価格転嫁の機運醸成についてでございます。

これまでの間、県では、県のＳＤＧｓ推進企業の登録要件へのパートナーシップ構築宣言の追加をはじめ、令和４年度から価格交渉サポートセミナーを開催し、昨年７月のセミナーでは、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を中心に、よろず支援拠点のコーディネーターに解説いただき305名が受講するなど、取引適正化に向けた取組を実施してきたところでございます。

引き続き国との連携強化を図りながらパートナーシップ構築宣言のさらなる普及を進めてい

くとともに、３月に実施される価格交渉促進月間と歩調を合わせ、新たに全県で価格転嫁促進アクションを展開してまいります。この中では、地域振興局商工観光課へのサポート窓口の設置に加え、地域の商工団体や金融機関等と連携した相談対応、また、県内４会場で価格交渉セミナーや相談会を開催し、国の労務費指針や支援情報の周知など、県下各地でさらにきめ細かくサポートしてまいります。

また、親企業の協力の下、下請企業の体質を強化し成長を促すことを目的とした下請中小企業振興法の趣旨を踏まえ、発注者側と受注者側双方の立場に応じた行動変容を促す取組も行いながら社会的責任としての価格転嫁についての機運醸成に取り組んでまいります。

次に、労働供給制約の緩和につながるシニア世代の就労支援についてでございます。

労働市場では、多くのシニアが希望する清掃、運搬、包装業務や事務職の有効求人倍率は恒常的に1.0倍を下回り、仕事や職種、勤務条件がなかなか合わないといった雇用のミスマッチが起きております。

この背景には、体力、健康面での不安や、仕事以外の趣味、家庭時間を重視するといったシニア世代の就労に対するニーズが存在することから、県では、職場環境改善アドバイザーによる柔軟で多様な働き方の制度導入や、長野ダイバーシティワークによる短時間業務の切り出しなどの企業支援のほか、求職者を対象とする民間活用委託訓練においておおむね60歳以上の方のスキルアップ、スキルチェンジを実現する訓練コースの設定など、働きやすい職場づくりの支援や企業とのマッチング強化、リカレント、リスキリングを通じた労働移動の促進を図っております。

また、シニアのスキルや経験を生かした就労が進むように、企業が県外の専門人材を採用した際にその給与費の一部を助成するプロフェッショナル人材就業促進補助金を県内の専門人材にも拡充する予定でございます。これらの取組により、雇用のミスマッチの解消を図ることでシニア世代の就労を促進し、一人一人の希望に沿った働き方の実現と、県内産業の人手不足の緩和につなげてまいります。

最後に、魅力的な企業づくりとその情報発信の工夫と強化についてでございます。

信州未来共創戦略においては、若者・女性にとって魅力ある企業が増加し、ＵＩターンを含めて多くの方が県内での就労を希望している、これを「2050年にありたい姿」に掲げ、「2030年に目指す旗」を、くるみん・えるぼし、職場いきいきアドバンスカンパニーのいずれかの認証を取得している企業数を2,000以上としております。

こうしたありたい姿や目指す旗の実現に向け、来年度は職場環境改善アドバイザーを増員し、魅力ある職場づくりの働きかけの強化や、アドバンスカンパニーの認証項目として企業における女性の健康管理対策や企業独自の休暇制度の取得状況の追加を行うほか、若者にとって就職

の際の企業選択の魅力の一つとなるよう奨学金返還支援制度を導入する企業のさらなる増加に取り組み、若者・女性の県内就職、定着促進を図ってまいります。

こうした取組の情報発信においては、新たに動画やＳＮＳ等若者にリーチする広報媒体を活用するとともに、企画振興部の若手インフルエンサーを活用した情報発信事業の活用についても考えてまいります。

今後も、若者や女性にとって働く魅力のある企業のさらなる増加に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には五つの質問でございます。順次お答えいたします。

まず、宿泊税の財源を前提としたマスタープランの策定についてでございます。

観光振興財源の活用に当たりましては、全県で一体となり、方向性を共有した上で施策に取り組んでいく必要があることから、宿泊税を財源とした具体的な取組につきましては、県の観光振興審議会に設置する部会において検討し、観光ビジョン（仮称）等をお示しした上で議会の予算議決を経て決定することを考えております。

また、ビジョンの検討に際しましては、長野県らしい観光コンテンツの充実や観光客の受入れ環境整備など、現在お示ししております方向性を念頭に置き、効果が薄まきにならないよう、施策、地域を極力重点化し、納税者に税導入の効果を実感いただけるように取り組んでまいります。

次に、宿泊税を活用した事業の評価と公表についてでございます。

宿泊税を活用した事業がより効果的な形となるよう、評価と公表に関しましては、今回お示しした条例案に規定しており、毎年度宿泊税を財源とする事業の内容と目標を定めて公表し、年度終了後には事業の検証と評価を行い、その結果を公表することとしております。

また、検証と評価に当たりましては、観光振興審議会に設置する部会において観光事業者や市町村から意見をお聞きいたします。宿泊税の活用につきましては、使途の検証、検討はもとより、事業の評価結果の公表についても条例に位置づけることにより、納税者や観光事業者などに税の導入の効果を実感いただける透明性の高い制度としてまいります。

次に、観光産業におけます需要の平準化に向けた取組についてでございます。

県では、これまで、観光機構とも連携し、地域のＤＭＯや観光協会などに対しまして、季節に応じた魅力を高め、年間を通じて集客できる観光地づくりを目指し、新たな観光コンテンツの創出や受入れ環境の整備を支援してまいりました。

また、特に季節により忙しさの差が大きいスノーリゾートに対しましては、今年度から、収

益機会の確保を促すため、スノーリゾート再構築支援アドバイザーを設置し、グリーンシーズンにおけます集客策や戦略策定への支援を実施しており、また、平日の利用が期待できるインバウンドや学習旅行の誘致などにも継続して取り組んでいるところでございます。

加えまして、旅行者側への働きかけといたしまして、休暇の取得促進と分散化が有効であることから、国に対しまして連続休暇の確保や休暇の分散を要望しており、引き続き働き方の変化についても取り組んでまいります。

次に、宿泊業における労働生産性の向上についてでございます。

小規模な事業者が多く人手不足が課題の本県の宿泊業におきましては、ＤＸ化を進める必要性の理解はもとより、スキルを持った人材の育成が、生産性向上に加えまして、サービス向上の観点からも重要と認識しております。このため、県では、昨年度から宿泊業などの経営者を対象とした人材育成セミナーの中で、ＤＸ導入の必要性や効果、具体的な導入事例など、ＤＸ活用をテーマとしたプログラムを実施しております。

また、今年度は、松本市と野沢温泉村をモデル地域といたしまして、地元宿泊事業者に対して専門家が伴走支援をしながら、ＤＸも活用した業務の改善や業務の細分化などにより生産性の向上を図る事業も実施したところでございます。今後も、最新の技術などを学べる機会を提供するセミナーの開催などを通じまして、ＤＸ活用の効果や導入方法の普及を図りながら宿泊事業者の生産性向上に取り組んでまいります。

最後に、観光地における面的ＤＸの構築についてでございます。

観光地における面的ＤＸの導入は、再来訪を促すための旅行客の関心に合わせたプロモーションが可能となるほか、消費行動等を分析し、より付加価値を高める観光地づくりにつながると認識しております。そのため、来年度から、新たに、個別の宿泊施設や観光施設において、面的ＤＸの前提となりますオンラインによる予約や決済が進むよう、宿泊施設における予約管理システムなどの導入に対して支援を予定しております。

また、面的ＤＸの先進事例を見ますと、ＤＭＯや観光協会が中心となって地域共通のホームページから宿泊施設の予約などを行う仕組みを構築し、観光客の情報を蓄積、分析していることなどを踏まえ、今後は、ＤＭＯ等に対する連携基盤の整備や専門人材の育成の支援などにより、地域を単位とした面的ＤＸを推進し、高付加価値化を実現してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には観光産業の課題克服に向けた私の決意を伺うという御質問をいただきました。

観光需要の平準化や人材の確保定着など幾つかの課題についての問題意識や方向感について

は、観光スポーツ部長から今申し上げたような考え方でありますが、引き続き問題意識をしっかり持って観光政策に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

特に、人口減少社会に入っていく中で、一つは、国内需要は今までと同じことをしていれば当然減少してしまうことになります。長野県は比較的大都市部から近接した地域ということもあり、多くのお客様にお越しいただいているわけでありますが、この人口動態も踏まえれば、中長期的な視点もしっかり持って取組を進めていくということが必要になってきていると思いますし、今、インバウンドの皆様方に順調にお越しいただいているという状況でありますが、海外からの旅行者受入れのための環境づくりもこれまで以上にしっかり力を入れていかなければいけないと考えております。

加えて、人材の確保については、ある意味まさに他産業との競争になる部分もございますし、また、観光産業の特有の課題として、やはり季節的な旅客需要の変動が大きいといったようなこともありますので、そうしたことを考えると、例えば、人材の確保育成等についても、単に観光産業だけを念頭に置くのではなく、他産業との連携、ダブルワークみたいな働き方も含めてしっかり県として考えていかなければいけないというふうに思っております。

こうしたことを考えますと、この観光産業の振興という課題は、一般的な産業振興として課題となっている問題と、観光産業特有の課題の両面でしっかり問題意識を持って取り組んでいくことが重要だというふうに思っています。

今、宿泊税導入に向けて条例案を御提案させていただいているところでありますけれども、観光に投入する財源も限られる中で、我々としてはこれまで観光の課題に努力してきたわけでありますので、こうした財源を確保することができれば、幅広い観点で観光振興のためにもっともっと傾注していくことができるというふうに思っております。

人材確保や交通の問題、海外へのＰＲなど観光そのものの課題については、この税の活用も含めてしっかり取り組んでいきたいというふうに思いますし、また、産業共通の課題については、観光という観点だけではなく、もう少し幅広い見地から人材の確保育成等も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

いずれにしても、長野県は世界に誇るべき観光資源をたくさん持っている県であります。こうした資源をもっともっと有効に活用していかなければいけないというふうに思っています。世界水準の山岳高原観光地づくりを目指して、観光産業の関係者の皆様方、市町村の皆様方ともしっかり連携し、観光スポーツ部のみならず関係する部局の力を結集して、長野県が観光地としてさらに発展することができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）観光は、これからの経済活性化の柱、また、地方創生の切り札とも言える有望な分野というふうに捉えるべきだと思いますし、その投資のための独自財源の期待もおのずと高まるわけでございますが、改めて世界に誇る信州の観光振興、あるべき姿、将来像を描きながら、それに接近して、実現していくためのステップを具体的にする取組が求められていると考えます。

税の実効性をしっかりと担保していく制度設計をお願いさせていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、小池清議員。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）自由民主党の小池清です。

それでは、初めに新田副知事予定者の施策方針について伺いたいと思います。

今回、新田部長が副知事に起用されることが提案されています。阿部知事は、人口減少対策の一環で、県土のグランドデザイン策定、持続可能な生活圏の整備の検討に着手する考えを示されており、新田氏の起用は、こうした施策や災害対応の強化、ＤＸの推進、国との調整などを進める趣旨があるとされております。

国では、第三次国土形成計画において、持続可能な生活圏の再構築に関し、生活に身近な地域コミュニティーの再生、地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成への取組、さらに東京一極集中の是正が示されております。

また、令和６年補正地域生活圏形成リーディング事業において、地域生活圏の形成を目指すことが重要であり、地域経営主体の育成が急務であるとされ、地域生活圏の形成を強力に推進し、地方創生の早期実現を図るとしております。支援対象者は官民で構成される協議会で、都道府県の参加が必須とされております。経団連からも、日本が成長するための道筋を示す2040年までの中期ビジョン「FUTURE DESIGN 2040」が発表されました。地方創生策として、行政区域にとらわれない広域連携を推進する新たな道州圏域構想を提案しております。

こうした状況を踏まえ、南信州地域では、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通を地域の新たな発展への絶好の機会と捉え、愛知県、静岡県など近隣する地域との経済連携拡大に期待しております。こうした中、南信州地域の将来像として、中枢都市圏の設置に向けた取組を期待しております。そこで、新田部長の副知事就任に向けての現状認識と、これからの取組に関しての方針の内容を伺いたいと思います。

２項目めとして、林務政策について伺います。

長野県では、森林の若返り促進と安全・安心な里山づくりの取組として、再造林省力化モデル推進事業に取り組んでおります。計画的な主伐・再造林を進め、今後10年かけて80年サイク

ルで更新する仕組みを構築するため、令和６年度から長野県森林づくり県民税を活用し、再造林省力化モデル推進事業、架線の架設・撤去にかかる経費を支援する取組をしております。

また、南信州地域は地形が急峻、地形の起伏に富んでおり、地質が非常に脆弱などの条件から、林業基盤の林道や作業道を開設することが非常に困難な地域です。こうしたことから、空の道であります架線を使った集材を進めることが必要であり、森林組合を中心に架線技術の習得の取組を進めております。

そこで、伺いたいと思います。

まず初めに、森林整備事業の予算確保について伺います。

信州の森林づくり事業の予算確保については、令和６年度の予算執行可能額に大幅な差が生じ、事業への取組に支障が見られました。令和７年度からの継続的で確実な予算の確保に関しての取組を伺います。

次に、現場条件に応じたきめ細やかな施業費の設定について伺います。

長野県には、多様な地形、地質における森林が存在します。これら森林の施業を実行するには、当然のごとく作業歩掛かりに適用したものであることが必要であります。標準歩掛かりとして、全国統一的な歩掛かりは、土地条件等から、補正を加味して、適切な歩掛かりによる施業費にして実行するよう配慮する必要があると思います。以上２点につきまして林務部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいまリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通が南信州へもたらす効果に関するお尋ねをいただきました。

リニア中央新幹線と三遠南信自動車は、本県が目指す本州中央部広域交流圏を形成する高速道路網と新幹線を基軸とした高速交流ネットワークを構成するものであり、県境を越えた大きな流動を創出し、新たな広域観光ルートの創出、そして企業の進出など、本県のさらなる観光振興や産業発展に資する極めて重要な交通ネットワークと認識しております。

また、これらの開通はこの圏域に劇的な変化を起こし、人流、物流の活性化はもちろん、ビジネス、企業誘致、観光交流の促進、農産物等の販路拡大、移住・定住の促進、地域の安全・安心の確保など幅広い整備効果を南信州地域にもたらす好機と考えております。

県としましては、この多様な効果を最大化し、魅力あふれる南信州のポテンシャルを引き出すよう、周辺の道路整備など重点的に行っていくほか、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道を生かしたまちづくりや、東京一極集中から多極分散型国家の先駆的なモデルとなる実証都市圏域の形成などについて市町村や関係者の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には２点御質問を頂戴いたしました。

まず、信州の森林づくり事業の予算確保についてでございます。

例年、前年度からの繰越予算と当初予算で当年度の事業執行に対応しておりますが、令和５年度につきましては、事業実施量が例年より多く、繰越分が少なくなったため、令和６年度は１月補正予算も活用して対応したところでございます。

来年度は、近年の事業の執行状況に鑑みて当初予算を計上しておりますが、今後も継続的に国庫補助金の確保に努めるとともに、長野県森林づくり県民税等の財源も活用して、森林整備に必要な予算の確保に努めてまいります。あわせて、森林組合や林業事業体とのコミュニケーションをしっかり行い、各事業体の執行状況を随時把握するなど適切な執行管理を行うとともに、機械化の推進など省力化についての支援や助言も行ってまいります。

次に、現場条件に応じたきめ細やかな標準単価の設定についてのお尋ねでございます。

造林補助事業は、小規模で膨大な件数の申請があり、個々の箇所の条件に応じた補正を申請、確認することは、申請者等にとって事務的な負担が大きいことから、全国一律の標準歩掛かりを用いて長野県の標準単価を設定しているところでございます。この標準歩掛かりは国が毎年行う作業工程調査により決定されておりますが、県としては、現場条件を反映した適切な歩掛かりとなるよう、林業事業体の協力を得て、引き続き国の作業工程調査に積極的に協力してまいります。

なお、これまで整備が進まなかった急傾斜地などの条件不利地においても整備を要する森林はあると考えており、県としても、そのような箇所に対する支援策を検討するため、現在作業工程の分析等の調査研究を行っているところでございます。

今後も現場の作業実態の把握に努めるとともに、森林整備を着実に進め、森林の多面的な機能の発揮を図ってまいります。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）新たな中枢都市圏の設置につきましては、新田副知事予定者の力強い決意をありがとうございました。

先日、阿部知事にもリニアの進捗状況や三遠南信自動車道の青崩トンネルの状況等も視察していただいたところでございまして、引き続き知事の力強い事業に対する進捗の支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、林務部長には引き続き林務行政の進展にさらに力強くお取り組みいただくことをお願

いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、三つ目として社会保障関係に関して伺います。

医師偏在の是正について伺います。

医療提供体制の改革では、医師偏在是正に関し、新規施策が2024年度補正予算と2025年度当初予算に計上されました。この関係では、2024年12月に医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージが公表されました。このパッケージでは、都道府県が策定している医師確保計画の実効性確保、重点的に偏在是正策を展開する地域で働く医師への手当増額、診療所で外来に携わる医師が多い外来医師過多地域での新規開業者に対する要件強化、総合的な診療能力を学び直すためのリカレント教育を中堅以上の医師に実施といった内容が盛り込まれました。

こうした制度改革を実行するため、一部の施策では2025年の通常国会で法改正が予定されているほか、2024年度補正予算と2025年度当初予算案でも関係事業費が盛られております。例えば、2024年度の補正予算では、医師が少ない地域での事業承継や開業支援に102億円が計上されたほか、中堅医師へのリカレント教育の推進にも約１億円が確保されております。

次に、訪問介護の支援について伺います。

訪問介護については、以前から慢性的な人材不足の状況であり、近年の物価上昇の影響を受けています。さらに、2024年度介護報酬改定で基本報酬が引き下げられたことで、特に中山間地域において経営悪化に拍車がかかっております。

人手不足が著しい訪問介護に関するてこ入れ策として、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業という仕組みが始まることになりました。具体的には、経験年数が短いルヘルパーでも安心して従事してもらうため、研修体系の構築や同行支援などが想定されており、24年度補正予算で90億円が盛り込まれました。2025年度当初予算案でも、消費税収を充当しつつ、都道府県単位に設置されている地域医療介護総合確保基金のメニューの一つに位置づけられております。以上、医師偏在是正、訪問介護への支援に関して長野県での取組を健康福祉部長に伺います。

四つ目として、農業政策について伺います。

長野県は、リンゴ、ブドウ、桃、梨など多種多様な果実が生産され、特に、県の試験場で開発されたリンゴのシナノスイートやブドウのクイーンルージュなどの知名度は全国的であり、また、最新の令和５年度の果樹の生産額は、ついに全国で２位、1,000億円に達し、長野県の農業を牽引する品目となっております。

私の地元である南信州においても、古くから日本なしや小梅の栽培が盛んであり、果樹農業が地域産業の大きな柱の一つとなっております。中でも、特産品である市田柿については、その栽培の歴史は500年以上とも言われ、江戸時代後期、焼柿として親しまれてきた柿を干して

食べるとおいしいと広まり、1921年に焼柿から市田柿へと改称されたのが始まりと聞いております。そのもっちりと柔らかな食感やきめ細かな粉が吹いた市田柿は、国内はもとより、柿を食する習慣がある台湾をはじめとする中華圏では、旧正月の春節には贈物として使用されており、海外での評判も高いと承知しております。

また、2006年に地域団体商標、2016年には地理的表示、ＧＩ保護制度、いずれも県内で最初に登録したことで海外での認知度と市場の評価が高まり、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイなど、年々出荷量が増加し、販売単価の増加にもつながっております。

一方で、近年、生産者の高齢化に伴い、零細農家を中心に生産の維持が困難な状況が見受けられ、面積、生産量の減少が懸念されているところです。また、加工に不可欠となる皮むき機などの設備の老朽化も課題であります。そこで、今後の県の市田柿の生産振興に関して農政部長に伺いたいと思います。

次に、南信州地域の梨栽培についてですが、昭和初期から養蚕からの転換が進み、生産者が一体となって「二十世紀」を中心に産地づくりに取り組み、かつてはリンゴと並んだ２大品目として南信州の果樹の柱となっておりました。また、南信農業試験場で育成された「南水」は、甘みが強く日持ちがよい特性から、南信州の梨の代名詞となっており、今なお市場から高い評価を受けております。

全国的には生産量が減少する一方で、根強い需要があることで販売価格が安定していることから、農業経営の柱となる梨栽培の維持拡大を目指して、南信州日本なし産地再生プロジェクトにより振興を行っております。プロジェクトの中で、省力樹形栽培の普及などに取り組んでおりますが、不整形で小さな梨園が多いため、作業の効率化が難しいとされております。これからも南信州地域が梨産地として維持発展していくためには、推奨している省力化栽培技術を実施するための基盤整備に関する支援が必要と考えます。以上２点につきまして農政部長の考えを伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には２点お尋ねがございました。

初めに、国の医師偏在対策を踏まえた県の取組についてでございます。

国が昨年末に決定した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージでは、都道府県において優先的かつ重点的に対策を進める重点医師偏在対策支援区域の設定や、医師確保計画の一部として、当該支援区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組などを定める医師偏在是正プランの策定などが新たな対策として盛り込まれました。

また、当該支援区域を対象に都道府県が行う経済的インセンティブとして、令和７年度からは診療所の承継・開業・定着支援、令和８年度からは派遣される医師等への手当増額の支援、

代替医師確保や勤務・生活環境改善の支援等の施策が示されたところでございます。

県では、今後、国から発出される通知やガイドラインを確認した上で、速やかに重点医師偏在対策支援区域の設定や支援対象医療機関の選定等を進めてまいります。また、その際には、地域の関係者の意見もお聞きしながら、地域の実情に即したより実効性を高める取組を検討し、本県の医師偏在の是正に努めてまいります。

次に、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の取組内容と効果についてでございます。

訪問介護事業所の運営は、人材の不足感が高いなど厳しい状況にあることから、県では、処遇改善加算未取得事業所等への取得支援や訪問介護の魅力発信フォーラムの開催のほか、さきの臨時会でお認めいただいた燃料費等の価格高騰に対する支援にも取り組んでいるところでございます。

これらに加え、国の今年度補正予算を活用し、介護職員の処遇改善補助金や、議員御指摘の訪問介護等サービス提供体制確保支援事業を実施するため、本定例会で予算を計上し、入職間もないホームヘルパーへの同行経費に対する支援や専門家派遣による経営改善等を支援してまいります。これらの取組を通じて訪問介護事業所の人材確保や経営基盤の強化を図ることで、地域において必要な在宅介護サービスが安定して提供されるよう体制の確保を目指してまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には南信州地域における農業振興について２点御質問をいただきました。

まず、市田柿の生産振興についてのお尋ねです。

市田柿は、南信州地域はもちろんのこと、長野県を代表する農産加工品であります。県では、市町村やＪＡ等の関係機関と連携し、園地継承と新たな担い手の確保、キュウリを組み合わせた複合経営による経営基盤の強化、加工施設の整備などの支援を行ってきたところでございます。また、関係機関と共に組織している市田柿ブランド推進協議会を中心に、ＧＩや地域団体商標を活用し、品質とブランド力の向上を図るとともに、海外への販路拡大にも取り組んでいるところでございます。

今後もこれらの取組をさらに進めるとともに、衛生的で効率的な加工が行える皮むき機など設備の導入に向け、国の事業が最大限活用できるよう、導入計画の策定や加工作業の集約などを支援し、市田柿の生産振興に取り組んでまいります。

次に、梨産地の基盤整備への支援についてのお尋ねです。

本県の梨栽培は、老木化や担い手の高齢化などにより生産量が減少しており、需要に応え切

れていないのが現状です。県では、梨の主要産地である南信州地域において、ＪＡや市町村等と連携して日本なし産地再生プロジェクトを立ち上げ、市場ニーズに応える新品種の導入や生産力の向上に取り組んでいるところでございます。

これに併せ、地域計画を踏まえつつ、樹体ジョイント仕立て栽培の導入、追従型の運搬車や自動草刈り機など、スマート農業機械の活用に向けた区画の拡大や園地の平たん化などの基盤整備を進め、産地力の向上を図ってまいります。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）医師の偏在の是正、そして訪問介護の支援につきましては、特に中山間地域、医師の偏在で大変苦しんでいる地域にとっては喫緊の、そして大変重要な事項となっております。部長には引き続きお取組をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

また、市田柿の振興につきましては、部長には大変力強い御回答をいただきありがとうございました。地域でも大変期待しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、梨につきましても、リンゴと並びまして、これからの南信州の観光振興で大変大きな期待があるわけでございますので、柿と並んで引き続きのお取組をお願い申し上げたいと思います。

果樹農家が栽培に専念し、高品質な果樹生産ができる環境を整えるためには、老朽化した果実の選果場の整備や選果の人手不足を改善し、少ない人数で安定した選果、出荷ができる選果場の整備を進めることが急務となっております。

また、南信州地域では、キュウリを中心とした野菜類やアスパラガス、花卉ではダリアなどの生産振興に、施設化の推進による生産力強化、安定生産が進められております。果樹をはじめとした園芸品目の振興は南信州地域の農業振興に極めて重要であることから、県としてしっかりとした産地の取組を後押ししていただきたいと思います。

また、キノコ栽培、畜産に関しては、１月の臨時議会におきまして予算化されました。敬意を申し上げる次第でございます。引き続きのお取組をお願い申し上げまして、以上質問とさせていただく次第でございます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時56分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

林和明議員。

〔３番林和明君登壇〕

○３番（林和明君）改革信州の林和明です。県民の不安を解消することが政治の役割であるとの思いから、今回は二つのテーマに絞り、そんな県民の不安を代弁する思いで質問いたします。

最初に質問するのは、安心・安全な長野県づくりに対する取組についてです。

前回11月定例会では、トクリュウ犯罪、闇バイトに対する対策を質問して、県警には対策チームを組織するという答弁をいただき、昨今頻発していた強盗事件に対する県の姿勢、取組について県民の不安の思いを質問したところですが、その後、１月22日、長野駅前で男女３人が殺傷されるという大きな事件が起き、多くの人が往来する長野駅前で凄惨な事件が起きたことに、県民は驚き、大変な不安を感じました。改めて事件で犠牲となり亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、けがを負われた方の一日も早い回復を祈ります。

容疑者は生活保護を受給し、電気も止められた生活を送っていたことから、行政、政治が適切なセーフティーネットや保護を講じていればこういった事件を未然に防ぐことができたのかもしれないと考えると、今後ますます県民生活を守るために格差社会が広がることのないよう、行政、政治の責任も重大であると感じます。

今回、逮捕へ至る過程に、容疑者が写り込んだ写真の公表もあったわけですが、あらゆる犯罪の抑止、効率的な捜査のためには、県として、また、各自治体、自治会、家庭単位での防犯カメラの設置を進めることがやむを得ない、必要な状況になっていると感じます。今回の質問では、そんな安心・安全な長野県のために、防犯カメラやライブカメラなど県の考え方について順次質問を行ってまいります。

ただし、防犯カメラの設置を進めるとなると、監視社会になってしまうと感じられることや、プライバシー保護の観点に十分に留意して進めることとなります。以前にも県議会の場においてこういった趣旨の質問があったことから、確認として質問を行います。防犯カメラの設置を進めるためにはプライバシー保護に留意する必要があると考えますが、ガイドライン策定の検討状況はいかがか。お聞きします。

続いてお聞きします。東京都では、相次ぐ強盗事件や治安維持のため、都民の不安に対する対策として、個人が設置する防犯カメラやカメラ付インターホンの設置について補助を行う助成制度を設けました。以前より防犯カメラやこういった機器類は価格が安価となり、スマートフォンでその映像が確認できる仕組みとして身近な機器になってきていると感じるわけですが、昨今の想定外の犯罪に対応するためには、自分の身は自分で守るという意識の高まりから、防犯用具が注目されています。強盗、空き巣を防ぐためには、確実に戸締まりすることはもちろん、センサーライトや防犯カメラが設置されていることが犯罪の抑止力になると言われていま

す。

ここでお聞きしますが、県として一般住宅への防犯カメラやカメラ付インターホンの設置などの防犯対策に対する支援を検討してはいかがか。以上２点を直江県民文化部長にお聞きします。

続いて、関連する質問としてお聞きします。

現在、長野県警として、長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業を進めてくださり、県内各自治体、自治会での防犯カメラ設置に対する補助に取り組んでいただいております。令和６年度予算では補助事業が予算に達したことから、今回の新年度予算にも拡充ということで盛り込んでいただき、さらに今後県内での犯罪抑止、治安維持に必要とされる事業になるのではと感じています。

ここでお聞きしますが、長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業の事業概要及び同事業の推進事業について鈴木警察本部長へ伺います。

次の質問に移ります。

昨今、カスタマーハラスメントという言葉が一般的になってきましたが、意味そのものは以前からあったお客や窓口対応での不当要求ということになります。民間、行政にかかわらず、大声を出す、威嚇するなど、罪に問われる事態にエスカレートしかねない事案は珍しくありません。そういった事態から、行政職の皆様の名札の表記変更など、世相を反映しているわけですが、時には窓口で凶器を持ち出すことや、重大な事件が起きることがあり、行政職の皆様を守るため、多くの県民が訪れる公共施設での犯罪抑止策が求められるようになっているのではと感じます。

訪れる県民のプライバシー確保ということは、先ほどの質問でのガイドラインでも今後検討に盛り込んでもらいながら、多くの方が訪れる県有公共施設が、職員、県民にとって安全な場であるためにお聞きします。県庁や合同庁舎への防犯カメラの設置状況及び管理体制についてお聞きします。

そして、こういった公共施設には飲料の自動販売機があります。自動販売機の設置には、従来、業者を入札から選定していくという過程があるわけですが、昨今、自動販売機事業者のＣＳＲ活動の一環として、長野市や、上田・東御などの上小地区は、協定を締結し、設置自動販売機の売上げから公共施設へ防犯カメラの寄贈を行うといった取組が進められております。または自動販売機そのものに防犯カメラが内蔵され、その設置した公共施設の治安維持向上につながる例も見受けられます。

ここでお聞きしますが、県有地に設置する自動販売機へ防犯カメラの設置についても検討してみてはいかがか。以上２点を渡辺総務部長に伺います。

次の質問に移ります。

県有公共施設の安全性という観点で考えて、生徒が通う学校もその治安維持の重要性が求められると考えます。他県の事例ではありますが、学校に不審者が侵入し、生徒が死傷するなどの重大な犯罪が起きた事例もあることから、そういった事件を教訓に、学校、教育機関での犯罪抑止策は今後さらに必要になってくると考えます。

現場の教員の皆様は不審者対応に必ずしも慣れているわけではないということから、そういった防犯設備の充実が必要であると考えてお聞きしますが、生徒の安全確保を目的とした県立高校での防犯カメラの設置や不審者の侵入対策の状況について武田教育長に伺います。

続いての質問に移ります。

私は、山間部の積雪量や交通状況の確認などについて県が設置しているライブカメラで確認をすることがありますが、こちらも、インターネット上での表示方法において、現代的にスマホ対応にする、見やすくするなど今後の対応が望まれるところではありますが、道路状況や河川の増水、災害対策として必要な情報であると感じています。また、道路を通行する車両の確認も行えることから、私は、広い意味では治安維持にもつながると考えており、今後のより広範な設置と充実を望むものであります。

ここでお聞きしますが、道路や河川のライブカメラについて設置の目的と状況を新田建設部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には防犯カメラの設置に関するガイドラインの策定及び一般家庭への防犯カメラ等の設置に関する支援についてお尋ねを頂戴しております。

防犯カメラにつきましては、犯罪を未然に防ぎ、安全・安心な暮らしを支える防犯インフラであり、人口減少・少子高齢化により地域における防犯活動の担い手が年々減少傾向にある中で、地域防犯力の維持向上や補完をする観点からも設置は有効であると考えております。

一方、プライバシー侵害の危惧から設置に踏み切れないといった意見もあることから、令和５年度に関係部局と共に防犯カメラの設置と住民のプライバシー保護との調和を図ることを目的とした防犯カメラガイドラインの策定に向けた検討に着手いたしました。この間、通り魔事件や中山間地における強盗事件など、県民の不安に直結する凶悪事件も発生し、改めて防犯の在り方が問われていることから、令和７年度に、有識者を交え、防犯カメラ設置運用の在り方を含め、安全・安心なまちづくりを進めるための指針を検討することとしたところでございます。

また、一般住宅への防犯カメラ等の設置に関する支援ですが、県では、これまで、警察本部が主体となりまして、市町村や自治会等が設置いたします公益性、公共性の高い空間への防犯

カメラの設置費用の一部を助成してまいりました。

一般住宅への防犯カメラ等の設置は、設置家屋だけでなく、周辺地域の犯罪防止にも一定の効果はあるものの、その効果や公益性は限定的であると考えられるほか、公共空間以外での設置はプライバシーへの配慮がより厳格に求められると考えております。こうしたことから、まずは安全・安心なまちづくりの在り方を検討する中でその必要性等を慎重に判断していくべきものと考えております。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業の事業概要及び同事業の推進状況について御質問をいただきました。

長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業は、地域の安全・安心を確保するための手段として平成29年度から実施しており、市町村、町内会、商店街組合等の自治組織が街頭防犯カメラを設置するに当たり、設置費用の一部を補助する事業であります。具体的な補助額としては、設置費用の合計額に対して、設置者が市町村の場合は３分の１、自治組織等の場合は２分の１としており、その上限は１団体につき25万円としているところです。本事業においては、本年度までに265台の街頭防犯カメラを設置し、103団体に補助金を交付しているところであります。

街頭防犯カメラは、犯罪抑止効果が非常に高く、県民の皆様からの設置要望も多いことから、これらのニーズに応えるべく、来年度も事業を継続予定であり、安全・安心な社会づくりの推進のため、国からの交付金、重点支援地方交付金を活用して予算額を倍増するなど、本事業を拡充して実施する予定であります。

引き続き、県民の要望に応じ、より多くの自治組織等が本事業を活用できるよう、必要な予算を確保して街頭防犯カメラの設置促進を図り、県民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいる所存であります。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には県庁、合同庁舎における防犯カメラの設置状況及び管理体制等についてのお尋ねでございます。

県庁舎及び合同庁舎の防犯カメラは、現在、４機関で計26台設置されており、いずれも、それぞれの機関において管理者を定め、データ等の取扱いを含め設置目的に従って適正に管理されているものと承知しております。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止効果や犯罪発生時の的確な対応を行うために有効と考えますが、御提案いただきました自動販売機につきましては、設置されている場所が多くの方が利用される場所でございます。このため、県における防犯カメラの設置等に関わる検討やプライ

バシーに配慮した適正な管理、自動販売機設置者の意向などを踏まえ、設置の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県立高校における生徒の安全確保対策についてのお尋ねでございます。

県立高校の防犯カメラにつきましては、不審者侵入対策や、自転車、楽器等の盗難防止を目的として、令和７年２月現在、地域キャンパス校や分校等を含めた83校中45校において211台が設置され、管理者を定め、設置目的に従って管理をしているところでございます。

このほか、不審者侵入の対策につきましては、全校において夜間・休日における機械警備の実施、さすまたの配備、立て看板やセンサーライトの設置のほか、来校者に受付にて名札等の着用を依頼し来校者であることを明確にするなどの対応をしているところでございます。

引き続き、生徒の安全確保を第一に、学校への防犯カメラの設置を検討していくほか、必要に応じて、各校で策定している危機管理マニュアルの見直し、防犯避難訓練、防犯器具取扱研修等により不審者侵入防止体制を確立するよう取り組んでまいります。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には道路や河川のライブカメラの設置の目的と状況に関するお尋ねでございます。

まず、道路情報カメラ、いわゆるライブカメラにつきましては、積雪や路面の状況、交通渋滞の有無などについて、道路管理者としての状況把握と道路利用者への情報提供を主な目的として設置しております。

道路カメラの設置状況につきましては、県が管理する道路38路線に合計116基を設置し、ホームページ上で公開しているところでございます。

次に、県が管理する一級河川においては、県民に身近な河川の水位情報をリアルタイムに提供し、洪水時の避難行動につなげることを目的として簡易型河川監視カメラを設置しております。

河川のカメラの設置状況に関しましては、令和２年度に策定した長野県流域治水推進計画に掲げた数値目標である令和７年度末までに100基増とする目標を達成し、現在、174河川、延べ296基を運用しているところでございます。引き続き県として適切な道路、河川の情報提供に努めてまいる所存でございます。

以上です。

〔３番林和明君登壇〕

○３番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

防犯カメラの関係は、犯罪抑止力のため、治安維持のためという思いで質問しましたが、そういった不安がない長野県を望むとともに、犯罪が凶悪化、そして巧妙化する現代では、捜査につながることから、先端機器の導入は効率的な県政運営を送る上で必要になってくることと感じます。

具体的には、これまで人が街頭で調査を行っていた交通量調査や人の往来などが、カメラ映像をＡＩに学習させることで、より効率的な調査が行えるといった事例も出てきています。県には、ＡＩの活用を含め、さらに一歩先の設備投資、安心・安全な長野県づくりに対する進捗状況の確認を行っていただくようお願いし、一つ目の項目を終え、次の質問に移ります。

先日、我が会派改革信州の代表質問で髙島県議が取り上げた上田長野地域水道事業広域化について質問を行います。

改革信州では、定期的に、県内各地で、県政対話集会として会派全員で県民の皆様と意見交換する場を設けておりまして、多くの御意見を頂戴し、活動に生かしているわけですが、去る１月22日に上田市において開催したところ、上田長野地域水道事業広域化についても多くの声が寄せられました。これまで、関係自治体において広域化についての説明会が何度も開かれている状況ではありますが、地元住民の不安は拭えず、県議会の状況を聞きたい、県の見解を知りたい、そういった住民の声が多く寄せられました。

上田長野地域水道事業広域化では、管路の新設、二重化や既存管路の耐震化など、上田市から坂城町、千曲市、長野市にかけて多くの事業から総計1,000億円超を見込み、国の負担がその３分の１であることから、どうしても国の補助金スケジュールありきで拙速に進めているのではないかと感じてしまいます。説明どおり将来世代にわたって必要なインフラ整備のために広域化を進めるのであれば、市町村合併時のように慎重に議論を行い、進めるべきと感じます。

今回、地域から多く挙げられている疑問として、上田市から長野市まで延びる長大な管路の二重化に多額の費用が見込まれていることがあります。広域化の目的は、災害対策、また、今後見込まれる人口減少対策のため各種関連施設のダウンサイジングを行うという説明に逆行しているのではないかと感じます。

ここでお聞きしますが、災害対策を目的とするのであれば、多大な費用のかかる管路新設ではなく、水源の分散化によるダウンサイジングが効率化であるという意見もあるが、見解を伺います。

そして、管路を新設することによって、維持修繕など管理コストを将来世代に負担させることになります。既存の管路の老朽化対策や耐震化に補助金を充てて、新規管路は最小限にすべきと考えるが、いかがか。伺います。

今回の広域化統合のメリットとして、技術職の職員の人的資源の最適化も挙げられています。

どれだけ多く予算計上したとしても、職員確保は、今後、人口減少社会の中でますます難しくなることは私も容易に想像できることから、広域化統合に対するメリットは私も理解するところです。

また、近年の物価高、金利の上昇による公共投資の当初見込みからの大幅な費用の上昇は近年の事業では避けられないことから、今回の管路新設による投資費用は、この先数十年、果たしてどこまで現在の予測が当てはまるのか、懐疑的に感じます。

ここでお聞きしますが、設備への投資は最小限とした上で、人的資源活用のため、組織統合を中心とした検討は行ったのか。また、起債していく上での金利や物価高に対してどこまで見通しを立てているか、伺います。

また、もう一つ、上田・長野地域の広範囲で渇水となって水不足となった場合の対応、また、上田・長野地域における協議団体以外の団体との将来的な統合の構想はあるのか、お聞きします。

先ほども申し上げたとおり、国の補助金を当て込んだスケジュールから地域のこういった多くの不安の声を受けましたが、スケジュールは、現在、令和７年７月以降と再設定されることになりました。ただ、いずれ結論は出さないといけません。

水道の末端供給は、本来自治体の責任において行うことはもちろんですが、長野県では全国でも珍しい末端供給まで行っていただいていることから、やはりこの統合事業について県の立場、見解が重要になると考えてお聞きしますが、上田・長野地域において根強い慎重論があったことで統合のスケジュールがずれ込んだが、このことに対して県も一員である協議会の受け止めはいかがか。伺います。

そして、広域化統合に住民から不安の声が出ている原因の一つに、統合しても国の補助金が出るとはいえ、その補助金は３分の１であり、残りは関係自治体で負担が必要になり、現段階でもその負担割合が決まっていないことがあります。

また、この広域化統合は長野県に限った話ではなく、当然日本全国で同様の議論が進んでいます。そういった先行事例の中で、奈良県では、広域化統合の中で協議から脱退する自治体もあり、難航している状況です。ただ、奈良県の事例では、国だけではなく、県も財政支援を行い、広域化統合に向けて協議を進めています。

今回の水道広域化は、今後、人口減少社会の中で長野県全域に広がることも考えられることから、全県民にとって他人事ではないと思います。だからこそ、私は、県に、将来世代にわたってインフラである水の供給に県民への将来責任を果たすことを約束してほしいと要望し、最後にお聞きしますが、構成団体の財政負担の方法について、現在の検討状況はいかがか。また、先行する奈良県の事例のような企業団に対して出資を行う方法について検討してはいかが

か。以上六つを吉沢公営企業管理者にお聞きします。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）上田長野地域水道事業広域化について６点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、水源の分散化によるダウンサイジングについてです。

上田長野地域水道事業広域化に伴い、上田市から千曲市への送水管路の複線化を検討していますが、これは、災害時のバックアップ機能のほか、上田市の浄水場から県企業局の給水区域である塩田平地域に送水し、そこで発生する余裕分を下流域で活用することで老朽化した浄水場のダウンサイジングを図るという、地域全体の効率的な水運用や課題解決のための送水管との位置づけも有しています。

水需要の減少への対応としては、浄水場等を小規模・分散化してダウンサイジングを図る方法も考えられますが、この場合、適地に安定的な水源が存在することが条件となり、坂城地区などではそうした水源の確保が困難な状況です。

また、小規模・分散型の場合、施設数が多くならざるを得ませんが、人口減少局面では、職員体制などからも、施設数を減ずる方法が効率的と考え、現在の整備計画を検討しているところです。

次に、管路新設も含めた施設整備の考え方についてです。

管路新設による維持管理費に関しては、施設の統廃合も含めた水道施設全体の維持管理コストの中での検討が必要ですが、ただいま申し上げたとおり、人口減少下では人数を増やすことなく管理可能なシステムが重要であり、この点も踏まえて管路による送水が有効と判断しているところです。

広域化に伴う施設整備は、大規模災害時の復旧長期化リスクを低減させることも考慮し、単独経営では進捗を図ることが難しい送水幹線、浄水場及び配水池等、基幹施設の更新や耐震化を主要な事業として計画していますが、管路の耐震化についても、重要施設への耐震化状況などを踏まえた実施効果を考慮しながら、一部補助事業も活用してこれまでと同等程度のペースで取り組み、この基幹施設の優先整備後には、これを重点的にさらに進めることとしております。

３点目として、人的資源の活用の検討などについてです。

今回の施設整備計画は、上田・長野地域の水運用における課題への対処や、人口減少社会を想定した効率的な運用を踏まえた投資といった観点から検討しているものです。

こうした計画と並行して、現在検討中の基本計画素案においては、当面の間、構成団体からの派遣や身分移管により必要な職員数を確保した上で順次新規職員の採用を進めること、ある

いは、人員の適正配置の中でも、技術職員の確保や育成、技術継承を推進することなど、統合に当たっての人的資源の活用についての方向性を整理しており、今後、事業計画において具体の検討を行っていく予定です。

また、シミュレーションにおける経費の見通しに関しては、全ての費用について近年の物価上昇を反映した令和５年度時点に換算して算出し、新規起債の金利については借入条件により若干幅がありますが、シミュレーション実施時の平均的な率である１％を適用して試算しています。

４点目は、広範囲で水不足となった場合の対応や将来的な統合の構想についてです。

基本計画素案においては、安定的な給水と非常時の対応能力強化のため、主要な浄水場を連絡管へ接続し、バックアップ可能な水道システムを構築するとしています。

渇水が発生し、いずれかの浄水場で十分な送水ができなくなるなどの非常時においては、不足したエリアに他の浄水場から送水してカバーすることや、その補完として給水車を派遣するなどの対応が考えられますが、広域化することで広範囲での浄水場の連携や給水に係る人員、車両の確保が可能となり、緊急時の対応に備えることができるものと考えています。

また、将来的な統合構想に関してですが、県の水道ビジョンでは、上田・長野地域の一部の事業者の事業統合を先行して実施し、中核となる事業者を設立した上で、圏域内の他の事業者との連携を行うこととしており、今回の基本計画素案におきましても、近隣自治体との事務の共同化などの広域連携の検討に併せ、新たな統合等の希望があった場合には随時協議に応じることとしています。

５点目として、協議スケジュールの見直しに対する受け止めについてです。

先ほど山口議員にもお答えいたしましたが、先日開催された協議会において、上田市長から、市の上下水道審議会において様々な意見があり、現段階で結論を出すのが難しく、もう少し議論を深めていきたいとの意見を踏まえ、基本計画に関する合意時期の７月以降への見直しをお願いしたい旨の提案があり、他の構成員の方からは、広域化の取組に対する期待に応えていくことが大切でスケジュール感を持って早期の企業団設立を目指すことも必要といった意見が出されましたが、協議の結果、住民の皆様に説明を行い、理解を得ていくことが大切とのことから、当面の予定の見直しについて合意がなされたところです。

こうした認識やスケジュール感を関係団体で共有しながら、当地域の水道事業をめぐる状況や事業統合の検討の必要性などについて協議の各段階で丁寧な説明に努め、御理解をいただきながら取組を進めていくこととしています。

最後に、財政負担の方法に係る検討状況等についてです。

基本計画素案では、財政運営に関して、企業団は各事業体の資産及び負債を引き継ぎ、統合

時点で構成団体の留保資金や起債残高を平均化するための一般会計からの補填は行わない。また、国庫補助金を受けて施設整備事業を実施する場合の財源措置として一般会計出資金の負担方法をルール化するなどの規定を設けています。

議員御質問の事例は、企業団が国庫補助金を受けて施設整備を行う場合、市町村の一般会計出資総額を県が代わって負担するもので、これは、用水供給事業者であります奈良県が県下水道の一体化を進める中で独自に設けた制度であり、一部地域の末端給水を県企業局が担っている当地域とは状況が異なるものですが、企業団が実施する施設整備に対する財政負担のありようについては今後検討協議すべき重要事項であると考えています。

以上でございます。

〔３番林和明君登壇〕

○３番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

水道統合広域化事業は、先ほど申し上げたように、市町村合併に相当するほどの大きな決断になると私は思います。県は、これからも、各自治体の協議に関し、また、その企業団の運営に関しても積極的に関わっていただくことを要望して、私の全ての質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）皆様、こんにちは。丸山寿子と申します。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

消防、防災、減災について、初めに、避難所運営の改善について伺います。

避難所生活の質の改善を進める上で、スフィア基準は不可欠と考えますが、県内市町村のスフィア基準に対する取組実態及び備蓄などの対応状況はどのようになっているのか、お伺いします。

スフィア基準は、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めたもので、数値的基準ではなく理念に基づく達成基準でありますが、日本の避難所を変えるヒントがたくさん示されているものであります。

あわせて、女性の視点を取り入れて避難所の設置・運営を行うことも重要で、女性のリーダーが望まれていますが、避難所全般、さらに防災・減災施策を論ずる県・市町村の防災会議などへの女性の視点の導入に向けた取組について前沢危機管理部長に伺います。

次に、消防防災活動の推進について伺います。

最初に、フェーズフリーな防災活動について。

私の住む塩尻市の例でありますが、一つ目には、地元の小学校の校庭での地区運動会に防災

を取り入れた障害物競争やバケツリレーなどで競う防災運動会が行われました。また、二つ目ですが、別の地区において、ため池跡地を公園に転換するセレモニーの機会に、参加の地域住民の放水ポンプつなぎや子供たちの土のうづくりなどを実施し、いずれも大好評でした。

こうしたいつもの学びやイベントにフェーズフリーの観点から防災を取り入れることで、年齢や性別を問わず参加でき、事前防災の観点からも有効と考えますが、市町村への普及、浸透を含めて御所見を伺います。

次に、女性消防団員の状況について伺います。

防災の要となる消防団の多くは、現在、団員確保が課題となっています。昨年の塩尻市出初め式での来賓挨拶で女性消防団員について取り上げさせていただきましたが、本年は２名が女性消防団員について取り上げての挨拶でした。

また、県消防協会でも女性消防団員活性化会議を設け、女性消防団員が活動しやすい環境づくりをしていると聞きますが、県として、今後、女性消防団員に期待することは何か。あわせて、県内の消防団員の登録数に対し、女性消防団員数について過去10年の推移も併せてお聞かせください。以上、前沢危機管理部長に伺います。

次に進みます。在宅介護の体制等について。

最初に、在宅介護サービスの提供体制の維持について伺います。在宅介護サービスの根幹となる訪問介護サービスについて、県内には中山間地域の小規模事業所も多く、サービス付高齢者住宅への効率的なサービス提供とは異なり、慢性的な介護人材の不足感など、困難を抱えながら運営している状況があります。

そのような中で、令和６年度介護報酬改定では、基本報酬が減額され、先月発表された東京商工リサーチの調査によれば、2024年の介護事業者の倒産件数は過去最多となっています。

県内における訪問介護事業者の廃止の状況や訪問介護サービスの現状をどのように捉え、在宅サービスの提供体制の維持のため、県としてどのように支援していくか、笹渕健康福祉部長に伺います。

次に、認知症施策推進基本計画に基づく新しい認知症観の普及について伺います。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、国では令和６年１月１日に認知症基本法が施行され、それを受け、令和６年12月３日に閣議決定された認知症施策推進基本計画では、認知症の人本人の声を尊重し、新しい認知症観に基づき施策を推進することとされています。

県では、令和６年度からの第９期長野県高齢者プランに抱合して認知症施策推進計画を策定しているところですが、国の基本計画の策定等を受け、新しい認知症観の理解促進に向けてどのように取り組んでいくのか、笹渕健康福祉部長に伺います。

以上で１回目の質問を終わります。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には消防、防災、減災に関して四つほど御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まずは県内におけるスフィア基準への対応状況でございますけれども、県内市町村のスフィア基準への取組状況は、昨年度、国の避難所の生活環境の向上に向けた実態調査がございましたが、これによりますと、例えば、トイレは20人につき最低一つ設置を目指しているところでございますが、これに対して、発災当初は約41～60人当たりに１基というふうに回答したところがまだ28.6％あるという状況や、１人当たりスペースは最低3.5平米確保しましょうというところ、一般避難所の１人当たり面積を定めているところがまだ59.7％であるというようなことでございます。

実は、市町村の皆さんが避難所の運営をする際に参考としていただくために県が策定した避難所運営マニュアル策定指針というものがあるわけですけれども、この中にも、スフィア基準、スフィアハンドブックというものがあるわけです。それは、避難所の質の向上を図る上で非常に参考とすべき国際基準であるという記載はあるわけですけれども、今申し上げたように、達成状況はまだまだ道半ばという状況だというふうに思っております。実は、県でも、市町村の皆さんを対象にした実践型の避難所運営の訓練を始めておりまして、例えば、こういうチェックリストごとにちゃんとつくっていきましょうというふうなことも手を取り合ってやっておりますので、時間はかかるかもしれませんが、県内にスフィア基準が浸透、定着するように今後も引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、女性視点での避難運営・設置でございますけれども、県では、地域防災計画において、女性や子供等への配慮に努めるよう定めておるほか、今申し上げた策定指針でも、具体的な事例、例えばですけれども、避難所を運営する組織に女性を３割以上入れることを推奨するといった事例を示しまして、市町村にも実践を呼びかけているところでございます。

また、防災会議の女性委員は、県は81名中16名ということで19.8％、それから、市町村全体では9.2％ということで、まだまだ低い状況でございます。今後、各機関に対してこれまで以上に積極的に女性委員の推薦を依頼するほか、県でも指名可能な場合には女性の方をお願いするということで、女性比率の改善に努めてまいりたいというふうに思っております。同時に、こうした取組を市町村に促すだけでなく、避難所の設営や被災者支援の訓練、研修の機会を捉えて、こういう防災会議だけではないと思っていますので、能登や熊本で実際に災害現場で経験を積まれたＮＰＯの方などを呼んで知識や経験を市町村に伝えていただくというようなこともしながら、できるだけ取組が進むようにしていきたいというふうに思っております。

それから、フェーズフリーの考え方でございます。

平時と災害時のどちらにも役立つように物事を考えるというフェーズフリーは、とかく平時と異なる特別なものと認識されがちな防災を身近なものとして捉えて、誰もが気軽に参加、実践することができる有効な手段だというふうに考えております。今議員から御紹介いただいた塩尻市の事例は非常にすばらしい事例だなというふうに思っておりますので、そういったことも横展開していきたいと思っております。

実際に市町村の方の御相談に乗ることがよくありますけれども、防災訓練もちょっとマンネリ化してきたとか、防災意識の向上の手詰まり感ということで悩む声も多く聞いておりますので、そういった事例も紹介しながら進めていきたいというふうに思っております。

最後に、女性消防団員の話でございますが、県内の令和６年４月１日現在の女性消防団員数は、全国第５位の1,017名ということで、消防団全体の3.5％となっております。10年前より84名の増でございまして、全体に占める割合も10年前の2.6％から年々増加しているところでございます。

県では、県消防協会と共に、長野県の女性消防団員の相互のつながりと情報共有を目的とした長野県女性消防団員活性化会議や長野県女性消防団員活性化大会を設置、開催しているところでございまして、このうち、特に長野県女性消防団員活性化大会は、県下女性消防団員が一堂に会して、消防団長さんにも来ていただくので、その場で研修、討論、情報交換を行うことができ、女性消防団員の声を直接消防団の幹部の方に届けるよい場となっているというふうに考えているところでございます。

女性に期待することでございますが、消火活動だけでなく、例えば独り暮らしの高齢者宅の防火訪問や住民に対する防災教育など、ソフト面で女性に期待するところが非常に大きいと聞いておりますので、今後もそういったところは進めていきたいというふうに思っておりますし、災害が激甚化、頻発化している中で、女性消防団員をはじめとする消防団が地域のニーズに応える活動を行いやすくなるように、県としても、好事例の収集や市町村への情報提供を通じて、女性消防団員が活躍しやすい環境づくりに引き続き努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には２点お尋ねがございました。

初めに、訪問介護サービスの現状認識と県の支援についてでございます。

県内の訪問介護事業所の指定状況については、令和７年１月１日現在で518件であり、６年４月１日現在の514件から廃止が９件、開設が13件で、差引き４件の増となっております。

県では、訪問介護基本報酬の引下げを受け、事業所運営の実態について調査を行い、都市部

に多い高齢者住宅等にサービス提供をしている事業所に比べ、中山間地域では効率的なサービス提供が困難である現状などを把握した上で、国に対して地域の実情を考慮した介護報酬となるよう要望したところでございます。

加えて、現在集計中の介護報酬改定前後の影響調査においては、今年度、新たな処遇改善加算等が創設されたものの、約半数の事業所で収入が減少するなど、厳しい運営状況を認識したところでございます。

県としましては、訪問介護は極めて重要な在宅サービスと認識しており、事業所が安定した運営を行えるよう、12月に魅力発信フォーラムを開催したほか、さきの臨時会でお認めいただいた燃料費等の価格高騰支援金の速やかな支給に努めてまいります。

加えて、本定例会において、介護職員の処遇改善補助金や訪問介護サービスの提供体制の確保に向けた支援など、補正予算を計上しているところであり、これらの支援策を通じてサービス提供体制の維持に取り組んでまいります。

次に、新しい認知症観等の理解促進に向けた取組についてでございます。

国の認知症施策推進基本計画では、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望を持って暮らすことができる新しい認知症観が掲げられ、県民の皆様に認知症の正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を普及していくことがより重要になると認識しております。

県では、長野県認知症施策推進計画に基づいて、今年度は、認知症の方にも登壇いただいた信州認知症フォーラムの開催や、認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色での国宝松本城のライトアップ、県庁「ながのオレンジリングドレスアップ」などの取組を重点的に行ったところでございます。

これに加えて、さきの臨時会でお認めいただいた新しい認知症観の普及を図る事業として、認知症の方やその御家族、地域の支援者等が参加する意見交換会や、認知症月間におけるイベントなどを当事者の御意見もお聞きしながら開催することで、広く県民の皆様に認知症への理解が浸透し、認知症の方々が希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて一層取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えをいただきました。

避難所運営についてですが、災害のたびに、100年前の関東大震災とあまり変わらないような避難所の状況として写真等が報道されるのを見るのは本当に歯がゆく、日本が国際基準を視野に入れた人道的な水準に一日も早くなるように、これからも全国的に努力が必要であります。

災害関連死を防ぎ、被災された方が心身を回復し、少しでも明るい気持ちで前に進むことができることを心から希望します。

介護についてですが、昨年12月に県と県社協主催で長野県の訪問介護を考えるフォーラムに参加しました。基調講演からも、地域包括ケアシステムの理念だけ掲げても絵に描いた餅で、実現のために必要なマンパワー及び財源の確保が必要だが、2024年の介護報酬の改定において訪問介護の報酬が引き下げられたことにより、ヘルパー消滅の危機の説明を受け、その大変さを改めて再認識いたしました。介護人材への報酬の低さと介護労働に対する長年の軽視によるものであります。介護人材の不足、利用者の負担増、財源の改善のために、県として今後も国に強く働きかけていただきたいと思います。

次に、認知症基本法においての新しい認知症観は、認知症の当事者の気持ちも取り込みながら、自治体の取組が進むのを期待したいところですが、介護保険サービスの逆行が起こらないように県としても働きかけていただきたいと思います。

また、介護保険制度の内容が身体介護からスタートしましたが、後期高齢者が急増するに当たり要介護者が増えることへの対応として、特に介護の初期の段階での生活支援にもっと力を入れて、まずは支え、介護保険制度の継続につなげることが必要であるという提案がありました。介護関係の従事者からも同様に指摘される点であります。県としてこの点も国に働きかけていただきたいと思います。

それでは、次に進みます。若者のライフデザイン支援事業と子育て支援について。

若者のライフデザイン支援について、現在、高等学校の家庭科のライフプランニング授業においては、様々なライフイベントの中で、「二人で共に生きる」として、結婚、子育て、高齢社会を生きる、また、介護等の説明も入り、生涯の生活設計について考える内容となっていますが、高校を卒業した後、大学に入学した頃や企業に就職した間もない時期のうちに、自分が今後どう生きていくのか、結婚や家庭、子育て等を含め自分の人生をどう描いていくのかを引き続き考えていくことが大変重要と思います。

現在、日本を含むアジア圏の国においては、結婚してから出産・子育ての傾向が強いことから、まずはそれを加味しながら、若者がライフデザインを学ぶことによって、男女共に自分自身を主体的な存在として高齢者となるまでの人生設計を考えられるようになることが大切です。

そこで伺いますが、新年度の当初予算案に計上されている若者のライフデザイン支援事業の目的と、現在予定している事業の内容は何か。また、近年注目されているジェンダーの視点も配慮されているのかについても併せてこども若者局長に伺います。

次に、育児支援について、産後鬱への対応についてお聞きします。

近年、パパ育休の取得の伸びや、日常的に男性も育児に積極的に関わってきている状況の中

で、乳児や小さな子供の世話をすることに対して、プレッシャーやストレスなどにより、女性だけでなく男性も産後鬱になるケースがあると聞きますが、その状況はどうか。

また、県では、令和７年度当初予算に妊産婦メンタルヘルス支援体制ネットワークの構築に係る予算を計上していますが、どのような取組を進め、県として支援していくのかについて笹渕健康福祉部長に伺います。

次に、高齢者向けのライフデザイン講座の取組について。

人生100年時代と言われますが、高齢者にとっても、それまでの人生を振り返り、どんな高齢期を過ごしていくのかを考えるのは、充実した老後の日々を送るために必要であります。

現在、シニア向けにセミナーを開催している長野県シニア大学は県内10地区に学部を置いていますが、その中で、松本学部では、人生百年に向けて考えようといった計画が盛り込まれていますが、具体的な講座の内容について笹渕健康福祉部長に伺います。

80代以上の長寿期高齢者の生活を聞き取る作業をしてまとめた本が出版され、手にしましたが、人生100年時代と言われる現在、その中で、独り暮らしは心配されますが、二人暮らしは根拠のない安心感を持たれやすく、何とかやっていくだろうと思われがちで、実際には困難に満ちているとの指摘に驚きました。これからの高齢者にとっても、ジェンダーの視点を学ぶことが必要と思われます。

次に、男女共同参画センターの取組について伺います。

固定的性別役割分担意識を変え、ジェンダーギャップを解消していくため、その拠点としてセンターの役割は重要であります。県内で幅広く市町村と連携して取り組むセンターの存在は大変重要でありますが、センターでの取組について伺います。

また、男女共同参画センターでは、女性相談、男性相談を実施していますが、相談の状況と今後の取組について、以上、直江県民文化部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には若者のライフデザイン支援事業の目的と事業内容について御質問いただきました。

若者自らがどう生きたいかを考える機会が少ないことで希望する選択肢を諦めることにつながらないように、ライフデザインセミナーを強化し、若者が結婚や家庭、子育て等を含め人生をどう描いていくかを主体的に考える機会を積極的に提供していきたいと考えております。

これまでも、県では、大学生や若手社会人向けのセミナーを実施してまいりましたが、内容が仕事と家庭の両立や今後のライフイベントに必要な資産形成等に偏っており、開催回数も年数回程度にとどまっていたことから、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新年度当初予算案では事業を大幅に拡充することといたしました。

具体的には、プレコンセプションケアの視点をはじめ、自分の人生を可視化し、結婚生活や子供を持つことも含め、性別に関係なく自らの生き方を具体的に設計できるように内容を充実するとともに、大学や企業等への直接訪問を強化し、大学、短大、専門学校の学生、企業・団体等の若手社会人を対象に、開催回数を60回程度と大きく増加させる予定です。さらに、乳幼児と接する機会が少なくなっている若い世代の参加者が乳幼児と触れ合う体験ができるような場面も一部のセミナーで設けてまいりたいと考えております。

こうした県主催セミナーの充実に加えまして、結婚、出産、子育て応援サイト「チアフルながの」にライフデザインのページを新設し、様々なロールモデルの紹介など情報発信も強化して、若い世代の皆様が、それぞれの価値観に基づき、自らの生き方を選択できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には３点お尋ねがございました。

初めに、男性の産後鬱の状況についてでございます。

いわゆる男性の産後鬱の発症率につきましては、国立成育医療研究センターの研究によると、女性と同程度の約10％程度で、特に産後３～６か月の間に発症することが多いと報告されております。また、パートナーが産後鬱になると男性も同様に鬱症状になりやすいとも言われており、男女とも早期に適切な治療や支援につなげることが早期回復に重要とされております。

次に、妊産婦メンタルヘルスに対する県の支援策についてでございます。

妊産婦のメンタルヘルス支援につきましては、妊娠初期から産後までの健康診査や市町村等の相談支援により、メンタルヘルス不調を早期に発見し、専門相談や精神科医療等につなげることが重要でございます。

県では、新年度から産婦人科や精神科医療機関、市町村等の関係機関との連携により、妊産婦が必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。

具体的には、精神科医療機関のコーディネーターを中心に、情報共有ツールや診療医療機関リストの作成など、関係機関が連携するための土台づくりに着手するとともに、看護職と専門職の資質向上に向けた研修や症例検討、助産所や産後ケア事業所などの支援関係機関への専門職派遣等を行う予定です。

このような取組を通じて、産後鬱等の精神不調に悩まれている方が専門的な相談機関へ確実につながり、適切な医療機関で早期に治療が受けられる体制を構築してまいります。

最後に、長野県シニア大学の講座内容についてでございます。

長野県シニア大学は、多様な生き方や価値観を大切にしながら、新たな知識の習得と仲間づ

くりを目指すとともに、社会参加のきっかけをつかんでいただくことを目的として、長野県長寿社会開発センターが運営しており、県もその取組を支援しております。

松本学部の学習計画にある「人生百年に向けて考えよう」という講座は、自分を見つめ、磨き、高めるための教養講座の一環として開催されているもので、シニアが将来のライフデザインを考える授業です。具体的には、講師にサポートしてもらいながらこれまでの人生の振り返りを行い、家庭や趣味、学習、社会参加などの項目ごとに自分を分析して、これからの人生を豊かにするためにはどうすればよいかを考える内容となっております。

県としても、引き続きシニア大学の運営支援を通してシニアの多様な活躍の推進を図ってまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には男女共同参画センターについて御質問を頂戴いたしました。

まず、取組についてでございますけれども、男女共同参画社会づくりの総合的な拠点でございます男女共同参画センターでは、オンラインによるどこでも受講可能な研修による普及啓発、市町村職員の人材育成、相談対応、県民の皆様が利用できる図書室での関連書籍収集などに取り組んでおります。

このうち、普及啓発といたしましては、今年度、ジェンダー平等をテーマとしたセミナーを３回開催いたしまして197名に御参加いただくとともに、高校等７校を訪問してデートＤＶ防止啓発セミナーを開催し、939名の方に参加いただきました。また、アンコンシャスバイアス等をテーマに市町村との共催による講座を３回開催し、125名の方に参加いただいたほか、市町村の女性相談員を対象とした研修会や出前講座も実施いたしました。

来年度も、こうした講座等に加え、災害時の避難所における男女共同参画の視点を取り入れたトイレ整備や家庭内でのハラスメント防止など、県民の皆様の関心や社会の変化に応じた普及啓発に取り組むことで、ジェンダーギャップの解消を図り、寛容な社会づくりを進めてまいります。

次に、センターにおけます相談の状況と今後の取組についてでございます。

センターでは、女性相談員が女性の皆様からのＤＶ、人間関係、体、職場の問題など様々な悩みに関する相談に対応しております。令和５年度には年間約1,500件の相談実績がございます。

加えて、毎月２回、女性弁護士による法律相談及び女性カウンセラーによるカウンセリングを実施しておりまして、令和５年度は、法律相談47件、カウンセリング53件に対応してまいりました。また、内容がより専門的な分野に及ぶものにつきましては、一旦センターで相談をお

受けした上で、例えばＤＶ関係ですと長野県児童虐待・ＤＶ24時間ホットラインに、労働関係につきましては労働基準監督署につないでおります。

また、男性のための相談は、家庭、人間関係、生き方などの悩みに男性の相談員が週１回対応しております。令和５年度は約100件の相談に対応していることから、悩みや生きづらさを抱えている男性は少なくないものと考えられまして、県のホームページ、市町村等の関係機関を通じて幅広く周知してまいります。

いずれの相談におきましても、相談者からは、気持ちが楽になった、心の整理ができたといった声もお聞きしておりまして、引き続き、性別にとらわれず、様々な悩みを抱える相談者に寄り添った対応を行い、生きづらさの解消を図る取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれ御答弁をいただきました。

少子化の解消が叫ばれる中、統計によれば、夫婦で働いている家庭のほうが子供の数が多いこと、また、現在の賃金体系の中で、若い人たちは夫婦で働かないと子育てをしながらの生活が厳しいとの現状をよく耳にします。

女性が働き続けるには、男性の育児休暇の取得と家事負担が鍵でありますが、現状では、取得者はアップしているものの、日数が少なく、それが今後の課題であります。男女共同参画の視点も生かしながら、無意識の偏見、アンコンシャスバイアスについても十分周知され、より住みやすい、心豊かに暮らせる長野県であることを願い、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第２項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、来る２月25日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後４時４分延会

令和７年２月25日

長野県議会（定例会）会議録

第　５　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第５号）

令和７年２月25日（火曜日）

出席議員（56名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆

54 番	風間辰一	56 番	萩原　清
55 番	佐々木祥二	57 番	服部宏昭

説明のため出席した者

知事	阿部守一	農政部長	小林茂樹
副知事	関　昇一郎	林務部長	須藤俊一
危機管理監兼危機管理部長	前沢直隆	建設部長	新田恭士
企画振興部長	中村　徹	建設部リニア整備推進局長	室賀荘一郎
企画振興部交通政策局長	小林真人	会計管理者兼会計局長	尾島信久
総務部長	渡辺高秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉沢　正
県民文化部長	直江　崇	財政課長	新納範久
県民文化部こども若者局長	高橋寿明	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笹渕美香	教育次長	米沢一馬
環境部長	諏訪孝治	教育次長	曽根原好彦
産業労働部長	田中達也	警察本部長	鈴木達也
産業労働部営業局長	合津俊雄	警務部長	長瀬　悠
観光スポーツ部長	加藤　浩	監査委員	増田隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原　渉	議事課主事	片桐美代子
議事課長	矢島　武	総務課庶務係長	矢島修治
議事課企画幹兼課長補佐	山本千鶴子	総務課主査	池田　光
議事課担当係長	萩原晴香	総務課主任	東方啓太

令和７年２月25日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

◉行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、花岡賢一議員。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）おはようございます。トップバッターは経験がございませんが、私の実の経験を基に質問を組んでまいりましたので、いましばらくお付き合いをいただきます。

さて、令和７年の年が明けてはや２か月が過ぎようとしております。皆様方におかれましては、大変お忙しい年始を過ごされておいでのこととお察し申し上げますが、数多くの会合に出席する中で、本年が昭和100年、戦後80年の節目の年であることを耳にされた方も多いのではないでしょうか。

今回の知事の提案説明でも触れられておりましたが、戦後80年を迎える中、改めて平和の尊さを深く胸に刻むとの御発言と、先月末に長野県戦没者遺族会主催の沖縄「信濃の塔」での式典に御参列いただきましたことに、心より感謝を申し上げます。遺族の皆様をはじめ、訪問がかなわずに旅立った仲間も、心から喜んでいることと思います。

私が戦争についての語り部の質問を申し上げたのが７年前。日本傷痍軍人会の解散と戦没者遺族会の高齢化への問題意識から質問を申し上げましたが、それからの会員の減少は著しいものがあります。しかし、冷静に考えてみると、戦没者遺族の会員が増える条件は、戦争が起こり、戦死者が出なければ起こり得ないことですので、戦没者遺族会の会員の減少というものは、長きにわたり平和を享受させてもらっていることと同等でありますので、ある意味喜ぶべきこ

となのかもしれません。

戦争の経験は、二度と戦争を起こさない国家の誓いとして後世に語り継いでいかなくてはならないことである一方、苛烈を極めた体験を思い出したくないがゆえに、自らの子や孫に体験談を語らずにこの世を去ってしまう方が多くいることも事実であり、今を生きる世代としての難しさも感じております。深く胸に刻み語り継いでいくことの重要性を考え、遺族の方々が年を追うごとに少なくなっていく中で、行政としてどのように取り組んでいかれるおつもりなのか、まず知事の御所見をお伺いいたします。

戦争経験者の観点で申し上げますと、この後申し上げます糸洲の壕に配属された積徳高等女学校のふじ学徒隊生還者22名の中で最後まで御存命であられた方、名城文子様が、昨年の11月、97歳の生涯を閉じられました。私は参列がかないませんでしたが、盛大で、かつ厳かであった御葬儀の内容を現地の方よりお伺いした際には、もう会えないのかと思うと同時に、「私は戦争につながる全てのものが嫌いなのです」と語られていたお姿を思い出しました。

ちなみに、短編ドキュメンタリー映画となっている「ふじ学徒隊」での証言において、「妹を亡くした私は、思い出してしまうので、ふるさとに関わる全ての歌を歌うことができません」と述べられています。私はこのＤＶＤを学校・団体等の放映用の権利つきで持っておりますので、御興味がおありの方はお申しつけください。

そのふじ学徒隊が配属された糸洲の壕について、先月末、長野、沖縄両県知事と、県議会からも多くの方が御出席された佐久市の事業、糸洲の壕学習環境整備事業についてお伺いいたします。

この事業は、佐久市議会からの提言を受けて佐久市が行った事業でありますが、沖縄県という他の自治体で、しかも民地における整備事業という異例の事業でありました。とかくできない理由を探しがちな行政にあって、ある意味壁を越えたすばらしい事業であったと思っています。加えて、鎮魂の碑はあれど、長きにわたって荒れていた壕の整備に対して、沖縄県と現地の糸満市並びに住民の皆様の御理解があってのことと、感激に堪えません。

私に託された資料の中に、昭和61年２月13日に長野県遺族会会長と長野県遺族会青壮年部長の連名で沖縄県知事に提出された陳情書の写しがあります。内容を見ると、壕内に家畜の汚物を流さぬように配慮を求める内容と、遺骨と遺留品の収集を願う趣旨でありますが、願意の中ほどに、洞窟中央に進んだところ、原型のままの遺骨が発見されたとあります。ここで、ふじ学徒隊の内容に戻って考察すると、米軍の総攻撃中に出された学徒隊解散の命令に背き学徒に対して解散命令を出さなかった小池勇助軍医は、総攻撃が弱まった６月の26日に解散命令を出し、「絶対に死んではならない。あなた方は明日の日本を担う任務があるのだ」と言って、一人一人と握手をして送り出すわけです。

その後、米軍が投下した物資が入った缶の中に小池隊長が好きだったたばこを見つけた学徒の１人が、届けるために壕に戻ったときには、青酸カリを飲んで自決されていたことを考えると、この中央に進んだところの原型のままの遺骨は小池軍医かと思いましたが、御遺骨は昭和45年に元学徒隊と元衛生兵によって収容されているとのことでした。

しかし、この陳情書からは、終戦から41年、本土復帰から14年の後でもこのような状況があったことを知ることができます。戦後生まれが大半となったことは不幸ではありませんが、事実が風化してしまうことはあってはならないことと考えます。事業を行った佐久市の思いとしても、平和について深く考える一助となれば幸いと捉える中、今後県としてはどのように関わっていかれるのか。こちらは健康福祉部長にお伺いいたします。

平和学習の重要性を思う中、風間県議の代表質問への答弁で市町村や学校を巻き込んでいくとされた若者の交流についてですが、両県にとって戦争と平和というものは欠くことのできないテーマでありますので、今後の展開に御期待申し上げます。

一方、若者が沖縄に行くと考えるときに真っ先に思いつくのが、修学旅行です。私は、常々、与えられたものより勝ち取ったもののほうが強いと考えながら生きておりますので、「修学旅行で沖縄に行きます」という状況から事前学習を行うのと、沖縄で起きた惨状を学んだ後に沖縄に行き先を決めるほうが、より修学が進むと考え、何度も提言しようと思いましたが、現状をお伺いすると、航空券の手配や宿舎の状況を考慮すると、入学と同時に行き先を決めないと間に合わないといった内容を知ります。難しさを感じますが、この件について教育長の見解をお伺いいたします。

最後に、昨年２月に取り上げた公的機関が保管する戦争関連資料の提供についてお伺いいたします。

昨年の２月定例会でお伺いした内容を私の県政レポートに載せ、配付を行ったところ、かなり多くの方からお問合せをいただきました。そのうちの一つのエピソードですが、県に問合せを行って、亡くなった方の資料の提供を受けます。その時点で目的は達成されているのですが、その資料には、お亡くなりになった方と関係の深い方の情報が掲載されていたそうです。そして、その方の元を訪ねると、実はどこの誰だか見当がつかないためどなたにも渡せず保管している物がございますと、大切にされていた物を受け取って帰ってこられた内容を伺いました。大変驚いたのと、次の世代に思いをつなぐことができる重要な事業であることを再認識いたしましたが、現状はどのようになっているでしょうか。また、戦没者遺族会と連携を図りながら進める答弁をいただく中で、さらに強化していっていただきたいと考えますが、御所見を健康福祉部長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

〇知事（阿部守一君）私には、戦争と平和に関連して、これから戦争の記憶や歴史を語り継いでいくことの重要性を踏まえて、行政としてどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

今日の我が国の平和と繁栄は、多くの先人の皆様方の苦難の歴史の上に築かれたものというふうに考えております。戦争でお亡くなりになられた方々をはじめ、多くの方々の苦難の歴史、そして戦争の悲惨さ、平和の尊さ、こうしたものをしっかりと引き継いでいくことは我々の重要な使命だというふうに考えています。

県としても、子供たち向けに戦争の歴史を説明するパンフレットを作成させていただいたり、また、長野県の戦没者追悼式には、近年では地元の学生にも参加いただいて、若い世代の皆さんにも戦争の記憶を学ぶ機会の充実を図ってきているところであります。

また、満蒙開拓平和記念館の施設整備に当たりましては、県としても支援を行わせていただいたところでありますし、県立図書館の信州デジタルコモンズで体験者の聴き語り動画を掲載しております。こうした取組を通じて、記憶の継承にこれからもしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

今回、私も沖縄を訪問させていただいて、信濃の塔、それから糸洲の壕、追悼式等に参加させていただいたわけでありますけれども、改めてこの戦争の記憶、歴史を語り継いでいくことの重要性を認識させていただきました。遺族会の皆様方におかれては、平和の語り部事業を進められていくというふうに伺っておりますので、こうした取組にぜひ県としても協力していきたいというふうに考えております。

直接戦争の体験をされた方が少なくなっている中、残された時間は大変少ないと思いますので、県としてもしっかりと後世につなげることができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

〇健康福祉部長（笹渕美香君）私には２点お尋ねがございました。

初めに、佐久市糸洲の壕学習環境整備事業に対する県の関わりについてでございます。

戦争体験者の高齢化や戦争を知らない世代の増加により、戦争の記憶の継承が課題となる中、佐久市による糸洲の壕学習環境整備事業は、本県ゆかりの方の施設を整備し、戦争の記憶を後世に伝える有意義な事業であったと認識しております。県としても、多くの皆様が糸洲の壕に足をお運びになり、戦争の悲惨さを肌で感じ、平和について改めて考える場となることを期待しております。

今後、県としては、まずは県民の皆様に糸洲の壕について知っていただくことが重要と考え

ますので、先ほど知事の答弁にもありました平和学習のためのパンフレットに糸洲の壕についても掲載し、広くその知名度の向上を図ることなどを通じまして、本県から沖縄に旅行される皆様に糸洲の壕に足を運んでいただけるよう努めてまいります。

次に、軍歴関係資料の提供についてでございます。

これらの資料につきましては、軍人・軍属御本人や配偶者、６親等内の血族または３親等内の姻族から軍歴資料の調査の申請があった場合に該当資料の写しを交付しており、令和４年度は114件、令和５年度は148件の申請があったところでございます。申請の多くは、子、孫世代の方からで、利用目的の多くは、記録の保存、家系図の作成となっております。今年は戦後80年の節目の年となり、関心の高まりが予想されることから、さらに多くの申請があるものと予想しております。

軍歴関係資料の提供につきましては、県や厚生労働省のホームページにおいて案内しているところでございますが、今後、県遺族会とも連携し、各種行事の場におけるチラシ配布などさらなる周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）沖縄への修学旅行についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、修学旅行は様々な学習をした後に行き先を決めるのが望ましいと思いますが、全国から沖縄への修学旅行のピークは、気候や費用等を勘案して10月から12月に集中しており、令和５年度は、この時期に、全国で930校、約20万人の高校生が訪れている状況でございます。本県もこの時期に多くの高等学校が実施していると承知しております。このため、航空券や宿泊先の早期確保のため、入学当初、生徒に行き先のアンケートを取って希望を取りまとめ、１年生の早い時期に行き先を決めて予約する必要があるのが現状でございます。

行き先は早期に決めるものの、事前学習等は様々に行われており、例えば、沖縄への修学旅行に向けて松代大本営や無言館等への訪問、戦争や平和に関するテーマに応じた調査研究、グループ別コースの計画立案、生徒による旅行のしおりや学習資料の作成など、有意義かつ主体的な旅行となるよう取り組まれている状況でございます。

このように、各高等学校においては、修学旅行に向けた学習の充実を図り、生徒にとって行かされる旅行ではなく、行きたい旅行となるよう工夫をしていると承知しているところでございます。

以上でございます。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）現在の糸洲の壕に行かれた方は、今の状況を見ていただいたと思います

が、現状では大型バスの乗り入れができないわけです。現地にて語り部をされている方からは、何とかならないものかという要望もあったことを御報告いたします。今回の佐久市の事業によって、今後平和について考える方が大勢訪れれば、隣接する国道331号線から直接アクセスできる時代も来るものと想像しながら、質問を移ります。

知事の提案説明において、学校の改革、教員の処遇改善と業務削減、学校と地域等との連携・協働などを一体的に推進し、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めるとの発言があった一方で、教育委員会の予算資料では、知事にも学校の応援団になってもらうとの記載があります。学校の改革や誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを実現するためには、教育委員会が主体的に取り組むことはもちろんでありますが、知事も深く関わって取り組んでいく必要があると考えます。どのように関わっていかれるのか、知事にお伺いいたします。

また、教育委員会の来年度当初予算のポイントとして、教員の業務の削減・効率化が挙げられています。

昨年の文教委員会で、ＯＥＣＤの国際教員指導環境調査の報告の中から、中学校の教員の勤務時間は１週間で56時間、これは教頭先生はもう少し多いはずです。授業のこまは決まっているので、18時間。残りの38時間は何をしているのか。この授業以外の時間の削減の必要性を伺うと、学校現場においても、これ以上何を縮減すればいいのか、手詰まり感があるのも事実と涙ながらに答弁されていました。現場サイドでは手詰まりと回答しているのに対して、教育委員会からは、来年度、13の新規事業が提出されています。また、平和教育や金融、デジタルや包括的性教育など、従来の教育から大きな転換が求められていることを考えると、教育分野の業務が増えていることは間違いありません。

教育委員会や学校における本当に必要な業務を残す一方で、縮減するべき業務を取りやめるため、教育分野における事業仕分けのような外部の視点を取り入れた業務の削減が必要な時期に来ていると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

会派で戸田市の教育委員会を視察した際に、戸ヶ崎教育長、この方は中央教育審議会のメンバーですけれども、公教育は統一された教育ではないとの発言を伺ったことと、本県の武田教育長も今までの当たり前を当たり前と考えない教育と発言されています。

今までの当たり前を当たり前と考えない教育を実現していくためには、小中学校を所管する市町村教育委員会における取組が重要となってきますが、県教育委員会教育長の立場から、今後、市町村教育委員会とどのように関わりながら取り組んでいかれるのか。

加えて、令和８年度中に取りまとめが行われるとされる学習指導要領の改訂は、教員のために実施されるものなのか。また、教育課程特例校など学習指導要領の一部について柔軟な取扱いが可能となる学校がある中で、本県における学習指導要領の位置づけについて。ここまで２

点、教育長にお伺いいたします。

その一方で、今月10日に行われた「ともつくフォーラム」において、知事から学習指導要領の廃止との発言がありましたが、これはどのような背景からの御発言であったのか。また、教育の独自性を担保しつつ、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めることについてのお考えを知事にお伺いいたします。

最後に、毎年文教委員会と長野県校長教頭組合との懇談会が行われますが、その内容は、現場が非常に疲弊している報告がメインであり、ウェルビーイングとは程遠い懇談でありました。児童や生徒のウェルビーイングを実現するためには、まず実現させる側の教員のウェルビーイングを実現する必要があると考えますが、教育長のお考えをお示しいただきます。

質問を続けます。情報の発信について項目を立てました。１月の臨時会の質疑でこの場に立ちましたけれども、その際は提出議案に限定されていましたので、信州地酒ブランド魅力発信事業についてお伺いいたしました。以前より、情報の発信について様々な質問を組み立ててまいりましたが、今回は、ただすばかりではなく、提案を申し上げます。

県の施策が県民に届いていない現状が、政治をシンプルに感じさせない大きな要因であることは間違いないのですが、対外的な発信を行う手法として、視察に来た方に発信してもらったらどうかというものであります。例えば、視察に訪れた方が物すごく斬新で魅力的な施策に出会います。最近は問題点ばかりが注目されますが、政治家はＳＮＳを使って発信する機会が多く、一定程度のフォロワーも持っています。この人たちからの発信は強烈に拡散されるものと実感しています。ただ、生ぬるいものであっては引きつけられないので、強烈にするためには、まず、来た人からお金を取ったらどうかと今日まで考えて調べてきました。

以前行った視察で料金を徴収されたときに、お金を取るのかよと思ったのですが、それから時間がたって、逆に当たり前の時代も来るのかなというふうにさえ思っています。これは、条例を定めることで可能のようでありますが、実質手数料と実費の徴収ですので、インパクトが薄い印象を持ちました。

しかし、他の行政視察の例で申し上げますと、基準額が１人につき2,000円です。ただし、町内の宿泊施設に宿泊する者は１人につき1,000円、これは半額ということですが、こういった面白い事例も目にします。これは、お金を頂くことが目的ではなく、せっかくお金を払ったならそれ以上に得るものを得ようと、私のどこか薄汚い心から立てた質問ではありますが、手詰まり感のある広報の強化の観点から、県が自ら発信するだけでなく、訪れた方から自発的に発信してもらう観点を広報について考えていただいてもよいのではないでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）教育と情報発信について４点御質問を頂戴いたしました。

まず、教育、学校の改革を進めていくためには、知事も深く関わって取り組む必要があると考えるがどうかという御質問であります。

私は、教育についてはいろいろなところで相当口出しをさせていただいています。教育委員会には教育委員会の権限があるわけでありますが、一方で、選挙で選ばれている立場として、やはり教育に対する県民の皆様方の期待は非常に強いものがありますし、また一方で、様々な分野、例えば子育て支援や子供の自殺対策を進めていく上でも、学校との関係が非常に重要でありますし、さらには、産業界が希求している人材の確保という観点からも、私としては、教育について大いに発言をし、教育委員会にもいろいろな検討を求めていくことが必要だというふうに思ってこれまでも取り組んできています。

学び円卓会議の設置や教育委員会の県立高校の特色化懇談会にもオブザーバーでずっと参加させていただき、議論を聞かせていただくと同時に、私の思いもお伝えさせていただいているところであります。

私としては、教育委員会との関係でやらなければいけないことは大きく二つあると思っています。

一つは、予算編成権。予算案をつくる権限は私に専属しておりますので、教育委員会としっかり連携を取りながら必要な予算措置を行っていくということであります。新年度予算案におきましても、教育分野についてはかなり力を入れて編成させていただいたところでございます。

それからもう一点、教育委員会、あるいは学校の先生は、かなり強度に政治的行為が制約されている。思ったことがあってもなかなか言えないという形になってしまっていますので、例えば国に対していろいろな主張をしていくことや、先ほどお話があった学校の業務を負担軽減していくためには、やはり保護者の方たちや地域の皆さんの協力が不可欠であります。こうしたことを県民の皆様方に対して求めていく、ある意味、学校だけが責められるのではなくて、私も一緒に責められるような立場になりながら学校の負担軽減に努めていくといったようなことに取り組む必要があると思っています。

武田教育長には、教育の内容に責任を持って取り組んでいただいておりますので、しっかり連携しながら対応していきたいと思っております。

続いて、外部の視点を取り入れた教育分野での業務削減についてという御質問であります。

これは、一言で言って必要ですということであります。まさに御質問にあったとおりだと思います。学校では、これまでもいろいろな検討を繰り返し行ってきているところでありますが、もはや学校だけの検討、教育行政だけの検討ではなかなか先に進まなくなってきているのではないかというふうに私も受け止めております。

例えば、部活の地域移行も含めて、やはり地域の皆様方がどうやって協力していくのか。協力するためには、やはり私としては学校の垣根を低くしてもらわなければいけないと思いますけれども、そうしたことを考えると、教育関係者や学校関係者だけで在り方を検討するということではなくて、広く外部の方々も一緒になって議論する枠組みが必要ではないかというふうに思います。御提案いただきましたので、実効性ある取り組み方については、教育委員会とも相談しながら考えていきたいと思います。

続いて、学習指導要領について、廃止発言の見解と、教育の独立性を担保しつつ誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めることについての見解という御質問でございます。

先日の「ともつくフォーラム」において、参加者全員で「私がつくりたい理想の学びは何ですか」という議論をしておりました。その中で、私としては、幾つかありますが、一つは、やはり子供たちが楽しく学ぶことが大事だということで、そのためには、あてがいぶちと言うと言い過ぎかもしれないですけれども、例えば、何年生の何学期はこれをやらなければいけないという決められたカリキュラムではなくて、もっと柔軟に、カリキュラムは子供たち自らがつくっていくということが必要ではないか。そうしたことを実現するためには、今の学習指導要領は非常に縛りが強いのではないかという問題意識の中で、学習指導要領を廃止してはどうかという提案をさせていただいたところでございます。

もちろん、文科省の皆さんといろいろとお話をする中では、いろいろな工夫をされている学校がありますので、現在の学習指導要領の中でも一定程度柔軟な教育ができるということは私も承知しております。ただ、私は、教育は極力分権的であるべきだと思いますので、本来、何をどう教えるかは、子供たちに身近な人たち、学校の先生たちが、どういう教育をやるのか、どういう工夫を凝らすのか、もっともっと自由に主体的に考えていくことができるようにする必要があるのではないかという思いでございます。

また、人間は、与えられてしまうと、あるいはこの枠組みでやりなさいというふうに決められると、そこで思考停止してしまいます。こうしなければいけないのだということで、豊かなアイデア、子供たちにとって望ましいアイデアが出にくくなるのではないかと。そういう観点で学習指導要領を廃止するということも考えられるのではないかと申し上げたところでございます。

もとより、これは制度的には非常にしっかりとした位置づけになっているので、私がこうやって言っただけでは変わらないという状況ではありますが、しかしながら、私としては、やはり教育をもっともっと分権型にしていくという発想でこれからも取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

それから、教育の独立性を担保しつつ主体的に学ぶことができる環境づくりを進めることに

ついて。

現行制度において、公立の小中高校等に係る教育行政については、首長から独立した教育委員会が責任を負っているわけであります。一方で、例えば私立学校や高等教育などは知事部局に権限と責任があるわけであります。そういう意味では、教育は全て教育委員会だということでは全くないというふうに思っていますし、先ほど申し上げたように、いろいろな分野と教育行政は密接に関係しているわけでありますので、私の立場としても、教育委員会といろいろ相談したり協議をしたりしながら、この教育や学びをしっかり進めていくことが必要だというふうに思っております。

ただ、先ほども、学習指導要領の廃止というある意味過激な発言をさせていただいていますけれども、これからの制度論としては、本当に今の教育委員会制度がいいのか。教育委員会と首長の関係性の在り方や県費負担教職員制度など、こうした長らく続いている教育行政の制度や財政負担の制度についても、教育の在り方がこの社会の激変の中で大きく変わらなければいけないときに、もっともっと柔軟にすべきところがあるのではないかというふうに思います。そうした問題意識を持ちながらこれからも知事として取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後は、情報発信についてであります。県外から来た人に発信してもらってはどうかという御質問であります。

そうした考え方もひとつ重要な視点だというふうに思います。しかしながら、まず来てもらう、視察に来てもらう、長野県の取組を知ってもらうためには、やはり私たち自身の発信、伝わる広報をしっかりやらなければ、これは、ここ最近県議会の皆様方から重ねて指摘されておりますので、何とかしなければいけないというふうに思っております。

来年度の予算編成方針の中にも、原案にはなかったのですが、私のほうでこの広報を重点項目に入れて、今回の予算案になっているところでございます。ただ、これは予算があればいいという話では全くないと私も思っておりまして、今回一つの工夫として、発信力のあるインフルエンサーの皆さんにぜひ発信してもらいたいというふうに思っております。

昨年１年間、若い人たちをはじめとする県民の皆様方と対話を行う中で、多くの人たちが自分で発信しています。ＳＮＳ等でいろいろな発信をされていらっしゃいます。中には、フォロワー数が数万人というような若い人たちもいるわけでありますので、そうした皆さんに県の施策の発信をしてもらうことができないだろうかという問題意識で検討してきました。

来年度予算案には、この若手インフルエンサーを活用した情報発信事業ということで予算案を計上させていただいているところでございます。20人、30人の発信力のある若い皆さんとぜひ一緒にこの長野県の取組、伝わる広報を実現できるようにしていきたいというふうに思って

います。

また、こうした皆さんと一緒に発信することで、我々自身の発信力の課題というものも見えてくるところがあると思いますので、そうした部分については、我々自身の発信、広報の在り方についても改善できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この情報発信は極めて重要な課題だというふうに認識しておりますので、新年度に向けてもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には４点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、教員業務の削減・効率化に取り組んでいくこととした経緯についてでございますけれども、昨年義務教育課長が発言した学校現場における手詰まり感については、私も同様に感じていたところでございます。

学校現場は、限界に近いところまで業務の削減をしてきているという認識を持っております。さらに学校現場の業務を削減していくためには、学校の努力だけでは削減できない業務を見直していく必要があるというふうに考えております。

このため、まず県教育委員会が教員の業務の削減・効率化に直接的に関わるにはどうしたらよいかという観点で事業を見直してまいります。小中学校等に対して実施している年間約100件の調査報告のうち、３分の１について廃止及び見直しを行います。また、例年実施している会議や研修会の在り方を見直します。指導主事等による学校訪問は、学校のサポートに重点化いたします。また、学校業務の効率化を図る観点から、県立高校における電子採点システムや県立高校の入学者選抜インターネット出願システムを導入するなど、情報技術の活用にも着手してまいります。来年度はこれらを行いますが、今後さらなる学校業務の削減・効率化を進めるため、前例にとらわれず取り組んでまいる所存でございます。

続きまして、市町村教育委員会とどのように関わっていくかというお尋ねでございます。

戸田市教育委員会では、教育長のリーダーシップの下、産学官との連携をはじめとした社会に開かれた教育の実現を目指し、様々な改革を行っていると承知しております。

教育課程の編成権は学校にあり、また、市町村教育委員会は設置者として小中学校の教育内容等について学校と共に特色化を図っていくことが可能であることから、学校づくりの主体は学校や市町村教育委員会であると認識しております。県教育委員会の役割は、そうした取組を進める学校や市町村教育委員会を支援し、互いに考えていくことであると考えております。学校や市町村教育委員会がそれぞれの地域の特徴を生かしながら存分に学校づくりを進めることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、学習指導要領の改訂と位置づけについてでございます。

学習指導要領は、およそ10年先の世の中を想定し、未来を生きる子供に必要な資質、能力や学校での学びの内容について示されているものであり、子供のためにあるものと認識しております。

県内の公立学校では、教育課程特例校が８校あり、例えば、英語の学習が充実するよう、他の教科の時数を削減し、小学校１、２年生で英語を学んでいる学校もございます。学習指導要領上の目標や内容等は、教育課程の基準として大綱的に定められているものであり、具体的な運用は各学校に委ねられていることから、工夫をすれば各学校はかなり自由に教育課程を編成できるものと認識しております。

長野県には、学習指導要領の内容を十分理解した上で、その中にある自由度を最大限に生かし、子供、学校、地域の実態等を踏まえた様々な教育実践が行われてきた歴史があり、県教育委員会としては、このような歴史を踏まえ、学習指導要領の中で最大限の特色を発揮した学校づくりが進むよう支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、教員のウェルビーイングの実現についてでございます。

子供たちは、先生の笑顔を見るのが好きです。先生の表情が曇っていたり疲れていたりすると、子供たちの心も暗くなります。そういう意味において、子供のウェルビーイングを実現するためには、議員御指摘のとおり、教員のウェルビーイングを実現することが必要であると考えます。

教員のウェルビーイングを実現するためには、多忙化する業務を見直すとともに、保護者や地域の方々と力を合わせ、子供の成長に寄与しているという実感を教員が持つことが必要であると考えております。そのためには、社会全体がお互いを認め合えるような寛容さを持った社会にしていくことが重要であると考えているところでございます。

以上であります。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）今回、現在環境文教委員長であるにもかかわらず教育について本会議の質問に立とうと思ったのは、こうした現場の課題や問題点が委員会での審査の範疇を超えていると思ったからです。

先ほど、学習指導要領について、知事からのお答え、そして教育長からのお答えがございました。事業仕分けということを例として申し上げましたが、皆様方の目にはどういうふうに映ったのか。やはりやらないということを内部から言うのは難しい。ただ、外部からばっさり切られるのもしゃく。もっと守ってきたものがある。そういった様々なせめぎ合いがある場があってもいいと思っています。

ちなみに、改訂のたびに内容が増えている学習指導要領については、文部科学省の方は、質の高い教師の努力と熱意によって改正されていると捉えられていました。

本県において、その指導要領の中で振り幅を大きくしている例として、松川町立松川中学校において、何とか時間を捻出するために掃除の一部を村内の協力者に依頼する内容。そのことによって、先生の意識がよい方向に変化している事実もあることをお伝えさせていただきます。

先ほど、教育長が、子供のために学習指導要領はあるとおっしゃいましたが、子供が見るかなというのもありますし、結果、子供のためになるのかもしれませんけれども、縛るものから生かすものへの転換をしていっていただきたいと思います。

また、学習指導要領は10年先の教育を目指すものだということではありますが、変化が激しく予測が立てづらい世の中において、10年先の教育を考えていく、もっと言うと、ＰＤＣＡサイクルを回していきましょうなどということがあっても、ついていけない社会があるのではないかという疑問を呈させていただいて、私からの質問を終わりたいと思います。

○議長（山岸喜昭君）次に、藤岡義英議員。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）日本共産党県議団の藤岡です。最初に、中小企業支援と一体で賃金の引上げを求める質問を行います。

まず、最低賃金について質問いたします。

長野県の最低賃金は、長野地方最低賃金審議会において、昨年８月５日に中央答申どおりの50円引き上げ、998円に決定されました。この結果に対し、長野県労働組合連合会は、物価上昇の後追いにすぎず、最低賃金に近い範囲の労働者の生活改善にはつながらないと異議申立書を提出しています。

一方、一気に84円引き上げ、最低賃金を時給980円に引き上げた徳島県が注目されています。徳島県知事が地方審議会に出席し、1,000円を超える最賃を強く求めたことが大幅引上げにつながった一つの要因と言われています。

徳島の看護師さんが淡路島、兵庫県に行くと、時給が大きく違う。診療報酬は同じなのに、隣県が大都市の地域は危機感を持たなければならないと語られています。新幹線で東京、埼玉に簡単に行き来できる長野県も、人ごとではありません。若者が地域に定着するように最低賃金を大きく引き上げることが求められています。思い切って知事も長野地方審に出席されるなど、積極的に県内の最低賃金の引上げに関わるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、全労連が行った最低生計費試算調査の結果では、全国どこでも時給1,500円以上必要であることを明らかにしています。最低賃金1,500円を早期に実現する必要があると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

さて、賃上げ政策が待ったなしと考えておりましたが、一方で、最低賃金を簡単に上げるとは言わないでほしいとの厳しい御意見を、リンゴ農家さん、薬屋さん、介護事業所の方からいただきました。資材高騰でコストがかかる。介護報酬、薬価改定などで利益が減らされる。その一方で、最低賃金以上で雇わなければならず、ますます経営が厳しくなっているとのことでした。

賃上げを実現するには、中小零細企業支援と一体で行わなければ波及いたしません。私たちは、県に対して、賃上げを行ったところへ直接支援する制度の創設を求めてきました。県は、国の業務改善助成金の上乗せとして、長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金を進めています。しかし、これらについては、経営が厳しい中小零細企業にとっては非常に利用しにくいと、１月の臨時議会でも毛利県議団長が指摘しています。その後１か月経過しましたが、現時点の交付件数と、令和６年度と令和７年度の交付予定の事業者数を伺います。

また、国に対しては、既存の制度がより利用しやすくなるよう改善を求めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。産業労働部長にお聞きいたします。

私が懇談してきたリンゴ農家さん、薬屋さん、介護事業所さんも、賃上げと設備投資を同時に進めることは困難だと話しておられました。県内のほとんどの中小零細企業の方々も、同じく難しさを感じていると思います。

中小企業の賃上げ支援政策で、岩手県が注目されています。時給50円以上の賃上げを１年間継続して実施することを条件に、従業員１人当たり５万円、最大100万円、これは20人分ですが、支給する制度を実施しています。岩手県のように、生産性向上という条件をつけず、賃上げに取り組むことのみを条件とする事業者へ直接支援する制度の創設をすべきと考えますが、いかがでしょうか。知事に御所見をお聞きいたします。

続いて、学校給食費の無償化について質問いたします。

今年の１月30日、長野県の明るい県政をつくる県民の会が、無償化を求める市民団体の代表と共に県庁を訪れ、県に無償化の実施を申し入れています。武田教育長が対応してくださいました。懇談の際に、要望書を受け取られ、署名活動などで寄せられた声をお聞きになられたかと思いますが、どのように受け止められましたでしょうか。教育長に御所見をお聞きいたします。

文科省調査によると、23年９月時点で、全国の公立小中学校の給食費を無償化している自治体は、約３割の547自治体に広がっています。６年間で７倍に広がっています。県内の動きですが、26町村が無償化し、半数以上の自治体が何らかの補助を実施しています。また、県内10市２町で無償化を求める市民運動が立ち上がり、署名運動などが広がっています。早期実現に向けての機運が高まる中、県としても市町村に財政支援を実施すべきと考えますが、いかがで

しょうか。教育長にお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には賃上げに関連して２点御質問をいただきました。

まず、最低賃金の引上げに私も関与するべきだという御質問と、1,500円に引き上げる必要があると考えるがどうかという御質問であります。

各都道府県の最低賃金は、中央最低賃金審議会が提示する地域別最低賃金額改定の目安を基にして、地方の最低賃金審議会において公労使の代表委員による審議が行われ、その答申で都道府県労働局長が決定するという仕組みになっています。私が関与すれば、先ほどの教育と同じように、政治家としてかなりバイアスをかけて発言することになると思います。

多くの皆さんの願いは、賃金引上げだというふうに思います。ただその一方で、賃上げ原資をどうやって確保するのかということで企業の皆さんが非常に悩まれている状況であります。そういう意味では、単純に上げればいいということだけを言って済まされる問題ではないのではないかというふうに私は思っております。労使に加えて公益の代表の方も入っているわけでありますので、そこでしっかりと長野県の実情について議論していただきたいというふうに思います。

もとより、私どもとしても、こうした動きに全く関係ないというふうに申し上げるつもりはありません。これまでも、経済団体や労働団体の皆様方と一緒に価格転嫁と賃上げを促進するための共同宣言を行わせていただいておりますし、また、先般17日には長野県の政労使会議が開催されました。私も参加させていただき、物価高騰の中で、やはり物価上昇を上回る賃上げが必要だということを私から発言させていただいているところであります。

こうした取組をこれからもしっかり行っていきたいというふうに思っておりますが、その一方で、この最低賃金については、やはり今の関係者の枠組みの中でしっかりと議論して決定していっていただきたいというふうに思っております。

また、1,500円に引き上げという話でありますが、政府においても、2020年代には全国平均1,500円という目標達成に向けてたゆまぬ努力を続けるとしているところであります。今申し上げたように、この最低賃金はこれからも継続的に上昇させていかなければいけませんし、1,500円がいいかどうかということは、物価高騰にちゃんと追いつけているのかどうかと。物価がもっと上がってしまえば1,500円で済むのかという話にもなるわけでありますので、そういうことをしっかり念頭に置きながら策を講じていくということが必要だというふうに思っております。引き続きこの価格転嫁の促進、それから賃金の上昇を我々県行政としてもしっかり意識して取り組んでいきたいというふうに思っております。

続いて、賃上げのみを条件とする直接支援制度をつくってはどうかという御質問であります。

これは、岩手県で取り組まれていますので、私もちょっと制度を見させていただいております。確かに、直ちに賃上げをするためには一定程度の効果があり得るのかなというふうに思いますが、ただ、その効果がしっかり継続するのかどうかということは、これからの岩手県の実情を踏まえなければいけないというふうに思いますし、一般的に考えれば、賃上げの原資をどうやって捻出するのかというところが安定化しなければ、継続的に賃金を引き上げていくということには必ずしもつながらないと思います。

私どもとしては、やはり何といっても生産性の向上をしっかり応援することが重要だというふうに考えております。省力化投資の促進や企業の規模拡大、経営体力の向上、こうしたことを来年度の予算案の中でも重点を置いて取り組むこととさせていただいております。

藤岡議員御指摘のとおり、賃金上昇は大変重要なテーマだというふうに思います。私も県知事としてそこは重要視させていただき、これまでも取り組んできているところでありますので、しっかりと経済環境、特に物価の上昇等も見極めながら、必要な対策、政策をしっかり講じていくように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金の交付状況と国に対する改善要望についてのお尋ねでございます。

この補助金につきましては、制度の開始に合わせて設置いたしました長野県賃上げ・業務改善支援センターが伴走支援を行い、１月末までに約90の事業者が国助成金を申請済みの状況でございます。

このうち、本年度分の交付件数は現時点で25件となっておりますが、今後、国助成金の手続が完了した事業者から随時県に対する申請がなされる中で、計90件ほどの交付になるものと見込んでおります。

また、令和７年度分における県補助金の交付は、伴走支援の状況や本年度の事業周知による効果、国の交付実績なども鑑みて、約230件を予定しております。国の業務改善助成金につきましては、本年度当初予算8.2億円に対し、補正予算で新たに297億円を計上するなど、全国的にも申請が集中している状況でありまして、既に長野労働局に対しまして審査期間の短縮化などを要望したところでございます。

引き続き国にも迅速な対応を求め、併せて、県補助金を活用した飲食店や小売業など好事例を周知することで事業者の利用促進を図ってまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）学校給食無償化について２点お尋ねをいただきました。

まず、給食費無償化に係る市民団体の要請の受け止めについてでございます。

議員御指摘のとおり、過日１月30日に、明るい県政をつくる県民の会から学校給食費の無償化を求める要請書の提出を受けるとともに、同席された地域の団体の皆様方から様々な声をいただいたところでございます。

その主な内容は、学校給食の食育としての意義や必要性を評価する一方、物価高騰下における経済格差の広がりが家計に大きな負担を与えているといった家庭を取り巻く現状を訴えるものでございまして、私といたしましては、各地域で多くの署名活動が行われる中、学校に子供を預ける保護者の皆様や地域の方々の切実な声の一端として、また、私自身が長く学校給食に支えられた１人としてしっかり受け止めさせていただいたところでございます。

続きまして、給食費無償化に係る県から市町村への財政支援についてでございます。

今年度の調査によれば、何らかの給食費無償化を行っている市町村は、議員御指摘の26町村からさらに増えまして、令和６年９月１日現在、一部無償化を含め30町村が実施しているものでございます。その理由は、保護者負担の軽減のほか、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進など様々でございますが、いずれもおのおのの自治体の判断によるものと認識しているところでございます。御質問の市町村への財政支援につきましては、学校給食費の枠組みが学校給食法により保護者負担が原則となっているところでございますが、現在国において給食費の無償化に関する議論が行われており、県教育委員会といたしましては、こうした国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）知事に再質問いたします。

長野労働局に確認しましたら、令和６年の業務改善助成金の申請件数は417件とのことでした。県の補助金は上乗せですから、国の交付が決定してからになりますので、どうしてもスピード感がなく、そもそも申請件数も事業費も少な過ぎると感じます。

岩手県の賃上げ支援の事業費は21億円で、申請件数は当初2,000件程度を想定していたそうでありますが、それを大きく上回る2,896件になったそうです。全国に先駆けた取組は、中小企業、とりわけ小規模事業者が賃上げする契機となったそうです。岩手県の本気度が伝わってきます。

全事業の99.8％、全雇用者の87％を雇用する中小零細企業が元気にならなければ、県内労働者の賃金も上がっていきません。県民生活に寄り添い、地域に根差した中小・小規模事業者の役割は、生産性向上の物差しでは測れないかけがえのないものではないでしょうか。コロナ禍で疲弊し、その後、物価高騰で苦しめられ、赤字経営に。それでも歯を食いしばって従業員の

賃金を上げようとしている事業者に対し、さらに生産性向上までも求め、支援を怠れば、県内経済だけでなく、地域そのものを衰退に追いやることにつながりかねません。岩手県並みの予算規模の賃上げ直接支援制度の検討を重ねて求めたいと思いますが、知事に再度お聞きいたします。

教育長にも再質問させていただきます。

寄せられた声を紹介いたします。上２人が小学生で、来年度から一番下の子も小学生に。学校では、給食費を含めいろいろな積み立てで、１人月9,000円ぐらい払っている。３人で月２万7,000円に。給食費だけでも無料になれば本当にうれしい。

佐久市内のシングルファザーの保護者。中学生２人を抱え、理容店を経営。子供に係る費用に苦しんでいて、給食費が無償になるなら本当にありがたい。チラシや署名用紙を待合室に置いてお客さんに声をかけている。

ママ友などに声をかけているお母さん。絶対に実現してほしいと次々と署名してくれる。その友達がほかの友達にも話してくれていて、口コミでどんどん広がっていると。この署名は幾つかの小学校のＰＴＡでも取り組まれ、数か月で4,000筆以上も集まっており、３月に市に提出するそうです。

佐久市内で行った市民アンケートでは、「子育て支援策で力を入れてほしいことは」との質問に、学校給食費無償化との回答が71.2％で第１位でした。どうしてこれだけ運動が広がっているのでしょうか。

先ほど教育長の御答弁にもありましたように、どの家庭にも直撃している物価高騰で、家族が多いほど生活費がかさみ、米も野菜も高く、車の移動も、ガソリン代が高い。そんな生活費の圧迫に加え、子供がいれば学校に行くだけでお金がさらにかかるからです。

国会では、昨年12月に、公立の小中学校などの給食費を無償化するための法案が提出されています。石破首相は、17日、小学校給食の無償化について、26年度以降できる限り早期の制度化を目指したいと表明。中学校給食についても可能な限り速やかに実現したいと答弁。国の動きも加速しています。こどもまんなかを打ち出している長野県として、国の決断を後押しするために、25年度から前倒しで、市町村と連携し、実施を決断すべきではないでしょうか。教育長に再度お聞きいたします。

次の質問に移ります。ガソリン価格高騰問題について質問いたします。

県内のガソリン価格について、県内各地で価格調整が組織的に行われていたのではないかと連日報道されています。19日には、公正取引委員会が県石油商業組合に独占禁止法違反容疑で立入検査し、新たな段階に入りました。また、ガソリンスタンドを経営している農協にも価格調整の電話連絡があったとの報道を受け、農林水産省が県農協グループに対する聞き取りを始

められたと報じられています。

県石油商業組合は疑惑を一貫して否定しておられますが、事前調整の存在につながる証拠や証言が様々なメディアに報じられています。事実なら極めて重大と知事は答弁されていましたが、県は、この問題で、６日に、県石油商業組合に対して２週間後をめどに内部調査を求めるだけの対応にとどまっていました。

一方、公正取引委員会は、資料などが破棄されるおそれもあるとして早期の立入りに踏み切ったとされています。今回の立入検査は、県からの通報によるものではなく、公正取引委員会独自のものであることも確認しています。

一連の動きを見て、もっと県は積極的な対応ができたのではないかと感じてしまいますが、いかがですか。また、今後組合に対しどのような対応を取られるのでしょうか。県の農協グループに対しては県としてどのような対応を講じる予定でしょうか。

いつから談合を行っていたのか。10年前からか。何十年も前からか。遡って返してほしいと怒りの声がたくさん寄せられています。長期間続いているガソリン価格の高騰は、県民生活や県内経済に甚大な損失を与え続けています。事態の推移を見守るという消極的なものではなく、一刻も早くガソリン価格を引き下げてほしいという県民や県内事業者の思いをどう受け止め、どう向き合うのでしょうか。県としても真剣に考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。以上３点を知事にお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）再度賃上げのためだけの助成をという御質問であります。

先ほどのお答えと同じになってしまいますが、私は、やはり日本の経済は競争が働いていなければいけないと、いわゆる自由主義経済であるべきだというふうに強く感じています。今、非常に厳しい経済局面で、賃金をもっともっと上げてほしいという声がある一方で、事業者の皆様方もそれに何とか応えなければいけないという思いで様々な工夫をされているところであります。

この賃上げにだけ補助金を出すということは、考え方としてはあり得るとは思いますが、これを恒常的にやるわけにはいかないというふうに思います。また、これを一時的にやって、次の賃上げ原資を維持するためにはどうするのかということを考えれば、あるいは一時的に引き上げたということを踏まえれば、むしろそれ以上に事業者がいろいろな努力をしなければいけないという可能性もあるわけであります。そうしたことを考えれば、これはやはりオーソドックスな手法ではありますが、どうやって賃上げ原資を捻出するのかということをしっかり考えていただき、それを我々行政として支援していく、こうしたことが王道ではないかというふうに私は考えております。先ほど答弁申し上げたとおりの考え方でございます。

続いて、ガソリン価格の高騰について３点御質問を頂戴いたしました。

まず、組合に対してどう対応していくのか、もっと積極的に対応ができたのではないかという御質問でございます。

報道されたとおりのことが事実であれば極めて重大な問題だというふうに受け止めております。ただ、今御質問がありましたように、公取と県を並列で並べられるのは極めて遺憾だと思っております。御承知のとおり、独占禁止法の取締り権限は誰にあるのかと。これは、県には全くないわけです。公正取引委員会の権限であるわけで、であるからこそ公取が動かれたというふうに私は承知しています。

一方で、では我々県は何もしなくていいのかという思いがあります。これまで再三にわたって石油商業組合の皆様方と対話を行い、何が要因なのか、どうすればガソリン価格の抑制ができるのかということを考えてきた中で、本当にこうしたことが事実であれば、私としては極めて看過できない、許し難いことだというふうに受け止めております。であるからこそ、報道の翌日に石油商業組合に対して速やかに調査を実施して報告するように求めさせていただいたところでありまして、石油商業組合、それから関係の事業者の皆様方には、ぜひ誠意を持って対応していただきたいというふうに思っております。私のところにも県民の皆様方から様々な怒りの声が届いております。県民の皆様方に対する説明責任をしっかり果たしていただくということが重要だというふうに思っております。

続いて、ＪＡグループに関連してでございますが、この石油商業組合の価格調整疑いの報道がなされた後に、県としてＪＡグループに対して事実確認を進めるよう助言してきたところであります。これは、ＪＡが電話連絡を受けていたということが報道される前にもそういう助言をさせていただいたところであります。したがって、今、ＪＡグループにおきましては、自主的に調査を進められているものというふうに考えております。

それから、最後に、このガソリン価格高騰の受け止めとどう向き合うのかという御質問であります。

これは、再重要課題の一つとしてしっかり向き合っていかなければいけないというふうに思っております。長野県で暮らしを営んでいく上では、どうしてもマイカーに依存せざるを得ないというところがあります。通院するにも買物をするにも必要だということでありまして、こうしたことを考えれば、このガソリン価格をどう抑制していくのかということについては、今回の報道内容のいかんにかかわらず、県としてしっかり対応していかなければいけない問題だというふうに思っております。

これは、暮らしだけではなく、産業面でも、運輸業をはじめとする様々な事業、やはり先ほどの賃上げ原資をどう生み出すかということで、やはりコスト削減をするべきところはしっか

りしなければいけないというところもありますので、我々は、暮らし、産業の両面からしっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、この価格抑制をどうやっていけばできるのか。そして、特に、中山間地をはじめとする小規模事業者は、価格の問題以前にどうすれば存続できるのかという課題もあるわけでありますので、そうした広い観点でこの問題に向き合っていきたいというふうに思っておりますし、また、全国過疎連盟でも私が会長をさせていただいておりますので、役員の皆さんにも問題提起をさせていただきました。

都会はマイカーに依存しなくても生活できる人が多い一方、地方ではほとんどの人たちがマイカーに依存していると。そして、今、ガソリン価格が国の補助もなくなって高上がりしてきているところであり、かつ、ガソリンについての税負担がほかのものに比べて比較的重いという現状をどう考えるかということは、私たち過疎連盟としてもしっかり考えるべきテーマではないかということで問題提起をさせていただいたところであります。

したがって、これは、県としてもこの問題にしっかり向き合っていきたいと思いますし、私も、県知事として様々な活動、県民のための仕事以外にも全国的な観点での取組を行っておりますので、そうしたところでも問題提起をしながら、この県民の皆様方のエネルギー価格、ガソリン価格の負担の抑制に向けてどういうことができるのか、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）給食無償化について、国の動きを踏まえた県の支援についてというお尋ねでございます。

先ほどお答えいたしましたとおり、学校給食費については、学校給食法により保護者負担が原則となっていること、また、義務教育においては、基本的に国がしっかり教育を提供する責任を果たすことが必要であると考えておりまして、県教育委員会といたしましては、こうした枠組みを十分に踏まえる必要があるとの認識に立っております。

議員御指摘のとおり、一部報道によれば、首相は今国会において学校給食費の無償化に関して、まずは小学校を念頭に、26年度以降早期の制度化を目指すと表明しておりますので、県といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君）先週の産業労働部長の答弁でも、業績の改善が見られないが賃上げを実施する、いわゆる防衛的賃上げを行う企業が大半を占めているということが明らかになってい

ます。生産性向上に目を向ける余裕がほとんどの事業者にはないのではないか、このように感じています。

隣の群馬県では、２月の県議会に、27億円の規模でぐんま賃上げ促進支援金が提案されたそうであります。長野県も独自の支援策を重ねて求めます。

給食費無償化についてですが、国の動向を見守るという消極的姿勢ではなく、県民の切実な願いにどう応えるのかが問われていると思います。25年度早期の御決断を御期待いたします。

ガソリン代高騰についてですが、実態解明を。適正価格を。県民の切実な声です。一方、中山間地のガソリンスタンドの厳しい経営状況に対しての支援ももちろん必要です。県にさらなる対応を求め、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）初めに、帯状疱疹ワクチン接種について質問します。

本年４月１日から、帯状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく定期接種化となり、国が市町村の接種費用の３割程度を支援することとなりました。

公明党では、これまで、帯状疱疹ワクチンについて、市町村独自の接種費用の一部助成を推進するとともに、国が助成を行う定期接種化に向け、取り組んでまいりました。この間、県内市町村では、公明党議員の議会質問や要望活動を契機に独自の助成が進み、本年１月現在22市町村で帯状疱疹ワクチンの費用の一部助成が導入されました。

私も、令和４年６月定例会において、市町村と連携し、早期受診の推進やワクチン接種の啓発、費用助成の検討を行うよう県に求めました。また、昨年６月定例会にて、加藤議員より、定期接種化までの間、市町村と連携して帯状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うよう県に求めるなど、取組を進めてまいりました。

そこで、４月１日より開始となる帯状疱疹ワクチンの定期接種化について確認させていただきます。

対象者は原則65歳の人で、来年度から５年間の経過措置として、70歳から５歳刻みの年齢の人が対象となります。帯状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの２種類があり、生ワクチンは１回接種で、費用は8,000円から１万円、予防効果は70％未満、効果の持続は５年程度と言われています。不活化ワクチンは２回接種で、費用は４万円から５万円、予防効果は90％以上、効果の持続は10年以上続くとされています。

そこで、今回の定期接種化に関して何点か質問させていただきます。

帯状疱疹ワクチンの定期接種について、県民がワクチンの特性について理解した上で判断することが重要と考えます。また、市町村ごとに個人負担額が異なることが予想されますが、ワ

クチン接種の対象は年金受給世代の方であるため、できるだけ個人負担が少ないことが望まれますが、県として市町村の状況をどのように把握しているのか。

本年１月現在で、全国で独自に公費助成を導入している自治体は738自治体、長野県では22市町村が導入しています。ワクチン接種の対象者はいずれも50歳以上となっており、働き盛りの50歳から64歳も助成の対象となっています。

帯状疱疹の年齢別発症割合を見ると、50歳以上の発症が全体の65.7％となっており、50歳代と60歳代を合わせると全体の42％を占めています。今回、定期接種の対象が65歳となりましたが、県ではその理由をどのように捉えているのか。以上２点について健康福祉部長に伺います。

帯状疱疹を予防するにはワクチン接種が有効でありますが、早期診断、治療により改善できる病気でもあります。今年４月から帯状疱疹ワクチンの接種が始まりますが、県民が帯状疱疹ワクチンの有効性や安全性などを正しく理解することで定期接種の前向きな検討につながります。

また、疾患の特徴や症状を自覚し、医療機関への受診が促されることで、県民のＱＯＬ、生活の質の向上につながるものと考えます。４月からの帯状疱疹ワクチン定期接種化を控え、予防と早期発見・治療を県民に分かりやすく伝えるために県はどのように取り組むのか、知事に所見を伺います。

次に、農福連携について質問します。

農業に関する様々な課題について、南信州地域で調査を行う中で、農福連携に取り組む方々からお話を伺う機会がありました。農業については、御承知のとおり、農業従事者の高齢化、人手不足、賃金の向上や価格転嫁が困難など様々な課題がありますが、それらの課題について今後農福連携が重要な役割を担うと感じております。

国では、2019年６月に農福連携等推進ビジョンを策定。昨年６月に改定され、2030年度までに取り組む主体を倍増する目標を掲げました。

そこで、農福連携に関して何点か質問させていただきます。

農業現場では、様々な種類の作物が生産され、田畑の土起こし、水やり、草取り、収穫、出荷、加工など多岐にわたる作業が必要となります。体力を生かすことができる作業、長時間にわたる集中力が必要な繰り返し作業、単独で実施可能な作業など、障がい者の方が個々の能力や特性に合った作業と出会うことが期待されます。

そこで、障がい者の方が農業に携わる意義や効果について伺います。

県は、来年度、人口減少下における農福連携促進事業の中で、障がい者就労施設において農業分野での就労を促進し、障がい者の働く場の拡大や工賃向上により生きがいづくりにつなげるとしていますが、これまでの成果と課題をどのように捉え、今後どのように対応していくの

か。以上２点について健康福祉部長に伺います。

国の農福連携等推進ビジョンでは、農業経営体における農福連携の意義について、生産現場では多くの産地で人手不足が生じており、人材の確保が重要であり、地域に暮らす障がい者をはじめとする多様な人材が働きやすい生産現場づくりに当たっては、作業分解による仕事の切り出しなどその人の能力や特性を考慮することが求められています。

このような農福連携への取組が、農業経営体にとっては、自らの農作業の工程を見える化、標準化し、誰もが取り組みやすいユニバーサルな農業へ進化させていく機会になるとともに、マーケティングや販売等の経営者として必要な取組に注力する体制の構築にもつながるものであり、農業生産の拡大や付加価値の向上といった効果も期待されます。

令和４年度、農林水産省が行った農福連携に関するアンケート調査によると、農福連携に取り組む農業経営体の約８割が「収益性向上に効果あり」、６割が「人材として、障がい者等が貴重な戦力となっている」、約６割が「農作業等の労働力が確保できたことで、営業等の別の仕事に充てる時間が増えた」と回答しており、農福連携による農業経営のプラスの効果が認められています。

そこで、障がい者をはじめとする多様な人材が働きやすい生産現場づくりのために、県内の農業経営体における作業分解による仕事の切り出し、農作業工程の見える化、標準化について、県の取組の現状と今後の予定について伺います。

農福連携について、企業や消費者に理解を広げることも重要であります。企業においては、農福連携で生産、製造された商品、ノウフク商品を取り扱うこと、消費者には、ＳＤＧｓの普及やエシカル消費に関心のある消費者に一つの新たな選択肢を示すものであります。企業や消費者に理解を広げるための県の取組の現状と今後の予定について。以上２点について農政部長に伺います。

農福連携等推進ビジョンでは、都道府県に加え、市町村が参画して農業経営体と障がい者就労施設の協議の場を設け、きめ細やかなマッチングを進めるとしています。現在は都道府県単位でマッチング支援を行っていますが、農繁期の集中など地域の実情に合わせた形で農福連携を進めるには、市町村単位での体制づくりが必要と考えますが、健康福祉部長に所見を伺います。

農福連携等推進ビジョンでは、地域に生きる一人一人の社会参画を図るため、障がい者をはじめ、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある方、犯罪歴のある方などの社会的に支援が必要な方にも対象を広げ、全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に貢献することを目指しています。高知県安芸市では、10年間ひきこもり状態だった青年を農業就労につないだことをきっかけに、市の

周辺地域で農業就労が拡大した事例もあります。

これら農福連携の福祉の視点について、障がい者のほかに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある方、犯罪歴のある方といった社会的に支援が必要な方にも対象を広げていくことについて、その意義と今後の取組について知事の所見を伺います。

次に、中山間地域校の教職員の人材確保について質問します。

近年の教員採用選考においてブロック別の応募状況を見ると、南信ブロックは小学校、中学校共に４ブロックで一番低い状況であります。また、全県の僻地学校の約４割が下伊那にあります。

そんな中、2006年の見直し以降、全国最低水準になっていた教職員のへき地手当について、この20年弱にわたり、近隣県と同じ水準に戻すことが求められてきました。僻地の学校に赴任した教職員からは、通勤、買物、病院等に時間がかかる。教職員の人員配置に苦慮しているなどの切実な課題をお聞きしてきました。県議会においても、私を含め複数の議員が、一般質問や委員会質問等で教職員のへき地手当の見直しについて質問をしてきました。

この課題は、ここ数年、県内の14の単組市町村から請願書が知事に提出されるなど、教育関係者だけでなく、行政や住民にも共有された課題でした。私自身、山間僻地で生まれ育ち、子育てをしてきた者にとって、長年子供たちに寄り添い、地域の特色を生かした様々な学びに意欲的に取り組む教職員の皆さんの姿を見てまいりました。また、近年、自然豊かな中山間地で動物や植物と触れ合い、地域の方々と交流し、小規模の学校で子供たちを学ばせたいと都会から移住してくる方々も徐々に増え、新たな地域の担い手となっています。

そこで、子供たちが自然豊かな中山間地で地域の方々と触れ合い、学ぶことの意義について伺います。また、来年度から教職員へのへき地手当支給率が全国水準に引き上げられるに当たり、期待することについて。以上２点について教育長に所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には５点お尋ねがありました。

初めに、帯状疱疹ワクチン接種の市町村ごとの個人負担額についてでございます。

定期接種は、集団予防の観点から実施される麻疹、風疹やＢ型肝炎などのＡ類疾病と、高齢者の肺炎球菌やインフルエンザなどの個人予防の観点から実施されるＢ類疾病の二つに分類され、帯状疱疹はＢ類疾病として実施されます。定期接種は市町村が実施主体であり、Ｂ類疾病の場合、接種費用全体額のうちの３割は地方交付税が充てられ、残りを市町村と個人で負担することとなります。そのため、市町村ごとに個人負担額は異なります。

そういった中で、帯状疱疹ワクチンについては、一部市町村からの聞き取りではございますが、不活化ワクチンはほかのワクチンと比べ高額であることから、住民にどこまで負担を求め

るか、頭を悩ませているなどの声も聞いているところでございます。引き続き県内市町村の実施状況等を確認していく中で、県としてどのような支援ができるか、考えてまいります。

次に、帯状疱疹ワクチン接種の定期接種対象者についてでございます。

国によると、帯状疱疹への罹患や帯状疱疹の代表的な合併症である帯状疱疹後神経痛の発症等の疾病負荷は50歳頃から増加し、70歳頃にピークを迎えることから、ワクチンの有効性の持続期間などを考慮し、70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるよう、対象年齢を65歳に設定したものと認識しております。なお、65歳を超える方については、議員のお話にもありましたように、接種機会確保のため５年間の経過措置を設け、５歳年齢ごとに接種対象年齢が位置づけられております。

これまで、罹患率が増加し始める50歳以上を対象に助成を行っている市町村もあると承知しておりますが、国の定期接種年齢の設定理由等を考慮しますと、65歳での定期接種は妥当であると認識しております。

続いて、農福連携に関連して、障がい者にとって農業に携わる意義や効果についてでございます。

農福連携は、障がい者が個々の特性を生かして農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であり、障がい者にとって、就労の場の拡大に加え、仕事を通じた充実感や達成感を得ながら経済的自立につながっております。

また、一般社団法人日本基金が実施した農福連携に関するアンケート調査結果によりますと、農作業を通じて体力がつき体調を崩しにくくなった。よく眠れるようになった。物事に取り組む意欲が高まったなど、心身面での好影響のほか、生活リズムの改善、コミュニケーション能力の向上、地域との交流拡大などのメリットもございます。

次に、農福連携事業の成果、課題認識と対応についてでございます。

県では、平成26年度から、障がい者の就労の場の拡大や工賃向上を図るため、農福連携の事業を進めてまいりました。その結果、農業に取り組む障がい者の就労支援をしている事業所数は直近５年間で６割増加し、全事業所の約半数となりました。また、農業に取り組む事業所の平均工賃月額は県全体の平均額を上回っており、障がいのある方々の工賃の向上につながっております。

取組を進めてきた中で見えてきた主な課題としては、農業者の農福連携に対する認知度不足や季節の需給ギャップを含む農業者と施設の円滑なマッチングの担い手不足、障がい特性を見極め、特性に応じた作業の細分化や作業手順の指導の難しさなどがあります。

これらの課題に対応するために、来年度は、新たに農福連携の認知度を高めるための現場見学会の開催や、農業者と施設のマッチングを支援する専任のコーディネーターの４名配置、作

業の切り出しや障がい特性に合った作業手順を指導できる農福連携サポーターの派遣などに取り組み、農福連携をさらに促進してまいります。

最後に、農福連携を推進する体制づくりについてでございます。

農繁期中の大量の作業を複数の障がい者施設で分担するための調整や農業従事者の高齢化による担い手探しなどきめ細やかな支援を実現するためには、地域の実情に応じた農福連携推進体制づくりは重要と認識しております。

そこで、来年度、新たに専任の農福連携促進コーディネーターを東北中南信の４地区に１名ずつ配置し、このコーディネーターが、農業者と施設のマッチングだけでなく、市町村、農業農村支援センター、保健福祉事務所、ＪＡなどの関係機関と共にネットワークの構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問をいただきました。

まず、帯状疱疹ワクチン接種についてでございます。

川上議員をはじめ公明党の皆様方から強く御要請をいただいてきたこの帯状疱疹ワクチンの接種でありますが、県としても、その意義に鑑み、国に対してこれまで定期接種化を要望してきたところであります。

今年の４月から開始されるということは非常にいいことだというふうに受け止めておりますが、その反面、御質問にもありましたように、多くの人たちにこの帯状疱疹をよく知っていただき、接種の検討にしっかりつなげていくことが重要だというふうに考えております。

ワクチン接種の効果やその種類等を県民の皆様方にお伝えするだけでなく、帯状疱疹はどのような疾患であり、どういう特徴、症状等があるのか、こうしたことも含めた正確で分かりやすい情報の提供が必要だと考えております。

県としては、市町村と連携して広報紙への掲載、御高齢の方に参加していただいておりますシニア大学の学生の皆さんに対する周知、また、協会けんぽ等を通じた企業や従業員の皆さんへの周知、さらにはホームページ、ＬＩＮＥなど県の公式アカウント等も活用していきたいというふうに考えております。

いいことをやってもそんなに伝わっていないという御指摘を再三いただいていますので、伝わる広報を心がけていきたいというふうに考えております。帯状疱疹の予防、それから早期診断と治療の両面からしっかり取組が進むように県としての広報を行っていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、農福連携についてでございます。

犯罪歴のある方など社会的に支援が必要な方にも対象を広げていくことの意義と今後の取組についてという御質問でございます。

農福連携は、農業者と生きづらさを抱えている方、あるいは働きたくても働く場がない方が、支える側、あるいは支えられる側という従来の関係性を超えて、共に協働して互いの課題解決を図っていこうというものでありまして、従来型の福祉的な支援とは一線を画す取組だというふうに考えております。

県としては、これまで、主に障がい者の方を対象に農福連携に取り組んでまいりましたが、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの方、あるいは更生を目指す方など、多様な背景を持つ方が農作業を通じて社会参加していかれるということは、その方の自己実現にもつながる大変意義ある活動だというふうに考えております。また、自然の中で農作物の成長に関わるということは、精神的な安定や生活のリズムづくりなど様々な効果も期待されるところだというふうに考えております。

県としては、こうした困難を抱える方々を支援する関係機関とも連携して、様々な支援制度の違いを乗り越えて居場所と出番を確保できるよう農福連携の輪を広げる取組を検討していきたいと考えております。私は、今年の１月末に、全都道府県で構成いたします農福連携の全国都道府県ネットワークの会長に就任させていただきましたので、このネットワークの活動を通じて、全国的にもこの農福連携を進めていきたいというふうに考えておりますし、多様な方々の出番の機会となるように努力していきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農福連携について２点御質問をいただきました。

まず、農福連携における作業の見える化、標準化の取組についてのお尋ねです。

多様な人材に農業で活躍いただくには、それぞれの特性に合わせた作業の切り出しや作業工程の分かりやすい提示などの環境を整備することが極めて重要となります。

県では、農業経営にトヨタ式カイゼン方式の導入を進めてきた知見を応用し、リンゴやキュウリなど20品目について、作業内容を工程別に分かりやすく解説するマニュアルを作成してまいりました。これを県内の福祉施設や農業経営体に配付して活用いただいているところであり、今後も多くの現場で活用いただきながら改良を重ねてまいります。

作業工程の見える化や標準化は、農作業に従事する全ての方にとっても有効であり、労働生産性の向上にも資することから、ホームページでの公開や、様々な機会を捉えて農業経営体に普及し、農福連携に取り組みやすい環境整備も進めてまいります。

次に、農福連携の理解促進の取組についてのお尋ねです。

農福連携により生産された農畜産物等を購入することは、エシカル消費そのものであり、しあわせバイ信州運動の推進など、部局連携の取組により、県民一人一人がその意義に賛同し、行動していただけるよう努めているところでございます。

これまで、軽井沢や松本の商業施設、県庁でのノウフク商品を販売するマルシェの開催や、各地域の合同庁舎におけるパネルの展示や動画放映によるＰＲを通じて、より多くの皆さんが農福連携の取組に触れる機会を設けてまいりました。

本年度、国の農福連携等推進会議が11月29日を「ノウフクの日」と定めたことから、この日に合わせた農福連携の発信や、県が主催するマルシェなどの販売促進の機会を増やすことなどにより、社会全体のさらなる理解の促進につなげてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）自然豊かな中山間地で地域の方々と触れ合い学ぶことの意義についてのお尋ねでございます。

長野県は、豊かな自然や豊富な文化資源を有しており、子供たちが地域に出て、人、物、事との関わりに浸ったり、自然の中で存分に体験するなど五感を通して学ぶことが、子供たちの豊かな成長につながるものと考えております。ＡＩが発達してデジタル化が進む現代にとっては、なおさら自然体験や社会体験など直接体験を通して学ぶことが、より重要になってくると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後も中山間地の教育の魅力をその地域の人たちと共に追求し、県外にも発信できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、へき地手当の支給割合引上げに当たって期待することというお尋ねでございます。

へき地手当の支給割合が近隣県と比較して低い水準であることの影響については、県教育委員会といたしましても課題として認識してきたところでございます。支給割合を引き上げることで、教員が中山間地に居住し、その地域の課題や願いを地域の人たちと共有して、その地域ならではの教育を創造してほしいと願っております。また、教員がその地域で暮らすことにより、子供の育ってきた背景を知り、子供への理解が深まるものと考えています。

へき地手当の支給割合を引き上げることにより、今後熱意のある教員が中山間地に赴任し、人口減少社会となっていく中、長野県の中山間地域の学校が全国のフロントランナーになるような教育実践をしていくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）それぞれ御答弁をいただきました。

帯状疱疹ワクチンについては、定期接種化が始まるに当たり、市町村の個別の課題について、県として情報提供や助言など支援に取り組んでいただきますよう希望いたします。

また、農福連携については、県が進める「誰にでも居場所と出番がある県づくり」にあるとおり、誰もが必要とされ、個性や能力を発揮でき、活躍する場があるとともに、他者を認め、思いやり、共に支え合う共生社会の実現に向けた取組として、農福連携が県や市町村、農業事業者や関係機関と連携し、長野県農業発展の推進力となることを希望して、私の全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後１時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）それでは、県立高校の再編整備の財政的措置について質問いたします。

県では、向こう５年間の県財政の状況を分かりやすく県民の皆様にお知らせしようということで、次年度の当初予算案を基礎とした中期財政試算を毎年当初予算案と共に示しております。厳しい数字も並びますが、職員の皆さんらの創意工夫の取組により、金曜日に望月議員の質問にもありましたが、決算ベースでは基金の残高は一定額をキープしております。また、県債残高、通常債についても７年度以降減少を見込んでおり、一昨年策定した長野県行政・財政改革方針に示してある「将来世代への過度な負担の抑制」は果たされていると認識しております。

しかし、中期財政試算にもあるとおり、今後、県財政に対して、県立高校の再編整備は大きな影響を与えることは否めませんし、さらに、昨今の建設コストの上昇は、試算をはるかに超える可能性があります。

日銀の企業物価指数などでは、資材の価格は３割ほど上昇しているということでありますし、こういった現状から、地元上伊那の伊南地域では、公立病院の建設計画が見直されるなんていう話もあります。建設コストの上昇は、これからしばらく行政運営、計画にも大きな影響を与えると考えます。

そこで、今回の質問になります。

県の進める高校再編統合に伴う校舎の建設は、単なる少子化の数合わせではなく、ＶＵＣＡ、

予測不可能な時代に子供たちが生き抜くために必要な学びの改革の一部であり、その学びを実現させる学びの空間づくりであると考えます。以前知事には、長野県スクールデザインプロジェクトに対する思いということで質問をさせていただきましたが、その際、「必要な予算の確保も含めて、まずこの空間についてもしっかりとした新しい方向を示せるように取り組んでいきたい」との答弁をいただいております。

県債残高が厳しい中であっても、かけがえのない子供たちにとって相応の空間、校舎を最大限速やかに建設すべきであると考えますが、個人的には校舎の建設によって県債残高が幾らか増えようとも、実質公債費比率などの数字が多少悪化しようとも、子供たちのためになるべく早くよりよい空間で学べるようにすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、これまでも、今回も、様々な切り口で自分も含めて多くの議員から発言があります人口減少対策についてであります。

信州未来共創戦略は、当初は人口戦略として検討を始めましたので、その全てが人口減少対策だと認識しております。みんなで人口問題に向き合うために、７がけ社会がやってくるとの問題提起から、具体的なアクションについて先日検討され、案が示されました。私自身も、私のアクションとして取り組まねばと思うところであります。

しかし、これまでの議論からすると、少し足りない部分があるのではと感じております。人口減少の大きな要因、課題として、若者、特に高校卒業から就職期にかけての年代の転出があると認識しております。若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりがイの一番に掲げられており、地元出身者も含まれているといえばそうではありますが、地元に残る、一旦離れても帰ってくるといったことに、県出身者に、より重点を置いたほうがよいのではと感じております。

加えて、個人的にですが、「変革期を乗り越える経営等の革新」に「将来の県内産業の担い手を確保するため、子どもたちが地域産業・企業の魅力を知る職業体験等の取組を支援」とありますが、確保という言葉は大人目線というか、上から目線というか、若者から選ばれる寛容さからは、ずれているのではと感じております。

さて、県や議会でも招聘して御講演いただいた山崎史郎さんの著書「人口戦略法案　人口減少を止める方策はあるのか」によると、出身県外に住んでいる方で、高校時代までに地元企業をよく知っている人の63.8％がＵターンを希望しており、全く知らなかった人の32.5％と大きく乖離しているそうです。確保は別としても、子供たちが地域産業・企業の魅力を知る職業体験等の取組は、カリキュラムに入れるぐらい重要ではないかと考えます。授業のこま数が増えるといった課題もありますが、学習指導要領の柔軟な運用を理解する知事を支持しますので、ぜひ取り入れていただきたいと思います。これは教育長へのお願いかもしれません。

話を戻します。山崎氏の同著書に、産業や企業以外でも、地域のことを知って活動して、課

題解決に向けて行動することで、地元を自分のやりたいことが実現できる場所と認識し、将来の地域づくりの原動力になるといった見解も示されております。

そこで、質問いたします。

知事から、以前、上伊那の郷土愛プロジェクトについて、子供たちの中に郷土を愛する心や郷土を誇りに思う気持ちが育まれていくと発言をいただいております。他の地域でも同様にキャリア教育を進めていると認識しておりますが、こういった取組が、地域の若者の定着や、一度地域を離れたとしても再び長野県に戻ってくることにどのような影響を与えていると考えますか。お答えいただきたいと思います。

また、再三の質問、要望となりますが、人口減少対策の施策は、効果の検証ができない、もしくは評価が難しいと感じております。県は、「客観的な根拠（データ）に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）の推進」として、「限られた行財政資源の下で、より効果的な施策を実施するため職員一人ひとりが統計データを有効に活用する力を高めるとともに、客観的な根拠に基づく政策立案や目標設定、成果検証の推進に取り組みます」としております。

信州未来共創戦略は、「県民を巻き込んで」ということで、多くの方に一緒に取り組んでいただくためにも、その過程の検証を行い、よりよいアクションとなるようお願いしたいと思います。

その一つの提案として質問をしたいと思います。

箕輪町では、17歳町民意識・生活実態調査というアンケートを毎年行い、若者の郷土愛や、これからも住み続けたいかなどの調査分析をしております。そして、小中学校で箕輪学という地域に根差したふるさと学習を行っておりますが、コロナの影響を受けてこの箕輪学を深めることができなかった学年は、町への愛着度のある方や、町に住み続けたい、いずれは住みたいと答える方の割合が少ないと分析しております。

県でも、このような調査や人口減少対策に係る調査を県内各市町村において実施することで、市町村ごとのばらつきを把握し、既存の人口減少対策の分析や新たな施策の土台とすることができるのではないかと考えます。県でも調査分析を行ったらいかがでしょうか。中村企画振興部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問をいただきました。

まずは高校再編に伴う校舎の早期建設についての所見という御質問でございます。

高校再編は、御質問にもありましたが、単に高校を縮小、統合していくということだけではなく、新たな学びへと変革していくための好機だと考えております。そういう観点では、御質問にありましたように、できるだけ速やかに取り組むということが重要だというふうに思いま

す。

県債残高は、質問にもお答えしておりますけれども、少し増加基調にあるわけでありますが、そうした中でも、最優先施策の一つとして、この教育、高校再編について予算づけをしていきたいというふうに考えております。

しかし、一方で、この再編計画は、長年にわたる歴史ある学校がなくなる、あるいは統廃合されることでもありますし、また、新しい学校をつくるということになると、やはり地域の皆様方、関係の皆様方と十分な合意形成を進めていくことも大変重要だと思っておりまして、そうした検討には一定の時間を要することもある意味やむを得ないのではないかと思います。

ただ、子供たちは、毎年毎年学年が変わって成長していくわけでありますので、教育委員会には最大限のスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに考えています。引き続き教育委員会としっかり連携を図りながら、予算の確保をはじめとして、私としてできる取組をしっかり行って、高校再編が、単なる数の減少ではなく、新しい長野県の学びの場をつくっていく「学びの改革」にもしっかりつながる取組にしていきたいと考えております。

続いて、人口減少対策に関連して、キャリア教育の取組が県内定着に与える影響についてという御質問でございます。

上伊那の郷土愛プロジェクトは、私もいろいろなところでいろいろな方からお話を聞いていますし、また、いろいろなところで宣伝もさせていただいてきているところでございます。やはり地域の、特に経済界の皆様方が非常に熱心に取り組まれているというのが、長い間こうしたプロジェクトが継続し、しっかりと地域に根づいた活動として進められている要因ではないかというふうに思っております。

県としても、こうした取組をほかの地域も含めてもっともっと広げていくということは大変重要だというふうに思っておりまして、そうした観点でいろいろと取り組んできております。例えば、昨年12月に長野県の総合教育会議を開催いたしましたが、上伊那の広域連合から、郷土愛プロジェクトに関する取組状況や成果等について共有していただきました。また、経済団体や信州大学など産学官で連携して取り組んでいる産業人材育成支援ネットワーク会議においても、この郷土愛プロジェクトのような取組を県内各地に広げる取組を進めようということで情報共有してきているところであります。

こうした取組を通じて、例えば、昨年度は、モデル的に佐久と上田地域の産業展に小中高校生向けの職業体験ブースを設置して、300名を超える児童生徒の皆さんに御参加いただいたところであります。これを契機として、今年度、佐久市では、ＳＡＫＵメッセに地元の小中高生を招待するなど、地域の主体的な取組にもつながってきているところでございます。

来年度の予算の中でも、こうした地域と学校の一体の取組を進めようということで、学校と

社会をつなぐ連携コーディネーターの配置の拡充や、新たに職業体験支援コーディネーターの配置をしたり、さらには、キャリア教育支援ポータルサイトの構築をしたりということで、地元の学校と企業とのマッチングを開始していきたいというふうに考えております。

私も、昨年１年間若者と話してみて、それ以前から感じていることではありましたが、長野県で生まれ育った子供たちが、あまり地域の企業のこと、働く場のことを知らないということが大きな課題だというふうに認識しておりますので、こうした取組も生かしながら、これからも若い皆さんに地域のことをもっともっと知っていただく。そして、地域の産業界の皆様方にも御協力いただいて、子供たちと産業界との顔の見える関係性づくりに取り組んでいきたいと思いますし、そのことが、ひいては若者の県内定着や、一度県外に出て行っても、またああいう人たちと一緒に仕事をしたい、また、こうした地域を盛り立てるために自分たちも頑張りたい、そういう思いを持って帰ってきてもらえるというふうに考えております。

そうした問題意識の下で、教育委員会とも連携しながら、この郷土愛プロジェクト的なキャリア教育、地域と連携してのキャリア教育がしっかり進むように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には調査を既存の施策の分析と新たな施策の土台にすることについて御質問をいただきました。

人口減少対策にかかわらず、県政を効果的に推進していくためには、当事者の方の意識を把握し、様々なデータを土台として施策を進めていくことが重要です。このため、信州未来共創戦略の策定に当たっては、若者や子育て中の女性をはじめ、移住者、教育・医療関係者、関係団体の皆さんなどと約150回意見交換を実施し、問題意識の把握に努めたところです。

このほか、県民文化部が定期的に実施している男女共同参画に関する高校生の意識調査や結婚・出産・子育てに関する意識調査、デジタル庁が公開している地域幸福度（Well-Being）指標、市町村単位で推計人口の推移や年齢区分別推移、人口ピラミッドなどを確認できる地域別将来推計人口ダッシュボードなども戦略策定の参考にしたところです。

来年度も、県民文化部においては、ジェンダーギャップの現状を市町村ごとに可視化し、市町村や地域の取組を促進することを予定しております。

今後も、既存の調査の活用はもとより、議員御指摘の事項も含めて必要に応じて把握するなどし、市町村の状況や県民意識等も踏まえた施策展開をしていきたいと考えております。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えいただきました。

まず、県立高校の再編整備ですけれども、知事からは、最大限スピード感を持って教育委員会とも調整しながら必要な予算を確保したいというお話をいただきました。教育委員会からもしっかりとしたものが上がってくると思いますので、できるだけ予算をしっかりと取っていただくようお願いしたいと思います。

人口減少対策についてですけれども、まず、知事から郷土愛についてお話をいただきました。この郷土愛なんですけれども、評価をいただいているのは分かるのですが、これがどう結果に結びついているのか、今に結びついているのかということをもう少し分析するべきではないかなと、そのように考えます。

企画振興部長にこのアンケート調査の話をしたんですけれども、人口減少対策については、先ほどもお話ししたとおり、施策に対してそれが効果的なのかどうかという検証がなかなか難しいというように思っております。しかし、今しっかりとやっていかなければ、将来の世代、将来の現役世代に対して負担が増えてしまう、また、喪失感を持ってしまうというようなこともあるかもしれません。

人口減少対策に対して、私は、この郷土愛というのは、地元に帰ってきてくれるという部分ではかなり大きな意味があるというように認識しておりますので、こういったものも可視化できるように調査をしていただいて、そして次の施策に生かしていただきたい、そのように思います。これは継続した調査が必要だと思いますので、ぜひお願いしたいというように思います。

次の質問になります。県土のグランドデザインについてであります。

「未来共創戦略の私のアクション！（案）」の中に、「安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進　県土のグランドデザインを策定・実現しよう」とあります。

今定例会の建設部長の議案説明要旨には、人口減少下においては、都市機能や社会インフラ等の最適化、激甚化・頻発化する災害リスクの回避、交通ネットワークの構築などの視点を持ち、将来の県土を考えていく必要がある。また、昨年度の人口減少に係る県民との意見交換においては、楽しいまちや便利な交通について要請もあったと。また、安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザインの策定に向け、県民との議論を開始するとありました。さらに、開会時、知事の議案提案説明において、特に分散から集住や持続可能な生活圏の形成といった発言もありましたので、それらを踏まえて質問いたします。

県内１、２の町、長野市や松本市においても閉鎖される大規模商業施設があるなど中心市街地がさま変わりする中で、未来へ向けてどのような県土のグランドデザインを策定するのか、伺います。

また、県で策定するグランドデザインは、市町村と共に進めるべきであると考えます。県全体で文字どおりグランドデザインを描き、その上で、まちづくりや都市計画の変更など市町村

が実施する施策や業務については県が積極支援をすべきではないでしょうか。以上を新田建設部長に伺います。

次に、ハラスメントの相談体制についてです。

組織内でハラスメントなどがあった場合は、やはり組織の体制として自浄作用が働かなくてはいけません。しかし、組織での改善が期待できない場合は、マスコミなどの外部を使ったり、退職をしたり、最悪の場合は自死を選択するということもあります。

これらの手段は、問題が一気に動く可能性もありますが、残った者にも傷跡を残すことがありますので、できれば内部で早期に解決するべきであります。そのためには、解決の期待ができる組織であり、信頼のできる相談体制があることが絶対条件であります。心に負った傷が小さなうちに対処でき、完治できる県組織であることを期待し、質問いたします。

県職員がハラスメントについて気兼ねなく相談できる体制が確立されているのか、近年の状況と併せて伺います。また、気兼ねなく相談するためには、相談者のプライバシーがしっかりと守られていることが肝要だと考えますが、相談のあった場合、具体的にどのように調査、対応をされているのか、伺います。以上を渡辺総務部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には県土のグランドデザインの策定内容についてお尋ねをいただきました。

県土のグランドデザインについては、信州未来共創戦略の方向性を踏まえ、人口減少下においても安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏の形成を目指し、策定に取り組んでまいります。

これからですが、まずは、次年度、議論を見える化するために必要な調査を実施し、県民の皆様との議論を開始いたします。その際、市町村や経済団体など、県内各地、各分野の皆様とも議論を深めながら、都市部だけではなく農村地域の暮らしも見据えた長期的かつ広域的な視点での県土政策の方向性をお示しできるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、市町村が実施する施策、業務への県の支援についてのお尋ねをいただきました。

県土のグランドデザインについては、特に生活圏の形成に関わる観点からも、市町村と議論を重ね、県民の皆様と協働で策定してまいります。

これまでも、リニア駅近郊の土地利用に関するグランドデザインの策定や、信州地域デザインセンター、ＵＤＣ信州を通じた市町村支援などにより各地の魅力あるまちづくりを積極的に支援しているところでございます。さらに、市町村が行う都市計画事業などに対しては、国の補助事業などを活用し、支援を進めているところでございます。

今後、こうした支援に加え、その他の必要となる支援についても、国に求めるものや県で行うものなどをしっかりと整理し、県土のグランドデザインを実現するために必要な施策を全ての市町村が実施できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはハラスメントについて２点のお尋ねをいただいております。

最初に、近年のハラスメントの状況と気兼ねなく相談できる体制の確立についてでございます。

ハラスメント相談は、令和４年度は16件、令和５年度は25件、６年度は現在44件と増加傾向にあることは憂慮すべき状況にあると認識してございます。相談件数の増加は、ハラスメントに対する社会の認識の変化や、これまでの相談体制の整備や周知による効果があるものの、被害を最小限にするためにも、気後れやためらうことなく相談できる体制づくりに取り組んでいるところでございます。

これまでも、プライバシーに配慮した相談専用の電話やメールアドレスを設置、各部局や現地機関に相談窓口となる職員相談員の配置などに取り組んできたところでございます。加えて、今年度は、健康相談など他の相談窓口との連携強化による窓口の拡大、職員向けの専用ポータルにおける相談窓口の新設、また、防止のみならず相談スキル等の向上にも資するよう、係長以上の全職員を対象としたパワーハラスメント防止研修会を新たに実施するなど、相談体制の充実強化を図ってきたところでございます。

次に、相談があった場合の調査、対応についてでございます。

ハラスメント事案において、相談者のプライバシーへの配慮は極めて重要なものと認識しております。このため、所管のコンプライアンス・行政経営課の職員の中でも、相談対応及び情報に接する職員は一部に限定化、ハラスメント相談専用の電話やメールアドレスの設置、匿名での相談も受け付けるなど、相談者のプライバシーや心情等に十分配慮して相談に応じているところでございます。

相談があった場合には、具体的な内容を聞き取るとともに、周囲の職員など関係者からも聞き取りを行うことで、客観性を高めた上で行為者の弁明を聞き、事実関係を客観的に整理しております。その上で、私を委員長とします職員分限懲戒審査会においてハラスメントとしての認定の是非など最終的な評価を行い、行為の態様等に応じ、懲戒処分を含む必要な対応をしているところでございます。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）お答えをいただきました。

まず、県土のグランドデザインですけれども、次年度から必要な調査を始めるというお話がありました。市町村、特に農村部等もしっかりとケアした形でやっていただけるというお話だったので、期待したいと思います。

ＵＤＣ等を使ったまちづくりはこれまでもあったわけですけれども、それぞれの市町村が期待する部分にしっかりと寄り添っていただければありがたいなと、そのように思います。

ハラスメントの体制についてお話をいただきましたが、年度を追って相談件数が増えているという話だったのですけれども、これは、プラスに取れば、気軽に相談ができるようになったという見解もあるというお話だったと思います。職員の皆様方が何かを感じたら、小さなうちに相談できるような、そんな温かい雰囲気であってほしい、そのように思います。いずれにしましても、ハラスメントを起因として病んでしまったりということがないようにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりにします。

○副議長（続木幹夫君）次に、酒井茂議員。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂です。私は、今回は保健医療等４項目について質問をさせていただきます。

私どもにとって最も強い願いは、健康であります。しかし、自分が健康なのか、不健康なのか、判断することはなかなか難しいことであります。私は、人間ドックへ毎年行っておりますけれども、行くたびにチェック項目が増える。また、コレステロールの薬を飲んでいるようでは健康ではないというふうに思っております。私どもは、健康で、しかも長生きをするということが幸せなことだというふうに思っております。

そこで、まず、健康寿命について質問させていただきたいと思います。

令和５年３月に策定されました長野県総合５か年計画におきまして、長野県の強みとして幾つか掲げられており、その中の一つに、全国トップレベルの健康寿命というふうに表現されております。しかし、本当にトップレベルなのでしょうか。

まず、国における健康寿命の定義について確認をしたいと思います。

厚労省では、令和５年に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針、いわゆる健康日本21を定めました。この中で、健康寿命は、学術的にも概念や算出方法が確立されているとしております。その上で、健康寿命のあり方に関する有識者研究会報告書を踏まえまして、健康寿命の主な指標として、日常生活に制限のない期間の平均を用いることとしているところでございます。また、補完的な指標といたしまして、日常生活動作が自立している期間

の平均、これは県の総合計画で採用している指標でありますが、これを用いるとしているところであります。

この報告書によりますと、主な指標の長所として、長期の経年比較に適しているとされております。一方、県の総合計画が採用しております補完的な指標は、主な指標の算出が困難な自治体等において、ある分野に特化した形で活用することを求めているのであります。

世界保健機構、ＷＨＯでは、2000年に健康寿命について提唱しております。ＷＨＯにおける健康寿命の定義は、健康日本21と同じであります。

令和６年３月に策定いたしました県の第３期信州保健医療総合計画には、健康寿命について記載されております。

厚労省の主な指標を用いますと長野県は男性30位、女性37位となっております。一方、補完的な指標を用いますと、男性１位、女性１位となります。このように、指標の選び方によって全国順位は大きく異なるというのが現実でございます。

県の保健医療総合計画の推移を見ますと、平成25年からの第１期計画と平成30年からの第２期計画では、全国１位という記載はありません。しかし、令和６年度からの第３期計画におきまして、全国１位という記載が登場するのであります。また、現行の総合５か年計画の一つ前の計画では、長野県の強みや施策、達成目標にも健康寿命の記載はありません。一方、現行の総合計画で、健康寿命全国１位という文言が記載されたわけでありますが、なぜ今回の総合計画で記載が変更されたのか、理解ができません。

私は、以前から、長野県の健康寿命を全国トップレベルとしてよいのか、疑問を抱いてまいりました。令和５年３月の県議会、県民文化健康福祉委員会の審査の中で、私は、ある指標によりますと県の健康寿命は男性30位、女性37位となっているが、総合計画における健康寿命を全国トップレベルとする記載とはあまりにもかけ離れていると指摘いたしました。

また、その一月前の令和５年２月に開催されました県の医療審議会の席上、長野県医師会長であります竹重委員から、健康寿命については三つの算出方法があるが、県が採用している指標と違う指標を用いると県の健康寿命は短くなると指摘されております。これに対して、健康福祉政策課長は、県が採用しているのは厚労省の主な指標ではなく、補完的な指標であると答弁しているのでございます。

令和４年７月に長野県歯科衛生士会が発行いたしましたオーラルフレイル対策ガイドラインにおいては、健康寿命の数値は、厚労省の主な指標を用いて、男性６位、女性17位となっております。

昨年12月に厚労省が開催いたしました健康日本21推進専門委員会で令和４年度の都道府県別健康寿命が公表されまして、トップは男女とも静岡県となっております。静岡県は、ホーム

ページにおきまして、県の強みといたしまして、日本一の健康寿命をアピールしており、男女ともに全国１位としております。静岡県が全国１位ということであれば、長野県は１位とすることはできないと考えます。

そこで、知事にお聞きいたします。

厚労省が定めた健康日本21では、日常生活に制限のない期間の平均を健康寿命の主な指標として扱っており、この指標によると、本県の健康寿命は男性が全国18位、女性が全国23位となっております。

一方、県は、総合５か年計画におきまして、日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命の指標に用いまして、男女ともに全国トップレベルと位置づけておりますが、これは厚労省が主な指標として用いるものと異なっているわけであります。県の計画で用いる数値は、広く認知され、公的な統計としてよく活用されているものとすべきであります。健康寿命についても、厚労省の定義における主な指標を用いるべきと考えるわけであります。その上で、本県の健康寿命を全国トップレベルとする現状認識を改めるとともに、計画において目指す目標やこれに係る施策を修正すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、新たな地域医療構想についてお聞きいたします。

長野県は、2017年３月に地域医療構想を策定いたしました。構想では、2025年に必要とする病床数を推計し、関係者の協議によりまして病床の機能分化と連携を進め、効率的な地域医療体制を構築することを目指しております。現行の構想は2025年度末をもって構想期間が終了するため、2025年度中に新たな地域医療構想を策定することになっております。

そこで、知事にお聞きいたします。

現行の地域医療構想の進捗状況と、課題をどう分析し、新たな地域医療構想にどのように反映する方針でしょうか。また、県と市町村の役割分担や連携について、現行の構想は記述が不十分であることから、新たな構想におきましては、より具体的に記述するなど、内容を充実させるべきということを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、健康福祉部長にお聞きいたします。

地域医療構想に係る様々な重要事項を協議するために各医療圏に組織されております地域医療構想調整会議において、市町村から選任される委員の多くは担当部課長となっております。調整会議は、公立病院の存続や再編、経営に影響を与える重要事項も協議するため、市町村から選任する委員については、より責任を持って市町村の考えを発言できる市町村長が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

次は、医師の確保であります。

県の地域医療構想におきましては、医療従事者、介護従事者の確保、育成を大きな施策の柱

としております。また、県では、医師確保を図るために、2024年度からの３か年を計画期間とする医師確保計画を策定しております。計画には五つの柱があり、この中に地域偏在の是正や医師の勤務環境の改善が掲げられております。

医師の偏在が全国的な課題になっていることから、厚労省では、新たな地域医療構想を作成する上で医師偏在対策を重視することとしております。長野県は全国で36位の医師少数県に位置づけられており、県全体としても医師確保を進めることが重要な課題となっております。

また、地域の診療所の医師の高齢化、後継者不足も大きな課題となっております。また、医師の労働環境は過酷を極めており、過労死や過労自殺者が出るなど社会問題にもなっております。

そこで、以下２点について知事にお聞きいたします。

一つ目。県の現行の医師確保計画によりますと、2020年に人口10万人当たり243.8人であった医師数を、2026年には264.6人に増やす目標を掲げているところでありますが、現状の進捗状況を伺うとともに、次期計画ではどのような数値目標を掲げ、目標達成のために具体的にどのような施策を推進する方針でしょうか。

二つ目。医師少数県を脱するためにも、県内の上小、上伊那、飯伊、木曽の四つの医師少数区域を解消するための施策を積極的に進めるべきと考えますが、県として具体的にどのような施策を推進する方針か、伺います。

次に、健康福祉部長にお聞きいたします。

医師の確保を図るために、医師の働き方改革を早急に進めるとともに、医師を取り巻く様々な環境を改善しなければなりませんが、具体的にどのような対策を講じていかれますか。

次は、県立病院への財政支援であります。

長期にわたるコロナ禍によりまして、全国の病院では実質的な財政状況が悪化したところでありますが、コロナに係る病床確保料等の支援を受ける中で、財政収支を均衡することができました。

県内の市町村や一部事務組合が設置しております病院の決算を見ますと、県全体で令和４年度では28億円の純利益を計上したところでありますが、令和５年度におきましては13億円の純損失となっております。県立病院機構の決算を見ますと、令和４年度までは黒字であったものが、令和５年度には赤字を出しました。

コロナ禍を経て、全国の公立・公的・私立病院は苦しい経営を余儀なくされ、令和５年度は軒並み赤字決算となっておりまして、まさに異常な状況となっているわけであります。これは、コロナに係る財政支援の終了、患者数の減少、医薬材料等の高騰、人件費の増大などによるものと考えられます。

県立病院としての公的な役割を果たしながら持続可能な経営を実現するため、県は令和７年度からの５か年の第４期中期目標を病院機構に示したところであります。しかし、令和５年度決算では赤字を出しており、今後の経営が大変心配されるところであります。赤字経営の影響で、必要な施設設備の整備が滞ったり、必要な給与改定ができないようでは、医師の働く意欲にも影響し、医師がほかの病院に転出することにもつながると考えられます。

そこで、まず、健康福祉部長にお聞きいたします。

県が県立病院機構へ指示いたしました第４期中期目標では、財務に関して、中期目標期間中の早期に単年度で経常黒字を達成することとしておるところでございますが、令和５年度決算では純損益で約12億円の赤字でありました。公立病院としての特殊性に加え、不採算部門を抱えていることなどから、病院側の経営努力だけでは限界があると考えるところであります。県立病院の安定的な経営のため、開設者である県が、総務省の繰り出し基準に基づいて負担しております運営費負担金で最大限支援をしていく必要があると考えますが、県の財政支援の方針について伺います。

次に、知事にお聞きいたします。

県立こども病院は、建設から30年余り経過いたしまして、施設が老朽化し、また、機能面で改善または充実すべき様々な課題を抱えていることから、長期的な視野に立って建て替えを検討すべき時期に来ていると考えますが、今後の方針はどうか、伺います。

以上で大きい一つ目の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）保健医療の充実についてということで何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、健康寿命についての指標の取り方は厚労省の定義における主な指標を用いるべきと考えるがどうか。また、全国トップクラスという現状認識を改めるとともに、計画において目指す目標やこれに係る施策を修正すべきと考えるがいかがかという御質問であります。

私も、かつて、担当部局に酒井議員と同じような投げかけをし、いろいろと検討させていただいたところであります。その結果、まさに御質問いただいたように、本県においては、日常生活動作が自立している期間の平均をしあわせ信州創造プランに目標として掲げさせていただいているところであります。

国としては、健康寿命を測る指標として全部で３指標提示しておりますが、本県においても、この第３期信州保健医療総合計画においては、その全てを延伸するということを目標に掲げさせていただいています。

創造プランの掲げている目標でありますが、これは、介護保険の要介護度をデータとして使っていることは議員御承知のとおりだと思います。実は、ほかの２指標は厚労省の国民生活

基礎調査を基にしているわけでありまして、これは、御本人の回答から作成しているデータであり、本県がしあわせ信州創造プランで採用しているデータは、ある意味客観的なデータということでありまして、データの客観性という観点からは私どものデータのほうが優位性があるのではないかと思います。

また一方で、国民生活基礎調査を用いた２指標については、直近の令和４年の調査では県内で39の市町村が対象ということで、悉皆調査になっていません。過去の順位を見ると、かなり大幅に変動しています。回ごとに10位ぐらい上がったり下がったりするのが当然のように行われている状況になっていまして、どういう方々を対象にして聞くかによって毎回振れ幅が大きくなって、評価の結果が変わってきているという状況になっています。

それから、国民生活基礎調査をベースにしますと、３年ごとの調査ということでなかなか毎年の進捗管理ができないということもあって、しあわせ信州創造プラン上はこの介護保険をベースにした目標を設定させていただいたところであります。

とはいえ、県民の皆様方がどういう状況と御自身で判断されているかということも決して我々が無視してはいけない指標だというふうに思っています。こうした指標も今後とも念頭に置きながら、この健康寿命がより延びていくようにしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて、地域医療構想の進捗状況、課題と新たな地域医療構想の記載内容という御質問でございます。

平成28年度に現行の地域医療構想を策定いたしました。これは、2025年の人口構造や医療ニーズの変化を見据え、病床機能の分化と連携を図ろうというものであります。令和５年の病床は、平成27年と比較して、過剰とされている急性期が1,800床以上減り、不足が見込まれているとされていた回復期病床については1,200床以上増えているということで、この地域医療構想が目指していた方向性、そして医療のニーズに沿った機能転換が図られてきているものというふうに考えています。

一方、今後の高齢化の進展を見据えますと、住民の皆様方が地域で暮らしていくために必要となる在宅医療や介護との連携を一層強化していくことが必要だと考えております。こうしたことを考えますと、地域包括ケアの推進を担っていただいている市町村の皆さんとの関わりはこれまで以上に重要になるというふうに考えております。

本県においては、国が検討を進めている新たな地域医療構想を先取りして、昨年の３月には、病床機能だけでなく医療機関機能にも着目した医療提供体制のグランドデザインを策定し、その実現に向け取り組んできているところでございます。

新たな構想の策定に当たりましても、このグランドデザインを基にしながら内容の充実を

図っていきたいというふうに考えております。特に、先ほど申し上げたように、在宅医療、かかりつけ医機能の確保などを一体的に図る観点から市町村との役割分担や連携に係る記載について充実していきたいと考えております。

それから、医師確保についての進捗状況と次期計画での目標等はどうするのかという御質問でございます。

医師確保計画に掲げております目標の進捗についてでありますが、人口10万人当たり医療施設従事医師数は、2022年現在で約250人ということで、目安値としては約251人でありますので、まだ僅かに少ないですが、おおむね順調に増加してきているというふうに考えています。例えば、実人員で申し上げれば、２年前の2020年と比べて、52名増加して5,046人となっておりますので、医師数、それから人口当たりの医師比率ともに増加してきているという状況でございます。

今後の目標達成に向けましては、医師の地域的な偏在、それから診療科の偏在、こうしたことが課題だというふうに考えております。昨年末、国においては、医師確保計画の一部として、医師偏在是正プランを新たに策定するという方針を決定して、都道府県が重点医師偏在対策支援区域を設定した上で、支援対象の医療機関、区域ごとの必要な医師数偏在是正に向けた取組等を定めるということが示されたところであります。

2026年に策定する予定の次期医師確保計画におきましては、本県の将来を見据えて昨年度策定した医療提供体制のグランドデザインの考え方を踏まえて、必要な医師数等の数値目標を定めますとともに、例えば、派遣医師等の手当の増額に向けた支援など、実効性のある施策を推進していきたいと考えております。

続いて、医師少数区域を解消するための施策についてという御質問でございます。

地域で安心して暮らすためには、必要な医療が受けられるということが大変重要です。そうしたことを考えると、日本全体の偏在是正も何とかしていただきたいと思いますが、その一方で、県内の医師少数区域に対する取組にもしっかり対応することが必要だと思っています。

これまで、修学資金貸与医師の優先的な配置であったり、また、本県独自の施策としては、地域の人材拠点病院が行う医師派遣に対する補助を行って、昨年度は延べ3,283人を僻地診療所等に派遣するなど、医師少数区域の医師確保に取り組んできたところでございます。

一方、過疎地域をはじめとして人口減少が急速に進む中、本県の医療提供体制のグランドデザインを踏まえた医療機関の役割分担や集約化、それに合わせた医師配置の検討のほか、オンライン診療の導入等にも取り組んでいくことが必要だというふうに考えています。

国が打ち出した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの中の経済的インセンティブにも示された重点医師偏在対策支援区域で行う診療所の承継・開業や派遣医師の手当の増額

など新たな施策についても、県として積極的に検討していきたいと考えております。

最後に、県立こども病院の今後の方針についてという御質問でございます。

本県の小児・周産期医療提供体制を支えていただいている県立こども病院は、平成５年の開設以来31年が経過しております。私も入院されているお子様の御家族とお話をさせていただいたりしていますが、施設が古くて狭い、入院している子供に付添いがしづらいといった声をいただきました。今後の施設の在り方について検討を始めなければいけない時期に来ているというふうに認識しております。

その検討に当たりましては、将来に向けた病院の位置づけを明確にし、同時に、病院の規模や必要な医療機能を考えていくことが必要だと考えております。県としては、来年度、今後の人口減少や医療資源の減少を見据えて、全県的な小児・周産期医療提供体制の検討を行っていきたいというふうに考えております。その検討結果を踏まえて、このこども病院の施設の在り方について病院機構と一緒に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には３点お尋ねがございました。

初めに、地域医療構想調整会議における市町村委員の選任についてでございます。

市町村委員の選任の状況は圏域ごとに異なっており、全ての市町村から選任されている圏域もあれば、一部の市町村の代表が選任されている圏域もございます。また、その役職は、健康福祉部門を所管する部課長が多くを占めており、市町村長の選任は全県で16名となっている状況です。

新たな地域医療構想では、これまでの病床機能に加え、公立病院を含む各医療機関が地域において担うべき役割を明確化していくことが示されており、地域医療構想調整会議では、地域の将来を見据えた医療提供体制全体の在り方など重要事項を引き続き協議、検討していくことになります。

加えて、在宅医療や介護連携などについては、市町村と協働して取組を進めていくことが必要となってまいります。こうしたことを踏まえ、新たな地域医療構想の推進に当たっては、議論がより活性化し効果的なものとなるよう、地域医療構想調整会議に市町村長を選任することを検討してまいります。

次に、医師の働き方改革に向けた対策についてでございます。

医師の働き方改革は、これまで長時間労働や休日出勤により医療を支えてきた医師の働き方について、業務の効率化や他職種へのタスクシフト・シェアの推進などにより改善を図ろうとするものでございます。あわせて、柔軟な勤務形態の導入や女性が働きやすい職場の整備等も

進めることで、医師の確保、定着にもつながると認識しております。

本県では、今年度からの時間外労働上限規制の適用に向けて、業務効率化のためのＩＣＴ活用の補助や、医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーによる医療機関の個別支援などを行ってまいりました。県としては、県内の上限規制への対応はおおむね順調に始まったと認識しているところでございますが、上限緩和の特例を受けた７病院については、今後段階的に時間外労働を縮減していく必要がございます。今後とも、タスクシフト・シェアの推進や労務管理セミナーの開催とともに、代償休息等の確実な履行に向けた相談支援、子育て支援のための院内保育所の運営支援等に取り組んでまいります。

このような取組を総合的に実施し、県内全ての医療機関の医師が健康に働き続けることができる環境の整備により、医療の質、安全の確保と持続可能な医療提供体制の維持を図ってまいります。

最後に、県立病院機構に対する財政支援の方針についてでございます。

地方独立行政法人長野県立病院機構は、独立採算制を原則として運営されているところでございますが、僻地における医療をはじめとした不採算な業務に要する経費については設立団体である県が運営費負担金として負担しているところでございます。

人口の減少や少子高齢化による医療ニーズの変化や物価高騰、コロナ後の受療動向の変化など医療を取り巻く環境が年々厳しくなる中、地域医療を支える県立の５病院において不採算部門の医療提供を行うためには、これまで以上の経費が必要な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、今般の運営費負担金の改定に当たっては、55億1,000万円から63億円への増額改定を行う旨、当初予算案に盛り込んだところでございます。県としては、この運営費負担金の増額はあくまで不採算分野への増額であり、単なる赤字の補填ではないという認識の下、県立病院機構には不断の経営努力も併せて求めてまいります。

既に県立病院機構では抜本的な経営改善に取り組んでいるところですが、機構の経営改善と県からの運営費負担金による支援という両面での取組により、機構の自立的かつ持続的な運営につなげてまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）健康寿命につきましては、知事から丁寧に御説明をいただきました。非常に分かりやすい御回答をいただきましたが、であるならば、当時担当委員会で私が質問をした段階、あるいは医療審議会における委員からの質問に対する答弁は、非常に不満足というか、不十分な回答だったと。やはり自信を持って、こうだからこうだという答弁をしてもらわないと、県民からしてみると困ると思うんです。やはり、知事をはじめ、部長も、課長も、職員の

皆さんも、同じ考えを持って、常に同じ回答ができるように準備をしておく、勉強をしておくと、こういうことをお願いしたいと思います。

こども病院については、検討を進めるということでありましたので、大いに期待していきたいと思います。本当に、いつどうなるかという体を抱えた子供、家族の方もいらっしゃるわけですから、その期待に応えられるような病院建設につながるような進め方をしていただきたいと思います。

次は、水道事業の広域連携であります。

厚労省では、平成27年６月に水道の耐震化計画等策定指針を策定いたしまして、重要給水施設に係る管路の耐震化を優先して推進することを目指しているところでございます。重要給水施設とは、災害時に重要な拠点となる病院、災害時要援護者の避難拠点など給水優先度が高い施設のことであります。

能登半島地震におきましては、上下水道施設や管路に甚大な被害を受け、避難生活や復興等に大きな障害となっているところでございます。こうしたことから、2026年度からの国の防災・減災、国土強靱化実施中期計画において、上水道の耐震化についても重点項目に加えるということが検討されているところでございます。

そこで、環境部長にお聞きしたいと思います。

能登半島地震の教訓から、重要施設に係る水道管路の耐震化を推進することが喫緊の課題となっておりますが、県内の重要施設水道管路の耐震化率、これは耐震適合率でありますが、16％で、残念ながら全国ワースト２位となっているところでございます。県内の水道事業においては、厳しい財政状況や人材不足等により水道管路の耐震化が進まない状況にある中、広域連携は耐震化のための財源確保等に大きな効果があることから、早急に広域連携を進めるべきと考えますが、県としてどのように対応していくのか、伺いたいと思います。

次は、ネーミングライツの新たな導入についてであります。

ネーミングライツとは、施設の命名権のことでありますが、県が導入しております主なものは、ホクト文化ホール、キッセイ文化ホールなどであります。この名称は、県民の認知度が高く、しかも親しまれているところでございます。

ネーミングライツ事業は様々なメリットがあることから、できるだけ広くパートナーを募集すべきと考えます。県内の県立の三つの文化会館のうち二つの施設がネーミングライツを採用しているにもかかわらず、伊那文化会館だけは採用していないことに、県民の理解は得られないと考えます。

そこで、知事にお聞きいたします。

令和５年３月に作成した長野県行政・財政改革方針2023では、ネーミングライツを積極的に

導入することとしておりまして、具体的取組として、新たな施設の募集を検討するとしているところでございます。伊那文化会館は、現在ネーミングライツを導入しておりませんが、導入により財源確保等様々な効果が期待できることから、早急に導入することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

最後に、適正なガソリン価格であります。

先ほども質問がございましたが、レギュラーガソリンの県内１リットル当たりの平均小売価格は、昨年８月から今年１月まで22週連続で都道府県の最高でありました。２月17日現在の価格は191円70銭であり、全国トップクラスの状況が続いているわけであります。

県民は、全国トップクラスのガソリン価格に怒っております。私は、県政報告会を地域で開催しておりますが、この問題に関する質問や意見が最も多く、県議は一体何をやっているのだというお叱りもいただいているところでございます。

そうした中で、２月６日には、ガソリンスタンドの店頭表示価格が事前調整された疑いがあるとの報道がありました。こうした中、10日には、自民党県議団は知事に対して事実関係の確認等に関する緊急要望を行ったところであります。さらに、18日には、公正取引委員会が独禁法違反の疑いで県石油商業組合に立入検査を実施いたしました。今回の価格調整の疑いについて県民の不信感は高まっております。報道が事実だとすれば、県民を欺く行為であり、容認できません。

自民党県議団では、これまで複数回にわたり資源エネルギー庁と高価格対策について協議をしてまいりましたが、長野県特有の要因があることから、国としては長野県に対して特別に支援することは困難との感触を得ているところでございます。

人口1,000人当たりの自動車、これは乗用車でありますが、保有台数は長野県は全国で６位、人口１人当たり0.68台となっております。長野県より保有台数の多い五つの県のガソリン価格を見ますと、全国順位では比較的低価格帯にあります。長野県では１世帯当たりの自動車の保有台数が多い上にガソリンの価格が高い状況にあり、まさにダブルパンチとなって家計を圧迫しているところでございます。

ある調査によりますと、１世帯当たりのガソリン消費量は長野県は全国３位であります。長野県は移住したい都道府県の１位でありますが、車がなければ生活ができない長野県において、ガソリン価格が高い状況は、移住を検討している人が長野県を敬遠することにもつながりかねません。

そこで、まず知事にお聞きいたします。

長野県はガソリン価格が全国トップクラスであり、自動車を保有する世帯の多さ、そして灯油の消費量の多さも相まって、県民の家計を圧迫しております。そうした中、ガソリン価格調

整の疑いにより公正取引委員会が調査を開始するなど、適正な価格競争ができていないと思料される状況にあります。県も独自に調査を行った上で適正価格の実現に向けて取り組むべきと考えますが、今後の県の対応を伺います。

次に、産業労働部長にお聞きいたします。

中山間地のガソリンスタンドの経営維持が課題となっております。県として具体的にどう対応するのか、伺います。

以上でガソリン価格の質問といたします。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）水道事業の広域連携についてのお尋ねでございます。

水道施設や管路の耐震化を進めるに当たり、財源や専門人材の不足が市町村共通の課題となっております。この解決に向けて、資金や人材、施設といった資源の効率的運用、経営面のスケールメリットの創出等が可能となる広域連携の推進は極めて重要であります。

令和５年３月に改定した長野県水道ビジョンでは、財政の改善効果等が最も大きい圏域単位の事業統合を目指すことが望ましいとする一方で、一部の事業者の事業統合を先行して実施することや、事務の共同化による経費の削減、仕様書の共通化、施設等の更新基準の統一等を進め、事業統合に向けて段階的に広域連携を実施することなどを掲げているところです。

これを踏まえ、先行する上田・長野地域をはじめ、佐久、上伊那及び松本圏域では事業統合に向けた検討が始まっているほか、ほかの圏域においても、今後の水需要の動向を踏まえた施設の集約等の検討、薬剤の共同購入及び管理の共同化などの検討が進められているところであり、今後も市町村と連携して取り組んでまいります。

また、来年度からは、検討の場で助言等を行うアドバイザー派遣事業を拡充し、外部専門家による経営面も含めた講習会やセミナーを開催するなど、事業の基盤強化に向けた取組を強化していくほか、国に対して広域連携に要する予算の確保や補助要件の緩和等について引き続き強く求めてまいります。

水道事業は、県民の生活に欠かすことのできない重要なインフラであります。安定的、持続的にサービスが提供されるよう、引き続き広域連携の推進役を担ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問をいただきました。

まず、伊那文化会館へのネーミングライツの導入について提案するがいかがかという御質問でございます。

伊那文化会館につきましては、本県がネーミングライツ制度を始めた2008年から2018年までネーミングライツ・パートナーの募集を継続的に行ってきましたが、最終的には導入に至らな

かったという経過があります。

その後、2019年に、上伊那地域の自治体、それから経済団体の皆さん等の連名で、地域密着型文化会館として、ネーミングライツにより特定の企業などの名称を冠することなく、引き続き伊那文化会館の名称を使用するという要望をいただいたところでございます。

また、この要望に加えて、伊那文化会館の事業につきましては地元の伊那市や企業から負担金や協賛金等による支援をいただいていることなども考慮して、それ以降は募集を行ってきていないという状況であります。

御指摘のとおり、ネーミングライツは財源確保等のため有効な手法だというふうに考えておりますが、一方で、今申し上げたような経過もあるわけであります。今後、地元の皆様方の御意見も十分伺いながら、その在り方を検討していきたいと考えております。

続いて、ガソリン価格について、適正価格の実現に向けて取り組むべきと考えるが、今後の県の対応を伺うという御質問でございます。

まず、今、公正取引委員会がガソリンの価格調整疑いということで調査に入っているわけであります。独禁法の強力な調査権限を持っている公正取引委員会でありますので、実態が早期に解明されることを強く期待しているところであります。また、組合、事業者の皆さんには、ぜひ調査に全面的に協力していただきたいと思っております。

県としては、今、組合に対して調査結果を報告してもらうようにお願いをしているところでありますので、まずその調査報告を受けたいというふうに考えています。県民の皆様方からは、第三者委員会を設けるべきではないかなどいろいろな御意見をいただいていますが、県には独禁法の調査権限がない、強制する権限がないという状況でありますので、やはり私としては、まずは業界自らが襟を正していただいてその信頼回復を図ると同時に、県民の皆様方への説明責任をしっかりと果たしていただくことが重要だというふうに考えています。

このガソリンの問題は、先ほども御答弁申し上げたように、過疎地域の小規模ＳＳをどう維持存続させるかということと、全国の中でも高いガソリン価格をどう抑制していくかという両面から対応を考えていかなければいけないというふうに思っております。もとより、これは自由主義経済下でありますので、しっかり競争原理を働かせていただくべきところは働かせてもらわなければいけないというふうに考えています。

その一方で、競争だけでは淘汰されてしまうようなＳＳも中にはあるわけであります。過疎連盟の話は何度かさせていただきましたが、先般問題提起をしたときには、ある市長からは、実はうちはこうやって支援しているのだというお取組の事例も共有していただいています。県内でも市町村が関与して支えているところもありますので、そういう事例を我々もしっかり把握させていただきながら、どういう形で維持存続を図るのかということもしっかり考えていか

なければいけないというふうに思っております。

その一方で、これは市場原理で当然競争原理が働いていなければいけない分野であるわけでありますが、単にそのことだけで県民の皆様方の負担が軽減されたりガソリンスタンドが維持存続されるわけではないというふうに思います。

そういうことを考えると、今、ガソリンにはかなり多くのガソリン税がかかっており、間接的ではありますけれども、ガソリンを給油されている方は税金を納めている形になっているわけであります。かつては、道路特定財源ということで道路のために使われてきたわけでありますが、今はそういう形にはなっていません。むしろ、こうしたものの使い方も、地方のＳＳが存続するために必要な取組や、地方の公共交通を存続するための取組などに生かしていくようなことも、これからの在り方としては考えられるのではないかというふうに思います。

酒井議員から御指摘があったように、県にも県民の皆様方から非常にたくさんの怒りの声を頂戴しております。今は、まさに、県民の皆様方の強い思いをしっかり受け止めながら、このガソリン価格が高い長野県をこれからどうしていくかということに県として対応すべき局面だと思います。公取の調査が入っているので、我々が調査に介入したりマイナスの影響を与えるようなことは差し控えなければいけませんけれども、しかしながら、今申し上げたような観点で取り組むべきことはたくさんあるというふうに思いますので、しっかり対応を行っていきたいと思っております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には中山間地のガソリンスタンドの経営維持についてのお尋ねでございます。

中山間地では販売量の少ない小規模事業者が多いことから、経営維持が困難となっており、地域住民の安心な暮らしを守るためには、経営維持に行政が関わる必要性が高まっているものと認識しております。このため、県といたしましても、市町村サポートチームを設置いたしましてＳＳ過疎地対策に取り組んでおり、青木村では村の関与でＳＳの事業承継が実現されるなど、徐々に行政が地域に不可欠なＳＳの維持に関わる事例が広がっているところでございます。

一方で、ガソリン価格の事前調整に係る報道を受けて公正取引委員会の調査が始まっていることなどから、こうした調査の推移も注視していきたいと考えておりますが、今後、大変重要な社会インフラ維持に向けた広角的な事業者支援につきまして、国や市町村、経済団体等の関係者の参加の下で検討し、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）ネーミングライツにつきましては、上伊那から要望があったことは私も十分承知しておりますけれども、もうあのときから時は流れております。もう時代は変わっております。長野、松本地域は、ホクトなど、定着していっぱい使っているわけです。どこが上伊那と違うのかなと思うんですね。企業名が出るからいかんというその解釈には私はどうも納得ができません。前向きに御検討いただきたいと思います。

ガソリンについては、今知事から御答弁をいただきました。よく理解することができたわけであります。いずれにしましても、県としての行動にも限度があるということもわかるわけでありますけれども、今、考えられることが幾つもあるということでありますので、十分に調査、検討などを行いまして、組合だけに頼るのではなく、自ら積極的に検討をしていただいて、早急に的確な対応を取ることを要望いたしまして、以上で質問といたします。

○副議長（続木幹夫君）次に、中川博司議員。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）改革信州の中川博司です。最初に、多文化共生施策の推進についてお伺いします。

10月に本県議会に選出され、ベトナム、カンボジアへ視察に行き、11月議会中に報告もさせていただきましたが、円安で日本へ働きに来るメリットが薄れる中にあっても、ベトナムは日本において高度人材の育成を期待しています。カンボジアは、農業人材などを育成し、戻ってきて母国のために働いてほしいと願っていることを聞いてきました。

我が国は、様々な職場で人材不足となっていますが、単に労働力が不足しているからという理由だけで外国人人材の活用を捉えていては、結果として日本は選ばれなくなります。韓国においては、韓国に行ってから、韓国語を教え、各県に母国語による生活相談を行う機関があるそうです。日本語教育や生活相談などの充実は待ったなしの課題だと言えます。

加えて、育成就労制度になれば転籍が可能となることから、長野県が外国人から働く場所として選ばれるような施策が求められます。県は、新年度において、「信州で暮らそうオンライン日本語教室」を新たに始めるほか、仮称長野県外国人政策検討会議を設置して、外国人政策の在り方や現行制度上の課題などについて議論を行うこととしています。

そこで、そうした議論を進めるに当たっての課題を提起したいと思います。

最初に、県民文化部長に４点お伺いします。

昨年10月、「外国人生活相談、自治体の負担増　交付金申請額が国予算超過」と報道されました。長野県内には、外国人生活相談窓口を設置している自治体は幾つあるのでしょうか。また、外国人受入環境整備交付金が当初予定していたとおり交付されなかった自治体があると聞きますが、現状と対応について伺います。

日本語教育推進のため、文部科学省は、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業において、日本語教育を実施していない自治体などを対象に、スタートアッププログラムとして日本語教室の設置に向けた助成を実施していますが、現在、県内でこの助成を受けているのは僅か１自治体であり、空白地域の解消につながっていません。

また、一つの自治体が日本語教育を一生懸命やっているとそこに外国人は集まってくるので、他の自治体はその自治体任せになってしまい、日本語教育を行っている自治体の負担感が強いことから、今後、広域での日本語教育の推進が必要であると考えます。

加えて、地域日本語教室は、多くがボランティア主体で運営されており、日本語教師の有資格者が不足していることや、日本語教室など多文化共生事業の立ち上げ方が分からない自治体もあることなど、課題はたくさんあります。

そのような中、県では、文部科学省の助成を受け、長野県地域日本語教育の体制づくり事業に取り組み、地域における日本語教育に関する相談対応や助言等を行う地域日本語教育コーディネーターを県下４地域に各１名配置するなどして対応していますが、県土の広い長野県全体をカバーするにはさらに増員が必要と考えます。

また、県は、来年度から新たにオンラインでの日本語教育を行うということですが、外国人にとって、日本語教室は仲間と会うことができる交流の場にもなっており、対面での日本語教室を増やすことも必要であると考えます。

そこで、県の地域日本語教育の取組に関わるこれまでの成果と課題は何か。また、今後外国人への日本語教育をどのように進めていくのか、伺います。

能登半島地震で、技能実習生などの外国人がどこに避難したらいいか分からなかったという報道番組がありました。日本ではどんな災害があるのか、どこに避難したらいいのか、どんなものを準備しておけばいいのか、救急車を呼ぶ方法など、外国人のための防災訓練が必要と考えます。災害多言語支援センターを担う災害時外国人支援情報コーディネーターの増員を含めて、災害時の外国人への支援についてどのように考えているか、伺います。

今年度、出入国在留管理庁が外国人への専門的な支援をコーディネートする外国人支援コーディネーター制度をつくり、多文化共生の施策を進める人材の養成を行っています。長野県としてはどのように人材を養成していくのか、伺います。

次に、産業労働部長に伺います。

外国人の就労受入先として、賃金が低かったり、労働条件が厳しく、日本人労働者が定着しにくい分野がありますが、こうした分野での人材確保のために外国人労働者を当てにすることは本末転倒であると思います。賃金、労働条件など外国人労働者の受入れ環境の向上についての県の取組を伺います。

次に、教育長にお伺いします。

文部科学省が行っている帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業を活用して外国人児童生徒への教育の充実を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、県教委に外国人児童生徒への教育について推進する担当者を置いてはいかがでしょうか。

次に、中学校部活動の地域移行について教育長に４点お伺いします。

中学校の部活動の地域移行の目的の一つは、教員の負担を減らすことだと思いますが、そもそもこれまで残業代も出さずに働かせてきたことが問題であったのではないかと思います。しかし、その中にあっても、子供たちに真摯に向き合い、子供たちの成長と教師自身の成長があったと感じます。これまでの中学校部活動が果たしてきた子供たちにとっての意義や成果、部活動を指導する教員にとっての意義や成果と言えることは何だったのでしょうか。伺います。

部活動地域移行の目的の一つについて、「地域と共に子供たちを育てる」ということですが、地域の受入れ基盤が未整備のまま移行することはできません。指導者の確保について街頭活動などを行われているようですが、特に平日の指導者の確保は厳しい状況があると思われます。また、練習場所は優先的に学校施設を貸してもらえるのかなどの課題があると思いますが、受入れ基盤の整備についてお伺いします。

部活動の地域移行は、何をおいても子供たちのためでなければならないと思います。これまでに部活動の地域移行について子供たちの意見は聞いたのでしょうか。学校部活動の中では、選手として頑張りたいという子供もいれば、友達と仲よく遊びたいという子供もいます。また、発達に特性のある子供も、学校部活動では受け入れることができました。学校部活動は、クラスだけの友達関係から部活動を通じた友達関係に広がると同時に、競技としてのスポーツの底辺を拡大する意味合いもあったと思います。地域移行によってこうした学校部活動のよい面をどう残していくのか、お伺いします。

松本市と長野市が先行して平日の地域移行も進めようとしています。平日に学校部活動に参加し、休日に地域クラブにも参加している子供は、学校部活動か地域クラブか、どちらから中体連の大会に出場するのでしょうか。また、部活動を行っている中学校が少なくなる中で、中体連の大会運営はどうするのでしょうか。

種目によっては、中体連の大会に参加するために地域クラブの指導者が有料で新たな資格を取らなければならないなど、課題があります。県教委としてどのように受け止めているか、お伺いします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には多文化共生施策の推進につきまして４点御質問を頂戴いたしました。

まず、外国人生活相談窓口の設置状況及び外国人受入環境整備交付金についてのお尋ねでございます。

外国人生活相談窓口の設置状況については、県の調査では、令和６年４月時点で、県を含む県内22の自治体で相談員や通訳者を配置した相談窓口が設置されております。

次に、外国人受入環境整備交付金についてのお尋ねでございます。

本交付金は、外国人からの生活相談を一元的に担う相談窓口の設置、運営に必要な相談員の人件費や事務的経費の一部に交付金を活用できるもので、県内では県を含む10の自治体に交付されております。

令和６年度におきましては、全国の自治体からの申請件数が想定を上回ったことなどから、国の予算不足が発生し、国から自治体への内示額が要望額を下回るいわゆる内示割れが発生いたしました。昨年10月の県の調査によりますと、県を含む９の自治体で内示割れとなっております。

内示割れへの対応でございますが、県では、国への要望額に対する121万7,000円の不足につきまして事務経費の削減等で対応しており、市町村においても、当初計画からの変更を余儀なくされたものと承知しております。県のみならず、市町村にとりましても、内示割れの影響は大きいことから、県では、全国知事会におけます春と秋の２回の要望のほか、他県とも共同で２回、合計４回にわたり必要な予算を確保するよう国への要望を行ってきたところでございます。今後も、国の動向を注視しつつ、引き続き国への要望を行い、相談窓口が安定して運営できるよう努めてまいります。

続きまして、県の地域日本語教育の取組のこれまでの成果と課題及び今後の進め方についてでございます。

これまで、県では、令和２年３月に策定いたしました長野県多文化共生推進指針2020に基づき、コーディネーター、日本語教師及び日本語交流員の３者が連携した人材連携型教室の普及及び人材養成を重点的に進めてまいりました。その主な成果といたしましては、これまで６市において人材連携型教室が開設されたこと、外国人学習会の会話相手などの役割を担う日本語交流員を286名養成し、人材連携型教室などで活用を図ることができたことなどが挙げられます。

一方、主な課題といたしましては、特に小規模町村においては、日本語教育の専門人材やノウハウの不足等から単独での教室設置が難しいこと、人材を確保することの難しさから人材連携型教室の普及が伸び悩んでいることなどがあると認識しております。

こうした課題を踏まえ、今後、県といたしましては、来年度から外国人県民が県内のどこに住んでいても日本語などを学ぶことができる教室をオンラインで開設するとともに、外国人が

集住している自治体などにターゲットを絞り、人材連携型教室の普及を進めてまいります。

さらに、外国人県民の増加を見据え、日本語教育における県、市町村、民間団体などの役割分担や、諸課題の解決に向けて、来年度、有識者等で構成されます長野県外国人政策検討会議（仮称）や、部局横断で設置いたします長野県多文化共生推進本部（仮称）において検討を行ってまいります。

続きまして、災害時の外国人への支援についてでございます。

県内に居住または観光で訪れます外国人の増加に伴い、外国人に対する災害時の情報提供や被災者支援などの強化、災害に備える防災教育の推進は、多文化共生を進める上での重要課題の一つであると考えております。

これらに対する県の取組といたしましては、県総合防災訓練の際に、情報の多言語化や被災者支援に対応する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を実施いたしますとともに、外国人県民のための防災講座を開催し、防災知識や意識の向上を図っております。

また、総務省が平成30年度から実施しております、発災時に情報の発信元である行政と外国人被災者をつなぐ専門人材である災害時外国人支援情報コーディネーターの養成研修を、職員が継続的に受講し、発災時に円滑な対応ができる人材の確保に努めてきているところでございます。

このような取組に加え、昨年９月に策定いたしました長野県地震防災対策強化アクションプランに掲げました災害時通訳・翻訳ボランティア（仮称）の養成研修を来年度から新たに実施してまいります。

あわせて、危機管理部と連携して、外国人に対する効果的な防災教育の実施方法について検討いたしますとともに、県や市町村の職員へも広く災害時外国人支援情報コーディネーター研修の受講を推奨するなどにより、外国人の災害時の支援の強化に努めてまいります。

最後に、多文化共生の施策を進める人材の養成につきましてお答え申し上げます。

現在、県では、地域日本語教室で活躍していただく日本語教師及び日本語交流員の養成講座の実施、行政と外国人県民のパイプ役となる地域共生コミュニケーターの登録制度を設け、行政機関や病院などへの同行などの活動を支援、市町村の外国人相談窓口の相談員等を対象とした研修会の実施などに取り組み、多文化共生に関わる人材の養成に努めております。

こうした中、人材養成の課題といたしましては、外国人が直面する課題、問題は、就労や医療、福祉、教育など多岐にわたっており、人材の確保、専門性の向上が求められること、市町村単独で外国人からの相談や支援に対応する人材を養成することが難しいことなどがあると考えております。このため、人材養成についての県、市町村、民間団体等の役割分担や、課題の解決に向けて、先ほど申し上げました長野県外国人政策検討会議（仮称）及び長野県多文化共

生推進本部（仮称）におきまして検討を行い、多文化共生を進める人材の養成に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には外国人労働者の受入れ環境の向上についてのお尋ねでございます。

県内の外国人労働者は、人手不足等を背景に増加しており、令和６年10月末現在で、平成19年に届出が義務化されて以降過去最高の２万7,834人となっております。令和９年度までには育成就労制度が導入され、県内においても長期にわたり地域、産業を支える人材としての活躍が期待されるところでございます。

このため、県では、外国人材受入企業サポートセンターや外国人材受入企業マッチング支援デスクでの相談対応やセミナー開催を通じて、外国人材との相互理解の重要性や、雇用、労務に関する注意点等、企業の受入れ環境向上のポイントについて丁寧に周知し、浸透を図っているところでございます。

また、外国人材のさらなる活躍に向けては、賃金や労働条件の向上に加え、暮らしやすさの面でも外国人に選ばれる県になっていく必要があると考えております。来年度設置予定の長野県外国人政策検討会議（仮称）及び長野県多文化共生推進本部（仮称）では、外国人も暮らしやすい社会の実現に向けた議論を予定しております。

今後、より一層、産業界を含む関係機関とも連携を深めながら、外国人が働きやすく暮らしやすい地域社会となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）外国人児童生徒等への教育の充実についてのお尋ねでございます。

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業につきましては、都道府県、指定都市、中核市が実施主体となって取り組む事業であり、令和６年度、長野県においては長野市と松本市が実施しております。また、中核市以外の市町村については、県が実施主体となり、間接補助により実施するものであると承知しているところでございます。

近年、外国人児童生徒は増加傾向にあり、小中学校においては、日本語指導教室を33校に設置するとともに、外国人児童生徒が多く在籍する小中学校13校に加配教員10名を配置し、学習指導及び支援を行っております。

また、高等学校においても、支援が必要な外国籍生徒や帰国生徒86名に対し、支援相談員30名を配置し、日本語指導や学校生活の支援を行っているところでございます。今後、市町村と

協議したり、高等学校のニーズを把握したりしながら、本事業の有効な活用を含めた支援の充実に努めてまいります。

また、推進する担当者につきましては、現在関係課にそれぞれ担当者がおり、連携して推進しているところでございますが、対象児童生徒数が増加傾向にあることも踏まえ、担当者の在り方については今後検討していく所存でございます。

続きまして、中学校の部活動の地域移行について４点御質問をいただきました。

子供と教員にとっての部活動の意義や成果についてのお尋ねでございます。

まず、子供たちにとっての部活動の意義や成果について、私自身が見てきた１人の生徒の成長の姿から述べさせていただきたいと思います。

入学当初、運動が苦手で、自己表現に乏しく、プレーに自信が持てなかったＡさんは、部活動に入部後、先輩や仲間の応援を励みに、日々の厳しい練習に取り組んでまいりました。そして、迎えた３年生最後の夏、自信いっぱいに堂々とプレーをし、最後の試合に敗れた後、すがすがしい汗と涙にまみれながら、支えてくれた仲間や家族に感謝の言葉を述べる姿に、思わず私も胸が熱くなった記憶がございます。成功や達成、失敗や挫折、信頼と感謝など、子供たちは部活動から得た様々な経験を通して人間的に大きく成長する。ここにこそ、生徒にとっての部活動の意義や成果があるのだと思います。

また、教員にとっての意義や成果については、私自身が、これまで多くの生徒と部活動を通して共に同じ夢を見、共に笑い、共に涙してきましたが、こうした生徒たちと今なお交流を続けており、当時を振り返りながら一人の大人となった生徒たちの成長を大変ほほ笑ましく、また、心強く感じるところでございます。生徒との人間関係がより強く結ばれ、共に成長してきたことを実感できる部活動は、教科指導では味わえない満足感や充実感、達成感があり、ここにこそ教員にとっての部活動の意義や成果があると考えております。

続きまして、指導者確保や練習場所などの受入れ基盤の整備についてでございます。

平日の指導者確保につきましては、現在、信州地域クラブ活動指導者リストへの登録を募集しており、２月５日現在で251名に登録いただいておりますが、８割が土曜日、日曜日の指導を可とする一方、平日については５割程度となっております。こうした状況から、今後、平日の地域移行を進めていくためには、さらに多くの方々の御支援、御協力が必要と考えており、引き続き指導者の確保に向け広く周知、募集等の取組を進めてまいります。

また、地域クラブ活動の活動場所については、現在、国の実行会議において学校施設の優先利用や使用料減免等のルールづくりについて検討されており、県教育委員会としましては、こうした国の動向を注視しつつ、市町村教育委員会と連携し、活動基盤の整備に努めるとともに、県立高等学校施設の使用許可についても研究するなど、受入れ基盤の充実に向けた仕組みづく

りを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、子供への意見聴取と部活動のよい面の継承についてのお尋ねでございます。

子供からの意見聴取については、県教育委員会では、令和５年の６月、小学校５、６年生と中学生を対象に地域クラブ活動への期待や不安などを問うアンケートを実施し、寄せられた8,375件の回答を踏まえ、県のガイドラインを作成したところでございます。今年度内には、改めて小中学生、保護者、教職員を対象としたアンケートを実施する予定であり、引き続き主役である子供たちの意見を尊重しながら、よりよいスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組んでまいります。

また、議員御指摘のとおり、学校部活動は競技力の向上や生涯スポーツの推進にとどまらず、人間形成や社会性の向上、自己肯定感の醸成等、子供たちの成長を支える上で重要な役割を果たしてきたと認識しております。地域クラブ活動においては、こうした部活動の教育的意義を継承するとともに、活動のフィールドが学校単一から地域社会に広がることで、学校の枠や世代の違い、障がいの有無等の枠を超えたスポーツ・文化芸術活動の交流が可能となり、インクルージョンの推進に資する新たな価値の創出が期待できると考えております。

今年度実証事業に取り組む市町村の中には、実際に小学生や特別支援学校の生徒、地域の方々等との幅広い交流を目的に、多様な子供たちを包み込む地域クラブ活動に取り組む事例が報告されており、県教育委員会といたしましては、こういった好事例を広く県内に広めてまいりたいと考えております。

最後に、大会参加の選択と中体連大会の運営等についてのお尋ねでございます。

部活動の地域移行が進み、中体連大会に参加する地域クラブが増加する中、部活動または地域クラブのどちらから大会に参加するかについては、活動の趣旨から、生徒自身の自由な意思に委ねられることになると認識しております。

また、中体連の大会運営については、これまで公立中学校の教員が中心となってまいりましたが、地域クラブからの参加が増えていく中、大会の運営方法をはじめ、中体連組織の在り方や費用負担の仕組みなどを見直す必要があると考えております。

このため、本年度より県中体連が立ち上げた検討会議に県教育委員会も参画し、将来に向けた体制整備の検討を始めたところでございますが、今後は、私立中学校の教員や地域クラブの指導者、競技団体等、大会に関わる関係者と協働する仕組みを構築していく必要があると考えているところでございます。

さらに、指導者の資格取得については、知事部局において、信州地域クラブ活動指導者リストの登録者を対象に、スポーツ指導者資格の取得に関わる経費への補助を予算計上しており、地域移行の取組を一層推進できるよう、引き続き知事部局と連携しながら取り組んでまいる所

存でございます。

以上であります。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）次に、障がい者、難病患者の社会参加についてお伺いします。

毎年２月最終日は「世界希少・難病性疾患の日」で、今年は28日に松本城のライトアップが行われるほか、信州大学医学部附属病院では、パネル展示が２月14日から３月２日まで行われています。

難病患者が尊厳を持って生きていくためには、医療・福祉サービスだけではなく、社会参加が重要な要件となります。障害者手帳を持つ難病患者は障がい者枠で採用されますが、難病患者の多くは症状に波があるため、症状の固定化が難しく、障害者手帳の取得が困難な方もいらっしゃいます。また、就業先で通院のために休みを取ることに気兼ねする、遺伝性の難病であるので難病であることも言えないなど、難病患者への就労先での理解を広げていくことも課題となっているとお聞きしました。

最初に、産業労働部長にお伺いします。

難病患者の就労支援は国が行っていますが、難病は成人になってから発症するケースが多いので、就労継続への支援が必要と考えます。長野県としてはどんな支援を行っているのでしょうか。また、就労先などでの難病患者への理解を広げることが課題だと考えますが、県としてどのような取組を行っているか、お伺いします。

次に、総務部長に２点お伺いします。

山梨県が難病患者の採用枠をつくったと聞きました。長野県としても難病患者の採用枠をつくってはいかがでしょうか。また、難病患者の方は定期的に医者に通っていて、療休枠が５年ほどでいっぱいになってしまうと聞きました。がん患者では仕事と治療の両立支援が進んでいるところです。難病患者においても治療と仕事の両立ができるよう、休暇制度を含めた支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

身体、知的、精神の障がい別の県職員の任用状況はどのようになっていますか。インクルーシブな職場をつくっていく上での課題と対応策についてどのように考えていらっしゃいますか。

次に、県職員の長期療養、退職の状況についても総務部長に３点お伺いします。

11月定例議会で宮下議員からの質問にありました長野県の早期離職者が近年増えている件について、私からも質問をします。

令和５年の早期退職者は103人います。理由の内訳は、転職43人、病気13人、介護７人、死亡７人、育児５人、結婚３人、その他14人です。早期退職者のうち30歳以下が48人いて、転職が多いと思うわけですが、転職を理由とした退職について、背景となっていることについては

調査中ということですので、しっかり聞き取りをして対策を行うよう、私からも要望いたします。

介護休業制度が設けられている中、介護を理由とする早期退職者がいます。休業制度の周知や利用の呼びかけを徹底するなど、職員が介護と仕事を両立できるような職場とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

近年、長期療養者が増えていると聞いています。精神疾患を理由とする長期療養者数、早期退職者数はそれぞれどの程度いますか。こうした状況を踏まえ、増加する精神疾患の理由をどう考えていますか。職員が精神疾患となり、退職したり、最悪の事態である自殺者が出たりすることはあってはならないことです。職員が心の健康を損ねることなく働き続けられる職場づくりに向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

最後に、パラダイムシフトについて知事にお伺いします。

産業界は利益を出すことを目的として経済活動が行われていることは当たり前の話ですが、県が関わる産業政策は県民の幸せをつくるためのものでなければならないと思います。利益を出すことが第一義的であるがゆえに、CO_2排出について、産業界は自律的に取り組むことが難しく、国や県の政策として展開をしている状況があります。同様に、人口減少対策についても、ゆとりのある職場環境をつくってこなかったゆえに生じている課題の一つで、この間、国の音頭で働き方改革が進められてきました。産業界にとって、CO_2の排出削減にしても働き方改革にしてもコストがかかる話であるので、政治が平等にコスト負担を求めなければ公正な競争を阻害してしまうからです。

働く人の賃金は、労働力の再生産費です。再生産費の中には、明日また元気に働くことのできる再生産費も含まれていますが、次の世代をつくる再生産費も含まれています。ところが、人口減少が続くということは、次の世代をつくることができない賃金の水準であると言えます。また、夜間・深夜労働が多いことも働く人の健康を害しやすくするなど、次の世代をつくるための労働条件となっていないと言えます。寛容な社会を目指し、パラダイムシフトをするためには、働く皆さんの賃金、労働条件の改善が不可欠であり、そのためには、産業界の協力なしには進まないと考えますが、知事の所見を伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には難病患者の就労支援についてのお尋ねでございます。

難病を抱える方は、その病気の特性などから、症状が安定せず、決まった時間や長時間の勤務が難しい。また、自動車の運転ができないなど従事できる仕事が限定される。あるいは、見た目では分かりづらい症状が多く、職場で誤解を受けやすいなど就労に関する困難を抱えており、就労機会の提供や就労を継続する上での配慮が必要でございます。

このため、県では、難病相談支援センター等で相談をお受けし、ハローワーク等の支援機関へつなぐとともに、就労に関する情報交換会の開催をはじめ、地域就労支援センターにおいて、難病を抱える求職者と県内企業とのマッチングや受入れ可能な企業の求人開拓などの支援を実施しており、地域就労支援センターの登録者の中には、治療は必要だが自分で勤務時間をある程度コントロールできる仕事に結びついた事例もあるところでございます。

また、難病を抱える方に対する職場理解の促進に向けては、職場いきいきアドバンスカンパニー認証要件の一つに、治療等と仕事の両立制度の導入を設定し、企業が難病患者を雇用するインセンティブとしているほか、今後、地域就労支援センターの企業向けセミナーなどにおいて難病患者の就労をテーマとして取り扱うことも検討しております。

引き続きハローワークの難病患者就職サポーターなど関係機関とも連携しながら、就労先での理解の浸透を図り、難病を抱える方が安心して働ける環境づくりを進め、社会参加の実現を図ってまいります。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には大きく５点のお尋ねを頂戴しております。

まず、難病患者の採用枠の新設と支援制度の強化についてでございます。

様々な疾病について、治療と仕事の両立ができるような環境整備は重要であり、これまでも、一部疾病について療養休暇の取得可能期間を国家公務員より長期に設定、また、治療等に当たりましても、時差勤務やフレックスタイム制の導入など、制度面を整えてきたところでございます。

難病患者の方の採用を進める上では、個々の症状や困難な事項などに配慮した上で継続的に仕事をしていただける勤務環境を整備することが最も大切と考えてございます。まずは、そうした整備等にしっかりと取り組んでまいります。難病を抱える方も安心して働き続けられるような、そうした職員のニーズや他県の取組状況等を把握し、休暇など必要な制度や職場環境の充実強化について検討してまいります。

次に、障がい別の県職員の任用状況でございます。

県では、平成30年12月に障がい者の採用・活躍の場の拡大等に向けた取組方針を策定し、障がい者の雇用拡大に取り組んでまいりました。採用前は、障がい者の採用は年平均２名程度でございましたが、方針策定後は、身体に障がいのある方に加え、知的・精神障がいの方も対象とし、常勤の採用者数は年平均10名程度まで拡大しております。

また、会計年度任用職員の採用も拡大し、令和６年度現在任用している職員の状況は、身体障がい者の職員は107人、知的障がい者の職員は１人、精神障がい者の職員は45人となってご

ざいます。

次に、インクルーシブな職場づくりの課題と対応策でございます。

障がいのある方を含め、職員が活躍できるインクルーシブな職場づくりには、職員の障がい特性等に対する職場の同僚、上司の理解、業務との適切なマッチングと状況に応じた配慮などが重要だと認識しております。

このため、これまで、全職員を対象に共生社会づくりのための研修等を実施するとともに、庁内のバリアフリー化や障がい特性に応じた配属先の決定なども行ってまいりました。また、不安を解消し、業務が円滑に進むよう、各所属で担当者を決めての業務支援に加え、平成31年度から県庁や合同庁舎に障がい者活躍サポーターを配置し、定期的な個別相談を通じ、職場定着の支援を実施しているところでございます。

次に、県職員の長期療養、退職の状況について、まず、介護と仕事を両立できるような職場とすべきとのお尋ねでございます。

定年の引上げ等に伴い、介護に直面する職員は今後ますます増加することが見込まれ、介護を理由とした退職を防ぎ、働き続けられる環境を整備することは重要と認識しております。このため、これまでも、介護休暇、短期介護休暇、介護時間など順次制度導入を図ってまいりました。また、時差勤務に加え、来年度からは、いわゆるフレックスタイム制を導入予定であり、介護を含め柔軟な働き方ができるよう環境を整備してきたところです。

御指摘のように、こうした制度を理解いただき、活用いただくことが大事でございます。このため、県職員のポータルサイトへの情報掲載にとどまらず、人事面談時における介護が必要な職員への周知、管理職向け研修時における必要な職員の労務管理の徹底を行っているところでございます。今後は、例えば一定の年齢に達した職員個人へのプッシュ型の案内など、周知方法の工夫を図りながら、介護と仕事を両立できる環境を整えてまいります。

次に、長期療養者のうち精神疾患等による療養者等の状況、また、退職者等の状況でございます。

長期療養者数を、30日以上の療養休暇を取得している職員、休職職員とした場合、直近３年間の知事部局における精神疾患の長期療養者数は、令和３年度は59名、令和４年度は72名、令和５年度は79名でございます。

次に、精神疾患を理由とした早期退職者数の状況ですが、直近３年間の早期退職者のうち、精神疾患を理由とした職員は、令和３年度は早期退職者全体68名のうち４名、令和４年度は全体91名のうち９名、令和５年度は全体103名のうち８名でございます。

理由等でございますが、コロナ禍にあっては業務多忙等を理由とする事例が顕著でございましたが、令和５年度だけを見ますと、職場の人間関係など職場に起因するものが増えているも

のの、業務量の多さや業務の困難さ、個人の健康問題なども引き続き多く見受けられ、個々の置かれた状況により、複合的なものを含め、様々な要因があるものと認識しております。

最後に、健康に働き続けられる職場づくりにどのように取り組むかのお尋ねでございます。

職員が健康に働き続けられる職場づくりは、組織として重要な責務と認識しております。このため、これまで、職員のメンタル不調を未然に防ぐことを重点に置き、ストレスチェックを全職員に実施する。また、メンタルヘルス研修会の開催、専任保健師や産業医等による健康相談などに取り組んでまいりました。

加えて、近年は、職場内における心理的安全性の確保や、職員の不調に気づくことができる環境づくりが重要なことから、本年度は、新たにかえるプロジェクトからの提言も受け、課長、係長等を対象にして職場の心理的安全性の確保向上に関する研修会を行ったほか、相談のしやすさや仕事の支援の求めやすさなどの項目を盛り込んだ職場環境の実態調査を年２回実施し、その結果を職場内で共有しながら改善策を検討するなど、職場全体でこの問題にしっかりと向き合えるように取り組んでいるところでございます。

引き続き、庁内外を含め好事例の収集や普及、実態調査から得られたデータや傾向等の分析を通じ、健康で働き続けられる職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、パラダイムシフトをするためには賃金、労働条件の改善が不可欠であり、そのためには産業界の協力なしには進まないと考えるがどうかという御質問であります。

信州未来共創戦略の中には、働き方、暮らし方の当たり前を見直そうということが記載されているわけであります。これまでどおりの働き方や私たちの日常の暮らしの当たり前を前提としているだけでは、人口減少下の社会にはなかなか向き合えない、あるいは乗り越えていくことが難しくなってきているというふうに考えております。

例えば、若い人の賃金はこれまで相対的に抑制されてきているわけでありますが、こうしたことだと、なかなか子供を持とう、結婚しようというモチベーションにつながらない状況もあります。また、長時間労働ということが当たり前になっていれば、なかなかワーク・ライフ・バランスといったようなことにも取り組めませんし、男性、女性みんなで家事を分担しましょうというようなことも円滑に進まないことになります。

そういうことを考えると、やはりこれまでの当たり前、常識をしっかりと変えていかなければいけない。まさにパラダイムチェンジしていかなければいけないというふうに考えております。その中で、御指摘いただいたような賃金の問題や労働条件の改善は極めて重要なテーマだ

というふうに受け止めております。

そして、こうしたことを改善していくためには、我々行政だけではできません。まさに、産業界の皆様方とも問題意識を共有して一緒になって行動する。そして、各企業にも主体的に行動していただくことが大変重要だと思っております。これは、県としても、先ほども長野県政労使会議の話をしましたが、そういう場を通じて私どもの考えをお伝えしていきたいというふうに思います。また一方で、未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議を設置しております。産業界の皆様方にも加わっていただいておりますので、問題意識を共有して、同じ方向を向いてパラダイムチェンジに挑戦していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）県庁職場において、難病患者や障がい者が共に働けるインクルーシブな職場にしていくことや、精神疾患などで休職したり、退職することがないような職場にしていくことが求められています。

まず隗より始めよという古語を持ち出すまでもなく、県庁職場が寛容であることが県民の幸せをつくっていく道であることを最後にお訴え申し上げ、質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時17分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、補聴器購入に対する公的補助制度の創設についてであります。

少子高齢化社会を迎えた日本では、人口減少と将来の経済や社会の担い手の減少、社会保障制度の持続など様々な問題に直面しています。

このような社会を活性化する一つの方策に、高齢者の社会参加をこれまで以上に活発にすることが挙げられます。一つに、加齢性難聴。加齢性難聴による機能低下は、日常生活が不便になり、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因となり、孤独や認知症になるとも指摘されています。

さて、加齢性難聴者にとって、補聴器は、高齢になっても生活の質を落とさずに心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えます。したがって、難聴者への聞こえの支援は、社会参加の点からも重要な課題です。

2020年６月の全国市長会では、介護保険制度の提言の中で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを採択し、国に要望しています。長野県議会では、2019年６月定例会で、「加齢性難聴は、日常的な会話を困難にし生活の質を落とす大きな原因となる」「低所得の高齢者等が加齢性難聴により補聴器を購入する際の公的補助制度を創設するよう強く要請する」、この内容の意見書を全会一致で採択し、国に上げています。

私は、この項目を取り上げ、思い出すことに、現在は保険適用され、手術が、入院ではなく、外来で日帰りが主流になった白内障の眼内レンズ挿入術があります。当時、白く混濁してしまった水晶体の核を摘出し、その代わりに眼内に挿入するレンズは、眼鏡やコンタクトレンズが目の中に入るようなものとの考え方から、保険適用されていませんでした。そこで、まず運動として起こったのが、「眼内レンズに補助金を」でありました。

もう25年にもなりますが、旧四賀村でも、住民要求を取り上げた私の議会質問を契機に、１眼５万円、両眼で10万円の補助金が、当初予算ではなく、補正予算に50万ほど頭出しで盛られ、住民の皆さんに歓迎されたことを覚えています。あの当時、全国の地方自治体で「眼内レンズに補助金を。保険適用を」の運動が盛り上がり、国を動かし、実現できたのです。長い運動でありました。

さて、補聴器の公的補助ですが、全国で広がりを見せ、今日では、いよいよ東京都が2024年度から補聴器助成制度を開始しました。内容は、１人当たり14万4,900円上限、住民税非課税世帯、補助率２分の１。１人当たり７万2,450円上限、補助率２分の１。加齢性難聴に係る普及啓発、補助率10分の10。加齢性難聴に係る聴覚検診、補助率10分の10です。

長野県内でも、本年１月現在、24市町村で２万円から10万円の公的補助制度を実施しています。自治体間の格差をなくすためにも、県が市町村と連携して取り組むべきと考えるが、知事の見解を伺います。

続けて、健康福祉部長に伺います。

補聴器について、以前の質問。内容は、欧米諸国では、中程度の難聴から給付対象になっている。日本の公的給付の基準が厳し過ぎる。一人一人に合った補聴器を利用できる仕組みづくりと適切な普及に向けて県として取り組むべき。難聴のことをどこに相談すればよいか分からない状態の解消も必要。また、磁気誘導ループなど集団補聴施設の普及について現時点での状況と今後の拡大策を伺いました。

答弁では、県立の施設では、県障がい者福祉センター「サンアップル」や聾学校に設置されています。センターでは、磁気誘導ループの貸出しを行っており、県のホームページで紹介を行っています。こうした相談状況や磁気誘導ループの貸出状況を踏まえまして、今後の支援の在り方について研究してまいります。

この答弁を受け、私からは、磁気誘導ループの導入を一番望まれている場所は病院、次に駅だそうです。難聴支援は大事な問題。また時期を見て質問しますとしました。

そこで、現在、市町村役場や市立大町総合病院が磁気誘導ループを設置するなど前進していると理解していますが、正しい補聴器の利用に向けた取組を含め、磁気誘導ループ、現在のヒアリングループを普及させるなど、県のその後の研究成果を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には高齢者の補聴器の購入事業についての考え方について御質問を頂戴しました。

現在の高度・重度難聴の方については、周囲の方との意思疎通、あるいは耳からの情報の取得に大きな支障があるということから、補聴器の購入費用については公費負担の対象となっております。一方、軽度・中等度難聴の方はそうした国の支援がなく、県内の一部市町村が単独で補助をしているという状況であります。

この補聴器購入に対する補助については、その意義や国や市町村との役割分担などをしっかり踏まえて考えるということが必要だと思います。個人に対する支援策は様々あるわけですけれども、選挙で選ばれる私たちからすれば、いっぱい支援したほうが県民から喜ばれるということはもとよりでありますが、私の責任としては、やはり財政の持続可能性も考えなければいけませんし、また一方で、施策の優先順位ということも考えなければいけません。

加えて、国が取り組むべきなのか市町村が取り組むべきなのかということもしっかり考えなければいけないわけでありますが、やはり、この社会保障に関わるような医療や健康の部分は、どこに住んでも一定のナショナルミニマムとしての支援が受けられる必要があるのではないかというふうに思っております。

今、国においては、この補聴器の装着について、認知症の予防効果の研究が行われているというふうに聞いております。その効果なども踏まえて考えることが必要だと思いますし、また一方で、今申し上げたように、ナショナルミニマム的に取り組むべきことであれば、やはりこれは国がしっかり支援対象にすべきだというふうに思いますので、これまでも国に対して要請してきておりますが、この点については引き続き要請していきたいというふうに思っております。

東京都がこういう事業を行っているということでありますが、本当に東京都だけ財政力が突

出しているという状況は、もう日本全体から見たときには看過できないぐらいの差がついているのではないかというふうに思います。

ぜひ県議会の皆様方と一緒にこの東京問題に取り組んでいかなければいけないというふうに思いますけれども、我々も自分たちでの財源涵養にしっかり取り組んでいきますし、その一方で、誰の責任で取り組むべきかということをはっきり念頭に置きながらこうした支援については考えていくと。そして、財政の持続可能性も視野に入れながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には正しい補聴器の利用とヒアリングループ支援についてのお尋ねでございます。

補聴器の利用に当たっては、まず聞こえに対する不便を感じた際に医療機関を受診し、医師の指示に従って適切に補聴器を使用していただくことが大切でございます。県聴覚障がい者情報センターでは、常時聞こえや補聴器等に関する相談を受け付けており、まだ医療機関を受診していない方には早期受診を勧めております。また、認定補聴器技術者による補聴器相談会を毎年開催し、様々な相談に専門的に対応しております。

次に、ヒアリングループの状況についてですが、ヒアリングループとは、会議や講演会等においてマイクから音声をクリアに補聴器に届ける設備で、持ち運び可能な携帯型と建物の床下に埋設する設置型がございます。

携帯型については、県聴覚障がい者情報センターにおいて貸出しを行っており、貸出実績としては年平均2.8件となっております。また、設置型については、福祉のまちづくり条例に基づき、平成28年から新設施設には客席への設置を努力義務とし、県立美術館には設置済み、現在建設中の松本平広域公園陸上競技場には設置予定となっております。

一方で、近年は、ヒアリングループ以外にも、Ｂｌｕｅｔｏｏｔｈ対応型の補聴器や音声認識アプリの普及、窓口にはパーソナルスピーカーの設置等コミュニケーション支援機器の多様化が進んでおります。引き続き早期受診の勧奨を含む丁寧な相談支援に努めるとともに、支援機器の多様化を踏まえて、障がいのある方一人一人に適した情報保障の在り方について研究を深めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）東京都の話がありました。国が、市町村がと答弁されましたが、その次に長野県もとなっていただきたいと思います。今年の４月から、坂城町、原村も補聴器の公費

助成の実施を予定していますし、他にも動きがあります。県が後押しすることで確実に広がる施策だと考えます。正しい補聴器の利用に向けた取組についても、より深めるため、頃を見て質問したいと申し上げ、次の項目に移ります。

次の質問項目は、健康保険証についてであります。

病院窓口での声かけ、「マイナ保険証をお持ちですか」は、まるで強制されているよう。中には、マイナ保険証がないと病院にかかれないと誤解して、不本意ながら登録したという人もいます。病院で診療の順番が後になると言われ、登録された方もおります。

経過措置として、昨年12月２日以降も有効期限内は現行の保険証が使えるとのこと。その間、医療機関などの窓口では、マイナ保険証、現行の保険証、資格確認書の三つが混在することになりますが、県民の皆様には、まずは12月２日以降も現行保険証が使用でき、今までと変わらず医療機関での診察が受けられることを明確に伝えることが重要だと考えますが、健康福祉部長の見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には、健康保険証に関連して、新規発行終了後も健康保険証を使用できることの周知について御質問がございました。

議員御指摘のとおり、県といたしましても、有効期限内の健康保険証や資格確認書など、マイナ保険証をお持ちでない場合の受診方法について周知していくことは重要であると認識しております。

県では、これまで、県公式ホームページやＳＮＳを活用し、健康保険証の新規発行終了後もこれまでどおり保険診療を受けられるとの広報を行ってきたところでございます。引き続き全ての方が安心して医療機関を受診できるよう、機を捉えて、県民の皆様への丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）ぜひ正しく伝えていただきたいと思います。昨年暮れに、マイナ保険証が来年度2,750万枚期限切れの報道。電子証明書は、５年に１度は役所に足を運び、カードに内蔵された電子証明書を更新しなければなりません。

政府のなりふり構わないてこ入れで、５年前、1,917万枚のカードが発行されましたが、既にマイナ保険証の有効期限が切れていたとの報道がある中、今年４月から2,750万枚と桁違いが期限切れとなります。経過措置が取られると承知していますが、また一つ、医療機関窓口での混乱が懸念されます。12月２日以降使えなくなると勘違いしていた方々を考えると、後期高齢者や国保加入者が有効期限を迎える今年の７月にかけて、さらに混乱が予想されます。政府

与党内にさえ十分に理解が浸透しているとは言い難い状況と思っている方々もいるのではないでしょうか。

共同通信デジタル弱者問題取材班、１月14日付の報道によると、日本視覚障害者団体連合会長の竹下義樹さんが、「マイナ保険証で本人確認する場合、カード読み取り機で顔認証や暗証番号入力が必要だが、視覚障がい者はいずれも難しい。顔認証では枠内に顔を入れることができないし、たとえ認証できたとしても、音で合図がないから分からない。現行の保険証が廃止され、医療を受けにくくなるなどの不利益があるなら、それは人権問題だ。国は一度決めた方針を変更し、自分たちの間違いを認めることを恐れているのではないか。政府は目視での本人確認を容認しているが、初めから使えない人たちを例外に追いやっており、適切ではない。読み取り機には音声ガイド機能がついていない機種もあり、障がい者の困り事に対応する合理的配慮も不十分。誰もが病院にかかれる国民皆保険制度の崩壊はあってはならない。本来、デジタル化は、高齢者や障がい者にとって便利なものであるべきだ。一部の人を置いてきぼりにしたままの社会進歩はあり得ない」と。これは大切な問題提起ではないでしょうか。

重度の障がい者や要介護の高齢者の多くが日常的に医療を必要とする人たちです。現在開会中の通常国会には、立憲民主党が、マイナンバーカードと保険証が一体化したマイナ保険証をめぐり、従来の健康保険証発行の復活法案を提出しました。法案では、一旦健康保険証の発行を復活させてマイナ保険証と併用し、マイナ保険証が安全で確実に利用できるための環境整備や国民の利用状況などを勘案して、改めて健康保険証を廃止する時期を検討する内容です。

この営み、国民世論の後押しがあって法案提出になったと思っています。ここまで来ました。私は、この場で何回かただしてきましたが、改めて、国は従来の保険証とマイナ保険証を併用させた上で、デジタルを使うのが最も困難な人たちの視点から制度を設計し直さなくてはならないと断言しますし、まずは安全性と信頼性を高めていくことが欠かせないのではと思っています。

現行の保険証が有効期限を迎える前にマイナ保険証への一本化を見直し、運転免許証のように併用できるようにすべきと考えます。県としても健康保険証の復活と併用を国に求めていただきたいが、いかがか。健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）国に対する健康保険証の復活と併用の要請についての御質問でございます。

健康保険証のデジタル化には、患者本人の健康・医療データに基づく最適な医療の提供など多くのメリットがあることから、推進していくべきものと認識しております。

また、障がい者など配慮を要する方のマイナンバーカードの取得につきましては、来庁が困

難な場合の代理人への交付、受診については、暗証番号の入力や顔認証が困難な場合の窓口職員の目視による資格確認など一定の措置が講じられているところでございます。

県といたしましては、復活法案に対する国の動向を注視するとともに、県民の皆様が安心して受診できるよう、引き続き制度の丁寧な周知やマイナ保険証の円滑な運用に向けた国への要望を実施してまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）残念ながら推進との答弁がありました。マイナ保険証解除５万8,000件、こんなに多くの方々が取り下げています。また、マイナ保険証が医療費や社会保障費の抑制に資する、助けとなるかのような主張がありますが、これに対し、保険証廃止の撤回を訴える保団連事務局次長の本並省吾さんは、どんなロジック、論理でマイナ保険証が医療費を抑制するというのか、理解に苦しむ。マイナ保険証は、端的に言えば、医療機関の入り口での資格確認の方法を変えただけ。医療費の適正化はレセプトデータの利用によって既に行われており、重複投薬などもチェックできる。医療費抑制と言いながら、マイナ普及に１兆円、２兆円、３兆円、４兆円、兆円単位の予算をつぎ込む政策を無駄とは思わないのでしょうかと言っています。私も全く同感ですと申し上げ、質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。

会計年度任用職員の処遇は、給与面や期末・勤勉手当支給で改善が図られていると承知しています。それでも正規職員と給与格差があります。繰り返しになりますが、資格を持ち、経験を積み、県行政に貢献していることを評価し、正規雇用に道をつけていくべきと重ねて、以下、それぞれお聞きしてまいります。

４月の消費生活センター集約では、相談業務はもとより、消費者教育から啓発、情報発信、市町村支援までを一体的に統括すること、総合的な消費生活センターとして県内消費者行政の推進に中心的な役割を果たしていくこと等から、センターには、消費生活相談員のほか、市町村消費者行政推進支援員を増員すること、消費者被害の未然防止に当たる消費者教育アドバイザーを配置して相談体制と市町村への支援の強化、消費者教育の充実を図ることなど準備が進められていることと思います。

あわせて、業務量や専門性を踏まえ、消費生活相談員の正規職員化を検討されていることと思います。検討の状況を県民文化部長にお聞きします。

次に、私たち共産党県議団は、昨年11月に県立図書館に伺い、図書館長と懇談し、図書館を

視察しました。県立長野図書館には様々な空間と居場所があり、１人で、あるいはみんなで心地よく過ごすことができる図書館の魅力を感じました。県立図書館には、過去から現在に至るまで、信州の近代の110年にわたって集められた70万点に及ぶ本や資料があること、様々な資料やデジタルアーカイブやウェブサービスも整えられているとお聞きしました。

多くの蔵書と様々な資料や新たなツールを使っていくにはどうするか。図書館長は、皆さんのそれぞれの世界の再発見をお手伝いする司書がいますと言われました。図書館司書の役割は、デジタル化や多様な利用者ニーズの対応でますます重要になっています。専門性も高い司書の安定した身分保障が必要だと考えます。県立図書館における正規図書館司書の割合を伺います。また、サービスの質を維持するためにも、会計年度任用職員の正規職員化を求めたいが、いかがか。教育長に伺います。

次に、福祉医療について伺ってまいります。

長野県では、子供医療費の助成対象年齢を2022年度に未就学児から小学３年生に引き上げ、さらに、今年度は小学３年生から中学３年生まで対象年齢を拡大したことを歓迎します。県が助成対象年齢を引き上げたことは、市町村からも歓迎、評価されていることと思います。

市町村では、子供医療費に充てていた財源を生かしてほかの子育て支援策を拡充することも可能になりました。具体的にどのような子育て支援がされたのかなど、市町村の反応や意見を伺います。また、県は市町村の取組をどのように受け止めているか、健康福祉部長にお聞きします。

次に、入院時の食事療養費について伺います。

改めて、入院時の食事療養は、医療の一環として入院患者に提供されているのであって、単に食事の提供ではないのに、なぜ入院の医療費と食事療養費を分けて入院の医療費のみに福祉医療費を助成しているのか、伺います。

また、この間、食材費が高騰している中で、食事療養費は今年度30円引き上げられ、来年度は20円引き上げられるとのことのようです。実施されれば、２年間で１食50円の引上げとなる見込みです。入院時の食事療養費負担が重くなります。

また、食事療養費の自己負担限度額への助成を行っている市町村は県内では13自治体ですが、全額あるいは２分の１、所得制限など、助成の内容が異なる現状を県はどのように捉えているのか、お聞きします。県として入院の食事療養費の助成を行うことを検討していただきたいが、健康福祉部長にお聞きします。

県が子供の医療費の対象年齢を大幅に引き上げたことで、今年度は１レセプト500円の自己負担金を廃止し、完全窓口無料化にする市町村の動きが広がり、今年１月に松本市でも自己負担金をゼロにし、27市町村になったと聞いています。来年度にはさらに自己負担金をなくす自

治体が広がるようです。

子供医療費は、長年にわたり窓口無料化を求める署名活動などが取り組まれてくる中で、償還払いから自動給付方式、さらに現物給付へと制度の見直しが行われてきました。また、子供の対象年齢も段階的に引き上げられ、全県で高校３年生にまでなりました。

福祉医療制度の制度変更をする際は、県と市町村で検討がなされてきました。現在１レセプト500円の自己負担金においては、これはそろそろ全額無料にする。ここに来て、自己負担金をゼロにする自治体が広がっていることを踏まえ、これからさらに広がっていくと考えられる中で、県と市町村で自己負担金500円をなくすための検討、協議をするときが来ているのではないかと考えます。知事の見解を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には消費生活相談員等の処遇改善と正規職員化の検討状況についてお尋ねをいただきました。

県議会11月定例会での答弁の後、庁内での検討を経まして、相談の担い手である消費生活相談員等の令和７年４月からの報酬額につきましては、令和６年４月時点と比較して約15％、年額にして40万円程度引き上げてまいります。

また、相談業務を担う消費生活相談員及び市町村の体制整備を後押しする市町村消費者行政推進支援員について、それぞれの業務を統括する主任職を設けまして、その職に新年度から計２名の正規職員を任用してまいります。既に採用募集を行っておりまして、現在選考作業を進めているところでございます。

こうした処遇改善を通じまして、意欲を持って仕事に取り組んでいただける環境を整えることによりまして、消費生活センターの機能強化を進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県立図書館の会計年度任用職員についてのお尋ねでございます。

県立図書館に勤務する図書館司書は24名であり、そのうち正規職員の司書は９名、そのほかにカウンター業務を担う会計年度任用職員の司書が15名おり、正規職員の割合は約４割となっております。

会計年度任用職員の内訳は、８名がフルタイム、７名がパートタイムとなっており、職務内容によって、会計年度任用職員の配置が適している場合やパートタイムだから働けるという方がいることも事実であり、会計年度任用職員は一定程度必要であると認識しているところでございます。

今後は、県立図書館のサービスの向上、機能強化を図るため、職員に対する研修の充実など

により職員の資質向上を図るとともに、多様な県民のニーズに対応できるよう、必要に応じて職員の雇用形態の見直しについても検討してまいる所存でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には２点お尋ねがございました。

初めに、子供通院医療費の県補助対象の拡大に対する市町村の反応についてでございます。

子育て家庭応援プランの取組の一つとして実施した子供の通院医療費の助成拡大については、これにより生ずる余剰財源の活用により、市町村にはさらなる子育て支援の強化、充実を期待したところでございます。

昨年12月に実施した調査では、約７割の市町村から、子供医療費の助成の充実をはじめ、保育料の軽減や出産祝い金の増額などに財源を活用したとの回答をいただいたところであり、県としても子育て施策の推進に一定の効果があったものと認識しております。

次に、入院時食事療養費に対する助成についてでございます。

入院時食事療養費については、従前は福祉医療の助成対象としておりましたが、財政負担が大きいといった市町村の声などを受け、制度の持続可能性等を考慮の上、平成15年から県補助の対象外とし、市町村が独自の判断で助成の要否を判断すると整理した経過がございます。そうした経過を踏まえ、市町村ごとの判断により、現在一部において助成がされているものと認識しております。

在宅療養者との負担の公平性や、住民税非課税世帯に対する軽減措置が講じられていることを踏まえますと、県といたしましては、現時点では一定の助成再開は慎重に検討すべきものだと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には子供医療費制度の自己負担金をなくすよう市町村と協議を行ってはどうかという御質問でございます。

人口減少の中で、子育て世帯の経済的負担の軽減は、私としても大変重要な課題だというふうに考えておりまして、子供医療費助成についても順次補助対象を拡大してきました。昨年４月からは、御質問にも引用いただいたように、中学校３年生まで通院の補助対象を拡大ということで、市町村と共に子育て家庭への支援に努めてきたところであります。

しかし、一方で、この子供医療費制度は、全国的に自治体間の過度な競争になっているのではないかといったような問題、あるいは、財政力が違うことによってサービス格差が生じているのではないかと様々な疑問の声があります。特に、長野県に限らず、全国の市町村長と話をすると、過剰な競争になっているのではないかという御議論があります。

実際、都道府県レベルの対応を見てみましても、令和６年４月１日現在でありますが、対象年齢が、例えば、入院において、小学校就学前のところがまだ15県ございます。通院でも19県、小学校就学前、小３、小６というところで区切っているところもあります。また、所得制限についても、本県は所得制限なしでありますが、所得制限あり、あるいは一部ありという都道府県が22都道府県ということで、都道府県によって制度がかなりばらばらであります。

先ほども補聴器のところで申し上げたように、さすがにこれだけ子供の数が減ってくると、子育て家庭の負担軽減が重要な課題だということで、全国の都道府県、市町村が押しなべてこの取組を行っているわけですから、そろそろ国がしっかり対応すべきではないか。これは、さきの総選挙のときも、私は、全国知事会を代表して各政党の政調会長のところを回って、国の責任として、ナショナルミニマムとして行うべきものはぜひ国で制度化してほしいということを求めさせていただいたところでございます。

この子育て世帯の経済的負担軽減については、子供医療費の問題に限らず、長野県としても引き続き市町村の皆さんと一緒に幅広く検討していきます。一方で、これだけ全国が取り組んでいるものはもう既にナショナルミニマム化していると言っても過言ではないというふうに思いますので、重い腰をしっかり上げていただけるように引き続き国に対して制度化を強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）会計年度任用職員の正規雇用についてですが、地方公務員法により、勤務時間の要件と従事する業務の性質に関する要件、この二つの職の整理が壁になっています。職の整理の壁を長野県から壊してほしいと申し上げて、次の質問に移ります。

障がい者の医療費について、同じ福祉医療制度でありながら、障がい者医療費はいまだに窓口で医療費の支払いを求めていることに、いつまでこのような状況を続けるのか、子供医療費と同じく現物給付にしてほしいと思い、質問します。

障害によって、医療を受けるため、遠距離の通院、車椅子やストレッチャーでの移動と、御本人や御家族の負担が大きいことは、知事をはじめ健康福祉部長も御存じのことです。さらに、障害の治療やリハビリに多額の医療費がかかり窓口の負担が大きいこと、就業先での賃金が低いことなど、経済的にも不安をお持ちの皆さんです。

福祉医療費で医療費は既に助成がされているのに、自動給付方式では、医療費を窓口で支払わなければならず、負担です。現物給付にするネックは、国保減額調整措置、いわゆるペナルティーによって県や市町村の財政に大きな負担が生じることだと言いますが、障がい者がお金の心配なく医療を受けられることが求められています。障がい者医療費の現物給付を実現して

いただきたいと思います。健康福祉部長に伺います。

障がい者の福祉医療のうち、身体・知的障がいは入院医療費まで助成対象になっています。ところが、精神障がいの入院医療費は対象から外されています。なぜ精神障がいの入院医療費が対象にならないのか、伺います。精神障がい者の福祉医療を実現する会の方々が県に要望すると、精神障がいの入院が福祉医療の対象になると入院患者が増える、入院が長期化するなどと県の見解が示されるとお聞きしました。しかし、精神障がい者の入院医療費まで福祉医療を実施している都府県では、入院の福祉医療実施前と以後で入院患者数が増えてはいません。医療費の不安なく治療できる環境を整えるよう、精神障がい者の入院医療費の制度の在り方について当事者参加で検討していただき、入院も福祉医療に含めていただきたいと思います。健康福祉部長に伺います。

次に、米について伺ってまいります。

昨年来、日本人の主食の米がお店から消えて買えない。米の価格高騰が続き国民生活を直撃し、大きな関心事になっているにもかかわらず、今議会、農政部長の議案説明のお米に関する記述は、水田における戦略作物の作付や畑地化による高収益作物の導入などと、お米を取り巻く状況に危機感が感じられず、残念に思います。

昨年８月、お米が買えない令和の米騒動に対して、政府は、お米の在庫はある。新米が出回れば解決するという姿勢を取り続けたため、お米価格の高騰を招いてしまい、新米が流通してもお米の値段は下がらないどころか、高くなるばかりです。昨年２月と比べ、現在の米の価格は1.9倍に高騰しております。政府はようやく備蓄米の放出をすることになりましたが、政府の対応について、全国世論調査では、「遅い」「どちらかといえば遅い」が81％に上ります。備蓄米が放出されても、消費者が安心してお米を買える価格になるか、疑問視されています。米の高騰の影響は、長野県民の暮らしや食品産業、飲食店など広く及んでいます。米の生産サイドから見て、この価格上昇の状況をどのように捉えているか。農政部長の見解を伺います。

これだけお米がないのに、農水大臣は、米自体がないという認識はない。投機目的の業者がスタックさせていると衆議院予算委員会で答弁しましたが、私は、米不足の認識がなければ今年の米の作付に大きな影響が及ぶと危惧しています。

長年にわたって、需要と供給が大きく違わないように、米余りにならないように、減反、生産調整を米政策の柱にしてきたにもかかわらず、生産者は、米価下落で再生産ができないところまで追い詰められてきました。

農水省の統計調査で、23年の水田作経営の農業所得は年収9.7万円、時給換算で100円、22年は年収１万円で時給10円。米農家は10年もこの状況で、米つくって飯食えねえ。これでは米農家の跡を継がせることはできないのではないでしょうか。

そもそも、米の生産量が足りないことが招いている今の米高騰の状況において現在も米の高騰が続いていることにおいて、このような状況を防ぐため、県として価格の安定化に向けた対策を生産サイドからも講じるべきだと考えます。農政部長の見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には障がい者の医療費についてのお尋ねでございます。

初めに、障がい者の福祉医療の現物給付化についてでございます。

障がい者を対象とした現物給付の導入につきましては、市町村や関係団体等からも多くの御要望をいただいており、県としても重要な課題と認識しております。

一方で、導入に当たりましては、議員のお話にもありましたように、付加給付の停止や国民健康保険の減額調整措置により生じる財政負担が大きなハードルとなっております。県の試算では、県と市町村に新たに生じる負担は年間約13億円以上と見込まれ、子供医療費と比べましてもその影響が大きいことから、慎重に検討する必要があるものと認識しております。以上の点を踏まえますと、現物給付化には、まずは国民健康保険の減額調整措置の廃止が不可欠であると考えており、国に対して引き続き強く求めてまいります。

次に、精神障がい者の入院医療費への助成についてでございます。

直近では、令和３年８月に、それまで精神通院に限定していた通院医療費の補助対象を全診療科に拡大するなど、徐々に制度の充実を図っているところでございます。議員御指摘の入院医療費の助成につきましても、現物給付化と同様多くの御要望をいただいており、県といたしましても重要な課題と認識しております。

一方で、県の試算では、新たに年間約１億6,000万円の県負担が生じることから、制度の持続可能性に留意しつつ、市町村の意向も踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には米問題について２点御質問をいただきました。

まず、米の価格上昇に対する生産サイドの受け止めについてのお尋ねです。

生産現場では、これまで、生産資材が大幅に高騰する中、米価は横ばいの状態が続いていたことから、ようやくコストに見合った再生産可能な水準に戻ったとの期待の一方で、急激な価格上昇による消費の減退が心配等、異常な価格高騰への懸念もあります。農家や県内卸売業者からは、これまで米の取扱いのない異業種の業者が生産地に買い付けに入っている。また、卸売業者間の取引価格が急騰しているとお聞きしています。

国も、流通がスタックしていて消費者の方々に高い値段でしか提供できていない。流通に問

題があるとコメントしており、店頭価格の高騰分の多くは流通段階で発生し、必ずしも全てが生産者の所得に結びついていないと認識しています。

現在行われている国レベルでの生産コストに見合った適正価格の検討の中で、生産者、消費者、双方が納得感のある価格帯で安定供給される重要性について国民的議論がなされ、持続的に米の生産が営まれる環境が整うことを期待しているところでございます。

次に、米の価格安定に向けた生産サイドの取組についてのお尋ねです。

価格高騰の発端となった昨年８月から９月の米不足の要因の一つは、高温下での品質低下による５年産主食用米の供給量の減少であります。価格の安定には、まずは需要に応じた生産により、安定的に供給していくことが重要であり、これは生産サイドの責務と考えております。このため、県では、近年の気象変動の中でも安定生産できる品種や技術の開発と普及、農業農村支援センターによる農家個々への最新の情報提供や技術指導等を行っているところでございます。

また、国及び県内の在庫状況や需給動向等を踏まえ、令和７年産の米の生産数量の目安値を、令和６年産から2,604トン、面積にして521ヘクタール増やした17万9,307トンと設定をいたしました。

これら取組と併せ、今回の補正予算案にも、乾燥調製施設の再編集約への支援を計上しており、米生産の基盤整備も加速化させ、安定供給できる持続可能な産地づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）それぞれ御答弁いただきました。

障がい者の福祉医療制度の在り方については、ぜひ当事者を交えて検討していただく機会をつくっていただきたいと要望を申し上げておきます。

お米については、市場任せの無責任な米の政策の下で、今年も深刻な米不足になりかねないと心配しております。生活困難でお米を買えない人が増えています。政府が安定供給に責任を持ち、ゆとりある需給見通しを立てて生産と備蓄を拡大する。そのためには、食料自給率向上を最大の目標に据えて、価格保障や所得補償など農家が安心して営農できる基盤を整えることを要望して、私の質問の全てを終えさせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第２項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後４時７分延会

令和７年２月26日

長野県議会（定例会）会議録

第　６　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録　（第６号）

令和７年２月26日（水曜日）

出席議員（55名）

1　番	竹　村　直　子	28　番	竹　内　正　美
2　番	小　林　陽　子	29　番	宮　下　克　彦
3　番	林　　和　明	30　番	大　畑　俊　隆
4　番	勝　山　秀　夫	31　番	寺　沢　功　希
5　番	グレート無茶	32　番	共　田　武　史
6　番	奥　村　健　仁	33　番	髙　島　陽　子
7　番	青　木　　崇	34　番	荒　井　武　志
8　番	垣　内　将　邦	35　番	埋　橋　茂　人
9　番	早　川　大　地	36　番	続　木　幹　夫
10　番	佐　藤　千　枝	37　番	中　川　博　司
11　番	丸　山　寿　子	38　番	両　角　友　成
12　番	小　林　君　男	39　番	清　水　純　子
13　番	勝　野　智　行	40　番	小　池　久　長
14　番	加　藤　康　治	41　番	酒　井　　茂
15　番	小　林　あ　や	42　番	堀　内　孝　人
16　番	清　水　正　康	43　番	依　田　明　善
17　番	向　山　賢　悟	44　番	山　岸　喜　昭
18　番	山　田　英　喜	45　番	小　林　東一郎
19　番	大　井　岳　夫	47　番	毛　利　栄　子
20　番	丸　茂　岳　人	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆
27　番	小　山　仁　志	54　番	風　間　辰　一

55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭
56 番	萩 原 清		

欠席議員（1名）

21 番	花 岡 賢 一

説明のため出席した者

知事	阿 部 守 一	農政部長	小 林 茂 樹
副知事	関 昇一郎	林務部長	須 藤 俊 一
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆	建設部長	新 田 恭 士
企画振興部長	中 村 徹	建設部リニア整備推進局長	室 賀 荘一郎
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人	会計管理者兼会計局長	尾 島 信 久
総務部長	渡 辺 高 秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財政課長	新 納 範 久
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明	教育長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教育次長	米 沢 一 馬
環境部長	諏 訪 孝 治	教育次長	曽根原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警察本部長	鈴 木 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄	警務部長	長 瀬 悠
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監査委員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮 原 渉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議事課長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼課長補佐	山 本 千鶴子	総務課主任	東 方 啓 太
議事課委員会係長	風 間 真 楠	総務課主事	古 林 祐 輝

令和７年２月26日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、花岡賢一議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

◉行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）おはようございます。自由民主党県議団、共田武史です。今回は、地方の衰退、東京一極集中のみを掘り下げて質問させていただきます。

近年、地方自治体の現場では、財政不足、人材不足といった課題が顕在化しています。特に、2000年代に進められた三位一体の改革により、地方交付税が年々削減され、社会保障費の増大などにより自治体の財政は大きく逼迫しました。一方で、国からの権限移譲が進む中、職員の削減と業務負担の増加により、地方自治体が疲弊しています。

さらに、東京一極集中が加速し、地方との格差が拡大しています。東京は豊富な税収を背景に積極的な政策を展開し続けていますが、一方で、地方は財源の制約により十分な資金を確保できていません。

しかし、地方の衰退は、地方だけの問題ではありません。地方は東京の経済や生活を支える重要な役割を担っています。労働力の供給、食料・エネルギーの提供、観光資源の活用など、東京の発展は地方の支えなしでは成り立ちません。これまでの東京と地方の相互依存関係が崩れつつある今、新たな相互依存の関係改善が必要です。

ここ20年間の長野県と県内市町村の状況についての質問です。

地方交付税は、三位一体の改革以降、大幅に削減されました。一方で、自治体の税収は増加しています。しかし、地方交付税が減った分を税収で補っているため、財政規模そのものは大きく変わらない状況が続いています。

しかし、ここに地方財政を圧迫する大きな要因があります。それは、社会保障費の増大です。少子高齢化の進行により、医療、介護、福祉関連の支出が増え続け、自治体の財政に大きな負担を与えています。その結果、自治体が自由に活用できる財源は減少し、地域振興やインフラ整備、教育、産業支援など、施策に十分な予算を確保できなくなっているのが実情です。

長野県において、財源の変化がどの程度の規模で進んでいるのか。具体的なデータを踏まえた分析について伺います。また、これが自治体運営や公共分野を中心とする地域に与えた影響をどのように評価しているのか。渡辺総務部長に伺います。

地方分権の推進により、国から地方へ権限移譲が進められています。本来は、地方自治の充実を目的としたものですが、実際には、自治体の事務負担を増大させる要因となっています。特に、小規模自治体では限られた職員で増加する業務に対応しなければならず、行政サービスの低下や職員の過重負担が懸念されます。

国から地方への権限移譲が進められる中で、職員が削減され、自治体の事務が増大しています。財源が限られる中で、業務量が増加し、行政サービスの質の低下や県・市町村職員の負担増加が懸念されますが、どのように認識しているのでしょうか。長野県の状況について渡辺総務部長に伺います。また、県内市町村の状況について中村企画振興部長に伺います。

衰退した地域こそ技術革新の導入が必要です。スマート農業や遠隔医療サービス、公共交通の自動運転などは、地域の課題を解決する大きな可能性を秘めており、これらの課題を解決することで地域の生産性や生活の質の向上が期待されます。

しかしながら、県内の自治体では、財源不足や人材不足により技術革新が進まない状況にあります。技術革新の導入において財源や人材が不足している自治体について、県として現状をどのように評価し、どのような支援を行っていくのでしょうか。また、国に対してどのような支援や政策を求めていくのでしょうか。中村企画振興部長に伺います。

この20年間で、東京と地方の財政格差は大きく拡大しました。三位一体の改革が実施される前まで地方の一般財源額は増加傾向にありましたが、平成15年を境に地方交付税の削減が進み、その成長はほぼ止まりました。

一方で、東京は、税収の増加により財政規模は大きく拡大し、地方との格差が顕著になっています。具体的に比較すると、この20年間で東京都の一般財源額は1.44倍に増加したのに対し、長野県の一般財源額は1.05倍にとどまり、ほぼ横ばいの状態です。この差が生まれた主な原因

は、地方での税収が増加しても、その分だけ地方交付税が削減され、財政規模が全体として大きな変化がなかったためです。もし東京都と同じペースで長野県の財政が成長していた場合、平成15年の長野県予算１兆1,624億円は、1.44倍の１兆6,738億円にまで増加していたことになります。これは、令和４年度の決算額と比べても4,500億円以上の差があり、20年間で増加した累積は、総額4.5兆円以上の追加投資が可能だったことになります。この規模で投資が実現できれば、地域のインフラ整備、産業振興、教育、福祉の充実など、長野県の発展に大きな弾みをつけることができたでしょう。こうした状況を考えれば、東京と地方の格差が生じるのは当然の結果です。

さらに、現行の税財政制度の下では、この格差は今後も拡大し続けることが懸念されます。地方の持続可能な発展を実現するためには、税制や交付税制度の見直しを含め、東京一極集中を是正する具体的な施策が急務です。

三位一体の改革以降、地方交付税の削減や権限移譲が進められ、一方で、東京都の税収は大きく増加し、地方との格差が広がってきました。こうした流れの中で、県としてこの20年間の東京との格差の変化をどのように評価し、長野県の経済や人口動態にどのような影響を及ぼしたと考えているのか。阿部知事に伺います。

最近の東京のばらまき施策についての質問です。

地方では考えられないほどの子育て支援や企業助成金、住宅補助などの施策が東京都では展開されており、地方からの人口流出や企業の地方進出の抑制がさらに進むのではないかと懸念されます。

最近、東京では、財政の豊かさを背景に、大規模な支援策や助成金などが相次いで実施され、これにより、地方との財政格差がさらに拡大する可能性がありますが、県としてこの影響をどのように分析し、今後、長野県の経済や人口動態にどのような影響を及ぼしていくと考えているのか。阿部知事に伺います。

教育における格差についての質問です。

地域間の格差は、経済や人口動態だけでなく、教育分野にも大きな影響を与えています。本来であれば、日本国内どこに生まれ育っても同等の教育を受けられるべきですが、現実には東京と地方の間で教育環境などに格差が生じています。教育格差は、子供たちの将来の選択肢に影響を与えるだけでなく、地域全体の活力にも関わる問題です。そのため、地方においても質の高い教育を提供するための支援や環境整備が必要です。東京都と長野県の教育環境等の格差について、教育委員会としてどのように評価しているのでしょうか。また、この格差を是正し、県内の子供たちがよりよい教育を受けられるよう、どのような取組を行っていくのでしょうか。武田教育長に伺います。

日本の経済発展は、東京と地方の相互依存によって支えられてきました。地方は、労働力、食料、エネルギー、観光資源を提供し、東京は、それを活用し、消費、加工、金融、情報発信の拠点として成長してきました。このバランスが維持されることで、東京の成長とともに地方も発展するという構図が成立していました。

しかし、現在、この相互依存の関係が大きく崩れつつあります。東京は税収の増加により財政的に豊かになり、大規模な開発や助成金、支援策を打ち出せる状況になりました。その結果、地方との格差は拡大し、地方の財政状況や産業構造が厳しさを増しています。

また、地方の供給能力にも限界が生じ、東京にも新たな危機が見えています。それは、地方の人口減少が加速し、東京への労働力供給が限界に近づいていること、地方の農業、漁業の高齢化が進み、東京への食料供給も厳しくなる可能性があること、東京にとって地方は大きな市場であり、地方の衰退により東京の経済が停滞する可能性があることなどです。

これまでのように地方が一方的に東京を支える構図は、もはや持続可能ではありません。地方の発展は、東京との新たな関係性の中で考えなければなりません。地方が東京に依存し過ぎず、東京もまた地方に対して持続的な発展を支える役割を果たすことで、日本全体の成長を促進する新たな相互依存モデルを模索するべきです。

東京と地方は、経済、人口、産業など様々な面で相互に依存していますが、近年の東京一極集中の進行により、その関係性が変化しているように思われます。県として、東京と地方の相互依存関係をどのように認識しているのでしょうか。また、今後、東京と地方のバランスをどう重要視していくのか。阿部知事に伺います。

東京一極集中を是正し、真の地方創生を実現するためには、地方の経済的自立と東京との相互依存関係の改善、独自課税の強化、省庁の地方移転、そして、国の税財政改革が不可欠です。地方経済の自立的な発展には、東京都との関係やバランスを考慮しながら新たな市場を開拓し、地域経済の競争力を高めることが求められます。地方の企業は東京に依存する傾向が強く、地域内での経済循環が十分に機能していません。

一方で、リモートワークの普及やデジタル技術の発展により、地方にも新しい産業の可能性が生まれています。県として、東京とのバランスを考慮しながら県内産業の持続的な発展をどのように推進し、企業誘致や雇用創出のためにどのような施策を検討しているのか。田中産業労働部長に伺います。

長野県の地域経済の自立には、観光業の発展は不可欠です。近年、野沢温泉や斑尾高原などへの海外資本の大規模な投資が話題となっています。かつては国内投資による開発が主流でしたが、現在は国内投資の減少が目立ちます。

一方で、海外資本が投資する背景には、長野県の自然環境やインバウンド需要、円安による

投資のメリットがあり、これは県内観光地が世界で戦える可能性を持つことを示しています。今後、観光地の競争力を高めるためにも、海外資本だけに頼るのではなく、地域に根づいた東京など国内資本による投資を促進し、持続可能な地域経済を実現することが必要です。そのためには、各地の観光地が世界で戦うために必要な要素を見極め、地域ごとに適した支援と投資を促すことが必要です。県として、地方観光の競争力を強化するためにどのような施策を進めているのでしょうか。また、国内資本による観光投資を促すためにはどのような取組が必要と考えるのか。加藤観光スポーツ部長に伺います。

東京都の食料自給率は約0.47％と極めて低く、消費される食料の大部分は地方からの供給に依存しています。そのため、地方の衰退は東京への食料供給にも大きな影響を与えることになります。

これまで、長野県の農業は、東京市場との関係を通じて発展してきました。近年では、消費者ニーズの多様化や市場競争の激化により、その関係性が変化しています。今後、地方は、単に食料を供給するだけではなく、農業を通じて地域経済を支える役割を果たす必要があります。そのためには、東京市場への安定的な供給を維持しながらも、国内外の新たな市場を開拓し、農業の競争力を強化することが求められます。これまでの東京市場と長野県の農業の関係の変化をどう分析しているのでしょうか。また、安定供給を維持しながら、新たな市場を開拓し、地方の農業を持続可能な形で発展させるために、県としてどのような施策を検討しているのか。小林農政部長に伺います。

独自課税についての質問です。

地方自治体が自力で歳入を強化するためには、独自課税が最も有効な手段の一つであり、長野県では既に森林づくり県民税を導入しており、今議会では宿泊税の提案も行われています。独自課税によって得た財源を特定分野に投資し、その改善を図ることは重要です。しかしながら、独自課税などによる財源確保において東京をはじめとする他の自治体に後れを取ることは、特定分野のみならず、税収の格差や地域の経済力の格差など、地域全体に影響するおそれがあります。

独自課税の必要性の議論においては、特定施策の観点のみならず、地域全体の発展に向けた競争力の維持、確保の観点が重要です。そのため、特定施策分野の意見のみならず、県民を巻き込んだ幅広い議論が必要と考えます。地域全体の発展、競争力確保の観点から、長野県における独自課税の検討において、これまでどのように県民全体を巻き込んだ議論に取り組み、また、今後どのように取り組んでいくのか。渡辺総務部長に伺います。

長野県への省庁移転についての質問です。

先日、文化庁を視察した際、地方移転による影響や今後の可能性についての話を伺いました。

その中で、東京にあった際には、近隣県や市町村との意見交換や協働事業はほとんど実施していなかったが、移転後は、近隣地域と積極的に連携するようになり、政策にもよい影響が出ているとのことでした。このことから、東京一極集中の是正だけでなく、省庁の地方移転が国の政策に地域の声を反映させる大きな機会になると強く感じました。

現在、石破総理も省庁移転を検討している中で、長野県としても、この動きを見守るだけでなく、積極的に関与し、誘致の可能性を模索する必要があります。特に、長野県の地理的特性や産業構造、近隣県との連携を生かし、どの省庁や関連機関が最も効果的かを早急に研究し、準備するべきです。

省庁移転について、県としてどの省庁や関連機関が地域にとって有益なのか、また、どの分野が近隣県との協力が期待できるのかを早急に調査研究するべきと考えますが、いかがでしょうか。また、省庁移転による長野県及び近隣県へのメリットと日本全体への影響についてどのように分析し、今後どのようなアクションを起こしていくのか。阿部知事に伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には大きく３点の御質問を頂戴しております。順次お答えいたします。

まず、三位一体改革以降の財源状況、自治体運営や地域に与えた影響についてでございます。

市町村分を含めた本県の税財源は、三位一体改革前の平成15年度と令和５年度の比較で、税収は約1.25倍となっているものの、地方交付税を含めた一般財源は、先ほど議員からもお話がありましたとおり、約1.05倍とほぼ横ばいにとどまっております。一方で、東京都では、地方税は約1.56倍、一般財源は約1.44倍と大きく増加しております。こうした中、令和５年度の経常収支比率は、都県分に限った数値ではございますが、本県が90.5％である一方、東京都は81.3％と、自由に使える財源に大きな格差が生じているところです。

その影響についてのお尋ねでございますが、本県では、こうした厳しい財政状況の中でも、限られた財源をめり張りづけしながら必要な行政サービスを行うとともに、県内市町村においても同様に御努力されているものと認識しております。

しかしながら、必ずしも財源の理由だけではございませんが、公共交通の確保や上下水道等のインフラ整備など、地方では多くの課題が生じつつあります。その一方で、東京都では、豊富な財源を背景に、子育て、教育分野などにも踏み込んだ独自支援を実施するなど、地方との格差はもはや看過できないものとなっていると認識しております。

次に、長野県職員の業務負担の増加への認識についてでございます。

国から県に対する権限移譲で自主性が高まったことにより、きめ細かなサービスが提供できるようになった反面、県としては、責任が増す中で、専門性や政策形成能力の向上がますます

求められるようになっております。また、近年、急速な社会情勢の変化や人口減少社会への対応により業務量が増加傾向にあると認識しております。

こうした状況に対応するため、組織風土改革「かえるプロジェクト」の取組を引き続き進めるとともに、来年度からは、内部管理業務の集約化や生成ＡＩ等のＩＣＴツールの活用など徹底した業務改革に新たに着手するなど、職員が真に担うべき業務に注力できる環境を整えてまいります。

最後に、独自課税の検討時における県民全体を巻き込んだ議論と今後についてのお尋ねでございます。

本県では、平成20年度から長野県森林づくり県民税の課税を開始しており、導入時及び適用期間延長の際には県民説明会等を開催し、県民の皆様に参加いただくとともに、パブリックコメント等を通じて頂戴した御意見等を制度に反映させてまいりました。

今議会に提案しました長野県宿泊税については、従来の取組に加え、意見交換会のオンライン参加やアーカイブ動画の配信など、様々な世代や地域の方に参加いただけるよう工夫したところでございます。

今後、仮にではございますが、独自課税の導入検討を行う場合には、やはり制度趣旨などが分かりやすく県民の皆様に伝わるよう、資料や活用媒体などを工夫するとともに、十分な説明機会を設けること、また、頂戴した意見に対して丁寧に説明し、多くの県民の皆様の理解を得つつ進めること、こうしたことが県民全体を巻き込んだ議論という観点には欠かせないものと考えてございます。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には市町村の状況について２点御質問をいただきました。

まず、市町村職員の業務負担増加への認識についてでございますが、三位一体の改革以降、国から地方への権限移譲については平成の大合併の取組も通じて地方分権改革として進められてきたところです。その結果、市町村の事務は、合併後のある程度の規模感がある自治体での執行が想定されており、小規模市町村の多い本県の市町村は、そもそも職員への負担が重い状況と推測されます。

また、少子化対策としての子育て支援、高齢者対策としての介護サービスの充実などの人口動態の変化に伴う行政ニーズの高まりにより、業務量の増加、多額の財政支出が求められるほか、カーボンニュートラルなまちづくりの推進、書かない窓口、行かない窓口といった行政手続のデジタル化などの新たな行政課題への取組には、専門性を持った職員の確保育成など、市町村への負担はますます増加していると認識しております。このような状況を踏まえると、Ｄ

Ｘの推進による業務の省力化や広域連携の強化などによる行政サービス提供体制の効率化などが本県では強く求められているものと認識しております。

次に、自治体における技術革新の導入に係る現状や支援についてでございますが、先ほども申し上げたとおり、人口減少が進む中、市町村においては、デジタル技術をはじめとした新技術に柔軟に適用することが不可欠でありますが、一方、財源や人員に余裕がない団体は、新たな取組に踏み出しにくい状況にあります。特に、担い手となるデジタル人材の不足は喫緊の課題であり、総務省の調査によると、１人の職員が情報システムを担う、いわゆるひとり情シスの状況になっている市町村が、令和５年度時点で県内には20団体あるとされているところです。

こうした状況も踏まえて、本年度中に策定予定の長野県ＤＸアクションプランの案では、市町村が、団体規模を問わず、外部支援も活用しながら、主体的、継続的にＤＸに取り組めるよう施策を展開することとしております。

具体的には、今年度も個別の市町村へ外部デジタル人材を派遣し、業務プロセスの見直しやデジタルツールの活用などを伴走支援する事業を実施しておりますが、来年度からこれを強化し、特に、書かない窓口、行かない窓口といった県としても力を入れていきたい窓口改革に関しては、直接県から人材を派遣し、取組を牽引する予定です。

加えて、全市町村が参加する協議会を活用し、引き続き共同で情報システムの実証や調達、利用を進めることで、コストや事務を削減し、ノウハウを共有しながらデジタル技術を活用できるよう取り組んでまいります。

また、国に対する要望としましては、本県単独でも、全国知事会でも、デジタル実装を進めるための交付金やデジタル人材の確保に係る財政措置の拡充などを求めてきております。市町村が着実に取組を進められるよう引き続き必要な支援を行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）東京一極集中に関連して、私には４点御質問をいただきました。

まず、東京との格差の評価と、長野県経済、人口動態への影響という御質問でございます。

日本の人口は、2008年をピークに減少局面になっているわけでありますが、人口面で見ますと、東京都の人口は、2000年が約1,200万人、2022年あるいは2023年は1,400万人を超えてきているという状況でありまして、約二十数年間の間に200万人人口が増えています。僅か20年間の間に長野県ぐらいの人口が増加している。すさまじいペースで人が増えております。

当然、先ほども御質問の中にありましたように、財政力の格差が開いてきているということもありますし、また、様々な産業の集積など、東京へ行くといつも思うんですけれども、常にいろいろなところで再開発事業がばんばん行われているということで、日本全体では失われた30年と言われながらも、東京は、この間も、人口増による消費者人口の増大やまちづくりの活

性化などで発展してきているというふうに思っています。

日本全体から見れば、東京が発展しないほうがいいとは全く思っていません。東京が発展すること自体に反対するものではありませんし、世界の都市間競争を勝ち抜く上では一定程度必要だというふうに思っております。

しかしながら、やはり東京に何でもかんでも集中してしまっていることが課題だと思います。特に、高等教育機関は、大都市部、とりわけ東京にかなり集中しています。そうすると、どうしても、高校を出ると、東京をはじめとする大都市へ行かざるを得ない。特に、地方で生まれ育った子供たちにとっては、東京で生まれ育った子供たちに比べると、やはり下宿代をはじめコストがかかる。東京と地方、子育て全体を通して考えれば、相対的にどうしてもコストがかかりがちだというふうに思います。

また、特に、サービス産業や、世界にとって重要なエンターテインメントのような、これから日本として伸ばしていかなければいけないような産業分野が東京に集まっている。そうすると、どうしても、産業、経済の活力、ＩＴ関連企業であったり、エンタメ系であったり、そうしたところに働く場を見いだしたいという若者たちはどんどん東京で就労してしまうということにつながります。

また、私がいつも感じているのは、メディアの東京一極集中であります。常に東京発の情報に日本国全体がさらされ続けているわけでありまして、テレビをつけると、地元のこともやっていただいていますけれども、東京ではこんなおいしいお店があるなど、かなり東京の情報があふれているというふうに思います。そうしたことを考えると、これは行政システムだけの問題ではなく、やはり社会経済全体が東京一極集中という問題にしっかり向き合っていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

今申し上げたように、ここ20年間、東京の人口はどんどん増えてきています。結果として長野県をはじめとする地方部において人口の社会減が続いているということに加えて、労働力人口の流出によってどこの分野も人手が足りないという課題が生じているわけであります。我々長野県としても、もちろん努力をしなければいけません。そして、東京都が発展すること自体を否定する必要はないというふうに思います。しかしながら、長野県と東京都、あるいは東京以外の地域と東京都の関係性をどうしていくのかということは、議員御指摘のとおり、極めて大きな課題だというふうに思っております。

続いて、東京都との財政格差による長野県の経済、人口動態への影響ということですが、東京都はこういうことをやりますという報道が毎日のようにされているので、正直言って行政の責任者としては非常につらい部分もございます。

例えば、18歳までの子供１人当たり月額5,000円支給、これを仮に本県で同じように実施す

るとすれば、一般財源が年間180億円程度必要になってきます。それだけではなく、今国政で議論になっています高等学校の授業料の実質無償化や、全ての家庭の保育料の無償化にこれから取り組んでいくということなど、非常に強い財政力を背景として様々な分野で手厚い取組が行われているという実情であります。

これがどう影響するのかという御質問でありますけれども、まず心配されるのが、人口のさらなる集中を招くのではないかということ。また、これは昨日も子供医療費の話で申し上げましたけれども、本来、ナショナルミニマム的に取り組むべき社会保障制度や教育の基本に関わる部分を一自治体としての東京都がどんどん突出した形で進めることになると、やはり国民の間に不公平感が生じてくるというふうに思います。

加えて、実際、首長同士で話をすると、どうしてもサービス競争につながりかねないと。先ほどばらまきという御指摘もありましたけれども、東京都がここまでやっているのだからなぜやらないんだというふうに責められると、どこの都道府県も市町村もどうしてもそういうことに向き合わざるを得ない。これは、政策競争を行うという意味ではいい側面もありますが、十分な議論、検討、エビデンスなしに、単に少子化対策だということで個人給付をどんどん増やすということになると、これは財政の硬直化にもつながりかねないということがありますので、やはり冷静な議論をしっかり行うということが必要ではないかというふうに思っております。

特に私が課題だと思っているのは、国と県と市町村がみんな同じことをやっています。財政力が強い東京都は、国にも影響を与えています。これは、いい部分もありますけれども、一方で、東京は基礎自治体の業務も行っていますから、場合によっては市町村行政にも影響を与えます。単に都道府県間同士の影響だけではなくて、行政全般にいろいろな影響、プラスの影響ももちろんありますが、マイナスの影響、時によって拙速な議論を招きかねないというところもありますし、日本国全体の財政を考えたときに、本当にどこのレベルまでが持続可能なのか。あるいは、東京はいいけれども、ほかの地域で同じようなことをやったときにどういうところに財源を求めるべきなのか。そうしたことが検討されなければ、なかなかついていくことは難しいというふうに思っています。そういう意味で、こうした影響をしっかり踏まえながら対応を考えるということが必要だと思っています。

それから、東京と地方の相互依存関係の認識とバランスについてという御質問でございます。

御質問にもありましたように、東京都と地方部の関係、食料であったり、エネルギーであったり、あるいは観光であったり、いろいろな分野でつながりを持っているわけでありますので、当然のことながら、どちらかの地域だけが発展してどちらかの地域が衰退すればいいということではないわけで、お互い発展していくことが本来は望ましいというふうに思っています。

私は、東日本大震災の直後にいろいろなところで話したのですが、東京の人たちは、何とな

く自立して生活しているという錯覚に陥っている人が多かったんじゃないかと思いますが、あのとき、東京都のエネルギーは、福島県の皆さん、原発に依存しているということを嫌というほど痛感されたのではないかと思います。しかしながら、そうした災害が収まると、また元のように、大都市、特に東京の皆さんは、地方の重要性や、自分たちの暮らしと地域の皆さんの暮らしとの関係性を意識せずとも暮らせるようになってしまっているというふうに思います。

当然のことながら、農業の発展やエネルギー政策の進展について我々地方が考える場合には、やはり東京をはじめとした大都市圏の皆さんにも同じような思いを持っていただいて、応援してもらう、取り組んでもらうことが大変重要だというふうに私は考えております。

今後のバランスという話であります。

私は、今、過疎連盟の会長をさせていただいておりますけれども、地方が非常に疲弊している、急速に人口減少している中で、大都市圏の皆さんにもっともっと地方に目を向けていただきたいというふうに思っております。また、いろいろな政策を講じるに当たっても、単独の地域だけの政策ではなく、やはり相互間の協力連携もしっかり考えていくことが必要だというふうに思います。

例えば、長野県は、二地域居住やリゾートテレワークなど大都市圏とつながりが深い政策にも取り組んでおりますので、大都市部の皆さんと連携してこうした政策をしっかり進めることによって、お互いの地域がウィン・ウィンの関係になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後に、政府関係機関の地方移転についてということで御質問をいただきました。

かつて、約10年前のいわゆる最初の地方創生の取組のときにも地方移転の議論が行われたわけでありますが、今後新しい動きが出てきますので、その動きに後れを取ることがないように、我々としても情報を積極的に把握しながら対応していきたいというふうに思っております。

政府関係機関の地方移転は、先ほど、地方と大都市、東京とのウィン・ウィンの関係というふうに申しましたけれども、政府機関を移転することは、災害リスクの低減ということにもつながりますし、広い日本の国土を有効に活用していくということにもつながっていきます。

我々長野県にとっては、政府機関によっては、長野県の特色ある政策との相乗効果を生むこともできると思いますし、また、一定程度機関が設置されれば、そこで働く人たちもいらっしゃいますし、それに関連しての経済活動も活発になります。こうしたメリットがありますので、この問題にしっかり向き合っていきたいと思います。

どの省庁や機関が地域にとって有益かという御質問については、これから我々ももう一回しっかり考えていく必要があると思いますが、かつて市町村の皆さんの御意見も踏まえて長野県から提案させていただいたのは、例えば、森林県でありますので、森林技術総合研修所、そ

れから、駒ヶ根にはＪＩＣＡの研修所もありますので、国際協力機構、さらには、長野県は火山が多い地域でありますので、国立研究開発法人防災科学技術研究所の地震・火山防災研究ユニット、さらには、健康県としては国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、長野県の政策や特色と結びついているものとしてこうした提案もさせていただいてきたところであります。今後、国の動きをしっかり見極めながら、速やかな対応ができるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には東京都と長野県の教育環境等の格差と今後の取組についてのお尋ねでございます。

教育環境において、東京都との違いで最も大きなことだと考えることの一つは、教員の配置でございます。東京都では、正規教員を義務標準法の定数を超えて配置しておりますが、東京都を除く全ての道府県は定数内の配置であります。東京都では定数を超える分を独自の財源で配置していると思われます。

また、東京都においては、公立学校の給食費無償化等に取り組む市区町村への都単独の補助や、都立高等学校の授業料について所得制限を撤廃するとともに、私立高等学校授業料に対する独自の支援制度を実施するなど、他県では取り組むことが難しい事業をこれも東京都単独の財源で実施していると思われます。さらに、東京都は公共交通の利便性が高く、児童生徒にとって通学可能な学校の選択肢が多いということも本県との違いであると認識しております。

しかし、本県の強みである豊かな自然、多様な文化や地域の方々との密接な関わりなどは、本県ならではの教育環境であり、こうしたよさを生かした教育の実現をしてまいりたいというふうに考えております。そのためには、各県それぞれの課題に応じ柔軟に活用することができる制度や財源が保障されることが望ましいと考えており、今後も国に対して要望してまいりたいと考えております。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には東京とのバランスを考慮した県内産業の持続的な発展についてのお尋ねでございます。

本県産業にとって、東京はサプライチェーンの構築や営業取引等において欠かせない存在でございます。ただ一方、過度な東京一極集中が進んだことで、地方では人口が減少し、労働力不足や消費規模の縮小など地方経済の低迷をもたらしているものと認識しております。

今後は、長野県の豊かな自然はもとより、充実した教育環境、ＢＣＰ対策、従業員のウェルビーイング向上といった本県ならではのメリットを前面に打ち出した取組が重要でございます。

このため、企業誘致や人材確保においては、災害リスク回避の観点から、本社機能の分割移転や研究機関の立地、また、快適でかつ創造性や生産性の向上が期待できるサードプレイス職場としてサテライトオフィスの開設を推進するとともに、都市圏の企業と連携し、信州リゾートテレワークを絡めた兼業、副業のデジタル人材活用による柔軟な中小企業経営を支援してまいります。

加えて、若者・女性にとって魅力ある雇用の場を創出するために、全国トップレベルの助成率で支援するＩＣＴ産業立地助成金によるＩＴやクリエーティブ分野の企業集積や、本年度新たにオンラインツールを活用して営業を行う事務所や育児支援施設を拡充した本社等移転促進助成金の活用促進などを進めてまいります。

引き続きこの時代の潮流を捉えた取組を強化し、地方と東京の双方がメリットを享受し、共存共栄することで、県内産業の持続的発展につなげてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には地方観光の競争力強化や国内投資を促すための取組についての御質問でございます。

本県の観光振興は、世界の中でその存在感を発揮できるよう、世界水準の山岳高原観光地づくりを目指しており、また、その取組の方向性を、観光地域づくり、プロモーション、インバウンドの三つを柱として推進しております。

現在、県内観光地では、多様化する観光ニーズへの対応や施設の老朽化などの課題を抱えていることから、新たな投資を促すことも重要であり、その際には地域に根づいたものである点にも配慮が必要と考えております。

こうした投資の促進に向けましては、行政や観光事業者など地域が一体となって、自然や歴史文化など地域の資源を評価、再認識し、その魅力を磨き上げ、ビジョンを描くとともに、発信する取組が重要であると認識しております。このため、県といたしましても、スノーリゾートの再構築や持続可能な観光に関する国際認証の取得など、観光地の魅力向上、発信に関する支援策を進めており、こうした取組を通じて競争力の強化を図るとともに、新たな投資につなげてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には東京市場と長野県農業の関係変化の分析と本県農業の持続可能な発展についてのお尋ねをいただきました。

本県は、東京を中心とした首都圏へ多くの農畜産物を供給するとともに、高速道路網の拡大

や保冷技術の進歩に伴い、京阪神や九州地域においても重要な供給産地となっております。東京一極への依存から、関西圏を中心とした西日本へと市場は拡大傾向にあり、販路拡大の取組は東京市場と同じく大阪市場にも注力しているところでございます。

県としましては、質の高い農畜産物を都市部に安定供給するため、引き続き生産性向上の取組を進めていくとともに、今後、国内需要の減少も考えられることから、海外市場も視野に販路を開拓していくことも必要であると認識しております。

さらに、近年は新鮮な農産物が手に入る農産物直売所が改めて注目されており、地域内外の消費者やインバウンドを含む観光の需要を取り込むことも重要です。このため、直売所の販売力強化や地域の食を観光に生かす地域づくりなどにより本県農業・農村の魅力を発信し、強化してまいります。

以上でございます。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）御答弁いただきました。

最近の東京のばらまきとも言える政策、また、都知事の発言を聞いていると、あきれを通り越して怒りさえ覚えてしまいました。

そんな中、政調会メンバーと共にこういった調査をしながら今回質問させていただいているのですが、考えれば考えるほど様々な課題が見えてきます。

先ほど、阿部知事から、長野県で東京都のように18歳未満に5,000円ずつ配れば180億円と。東京の財政は、毎年恐らく４％程度伸びているんです。それを長野県に当てはめると400億円ずつ増えていくことを考えれば、180億円配ることはできちゃうんです。そういったことを考えれば、東京都は、まだまだこれから私たちには考えられないような財政出動をしてくるということが計算できます。

そんな中で、私たちも、今まで、こういった議論を県議会でやるかどうかということは悩んだのですが、現実問題、このまま放っておいたら地方が駄目になっちゃうという危機感を持って今回こういった話をさせていただきました。この二、三十年間を振り返ると、東京との関係で様々な課題、また可能性も見えてきます。引き続き県としても研究をお願いします。

国の税財政改革は、地方自治体の財政基盤に直結し、地域の存続に大きな影響を与える重要な課題です。しかし、この議論を国だけに委ねていては、地方の実情や課題が十分に反映されない可能性があります。特に、東京一極集中による地方の疲弊や人口減少の深刻さについては県民一人一人にも理解してもらう必要があります。そのため、地方自治体としては、議会と連携し、県民と共に声を上げ、国に対して具体的な提案を行うことが求められます。

東京一極集中是正のための税財政改革の実現に向け国を動かしていくためには、県民、国民

を巻き込んだ世論形成も含め、国に訴えかけていくことが重要と考えます。知事としてどのように取り組んでいくのでしょうか。

これまで述べてきたように、地方の財政基盤強化、産業の自立、観光、農業の競争力向上、教育格差の是正、そして省庁移転を含む国の政策の見直しは、東京一極集中を是正し、地方が持続可能な成長を遂げるために不可欠です。今こそ地方と東京が互いに支え合い、日本全体として成長できる新たな関係を構築すべきです。長野県としてもこの課題に積極的に取り組み、地域の未来を切り開いていくべきです。

地方には存続が危ぶまれる自治体もありますが、真の地方創生のために、税財政改革、東京都との関係の見直し、経済の再建、省庁移転など多くの課題に取り組む必要があります。今後、真の地方創生のためにどのような行動を取っていくのでしょうか。以上２点を阿部知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） ２点御質問をいただきました。

まず、税財政改革実現に向けて国を動かすための取組という御質問でございます。

御質問にあるように、税財源が東京にかなり集中しているということは大変重要な課題だと思っています。これまでも、知事会等では偏在税制の議論をしてきているわけでありますが、こうした議論をより深めていかなければいけないというふうに思います。

その一方で、これは我々自治体レベルの問題だけではないというふうに思います。やはり国としてどうあるべきかという観点での議論が行われることが必要だというふうに考えております。今の国土形成計画におきましても、国土全体にわたり人口や諸機能の広域的な分散を図り、東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題だというふうに位置づけられているわけでありますし、また、石破総理も、施政方針演説におきまして、地方創生2.0として、一極集中を是正し、多極分散型の多様な経済社会を構築していくという発言をされています。まさに、国においても問題意識を持っていただいている今こそ、大きなチャンスだというふうに思います。この機会に効果的な働きかけを行って国を動かしていくということが必要だと思います。

特に、この財政の話については、今申し上げたように、国レベルでも一極集中の問題意識は持っていただいていますが、具体的な課題をどこまで認識されているかというと甚だ不十分ではないかというふうに思います。私たち地方公共団体、都道府県、市町村側から切実な課題、そして具体的な問題提起、こうしたことをしっかり発信していくことが重要だと思います。そのためには、市長会、町村会の皆さんともしっかり連携しながら取り組んでいきたいというふうに思いますし、特に、大きな制度改正は、行政レベルの議論の枠組みを超えてしまうというふうに思います。そういうことを考えれば、県議会の皆様方も含めて、長野県の６団体一体と

なって取り組んでいくことができれば私としてはありがたいというふうに思っております。

市町村議会の皆さん、あるいは国会議員の皆さん、さらには他の道府県の地方議会の皆さん、こうした皆さんとも連携協力しながら取り組んでいくことができれば、こうした動きを進めることができるんじゃないかというふうに思います。私も、共田議員と同様、この点については危機感を持っておりますので、ぜひ具体的な動きができるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、今後真の地方創生のためにどのような行動を取っていくのかという御質問でございます。

まず、本県としては、県民会議で取りまとめられました信州未来共創戦略、これを多くの県民の皆様方、市町村や経済団体、労働団体、関係者の皆様方と一緒になって実現を図っていきたいというふうに思っています。

加えて、それだけではなかなか東京一極集中の問題は是正されないところがあります。全国知事会の枠組みでの議論ということはもとより必要でありますが、東京都知事も御参加されており、いつもいろいろな議論になってしまいます。やはり問題意識を共有している知事の皆さんとしっかり連携しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

今、将来世代応援知事同盟という中堅、若手の知事のネットワークがありますので、その場ではこれまでも東京一極集中の話はテーマとして取り上げています。今後ともそうした全国の同じ志を持つ知事の皆さん、首長の皆さんとしっかり連携しながら地方創生の取組を進めていきたいというふうに思っております。また、県議会をはじめ、市町村の皆さん、多くの皆さんと問題意識と方向性をしっかり共有しながら取組を進めていきたいというふうに思っています。

東京一極集中の是正や地方創生の推進、これはまさに県民の皆様方の幸せの実現に資するものというふうに考えております。そうした問題意識をしっかり持ちながら県政を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）東京もいずれ人口減少に陥ります。そんな中、東京が今のような規模を維持することができなくなる可能性があることを考えれば、東京が今むちゃをして財政出動していることも理解ができるようになりました。

そんな中、相互依存関係をしっかり適切にやること、そして、お互いに尊重し合うことが大切だということを改めて感じます。東京一極集中の是正には、国、地方、そして東京がそれぞれの責任を自覚し、日本全体の発展のために協力することが不可欠です。地方は、経済的に自らも自立しつつ東京への供給拠点の責任を果たし、東京は、地方の発展を支援しながら自らも

成長し続けること、双方が共存共栄する新たな相互依存関係をつくらなければいけないと思います。

これを支えるために、国は、財政改革や分権化をする中で、地方と東京のバランスを調整する役割、そして、両者が持続的に発展でき、役割を果たせるようにしなければならないと思います。こうした協力体制の下であれば、持続的な発展モデルを構築すること、そして、日本全体の競争力、活力を取り戻すことができると思います。

もっと議論をしたいところですが、阿部知事におかれましては、引き続き御努力をよろしくお願いします。

○議長（山岸喜昭君）次に、寺沢功希議員。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）本年４月、建築基準法及び建築物省エネ法が大幅に改正されます。今回の改正は、令和４年６月に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律によるもので、平成17年に発覚した耐震偽装事件に端を発した平成19年改正以来の大改正と言われています。

平成19年の改正では、建築設計現場と確認申請現場共に大きな混乱が起き、建築確認審査の手続が大幅に停滞し、結果、施行から１か月間は日本全国で建築確認審査が１件も許可にならないという事態になりました。その後も建築確認がなかなか下りないという状況が続き、結果、平成19年度の住宅着工戸数は前年度比19.4％減と５年ぶりの減少となり、建築業界のみならず、周辺業界にも大きな影響を及ぼしました。

こうした過去の状況を教訓としてか、国土交通省は、今回の改正を前に、令和４年９月、令和５年４月、令和６年４月と段階を踏んだ改正を行うと同時に、令和４年より、チラシの作成や、ホームページに説明資料、説明動画の掲載、説明会、講習会を開催するなど、周知にも取り組んできました。しかし、改正を目前にし、建築士の皆さんをはじめ関係者の皆さんの多くは、依然として不安を抱いており、理解の度合いや解釈の仕方にそれぞれ差がある現状です。

そこで、以下、質問してまいります。

４月の改正により、いわゆる４号特例が縮小されます。４号特例とは、建築基準法第６条第１項第４号に該当する建物に対する審査省略制度です。４号建物は、２階建て以下、延べ面積500平米以下の木造建築物で、一般的な木造住宅のほとんどはこれに該当します。今回、この４号建物が、延べ面積200平米以下の木造平屋建てを新３号建物に、それ以外が新２号建物に分けられます。

これまで、４号建物に対しては、建築士が設計した場合に、建築確認申請時の構造審査省略、大規模な修繕、模様替えの際の建築確認不要、都市計画区域外での建築の際、建築確認不要と

いった特例が適用されていましたが、その適用範囲が新３号建物のみに縮小されます。これにより、審査機関において構造審査件数増加による負担増、都市計画区域外及び大規模な修繕、模様替えにおける建築確認申請必要建物の対象拡大による申請件数の増加が予想されます。

申請書の受理から35日以内に確認済証を交付しなければならないとされていますが、先ほど述べたとおり、過去の改正では、混乱が起き、審査が滞った例があります。建築主事の立場である県の体制は整っていますでしょうか。

これまで、都市計画区域外での４号建物新築時には建築確認申請が不要でしたが、今回の改正により、建て替えや増改築の際は確認申請が必要となります。そのため、増改築の際、審査が通らない案件が発生する可能性があり、建築主は対応に苦慮する状況となり得ます。そうした物件に対する対応はどのように想定しているのでしょうか。

また、全域が都市計画区域外という自治体や、近年確認申請業務の多くを民間が担っていることから、自らの地域における建築状況が把握できない市町村もあります。加えて、建築士の皆さんからは、今回の改正に関心が薄い市町村もあるとの声も聞きます。今回の改正や昨今の業界の流れによる市町村への影響や課題について県はどのように考えておりますでしょうか。

今回の改正では、全ての建物に対して省エネ基準適合が義務づけられ、新築のみならず、10平米を超える増改築も適用となります。修繕、模様替えのいわゆるリフォームは含まないとされていますが、建築士の中には、確認申請が必要となる大規模な修繕、模様替えは含まれると解釈されている方もいらっしゃいます。長野県の特性上、また、空き家対策もあり、古民家の増改築での省エネ基準適合への対応に不安の声もあります。また、我が県では、ログハウスの物件も多く、省エネ基準の適合に加えて、2030年度目標のＺＥＨ・ＺＥＢ化の対応への不安の声もあります。こうした声に対する県の考え方はいかがでしょうか。

改正法施行に向け、国の事業である建築士サポートセンターを長野県建築士会と連携して開設されました。これまでのサポート体制及び支援状況はいかがでしょうか。また、施行後の県のサポート体制及び支援はどのように考えておりますでしょうか。

今回の改正や時代の流れにより、小さな工務店や一人親方の大工さんにとっては、より細かく専門性が求められてきており、今後、特に対応に苦慮されると考えますが、そうした皆さんへの支援をどのように考えておられるか。以上、建設部長にお聞きします。

次に、昨年12月、急激な人口減少の緩和と、人口減少社会にあっても活力を維持向上させるため、これまでの常識にとらわれることなくそれぞれが行動変容を行っていくことが必要として、広く各界各層様々な方々の参加を得てオール信州で人口減少対策を進めるため、「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」が設立され、設立会、全体会において、行政のみならず、企業、地域、県民みんなで人口問題に向き合うための羅針盤として「信州未来共創

戦略　みんなでつくる2050年のＮＡＧＡＮＯ」が策定されました。

戦略の策定に当たっては、令和５年８月に第１回検討会が開催され、議論がスタートし、時期を同じくして議会に設置された少子化・人口減少対策調査特別委員会において、私も委員の一人として過程を見てきたと同時に、議論に参加してまいりました。

この戦略、当初は「少子化・人口減少対策戦略」とされ、素案を経て、昨年２月に方針案が発表されました。その後、この方針案をもって県民との意見交換や県民会議準備会合が開催され、昨年９月、戦略の骨子案が示されました。しかし、その骨子案は「人口戦略（仮称）」とされ、名称だけでなく、内容からも一切の少子化という文字がなくなっておりました。

議員提案により県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例を制定した議会として、特別委員会で、私を含め、委員からこの対応に疑問を呈しました。県からは、若者との意見交換で、子供を産まないことが悪だという印象を与えないようにしてほしいという意見を伺った。また、少子化対策という言葉を前面に出し過ぎると、子供を産まないことは悪だという印象になって、女性にプレッシャーになるという話を複数の方からいただいたということで、あえて少子化という言葉を抜いたと説明がありました。

悪印象やプレッシャーを与えてしまっていることにはっとさせられた反面、少子化という事実も言葉として表現することが難しいこと、プレッシャーを与えないまでも、危機感は持ってもらわなくてはならないのではないかと複雑な気持ちを持ちました。

一方で、特別委員会では、委員から、「若者・女性から選ばれる」という表現、言葉自身に大変違和感があると指摘がありましたが、これに対しては、県民や準備会合の皆さんとの意見交換ではそうした指摘はなかったため、こうした表現をしている。女性や若者にも長野県を愛してもらいたい、そんな気持ちでこの言葉を使っていると説明されました。

正直、私としては、「少子化」も「若者や女性に選ばれる」のどちらの言葉にも違和感を持ちませんし、不適切だとも思いません。だからこそ、この二つの言葉に対する異なる対応に理解できずにいます。県民から直接意見を聞いたから対応したということであれば、我々議員も県民の代弁者であります。もちろん、立場や会派、政党で対応を変えるのは問題外です。多様な時代にあって多様な意見を尊重することは重要ですが、整合性が取れ、自信を持って説明ができる対応が必要だと思います。そういった意味では、県民の皆さんの意見を聞くパブリックコメントにおいて多くの意見や御指摘が寄せられても修正や削除などが行われなかったり、一方で、僅かな御意見に対して多くの点の修正や削除が行われるなど、事業により対応に差があるように感じます。どのような考え、基準を持って対応しておられるのか。企画振興部長にお聞きします。

長野県議会においても、会議規則が改正され、令和４年12月に花岡議員が、令和６年９月定

例会に垣内議員、青木議員がそれぞれ育児休暇を取得されました。休暇明けの一般質問において、３人それぞれから育児の大変さの再認識や男性育休の必要性などの感想が語られました。一方で、休暇中の働きぶりや貢献度など、パートナーや御家族側からの感想も気になるところではありますが、それは置いておいて、性別による固定的役割をなくし、共育ても当たり前にするために、４人の子を持つ親として、反省の念も込め、男性の育児参加、育児休業を取得しやすい環境整備は大変重要です。

県においては、令和５年９月に長野県職員いきいき活躍推進プランの男性職員の育児休暇取得促進に係る数値目標が改定され、今年度目標が、２週間以上100％、来年度が１か月以上100％とされました。

先ほど申しましたとおり、男性の育児参加、共育ては大変重要だと考えます。しかし、男性職員からは、こうした目標設定から、実際子供が誕生した後、育休を取得しないでいると、所属長から取得するようかなりのプレッシャーをかけられ、ハラスメントと感じるという声も聞きます。こうした状況は多様な働き方に矛盾するとも捉えられます。それぞれの夫婦、カップル、家族の考えがあり、本来は全ての希望する方が育休取得できること、そうした環境をつくることが重要であり、取得を強制することではないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。総務部長にお聞きします。

「不適切にもほどがある！」、昨年放送されたテレビドラマです。昭和と令和それぞれの社会を相対的に風刺しながらのセリフや表現が話題になりました。今のコンプラ社会で言えば「不適切だ」と言われ、けしからんと言われ、批判されて終わりそうな番組でしたが、流行語大賞を取るまで社会的に支持されました。不適切な表現だとあえてテロップで表示したこともありますが、私は本当の話をし、表現をし、本質が伝わった結果だと、つまり、つくり手のメッセージがストレートに視聴者に伝わったのだと推察します。

行政の発信や事業推進には、まさにこういったことが必要でありますが、逆に言えば、こうした点が足りない、できていないということだと思います。先ほどの少子化という言葉への考え方や対応など、昨今の子供の取扱いに対する考え方に疑問もあります。曖昧な、そして拡張され過ぎたモラルに縛られ過ぎているのではないかとも感じます。

代表質問への答弁で、知事が見られた女性が自治会長になる寸劇での表現の内容を「なかなかこうした場で言いづらいところがある」とおっしゃっていましたが、まさにそういう時代にあって、また、政治家という立場にあって、発言や発信など様々に気を使わなければならないことは十分に理解できます。しかし、曖昧な表現では伝わりにくく、インパクトもありません。危機感が伝わらず、県民の意識改善にはつながらないと考えます。議案説明でも、伝わる広報の実現を述べられていましたが、このような難しい時代において、どのように表現し、発信し、

事業を推進していくお考えでしょうか。知事にお聞きします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には４点質問をいただきました。

まず、建築基準法改正に伴う建築確認申請の審査体制への影響について御質問をいただきました。

建築物の新築や増改築などをする際に必要な建築確認の審査は、特定行政庁である県や一部市のほか、民間の指定確認検査機関でも行っており、申請者が申請先を選ぶことができる制度となっております。令和５年度における県内の確認申請件数は年間9,776件であり、そのうち県が約12％の1,139件、市が約６％の616件、民間機関が約82％の8,021件の審査を行いました。

今般の改正では、審査省略制度の見直しにより、基準への適合を審査する項目が増えることから、審査に要する時間も増加し、法改正に合わせて、法定審査期間は７日から35日に延長されることとなっております。都市計画区域外の小規模な建築物が新たに対象となるなど、申請対象範囲の拡大により、県が行う審査件数は150件ほど増加するものと予想しております。県では、電子台帳の整備や業務のアウトソーシングを行うなどにより合理化を進めており、法定審査期間の中で審査が完了できるよう体制の整備を図っているところでございます。

次に、都市計画区域外の建築確認における法改正の影響や課題について御質問をいただきました。

過去、都市計画区域外において建築確認が不要であった小規模な建築物が相当数存在することから、審査が通らないケースとしては、増改築前の建築物が法に適合していない場合が考えられます。従来は、この不適合部分を是正した後に建築確認申請を行っていただくことを原則としておりましたが、既存部分に法令の規定に適合していない部分があったとしても、全体として適法となるように増改築の計画がなされていれば建築確認を行うことが可能である旨、国の技術的助言により明確化されました。審査に当たっては、国が示したガイドラインなどに従って適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

また、県内の都市計画区域外で新たに確認申請が必要となるのは年間300件ほどと見込んでおり、市町村への影響や課題は限定的なものになると認識しておりますが、市町村からの相談等に対しましては丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、古民家やログハウスの省エネ基準適合義務について御質問をいただきました。

脱炭素社会の実現に向けた今般の法改正により、４月１日以降に新築、増改築を行う場合は、原則全ての住宅、建築物について省エネ基準に適合させることが義務づけられました。古民家やログハウスであっても法で規定された基準を満たすことが必要であると認識しております。

一方で、地域の伝統的な意匠や技術を継承するため、かやぶき屋根、土壁などの伝統的な工

法を用いた気候風土適応住宅に該当する建築物については、法において、外壁や窓などの断熱性能に関する基準は適用対象外とされております。県民の理解が得られるよう、法改正の内容や省エネ住宅のメリット等の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、工務店などのサポート体制や支援状況について御質問をいただきました。

国では、申請図書の作成や申請手続について個別にサポートする体制を全都道府県で構築しており、長野県内においては、公益社団法人長野県建築士会の協力の下、建築士サポートセンターを設置し、連携して相談対応できる体制を整えております。

県では、国と協力し、法改正の講習会を県内10か所で開催したところ、1,000名を超える参加があったほか、サポートセンターに持ち込まれた相談については、現在６件でございますが、関係機関で情報共有しているところでございます。

さらに、県独自の取組として、これまで建築確認申請を行っていなかった小さな工務店や大工さんであっても円滑に対応いただけるよう申請マニュアルを作成するなど、サポート体制の充実に努めているところでございます。

改正法施行後も引き続き建築士サポートセンターと連携し、円滑に法改正に対応していただけるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私にはパブリックコメントへの対応の基準について御質問をいただきました。

パブリックコメントは、条例の制定や計画等を策定する過程において、県民の意見を募集し、県政への参加の機会を確保するためにあり、令和５年度においては25の意見募集案件へ617件の御意見をいただきました。

制度運用に当たっては、県民意見公募手続に関する指針により、いただいた御意見を考慮して計画等の策定を行うとともに、御意見に対する県の考え方を公表することとしております。案件の内容及びそれに対する御意見も多種多様であることから、計画等への反映については指針に一律の基準は定めておらず、案件を担当する部局において対応内容などを判断しております。

パブリックコメントのこうした仕組みの特性上、ある程度対応に差異が生じてくるのは仕方がないと考えますが、パブリックコメントの趣旨、すなわち県民の県政への参加の機会の確保や、実際に事業の影響を受ける県民の声を拾い上げる役割を果たせるよう、各部局には、パブリックコメントの適正な運用等について、時宜に応じて引き続き周知を図ってまいります。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には男性職員の育児休業等の取得についてのお尋ねでございます。

男性職員の育児休業等の取得目標については、一昨年９月の女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会において知事が行った県を男性の育児参加が当たり前の組織とする行動宣言に合わせ、全国的にも低位にあった取得率向上や職場環境の改善、職員意識の転換を目指し、新たな目標として設定したものでございます。

設定に当たりましては、職員の家庭事情や価値観が多様化する中、短期の育児休業の取得ではなく、男性職員の家事・育児時間を増やし、共育てをどう促進、定着させるかという点に意を用いたところでございます。このため、育児休業の取得のみならず、有給の休暇や在宅勤務といった様々な制度の選択、組合せができる弾力的な仕組みとしたところでございます。

希望する職員が休業等を取得でき、しっかりと育児に専念できることが基本でございます。こうした趣旨を組織内で共有しつつ、職員が当たり前に共育てできる職場づくりに向け、県が率先して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には言葉の使い方が難しい時代における情報発信についてという御質問をいただきました。

我々は、御質問にあった少子化という言葉を決して使わないということではなく、県議会で提案いただいた条例も、県民の希望をかなえる少子化対策の推進という形で修飾語がついていますけれども、決して使わないという発想ではありません。

ただ、今回の人口戦略を考えるに当たって、いわゆる少子化対策よりもかなり広い議論が出てきましたので、あえて少子化対策というタイトルを県民会議で採用されていないというところは御理解いただければというふうに思います。

少子化の問題や、先ほどの「若者・女性から選ばれる」、私もいろいろ考えたり、悩むこともあります。今回の県民会議の人口戦略では「若者・女性から選ばれる」となっていますが、例えば、政府の地方創生2.0の基本的な考え方では「若者・女性にも選ばれる」と、「から」と「にも」と２字違いですけれども、「若者・女性にも」とすれば、高齢者やいろいろな方も入ってくる。政府はそういうところを意識しているのだと思いますが、我々はあえて「から」にしています。これは、御高齢の方からすると我々はいいのかという御批判もいただくわけですが、今回は、どちらかといえば、若者・女性のほうにしっかり振り切らなければいけないということでそういうタイトルになっていると考えています。

このように、言葉遣いというのは、１字違いで印象が違ってしまったり、あるいは一部の方にとっては非常に不快感を与えたりということがありますので、その辺は我々もしっかり念頭

に置かなければいけませんが、その一方で、伝わる広報をしていく上では、一部の方からは御批判、御意見があっても、あるときにはしっかり振り切れた広報をしないと逆に我々の意図が伝わらないということは、まさに御指摘のとおりだというふうに思います。

学習指導要領を廃止するという話を私が申し上げているのは、学習指導要領の廃止自体のことだけではなく、もっと分権型の教育システムにしたいということを多くの人たちと共有するためには、やはりそれぐらいのことを言わないと伝わらないと思って発言させていただいております。

今議会でも、長野県の発信については、様々な議員の皆様方から、本質的な御意見、御提案をいただいてきています。これから、県の政策は、単につくればいいということではなくて、やはり本当に必要としている人たちにしっかり伝わる、そうした広報を心がけていかなければいけないというふうに思います。

そのためには、一体誰に伝えるのか、何を伝えようとしているのか、こうしたことを明確にしながら、受け手の皆さんの視点にも立った、先ほども申し上げたように、行政の広報で、人権侵害であったり、傷つく人が出てしまうというのはいけないことだというふうに思いますが、届く広報をするためには、一定の振れ幅の中で、時にはエッジの効いた表現も使いながら広報していくということも必要だというふうに思っています。

来年度は、広報予算もかなり増額させていただいています。そして、広報の在り方は、これから県庁内部でもしっかり検討していきたいというふうに思っています。さきの県議会、あるいは今県議会でも様々な議員の皆様方から重要な御指摘をいただいていますので、そうした御指摘もしっかり踏まえて、これからの県の広報の在り方、そして県民の皆様方への伝え方、巻き込み方、こうしたことについては、その在り方をしっかり検討した上で具体化していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）昨今、昭和に比べて、令和は息苦しい、生きづらいという声を聞きます。果たして本当にそうなのでしょうか。当然、昭和にも息苦しい、生きづらいと思っていた人もいて、単にそう思う人が違う人に替わっただけだと思います。ただ、世の中がそうしたことが言えるように少し変わったとは言えるかもしれません。

行政として、全ての人の意見を聞くことはできませんし、全ての人に納得してもらうことも難しいと思います。そんな中でも、しっかり考えを持って、思いを持って、そしてその本質を伝える、伝わる発信、事業推進をしていただきますことをお願いして、次の質問に移ります。

令和５年３月に策定された第４次長野県教育振興基本計画「個人と社会のウェルビーイング

の実現」の計画期間が折り返しを迎える来年度、県教委は、「子どもを中心とした「探究県」長野を実現するために「新しい当たり前」を創る」として、学校改革による子供たちのウェルビーイング実現、教員の勤務環境改善による意欲とゆとりの創出・中山間地校の教育の充実、教員業務の削減・効率化の三つのポイントを柱に予算編成されております。

教育長も、議案説明において、「まずは学校改革に取り組みます。常に子どもたちのために、そして、子どもたちの視点で、前例にとらわれない学校づくりを進めてまいります」と述べられました。来年度、まさに県内公教育の改革・転換に取り組まれる長野県教育に期待をし、以下、質問してまいります。

昨年、私は広島県に伺い、不登校児童生徒に対する支援、取組について視察してまいりました。広島県では、県教育支援センター内にフリースクール、ＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”、また、公立小中学校に、校内フリースクールＳＳＲ、スペシャルサポートルームを設置し、教員を配置しています。

広島県では、不登校の未然防止、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を大きな二つの目標にし、登校できるが教室には行けない児童生徒はＳＳＲに、登校できない児童生徒はＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”や民間のフリースクールにと選択肢を多くし、支援しています。

ＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”へは、小中学校のみならず、高校、特支の教員が異動します。赴任当初は、フリースクールとしての子供たちへの対応にカルチャーショックを受けたと言い、これまでの学校で行ってきた対応では駄目だと、１年間は意識改善と葛藤の日々だったとのことです。教員にとって非常によい経験であり、ＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”での勤務を経験した教員が通常学級へ異動した際は、児童生徒への接し方や対応に変化があると期待され、非常によい影響があると考えます。

不登校児童生徒を支援する校内教育支援センターの設置は、県内でも進んでいます。市町村が設置する校内教育支援センターの取組内容は様々と聞きますが、どのようなものでしょうか。

県教委は、令和５年度、不登校の状況調査結果を受けて、多様な学校を設置する市町村への支援として、学びの改革パイオニア校における校内教育支援センターの取組成果を全県に広げるとしていますが、取組成果とはどのようなものでしょうか。

来年度予算案では、校内教育支援センターに配置する支援員に要する経費を支援するとしています。支援員の配置も重要ではありますが、市町村教委と連携して広島県のように校内支援センターへ教員の配置を進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

「グローバル化が進む社会において、主体的に生きる力の基礎となり「根」となる、自らが生まれ育った地域の文化、産業、自然を理解し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、ふるさとを大切にする心情を涵養する」ことを目的とし、平成28年度に探究的な学び「信州学」が県立高校

に導入され、１年生が学びに取り組んできました。まさに県が目指す若者に選ばれることにつながる取組だと思います。

昨年11月定例会一般質問で、垣内議員の学校現場で郷土を愛する心を育む教育についてどのような取組があるのかとの質問への教育長の答弁には、「信州学」という言葉は出てきませんでしたが、現在の「信州学」の実施状況はいかがでしょうか。

また、導入とともに配付が開始された「わたしたちの信州学」の利用状況及び改訂状況はいかがでしょうか。導入時の生徒は現在24歳となっており、「信州学」を学んだ生徒も社会で活躍し出していますが、「信州学」を導入した成果をどのように捉えておりますでしょうか。以上を教育長にお聞きします。

以前、自民党県議団政務調査会で行った県内大学生との意見交換の際、多くの学生が、意外にも都会への憧れは少なく、仕方なくではなく、希望をかなえ、県内大学に進学していました。県内大学に通う学生の意見のため、当然の結果と言えるかもしれませんが、それだけではなく、県内で進学したかったが、行きたい学部がない、自分に合った偏差値帯の学校がない、希望する研究や学びが得られないなどの理由により、友人の多くが逆に仕方なく県外大学に進学したという話も聞きました。今後の県内高等教育の振興を考えるに当たって、このような実情、生徒・学生の希望と現実とのギャップを県教委と協力して調査し、把握する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。県民文化部長にお聞きします。

あと１か月ほどで新年度を迎えます。新たなスタートにわくわく感を抱くと同時に、学生生活を終え、社会人へと一歩を踏み出す皆さんは、緊張と不安を抱え、落ち着かない日々を過ごしているのではないかと思います。

近年、入社間もない新入社員が退職代行に依頼し、会社に退職の意思を伝える例が急増していると報道されています。ストレスやハラスメント等により自ら意思を伝えることが困難な状況での利用もあるとは思いますが、入社僅か数日で、思っていたのと違う、雰囲気がイメージと違う、楽しくないといった理由での利用も多いと聞きます。

長野県の状況は分かりませんが、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動する力を育てる探究的な学びを実践した子供たちを考えると、こうした現状は少し不思議に感じます。こうした状況を教育者としてどう思っておられますでしょうか。

さて、受検シーズン真っ盛りとなり、中学３年生は高校受検という人生初の試練とも言うべき15の試練を迎えています。今回実施の令和７年度入学者選抜より、新たな公立高等学校入学者選抜制度が導入され、前期選抜は今月10日に実施、19日に合格発表が行われました。後期選抜は来月11日に実施、21日に合格発表が行われる予定となっております。制度の大きな変更点は、前期選抜で全ての学校において学力検査が実施されることとなり、後期選抜では全ての学

校で対面または紙上面接が実施されるところです。こうした新たな制度の実施に伴い、今年度の中学校での進路指導に変化はありましたでしょうか。

毎年年末に行われている三者面談では泣き出す生徒がいるなど、中学校での進路指導への疑問の声を多く聞きます。例えば、前期選抜を受検したいと言っても、かたくなに出願させてもらえず、後期選抜のみに絞らされるといったこともあるようです。以前、県教委は、前期選抜の課題として、不合格となってしまった生徒があまりにもショックを受け、その後の後期選抜に影響を与える可能性が大きいとされておりました。確かにそういった生徒もいるかもしれません。しかし、逆に、受けたかったのに受けることができず、同級生が合格したことによりショックを受け、後悔する生徒もいると聞きます。受けて後悔するか、受けずに後悔するか、判断は難しいところですが、たとえ前期で不合格でも、もう一度後期というチャンスがある点では、生徒の希望を尊重するべきだと思います。

また、後期選抜の志望校の決定をできるだけ年内に、遅くても１月中にと、早い段階に迫る例もあるようです。しかし、まだ２月には最後の総合テストや模試もあり、ぎりぎりまで頑張って、あらゆる資料を参考にして、できるだけ希望の学校を受検したいと思うのは生徒にとってみれば当然のことです。

制度的には、今年で言えば、願書受付は２月26日から28日までですので、それまでに決めればよいのです。さらに、出願状況等を参考にして、３月３日から５日正午までの間、１回に限り出願校の変更が可能です。中学校、変更前高校、変更後高校への手続は保護者が行いますので、中学校には負担は少ないと思いますが、変更は極力しないようにと、志望校決定の際、くぎを刺される学校もあるようです。

進路指導は総合テスト等の点数と評定点を用いた相関図を使って行われます。合格の可能性が低い、もしくはボーダーライン上だと志望校を変更するよう言われます。そうした生徒が進学塾に相談すると、同様に相関図によりアドバイスをもらえますが、合格の可能性は十分にある、過去の入学者選抜でも分布がもっと低い生徒も合格しているから頑張ってと、中学校と進学塾での合格可能性の判断に差があるようです。確かに、模試を実施し、大量のデータを持つ進学塾の情報量と比べれば、中学校の判断の信頼性には疑問もあります。中学校で進路指導に用いられる資料は、当該学校卒業生のものだけなのでしょうか。広域的にデータを共有しているような例はありますでしょうか。

こうした三者懇談や進路指導で出願させてもらえない、志望校の変更を促された場合、保護者の方は、お子さんが複数いらして受検を経験していれば、子供と相談し、希望を通せますが、初めての場合は状況が分からず、従うしかないと言います。また、我が子の点数、成績が悪いので仕方がないと思ったり、点数や成績が関係するため、他人には相談しづらいとも言います。

生徒も、ただでさえ何かにすがりたい不安定な状況なのに、さらに不安が増してしまいます。なぜ最後の最後、ぎりぎりまで頑張ろうと生徒の可能性を信じて応援ができないのかと不思議です。

先に実施される私立高校受検で合格を得ていても、合格圏外やボーダーライン上だと志望校の変更を迫られるとのことで、生徒が希望する高校を受検することすらできず、生徒の希望進学先と実際との乖離が生じているという声もあります。進路指導により受検校をならされているといった感もあり、そうであれば、各高校の定員の充足に影響を及ぼしている可能性や、その先にある高校再編の方向性にも影響を及ぼす可能性もあります。

三者懇談や進路指導は、ある意味オープンになりにくい部分であります。高校進学後に進路指導や三者懇談において問題と感じることはなかったか調査し、現状を把握してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。以上、教育長にお聞きします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）長野県教育について６点御質問がございました。順次お答えしてまいります。

校内教育支援センターの取組内容と成果等についてでございます。

長野県では、小学校に75.9％、中学校に96.7％校内教育支援センターが設置されております。校内の空き教室などを活用して県や市町村の加配教員などが主に支援をしておりますが、授業の空いている教員が交代で支援に入ったりと、多くの職員が関わりながら、悩みを抱えている児童生徒への相談支援や学習支援を行っております。

学びの改革パイオニア校の成果といたしましては、校内教育支援センターに専任の教員が常駐し、子供たち一人一人の悩みや学習状況を把握しながら個別最適な支援を行い、当該教員を中心として子供たちの様子や願い等を全教員で共有することで、学校全体で子供理解が進み、充実した支援につながったということがございます。

また、広島県の取組については、校内教育支援センターでの指導経験がその後の教員としての適切な支援につながったというふうにも考えられます。そのような取組も今後参考にいたしまして、校内教育支援センターへの効果的な教員配置について研究をしてまいります。

続きまして、「信州学」についてでございます。

「信州学」は平成28年度から始まり、本年で９年目となります。高校生が長野県の歴史や文化、自然、産業等を学ぶ探究的な学びを総称したものであり、県内全ての公立高等学校で実施されております。

そのテキストであります「わたしたちの信州学」は、これまでに一度改訂を行いました。現在はデジタル化し、県立長野図書館のポータルサイト「信州ナレッジスクエア」に掲載してお

り、全ての高校生が自分のタブレット等でアクセスできる環境にございます。このデジタル版は、インターネット上の関連サイトとリンクしているため、生徒は常に幅広い最新の情報が入手できるようになっております。

「信州学」導入の成果につきましては、高校生が地域を知り、地域の方々と協働して課題解決に取り組むことで、郷土に誇りと愛着を持ち、ふるさとを大切にする心を育むことにつながっているというふうに考えております。

続きまして、新入社員の退職代行の利用についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のような状況があることは報道などで承知をしております。このことは、自分自身にとって大切な決断を伝えるべき相手に対して直接伝えることができないというネガティブな側面として捉えることができ、私個人としては、退職代行には違和感がございます。

一方、コミュニケーションの苦手な若者がいることも事実であり、課題解決の方法として、様々な手段を用いながら、自分に合ったよりよい解決方法を見いだしている姿と言えるということもできるかと思います。

探究的な学びは、一人一人の興味、関心を最大限に引き出す自己決定的な学習であり、このような学習を通して、自身が直面する課題に対して自ら考え、適切に解決していく力を育む教育であり、子供たちが複雑な社会を自らの力で生き抜くために最適な解を見出すために、探究的な学びを今後一層充実するよう努めてまいります。

続きまして、新たな県立高校入学者選抜への進路指導の変化についてでございます。

前期選抜の学力検査は、各教科における基礎的、基本的な内容を基に出題しているため、日常の授業の内容を理解していれば十分に対応できるものであり、特段中学校の進路指導に変化を及ぼしてはいないというふうに認識しております。

また、後期選抜の紙上面接は、生徒の資質、能力を多面的に見ることを目的に実施いたします。当日、生徒自身が記述するものでありますが、書くことが苦手な生徒には個別に支援するなど、各校において配慮することがあるかと思います。

今回の入学者選抜の変更は、受検生へ過度な負担をかけないように考えたものであり、各校の進路指導に大きな変化を及ぼしていないものと考えているところでございます。

続きまして、進路指導に用いられる資料についてでございます。

高等学校の後期選抜の合否は、調査書の評定合計値を縦軸に、学力検査の合計点を横軸にした相関図を用いて総合的に判断されており、各中学校では全教員による進路指導の委員会を組織し、過去の生徒のデータ等の蓄積を基に、生徒一人一人の進路について丁寧に検討して進路指導を行っているものと承知しております。

広域的なデータの共有については、個人情報に当たらないデータについては他校と情報交換

をし、より適切な進路指導となるよう広域的な検討を行っている地域もあると承知しております。

続きまして、進路指導などの家庭における問題の現状把握についてでございます。

中学校卒業後の進路については、生徒本人と保護者が決定することが原則であり、学校は進路面接や三者懇談を通して進路決定に必要な資料を提供したり、相談に乗ったりする役割を果たしていると思います。

一方、進路指導の過程で、一部の生徒や保護者から十分納得が得られない状況があったという声があることは承知しております。現在、県教育委員会では、県立高校の特色化を進めており、その中で、中学生が一人一人に合った学びを選択でき、夢を実現できるような学校をつくること、通学する高校を選択する際にしっかりと高校の特色が中学生に伝わるよう、高校生が自ら中学生に自校の魅力を発信する機会を設けるなど各校の情報発信を充実すること、このようなことを実現できるよう予算計上をしているところでございます。

議員御指摘の現状把握については、県立高校の特色化の取組を進めていく中で、進学した子供たちの声をしっかりと受け止め、進路決定の情報提供の方法や特色化の内容の充実を含め、より進路指導の質を高めてまいるようにしてまいりたいと考えております。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には県内高校生の進学についての実情把握の必要性についてお尋ねを頂戴しております。

高等教育を取り巻く状況は、急速な少子化の進行や遠隔教育の普及、生成ＡＩの台頭などによりまして大きく変化しております。

文部科学省の学校基本調査によれば、大学進学率は令和６年度に過去最高値を示す一方で、短大進学率は減少傾向にあることなど、高校生の高等教育機関への進路動向に変化が生じている状況でございます。

本県の高等教育機関におきましては、大学進学者の県外流出率が高い、大学収容力が全国比較でかなり低い等の課題に加えまして、近年は、私立大、短大における入学定員割れが拡大するなどの新たな課題が生じております。このような課題や背景等を踏まえ、今後の県内高等教育振興を進めるに当たり、進学に際して希望する地域や校種、分野などの情報収集が必要であることから、教育委員会と相談しながら、高校生の意向や実情について把握する方法等について検討してまいります。

以上でございます。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）現状の進路指導では、せっかく実施されている高校生による中学生の主

体的な進路選択支援事業が生きてこないと思います。また、県立高校の入学者選抜に新たに導入されるインターネット出願により、どれだけ出願に自由度が増すかという点にも期待するところであります。

後期選抜まで残り僅か、自分の可能性を信じ、最後まで諦めず頑張ってほしいと思います。今年の長野市の桜の開花予想は４月６日です。一足先に受検生の皆さんに桜咲き、笑顔満開となることを願いまして、私からの一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後１時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林陽子議員。

〔２番小林陽子君登壇〕

○２番（小林陽子君）安曇野市区選出、改革信州の小林陽子です。

初めに、長野県の水資源を守ることについて質問します。

長野県は、国連の2030年に向けた持続可能な開発目標ＳＤＧｓに関して、全国でも先行してＳＤＧｓ推進企業登録制度をスタートさせ、産官学が一体となって持続可能な社会の実現に向けた取組を行っていると承知しております。ＳＤＧｓは17の目標を設定しており、その一つの目標14「海の豊かさを守ろう」について取り上げます。

3,000メートル級の山々が日本の屋根を形成している長野県は、日本海と太平洋への水源を有しており、長野県の県歌「信濃の国」には、「北に犀川千曲川　南に木曽川天竜川」と四つの川が歌われています。こうしたことから、「海の豊かさを守ろう」について、海なし県の本県は関係がないということではなく、むしろ、上流県として、より重要な責任を負っています。

長野県と言えば、唱歌「ふるさと」や「早春賦」で歌われるような豊かな里山、自然と、持続可能な人の営み、そして、水の清らかさがあります。長野県の水資源を守ることの意義は大きいものと考え、以下の項目について質問します。

現在、全国でも、どうしてこんなところにと思われるような地域で有害な有機フッ素化合物の検出が報告されています。水道水の有害な有機フッ素化合物の検査について、現在は努力義務となっていますが、県内の水質検査の状況について伺います。

また、下水汚泥を肥料として再利用する取組が県内でも広がっている中で、汚泥に有機フッ素化合物が含まれていて再びまき散らすのではないかといった心配の声もあることから、有機

フッ素化合物による影響についてどのような見解か、伺います。

先月、県内の河川、信濃川と天竜川の２水系８地点で海洋汚染の原因となるマイクロプラスチックが確認されたという報道がありました。そこで、県内河川でのマイクロプラスチックの調査の実施状況についてお聞きします。また、プラスチックの削減と代替を進める県の取組について伺います。

将来にわたる長野県の水資源保全を上流県の責務としても考え、県民の理解や、長野県が豊かな水資源を有していることへの誇りや発信についても県の取組は重要と考えます。将来にわたり長野県の水資源を保全することについて県民の理解促進にどのように取り組んでいくのか。以上を諏訪環境部長に伺います。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）長野県の水資源を守ることについてということで３点御質問をいただきました。

まず、有機フッ素化合物に係る水道水の検査状況と汚泥肥料への影響についてでございます。

有機フッ素化合物のうち、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、暫定目標値は設定されているものの、水道事業者による検査義務はありません。国は、水質基準の逐次改正を進めており、令和８年度には検査義務のある水質基準項目に引き上げられる予定ですが、この検討材料として、昨年ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査状況等に係る全国調査が実施されました。昨年９月末時点では、上水道事業で83％、水道用水供給事業で75％、簡易水道事業で42％の事業者が検査実施済みでありましたが、県から検査未実施の事業者に対して早期に実施するよう強く要請を行ってきた結果、今年度末までに、上水道事業で97％、水道用水供給事業で100％、簡易水道事業で60％の事業者において検査が実施される予定であり、県内給水人口の99％をカバーする検査率となる見込みでございます。

また、暫定目標値を超過した事例については、令和２年度に長野市で１件あったほかは、現在に至るまで報告はございません。

次に、汚泥肥料への影響ですが、仮に下水道処理区域内に有機フッ素化合物の発生源が存在し、下水処理場に流入した場合、下水汚泥から検出される可能性はあります。

現在、肥料中の基準は定められていないため、農林水産省では、汚泥肥料中のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて、土壌から農作物への移行や土壌への蓄積性など科学的知見の収集を行っているところでございます。

なお、昨年５月に犀川安曇野流域下水道で肥料登録を行ったアクアピア１号からはＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは検出されておりません。今後も、国における検討状況を注視するとともに、安全性にも留意しながら、汚泥肥料の利用拡大に向けた取組を進めてまいります。

次に、県内河川におけるマイクロプラスチックの調査とプラスチックの削減に関する取組についてでございます。

まず、マイクロプラスチック調査の実施状況でございますが、本県においては、令和２年度から毎年度調査を実施しております。令和４年度の調査結果を見ると、信濃川、天竜川、木曽川水系の９地点のうち、木曽川を除く８地点でマイクロプラスチックが検出されており、その多くはレジ袋やペットボトルと同じ素材であったことから、身近なプラスチックが劣化して河川に流入したものと考えられます。今後は、分布実態と発生源を把握するため、調査地点の拡充や定点観測について検討してまいります。

次に、プラスチックの削減を進めるための取組でございます。

県では、平成20年度から県民運動としてレジ袋の削減に取り組んできており、令和元年度からは、プラスチック製品全体の削減に取り組む信州プラスチックスマート運動としてスーパー等の登録事業者によるマイバッグ利用の呼びかけや、宿泊施設での必要最小限でのアメニティー配付、マイボトルの利用促進に向けたスマートフォン等による県内給水スポットの情報提供のほか、農業用マルチ等の集団回収推進など様々な取組を進めてきているところです。

プラスチックの代替品に関する取組でございますが、自然環境下で分解可能な素材でつくられた生分解性マルチの耐久性等の試験研究を野菜花き試験場で行っているところです。まだコスト面での課題はありますが、回収作業が不要となるなど、効率性の面でもメリットがあることから、利用を促進してまいります。また、工業技術総合センターにおいても、植物など再生可能な有機資源を使用したバイオマスプラスチック素材等を活用する製品について、品質、機能性等の評価試験を行っているところです。

プラスチック削減の取組は、ごみの減量はもとより、脱炭素にもつながるものです。引き続き県民、事業者の皆様と一体となって削減の取組を推進してまいります。

最後に、水資源保全に関する県民の理解促進に向けた取組についてでございます。

本県の豊かな水資源を未来へつなげていくためには、保全に関する県民意識の向上が欠かせません。そのための取組として、上流域に位置する本県の子供が実際に海岸を訪問し、ウミガメ放流や海洋ごみ拾い体験などをして、プラスチックスマートの重要性を楽しく学ぶ環境学習ツアー、諏訪湖の水辺でごみ拾いをしながらその種類を調べる諏訪湖まるまるごみ調査、湖周辺に生息する希少なトンボなどを学ぶ出前講座、水質や生態系に関するサイエンスカフェといった事業を実施しているところでございます。

また、来年度には、諏訪湖環境研究センターにおいて、子供が実際に諏訪湖の水辺に入って生き物観察や水質検査を体験できる諏訪湖フィールド学習会を開催するなど、工夫を凝らした啓発機会の確保に努めてまいります。

本県の豊かな水資源は、下流域まで広く共有される貴重な財産であります。この貴重な財産を守り育むことを県に課せられた責務と捉え、鋭意取り組んでまいります。

〔２番小林陽子君登壇〕

○２番（小林陽子君）諏訪部長の思いを伺い、改めて長野県の水資源の大切さを感じました。

次に、性被害対策とＤＶ対策について取り上げます。

最近では、芸能事務所において長年にわたり多くの少年が性被害に遭っていた事実が露呈し、大きな社会問題になるなど、性被害に関する報道が後を絶ちません。性被害は、強姦、強制わいせつ、性的虐待、性的ハラスメントなど、性的な暴力や不法行為による被害を指しますが、被害者に身体的、心理的、社会的に深刻な影響を与えることから、魂の殺人とも呼ばれます。

性被害の一番の問題点は、報告率が低いことです。恥や罪悪感から事実を他人に話しにくい。被害に遭ったことが自分の過失だったと思い込んでしまう。加害者からの報復を恐れることなどが原因です。性別に関係なく、支配する、されるという関係から行われることが多いことも明らかになってきています。子供のときに教師から性被害に遭ったことがきっかけで、何十年も精神的な不調に苦しんでいるという声もあります。

そこで、本県の課題と取組を伺います。性暴力被害者への相談・支援体制及び寄せられた相談件数について直江県民文化部長に伺います。

昨年12月に行われた「こんにちは県議会です」の高校生と議会の交流会の中で、性犯罪防止について話し合われました。高校生からは、性被害に遭わないために、また遭ってしまったときの対処法等を学校教育で推進することや、教員をはじめとした、より多くの大人が性犯罪やその被害についての対処法を知り、子供たちが相談しやすい環境づくりを県として推進してほしいといった要望が出されました。

最近では、インターネット、スマホ、ＳＮＳが若年層の生活から切り離せなくなっています。その中で、性的な写真、動画などを送れと要求するセクスティングの被害も発生しており、日本性教育協会の昨年８月から今年３月に行った青少年の性行動全国調査によると、女子高校生の13.3％が被害に遭ったという報告がありました。

また、学校での生徒による盗撮も問題になっています。盗撮は、県の迷惑行為等防止条例第４条に違反する犯罪で、写真や画像は端末に残り、ＳＮＳやインターネット上でいつさらされるか分からないことから、子供たちの悪ふざけでは済まされない悪質な犯罪と言えます。被害者への対応や心のケアも必要になります。セクスティングや学校での盗撮などの犯罪行為が校内で起こった場合、県立学校ではどのように対応しているのか。武田教育長に伺います。

次に、誰もが利用するコンビニエンスストアなどにも女性の性を商品として扱うような表現の有害図書が置かれている状況について伺います。

表現の自由は理解できますが、店員を含め、見たくない人や子供たちも目にしてしまうことは、環境的なセクハラと言えます。先ほどの高校生議会交流会でも、有害図書の規制が話題に上がり、県全体で統一された規制や基準に関する条例を制定することが提案されました。本県における有害図書への対策は、県民運動と業界の自主規制によるものと承知していますが、現在の状況をどう考えているのか。最近は、インターネットやＳＮＳに性的広告が頻繁に流れてくるようになっており、表現の自由を超えて、大人にも子供にも有害広告であると言えます。こうした有害広告について、子供への対策をどのように行うか。高橋こども若者局長にお聞きします。

次に、夫婦など親密な関係の相手への暴力であるドメスティックバイオレンス、以降ＤＶについて取り上げます。

身体的暴力、言葉での暴力、性的な暴力、精神的暴力、経済的暴力など様々な暴力のことを言い、親密な関係でのみ行われるため、被害が表に出にくいものです。深刻な人権侵害で、被害に遭った方、遭っている方への支援を十分に行い、加害者には更正プログラムなど対策を行うことが不可欠です。

米国では、ＤＶを公衆衛生に関わる国家的な問題であるとし、州ごとに法整備され、被害者支援だけでなく、加害者を逮捕する、加害者更生プログラムを義務づけるなど、厳格な対応が取られています。

日本でも、社会全体で対策する必要があると考えます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるＤＶ防止法は、2001年に制定され、昨年2024年４月には申立てができる被害者の拡大や厳罰化などの法改正がありました。

ＤＶも、性別に関係なく、最近は妻から夫へのＤＶも指摘されるようになりましたが、多くは夫から妻へ行われていると言われます。また、ＤＶの加害者には、会社員、公務員、自営業などごく普通に仕事をしている人もなり得るということです。家事、育児は経済的な価値を生まないケア労働とされ、妻が担うべきだといった性別による固定的な役割分担意識、夫婦同姓制度などのジェンダーバイアスが背景にあると考えられます。子供から大人へと成長していく過程で社会や家庭の中で学んだ価値観であり、加害者も被害者も気づきにくいものであると言われます。夫婦間のＤＶは子供への虐待です。さらに深刻なのは、次世代へとその価値観が引き継がれてしまうことです。

本県のＤＶ相談件数は、令和５年度は1,397件とのことですが、まず、ＤＶ被害者支援について伺います。

令和６年４月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、県も同法に基づく基本計画を策定しましたが、民間団体のシェルターへの支援の現状と課題について伺います。

また、計画にある県域を越えた広域的な連携とはどのような取組か。高橋こども若者局長に伺います。

次に、ＤＶ加害者更生の本県の取組を伺います。

2001年のＤＶ法の制定後、国は専ら直接的な被害者支援に力を入れてきましたが、ＤＶ加害は再犯性が高く、ＤＶ加害者更生や教育が必要だということから動き出しました。ＤＶ加害者更生プログラムとは、社会や家庭から学んだゆがんだ価値観を学び落とし、自らのＤＶに気づかせるもので、被害者を支配から解き放つ効果が期待できます。

県内でも、加害者更生プログラムを行っている団体が活動されていることを認識しております。また、宮崎県や福岡県など、ＤＶ加害者対策を行っている県もあるとのことですが、昨年度の国からのＤＶ加害者更生への取組、実施についての通知を受けて、本県での取組はいかがか。高橋こども若者局長に伺います。

ＤＶや恋人間のデートＤＶの加害者にも被害者にもならない対策として、固定的役割分担意識の解消に向けて男女平等な意識を定着させるなど、意識改革を行うことも大切です。ＤＶやデートＤＶを防止するためには、あらゆる世代への啓発が必要であると考えますが、現状の取組について高橋こども若者局長に伺います。

2023年に刑法が改正され、性的同意年齢は男女とも16歳となりました。性被害やＤＶを防止するためには、性的同意の観点も重要で、性的同意のない性的行為が性被害やＤＶになる可能性があることを子供に教える必要があると考えます。学校教育において、互いの立場や気持ちを尊重し合うコミュニケーションスキルを身につけることが欠かせないものと考えますが、見解を武田教育長に伺います。

次に、望まぬ妊娠をした方を含む様々な困難を抱えている特定妊婦の方の把握や支援の状況について高橋こども若者局長に伺います。

最後に、知事に伺います。

まちづくりや災害対応の分野などで女性の視点を取り入れることが必要だと言われるようになってきました。例えば、災害時の避難所の運営において、着替える場所や生理用品の配付などにも配慮が必要だというようなことです。

県は、女性から選ばれる県づくりを打ち出していますが、そのためには、各部局が行う施策の中にジェンダーの視点を取り入れるジェンダー主流化の観点で、部局横断的に各部局の取組を専門知識のある人材を入れてチェックする必要があると考えます。具体的には、ＳＤＧｓの17の目標のうち、５の「ジェンダー平等を実現しよう」を各部局の施策に一つ以上設定できるように計画するといったことが考えられます。知事の御見解を伺います。

次の質問、公共交通についてです。

人口減少に加え、賃上げや燃料費高騰などもあり、民間の鉄道やバス会社の経営は厳しく、私の地元もそうですが、鉄道の赤字路線の存続が懸念され、路線バスが廃線となるなど、車社会にならざるを得ない状況があります。

一方、2050年ゼロカーボン目標では、化石燃料の使用を削減するために、マイカーから公共交通への転換が求められています。喫緊の課題である高齢化や人口減少に対応した公共交通の在り方について県として目指す方向性と取組について伺います。

交通政策局を設置して２年になりますが、県内交通政策の現状と今後の取組について伺います。

長野－松本間の高速バス路線廃止から１年がたちますが、代替路線利用者の利便性向上のための取組はいかがか。また、来年度、みすずハイウェイバスの県単独での支援事業を予算案に盛り込んでいますが、どのような効果を期待するか、お聞きします。

通院や買物などの外出時の移動手段は市町村が独自に対応していますが、昨年６月に策定された長野県地域公共交通計画に基づいて市町村間を越える移動や移動手段の市町村間の格差を是正することについて県としてどのように取り組んでいくか、伺います。

公共交通が持続可能であるためには、将来の利用者である子供や若者世代への利用促進策は欠かせません。先月行われた「こんにちは県議会です」の大学生とのオンライン意見交換会では、公共交通に関して、学生から、行きたい場所はあってもそこに行くための交通手段がない。公共交通が高齢者向けのため、休日は運休だったり、通学する時間の利便性が悪く使えない。人の流れを意識した交通網を整備してほしいといった意見がありました。子供や若者世代に意見を聞き、公共交通政策に反映させることで、子供・若者世代の利用を促進し、ひいては将来的な公共交通の活用にもつながると考えます。今後どのように取り組んでいくのか。以上を小林交通政策局長に伺います。

最後に、地域公共交通の維持発展に向けて、今後の交通政策についてどのように取り組んでいくのか。知事の決意を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には性暴力被害者への相談支援体制及び相談件数につきましてお尋ねいただきました。

県では、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」を平成28年７月に開設し、性暴力被害に関する相談に24時間365日対応するなど、被害者に寄り添った支援を行ってまいりました。

また、性被害においては、早期の支援が何より大切であることから、リーフレットや児童生徒向けの広報カードの配付、薬局、コンビニエンスストア等の商業施設向けの広報シールの配

付などにより相談窓口の周知にも努めてまいりました。

これらにより、りんどうハートながのの認知が進み、被害者本人だけでなく、御家族や学校等の関係機関からも相談が寄せられるようになっており、開設当初は年度当たり70件程度であった相談件数は年々増加し、令和５年度には147件となっております。

相談支援につきましては、被害者の希望に応じ、面談、被害直後の産婦人科等の医療、弁護士による法律相談、傷ついた心のケアのためのカウンセリングなどの支援を行ってまいりました。令和５年度は、147件の相談のうち、約３割の44件について、本人の希望に沿って、医療支援、法的支援、心理的支援などを実施しております。

本年度からは、医療機関の御理解の下、医療支援体制の充実を図り、新たに三つの病院と協定を結び、県下全域で地域バランスを考慮した11の提携先医療機関を確保し、支援体制を充実いたしました。

今後も、引き続き被害者が相談しやすい体制づくりに努め、医療機関、警察、弁護士、公認心理師、臨床心理士等の御協力の下、連携して被害者の支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には２点御質問をいただきました。

まず、学校における犯罪行為発生時の対応についてでございます。

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒たちが意図せずに様々な犯罪に巻き込まれる可能性が高まっていると認識しております。校内で明らかな犯罪行為と思われるセクスティングの事実や盗撮が疑われる事案が確認された場合におきましては、被害者の安全を第一に考え、校長は、保護者と連絡を取るとともに、警察へ相談し、被害届を提出するなどの対応をしております。

同時に、被害に遭った児童生徒の心身のケアについても、スクールカウンセラーを派遣し、カウンセリング等を行うとともに、関係する職員が継続的に丁寧に寄り添う対応をするなどの支援に努めているところでございます。

続きまして、性被害やＤＶを防止するためのコミュニケーションスキルについてでございます。

議員御指摘のとおり、性被害対策やＤＶ対策として、互いの立場や気持ちを尊重し合うコミュニケーションスキルを身につけることは大切なことだと認識しております。

このため、県教育委員会では、生命の安全教育や性に関する指導において、命の大切さや相手への思いやり、尊重する心などを生徒が発達段階に応じて身につけるよう指導しており、中学校や高等学校において、道徳や総合的な学習の時間を通じ、よりよい人間関係や人との距離

感について考え、自分や相手の心と体の守り方を学んでいるところでございます。

今後も、性被害やＤＶ対策として、相手の意思や気持ちを尊重しながら、自分の考えや感情を適切に伝える方法などのコミュニケーションスキルを身につけられるよう、人権教育の視点も踏まえた取組を進めてまいります。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には五つ御質問をいただきました。順次お答えします。

まず、子供に悪影響を与えるおそれのある有害図書、有害広告対策についてであります。

本県では、子供の性被害防止条例に基づき、関係者が連携協力し、県民運動として有害環境の排除に取り組んできており、これまで、地域の皆さんがコンビニ等を巡回する有害環境チェック活動のほか、青少年健全育成協力店の指定による有害図書の陳列場所の配慮、関係業界の自主規制など、事業者や関係団体とも連携して取組を進めてきたところであります。

有害図書の取扱店の数は、平成30年度に922あったものが、コンビニチェーンの成人向け雑誌販売中止等の影響もあり、令和４年度には297にまで大きく減少いたしました。このように、店舗数は大きく減少しているものの、子供たちに見せたくない有害図書が店頭に並んでいるケースも見受けられるなど課題もあると認識しており、引き続き取組を進めてまいります。

また、インターネット利用時に意図せず表れる有害広告については、その情報が子供たちに悪影響を与えるだけでなく、誤ってクリックすることによって犯罪やトラブルに巻き込まれるリスクもあると認識しております。

子供の性被害防止条例において、インターネットの適正な利用の推進を掲げており、子供たちをネット上の有害環境から守るための取組を関係機関や県民の皆様と行ってきております。具体的には、学校におけるネットを契機とする性被害防止のための情報モラル教育等のほか、保護者や地域住民が情報モラルやインターネットの適正利用を学ぶ研修会への助成や、青少年インターネット適正利用推進協議会による情報リテラシー向上のための普及啓発などによりまして、有害広告をはじめとするネットトラブルから子供たちを守るための取組を今後も進めてまいります。

次に、女性支援を行う民間団体への支援の現状と課題、広域的な連携についてのお尋ねであります。

昨年県が策定した困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画においては、県内で女性支援を行う民間団体が少ないため、民間団体等を掘り起こし、県との連携協働のための関係構築を図ることとしております。

計画初年度である今年度、ＳＮＳによる相談や居場所の提供、自立支援等を一体的に行って

いる東信地域の民間団体と協議を重ねた上で、来年度から、民間団体の支援活動への助成制度を県で創設することとし、官民連携による支援体制の強化につなげてまいります。

今後は、県計画の目標で連携協働する民間団体を３団体としている中、県全体にどのように広げていくかが課題と認識しておりまして、来年度から始める先行事例を踏まえ、取組を進めてまいりたいと考えております。

また、県域を越えた広域的な連携につきましては、困難な問題を抱える女性が県外の民間団体の支援につながる場合などには民間団体との情報共有や支援の引継ぎなどの連携を図ることが必要でありまして、今後も県外の支援団体等の実情把握を行うなど、円滑な連携が図られるよう取り組んでまいります。

続いて、ＤＶ加害者の更生への取組についてのお尋ねであります。

議員の御質問にありましたように、国のＤＶ防止基本方針の改定について令和５年９月に国から通知がありまして、「調査研究の推進」の項目に加害者プログラムの実施を施策の一つとして追加し、都道府県においては、民間団体等と連携するなど、実施に取り組むことが望ましいとされました。

本県では、今年度、県内でプログラムに取り組む団体の講演会に職員が参加するほか、他県の先進事例や県内の実施団体の把握など情報収集を行っている段階ですが、来年度、男女共同参画計画と一体的に行うＤＶ防止基本計画の策定に併せ、加害者プログラムを含め、ＤＶ防止に向けた具体的施策について検討していきたいと考えております。

それから、ＤＶ、デートＤＶ防止に関する啓発についての御質問です。

毎年11月に全国で行われる女性に対する暴力をなくす運動、いわゆるパープルリボン運動に合わせ、様々なＤＶ防止の啓発を行っており、県では、啓発ポスターの掲示、市町村を通じたリーフレットの配布や、一般県民、関係者を対象としたＤＶ防止講演会を開催するとともに、男女共同参画センターにおいてＤＶ等の根絶をテーマとしたセミナーを開催しています。

また、市町村等においても、庁舎等のライトアップの実施や、暴力のない社会づくりへの理解を求めるコンサートの開催など工夫を凝らし、幅広い世代に向けた啓発を行っております。

さらに、デートＤＶの防止については、男女共同参画センターが県内高校等の生徒、教職員を対象とするデートＤＶ防止啓発セミナーを行っており、今年度は７校で939名の方に参加いただいたほか、県教育委員会においても、小中高校等の児童生徒を対象に、性被害やＤＶ等を防止するための巡回講座を141回開催しています。引き続き関係機関等とも連携し、幅広い世代への周知啓発を行ってまいります。

最後に、特定妊婦の把握や支援の状況についてのお尋ねです。

特定妊婦については、市町村の母子保健担当部署等において、妊娠届の際などに妊婦の状況

をお伺いしており、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦として、令和６年４月時点で県内で約200人把握されております。把握された特定妊婦に対しては、全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会等のネットワークを生かしながら、市町村を中心に、保健師による家庭訪問、健診への同行をはじめ、個別の事情に合わせ必要な支援を行っております。

また、県においても、予期せぬ妊娠に悩む女性等の相談窓口「にんしんＳＯＳながの」で、電話、メール、ＳＮＳにより24時間の対応を行い、不安を抱える相談者の気持ちに寄り添いながら、必要な場合は医療機関への受診の同行や市町村の窓口等へつなげるなどの支援を行っております。さらに、今年度から相談支援の内容を拡充し、生活上の困難を抱える妊産婦等に対する生活場所の提供や、出産育児等のサポートを実施しています。

今後も、県、市町村等の関係機関が連携して特定妊婦の把握に努め、母親が安心して子供を産み、子供が幸せに育っていけるよう、適切な支援体制づくりを進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問を頂戴いたしました。

まず、ジェンダー主流化の観点で、各部局の取組をチェックすることにしてはどうかという御質問でございます。

現行の第５次長野県男女共同参画計画におきましては、男女共同参画社会づくりに向けた取組を一層強力に進めていくためには、直接的、間接的にかかわらず、影響を及ぼすあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映するということにしています。

具体的な取組としては、例えば、審議会委員の女性割合を４割以上にするといった基準を設けて各審議会の委員構成比をチェックをしているほか、県の管理職への女性登用についても目標値を設けるなど取り組んできています。

こうした男女共同参画社会づくりに関する取組につきましては、毎年、男女共同参画審議会に実施状況を報告させていただいた上で御意見をお伺いしておりますが、委員の皆様方の中からも、今御質問にありましたジェンダー主流化の観点を取り入れるべきという御意見をいただいているところでございます。

このため、現在進めております第６次計画の策定に当たりましては、ジェンダー主流化の考え方を明確に盛り込むこと、そして、より幅の広い県の施策をチェックすることなどについても検討していきたいと考えております。

続いて、公共交通政策の取組について、今後どう取り組むかの決意という御質問でございます。

本県におきましては、公共交通を、日常生活等の移動を支える上で欠くことのできない社会全体の共通財産として、いわゆる社会的共通資本という位置づけの下、公共交通政策についても行政として主体的に関与する方向に大きくかじを切っているところでございます。

こうした方針の下、昨年６月に長野県地域公共交通計画を策定いたしましたが、その中では、自家用車に特に頼ることができない方の移動を確保するため、通院・通学・観光を保証すべき移動という形で位置づけさせていただき、ダイヤ、便数など一定のサービス水準を確保していくことを定めるなど、具体的な取組の考え方をお示ししたところであります。

今後、こうした考え方をしっかりと踏まえて、この交通が持続可能なものになるようにしていきたいというふうに思います。具体的には、まずは公共交通の人材確保をしっかり応援していきたいというふうに思いますし、また、県として市町村とも協力させていただく中で、鉄道やバス事業に対して、より主体的な関与を深めていきたいというふうに考えております。また、デジタル化が進む中で、交通系ＩＣカードの導入支援等公共交通分野のＤＸの推進などを通じて長野県の公共交通の発展のために取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には公共交通について多岐にわたり御質問をいただきました。

まず、交通政策局が設置されて２年経過した交通政策の現状と今後の取組という御質問でございます。

交通政策局は、地域公共交通の維持、存続、発展を図るため、より公的関与を強める方策を検討するとともに、全国各地や海外に広がる高速交通ネットワークを充実させるための松本空港の発展、利活用の促進を図るなど、交通政策の総合的な組織として、一昨年４月、発足したところでございます。当局では、まず、研究会を設置し、公共交通の有識者の講演や意見聴取を重ねた上で、先ほど知事も申し上げましたが、昨年６月、長野県地域公共交通計画を初めて策定し、移動保証などのこれまでにない方針を掲げたところでございます。

また、事業者による運行継続が困難となった高速バス路線みすずハイウェイバスへの初めての財政支援を行ったほか、バス路線への赤字補塡方式ではない新たな支援策の構築に向けた検討や、厳しい経営が続きますしなの鉄道が行う緊急的な設備投資や修繕費などへの特別な支援、それから、ＪＲ西日本が不採算路線と位置づけますＪＲ大糸線についての関係者との協議調整、それから沿線市町村と連携しました本格的な利用促進策なども実施してきたところでございます。

このほかにも、バス運転手への移住支援金の創設、県有民営バス車両の導入拡大、初めての

ＥＶバスの導入、鉄道を含めた交通系ＩＣカードの導入支援、日本版ライドシェアの導入促進、物流2024年問題への対策、さらには、松本空港の定期便拡充に向けた地元調整や国際チャーター便の再開など、こうしたことにも取り組んできたところでございます。

しかしながら、こうした取組は緒に就いたばかりであり、まだまだ課題解決には至っていないと考えております。今後、さらに深刻化します運転手などの担い手不足の本格的な対策をはじめ、10広域圏ごとのバス路線の抜本的な再編等具体的な見直しの加速化や、ＪＲローカル線や地域鉄道のさらなる利用促進と機能の維持確保の取組、さらには、時間帯空白も含めました交通空白解消に向けた公共ライドシェア等の取組など、地域公共交通を支える広範な取組を遂行していくとともに、全国、海外とのネットワークを拡大すべく、松本空港の機能強化に向けた調査検討を推進してまいる所存でございます。

次に、高速バス長野松本線の代替路線利用者の利便性向上についてのお尋ねでございます。

令和６年３月に高速バス長野松本線が廃止されたことを受けまして、県では、ＪＲ東日本と代替交通手段となりますＪＲ篠ノ井線について利便性向上のための協議調整を行い、通勤時間帯に特急信州が設定されるに至ったところでございます。また、松本地域公共交通会議に対して、松本駅と松本合同庁舎をつなぐ路線バスの増便を要望し、実現したところです。

さらに、鉄道駅への駐車場整備も重要であるため、ＪＲ篠ノ井線沿線の市町村等に対して駐車場の確保を要請するとともに、駅周辺で市町村等が設置しますパークアンドライド駐車場の情報を県のホームページに掲載したところでございます。

加えまして、１日４往復８便であるみすずハイウェイバスを来年度から実証的に１日７往復14便に増便するべく、必要経費を当初予算に盛り込んだことによりまして、長野－松本間の高速バス移動を担うことにも貢献するものと考えているところでございます。

次に、そのみすずハイウェイバスの運行支援による効果についてのお尋ねでございます。

みすずハイウェイバスについては、１日４往復８便の運行では便数が少なく利用しにくいという声が寄せられておりました。今回の増便により、長野－飯田間のビジネスや、観光、帰省の移動需要はもとより、長野－松本間の通勤や通学の移動需要なども取り込むことにより、現行の約２倍の年間約８万人の利用者を見込んでいるところでございます。

また、発着時間が改善されるとともに、主要な都市での滞在時間が長くなることから、長野－飯田間のビジネス・観光交流の拡大にも寄与するものと期待しているところでございます。

次に、市町村域を越える移動や市町村間格差是正の取組についてでございます。

長野県公共交通活性化協議会で策定しました交通計画では、役割分担を明確化しまして、広域的な移動については県が、地域内の移動については市町村が担うこととした上で、県、市町村いずれも、通院・通学・観光のための移動を保証し、ダイヤ、便数など一定のサービス水準

を定め、これを確保していく方針を打ち出しているところでございます。

今後、長野県公共交通活性化協議会地域別部会において、広域的なバス路線の抜本的な再編や便数、ダイヤ設定等、具体的な議論を加速させるとともに、各市町村内のバス路線につきましても移動が保証され、サービス水準が確保されているか十分に確認してまいりたいと考えております。

次に、公共交通への子供・若者の意見の反映等についてのお尋ねでございます。

公共交通政策に将来世代の意見を反映し、利用を促進していくことは大変重要でございます。県では、しあわせ信州創造プラン3.0や信州未来共創戦略の策定に際しての意見聴取の機会、知事との県民対話集会、こうした場面において、高校生や大学生をはじめ、県内在住の若者世代から意見を頂戴しております。

この中では、通学や部活動が行えるよう電車やバスのダイヤを見直してほしい。あるいは、保護者の送迎負担を軽減し、身体障がいのある生徒が気軽に通えるよう路線バスやスクールバスを整備してほしい。県外から人を呼び込むため、便数を増やすなど鉄道の活性化を図るべきではないか。交通系ＩＣカードの導入を進め利便性を向上してほしい。定額で乗り放題とするなど、買物や遊びなど日常的にも公共交通を利用できるようにしてほしいといった御意見を頂戴しているところでございます。

こうした子供・若者からの意見を、今後の施策立案や、現在各地域において進めておりますバス路線のダイヤ、便数の見直し、鉄道事業者への要望活動などにも反映し、通学の移動を保証するだけにとどまらず、子供・若者が日常的に利用しやすい公共交通を実現してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔２番小林陽子君登壇〕

○２番（小林陽子君）それぞれ御答弁をいただきました。

ＤＶ対策に関しては、女性活躍と言われますけれども、女性が心理的安全性を保証されて元気に活躍できる長野県にしていければと思います。

また、地域公共交通の維持発展に向け、社会的共通資本として主体的に取り組むという知事の決意も伺い、様々な施策を伺ったところでございます。これからもお取組をお願いしたいと思います。

以上で一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、大畑俊隆議員。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）自由民主党県議団、木曽郡選出の大畑俊隆です。本日は大きく３項目に

ついて順次質問いたします。

現在、日本全体で東京一極集中が加速し、地方の人口減少が深刻な問題となっています。長野県も、人口推計では、2030年に180万人前後、2050年には140万人前後と減少し、今後は地方の若年層の流出が顕著となり、長野市、松本市といった地方都市部への人口集中も続く可能性があるとされています。

日本全体で見ると、2050年には１億人を切る推計で、単純に計算すれば毎年約90万人以上もの人口が減少することとなります。よって、東京も確実に人口減少が進んでいきます。まさに、今後は、昭和の、また東京の成功モデルだった社会システムを見直し、選択と集中により、既成の枠を超えた発想を持って、人口減少に対応した新たな行政サービスの在り方や、広域連携での住民サービスの提供について、従来の自治体の枠組みを超えた取組が必要となってくると考えています。

長野県は、豊かな自然環境や食文化、伝統文化、都市圏より低い生活コストといった魅力を持っています。しかし、依然として若年層や女性の都市圏への流出が続いており、地域経済の縮小や労働力不足が顕在化しています。こうした状況になったのは、人口減少を前提とした地域の担い手の育成確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だったのではないかと推測されます。また、過去の地方創生策では、人口の地方回帰が十分に進まず、持続可能な地域社会を築くことができたのは、ごく限られてしまった地域です。

これらのことを踏まえて、石破政権は、地方創生2.0と令和の日本列島改造を掲げ、地方経済の再生と持続可能な地域づくりを進めようとしています。石破政権の地方創生2.0では、地方の強みを生かした産業振興が重要な柱とされ、地方イノベーションや、若者・女性にも選ばれる地方、エンタメ・コンテンツ産業の振興などが掲げられており、注目するところです。

地方イノベーションとは、地域の技術や資源、文化を生かし、新たな産業や雇用を創出する取組であり、地域経済の自立的な成長を促すものです。県も、今後、世界を視野に、付加価値労働生産性を高め、特に地域に根差した産業の生産性を高めていくことが重要であるとの認識を示しています。他方、県内77市町村の自治体においては、地域に根差したそれぞれの産業がありますが、特に県内の中山間地域における産業の生産性の効率向上は、中核都市及び周辺地域のそれとはかなり乖離があります。

また、地域が活力を取り戻すためには、地域経済の成功例が必要です。例えば、徳島県の神山町では、サテライトオフィスの誘致やデジタル人材の育成による創造的な過疎という概念を掲げ、若者移住に成功し、地方創生モデルとして一定程度成功したと評価されています。しかし、一方では、若者の移住が進んでも、町全体としては高齢化が止まらず、持続可能な地域づくりという点ではまだ道半ばとの指摘もされています。

そこで、今後、人口減少が激しく、労働力を失っていく中山間地域の地方イノベーションの在り方をどのように考え、地方の特徴的な産業をどう成長させ、展開していくのか。また、地方イノベーションを進め、県内企業の付加価値労働生産性を高めるために、リスキリングやデジタル化をどのように推進し、人口が減少しても賃上げや設備投資を実現できる地域経済の成功例とその普遍化をどのように進めていくのか。田中産業労働部長に見解を伺います。

次に、日本のエンタメ・コンテンツ産業は、世界市場での競争力を高めており、政府も2033年までに海外売上高20兆円規模を目指す方針を示しました。長野県には、「ゴジラ－1.0」で世界的に評価された松本市出身の山崎貴監督をはじめ、多くの優れたクリエイターがいます。また、サイトウ・キネン・フェスティバル、セイジ・オザワ松本フェスティバルなど、音楽分野においても国内外から高い評価を受ける文化資産があります。

今後、エンタメ・コンテンツ産業を戦略的に進めていくことが地方の楽しさにつながり、若者や女性の選択肢も増え、また、伝統工芸、伝統文化とも組み合わせて国内外に発信していくことで地方の活力を見いだすことも可能になります。

特に、インバウンドに目を向けると、日本のアニメやエンタメといった文化に関心が高く、それが高じて日本を訪れる方々がたくさんいます。インバウンドは、ヨーロッパ、豪州、台湾、中国等からの来訪が多く、それらの国々にもアプローチできるエンタメ・コンテンツ産業は非常に大きいマーケットを持つため、当県においてあまりなじまない産業であっても、既成の枠を超えた発想という観点から、ぜひ前向きに進めていただきたいと考えます。

そこで、エンタメ・コンテンツ産業の可能性について、どのように捉えているか。田中産業労働部長に見解をお伺いします。

長野県の中山間地域における地域活力をつくり上げていくためには、その実情は非常に厳しい実態があり、例えば、今まで先進的な好事例が各自治体の様々な面で導入されてきたと思いますが、多くは定着に至らないまま、結局その普遍化は進まず、小規模な自治体においては人材不足が加速し、地方行政サービスの持続性について広域的な自治体間のつながりが一層求められる状況になってきています。

そこで、小規模町村においても有効な地方創生を導き出すための手段の一つとして、長野県の令和７年度の予算案を見ると、地域活力の維持発展に関する予算として、地域発元気づくり支援金や、地域振興推進費による地域振興局事業費、地域活性化推進事業費、輝く農山村地域創造推進事業費、市町村の広域連携推進事業補助金が計上されています。この事業の文言だけを見ていると、この事業が拡充強化されれば地域活力が生み出され、広域的な連携が進み、消滅都市が持続可能な地域として存続されていくように受け取れますが、予算案は増額とはならず、微増または維持、減額されている事業がほとんどです。

そこで、伺います。

地域活力の維持発展に重要な予算として新年度の事業予算に計上した考え方と、今後の地方創生の中で広域的に取り組み、リーダー的な存在として機能すべき地域振興局の役割や市町村の広域連携の在り方、その予算について中村企画振興部長に見解をお伺いします。

一方、交流人口、関係人口、そして移住の推進は、地域活力に最も効果的であると考えますが、移住・交流推進事業予算が前年度額の倍増と意欲的な予算になっております。そこで、この事業から生まれる好事例をどのように地域で定着させ、効果を生み出すのか。中村企画振興部長に見解をお伺いします。

続いて、地方創生2.0と信州未来共創戦略による若者・女性に選ばれる長野県の未来についてであります。

現在、全国的に少子高齢化と人口減少が進む中、冒頭に申し上げたとおり、特に地方においては若者や女性の流出が深刻な問題となっています。地方創生2.0では、主要な目標の一つとして、若者や女性が地方で働き、暮らし続けたいと思える環境を整備することの重要性を強調しました。

一方で、長野県においても、県独自の地方創生戦略であるしあわせ信州創造プラン3.0において、先んじて選ばれる信州というビジョンを掲げ、人口減少対策を展開してきていますが、依然として20代から30代の若年層、特に女性の県外流出は続いております。

この傾向を食い止めるため、先頃、私たちの生活や常識を時代に合わせ、変化させつつ、大きい社会の変革に挑戦、行動を促すため、行政、企業、地域、県民が集結する「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」が12月に立ち上げられ、「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」などの四つの行動目標から成る信州未来共創戦略が策定されました。

そこで、伺います。

人材も財源も乏しい小規模な町村、企業及び地域に対して、県民会議を活用して、具体的にどのような方法で行動、アクションに結びつけるのか。また、県民会議に属していない方々にはどのように対応するのか。中村企画振興部長に伺います。

また、長野県は、美しい自然環境、豊かな食文化、安全で安心して暮らせる地域社会、都市圏に比べて低い生活コストといった多くの魅力を持つ県であり、全国的に見ても移住希望者の関心が高い地域の一つです。しかしながら、それにもかかわらず、なぜ若者や女性が都市部へ流出し続けているのか。その要因については、信州未来共創戦略を策定する上で既に分析されてきたと思いますが、大学や専門学校の選択肢が都市部に比べて限られていること。特に、ＩＴ、デジタルクリエーティブ、医療・福祉、国際ビジネスなど成長分野の専門教育機関が少なく、高度な専門性を身につけたい若者が県外へ進学せざるを得ない状況が続いているものと認

識しています。

そこで、個別の案件について、県民会議のメンバーである県に対してそれぞれ伺います。

先ほど寺沢議員が同様の質問をされましたが、進学とともに県外へ移り住んだ若者の多くが、そのまま都市圏で就職、定住してしまうケースが多いことから、県内の大学や専門学校の専攻分野などの充実を図ることが必要と考えます。直江県民文化部長の見解を伺います。

また、県外の大学と連携し、卒業後のＵターン就職を促す仕組みを強化することが不可欠ではないかと考えますが、この点について田中産業労働部長に見解を伺います。

ＩＴ、クリエーティブ産業など、多様な職種や柔軟な働き方の選択肢が広がっている都市部に比べ、長野県は就職の選択肢が限られていることも、若者・女性の流出を招く大きな要因となっています。特に、女性のキャリア形成の観点からは、長野県では管理職、専門職として活躍できる場が少ないことが課題として考えられます。

一方で、全国の成功事例を見ると、福岡市では、女性起業家向けに低利融資制度を整備するとともに、ビジネスコンテストやネットワーキングのイベントを開催し、女性がキャリアの選択肢として起業を選びやすい環境を整えています。また、東京都では、ＴＯＫＹＯ創業ステーションといった女性の起業家支援の拠点を整備し、女性が挑戦しやすい環境づくりを進めています。

そこで、こうした全国の成功事例を参考に、県内でも様々な取組が行われていると思いますが、特に、ＩＴやクリエーティブ分野の企業誘致、女性の起業支援の強化、新しい働き方の推進を進めることが重要ではないかと考えます。県内でのこれらの施策の取組について田中産業労働部長に伺います。

最後に、長野県の中山間地域では、若者、特に女性の人口流出に歯止めがかからない状況で、各自治体は移住政策を一層強化して取り組んできてはいますが、状況は厳しいものがあります。長野県の一部である木曽地域のような、人も金も不足し、利便性の悪い地域については、正直将来に夢を持つことにしんどいときもあります。また、今回の産婦人科の閉科、全国で一番高いガソリン価格等々、生活者にとってますます厳しい地域となっています。

今から20年前、2005年に県境を越えて岐阜県中津川市に編入合併した旧山口村のように、距離的に近い他県の中核都市に吸引されるようなことのない地域づくりをこれからしっかり進めていかなければならないと考えます。

そこで、知事にお伺いします。

信州未来共創戦略、しあわせ信州創造プラン3.0の推進に当たって、県内でもとりわけ人口減少・少子高齢化が急速であり、将来への展望をなかなか見いだしづらい過疎地域や中山間地域について、地域の住民生活を維持し、今後も長野県の一部として持続できるように取組を進

めていただきたいが、知事の決意をお伺いします。

続いて、木曽地域の林業・木材産業の振興について質問いたします。

利用期を迎えた木曽カラマツの品質の高さは、大手建設会社からも認められ、昨年、木曽カラマツ活用戦略会議が発足し、民国連携の中で今後の林業の活力ある体制づくりができつつあり、主伐・再造林を進めて生産拡大を図るとともに、流通体制の整備を行い、他地域に負けないサプライチェーンを構築するなどし、木曽ヒノキと同様に、カラマツが今後輝き続けるように付加価値をつける方策についても検討されています。

また、昨年８月には、木曽谷・伊那谷フォレストバレーのキックオフイベントが知事御参加の下、木曽町で開催されました。今後、森林・林業の知の拠点として、その人材育成が全国から注目される林業地となるよう、取組が一層加速されることを願うものであります。木曽の林業・木材産業が強靱かつ創造的で持続可能な産業に成長することで、そこから生まれる力が地域経済の発展に寄与し、今後の人口減少下にも自立した力強い地域にしなければならないと考えるところであります。

そこで、以下４点質問いたします。

まず、主伐・再造林の取組について、特にカラマツについては、木曽地域は東信地域より10年も取組が遅れていると言われています。今後、主体的に民有林の主伐・再造林に取り組む森林組合等の課題について、県としてどのように認識され、今後どのように強化、支援していくのか。須藤林務部長に伺います。

続いて、一部の事業者から、主伐後の再造林におけるカラマツ苗木が不足している現状があるとお聞きしますが、県として需要に対応した苗木の生産についてどのように取り組んでいくのか。苗木の生産に係る人材育成及び体制づくりの取組と併せて須藤林務部長にお伺いいたします。

次に、今後の林業・木材産業の人材育成については、フォレストバレー構想の推進が期待されるところであり、特に、木曽青峰高校の存在はますます重要になってきています。そこで、木曽青峰高校の全国募集について、現在の講師を含めた体制づくりや地域との連携、情報発信、また、女子寮の必要性についての考え方を武田教育長に伺います。

森林・林業の多様性について、森林サービス産業など積極的に展開すべきでありますが、まずは森林の主伐が適齢期となっているこの時期に稼げる林業に重点を置くべきと考えております。

そこで、最後に知事にお伺いします。

木曽の持続的な地域づくりにおいて、林業・木材産業の体制構築とその成長が大変重要になってきていますが、県として、木曽地域の自立性の観点から、地域の林業・木材産業のさら

なる発展に向けてどのような取組を展開されていくのか。伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には４点御質問をいただきました。

初めに、中山間地域のイノベーションの在り方と地域経済の自立化についてのお尋ねでございます。

人口減少下でも、中山間地域における経済成長には、自然や歴史文化、特産品など、地域固有の資源を磨き、高付加価値を生むイノベーションを起こす取組が重要でございます。

県内では、飯綱町と民間企業が連携し、リンゴの皮や搾りかすを利用した合成の革素材「りんごレザー」を商品化し、また、根羽村森林組合では、特産の根羽杉などを原材料とした天然繊維であります木の糸「木糸」を素材とするタオルを販売し、この木糸は、大阪・関西万博のスタッフ用ユニフォームにも採用されるなど、サーキュラーエコノミーのモデルともなる事例が生まれているところでございます。

こうした地域イノベーションの推進には、地域の技術、資源、人材に加えて、外部資源やデジタル技術を最大限活用することが重要であります。このため、県では、起業家やスタートアップ企業と県内事業者との協業を促進するほか、ＤＸをリードする人材の育成など企業のリスキリング支援、さらにはデジタルや商品開発など専門知識を持つ都市圏の兼業・副業人材とのマッチングなどの取組を強化し、中山間地域でのイノベーション成功例を創出してまいります。あわせて、地域外から獲得した資金を域内で循環する地域内経済循環への構造転換を図ることで、持続可能な地域産業となるよう取組を進めてまいります。

次に、エンタメ・コンテンツ産業の可能性についてでございます。

このコンテンツ産業の市場は、コンテンツのデジタル化や配信市場の拡大を背景に、国内外共に拡大しております。

国においては、内閣府が昨年６月にまとめました新たなクールジャパン戦略でコンテンツ産業の海外市場規模を2033年までに20兆円とすることを目標値として設定するなど、成長が期待される分野としております。

この地域経済への効果のうち、本県は、これまでも多くのアニメや映画の舞台として登場しており、聖地巡礼による国内外からの観光誘客効果が期待されるところであります。先月には、ワイン漫画として評価される「神の雫」のプレミアムディナーイベントの開催に協力したほか、４月には長野県が舞台となりますアニメ映画「名探偵コナン」が公開予定でありまして、映画とコラボしたプロモーションを関係部局で検討しているところでございます。

このコンテンツ産業は、聖地を訪れることによる観光や飲食産業に好影響を与えるだけでなく、クリエーティブ分野の人材が集まることでさらなるビジネスチャンスにもつながることか

ら、関係部局とも連携して地域経済に対する効果をしっかり取り込んでまいります。

次に、県外大学と連携したＵターン就職を促進する仕組みの強化についてでございます。

県では、平成21年６月に県外大学の愛知工業大学と最初のＵターン就職促進協定を締結し、これまで三大都市圏や北陸などの66の協定締結校と連携し、県内就職を希望する学生に対して情報発信などの支援を実施しております。具体的には、学生へのプッシュ型の情報提供としまして、働きやすい職場づくりに取り組む職場いきいきアドバンスカンパニーの認証取得や奨学金返還支援制度を導入している県内企業の紹介のほか、ＵＩＪターン就活補助金やシューカツＮＡＧＡＮＯキャリア相談室など、県内での就職活動に役立つ制度の紹介などに取り組んでおります。

今後、人手不足が深刻化し、企業の採用難が続いていく中では、協定締結校を増やすだけでなく、これまでの仕組みを強化する取組も必要であります。このため、協定締結校主催の説明会への企業参加が可能な場合には、自社の魅力を学生に直接ＰＲする機会に活用してもらえるよう、参加企業の募集を試行的に開始したところでございます。

引き続き県外大学との協定締結を進めるとともに、協定締結校からも提案いただきながら仕組みを強化し、一人でも多くの県内出身学生にＵターン就職をしていただくよう取り組んでまいります。

最後に、ＩＴやクリエーティブ分野の企業誘致、女性の起業支援の強化等についてのお尋ねでございます。

若者・女性から選ばれる県づくりを進めていくためには、誰もが自分らしく暮らし、多様な職種や柔軟な働き方の選択肢を広げる取組が重要でございます。このため、ＩＴやクリエーティブ分野の企業誘致では、全国トップ水準の助成率でありますＩＣＴ産業立地助成金をはじめ、企業との共創による地域課題解決と県内立地も目的としたチャレンジナガノの取組、さらには、本年度新たに本社等移転促進助成金の対象に育児支援施設等を拡充したところであります。

また、女性の起業支援策としましては、令和５年度に女性起業相談窓口を開設するとともに、来年度は起業のハードルを下げることをテーマとした連続講座の開催と併せて、女性の視点から地域イノベーションについて考えるWE-Nagano Global Conferenceを長野県立大学と共催するなど、取組を強化してまいります。

さらに、来年度は、動画やＳＮＳ等若者や女性にリーチする広報媒体により、働きやすい職場づくりに取り組む職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業の情報発信など、企業の魅力向上につながる柔軟な働き方等の普及を一層推進してまいります。

こうした取組を企業や関係者の皆様と共に展開していくことで、若者や女性に選ばれる魅力ある地域づくり、環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には、地域振興について２点と県民会議について１点御質問をいただきました。

まず、地域活力の維持発展に向けた当初予算計上の考え方についてでございますが、令和７年度当初予算案には、地域が、それぞれの強みや特性を生かしながら、地域課題を自主的、主体的に解決する取組を推進できるよう、各種事業予算を計上しております。

具体例を申し上げると、地域発元気づくり支援金については、来年度から制度を見直し、支援対象を広域的な連携事業や地域課題解決のモデルとなる事業に重点化するとともに、信州未来共創戦略に基づく特に推進したい取組について補助率をかさ上げして支援するなど、人口減少への対応を強く意識しております。

また、地域特有の資源の魅力を最大限活用し、真に持続可能な地域づくりを目指す輝く農山村地域創造プロジェクトについては、飯綱町、根羽村に加え、飯島町を新たに支援対象とし、３町村の取組を支援するとともに、取組のプロセスを含めた情報発信など、県内他地域への波及にも意を用いてまいります。国も、地方創生2.0を掲げて財源等を拡充させております。これらの獲得にも意を払いながら、県、市町村の総力を挙げて地域活性化の取組を進めてまいります。

次に、地域振興局の役割、市町村の広域連携の在り方についてでございますが、小規模市町村の多い本県において、人口減少の中、住民への行政サービス提供体制を維持していくには、市町村間の連携強化は必須でございます。

県土全てを広域連合が歴史に根差す地域単位で覆っているという本県の特徴を踏まえ、広域連合をベースにした市町村の連携強化、また、県内で唯一中心となる市がない木曽地域については、例えば県も広域連合に参加するなどの垂直補完を進めていくべきだと考えております。

さきに述べた事業の推進やこれらの連携強化の取組には、県の総合現地機関として市町村や地域と信頼関係を構築している地域振興局と共に取り組むことが不可欠と考えており、地域振興局長の皆様と連携を密にして地域課題の解決に取り組んでまいります。

次に、移住・交流事業の好事例をどのように地域に定着させるかでございます。

移住等促進事業が地域に定着するには、行政主導による一過性のイベント開催などで終わるのではなく、住民、移住者、市町村等が自分事として地域課題の解決に取り組むことで地域の中でつながりがつくられるとともに、それらが横展開されるなど、地域同士のつながりにも発展することが鍵と考えております。

例えば、令和４年度から実施している空き家のリノベーションをイベント化し、関係人口を

創出する共創人口構築事業では、参加者同士が交流しながら自分の地域でどのような空き家ＤＩＹイベントを開催したいかを主体的に考える研修会を開催したほか、６市町村の住民等と共に、地域に合わせた空き家ＤＩＹイベントをモデル的に開催したところです。これにより、研修参加者による地域の実情に合わせた自主的、自発的な空き家ＤＩＹイベントの開催や、イベントによりつながった人々の交流が広がるなど、好事例が定着してきているところです。

来年度は、このような実績も踏まえ、市町村や事業者等と、働きながら短時間滞在し、地域住民との交流等を行う信州ワーキングホリデーを実施し、つながりの創出や横展開を視野に入れたノウハウの確立を目指すほか、信州つなぐストーリー事業により、地域で活躍するキーパーソンと都市圏の若者をつなげ、地域を超えた関係人口のネットワークを構築するなど、より多くの主体のつながり創出を意識し、地域の個性に合わせた取組が自発的に連鎖していくことを目指し、事業を進めてまいります。

次に、県民会議に関して、小規模な町村、企業及び地域の行動、アクションへの結びつけでございます。

人口減少は、様々な要因が絡み合って起きている問題でありまして、行政だけで解決できる問題ではないことから、「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」では、行政、企業、地域、個人の一人一人がそれぞれの立場でアクションを起こしていくこととしております。参加いただいている市町村や企業、団体、個人は、規模も背景も様々でありますから、一概に同じ対応を求めるのではなく、それぞれができる範囲でできることを一歩ずつ進めていただくとともに、県民会議のメンバーの力を集めて物事を動かしていくことが重要と考えております。

具体的には、県民会議では、会員が興味関心のあるテーマについてプロジェクトチームを立ち上げることとしており、男性の育児参加、移住、若者応援の三つについては先行的にメンバーを募集しているところです。単独ではアクションを進めにくい参加主体についても、こうしたプロジェクトを通じてそれぞれの課題解決につなげていければと考えております。

また、共に具体的な行動を起こしていただく仲間の拡大のため、また、県民会議に参加されていない方々にも信州未来共創戦略の考え方等を伝えていくために、県民会議の活動や考え方等の広報にも取り組んでまいります。

また、先ほど申しました地域発元気づくり支援金の見直しに際して、信州未来共創戦略に基づき重点的に推進したい取組の補助率をかさ上げするなど、信州未来共創戦略の考え方を県の事業にも反映させる工夫をしているとともに、県民会議への参加のいかんを問わず、人口問題への取組を後押しできるよう意を払っております。

市長会や町村会の機会、また、市町村への訪問機会等を捉えて、県民会議の紹介や信州未来

共創戦略の考え方の共有等を行っているところですが、引き続き多くの方々を巻き込んで人口減少に立ち向かっていけるよう努力してまいります。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には県内大学、専門学校の専攻分野の充実につきましてお尋ねを頂戴しております。

若者の県内定着に加え、時代の変化や社会のニーズに応える人材を県内から輩出するためにも、県内の大学、専門学校の専攻分野の充実は非常に重要であると認識しております。

これまでも、県におきましては、収容力の増加につながる大学の学部・学科の設置に対する支援、あるいは、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識、技術、技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む私立専門学校の職業実践専門課程への支援の拡充などの取組を行ってまいりました。

今後は、少子化等により高等教育機関への進学者数の減少が見込まれることも考慮いたしまして、大学の学部・学科の設置につきましては、収容力増加の観点だけでなく、例えばデジタル、グリーン等の成長が期待される分野であることを重視して支援するなど、大学・専門学校の専攻分野のさらなる充実のための取組を引き続き推進してまいります。

あわせて、長野県内の大学等で学ぶことの魅力について県内外に発信する事業を大幅に拡充いたしまして、進学に伴う高校生等の大都市圏への流出を食い止め、大都市圏から若者を呼び込むことで次世代の長野県を担う人材育成、定着を図ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問を頂戴いたしました。

まず、過疎地域や中山間地域における持続可能な地域づくりという御質問でございます。

長野県は、広大な県土の中で、御所見のとおり、過疎地域や中山間地域にお住まいになられる方が非常に多くいらっしゃいます。我々県行政としては、こうした皆様方の暮らしを支えていくということもしっかり念頭に置いて取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

これから、人口がどんどん減少していく中で、社会インフラをどう適正化していくのかということを考えなければいけませんし、また、災害の激甚化、多発化ということの中で、どのような形でこの災害リスクを低減させていくか、こうした観点もしっかり持たなければいけません。

一方、今、小さな拠点づくりということで、役場あるいは福祉施設等必要な生活機能を地域

の中心部に集約して、そうした地域と周辺集落等をネットワークでつなぐ小さな拠点づくりということも進められているわけでありまして、こうした問題意識や、今行われている取組等も踏まえて、これからの中山間地域、過疎地域の暮らし方、住まい方、こうしたことを考えていくということが重要だと思っています。今後、県土のグランドデザインを検討していくわけでありますけれども、この過疎地域や中山間地域の暮らしやなりわいの在り方についても十分念頭に置きながら検討を進めていきたいと考えております。

続いて、木曽地域の林業・木材産業の発展に向けてどのような取組を展開していくのかという御質問でございます。

本県は、森林資源の利用期を迎えているわけでありまして、木曽地域におきましても、間伐から主伐への転換等によりまして林業・木材産業の一層の振興を図っていくということが喫緊の課題だと考えております。

今後の方向性としては、地域の豊富な資源であります民有林のカラマツやヒノキ等について安定的な生産体制を整備いたしますとともに、製材、加工、流通体制の強化による付加価値の高い製品の供給と販路開拓を行っていくことが重要だと思っております。

そのため、県としても、国有林と連携したカラマツ材の安定生産体制の構築、オフィスビル向けの高品質な合板の地域内での加工の推進、地域内の製材工場が連携してＪＡＳ構造材を供給するための体制構築、信州ウッドコーディネーターと連携した中京圏を中心とした販路の開拓などについて森林組合や林業事業体、木材加工事業者等を支援していきたいと考えております。

また、木曽谷・伊那谷フォレストバレーの取組の中で、林業大学校、上松技術専門校、木曽青峰高校の３校をはじめとした教育・試験研究機関の連携の下、林業・木材産業を支える高度専門人材や、伝統工芸、木工など関連する分野の人材の育成にも取り組んでまいります。

以上です。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には２点質問を頂戴いたしました。

まず、森林組合等の課題と県の支援についてでございます。

これから木曽地域の民有林で本格化する主伐・再造林の推進に向けましては、間伐から主伐・再造林への転換に向けた体制づくり、人力作業の省力化を含めた生産性の向上、必要な担い手の確保育成などが森林組合等の課題であると認識しております。

このため、木曽地域の様々な林業関係者から構成される木曽カラマツ活用戦略会議と連携しながら、町村有林などの施業を通じた主伐・再造林モデルの普及や、国有林と連携した木曽地域全体でのカラマツ材の安定生産体制の構築、林業機械を利用した省力化や低コスト造林技術

などのスマート林業の普及による生産性の向上、就業環境の整備や移住者、転職者の受入れ等による新規就業者の確保などの稼ぐ林業の実現に向けた取組に対して支援してまいります。

次に、カラマツ苗木の生産と人材育成及び体制づくりについてでございます。

県内の苗木の需要量の約８割を占めるカラマツについては、現在ほぼ県内産で賄えておりますが、一時的に不足する場合もあり、その際には、県外から輸入し、対応しているところでございます。

県としては、主伐を進め、令和14年度には再造林面積を1,250ヘクタールに拡大することを目標としており、今後、苗木の需要量も増加が見込まれることから、来年度、県管理の採種園の整備を行い、苗木のもととなる種子を増産して、安定供給できる体制を整えることにしております。

また、苗木生産に係る人材育成及び体制づくりについては、新規参入者や若手生産者を対象とした苗木生産技術の講習会の開催や、現在主流となりつつある再造林の作業省力化に資するコンテナ苗の生産設備の整備に対して支援してまいります。

これらの取組に当たっては、県内の苗木生産者で構成する長野県山林種苗協同組合と十分に連携し、需要に対応した苗木の確保や生産体制づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）木曽青峰高校の全国募集についてのお尋ねでございます。

木曽地域は、全国屈指の山林資源を有し、全国に誇る伝統的な木製品の産地であると承知しております。この地域の特徴を生かし、木曽青峰高校森林環境科とインテリア科において令和８年度から全国募集を開始する予定でございます。

木曽青峰高校では、令和４年度から木曽フォレストバレーコンソーシアムを組織し、地域の企業でのインターンシップや、林業大学校、上松技術専門校と連携した木材産業の人材育成を図っており、卓越した技能を持つ地域人材を生かした学びを構築してきているところでございます。全国募集に当たっては、このコンソーシアムの取組を発展させ、多くの地域の方々に高校での学びに参加していただくことを期待しております。

また、情報発信につきましては、令和７年度にホームページをリニューアルし、生徒自らが学校の特色や木曽地域の魅力を全国にアピールするとともに、地域みらい留学事業へ参画し合同学校説明会を行うなど、より効果的な生徒募集を行う予定でございます。

女子寮につきましては、女子生徒の住まいの必要性は認識しており、全国から集まる生徒が安心して生活できる場を確保するための方策を地元町村と共に検討しているところでございます。

今後は、全国募集も含め、地域と協働し、森林組合等との技術交流、カリキュラム開発、連携コーディネーターの配置など、より特色ある高校づくりに向けた取組を加速化していく予定でございます。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）それぞれ御答弁をいただきました。

人口減少が加速的に進む木曽地域にあって、現在積極的に移住政策等に取り組んでいる木曽郡の中心地である木曽町では、先月、住みたい田舎ベストランキングに、シニア、子育て、若者のそれぞれの部門で１位となりました。しかし、木曽地域がそれぞれに持続可能な地域づくりに懸命に取り組んでいるときに、唯一の総合病院である木曽病院で子供が産めない。また、ガソリン価格が全国で一番高いなど、この地域の暮らしは、より厳しい状況になってきており、未来に不安を募らせ、地域の声は県政に対して正直懐疑的であります。

しかし、決して弱音を吐くまいと思っています。木曽地域の未来は必ず訪れることを信じ、努力し、未来ある子供たちに、決して諦めない不撓不屈の強い心を持つこと、そして、このような地域環境においても、人のため、地域のために尽くせば必ず幸せは自分に返ってくるという利他の心を教え、伝えていきます。ただ、精神論だけでは課題は解決いたしません。自立した地域づくりのために、先人からつないできた豊かな森林資源と伝統文化を地域の強みとし、一歩ずつ未来に向かい歩みを進めてまいります。

県には引き続きお力添えをお願いし、現下の課題となっている産婦人科の閉科、ガソリン価格の課題解決に一層の御尽力をお願いして、一切の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやでございます。

本県における食肉処理施設は、県内の畜産業と消費者の両方にとって極めて重要な役割を担っています。県内で家畜を処理することで、運搬コストの削減や新鮮な食肉の安定供給が可能となり、生産者と消費者の双方に大きなメリットをもたらします。

また、リスク管理の観点からも、松本の食肉処理施設の移転新設は必要不可欠であります。県内の処理施設を２施設体制で維持することは、家畜伝染病の発生時における適切な処理や食肉の流通確保に寄与し、県民の生活や経済への影響を最小限に抑える上でも重要です。

しかし、この施設の事業主体は、五十数％の株を持つ全農長野と、それぞれ数％の株を持つ複数の自治体から構成される株式会社長野県食肉公社であり、県が単独で進められる事業ではありません。とはいえ、これは広域にまたがり、県民全体の利益に関わる事業であるため、県として重要な役割を果たすことが求められます。特に、松塩地区広域施設組合は、敷地内に一

般廃棄物処理施設の再整備を計画しており、食肉処理施設の移転が強く求められています。もし移転のスケジュールが遅れれば、一般廃棄物処理施設の再整備計画もめどが立たず、県民の生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、移転候補地、朝日村においても、受入れ態勢の整備が必要となる一方で、正式決定がなされないままでは進めるに進められない状況です。

一方、周辺地域との合意形成も必要です。朝日村に隣接する周辺地区の住民の理解を得ることが不可欠であり、地域との共生に向け十分な協議が求められます。私は、これまでに何度もこの議会でこの問題を取り上げ、関係各所とも意見交換を重ねてきました。少しずつ前進は見られるものの、依然として課題は多く、早急な解決が求められる案件です。

そこで、昨年の２月定例会での私の質問から１年がたち、私の地元の関係各所もはやる思いでこの懸案と向き合ってきたため、県の立場やこれまでの答弁を十分に踏まえた上で質問させていただきます。

県は、現在、朝日村を候補地として、住民への説明や合意形成に向け調整を進めています。県食肉公社と移転候補地である朝日村や周辺地域との調整について県はどのような支援を行っているのか、お伺いします。

この移転問題については、これまでも長い議論が続いてきました。県としてどのような議論や調整を経て現在に至ったのか。これまでの成果を伺います。また、資金調達や環境対策、住民合意の面など、現時点で残されている課題についてお伺いします。

移転には、候補地の決定までの過程や、行政手続、施設整備など、長期的な計画が必要となります。特に、松塩地区広域施設組合が計画する一般廃棄物処理施設の再整備との調整が求められる中で、スケジュールの遅れは県民の生活に大きな影響を及ぼします。県として今後の移転に向けた具体的なスケジュールをどのように考えているのか。以上、農政部長に伺います。

この移転問題は、単なる施設の新設ではなく、県内畜産業の振興、食の安全確保、環境対策など多面的な要素を含んでいます。さらに、県民の生活に直接関わる一般廃棄物処理施設の再整備計画との連動も求められています。一刻も早くこの移転問題の解決が見たいという県民の期待に対し、県として早期解決に向けどのような役割を果たしていくのか。知事の見解を伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には食肉処理施設の移転に関して３点御質問をいただきました。

まず、移転候補地の地元調整に当たって、県の支援についてのお尋ねです。

県では、事業実施主体である株式会社長野県食肉公社、その親会社である全農長野県本部が行う地域への説明に当たり、朝日村や松本市と連携して支援しているところでございます。

朝日村における地権者、地元地区、全村を対象とした各説明会、隣接する松本市における地元地区や関係団体への説明会では、畜産振興を担う県の立場で食肉処理施設の重要性や移転候補地の選定過程等を丁寧に説明し、疑問の声にも真摯にお答えしてまいりました。食肉処理施設は、県内の食を支える重要な施設であり、引き続き事業実施主体が行う地元調整に全面的に協力してまいります。

次に、これまでの成果と現在残っている課題についてのお尋ねです。

令和４年５月のＪＡグループ及び生産者団体からの要請を踏まえ、移転候補地の探索への協力、ＪＡグループが行う施設整備への行政支援の枠組みづくり、施設の安定的な運営への協力の３点に力点を置いて取り組んでまいりました。

移転候補地探索への協力では、市町村に広く適地の情報提供を要請し、現地踏査などを重ねて朝日村の候補地につなげました。

ＪＡグループが行う施設整備への行政支援の枠組みづくりでは、国庫補助を最大限活用するための国への要請活動や、オール長野での支援体制の構築に向けて、全77市町村への説明、意見交換などを重ねているところでございます。施設の安定的な運営への協力では、畜舎整備等による畜産経営の規模拡大への支援や飼料価格高騰への支援など、処理頭数の確保につながる生産基盤の強化を図っているところでございます。これらの取組を進める中で、ＪＡグループでは、地域の不安解消と理解の促進、施設整備費用の高騰とその資金調達、持続性の高い運営の確保などが課題であるとしております。

最後に、今後のスケジュールについてのお尋ねでございます。

食肉処理施設の移転に際しては、食肉流通と新ごみ処理施設の稼働に影響が生じないよう進めていくことが必要と考えております。スケジュールを含め、より詳細な検討、調整を進めるには、ＪＡグループによる事業実施主体としての事業計画の策定が必要であり、ＪＡグループには早期の提示を求めているところでございます。

ＪＡグループからは、もろもろの課題の整備に時間を要しており、この３月には建設スケジュールを含む事業計画を示したいとお聞きしているところでございます。この事業計画が示されることにより、個々の課題の検討や調整も加速化でき、具体的なスケジュールも定まってくるものと考えてございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）食肉処理施設の移転に関連して県としての役割をどう果たしていくのかという御質問でございます。

松本の食肉施設の移転新設につきましては、施設の運営を担うＪＡグループが確かな計画を

示した上で、事業実施主体であるＪＡグループ、生産者、畜産振興を担う県や市町村がそれぞれ役割を果たしていくことが大切だというふうに考えています。県では、令和４年５月のＪＡグループや生産者団体からの御要請を踏まえて、本県の畜産振興や食肉の安定供給の観点で支援を行ってきたところでございます。

今後、県としては、ＪＡグループが示す事業計画を市町村と共に精査するほか、地元調整への協力、国庫補助金の活用を前提としたオール長野による支援体制の構築などを行っていきたいと考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）オール長野という答弁がありましたけれども、それぞれのタイミングが合わなければ、一時的に県外の食肉処理施設を使うなどの選択肢も視野に入れてはどうだと心配する声も私の地元から出ているということをお伝えしておきます。一日も早い解決が図られることを願い、次に移ります。

本県における地域の国際化は、地域活性化や観光振興に大きく寄与する重要な課題です。その一環として、地域おこし協力隊は、地域に新しい視点をもたらし、地方創生の推進役として期待されています。本県でも、地域おこし協力隊員は、観光資源の開発、特産品のＰＲ活動、移住促進などの分野で活躍しており、一定の成果を上げています。

しかし、一方で、地域側の期待と協力隊員のスキル、意欲が合わないミスマッチの発生や、せっかく協力隊として活動しても、地域に定住せず離れてしまう定住へのハードル、活動の持続可能性、地域との関係構築や受入れ態勢の整備などといった課題も見受けられます。

こうした点を踏まえると、人選は今後の取組においてますます重要な視点になると考えられます。本県における地域おこし協力隊の現状と、今後期待される役割についてどのように考えているのか。伺います。

近年、グローバル化の進展により、地域における国際化の推進がますます重要となっています。本県においても、観光振興、地域経済の活性化、多文化共生の促進に向けた取組が求められています。

しかし、外国人が、言語や文化の違いにより地域に溶け込みにくく、地域社会との関係が希薄になると、外国人と住民とが直接交流できる機会が限られてしまいます。そのため、地域住民が国際理解を深める機会が少なく、多文化共生の意識醸成が進みにくくなります。

また、外国語対応の不足や、地域資源の魅力を海外に発信するための戦略が不十分であると、訪日外国人観光客が増加しても、その恩恵を十分に受け取りにくくなります。さらに、次世代のグローバル人材の輩出につなげていくには、国際的な視点を持つ人材の育成が求められます。

昨年６月定例会での私の質問に対し、知事は、ＪＥＴプログラムの参加者の活躍、あるいはＪＥＴプログラムの参加者をしっかり応援していくことは大変重要な視点だと考える旨の答弁をされました。

令和７年度からの要件緩和により、ＪＥＴプログラムを活用して日本に来た外国人が、同じ地域で地域おこし協力隊として活動できるようになります。ＪＥＴプログラムを通じて日本に来た外国人は、既に日本文化や地域に慣れており、地域社会ともつながりがあることが特徴です。このような外国人材が地域おこし協力隊として活動することは、観光振興や地域の国際化の推進において非常に効果的だと考えます。

そこで、県として、市町村が外国人材を積極的に地域おこし協力隊として活用していけるよう、どのような機運醸成や支援を行っていくのか。所見を伺います。以上、企画振興部長に質問します。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）地域おこし協力隊の関係で２問御質問をいただきました。

地域おこし協力隊の現状についてでございますが、令和６年４月１日現在、県内では、県と市町村合わせて全国で２番目に多い430名の地域おこし協力隊員が活躍しております。また、県内への定住率も直近５年間で75.7％と、全国平均の69.8％を上回り、全国上位に位置しているところです。

地域おこし協力隊に期待される役割としては、産業振興、観光振興、移住・交流促進など、市町村の地域の実情に応じて様々なミッションを担っているものと認識しております。

地域おこし協力隊員とこれらのミッションや地域とのミスマッチが発生しないように、また、隊員が地域に定着するように、県として、募集設計や活動支援に関する受入れ市町村への研修や、市町村職員、地域住民等との関わり方、任期終了後の地域での起業などに向けた隊員への研修、地域振興局ごとに隊員、隊員ＯＢ、市町村、県職員などで構成するサポートネットワーク会議の実施、隊員同士のネットワークを深めるために全県の隊員を対象としたしあわせ信州地域おこし協力隊サミットの実施などに取り組んでおります。

人口減少の進展に伴い、担い手不足が顕在化する中、地域おこし協力隊員は持続可能な地域づくりの中核を担う人材として一層重要となっております。隊員の皆さんが活躍できるよう、引き続き市町村、隊員の支援に努めてまいります。

次に、外国人地域おこし協力隊の関係でございます。

インバウンドの増加や地域社会の国際化が進展する中、地域の魅力の発掘、発信や移住・定住の促進など、外国人の目線による施策や取組の推進が重要と認識しております。全国の自治体でも、観光情報発信や商品開発・販売、教育分野など様々な分野で外国人の地域おこし協力

隊員の活動事例が蓄積されてきており、国や自治体国際化協会などが積極的に情報発信を行っているところです。本県においても、既に平谷村や売木村で外国人の隊員が観光振興や地域産品のマーケティングなどの分野で活躍し、卒隊後も当該地域に定住している先行事例が見られるところです。

国では、令和６年度から外国人の地域おこし協力隊の採用促進やサポート等に対する地方財政措置を拡充して自治体の取組を後押ししており、本県としても、こうした動きを契機に、今後市町村や地域おこし協力隊を志す外国人の双方にアプローチしていく必要があると認識しております。

まずは、隊員の採用に携わる市町村職員の研修会等で先行事例や制度の拡充について周知し、外国人の募集に向けた機運の醸成を図ってまいります。また、県が開催するＪＥＴプログラム参加者の研修会などの機会を捉えて、地域おこし協力隊の制度や募集市町村の情報提供を行うなどを通じて外国人の採用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）現在、県では、ＪＥＴプログラム参加者の孤立化を防ぐようなネットワークづくりが進められているとも聞いておりますので、ぜひその先を見据えた連携に期待したいと思います。

障がい者支援について質問させていただきます。

障がい者支援は、現代社会において非常に重要なテーマであり、全ての人々が平等に社会参加できる環境をつくるために欠かせない取組です。

障がいを持つ方々が直面する課題は、身体的、心理的、社会的に多岐にわたり、日常生活や仕事、教育、娯楽、さらには社会参加そのものにおいても困難が伴います。これらの困難を軽減し、障がい者が自立し、社会の中で豊かな生活を送るためには、支援の充実と社会全体の理解が不可欠です。

障がい者支援における課題は、施設整備から教育、福祉、人材確保まで、幅広い分野にわたります。特に、施設整備においては、バリアフリー化や障がいごとの特性に対応したデザインが求められ、教育分野では、障がい者向けの支援技術や教材の整備が必要です。また、視覚障がい者支援をはじめとする分野では、専門的な知識と技能を持った支援者の高齢化が課題となっています。さらに、若年層を中心としたボランティア活動の促進や、障がい者への支援活動に対する社会全体の関心を高めることも重要なテーマです。

障がい者支援が進んでいくことによって、より多くの方々が自分らしい生活を送り、社会に貢献できるようになります。このような社会づくりを目指して様々な取組がなされていますが、

まだ解決すべき課題は多いと感じております。

2028年の全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備において、障がいを持つ方々が安心して利用できる施設を目指すことが求められています。特に、障がいごとの特性に対応したデザインやバリアフリー設計が重要です。

例えば、日本点字図書館では、外壁に鎖がつり下げられていますが、これは、風が吹いてぶつかることで音が鳴り、聴覚的に場所を特定できるようにする役割もあるそうです。障がいの特性を生かした支援を身近に実感できる一例です。善光寺のお戒壇巡りのあの真っ暗な廊下を想像してください。話し声や壁の触感などの情報から鍵までの道を知ることができる体験を想像すると分かりやすいかと思います。

このように、施設整備においては、障がい者支援の専門家やバリアフリーチェックを行うチームを設置し、施設の利用者が誰でも安心して使えるような環境づくりが必要だと考えますが、今後どのような取組が進められていくのか。観光スポーツ部長にお伺いします。

視覚障がい者向けのデジタル技術の進展により、インターネットでの情報収集やデジタル機器を活用した学習支援が可能となってきています。盲学校においても、こうした機器や教材を用いて学習支援を行える環境が整備されていることは非常に重要です。特に、高等教育機関への進学を考える生徒に対しては、学習支援環境の充実は欠かせません。そして、これらの支援機器を使いこなすためには、専門的な知識を持った支援者が必要です。現在、盲学校において、こうした機器や教材を活用した学習支援が行える環境が整っているのか。また、それを支える人材が十分に確保されているのか。現状と今後の取組について教育長に伺います。

視覚障がい者支援の分野では、高齢化による人材不足が課題となっています。特に、若い世代の関心を高め、支援活動に参加してもらうための取組が必要です。県として、若年層のボランティア活動をどのように促進しているのか。健康福祉部長にお伺いします。

知事は、予算編成の方向性として、寛容な社会づくりを挙げておられます。障がい者にも優しいまちづくりは誰にでも優しい町になると言われていることから、多くの関係者が期待を寄せているところですが、このような社会づくりを行う上で、分かりやすい第一歩として、施設整備が挙げられます。ここに、ウイットやユーモアに富んだ視点が加われば、子供も大人も誰もが楽しく使うことができるようになります。こうした点を踏まえ、長野県が全国のモデルとなるような障がいごとの特性を踏まえた誰にでも優しい施設整備を進めていくことについて知事の所見をお伺いします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には、障がい者支援に関しまして、本県で開催する全障スポの施設整備についての御質問でございます。

2028年に本県で開催する第27回全国障害者スポーツ大会では、身体、知的、精神の区分別に14の競技が行われ、全国から約3,500名に及ぶ多くの参加者が見込まれることから、大会の開催に当たりましては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮された競技会場の準備が必要でございます。

そこで、県では、来年度から、競技会場の現況を確認するため、障がい者の特性を理解した専門家を含む関係者で編成するチームによりましてバリアフリーに関する調査を実施し、課題の把握や対応の検討を予定しているところでございます。こうした取組を通じまして、誰もが安心して利用できる競技会場の整備を進め、参加される選手が安全に最大限のパフォーマンスが発揮できる大会となるよう準備してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）盲学校におけるデジタル機器の活用状況と人材確保についてのお尋ねでございます。

盲学校では、日々の学習の中で、音声文字入力機器を利用しての文書作成や、パソコン等の情報を点字に変換する機器によるインターネット閲覧、印字から音声を読み上げる機器を利用した読書やテスト受験など、デジタル機器を活用した様々な学習支援が行われております。

また、それぞれの盲学校には、専任のＩＣＴ担当教員を配置しており、視覚障がいのある児童生徒一人一人の見え方や特性に応じたＩＣＴ機器の利活用に関わる実践研究や校内研修の充実を図っているところでございます。

今後も、デジタル機器を効果的に活用しながら、児童生徒が持てる力を最大限発揮でき、夢や希望がかなえられるよう教員の専門性をさらに向上させるなど、支援の充実を図ってまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には若年層のボランティアへの参加促進に向けた取組についてのお尋ねでございます。

視覚障がい者に対する意思疎通支援者である文字を点字にする点訳奉仕員や音声で伝える朗読奉仕員は、現在、市町村が広報紙等の点訳等を行う事業や、県が新聞や図書の点訳等を行う事業において御活躍いただいております。

奉仕員の多くはシニア世代に担っていただいておりますが、高齢化に伴い活動に支障が出ることも少なくないため、担い手の数は十分とは言えない状況であり、若年層を含めた多くの方の参加が必要と認識しております。

そういった中、県では、奉仕員養成研修について、新聞等の媒体活用、県ホームページへの

掲載、市町村への周知依頼等により広く県民に受講を呼びかけておりますが、若年層の受講者の確保に苦慮しているところでございます。そこで、若年層にアプローチするため、障がいの特性や必要な支援の理解を促進するあいサポート研修を、若年層に重点を置き、取組を進めたところ、研修受講者全体に占める生徒や学生の割合は、令和３年度の２割程度から、直近２年間は約４から５割程度に増えております。

引き続き、あいサポート研修等を通じて、若年層に視覚障がいの特性、点訳や音訳の必要性や魅力を伝えるとともに、県公式ＬＩＮＥ等様々なツールを活用して開催案内を発信し、加えて、奉仕員養成研修を受講しやすい開催方法等についても検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には全国のモデルとなるような誰にでも優しい施設整備についての所見という御質問でございます。

本県では、不特定多数の方が利用する一定規模以上の施設を整備する事業者等に対して、出入口、トイレ、駐車場等の独自の基準を定め、福祉のまちづくりを推進しているところでございます。また、新たに設置する県有施設につきましては、設計段階から障がいの当事者の方から御意見をお伺いすることといたしております。

例えば、県立美術館におきましては、点字ブロックの敷設や案内板の点字表示はもとより、オストメイト対応設備や大人用ベッドを備えたトイレの設置、音声を聞き取りやすくする補聴設備、ヒアリングループの設置、様々な感覚を使って作品を鑑賞することができる展示室アートラボの設置などにより、誰もが使いやすく、楽しんでいただくことができる施設になるような整備をしたところでございます。

今後、県として新たに施設を整備する際には、設計、施工、竣工後、各段階で障がいのある方からの御意見の反映に努めていきたいというふうに考えております。ハード、ソフトの両面から全国のモデルとなるような誰にでも優しい施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）答弁いただきました。

盲学校から大学に進学したある学生は、将来、設計やデザインの段階から障がい者の意見を反映させられる仕事に就きたいのだそうです。こうした若者が後に続くよう、温かく支援できる県であってほしいと願い、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後２時59分休憩

午後３時15分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸茂岳人議員。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）地方は、持続可能な地域であり続けるために、大変な困難に立ち向かっています。また、同時に、少子高齢化という先進国が陥る構造的な課題もあり、地方自治の存続や地域コミュニティーの維持が危ぶまれています。特に、人口が少ない小規模自治体こそこれが顕著であるわけです。本来であれば、そういった小規模自治体にこそ予算や人員配置で手厚い配分をしなければならないわけですが、現状はなかなかそういう状況にはなっておらず、現実的な対応を迫られております。

国の方針においては、地方から現制度の在り方の見直しを迫りつつ、ここでは差し迫った現実課題について質問をさせていただきます。

基礎自治体では、人口減少や将来の税収減を背景に、事業の選択と集中が求められています。というよりも、選択と集中を進めざるを得ない現状にあるわけです。しかし、実際には、それを進めていくだけのマンパワーも不足している状況であり、一方で、世論の反応は、総論賛成、各論反対となり、必要な改革が進みにくい状況にあります。こうした中で、県が率先して適切な事業の取捨選択を行い、市町村の手本となる取組を推進することが重要であると考えます。また、一自治体では判断や分析ができない部分に関しては、県が関与し、アドバイスや判断を示していく必要があると思います。

そこで、以下の点について幾つか質問させていただきます。

県における事業の選択と集中の必要性についてお聞きします。県の財政状況や今後の見通しを踏まえ、どの分野において事業の選択と集中が特に必要であるとお考えでしょうか。また、不要不急の事業を整理することで生まれる予算をどのような分野に優先的に投資することが県民益にかなうと考えるか。県のお考えをお聞かせください。

さらに、公共性の担保を確保しつつ、行政においても、これまで以上に費用対効果の考え方をさらに取り入れるべきであると思います。ただ、予算を消化するというのではなく、予算をいかに有効に使い、成果を出していくのかという、当たり前のそうした考え方を持つことが必要ですが、いかに職員へ浸透させていくのでしょうか。以上２点について総務部長にお聞きします。

事業の選択と集中を進めるに当たり、最も大切なことは、住民や関係者の理解を得ることであり、その前提として民意を知ることです。本来であれば、行政の仕事は、多少無駄があったとしても、県民益につながるのであればやるべきだと思います。

一方で、昨今の状況やこの先を想定すると、全体最適を鑑み、進めざるを得ないわけですが、住民や関係者の理解を得られるような事業の選択と集中を進めていくために、どのような手法で県民の声を広く吸い上げ、県政に反映していくのか。県のお考えをお聞きします。

次に、市町村への手本となるような県の取組についてお聞きします。

冒頭申し上げたように、小規模な自治体こそ選択と集中が求められており、近隣市町村との連携協力が必要です。そこで、県が先行して取り組むべき選択と集中の成功事例を示し、市町村が参考にできるような仕組みをつくることが求められていると思います。県として、市町村と連携しながらどのような取組を進めていくべきか。県内の自治体に対し、事業の取捨選択に関するガイドラインの作成等支援策が必要と考えますが、県の所見をお聞きします。

さらに、市町村によっては、激変する時代の流れに伴い日常業務が急増する中で、離職率も上がっていると聞きます。日頃の業務に追われる中で、やらなければならない大きな仕事や、こうした後ろ向きである仕事はなかなか進みづらく、単独自治体では判断し切れない事例や後回しにしている事業は多いと思います。

そこで、県内の各地域振興局に行政の経営コンサルタントとしての役割を担う専門チームを配置し、市町村の行政運営を俯瞰的に分析し、効率化のためのアドバイスや支援を行うなどといった取組があってもいいのではないかと考えます。市町村への助言体制について、現状と今後の展望についてお聞きします。

市町村連携についてお伺いします。

平成の大合併から約20年が経過し、合併ができず人口減少が進む小規模な自治体にとっては、市町村連携が不可欠になります。一方で、言うはやすし行うは難しと言うとおり、市町村連携もなかなか効率的に進んでいないのが現状ではないでしょうか。県の俯瞰的な立場での協力が必要と思います。類似した課題を持つ市町村同士の連携を促進し、共同での問題解決やリソースの共有を行うことも有効と考えられます。例えば、採用試験の共同実施や専門職員の派遣、共有など、連携強化を県主導でできないのか。お考えをお聞きします。以上ここまでの４点について企画振興部長にお聞きします。

高等教育機関への進学支援についてお聞きします。

経済格差が進む中で、貧困の連鎖が続いていると思います。資本主義国家である以上、経済格差が進み続けることは明確であり、できる限り累進課税等でバランスを保つべきですが、問題は、そこで生まれる貧困が一定程度連鎖し続けている事実であると思います。行政最大の仕

事の一つが、こうした貧困の連鎖を断ち切るための支援を充実させ、そして、ただ支援策をつくりましたと言うだけでなく、その支援策を一人でも多くの子供が使えるように工夫し、現実的な数値として成果を出すことだと思います。

では、貧困の連鎖を断ち切るために行政でできることは何かというと、教育の機会の提供と、そもそも、自分は大学に行きたいけれども行けるわけがないと思っている子供たちに、そんなことは決してないと教えてあげることだと思います。もちろん、高等教育を受ければそれで済む問題ではないですが、受けることで価値観や人生観、自身の価値向上に寄与することは必ずあると思います。

アメリカの副大統領Ｊ・Ｄ・バンスが書いた「ヒルビリー・エレジー」という本があります。一部中身を紹介しますと、彼はアメリカの白人貧困層が多いラストベルト、これはさびついた工業地帯という意味ですが、ここの出身で、母親は麻薬中毒者、父親が何度も替わるという本当にすさんだ家庭で育ったわけですが、たまたま祖母や一部の人の支援により州立大学に入ることができ、その後、米海兵隊に所属し、意識改革を行い、そこからイエール大学の大学院に進学して弁護士になるのですが、その過程において彼が見てきた世界は、物理的、精神的な貧困がどれだけ子供たちに影響し、それが連鎖し、マクロ経済が幾ら拡大しようが、そんなことよりもはるかに根深い孤立した貧困層は課題を抱えており、バンス自らもそうであったように、自分たちがここから抜け出せるのだと誰も信じていない現実があり、こういった層に手を差し伸べる必要性を話しています。

私は、過剰に進んだ資本主義の生んだ結果であると思います。もちろん、日本はここまで進んでいないと思いますが、日本においても、このままでは貧困の連鎖は広がっていくのではないかと思います。こうした連鎖を断ち切るべく、少しでもできることからやることこそ、行政の役割であると思うわけです。

そこで、まずは高等教育機関への進学支援について伺います。

家庭環境や経済的理由によって高等教育機関への進学を希望する子供たちの道が閉ざされることがないよう支援が必要でありますが、奨学金や学費免除など県が行っている進学支援策の現状と今後の見通しについて県民文化部長にお聞きします。

家庭の経済的事情等により、進学できない子供たちが多くいるのではないかと想定されます。そうした子供たちは、支援策が用意されていても、進学を諦めている場合が多いのではないか。子供たちに情報が届き、また、その活用を後押ししなくては、実際の進学につながらないわけです。国や他の自治体の支援策も含め、周知の方法についてお聞きするとともに、進学を希望する子供たちを後押しすることへの教育長の思いをお聞きします。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアの振興についてお聞きします。

諏訪地域は、諏訪湖と八ヶ岳という二つの資源を有する地域です。どちらも住民の暮らしにとって切っても切れないものであり、地域の財産であると思います。しかし、まだまだポテンシャルを秘めています。これからはさらなる一体的な売り込みが必要だと思います。一方で、地域振興局の予算配分を見ますと、もう少し八ヶ岳に対して力を入れていただいてもいいのではと思う次第です。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアは、四季折々の美しい自然景観や多様なアクティビティーが楽しめる観光地として多くの観光客に楽しまれています。特に、近年、海外からの観光客も増加しており、地域経済の活性化に大きく寄与しています。

一方で、インバウンドは本格的にこれから増えていくものと思います。観光客の増加に伴い、世界基準の受入れ環境の整備や効果的なプロモーション活動が求められています。

また、このエリアの魅力の根幹である豊かな自然環境を次世代に継承するためには、登山道などのインフラ整備や環境保全活動が不可欠です。これらの課題に対し県としてどのような方針で取り組んでいくのか。以下の２点についてお聞きします。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアは、多くの観光資源を有し、世界的に知名度のある重要な観光地であり、近年のインバウンド需要の増加なども踏まえ、観光客の受入れ環境整備とともに、観光プロモーションの強化などにより、県としてもこの地域のブランド化を後押ししてほしいと考えますが、今後の取組の方向性を観光スポーツ部長にお聞きします。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアの魅力である豊かな環境の保全も、長野県が持つ世界的ブランド維持のために必要となります。実際、八ヶ岳を登山すると、経験者からそうではない人たちまで多くの人が訪れていますが、誰もが安全に楽しく訪れるためにも、多くの方が利用する登山道整備等が早急に求められています。地元や自治体だけでは手が回らない状況にある中、積極的なお力添えをお願いしたいところですが、どう取り組んでいかれるのか。環境部長にお聞きします。

県行政の在り方についてお聞きします。

今回、一連の質問でもお聞きしていますとおり、少子高齢化時代に本格的に突入し、様々な点において行政が担う仕事も増え続けていると思います。また、時代の流れが加速していることもあり、社会課題が次々に浮き彫りになり、これに対する対応も大変な労力になると思います。

さらに、戦後から高度成長、バブル経済の浮き沈み、長いデフレ期間からの100年に一度のパンデミック等もあり、まさに時代は大きな過渡期に入っています。地方政治は激変する時代にどう対応するのか。その中で、職員の負荷も増え、常に目の前の仕事に対応せざるを得ないことは理解できます。さらに、未来を見据え、本格的な選択と集中が求められています。

これは、数十年前には少子高齢化時代に突入すると分かっていながら、本格的な手を打ってこられなかった結果であると思いますが、もとより、これは人間が持つ習性なのか、これからそのための大変な社会構築をしなければならないわけです。

近年、少子高齢化や急速な社会変化に伴い、都道府県行政の役割は増大しています。また、ＳＮＳの普及により、市民と行政の距離が縮まり、将来的に必要な大胆な行政判断が難しくなる傾向も見受けられます。このような状況下で、市民の声を尊重することは重要ですが、県として、一部の批判に左右されず、断固とした姿勢で政策を推進することも必要と考えます。

今回の宿泊税導入においても、事前にある程度調整をし、金額までも明確にしていながら、結果としては当初の予定と違う決着となりました。市民の声を尊重することも大切ですが、であれば事前の調整を綿密に行い、一度提示したものはきちんと押し通す県行政の強さも私は必要であると思いますし、これから県民にある程度我慢をしてもらわなくてはならない社会課題が山積する中で、今回の対応は弱腰に映り、県の持つ信頼性を揺るがした気もします。県として、一部の批判に左右されず、断固とした姿勢で政策を推進することも必要と考えます。

今回の宿泊税の制度構築に当たり、どのような考え方で調整を進めてきたか。また、今後、県政における多様な相手との合意形成に対しどのような姿勢で臨むのか。知事のお考えをお聞きします。

さらに、時代に合わせて県組織の在り方を本格的に改革していく必要があると思います。これは、県以上に人手が足りない市町村職員においてはさらに必要なことであると思います。今回の予算方針の中にも、行政改革の必要性が多岐にわたり記載されていますが、県には市町村の手本となる行革を期待するところです。

従来の行政の仕組みや制度の見直しが求められる中、県においても長野県行政・財政改革2023を策定し、組織風土改革「かえるプロジェクト」など行政改革を行ってきたわけですが、知事が認識される現状と課題について伺うとともに、今後特に力を入れるべき取組についてお聞きします。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には事業の選択と集中について２点のお尋ねをいただいております。

まず、事業の選択と集中をどう進めるのか。また、優先的に投資すべき分野についてのお尋ねでございます。

社会保障関係費の増加や金利上昇等により、これまで以上に厳しい財政運営を強いられる懸念がある一方で、必要な政策にはめり張りづけをしつつも、積極的に予算を投じることが必要と考えております。

人口減少やゼロカーボンの推進、学びの改革や、高校、特別支援学校などの教育環境整備、地震防災対策を含む防災・減災対策など喫緊の課題や、将来を見据えつつも速やかに取り組むべき施策に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

めり張りづけや選択と集中を進めるに当たっては、既存事業も含めたゼロベースでの見直し、投資的経費の平準化に向けた事業スケジュールの検討や、公共事業評価による新規事業箇所の厳選などに取り組んでまいります。また、デジタル化、集約化や、来年度新たに民間の専門知見も活用した業務改革を行う予定であり、業務の効率化においても取組を強化してまいります。見直すべきは見直し、伸ばすべきは伸ばす観点から、持続可能な財政運営と重点施策の積極展開の両面に取り組んでまいります。

次に、費用対効果の考え方を取り入れ、職員にどう浸透させていくかというお尋ねでございます。

費用対効果を把握し、その改善を意識して事業を行うことが非常に重要であると認識しております。このため、県では、平成24年度に事業の予算、決算などの経費や、その実績、効果を点検できるよう事業改善シートを導入したところであり、以来、数度にわたり改善を行ってまいりました。

直近では、令和５年度に、予算時の想定と事業実績の比較を分かりやすくするため、主な取組実績とその成果、事業成果指標の達成状況に関する要因分析、今後の事業の方向性の記載内容を充実させました。

こうした見直しの狙いには、職員の費用対効果の意識向上を含んでおり、年度当初には、各所属に対し、事業改善シートの意義や費用対効果の重要性について改めて周知徹底しているところでございます。加えて、事業改善の好事例の共有や事業構築における活用を促すなど、工夫をしながら職員に費用対効果の意識を浸透させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には事業の選択と集中について四つ御質問をいただきました。

まず、県民の声を広く吸い上げ、反映していくための取組についてでございます。

県民の声を広く吸い上げ県政に反映していくことは極めて重要であると認識しており、このため、計画等を策定する際に意見を募集するパブリックコメントや、個別広聴、集会広聴の各種取組によって県民の皆様の声を受け止めるよう努めております。

個別広聴としては、県政に関する意見や要望を受け付け、施策へ反映させる県民ホットラインや、各年代層の御意見や意識を把握する県政アンケート調査などを実施しております。集会広聴としては、直接知事と県民が意見交換を行う県政タウンミーティングやティーミーティン

グ、各部局がテーマを決定し、部局長と県民とで意見交換を行う政策対話を行うほか、信州未来共創戦略の策定に当たっても県民の皆様と約150回もの意見交換を実施してきたところです。

こうした取組に加えて、職員一人一人が、日々の業務を通じて県民の皆様の御意見を把握しながら、施策への反映に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、選択と集中事例を市町村が参考にできるような仕組みづくりについてでございます。

市町村における行政改革については、平成17年からのおおむね５年間をかけて、国が掲げた集中改革プランにより職員数の削減や事業の民間委託等を進め、現在は各市町村において自主的な取組を行っているものと認識しております。

広域自治体たる県の役割として求められるのは、好事例の周知と、取組に当たって活用できる制度の理解促進です。例えば、公共施設の最適な配置については、厳しい財政状況や人口減少等により、まさに選択と集中が求められており、総務省では、市町村が定める公共施設等総合管理計画に関するガイドラインや先進団体の優良事例等をまとめているわけですが、県では、こうした取組に関して、市長会、町村会、市町村ヒアリング等の機会を捉え、市町村が自分事として活用できるよう、説明に意を砕いております。

これに関する財源についても、直近では、集約化、複合化する施設の除却について有利な施策が創設されるなど、年々グレードアップしております。これは、一例ですが、このような制度改正に際して、市町村がこうした制度を活用できるよう、担当者説明会等を開催しているほか、市町村等の状況によっては直接幹部職員に説明するなど、県全体で市町村を応援しております。

今後も、市町村ヒアリング等を活用し、市町村の困り事を聞き取り、県としても汗をかき、知恵を出すよう、寄り添った対応を行ってまいります。

次に、市町村への助言体制に係る現状と今後の展望に対してでございます。

市町村への助言支援は、まさに広域自治体たる県の根幹業務とも言えるものであり、各分野を所管する部局から日常的に助言、支援を行っておりますが、包括的には地域振興局や本庁の市町村課がその任を負っているものです。

各地域振興局では、市町村に身近な立場から、随時のヒアリング等を活用した相談対応を行っております。また、市町村課は、主に各市町村から寄せられる地方債や交付税などの専門性の高い相談等について市町村に寄り添って知恵を出しているところです。

視点を少し変えますと、これらに加えて、近年、より高度な専門性が求められる分野について外部人材を市町村が活用できる仕組みについても拡充されてきました。具体例を申しますと、総務省と地方公共団体金融機構が共同で行っている地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業では、公営企業等の経営改革、地方公共団体のＤＸなどについてアドバイザー派遣によ

る市町村への支援を行っているほか、県の事業としても、今年度から、市町村へ外部デジタル人材を派遣し、業務プロセスの見直しやデジタルツールの活用などを伴走支援する仕組みなど、分野に応じて専門性の高い人材を市町村が活用できるよう取り組んでいるところです。

県として、直接の助言だけでなく、このような制度の活用を促すことも大変重要と考えておりまして、市町村があらゆるリソースを有効に活用できるよう引き続き努めてまいります。

最後に、専門職員の確保に向けた市町村同士の連携強化についてでございます。

県内の多くの市町村において土木職員や保健師等の技術専門職員の確保に課題があると伺っており、専門職員の確保に向けては広域的な取組も有効と認識しております。例えば、保健師や保育士については、従来より、南信州広域連合や長野地域連携中枢都市圏による採用試験の共同実施などが行われてきましたが、県と市町村との協議の場における議論なども踏まえて、採用試験の共同実施など、市町村同士の連携を他地域でも取り組んでいくとともに、なお不足する場合には、県が採用している保健師については県から直接派遣を行うこととしております。

人口減少が進む中、小規模市町村の多い本県において、専門職員の確保対策は喫緊の課題ですので、広域自治体である県として、地域に専門の職員が不足しないよう、行政サービス提供体制も含めて検討してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には県が行っている進学支援策の現状と今後の見通しにつきましてお尋ねいただきました。

奨学金については、信州学生協会から寄附を頂いたことを契機に、就学する意欲を持ち、長野県へ様々な形で貢献しようとする若者を応援するため、令和５年度から所得要件なしの給付型奨学金を支給しています。

学費免除については、令和２年度から国の高等教育の修学支援新制度が開始され、年収目安380万円未満の世帯及び子供を３人以上扶養する380万円から600万円未満の世帯の学生を対象に、国が定めた一定の額まで年収に応じて段階的に授業料及び入学金を免除しております。加えて、来年度からは、扶養する子供が３人以上いる世帯の学生について、所得制限を設けず減免対象とする拡充を行う予定となっております。

また、県におきましても、低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、県立高等教育機関等に通う世帯年収目安380万円未満の県内出身学生を対象に、国の制度と併せまして、授業料等が無償となるよう、今定例会に議案をお願いしているところでございます。

高等教育機関への進学意欲のある子供が経済的な理由で希望する進路を断念することがないよう、国に対し高等教育の修学支援新制度について減免額の拡充を図るとともに、支援対象を

子供の数に限定することなく、全ての中間所得層までさらなる拡大を図るよう、引き続き要望してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には進学支援策の周知方法についてお尋ねをいただきました。

先ほど県民文化部長から答弁のあった県で行っている支援策に加え、日本学生支援機構や民間団体、さらには、住んでいる市町村によって様々な進学支援策があるものと承知しております。

議員御指摘のとおり、こういった支援策が生徒たちの元に届き、活用されることが必要だと認識しており、県立高等学校においては、大学等への進学に向け、奨学金のパンフレットの全生徒への配付、３学年の各教室や進路指導室へのポスターの掲示、進路講演会等での周知を行うとともに、学年ＰＴＡや７月の保護者懇談会の折には保護者に直接説明をし、相談に応じているところでございます。また、奨学金に関する生徒からの相談には、担任や奨学金担当の職員が詳細に説明を行っているところでございます。

今後は、生徒を通した周知に加え、学校連絡用通信アプリを活用した保護者への周知にも努め、経済的理由で進学が困難な子供たちの就学奨励を図り、誰にでも学びの機会が提供され、経済的理由で子供たちの夢や希望が閉ざされることがないよう取り組んでまいります。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には八ヶ岳・霧ヶ峰エリアの観光振興策についての御質問でございます。

日本百名山に位置づけられる八ヶ岳、霧ヶ峰、蓼科山など、雄大な自然と絶景に囲まれ、四季折々の景色や季節ごとに楽しめるアクティビティー、日本遺産に認定された縄文時代の遺跡など多彩な魅力を有し、首都圏からアクセスしやすい八ヶ岳・霧ヶ峰エリアは、多くの観光客の方にお越しいただける本県が誇る山岳高原観光地として認識しております。

そのため、昨今のインバウンド需要の増加なども念頭に、受入れ環境の整備に向けまして地元市町村などと連携して研究会を開催しているほか、観光客にとってより快適な空間を整備する観点から、関係機関と連携しながら、ビーナスラインの舗装修繕や沿道の美化、携帯電話の不感地帯解消などに取り組んでまいります。

また、観光プロモーションにつきましては、諏訪地域振興局におきまして、インフルエンサーを活用した発信を引き続き行うほか、県公式観光サイト「Ｇｏ　ＮＡＧＡＮＯ」の活用、さらにはアドベンチャーツーリズムを好みますヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアなど高付加価値市場向けのプロモーションを実施し、国内はもとより海外に向けた情報発信にも努め

るなど、地域のブランド化を支援してまいります。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）八ヶ岳・霧ヶ峰エリアにおける自然環境保全のための登山道等の整備についてお尋ねをいただきました。

世界水準の山岳高原リゾートを掲げる本県が、多くの観光客を迎え入れながら自然環境を保全していくためには、自然公園内においても適切にインフラ整備をしていく必要がございます。登山者の安全を確保するとともに、貴重な植物などを登山者の踏み荒らしから守るという観点からも、登山道や案内看板などの整備は極めて重要でございます。

県では、これまでも、国の交付金やふるさと信州寄付金を活用して、市町村や山小屋関係団体が行う八ヶ岳の登山道、美濃戸南沢線や夏沢峠桜平線などの整備のほか、自然公園利用者のための駐車場整備などを支援し、自然環境の保全と適正な利用の推進に努めてきたところでございます。

来年度は、霧ヶ峰自然保護センター周辺の整備に向けた現況調査を実施するほか、八ヶ岳縦走の拠点としても利用されている山小屋のトイレ用発電施設の修繕を新たに支援する予定でございます。

八ヶ岳・霧ヶ峰エリアの豊かな自然は、当地域周辺の振興を図る上で欠かせない貴重な財産であります。この豊かな自然環境が後世に引き継がれ、将来にわたり地域の活性化につながるよう、必要な予算の確保に努めるとともに、地域の関係者等の声を十分にお聞きしながら、良質な受入れ環境の整備を支援してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問をいただきました。

まず、宿泊税に関連しての御質問が２点ございます。

一つは、宿泊税制度の検討に当たっての調整の考え方という御質問であります。

弱腰という御指摘がありましたけれども、これは、弱腰であるとか、強気であるとか、そうした観点で進める仕事ではないということははっきり申し上げなければいけないというふうに思っております。

これは、何といっても課税する議論であります。議員からは決着というお話がありましたけれども、これはまだ決着しているわけではなく、最終的に県議会の皆様方が御判断されるわけであります。

私としては、やはり最善の案を取りまとめようという思いで今日に至っているところでございます。特に、昨年の段階で、県議会の観光議員連盟の皆様方からも、この条例案の提出に向

けては、広く県民の皆様方の理解を得るため、関係者との継続的な協議や県民説明会等における丁寧な説明を通じて様々な声に真摯に耳を傾けるよう御要望いただいたところであります。様々な関係者、県民の皆様方との対話も含めていろいろ御意見を伺う中で、今回私どもとして考え得る最善の形ということで案をお示しさせていただいたところでございますので、ぜひ御議決をいただきたいということをお願い申し上げたいと思っています。

そして、今後の県政の合意形成に臨む姿勢ということでございますが、これは、今のお話でも申し上げたように、やはり、私は県知事の立場として、何が県民にとって最善か、長野県の発展にとって最善かということを常に考えて仕事をさせてきていただいております。この間、いろいろな県民の皆さんの御意見があります。これまで仕事をする中でも、当然でありますけれども、全ての県民の皆様方の声を100％反映するということは無理であります。様々な御意見がある中で、私が信じる考え方で判断、決定をしていくということが私に課せられた使命だというふうに思います。

ただ一方で、私もいろいろな仕事をする中で、自分自身の思い込みとか誤解をしているところもあるかと思います。そういうことがないようにしなければいけませんので、それは、県職員をはじめ、多くの皆様方の意見を真摯に受け止め、また、県民の皆様方の声も丁寧にお伺いしながら責任を持った政策判断をしていきたいというふうに思っております。

もちろん、声が大きい人に引っ張られるというようなことがないようにしていきたいというふうに思っています。県民の皆様方の最善の案をつくるようにこれからも取り組んでいきたいと思っています。

それからもう一点、かえるプロジェクトの現状と課題、そしてこれから力を入れる取組という御質問でございます。

組織風土改革にはいろいろ取り組んできています。これまで、職員提案による230件の業務見直しに取り組んできましたし、また、ペーパーレス化の推進による紙の削減、それからフリーアドレス化等のオフィス改革、こうした取組をしてきている中で、一定程度成果が上がってきているというふうに思っています。

一方で、業務量の多さや職員の多忙感など、本質的な部分が根本的に変化していくというところまでは至っていないというふうに考えております。こうしたことを考えると、これから将来に向けては、そもそも仕事の仕方、仕事の内容、こうしたものをどう抜本的に変えていくかということが重要なテーマだというふうに思っています。

私が特にこれから職員としっかり議論しながら考えていかなければいけないと思っているのは、やはりＡＩの活用です。生成ＡＩが急速に進歩していく中で、既存の多くの仕事が失われていくのではないかというふうにも言われているわけであります。特に、いわゆるホワイトカ

ラーと言われているような職種は、かなりの部分が生成ＡＩに置き換わるのではないかということも指摘されている中で、我々公務の職場においては、人口減少、そして職員の確保がだんだん困難になっていく中で、このＡＩをどこまで最大限、今の技術レベルの中で活用できるのかということをしっかり追求しなければいけないのではないかというふうに思っております。

それからもう一点、あえて申し上げれば、日本は法治国家であるのでやむを得ないところはありますが、やはり国と地方の関係性の問題は、国が法律をつくって地方に計画をつくらせたりして、我々は意図せざる形で常に国から仕事が下りてくる、降ってくる。また、毎年のようにいろいろな補助制度が見直しされたり、新しい補助制度がつくられれば、それに対して、その都度その都度、別に我々が意思決定をしているわけではありませんが、それに対応せざるを得ないという状況であります。

この人口減少下をどう乗り切るかということを考えれば、右肩上がりで人口が増え、そして仕事もどんどん増えて当たり前、そうした時代ではもうなくなっているわけでありますから、この国と地方の関係性もそろそろ抜本的に変えてもらわないと、幾ら地方公共団体が独自に行政改革をやっても、次から次へと新しい計画をつくれ、新しい仕事をやれと言われては、追いつかないというふうに思っています。

私としては、この生成ＡＩの活用や、国と地方の関係の見直しにしっかり取り組んでいくことによって、本当に県職員が生き生きと活躍できる、そして、最小の経費で最大の効果を生むことができる、そうした県政になるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）もろもろ御回答をいただきました。

これからの行政のやるべき仕事は多岐にわたり、様々な課題が山積していることは間違いないと思います。本格的な少子高齢化時代に入り、これまで以上に福祉事業が必要であり、同時に、あらゆる公共施設が大幅な補修や取り壊しが必要な時代に入るなど、大きな過渡期を迎えています。こうした状況を県民の皆様にある程度理解してもらうことが何より大切なことだと思います。そして、事業の透明性がより求められる時代に入ったと感じています。

一方で、住民ニーズもこれまで以上に強くなり、これに呼応するために、県職員の姿勢やスキルも問われるものと思います。こうした状況を打破するために、国の地方行政に対する大幅な方向転換が必要であり、これを訴え続けることが大切なことだと思います。

一方で、国の大胆な改革を待つ間にも、地方は待ったなしの改革が求められております。同時に、夢の持てる新しい事業の種まきを行いつつ、持続可能で将来の期待が持てる地域づくりが必要となります。そのために何が必要か、改めて自問自答しなければならないと思います。

今こそ大胆な改革と、新しい夢の持てる未来への投資ができるかが将来を決定づけると思います。県には、ぜひその先頭に立ち、市町村の手本となっていただきたいと思います。知事には、大胆かつしなやかに、そして時には力強さを発揮しつつリードしていただきたいとお願い申し上げまして、全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、奥村健仁議員。

〔６番奥村健仁君登壇〕

○６番（奥村健仁君）新政策議員団の奥村健仁でございます。質問をさせていただきます。

11月定例会の一般質問において、長野県の人口減少と町の空洞化が進む中、まちづくりが重要な課題だと質問させていただきました。その中でも、ＵＤＣ信州を活用した支援や人材育成の強化、市町村と連携した効果的なまちづくり、商店街活性化など、まちづくりの未来像を示してほしい旨の質問させていただきました。

今回は、若者・女性に選ばれるまちを目指すに当たって、地域経済の活性化、そしてにぎわいの創出において、チャレンジショップ、そして、起業が本県のまちづくりにおいて重要な項目であると思い、質問させていただきます。

近年、県内の商店街や市街地では、空き店舗の増加が問題となっております。特に、地方の小規模商店街では、後継者不足や人口減少の影響を受け、かつて地域のにぎわいを支えていた店舗が次々と閉店し、空洞化が進んでおります。

一方で、起業を目指す人々や新しいビジネスモデルに挑戦したいと考える人々にとって、初期投資を抑えながら実店舗を試す場としてのチャレンジショップの活用が有効だと考えられております。

本県においても、幾つかの自治体で導入されている例がありますが、さらなる支援策の広がりが求められております。また、若者や女性、移住者を含めた多様な層が新しいビジネスを起こし、地元に根づくことも、まちづくりへとつながることと期待されております。このことを踏まえ、質問させていただきます。

まず、県として、商店街や市街地の空き店舗の現状をどのように把握しておりますでしょうか。空き店舗の増加率や地域別の傾向など最新のデータがあるのか。お伺いいたします。

次に、県内では、既に幾つかの自治体がチャレンジショップを活用した取組を行っておりますが、県としてそれらの成果をどのように評価しておりますでしょうか。そして、成功事例があれば、その特徴や要因をどのように分析されておられるか。お伺いいたします。

次に、チャレンジショップや起業するに当たり、県の支援体制についてお伺いいたします。

県では、スタートアップステーションを2020年に設置しておりますが、県内での起業に対する意識はまだ十分に高まっておらず、支援制度の周知や利用促進も課題となっております。県

や市町村の支援策は存在するものの、起業しようとする人がその情報を十分に活用できないケースが多いと感じております。

そこで、起業機運の醸成、支援制度の周知や利用促進のための広報、そして子育て世代の女性が起業しやすい環境づくりや伴走型支援の強化が必要と思いますが、それぞれについて田中産業労働部長にお伺いいたします。

次の質問に移ります。

長野県の高校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、少子化の進行により、公立高校の統廃合が進められております。

長野県でも、私立高校への就学支援が拡充されております。授業料軽減補助制度などが導入されておりますが、これは経済的な事情に関係なく全ての子供たちに学ぶ機会を提供するという点で意義のある政策だと思っております。

一方で、県立高校では施設の老朽化が進み、地域によっては十分な教育環境が維持できない状況も見られます。この状況の中で私立高校への補助金を拡充することは、県立高校とのバランスを欠くことにならないか、懸念をしております。

そこで、質問をいたします。

地域高校にとって、私立高校への各種補助金の拡充により、生徒が私立高校に流れることが危惧されておりますが、私立高校との公平性の観点から、県立高校の施設面での教育環境をどのように充実させていくのか、方針をお伺いいたします。

次に、長野県では、生徒数の減少により、県立高校の統廃合が進んでおります。特に、地方部の県立高校が対象になることが多く、地域の教育機会の縮小が懸念されています。一方で、県立高校は地域社会の核としての役割を果たしており、その存続は、単なる教育政策の問題にとどまらず、地域の活性化にも影響を与えております。

今回、県立高校の魅力向上のため、新しく県立高校特色化推進事業や、県立高校の情報発信強化・充実のためのホームページ再構築事業、昨年に引き続き高校生による中学生の主体的な進路選択支援事業が行われるということでございます。

中でも、県立高校の特色化は大事なことだと思っております。各校が安定して継続的に取り組める体制を整えることが必要ですが、県としてどのような支援策を講じているのか、また、財政的措置や外部専門家の活用、地域との連携強化に向けた取組についてお伺いいたします。

次に、この特色化の取組がどのような成果を上げているのかを把握するため、どのような評価指標を設けているのか。また、特色化を進める上で直面している課題と、それに対する今後の対応策についてお聞きをいたします。以上、武田教育長にお伺いをいたします。

次に移ります。

全国的に厳罰化が進んでいるにもかかわらず、依然として飲酒運転が後を絶ちません。

先月には、福島県のＪＲ郡山駅前で、大学受験に訪れていた19歳の女性が飲酒運転の軽自動車にはねられ死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。実況見分の模様をテレビで見る機会があり、加害者が涙を流し手を合わせる姿に、怒りとともに、なぜ飲酒運転をしたのかという思いもあり、この質問をさせていただきます。

近年、本県における交通事故は、コロナ禍で減少したものの、社会活動も活発になり、昨年の交通死亡事故は57人と、一昨年より15人増と大幅に増えております。交通事故死57人のうち、高齢ドライバーが起こす事故は23人と、前年より９人増えております。また、高齢者が犠牲となることも多く、全体の半数以上を占めております。県民の安全を確保するための対策が急務であります。

長野県は、広大な地理的特性を持ち、自動車移動が不可欠な地域も多いため、交通安全対策は、都市部と地方部の両面から考えなくてはなりません。そして、交通事故の増加を防ぐためには、県、警察、地域社会が一体となり包括的な対策を講じることが必要であります。県として今後どのように具体的な施策を進めるのか、方針をお聞かせください。

そこで、以下の点について質問いたします。

まず、本県における交通事故死者数の推移はどのようになっておりますでしょうか。昨年の交通死亡事故の主な原因や特徴について、県警はどのように分析しておられるか。お尋ねいたします。

次に、高齢ドライバーによる交通事故が問題となっています。

運転技能の低下や認知機能の衰えによる事故を防ぐための対策についてお伺いいたします。高齢ドライバーの事故防止に向けた施策の現状について鈴木警察本部長にお伺いいたします。

次に、免許返納後の移動手段の確保が課題となっていると思いますが、代替交通手段の整備について小林交通政策局長にお伺いいたします。

次に、飲酒運転撲滅のための啓発活動や取締りの強化について、県警との連携を含めた取組状況をお伺いいたします。ここ数年の飲酒運転による事故件数、取締り件数の推移はどのようになっているのか。お伺いします。

そして、アルコール検知器の義務化など、企業や公共交通機関での対策状況について鈴木警察本部長にお伺いいたします。

次に、福岡県では、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店として、企業や飲食店が自主的に飲酒運転防止の取組を宣言し、実践しております。これらの事業所は、従業員への教育や啓発活動、運転代行サービスの紹介などを積極的に行い、地域全体で飲酒運転撲滅に向けた意識を高めております。

このように、飲酒運転の撲滅に当たっては、県内企業や飲食店などとの連携が必要であると考えます。現在、県として飲酒運転の防止のためにどのような啓発活動を行っているのか。直江県民文化部長にお伺いいたします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には空き店舗の活用につきまして３点御質問をいただきました。

初めに、空き店舗の状況についてでございます。

県が今年度行いました商店街実態調査によりますと、県内の空き店舗率は平均で9.9％となっており、全国平均13.6％と比べますと約４ポイント少ない状況ではございます。しかしながら、前回令和３年度の調査では8.7％であったことから、1.2ポイント上昇しており、増加傾向にあるところでございます。また、今年度調査の地域別で見ますと、南信が16.1％と最も高く、続いて東信が14.3％、中信6.8％、北信6.5％となっております。

次に、チャレンジショップの状況についてでございます。

議員御指摘のように、県内におきまして、空き店舗対策としてチャレンジショップに取り組み、域外からも創業者を集めているような事例があることを承知しております。この成功事例に共通しますのは、チャレンジショップによる創業を希望する側と空き店舗の貸手との間に入り、双方のニーズを踏まえた適切なマッチングを行うとともに、親身になって創業希望者の相談に応じることができるコーディネーターの存在があるものと認識しております。このコーディネーターの評判が新たな創業希望者を集めるといった好循環につながっておりまして、事業の定着にも寄与しているものと分析しているため、今後このような背景を市町村や関係団体とも共有して、人材確保につなげてまいります。

最後に、起業支援策の広報と子育て世代女性の起業支援や伴走型支援の取組についてでございます。

県では、県のほか、市町村、金融機関、商工団体等が実施している起業支援に関する情報を一元的に掲載し、最適な情報を検索できるポータルサイト「ＳＨＩＮＫＩ」を昨年１月から開設しているところでございます。このポータルサイトでは、先輩起業家によります起業体験談の記事やセミナーなど起業関心層向けの支援情報から、人材確保や資金調達に関するワークショップなど起業後の事業成長を目指している経営者向けの支援情報まで、起業のフェーズに応じた情報を掲載しているほか、ＳＮＳによるイベントの告知や支援機関への情報共有を併せて行い、利用促進を図っているところでございます。

また、女性の起業支援につきましては、令和５年度から女性起業相談窓口を設置し、女性コーディネーターが、起業相談に加え、仕事と家庭、子育てとのバランスなど幅広い相談に応

じているところでございます。来年度からは、新たに起業のハードルを下げることをテーマとした連続講座を開催し、相談窓口の活用と併せ、寄り添った支援をしていく予定であります。今後も、女性の起業を含め、県内の起業支援情報が効果的に発信でき、事業者に届くよう工夫を重ね、支援策が活用されるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には３点御質問をいただきました。

まず、県立高校の施設面での教育環境の充実についてでございます。

県立高校の施設は、築30年以上が約８割、築40年以上が約４割を占め、老朽化が課題でございます。このため、教育環境の向上に向け、令和５年度から、従来の維持修繕に加え、断熱改修等による省エネルギー化のほか、生徒数の減少により生じた空き教室の配置替えや、パーティション設置等による小教室の設置、多目的な空間の創設など、学びの多様化に応じた学校施設の高機能化、多機能化に取り組んでいるところでございます。

また、県立学校の施設整備に当たっては、これからの学びに求められる学習環境について、建築や教育の専門家等から構成する検討委員会において、長野県スクールデザイン2020として取りまとめられたところでございます。

高校再編に伴う新校の整備に当たっては、この考え方に沿い、地域の方々の意見を取り入れながら、探究的な学びを実現するフレキシブルな学習習慣や、地域連携を促進する共創空間などの整備を進めてまいります。

全ての学校の改修を同時に進めることは財政的に困難であると考えておりますが、可能な範囲で順次改修を進めること、また、高校再編の中で施設整備を行うことによって、引き続き教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

続いて、県立高等学校の特色化に向けた支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、県立高校の特色化を推進するために、各校が安定して継続的に取り組む体制を整えることは重要と認識しております。そのため、県立高校特色化推進事業を令和７年度から９年度までの３か年にわたって実施する予定でございます。この県立高校特色化推進事業は、教員が特色化を進めるために先進校を視察したり、外部講師を呼んで研修したりする特色化スタートアップ事業と、生徒自らが特色化を考えイベントを企画したり情報を発信したりする高校生による県立高校の魅力化プロジェクトの二つの事業から成り立っております。これらの事業を継続的に進めることによって、高校特色化に各校が腰を据えてしっかりと取り組んでいけるよう支援をしてまいります。

また、地域との連携については、来年度、学校と地域とを結ぶ地域連携コーディネーターを

５名から20名に増員し、地域の方々と共に地域課題に取り組む共学共創コンソーシアムを構築するなどの取組によってさらに強化してまいる所存でございます。

最後に、特色化の取組の評価指標について等でございますが、各県立高校では、県立高校の特色化に関する方針に基づき、生徒や保護者、地域の皆様の意見を踏まえて、自校の特色や魅力について検討を進めているところでございます。各校の特色化の取組の成果を評価する中心となるのは、地域の方々や生徒、保護者であると考えております。今後、これらの方々の声を集約し、各校の特色化の進捗の度合いや達成度を評価する方法を検討してまいります。

特色化を進める上での課題と今後の対応策についてでございますが、特色化を進める上での課題については、一つは、さらに地域に開かれた高校となるよう推進することであります。また、各校の特色の可視化も含め、地域や中学生に分かるよう効果的な情報発信の方策も課題でございます。

今後の対応策につきましては、新校において新校再編実施計画懇話会を実施し、地域の皆様の意見をお聞きしているところであり、既存校においてもこのような機会を設けていく予定でございます。

また、情報発信については、ウェブサイトなどで各校の特色や魅力の発信力の強化、高校生自ら企画・運営する合同説明会の開催など、様々な手段によって推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には交通事故防止対策等について４点御質問をいただきました。

まず１点目の、ここ数年の県内における交通事故死者数の推移と、昨年増加している交通死亡事故の主な特徴についてお答えいたします。

令和６年中の交通事故死者数は57人で、統計開始以降最少の死者数となりました令和５年の40人に比べると15人増加しております。

また、ここ数年の交通事故死者数の推移につきましては、コロナ禍の令和２年から令和５年までの死者数は40人台で推移しておりましたが、コロナ禍前の令和元年は65人でありました。昨年の57人は、コロナ禍前の令和元年と比べると減少しているという状況でございます。

次に、昨年、令和６年中の交通死亡事故の特徴でありますけれども、状態別に見ますと、亡くなられた57人のうち、自動車乗車中の死者が最も多く31人、次いで歩行中の死者が15人と多くなっております。

それから、事故類型別に見ますと、車両単独事故による死者が最も多く18人となります。次

いで人対車両の事故による死者が15人、そして車両相互の正面衝突による死者が14人となっております。

次に、交通事故死者を年代別に見ますと、65歳以上の高齢者が全死者数の56.1％の32人となりまして、依然として高い割合となっていることから、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題であるものと認識しております。

次に、２点目の高齢運転者の事故防止に向けた施策の現状についてお答えいたします。

令和６年中における高齢運転者の交通事故による死者数は23人で、全死者数の40.4％と高い割合を占めております。

県警察では、高齢運転者による重大事故が多く発生している実態等を踏まえ、本年も引き続き高齢者の交通事故防止対策を最重点として捉え、各種対策を推進してまいります。

主な対策といたしまして、一つ目は、運転能力や反射神経を測定することができる機材を搭載した交通安全教育車「チャレンジ号」を県下各地に派遣しての参加・体験・実践型の交通安全教育を行っております。二つ目は、速度超過や車線逸脱等の事故につながる危険をリアルタイムで感知、警告する機能がついたドライブレコーダーを貸し出し、安全運転指導と運転適性検査を実施するなどの対策を行っております。そのほか、自動車販売店と連携した安全運転サポート車の体験試乗会の開催による普及促進など、高齢運転者の交通事故防止対策を推進しております。

次に、３点目でございます。飲酒運転による事故件数と取締り件数の推移についてお答えいたします。

ここ数年の飲酒運転による人身事故件数の推移につきましては、コロナ禍の令和２年から令和５年までの４年間の事故件数は平均年46件でありました。令和６年の事故件数は45件ですので、ほぼ同水準ということになります。

次に、ここ数年の飲酒運転の取締り件数の推移につきましては、コロナ禍の令和２年から令和５年までの４年間の取締り件数の平均は年270件、令和６年の取締り件数は353件となっておりまして、コロナ禍の年平均と比べますと大幅に増加しております。

なお、令和６年の飲酒運転の取締り件数は353件ですが、その前の令和５年の263件と比べますと90件増、率にして34.2％増加しております。飲酒運転は重大事故に直結する悪質危険な犯罪でありますので、引き続き飲酒運転の取締りを強化してまいります。

最後に、４点目でございます。アルコール検知器の義務化等、企業や公共交通機関での対策状況についてお答えいたします。

まず、公共交通機関における飲酒運転根絶のための対策状況ですが、バスやタクシー、運送事業者等の運行管理者を選任している事業所につきましては、平成22年から、国土交通省所管

の規則により、ドライバーに対してアルコールチェックが義務づけられ、翌年からはアルコール検知器を使用するよう義務づけられております。

次に、運行管理者を選任していない企業のうち、一定台数以上の自家用車両を保有する事業所については、道路交通法の規定により、安全運転管理者を選任しなければなりませんが、令和４年４月までは、点呼を行うなどの方法によりドライバーの健康状況を確認する義務があったものの、アルコールチェックの義務はありませんでした。

しかしながら、令和３年８月に、千葉県八街市において、飲酒運転をしていた自家用トラックに下校途中の小学生５人がはねられ、うち２人が亡くなるという痛ましい重大事故が発生したことを契機としまして、道路交通法施行規則が改正され、令和４年４月からは、運行管理者選任事業所に加え、安全運転管理者選任事業所に対してもドライバーに対するアルコールチェックが義務づけられました。さらに、翌令和５年12月からは、安全運転管理者選任事業所におけるアルコールチェックはアルコール検知器を使用するよう義務づけられております。

県警察では、企業における飲酒運転根絶対策を推進するため、県警ホームページを活用した制度の周知を行うとともに、県下１万を超える安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者が受講する法定講習において、アルコールチェックの重要性等について講義を行う等、各種対策を講じております。引き続き県警察では関係機関・団体と連携した飲酒運転根絶対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には免許返納後の移動手段の確保について御質問をいただきました。

今年度策定しました地域公共交通計画では、特に自家用車に頼ることのできない者の移動を確保するため、通院・通学・観光を保証すべき移動に位置づけ、さらに、ダイヤ、便数など一定のサービス水準を確保していくことを定めたところでございます。

とりわけ、免許返納者など高齢者にとっては通院の保証が重要であり、さらに、具体的な検討が先行していた木曽地域においては、地域独自に買物を目的とした移動も保証すべき移動に加えているところでございます。

こうした通院などの移動の保証やサービス水準の確保については、広域的移動を担う県だけでなく、地域内の移動を担う市町村もその責務を担っており、県と市町村が連携して移動保証の取組を行っていかなければならないと考えているところでございます。

既に、一部の市町村においては、免許返納者へのタクシー券の配付や助成金の交付など独自の取組も行われているところでありまして、引き続き県と市町村が連携して、免許返納者も含

め、自家用車に頼ることのできない者の移動の確保に向け、地域ごとに具体的なバス路線の再編、最適なダイヤや便数の設定などを行っていくほか、タクシーを活用した方策や、自家用有償旅客運送、いわゆる公共ライドシェアの活用等具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には、飲酒運転の撲滅に向けました県としての啓発活動につきまして御質問を頂戴しております。

飲酒運転による事故を撲滅するため、毎年度策定いたします長野県交通安全運動推進計画におきまして、重点事項に掲げております関係団体と連携し、ポスターの作成、県公式ホームページやＳＮＳ、ラジオ放送を活用した情報発信、街頭活動、あるいは出前講座の実施など、飲酒運転の撲滅に取り組んでおります。

また、事業所や飲食店におけます取組も不可欠でございまして、交通安全運動推進地方部では、飲食店にポスターの掲示や来店者への声がけを依頼しているほか、例えば佐久地方部では、587の事業所を飲酒運転撲滅宣言事業所に認定し、従業員の交通安全意識の向上を図るとともに、啓発活動に積極的に参加いただくなど、各地域の実情に応じた交通安全啓発活動に取り組んでおります。

このような取組を通じ、飲酒運転をしない、させない、許さない環境づくりを引き続き進めてまいります。

以上でございます。

〔６番奥村健仁君登壇〕

○６番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

チャレンジショップと起業の質問についてですが、空き店舗の増加は地域の魅力や活力の低下につながります。一方で、起業やチャレンジショップは新しい事業の芽を育て、地域経済を活性化させる可能性を秘めております。

答弁にありましたとおり、キーマンとなるコーディネーターの育成が非常に重要であります。県として、そういうコーディネーターの育成に力を入れて、またその地域に派遣をしていくことを望みたいというふうに思います。

また、起業家にとっては、長野県は、自然や観光、農業資源が豊富で、地方ならではのビジネスチャンスも多いところでございます。成功するためにビジネスしやすい環境の整備が鍵となります。県や自治体のさらなる支援強化が必要と思います。今後の県の取組が新たなチャレンジや創出を生み、地域全体の活力になることを期待申し上げたいと思います。

次に、県立高校の教育環境についてと魅力向上についての質問であります。

長野県の高校教育の未来を考える上で、県立高校と私立高校のバランスの取れた支援は不可欠であると思っております。県立高校の存続は地域社会の維持と発展にも直結するため、単なる統廃合でなく、教育の質や地域のニーズに施策を講じることが求められていると思っております。県として県立高校と私立高校の両方を適切に支援し、全ての子供たちが安心して学べる環境を整えるために、具体的な施策の推進をお願い申し上げます。

最後に、交通事故についてお答えいただきました。飲酒運転の悪質というものは非常に目に余るものがございます。交通死亡事故は、被害者、加害者、そしてその家族、関わった全ての人が不幸になります。交通死亡事故ゼロを願い、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第２項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後４時28分延会

令和７年２月27日

長野県議会（定例会）会議録

第　７　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第７号）

令和７年２月27日（木曜日）

出席議員（56名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆

54 番	風間辰一	56 番	萩原　清
55 番	佐々木祥二	57 番	服部宏昭

説明のため出席した者

知事	阿部守一	農政部長	小林茂樹
副知事	関　昇一郎	林務部長	須藤俊一
危機管理監兼危機管理部長	前沢直隆	建設部長	新田恭士
企画振興部長	中村　徹	建設部リニア整備推進局長	室賀荘一郎
企画振興部交通政策局長	小林真人	会計管理者兼会計局長	尾島信久
総務部長	渡辺高秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉沢　正
県民文化部長	直江　崇	財政課長	新納範久
県民文化部こども若者局長	高橋寿明	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笹渕美香	教育次長	米沢一馬
環境部長	諏訪孝治	教育次長	曽根原好彦
産業労働部長	田中達也	警察本部長	鈴木達也
産業労働部営業局長	合津俊雄	警務部長	長瀬　悠
観光スポーツ部長	加藤　浩	監査委員	増田隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原　渉	議事課担当係長	萩原晴香
議事課長	矢島　武	議事課主査	山田淳貴
議事課企画幹兼課長補佐	山本千鶴子	総務課主任	東方啓太
		総務課主事	古林祐輝

令和７年２月27日（木）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

◉行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）おはようございます。上田市・小県郡区選出の山田英喜です。私からは、長野県における新たな産業の創出に向けた可能性として完全閉鎖型陸上養殖について、上田市の矢出沢川流域において長野県で初めて指定を目指す特定都市河川、そして人権条例の３項目についてそれぞれ質問させていただきます。

最初に、私は今40歳ですけれども、先日、ＡＩに、少子高齢化の中で私たち世代に対する世間の持つイメージはと尋ねたところ、バブル世代が受けた恩恵はなく、今後も高齢者を支える主力世代として負担が急激に増えるといった前向きとは言えない回答が一番に出てきたかと思うと、労働市場においては働き盛りとしての期待をかけられていますが、その一方で、親の介護や子育てといった家庭内での負担も大きく、ダブルケアといった課題も抱えています。さらに、長寿命社会において、老後資金の準備などが重要なテーマとなり、経済的な不安も高まっていますと、あまりいい印象はない世代として捉えられているのかもしれません。

しかし、阿部知事の議案説明でも80年周期の転換期とあったように、大きな変化を伴う世代ではあるかと思いますが、この場にいる誰もが経験したことのない、新たな時代として成長しながら発展していく世代となっていくことを諦めずに実現していきたいと考え、私も、これま

で産業の活性化を様々な場面で訴え続けてきました。

そんな思いを持ちながら、新たな産業として期待を寄せるのが、完全閉鎖型陸上養殖です。近年、日本全体において、漁業・養殖業界は、漁獲量の減少、燃料費の高騰、従事者や後継者の不足、環境問題など、様々な課題に直面しています。特に、漁業や海上養殖においては、気候変動や海水温の変化、赤潮などの環境リスクが増大しており、安定した生産が困難になっていると言われ、陸上養殖が新たな解決策として注目されています。

陸上養殖は、かけ流し養殖が一般的ですが、長野県内では、海に面していないこともあり、水換えの不要な完全閉鎖循環型養殖技術、ＰＯＳＣ－ＲＡＳという技術が期待され、内陸型水産業の新たな可能性が開かれると考えられ、近年では大手企業も参入しているところです。

陸上養殖は設備投資が高額であることや、魚種の選定、流通ルートの確立、ランニングコストの管理など多くの課題があると言われますが、内陸だからこその新しい養殖ビジネスモデルを模索し、地域の新規事業としての可能性を追求している県内企業があります。私が最初にその企業を視察した際、直径２メートル、深さ１メートルほどの水槽で、約20匹のヒラメが養殖されていました。ここは、水を交換せずに、どのように水が汚れ、魚に影響を与えるかを研究する施設ですが、この技術には病原菌の抑制効果もあり、ワクチンや薬を使わずに養殖が可能とのことです。水槽の水は循環され、１年間水を交換していないにもかかわらず、養殖水は見た目からも清潔で、養殖場特有の生臭さも全くなく、ヒラメが元気に餌を食べる姿に大きな可能性を感じました。

過去には、フグやサバなども研究材料として成功し、2023年度には海水魚、2024年度にはチョウザメ、ウナギなど淡水魚の研究が進められ、各魚種の生態や好む環境を徹底的に研究し、失敗のない養殖事業として広めていくという、これまでにない新しいアプローチが取られています。この技術により、海水でも淡水でも排水問題がなく、室内での養殖が可能で、設備投資も最小化でき、個別サイズの養殖など付加価値を高める方法が可能とのことです。

このような技術開発に向けて、早い段階で長野県にも注目していただきたいとの思いで、以下、質問させていただきます。

長野県は、人口減少や若者の地方離れが進んでおり、新規産業創出が不可欠だと思われます。その一つとして、閉鎖循環式の陸上養殖に可能性を感じますが、導入していく場合、どのような課題があると考えますでしょうか。また、県ではどのような支援の可能性があるか、伺います。

次に、長和町では、以前にもチョウザメの養殖に挑戦していましたが、購入した稚魚を黒耀の水の水源に依存し、ほったらかしで育てる養殖が主流でした。しかし、水温が低いため、成長が遅く、商業養殖として事業化が難しい状況でありました。現在、新たに閉鎖循環式養殖設

備を導入し、稚魚段階から最適な水温と環境を調整し、幼魚段階で管理養殖を行い、その後、広い環境に移して高速成長を促進していく新たな方法で、塩漬けではなく、生キャビアの量産が目指されています。私も、ふ化した稚魚が短期間で大きく成長している状況を見てきましたが、その際に伺ったのが、キャビアを取るために全数雌化する技術の研究も始まっているとのことです。

長和町のような新たな挑戦や人工海水を使った海水魚の閉鎖循環式養殖にも大きな可能性があります。また、海から遠い地方発信の高品質な魚のブランド化や観光資源としての活用も期待できます。

そこで、陸上養殖の成功には、高付加価値の魚種を育成し、ブランド化を進め、独自流通を確立することが重要と考えます。長野県では、既に陸上養殖魚として信州サーモンがブランド化された実績があります。信州サーモンの品種開発や県内市場への供給支援など、今までの取組を含め、今後の方針を小林農政部長に伺います。

次に、上田市の矢出沢川が、県内で初めて特定都市河川としての指定に向けた手続を開始したとの報告がありました。特定都市河川の指定は、流域治水対策の強化を目的としており、気候変動や都市化に伴う水害リスクを軽減する重要な施策として期待されています。

矢出沢川は、河川の幅が狭く、急なカーブもある地形的な特徴に加え、市街化が進み、保水力が低下している現状があります。その結果、特に台風や記録的な大雨が降った際には短時間で水位が上昇しやすく、危険な状況を私も何度も確認させていただいてきました。

こうした課題に対応するため、特定都市河川の指定により、河川の強化、排水機能の向上などの流域治水対策を進めることが求められており、期待するところであります。また、住宅地の浸水リスクが下がることで、安心して暮らせる環境が整うことにもつながると考えます。こうした具体的なメリットを明確に示していくことで、住民や関係団体の理解を深めることが重要と考えます。

そこで、特定都市河川の指定による災害リスクの低減が、地域の企業活動や観光産業、地域住民にとっても防災や減災の観点から大きなメリットがあると考えられますが、具体的にはどのような効果が期待されますでしょうか。

次に、特定都市河川の指定は、流域治水対策を強化し、気候変動や都市化に伴う水害リスクを軽減する重要な施策である一方で、地域の建設業や宅建業、住民の皆様から、土地利用の制限に伴う地価や地域経済などへの影響を懸念する声も上がっています。特定都市河川の指定による影響について伺います。

そして、今後流域治水対策を具体的に進めていく上で、地域住民や事業者の協力は欠かせません。例えば、遊水地の設置に伴う用地確保、排水路の改良工事の際の交通規制、さらには定

期的なメンテナンスへの住民参加などが考えられますが、特定都市河川の指定に向けて、これまでも住民説明会、宅建協会、商工会などの関係団体にも説明を行っているとのことです。その意見なども受け、特定都市河川の指定後、流域治水対策をどのような体制で進めていくのか。また、地域住民に対してどのようなお願いをしていく可能性があるか。新田建設部長に伺います。

次に、阿部知事の議案説明にもありました、人権がより尊重される社会を実現するための条例制定の検討についてお伺いします。

日本における人権擁護法案は、2002年と2005年に国会に提出されましたが、表現の自由への影響や既存の差別禁止法や名誉毀損法、刑法などを見直していくことで新たな法整備は不要ではないかなど多くの意見や懸念が示され、成立には至りませんでした。2012年には、人権委員会設置法案として再度検討されましたが、国会への提出には至らず、現在においても包括的な人権擁護法案は成立していません。

その後、人権自体を法制化するのではなく、ＳＮＳ上の誹謗中傷に対する法的対策は、プロバイダ責任制限法や侮辱罪の厳罰化を含む刑法改正が施行されるなど、個別のケースに対して対応が取られているところであります。

人権侵害とは、多くの場合は最高裁までいかないと判断されないもので、行政で判断できるものではないこともあり、人権の定義もかなり難しいものと考えます。そうした中で、今回の条例を検討していくに当たり心配なのが、人権の主張が活発になればなるほど差別が助長されてしまうのではないかといった点です。

具体的には申し上げませんが、私たちの世代も、学校で差別について学ぶ機会がある中で育ちました。当然、その授業は差別をなくそうという趣旨で行っていたものと思いますが、そのときに、差別を受けてきた地域に住む同級生がいて、物すごく嫌な顔で授業を受けていたのが印象的でした。そのときのことを思い返してみると、その授業で差別について学ばなければ、私たち世代はそのような地域があったことも知らずに成長していき、自然と差別がなくなっていったのではないかということが今でもずっと引っかかっています。

改めて差別解消に向けた教育は逆効果との主張はあるかとインターネットなどで検索をすると、差別解消を目的とするはずの教育が、かえって差別意識を強めたり、存在しない偏見を生み出したりする可能性があるとの指摘が多くありました。特に、都市部を中心に、若い世代で差別意識が薄れている中で、改めて学ぶことがかえって過去の問題を引きずる形になり、必要以上の意識を植えつけられてしまうのではないかとの懸念もありますとのことでした。

当然、差別されている方がいれば、一つ一つ改善に向けて尽力することは重要ですが、一方で、教育や条例という形で差別が助長されるようなことがあってはならないと考えます。今回、

方針ではなく、条例制定を目指すということで、県としての位置づけも大きく上がりますが、条例を制定することにより、いじめや差別などが逆に助長される可能性があるという意見があることに対してどのように考えますでしょうか。また、助長されることのないようにどう対応をしていくか。見解を県民文化部長に伺います。

最後に、これから条例制定に向けて検討されていく中で、阿部知事が考える人権についての定義を確認させていただければと思います。

例えば、私たちは、新幹線の指定席の切符を買うことで、指定された席に座る権利を受けます。また、私たち議員も、議員の立場としてこのように一般質問できる権利をいただいております。人権とは、人としての権利と書きますが、私は、その定義となるとかなり難しいのではないかと考えています。

また、人権や差別についての政治的な発言は、私も、これまで、上田市議会のときからを含め、議員を含め多くの先輩方から慎重に扱ったほうがいいというアドバイスをいただき、控えてきた面もありました。ですが、今回の条例の制定に向けて、この言ってみればタブーとなっているようなことこそ、賛成、反対にかかわらず、多くの方に考えていただく必要があると思いまして、今回の一般質問に取り上げさせていただきました。

人権について考えるものの一つとして、長野県議会からも人権侵害問題の解決に向けた適切な対応を求める意見書を国に出させていただきました。内容は、新疆ウイグル自治区において、中国により、100万人以上のウイグル族等が施設に収容され、拷問や拘束、強制労働などの人権侵害を受けている状況を、アメリカが、集団殺害、ジェノサイドとの認識を示したことを受け、国際機関などと連携しながら調査を実施し、問題が明らかになった場合は適切な対応をするよう強く要請するという内容のものです。

私は、これこそ人としての権利を奪う行為であり、非難、改善、救済されるべき大きな人権問題だと考えますが、多くの日本人が隣国で行われている人権侵害を見て見ぬふりをしてしまう状況に悲しい思いを抱くことがあります。そうした国際的な人権問題もある中で、今後、条例制定の検討に向けて、私も様々に意見していきたいといった中で、人権の定義をある程度明確にする必要があると考えますが、阿部知事の考える人権とはどのようなものか。見解を伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には、新たな産業創出として水産に関する御質問を２点いただきました。

まず、陸上養殖の課題と支援についてのお尋ねです。

閉鎖循環式の陸上養殖は、生産性の向上、養殖期間の短縮、水環境への影響が軽微であるこ

となどのメリットがございます。

一方、施設整備の初期費用や電気料等のランニングコストが高いこと、病気や停電等が発生した場合に魚が全滅するリスクがあることなどが課題であり、施設の規模や魚種の選定、経済性について慎重な検討が必要です。

県による支援といたしましては、導入計画作成の相談・助言、活用可能な制度資金の紹介、導入後の養殖技術指導などを実施するとともに、全国各地の先行事例の情報収集と提供に努めてまいります。

次に、信州サーモンの取組と陸上養殖魚の今後の方針についてのお尋ねです。

水産試験場がバイオテクノロジーを駆使して開発した信州サーモンは、淡水における全国の御当地サーモンでは日本一の生産量となっております。生産は信州サーモン振興協議会の会員に限定し、飼育基準等を定めた養殖管理指針に基づく管理を徹底することで、高品質で安定した生産を進めているところでございます。また、県調理師会と連携し、県内の宿泊業者や飲食業者を中心に普及を図り、今では長野県に欠かせないオリジナル食材の一つとして高い評価をいただいております。

新たな陸上養殖魚の展開につきましては、ニーズを喚起する信州ならではのストーリーとともに、高品質で安定して供給できることが不可欠でございます。生産から消費までを関係機関が連携して取り組むことで成功した信州サーモンを好事例として、陸上養殖魚のさらなる振興を図るとともに、新たなブランド魚の開発にも取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には３点御質問いただきました。

まず、特定都市河川の指定による効果についてのお尋ねでございます。

特定都市河川の指定は、指定した流域において河川整備や雨水流出抑制対策を推進し、流域治水の実効性を高める法的枠組みでございます。

これに伴う具体的な効果としては、河川改修予算が重点措置されるなどのハード対策が加速化されることに加え、土地の改変による雨水の浸透を妨げる行為に対して雨水貯留浸透施設の設置が義務化されることにより、浸水リスクに対する安全性が向上するものと認識しております。

また、流域の関係者で構成される流域水害対策協議会の中で、地域の実情や水害リスクを共有し、流域の住民や事業者の積極的な協力を得ることにより、さらに一層の浸水被害の防止・軽減の効果が発揮できると考えております。

続きまして、特定都市河川の指定による土地利用の制限についてのお尋ねでございます。

土地利用の制限については、田畑を宅地にするような貯留機能を低下させる行為の届出や、一定規模以上の開発に対する許可が必要になるなどがございます。このような利用制限はありますが、既に指定された河川において国土交通省が行った調査によれば、土地の価格は横ばいもしくは上昇傾向であり、水害に対する被害の軽減などの安全性が高まることから、地域経済への影響は限定的であると認識しております。引き続き、流域住民や民間事業者の皆様には、指定による効果について丁寧に説明を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、特定都市河川指定後の流域治水対策の推進体制と地域住民の協力についてのお尋ねでございます。

県としましては、民間事業者や住民等による雨水浸透や貯留に関する取組を一層推進するため、国の補助制度や固定資産税などの減免制度を積極的に活用し、支援してまいりたいと考えております。

特定都市河川における流域治水対策の推進体制については、これが特定都市河川に指定された後に、国、県、市町村、流域住民が参加する流域水害対策協議会を設置し、対策を効果的に進めるため、その役割分担を明確にし、必要な対策を実施してまいります。

なお、本制度は、地域にとってメリットのある制度となっておりますので、まずは地域住民の皆様に本制度の活用に伴う流域治水対策の実施内容やそれぞれの効果を知っていただく機会を設けたいと考えております。これに積極的な参加を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

特定都市河川の活用により、流域治水の取組を深化、加速化させ、浸水被害の防止、軽減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には、人権条例を制定することにより、いじめや差別などが逆に助長される可能性があるという意見があるが、これに対してどう考えるか。また、助長されることのないようにどう対応していくかというお尋ねを頂戴しております。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律には、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することは、国と地方公共団体の責務であると規定されております。また、同法に基づきます人権教育・啓発に関する基本計画には、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり」と明記されております。

これらを踏まえ、県におきましても、長野県人権政策推進基本方針に基づき、人権教育、人権啓発の取組を進めてまいりました。今後検討を進めてまいります条例は、こうした取組をさ

らに進めるためのものであり、御懸念のような差別を助長するものではないと考えております。これまでの取組を引き継いで、県民の皆様一人一人に人権尊重の精神が根づくことを目指し、制定の趣旨をしっかりと県民の皆様に伝え、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、私が考える人権とはどのようなものかという御質問でございます。

まず、人権は、これは申し上げるまでもないわけですが、日本国憲法にも定められた普遍的な原理だというふうに考えています。憲法13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」といったような表現がなされ、また、ほかの条文でも個別の人権規定が置かれているところであります。

本県におきましては、長野県人権政策推進基本方針において人権政策を進めてきたわけですが、その中では、「人権は、人間として当たり前に持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。また、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないこと」というふうに明記されているところであります。

人権は、全ての人に平等に保障された権利でありまして、相互の人権がぶつかり合うことも想定されますが、お互いの人権を尊重し合う意識を持つ寛容な社会をつくっていかなければいけないというふうに考えております。昨今の状況を見ますと、インターネットやＳＮＳの普及で匿名性の高い発信が簡単にできるようになっています。情報の共有や伝達が非常に容易になったという反面、他人の人権を意図せず侵害してしまったり、多くの人たちが誤った情報を流布することによって人権を侵害してしまうというような事案もあるわけでありまして、新しいこれからの社会に向けて、改めてこの人権の在り方というものをしっかり考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

御指摘いただいたように、私もこの人権の問題は非常に難しい問題だと思います。人権条例を制定するに当たっては、私も様々な方から十分御意見やお考えをお伺いしながら検討していかなければいけないというふうに思っております。

長野県は、人権が尊重され、本当にみんなが生き生きとし、一人一人の県民の皆様方が幸福に暮らせる社会が実現できるように取り組んでいきたいというふうに思います。人権の問題については、まさに多くの人たちに考えていただいて議論していくということも大変重要な要素だと思っていますので、そうした点も十分に念頭に置きながら検討を進めていきたいと思います。

以上です。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）それぞれ答弁をいただきました。

完全閉鎖型陸上養殖については、これは小規模でつくっておりますので、初期費用、コストは抑えられるということ、また、電気料や、停電のときのリスクについては、研究している企業では停電したときも対策を取ったりできますけれども、普及していったときに、普及したところ全てでリスクの管理をするのは難しいということを改めて感じました。

また、陸上養殖も、長野県とは遠い存在ではなく、県内で先進的に研究している企業があって、その企業に大手の企業も注目し、協力を呼びかけているといったことで、今後、多くの魚種を研究して、失敗のない養殖として市場へと導入されていくものと思います。

例えば、そのときに伺ったのが、ウニの養殖も可能とのことで、例えば、長野県の野沢菜を飼料としたウニの養殖などを通じて長野県独自のブランドを市場に投入することも可能かもしれません。海なし県だからこそのインパクトもあるため、地方産業の創出に向けた取組という観点からも、私も引き続き注目して、可能性に期待していきたいと思います。

そして、特定都市河川の指定については、メリットがある制度ということで、経済の低下などの懸念はないと力強く答弁をいただきました。長野県で初の指定に向けた協議ということで、必要以上に不安が広がっているところもあるのかなと思っておりますので、私も、いただいた答弁を基に、この説明に努めていければと思っておりますし、矢出沢川流域の治水対策が加速していくことを期待しています。

最後に、人権の条例について、今回質問に向けていろいろ調整をさせていただく中で、本当に切り込んでいくのが難しいテーマだなということを改めて実感しています。今後、教育の分野などでまた調べながら質問をさせていただくことがあるかと思いますけれども、条例の制定に向けて、人権政策審議会で審議しながらということで、県民や議会を含む関係団体からも意見聴取を行っていくということですので、その人選や意見に偏りがないか私もチェックさせていただきながら、一方的な検討ではなく、賛成も反対も含め、幅広い意見を受けた上で検討に当たっていただくことをお願いさせていただき、私の一般質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、勝山秀夫議員。

〔４番勝山秀夫君登壇〕

○４番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

認知症施策推進基本計画の策定に伴う県の認知症対策の取組について伺います。

今、日本において、急速な高齢化の進展に伴い認知症になる人が増加を続け、2025年には65歳以上の５人に１人、約730万人が認知症になると推計されています。

政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2024年12月３日に認知症施策推進基本計画を閣議決定しました。基本計画では、新しい認知症観というものが示され、前文に「「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方である」と記載されています。

また、認知症の人に関する理解を深める教育の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保、相談体制の整備、若年性認知症の人の雇用継続など12の基本的施策を掲げています。今後、この計画に沿って、認知症の人や家族の声を聞きながら、地域の実情に即した計画が策定され、認知症になっても本人の意思が尊重され、希望を持って生きられる社会の実現が期待されるところであります。

長野県は、全国に先駆けて認知症基本法に基づく長野県認知症施策推進計画を昨年３月に策定しました。また、昨年12月には、長野市において、厚生労働省、長野県、一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループの共催で認知症に関する普及啓発の一環として、「認知症になってからもだいじょうぶな長野へ　希望大使とともにみんなでアクション！」を開催しました。私もその模様をユーチューブで拝見させていただきました。私も、実は認知症に関しては少々ネガティブなイメージを持っていましたが、上田市在住の認知症希望大使の春原さんや、56歳のときにアルツハイマー病と診断された長野市の坂口さんのお話を伺い、認知症であることを隠すことなく、自分らしく朗らかに日常を過ごされているお二人の姿に感動するとともに、何とも言えない温かな雰囲気に希望と勇気が湧きました。私にとって認知症に対するイメージが変わる大変勉強になる意見交換会でした。

そのことも踏まえて何点か質問させていただきます。

今回の基本計画で示された新しい認知症観を普及させるため、幅広い年齢層を対象として認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を行う必要があり、福祉分野と教育分野等の関係機関が連携して推進すべきと考えますが、健康福祉部長に御所見を伺います。

認知症の人やその家族にとって、安心して企業が提供するサービス・商品を利用できる環境の整備をする認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することを目的とした認知症バリアフリー宣言という取組があります。長野県内では宣言をしている企業、団体等は少なく、まだまだ認知度が低い状況だと感じます。

社会全体で認知症の人や家族が、移動、消費、金融手続、公共施設の利用など生活のあらゆる面で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、認知症バリアフリー宣言の推進を積極的に行ってみてはいかがでしょうか。健康福祉部長に伺います。

昨年末、長野市で開催された「認知症になってからもだいじょうぶな長野へ　希望大使とともにみんなでアクション！」を拝見させていただいて一番感じたことは、認知症の人の孤立を防ぐため、認知症の人が、診断後、早い段階で認知症の当事者に出会い、その相談に乗るピアサポート活動と認知症の人同士で体験や思いを共有する本人ミーティングや認知症希望大使など、認知症の人の声が発信される機会の創出が大変重要だと感じました。認知症の人自らの経験等の共有の機会の確保と認知症の人の社会参加の機会の確保をどのように推進していくのか。健康福祉部長に御所見を伺います。

次に、若年性認知症への対応について伺います。

認知症は高齢者に多い病気ですが、年齢が若くても発症することがあり、65歳未満で発症した場合は若年性認知症とされます。現役世代ということもあり、相談内容も、医療、福祉だけでなく、就労や子供の教育費などに関する総合的な支援が必要になります。

都道府県、指定都市では、若年性認知症支援コーディネーターを設置して対応していますが、昨年11月時点で全国で170人と、まだまだ少ないとお聞きします。長野県における若年性認知症支援コーディネーターの設置状況と今後の展開を健康福祉部長に伺います。

また、若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではないため診断しにくく、異常に気づいても受診が遅れることが多いことや、社会的に理解がまだまだ進んでいないという課題があります。若年性認知症に対する理解の促進と早期発見・早期対応の推進が必要だと考えますが、健康福祉部長に御所見を伺います。

今後、特に重要なのは、認知症の人がどこに住んでいても必要な支援を受けられるということだと思います。認知症になっても自分らしく生きられるよう地域で支え合う社会を構築するため、市町村とどのような連携を図っていく予定か。健康福祉部長に伺います。

次に、若者・単身者政策について伺います。

昨年、公明党長野県青年局は、「若者・単身者が住み続けたい長野県を目指して」をテーマに活動しました。６月、７月の２か月でアンケート調査を実施し、県内1,300名を超す若者の皆さんから回答をいただきました。７月には、公明党の国会議員、県議会議員、市議会議員と県内60名を超える若者とで意見交換を行いました。そして、アンケートと意見交換からいただいた声を取りまとめ、９月２日に県青年局として阿部知事に青年政策要望をさせていただきました。

私のほうでは、それらの活動を踏まえ、９月定例会一般質問で、若者世代の可処分所得が増える取組、若者・単身者向けの居場所の推進など具体的に８項目を要望させていただき、前向きな答弁をいただきました。その進捗について確認をしていきたいと思います。

まず、若者・単身者向けの居場所の推進でありますが、こども若者局長より、若者の居場所

については、市町村と連携しながら地域ごとのユースセンターの設置を推進したいとの答弁をいただきました。市町村とユースセンターの設置の推進をどのように行ってきたか。また、今後の予定をこども若者局長に伺います。

今、一人で暮らすお一人様が急速に増加しています。その背景には、若い世代の未婚率や離婚率の増加、パートナーとの死別が挙げられ、国立社会保障・人口問題研究所は、2025年には全体の４割が単身世帯になると推計しています。一人暮らしをすることを否定はしませんが、望まない孤立や孤独を防ぐ必要はあると思います。近年長野県内で発生した殺人事件も、社会的孤立や孤独が原因の一つではないかと言われております。

９月定例会では、若者・単身者の社会的つながりや出会いの場となる居場所づくりや、メタバースを活用したコミュニケーション空間の提供について提案させていただきました。これらの提案を踏まえ、来年度の当初予算へどう反映させ、今後どのように取り組んでいくのか。こども若者局長に伺います。

若者政策を考える上で、若者本人の声を反映させることが重要になりますが、選挙の投票率を見ても分かるように、若者の政治離れという課題があります。公明党が長野県内で行ったアンケートでも、困り事があったときに公共機関に相談する若者の割合は僅か４％でした。そのような状況を改善するため、若者が政治に関心、興味を持ってもらえるような工夫をする必要があると思います。

その先進的な事例の一つとして、愛知県新城市で取り組んでいる若者議会があります。この若者議会は、市長の附属機関と位置づけられ、委員は新城市に住む16歳から29歳までの20人で構成されています。１年間の任期で、市長の諮問に応じ若者政策について話し合い、政策を練り上げ、答申をします。注目すべきは、その政策に年間1,000万円の予算がつき、具体的に翌年度から実行されます。

第１期の提案事業として、図書館の勉強スペース拡充の要望を受け、使われていない郷土資料室をリノベーションした図書館改革、いきいき健康づくりとしてバブルサッカー事業など、若者ならではの斬新なアイデアを形にしています。若者が考え、議論し、政策を提案し、それが形になる。そのようなプロセスを経験することで、若者の主体性を引き出すことができ、積極的な政治参加につながるのではないかと思います。

長野県は、昨年、若者の意見を県の施策に反映させることを目的に、信州みらいフェスや信州若者みらい会議を開催しました。信州若者みらい会議で提案された若者政策の成果について伺います。また、今回のような取組を一過性で終わらせるのではなく、継続していくことが重要と考えますが、こども若者局長に今後の展開を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には認知症に関連して５点お尋ねがございました。

初めに、新しい認知症観の普及のための取組についてでございます。

国が基本計画で掲げた新しい認知症観の理解に向け、県においても、福祉分野だけでなく、多くの関係者が連携し、広く県民の皆様に浸透させていくことが重要と認識しております。

県では、今年度、初めて、認知症フォーラムの開催や国宝松本城のオレンジライトアップ、県庁オレンジリングドレスアップなどに取り組み、広く理解促進を図ったところでございます。

また、医療、介護、福祉等の関係者から意見をお聞きする認知症施策推進懇談会を開催しており、今後も、教育委員会等様々な関係機関の参画を得ながら、新しい認知症観の幅広い年齢層への普及に取り組んでまいります。

次に、認知症バリアフリー宣言の推進についてでございます。

認知症の方にとって、生活のあらゆる場面での障壁を減らす認知症バリアフリーは重要な理念であり、議員御指摘の認知症バリアフリー宣言を行った企業は、県内で４法人、７事業所となっております。これは、認知度の低さも一因であると考えられることから、労働局や県内経済団体と連携し、認知症に対する正しい理解促進とともに、宣言の理念の周知に様々な機会を捉えて取り組んでまいります。

三つ目に、認知症の方の社会参加の機会の確保等についてでございます。

認知症の方の発信と社会参加の機会の拡大については、昨年９月に開催した認知症フォーラムや、議員のお話にもありました12月のイベントにおいて、当事者の方に御自身の経験などについて広く発信いただいたところです。

また、県では、平成30年から、当事者同士、家族同士が自らの体験や希望などを話し合う本人ミーティングや、今年度からは、当事者同士が話し合い、不安を一緒に乗り越えるためのピアサポート活動として「おれんじドアながの」などに取り組んでおります。今後、さらに当事者の声を発信できる多様な機会の創出を図り、当事者の方の視点に立った施策を推進してまいります。

四つ目に、若年性認知症への対応についてでございます。

県では、11名の若年性認知症支援コーディネーターを各圏域に配置し、状況に応じて適切な支援が受けられるよう、当事者、家族等からの相談対応や必要な支援制度の紹介、就労に関する事業主への理解促進の働きかけ等を行っているところでございます。今後は、相談事例の蓄積等により、コーディネーターのさらなる支援力の強化を図ってまいります。

また、若年性認知症は、就労継続が困難であることなどが課題と認識しております。引き続き労働局等と連携し、企業などへ理解促進を図るとともに、当事者や家族、企業等に対し若年性認知症コーディネーターや電話相談窓口の周知を図り、早期発見、早期対応につながるよう

取組を推進してまいります。

最後に、認知症施策推進に当たっての市町村との連携についてでございます。

現在、市町村においては、早期診断、早期対応を担う認知症初期集中支援チームや医療・介護等の支援ネットワークを構築する認知症地域支援推進員の設置など、地域の実情に応じて取り組んでいただいているところです。

県では、市町村の認知症施策の好事例の横展開を図るとともに、市町村の地域包括支援センターなどを対象とした研修会の開催や、複数市町村での情報共有と有識者からの助言等を行う認知症グループ支援などを実施しております。今後も、安心して住みやすい共生社会の実現に向け、市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には若者政策の関係で３点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、ユースセンターの設置に係る市町村との連携や今後の予定についてであります。

９月定例会において、議員からの御質問に対して、私から、市町村と連携し地域ごとのユースセンターの設置を促進したい旨答弁をした後で、まず県内のどこにどのような若者の居場所が設置されているかを調査したところ、高校生等の居場所づくりが各地域で進んでいることが分かりました。そして、昨年11月上旬に、「ユースセンター（高校生の居場所等）について学ぼう！」をテーマに、茅野市のチノチノや須坂市のコトコトなどの居場所を利用する高校生も参加して活動報告や意見交換会を開催し、県内でのユースセンターの設置促進に向けた機運醸成や認知度向上などに取り組みました。参加した高校生からは、地域活性化のために活動するのが楽しい。全国のユースセンターを巡ってみたいなど、ユースセンターでの活動に前向きな意見が多く出され、若者の社会参画を進めるためにも、県内にこうした居場所を増やしていくことは重要なことだと確信しました。

これらを踏まえまして、市町村での設置を促進するために、地域発元気づくり支援金で補助率をかさ上げする重点支援対象事業とすることとし、昨年11月下旬には、子育て支援合同検討チーム会議において、居場所の設置状況、それから、先ほどの意見交換会の様子やユースセンターの先進事例などを市町村と共有し、今後の設置に向けた検討を依頼したほか、様々な機会を捉え、市町村への情報提供などを行ってきました。

今後も、県ホームページでのユースセンターの取組事例の紹介や支援の情報提供を行うとともに、子育て支援合同検討チーム会議をはじめ、市町村に対して呼びかけを行い、さらなる設置促進に取り組んでまいります。

次に、来年度当初予算案への提案の反映状況と今後の取組についてのお尋ねであります。

９月定例会での議員の御質問に対して、私から様々な困難を抱える子供・若者を支援するため、相談機能を充実させることが必要ということや、若者の意見を聞きながら、若い世代の皆さんが自然な形で出会い、交流できる場を提供できるよう取り組むと答弁させていただき、来年度当初予算案への反映について検討を重ねてまいりました。

今年度、様々な形で実施した若者との意見交換や、県議会の少子化・人口減少対策調査特別委員会での議論も踏まえ、社会とつながることに困難を抱える若者への支援を充実したいと考え、様々な不安や悩みに寄り添って個別に対応する子ども・若者総合相談センターを設置することとしました。このセンターにおいては、議員からの御提案も参考に、対面では相談しにくい方とのオンライン相談をメタバースで受け付けるほか、専門人材の増員や開所時間の延長により支援体制を強化し、若者や単身者が相談しやすい環境の整備に今後も取り組んでまいります。

これに加えまして、婚活支援センターの運営やメタバース婚活を含めた異業種交流イベントの開催を一体的に委託する取組も来年度当初予算案に盛り込んでおり、企業等との連携を強化しながら、自然な出会いの場の提供、充実も図ってまいります。今後も、若者の出会いや交流の場を増やしていくために、ほかにもこうしたメタバース等の技術を活用できないか、若者の意見を聞きながらさらに検討してまいります。

最後に、信州若者みらい会議での成果と今後の展開についての御質問です。

県では、今年度、若者交流促進事業として、若者が自ら企画・交流しながら信州や自分の未来を考える信州みらいフェスを、東京、松本で開催し、そこに集った皆さんが参画した信州若者みらい会議においてテーマごとに議論を深めました。

11月中旬に行われた知事への政策提案では、若者の交流の場づくりや県の魅力発信、二地域居住などの五つのチームの代表から発表が行われましたが、夢や希望にあふれた内容で、主体的に参加した若い皆さんの熱量や意欲を大いに感じました。提案内容は、来年度当初予算案や信州未来共創戦略に基づく県のアクションの中で、若者の社会参画を促進する施策をはじめ、若手インフルエンサーを活用した広報強化やコーディネーターの配置による関係人口創出の推進など、具体的な事業にも反映させることができました。

今回のみらい会議に参加した若者たちから、長野県のためにやれることはたくさんあると思えたことがうれしかった。提案した政策を実現できるよう今後も活動したいなどの感想が多く聞かれ、今後も若者の社会参画を進めていくために継続して実施してまいります。

来年度は、参加者から要望があった、途中で検討状況を共有し、深める場の設定や、議論をサポートする方の配置などによりまして会議をより充実させることに加えまして、県としても、

若者が主体的に取り組む活動を官民連携で支援する仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

今後も、若者と一緒に新しく始めたこうした取組をさらに発展させ、その活動を応援していくことで、若者の意見が社会や行政に影響を与えていると実感できるよう、さらに取組を進めてまいります。

以上です。

〔４番勝山秀夫君登壇〕

○４番（勝山秀夫君）認知症対策についてでありますが、長野県は先進的に取り組んでおり、前向きな答弁をいただきました。

認知症は、誰でもなり得る病気です。長野県は全国一の長寿県でありますが、長生きできるだけでなく、もし認知症になっても、何かを諦め、失望するのではなく、仲間とつながることができ、希望を持って自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、推進基本計画の着実な実行をしていただきますようお願いいたします。

若者・単身者政策でありますが、公明党青年局の提案を来年度の予算に反映していただき、感謝を申し上げます。どんな組織でもそうですが、若者を大切に育てることのできる組織は、将来必ず発展すると思います。これは、自治体に関しても同様なことが言えるのではないでしょうか。今後ますます若者が主体者となって政治に参画し、若者の可能性を存分に発揮できるような長野県、若者に選ばれる長野県になるよう、さらに若者政策を推進していただくことを期待して、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想及び花粉症対策について５点、商店街活性化支援について４点、一括にて質問させていただきます。

まずは、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想についてであります。

リニア中央新幹線の開業を控えた長野県において、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想は、特に、伊那谷がリニア時代における新たな地域活性化モデルを築いていく上で重要な役割を果たすと考えております。この構想は、長野県が抱える少子化・人口減少をはじめとする多くの地域課題を解決しつつ、リニア開業後に予想される観光需要の増加や移住・定住促進の流れを活用する戦略的な取組であります。

また、伊那谷と木曽谷は、共に豊かな森林資源を有し、高品質な木材の生産地として知られておりますが、林業従事者の高齢化や担い手不足、森林の荒廃など多くの課題に直面しており

ます。

県は、これに対し、林業大学校や信州大学、林業総合センターなどを活用したリカレント教育や森林ベンチャースクールの事業を進めており、他産業からの転職者や若者層を林業分野に呼び込み、次世代の担い手を育成するための仕組みを構築しております。こうした人材育成の取組は、林業の再生のみならず、雇用の創出にもつながり、リニア開業後の人口流入や地域経済の活性化に向けた準備となるわけでございます。

さらに、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想では、森林資源を活用した新たな産業創出も重要な柱として位置づけられており、木製品やＤＩＹキットの開発、高付加価値の木材加工品の製造、木質バイオマスの利用など、多様な分野でイノベーションを起こすことで地域産業を強化し、持続可能な経済基盤を築くことを目指しているわけであります。そうした取組が森林資源の適切な管理と利用を促進し、長期的な地球環境の保全にも寄与するわけであります。

また、観光振興の観点からも、この構想は、リニア開業後の伊那谷を訪れる観光客のニーズに応える重要な取組となっております。森林セラピーやアウトドアアクティビティー、歴史的景観を生かした体験型観光プログラムの開発は、自然豊かな伊那谷の魅力を国内外に発信する絶好の機会となります。また、伊那谷や木曽谷を結ぶ広域的な観光ルートの整備や、地域全体をブランド化することで、観光客の滞在を長期化し、地域経済の発展を支える効果が期待されるわけであります。

このように、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想は、林業、観光、産業振興を包括的に捉えた地域再生の戦略であり、リニア時代の伊那谷が長野県における交流拠点として発展するための鍵となり、持続可能かつ魅力的な地域へと導く重要な取組と言えます。

そうした状況の中で、直近の取組として、先月中旬には、伊那市産学官連携拠点施設「ｉｎａｄａｎｉ　ｓｅｅｓ」を会場に信州・森林サービス産業創業セミナーを開催し、さらに、木曽青峰高校森林環境科の３年生を対象に林業分野で期待されるドローン利活用及び操縦体験などを実施していることは、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想の柱である産業創出と人材育成につながる価値ある取組であります。

特に、信州・森林サービス産業創業セミナーにおいては、限られた時間ではありましたけれども、自分自身も参加してまいりました。昨年８月に設立された信州森林サービス産業推進ネットワークの取組をはじめ、森林の持続可能な管理を行いながら、観光、健康、教育などの多様な分野での森林利用を促進し、地域の雇用創出、所得向上を図ることなどを方向性として理解することができました。また、県内の取組事例紹介からも、県民の暮らしと森林の豊かさを両立させる可能性を大いに感じる機会となったわけであります。

また、少し違う切り口からの提案になりますけれども、リニア時代を見据えた森林管理や観

光振興の中に花粉症対策を入れることにより、地域住民の健康増進と観光客の満足度向上を同時に実現する可能性を秘めていると考えます。

なお、花粉症の患者数については、正確な総数を示す公式統計があるわけではありませんけれども、環境省や気象情報サイトの調査結果からは、日本全国で杉、ヒノキなどを原因とする花粉症を発症している人の割合が年々増加し、近年では国民の約４割に達するという推計もあります。実際のところ、花粉症は自己申告が中心となるため、数値にばらつきがあるものの、いずれにしても、数千万人規模の方が花粉症に悩まされていると見られています。実は自分自身も毎年春先には花粉症に悩まされている一人でありますし、周りにも大勢の花粉症患者がおります。

そうした状況を踏まえても花粉症対策の必要性は高いと思われることに加えて、花粉の発生源となる樹種の管理や転換、健康的な森林空間の提供は、地域の持続可能性を高めるとともに、林業、観光の新たな価値創出につながると考えます。

以上のように、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想は、リニア時代の到来を見据え、産業創出と人材育成を通じて地域の持続可能な発展を目指す戦略であります。県の取組として、地域資源を活用した産業モデルの構築、地域間連携による人材育成、観光ブランドの確立に加え、花粉症対策も含めた総合的な取組推進を期待するわけであります。

そこで、須藤林務部長に５点お伺いいたします。

１点目として、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想の推進に関して、運営協議会設立の背景と初年度の活動内容、その評価、今後の目標設定を含めてどのように進めていくのか。お伺いいたします。

２点目として、人材育成の観点から、地元の高校や専門学校、大学との連携を通じて、若者が地域の森林資源や観光資源を学ぶ機会を広げたり、将来的な起業や就業に向けたキャリア教育の取組状況と今後の方向性等についてお伺いいたします。また、人材を地元の林業や関連分野に定着させるために必要な支援や制度についての御所見もお願いいたします。

３点目として、産業創出の観点から、木曽谷・伊那谷フォレストバレーのポテンシャルを生かして森林資源を利用した新たな起業を考える方々や、スタートアップ企業を誘致、育成するために県や市町村がどのようなインキュベーション施設、補助金、アドバイザリー体制を整備しているのか。また、既存の林業、観光業との連携による相乗効果の具体策についてもお伺いいたします。

４点目として、広域連携、産学官連携の観点から、木曽谷・伊那谷フォレストバレーではどのようにプロジェクトを展開していくのか。特に、リニア開業を見据えたプロジェクトの展開について御所見をお伺いいたします。

５点目として、花粉症対策の観点から、県ではスギ花粉の発生源対策にどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

続いて、商店街活性化支援についてであります。

長野県における商店街や中心市街地は、近年、商業施設の撤退や人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響も残り、経済活動が縮小し、地域のにぎわいが低下しております。県産業労働部の調査では、県内の商店街の約60％が衰退していると回答しています。多くの商店街が経営難や来街者数の減少に直面している現状が明らかであります。また、後継者不足も深刻であり、商店街の店舗の約62％が後継者不在という状況であります。これにより、商店街の存続や活性化への取組が喫緊の課題であります。

さらに、空き店舗問題も重要な課題の一つであります。調査結果や商工会議所、不動産関係者からは、空き店舗の多くが店舗としての再利用を想定しておらず、活用の仕組みづくりが十分に進んでいない現状が指摘されております。

一方で、長野県の空き店舗率は、昨日の奥村議員の質問に対する御答弁でもありましたが、全国平均の13.6％を下回る9.9％ということであり、南信地域は16.8％と、令和３年度の調査時点から7.3％も上昇していると驚いたところであります。このような状況を踏まえ、空き店舗を地域の新たな拠点として活用する施策の必要性が高まっているとともに、地元からの要望が強くなってきていることはうなずけるわけであります。

さらに、地域住民のライフスタイルの変化や郊外型店舗の台頭に伴う来街者減少が商店街活性化の阻害要因となっております。特に、最近では、中心市街地における大型商業施設の相次ぐ撤退が周辺の商店街の活気や集客力の低下につながるとの懸念が強まっているわけであります。

一方で、デジタル化も商店街活性化の重要な要素であります。しかし、多くの商店街では、公式ホームページやＳＮＳを活用した情報発信が進んでおらず、オンライン販促が不十分なほか、キャッシュレス決済への対応が遅れ、観光客や若者にとって利便性の低い環境となっております。

こうした状況の中、本年度、県が推進する女性・若者が創る商店街賑わい創出事業や商店街ソーシャル・ビジネス創業支援事業は、商店街のにぎわい創出や後継者不足などの課題解決に向けた有効な取組として注目されているわけであります。若い世代や女性の視点を生かした新しいアイデアが商店街の新陳代謝を促し、地域コミュニティーと結びついたソーシャルビジネスが長期的なにぎわい創出につながる可能性を感じます。

例えば、本年度、地元の伊那では、商工会議所が主催し、高校２年生が自ら企画・運営をしたイベントが開催されました。伊那北駅周辺の商店街でステージパフォーマンスやフードコー

ト、体験型ブースなど多彩な催物を展開し、町のにぎわい創出につながる好事例となりました。

さらに付け加えますと、そのイベントに参加したある高校生が、こうしたわくわく感のある町なかであれば、進学で地元を離れたとしても、いずれ戻ってきたくなる一つの要因になるのかもしれないと、こういった感想を口にしていたのが大変印象的でありました。それは、若者から選ばれる県づくりに寄与する可能性を感じるイベントと言えると思います。

しかし、こうした取組を一層拡大、特に定着させるためには、既存の商店街との連携強化や、デジタル技術を活用した集客戦略の推進、後継者不足の解決に向けた具体的な支援策の強化が必要不可欠であります。

また、商店街活性化は市町村や商工団体が主体となるイメージが強い一方で、長野県が広域的な視点から支援を行う意義も大きいと考えます。広域調整機能の発揮、財源の確保、人材育成支援、市町村単位では対応が難しい施策の補完など、県が果たすべき役割は多岐にわたると考えます。

そこで、田中産業労働部長に４点お伺いいたします。

１点目として、県内の商店街では、中心市街地における商業施設の撤退や来街者の減少、後継者不足、デジタル化の遅れなどが共通の課題として見られます。県として、これらの課題をどう把握し、分析しているのか。また、市町村や商工団体、商店街関係者と課題解決に向けてどのように連携しているのか。御所見をお伺いいたします。

２点目として、県が支援する女性・若者が創る商店街賑わい創出事業や商店街ソーシャル・ビジネス創業支援事業などの取組によって新たに参入した事業者と従来の店舗や商店街組合との間でどのような連携や相乗効果が生まれているのか。また、現状と課題についてもお伺いいたします。

３点目として、女性や若者の起業促進が商店街全体の後継者不足解消につながることが期待されておりますが、実際の成果や地域への定着状況、今後さらに後継者を増やすための具体的な施策についてお考えをお伺いいたします。

４点目として、商店街の活性化には、産業労働部による商店街支援に加え、地域発元気づくり支援金等を所管する企画振興部、各地域振興局、歩道整備や景観形成を行う建設部など、各部局の連携が必要不可欠であります。

商店街が持続的ににぎわいを生み、来街者の回遊性を高める上で、県庁内の部局横断的な取組の現状や課題をどのように認識しているのか。また、今後より効果的な連携を進めるためにどのような方策を講じるのか。御所見をお伺いいたします。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には木曽谷・伊那谷フォレストバレーにつきまして５点お尋ねを

頂戴いたしました。

まず、木曽谷・伊那谷フォレストバレー運営協議会についてでございます。

この運営協議会につきましては、教育・試験研究機関や市町村、民間の専門家の皆様を構成員とし、関係機関が共通意識を持ち、情報の共有や合意形成を図るために設置したものでございます。

初年度の取組状況といたしましては、昨年８月８日に設立総会を開催し、今後の方向性や事業計画の協議を行ったほか、キックオフイベント等の関連行事の開催、情報の発信、森林ベンチャースクールの実施などのプロジェクトに取り組んでまいりました。

これまでの取組を通じて関係者の期待感が高まっている一方で、活動の県内外へのアピールと、関係機関がさらに連帯感を持って取り組んでいくことが必要と認識しております。

こうしたことから、関係機関が連携したプロジェクトの展開、イベントの開催などを通じた全国への情報発信などを進めるとともに、長期的な目標等については、現在、関係者の皆様と検討を進めているところであり、運営協議会において決定してまいりたいと考えております。

２点目でございます。若者のキャリア教育等の取組や地元への人材の定着支援についてでございます。

若者が地域の森林等を学ぶ機会としては、本年度は信州大学の学生と地域の人材との交流を目的とした講座を開催したほか、林業大学校や木曽青峰高校の学生の皆さんが参加した里山の利活用のワークショップを行っているところでございます。

また、キャリア教育に関しては、林業大学校のカリキュラムを見直し、令和８年度から森林サービス産業等の森林の新たな利活用や企業経営を学ぶ講座を新設することとしており、こうした関係機関の連携により、将来の起業や関連産業への就業につながる学びの機会を提供してまいります。

地元への林業人材の定着支援につきましては、インターンシップや就業前の体験、就業時の給付金制度等を講じるとともに、事業者向けの新規雇用の奨励制度や資格取得等の助成制度などによりまして県内への就業を後押ししているところでございます。

さらに、フォレストバレーの取組を推進する中で、学生や若い世代が幅広い分野の人材と交流する機会を積極的に設けることで、地域の魅力を感じていただき、地元への定着促進にもつなげてまいります。

３点目でございます。スタートアップ企業の育成や観光業との連携についてでございます。

フォレストバレーにおきましては、創業や起業をサポートする機関として、信州大学農学部や県林業総合センター、伊那市産学官連携拠点施設「ｉｎａｄａｎｉ　ｓｅｅｓ」等が連携し、森林空間を観光等の多様な分野で活用する森林サービス産業を誘致、育成するための森林ベン

チャースクールを実施しております。

また、創業に要する経費の助成や県内で先駆的に事業展開を行う事業者をアドバイザーとして派遣するなど、主に創業前や創業初期段階での取組を重点的に支援しておるところでございます。

林業と観光業との連携については、地域経済への貢献と雇用の創出が図られ、持続的な森林の経営に寄与することが期待できることから、森林空間を観光などの分野で活用する事業者への創業支援や人材の育成等に取り組んでまいります。

４点目でございます。プロジェクトの展開についてのお尋ねです。

フォレストバレーの構想実現に向けましては、関係機関が主体的に展開するメインプロジェクトと市町村や民間事業者等からの提案型の関連プロジェクトによって、具体的な取組を展開してまいります。

令和７年度に予定しております主なプロジェクトといたしましては、林業・木材産業の専門人材を育成する高度専門人材育成プロジェクト、先ほど申し上げました観光等の多様な分野での森林の利用促進を目指す森林ベンチャースクール、信州大学が中心となり学生と地域の人材が共同で課題解決を目指す課題発見サマースクールなど、関係機関の相互連携、地域、企業との共創により関連分野の課題解決につながる効果的なプロジェクトを展開したいと考えております。

また、リニアの開業に伴い、関係人口の増加も見込まれることから、観光、健康、教育等の多様な分野での森林の利活用の推進につながるプロジェクトについて、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。

５点目でございます。花粉症発生源対策の取組の方向性ということでございます。

現在県が取り組んでいる花粉発生源対策といたしましては、県内の杉林のうち、伐採による災害発生リスクが低いまとまった森林7,581ヘクタールをスギ人工林伐採重点区域として設定し、林業事業体が行う伐採、植え替えに対して支援しているところでございます。

また、植え替え用の花粉の少ない杉の苗木は、現在は県外からの移入により対応しておりますが、須坂市の採種園で育成している品種について、県内産の少花粉苗木として令和８年度以降の供給を見込んでいるほか、県北部に生育する花粉の少ない品種であるクマスギについて、今後、育苗技術を確立した上で苗木としての供給を目指してまいります。

これらの取組に加え、伐採により増加が見込まれる杉材の活用に向けて、製材工場への設備導入等の支援や公共施設等での県産杉材の活用促進を図るなど、杉の伐採、植え替えが着実に行われ、花粉症発生源対策が効果的に進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には商店街の活性化支援について４点御質問をいただきました。

初めに、商店街の課題把握と市町村、関係団体との連携についてでございます。

県では、３年に一度、県内全ての商店街に対しまして商店街実態調査を実施し、商店街が抱える課題や後継者不在店舗の割合などを把握しております。

令和６年度は調査の実施年度であったことから、商店街のデジタル化が遅れている状況に鑑み、新たにデジタル通貨の導入状況など、デジタル化の対応状況についても調査を行ったところでございます。その結果によりますと、県内の商店街数は167か所、前回の令和３年度から22か所の減となっており、後継者不在店舗率は61.3％、前回令和３年度は61.9％でございます。また、デジタル化につきましては、デジタル化を実施済みまたは実施予定の商店街は19.8％、また、デジタル通貨を導入済みまたは導入予定の商店街は40.7％となっております。

また、市町村に対しましても同様の調査を行ったほか、県内の商店街団体に対しましては、講演会や研修会への参加費など、商店街関係者の資質向上に要する費用等を補助しております。

これらを通じ、定期的な意見交換を行う中で、活動状況や課題を共有し、施策につなげるよう取り組んでいるところでございます。

次に、県の商店街支援事業の現状、課題についてでございます。

県では、本年度から、女性・若者を主体とした取組により、商店街の活性化を図るため女性・若者が創る商店街賑わい創出事業を実施し、また、社会課題の解決を目指す創業活動により、商店街の魅力向上、活性化を図るため、商店街ソーシャル・ビジネス創業支援事業を実施しております。

この採択事業では、移住体験宿泊施設とシェアキッチン事業の創業により商店街と移住者をつなぐ拠点としての役割を発揮している事業や、商店街と女性・若者グループの連携によりミュージックフェスを開催して商店街の認知度向上と来街者数の増加につなげている事業など、新しい発想で商店街の魅力向上につながる相乗効果が生まれている事例がございます。

一方で、支援事業の周知や申請者の掘り起こしに課題があると認識しておりまして、今後、採択事業の好事例を積極的に発信するなど、関係団体や市町村との一層の連携を図り、取組を進めてまいります。

次に、商店街における後継者不足解消の取組状況と今後の支援策についてでございます。

県では、商店街ソーシャル・ビジネス創業支援事業に先んじて、令和元年度から地域活性化や子育て支援など地域課題解決型の創業への支援金の支給を実施しており、これまで132者を採択し、このうち81.8％が40代以下であり、また、39.4％が女性の方でございます。この中に

は、商店街振興に関連する事業も含まれ、例えば、女性起業家によるシェア型の書店事業で、同一店舗にカフェを併設し、地域の高校生や社会人が利用し、コミュニティーの創出につなげた事例もあるところでございます。

こうした起業支援に加え、事業承継支援として、令和５年度から市町村及び商工会と合同で承継状況調査を実施しておりまして、これまで、商店街の事業者を含む2,357者から回答があり、そのうち524者について個別支援につなげております。この取組では、市町村が参加していることで、事業承継支援にとどまらず、地域づくりの視点からも支援を考えるきっかけとなっております。

今後は、これらの支援から、起業を希望する女性や若者と後継者不在の事業者をつなぐオープンネームによるマッチングイベントを実施するなど取組を強化するとともに、来年度から、新たに、女性が始めやすい起業について学んでいただく連続講座や、事業承継に関する手法や留意点等に関するセミナーを開催するなど、起業と事業承継の両面から後継者の増加等に取り組んでまいります。

最後に、商店街活性化に向けた県庁内での連携についてでございます。

議員御指摘のとおり、商店街の活性化には、市町村や関係団体との連携や、県組織内での連携は不可欠でございます。

地域発元気づくり支援金事業などの地域振興施策との組合せにより、商店街活性化の施策の一層の事業効果が期待できるところであります。また、地域交通や環境保全、観光振興などの各分野における施策と相互の事業効果を高める観点や、中心市街地活性化法や都市計画法など関係法令適用の観点から、関係部局間でしっかりと協議しながら進めることが重要でございます。加えて、これら各分野の施策と商店街の活性化施策を効果的に進める上では、市町村や関係団体と連携し、地域における関係者間の理解と調整を支援することも重要な要素であると認識しております。

このため、商店街を取り巻く地域ごとの状況に応じて、部局間連携による意思疎通を十分に図りながら、持続的な商店街のにぎわいを生み出していく取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

木曽谷・伊那谷フォレストバレーについては、林務部としての具体的な取組の進捗、また、課題等々について、さらに、今後の見通しについてもお聞きすることができました。引き続き、リニア時代を見据え、産業創出、人材育成を通じた伊那谷、木曽谷の持続可能な発展を目指す取組に期待しております。

また、商店街活性化支援についても、産業労働部としての支援事業、方向性についてお聞きすることができました。

今後については、産業労働部が行った調査結果や、また、実際、商店街の皆さん、来街者の皆さん、そして高校生からもわくわくするにぎわいを創出してほしいと、また、身近な買物などの利便性を図りたいと、こういったことを求める声が大きいわけでありますので、先ほど申し上げましたが、商店街活性化は市町村や商工団体が主体となるイメージが強い一方、広域的な視点に加えて女性・若者から選ばれる県づくりの観点からも県の積極的な支援に期待しております。

そして、最後に、花粉症対策になりますが、木曽谷・伊那谷フォレストバレー構想においても、全県における発生源対策に加えて、花粉症対策が健康的な生活環境の提供や観光、移住促進に与えるインパクトを考えると、価値ある取組となると考えられます。

さらに、県内経済に与える影響についても、例えば、大手電機メーカーが公表している推計になりますが、花粉症が原因となる労働力低下により日本全体で一日当たり約2,320億円の経済損失が生じるという推計がございます。さらに、その推計を基に、長野県に当てはめてみますと、一日当たり約２億円超、年間で約760億円もの経済損失が生じる計算となります。もちろん、治療薬や花粉症対策商品の開発、販売など、関連ビジネスの成長や企業の健康意識向上など花粉症がプラスの効果を生み出している部分もありますので、今後、県内経済に与える影響について、可能な限り把握、分析する必要性を感じるところであります。

いずれにしましても、これから本格的な花粉症シーズンが始まります。まずは自分自身が花粉症を理由に労働力低下にならないよう心がけたいと思います。

以上で今回の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時27分休憩

午後１時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

早川大地議員。

〔９番早川大地君登壇〕

○９番（早川大地君）飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

１月６日、石破総理大臣は、年頭記者会見で、令和の日本列島改造構想を表明し、2026年度

中の創設を目指す防災庁を含め、政府機関の地方移転を強力に推進することとしております。

世界に目を向けますと、小規模都市を開発して首都化し、商業都市より首都が小規模のケースとして、アメリカのワシントンＤＣ、オーストラリアのキャンベラ、トルコのアンカラ、ブラジルのブラジリアがあります。また、南アフリカは、立法、行政府、司法の三権が首都と別の都市にあり、チリは立法の都市、マレーシアは行政府の都市、スイスは司法の都市が首都と別の都市となります。

具体的な施策として、イギリスは、2004年３月、約２万人規模の政府機関６省庁を14都市に移転しております。韓国は、1979年から94年頃に果川市へ、1998年頃に大田市へ政府機能移転の政策を試み、2007年以降、行政中心複合都市を世宗市の開発で分散化を進め、現在、果川市、大田市、世宗市に31省庁が移転しております。

我が国では、2016年、省庁移転の機運が高まった際、長野県も10機関を移転候補として提案しましたが、自衛隊体育学校の合宿のみの実現にとどまり、非常に悔しい思いをしました。また、全国への省庁移転も、京都、文化庁、和歌山、総務省統計局、徳島、消費者庁と、ごく一部にとどまっております。残念ながら、世界と大きな差を感じます。

最近の他県の動きとして、隣県の富山県の新田知事は、石破首相と昨年12月に面会し、防災庁、北陸復興局、エネルギー・金属鉱物資源機構、水産資源研究所を提案。宮城県村井知事も、１月８日に防災庁等の誘致に名のりを上げております。

阿部知事におかれましては、昨年11月定例会一般質問の答弁において、東京一極集中から地方への多極分散型のモデルとなる圏域を実現すべく、庁内にプロジェクトチームを立ち上げることを表明しております。グローバルの動きなども参考に、2016年のような苦い思いを日本中がすることなきよう国に訴えていただきたいと思いますが、省庁移転について全国知事会を通じてどのように国に働きかけるのでしょうか。また、庁内プロジェクトチームとも連動し、移転省庁の候補を検討していただきたいと思いますが、どのようなスケジュールで行うのでしょうか。省庁移転の実現に向けた意気込みと併せて阿部知事に伺います。

次に、南海トラフ巨大地震について質問いたします。

昨年８月８日、宮崎県での震度６弱の地震を受け、８月15日まで初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、国は、南海トラフ巨大地震の確率を、30年以内に80％程度まで上げました。

南海トラフによる被害予想は、都道府県別の死者数は隣県の静岡県が最も多い10万9,000人で、全国の32万3,000人の３分の１以上を占めます。隣県の愛知県は、全壊建物の数が最も多く38万8,000棟、被害額も最も大きく30兆円です。つまり、南海トラフは、九州から東海まで広範囲の被害ですが、静岡県、愛知県への支援が最も必要になると想定されます。

なお、長野県の被害予想は、下伊那、上伊那、諏訪を中心に、死者130から180人、全壊建物

は2,200から2,300棟と予想されています。

１月27日、第32回三遠南信サミットが豊橋市で開催され、「地域の強靱化を考える　連携の再確認」をテーマに、南海トラフを想定した地域連携について協議されました。最大の被害が想定される静岡県、愛知県より応援要請があった場合、我が長野県は、南信を中心に被害がある中、現在建設中の三遠南信自動車道、中部横断自動車道を最大限活用した支援と同時に、避難される方が長野県に大勢来ることも想定されます。そこで、南海トラフを想定し、市町村レベルだけではなく、物資供給、救助や応急復旧の人員派遣など都道府県が連携した応援体制や、県境を越えた避難者の受入れの検討状況について前沢危機管理部長にお伺いします。

また、自衛隊、警察、消防等様々な業態において国の全面的な支援が必要であり、長野県こそが国の支援拠点になるべきであり、防災庁を長野県に誘致すべきと考えますが、阿部知事の所見を伺います。

なお、防災庁に関しては、防災庁設置準備アドバイザー会議が本年１月と２月に既に２度開催されております。風間議員をはじめ、ほかの議員からも、諏訪湖や信州大学を含めた水素事業を念頭に環境省、木曽谷・伊那谷フォレストバレーを基に林野庁の提案に大いに賛同しますが、防災庁の選択肢も十分検討の余地があります。

次に、均衡ある県土づくりについて質問いたします。

12月23日から12月27日まで、知事の執務拠点を飯田・下伊那に移し、南信州執務週間が行われました。阿部知事は、リニア関連道路や三遠南信自動車道の整備状況等を視察され、また、伝統的工芸品の阿島傘の制作体験や保育士体験をされました。

そして、最終日の知事会見は県内外のメディアで報道され、それぞれの地域のことを常に考えながら仕事をしているが、知らず知らず長野市目線で物事を考えるようになっていたのではないかと気づかされる部分もあったと、自戒を込めた感想を述べられました。

これは、本当に本当に大きな一歩だと思います。県庁から遠い県民の皆さんが、物理的距離以上に、どれほど精神的に県庁を遠く感じているか。知事に多くの県民の思いが届いたと心からうれしく思います。

今後、阿部知事は、南信州執務週間を定期的に継続されるのか。また、南信州同様、県庁から距離がある上伊那、諏訪、木曽等ほかの地域でも執務週間をされるのか。阿部知事の所見を伺います。

今回、知事は、ウサギのキャラクターであるミッフィーのピンクのエプロンを着て、飯田中央保育園で初めて「あべせんせい」として保育士体験をされました。お約束どおり、ゼロ・１歳児にしっかり泣かれた後、園児と粘土遊びを体験し、３歳以上児とは餅つきを行いました。そして、保育士から苦労話ややりがいを聞き、私立保育園関係者と保育人材不足等について懇

談されました。

知事の保育士体験は、地元以外の県内多数の保育園からも喜びの声が私のところに届きました。小中学校同様、幼保の現場は市町村が管轄しており、本当に現場の声が長野県に届いているのか、不安に思うことも多々ありました。県内の私立保育士養成校の定員充足率は約50％で、多数の保育園では新卒の応募が数年ありませんし、中途採用も限界があります。

そこで、高橋こども若者局長に伺います。

９月定例議会においても保育人材の確保について質問いたしましたが、安定的に人材確保すべく、多くの高校生が保育に興味や関心を持ち、県内の養成校を目指すことが重要と考えますが、県の今後の取組を伺います。また、保育所を若者に魅力的な職場にするため、保育補助者の活用で保育士の業務負担を軽減し、離職防止につなげる必要があり、保育補助者の活用を支援する方策について伺います。

今回、知事の滞在期間は限られており、園長たちから言及はありませんでしたが、阿部知事、園として最もつらい業務は何だと思いますか。価値観の違いはありますが、保護者にお子様の特性、発達障がいを説明することだと思います。私自身、同じ子を持つ親として本当に心が痛みます。

発達障がいに対し、一日も早く家族みんなで向き合い、専門機関と連携して取り組むことは非常に大切で、園児の成長に大きく影響します。当然ながら、我が子の発達障がいを認めたくないという思いから、保育園が説明する機会を得ることができないこともあります。しかしながら、焦らず、粘り強く、親の理解を待ち、いざ保育園から説明する際も、我が子を思うあまり涙が止まらなかったり、厳しい言葉をいただくこともあります。担任や主任も、園児と保護者を思い、涙を流しながら同席しております。その厳しい中で、園長も心の中では号泣しておりますが、何とか一人だけ冷静を装い、発達障がいについて説明します。この時間が園長にとって最もつらい時間です。私も何度も経験がありますが、保護者に説明した後は、いつも、あのときもっとこうやって寄り添い、説明すればよかったと後悔します。

年々発達支援が必要な子供は増加しており、特別支援学校は、各校とも土地が限られている中、増築が進み、何とか受入れを継続しております。一方、発達支援が必要な園児の受入先である児童発達支援センターは、保育士や看護師が限られており、定員に達し、１年待ちという状況も珍しくありません。義務教育という違いはあるにせよ、同じ特性にもかかわらず、特別支援学校と異なり、児童発達支援センターに断られる状況に私は大きな疑問を感じます。

そこで、笹渕健康福祉部長に伺います。

障がい児の療育を担う児童発達支援センター等の定員不足で適切な療育を受けられない状況を丁寧に把握する必要があると考えますが、所見を伺います。また、各施設が定員を拡充でき

ない背景には、報酬単価が低く、人材確保が困難ゆえ、国に改善を求めていただきたく所見を伺います。

次に、信州やまほいくについて質問いたします。

豊かな地域資源を生かし、子育て先進県を実現するため、県は2015年に信州やまほいくを創設し、本年１月現在で313の幼保が認定を受けています。認定を受けた園は、自然と触れ合うフィールドを持ち、ふだんと一味違った多くの発見と驚きで、子供の好奇心が自然の中で無限に花開きます。自然豊かな環境で子供を育てたいと考える世帯を長野県に呼び込むためにも、認定を受けた園が県内に満遍なく存在することは大切です。

おととしの県民文化委員会でも取り上げましたが、年々認定園の数は増加しておりますけれども、地域別でばらつきがあります。公立園は市町村役場で申請や更新手続のサポートがありますが、多くの私立園では、認定の要件を満たしても、事務作業の負担から申請を渋る園が相当数あり、私自身も同じ思いを抱いております。

全県に満遍なく信州やまほいく認定園を増やすために、人材不足の中、事務作業の負担から、申請をためらう保育園が多数ある状況を改善し、全県に広げていくため、どのように支援していくのか。高橋こども若者局長に伺います。

次に、２人目の副知事について質問いたします。

2021年以来の副知事２人体制になりますが、新田恭士氏には、人口減少対策である持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザインの策定が期待されており、災害対応、ＤＸ、国との調整等を進めると理解しております。

昨年９月定例会で、中南信所管の２人目の副知事配置について質問させていただきましたが、人口減少対策としての県土のグランドデザイン策定は、広い長野県においてとても大切な取組で、さらには、均衡ある県土づくりという視点において大きなチャンスだと思います。

政策に魂を込めるには、当たり前ですが、県庁と市町村役場だけが連携してつくり上げられるものではありません。県土のグランドデザインの策定という壮大な取組をする際、ぜひとも血の通った内容になるよう、県民の心の声を吸い上げるべく、新田氏には、県庁にとどまることなく、77市町村に足しげく通い、生の声を聞いていただきたいと思います。特に、物理的に遠い地域であればあるほど、その地域に長く滞在し、時には同じ釜の飯を食い、寝食を共にし、県民に寄り添っていただきたいと思いますが、阿部知事の所見を伺います。

次に、農福連携について質問いたします。

2010年、鳥取県庁の取組をきっかけに、国でも農福連携チームが立ち上がり、2019年には、障がい者が携わった農産物や加工品にノウフクＪＡＳの表示が可能となりました。農福連携における障がい者側のメリットは、生産過程の仕事や意味を理解しやすく、汗をかく喜び、体力

がつく、自然と触れ合いストレスが発散される、細かい分業により特性に合う作業を見つけやすいことなどが挙げられます。

愛媛県立伊予農業高校では、団体・企業と連携し、障がい者と農作業を行い、また、カフェを運営し、ノウフクＪＡＳキクラゲを使ったメニューを提供しております。県内には農福連携に取り組んでいる農業高校はないと聞いておりますが、農業高校の生徒たちが農福連携を学ぶことは、未来を担う若者にとって大変意義深いことだと考えますが、小林農政部長の所見を伺います。

我が長野県には、全国第１号でノウフクＪＡＳを取得した株式会社ウィズファームがあり、昨年、先進的な取組として、松川町は、ウィズファームが生産したノウフクＪＡＳの小麦を使用し、小中学校の給食でソフトフランスを提供しました。さらに、ノウフク米を10％使用したノウフクＪＡＳの非常食「緊急救命72ｈおかゆ」を防災備蓄品として受け入れ、全国初の取組となりました。ほかにも、ノウフクＪＡＳを取得した株式会社ミールケアの信濃町みーる農園では、約10種類の野菜と花を栽培し、ポット苗として出荷しております。

昨年、ノウフク・マルシェｉｎ軽井沢が開催され、県内外のノウフク産品が集まり大盛況でした。消費者も農福の価値観を理解して購入する時代となり、本当に喜ばしいことです。既存の銀座ＮＡＧＡＮＯの取組同様、名古屋・大阪事務所と連携して、ノウフク商品を県外へ販売促進することは可能でしょうか。小林農政部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には４点御質問をいただきました。早川議員には、保育士体験のきっかけをつくっていただきましたこと、まずは感謝申し上げたいと思います。

１番目の質問でありますが、省庁移転についてという御質問でございます。

これまでも、全国知事会においては、大規模災害等の際の持続可能性、あるいは首都機能のバックアップ体制の強化といった観点から、政府関係機関等の分散の推進について国に対して要望を行ってきているところでございます。

現在、リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議に対して、私も、長野県としては、この伊那谷地域の特性、強みを生かした実証都市圏域の形成ということを提案させていただいているところでありまして、その中には、リニアを活用した国家機能の多極分散の実現という観点から、中央省庁、そして国の研究機関の一部機能移転も位置づけさせていただいているところでございます。これを実現するため、庁内のプロジェクトチームで検討を進めることとしておりまして、この国の動きに後れを取ることがないよう、政府関係機関の移転について情報を積極的に把握しながら対応していきたいと考えております。

防災庁の誘致という御質問でございます。

日本国全体の喫緊の課題としては、やはり首都直下型地震や南海トラフ地震など、いつ起こるか分からないけれどもいつか必ず来ると言われている巨大地震があるわけでありますので、あまりにも東京に機能が集中し過ぎているということ自体が非常なリスクだというふうに考えております。

そうしたことを考えれば、やはり、政府関係機関は、東京だけではなく、ほかの地域に移転する。あるいは、もっとしっかりとしたバックアップ機能を他の地域に設置する。そうしたことがなければ、日本の国自体が危ういことになりかねないというふうに思っております。

そういう観点で、防災庁という御提案であります。防災庁も、もちろん我々も検討していかなければいけないというふうに思いますが、市町村の意向、本県の地理的な特性、そしてこれから長野県として取り組んでいこうとしている政策との親和性、こうしたことをしっかり吟味しながら、どういった機関を誘致するのが望ましいかということについて検討していきたいというふうに思っております。

続いて、南信州執務週間は定期的に開催するのか。また、ほかの地域でも行うのかという御質問でございます。

その地域で、そこの空気感をしっかり全身で感じながら、地域の皆様方と、思いや考え方、課題や悩みを共有することは、県政を進めていく上でやはり大変重要だというふうに思います。特に、長野県は面積がとにかく広い県であります。それぞれの地域が様々な特色を持っているということが長野県の強みでもありますので、私をはじめとする県職員がいつも長野市だけにいて仕事をするということは望ましくないものというふうに考えております。

特に、今、オンラインを活用していろいろなことができるようになりましたので、先般南信州にお伺いをさせていただいた際も、予算の知事査定を南信州で行いました。また、御紹介いただいたように、知事会見も、しかも通常の知事会見ではなく、１年間の締めくくりの知事会見も南信州で行わせていただきましたが、特段の支障なく行うことができたと思っております。そうしたことを考えれば、もっともっと県庁から飛び出て、県民の皆様方とまさに対話と共創をしっかり進めていくということが必要だというふうに思っております。

お尋ねの南信州執務週間については、来年度の具体的な開催はこれから検討いたしますが、私としては、まずは南信州は継続して実施したいというふうに思っております。加えまして、南信州地域と同様に、県境に位置して、かつ県庁から遠い木曽地域においても実施したいというふうに考えております。

続いて、新たな副知事には市町村に足しげく通って県民の生の声を聞いてもらいたい。特に、遠い地域には長く滞在するなど、県民に寄り添った対応、仕事をしてもらいたいという御質問でございます。

今回、人事案に御同意いただければ副知事２人制になるわけでありますので、人事案を提案させていただいております新田氏には、関副知事と地域を分担して、木曽・南信地域担当ということで、県庁から遠い地域を積極的に対応していただこうというふうに思っています。

先ほど申し上げたように、長野県は非常に広いわけでありますので、副知事を２人にしていただくことができれば、これまで以上に私と副知事が分担していろいろなところに出かけることも可能になると思っております。

早川議員にずっと御指摘いただいているように、地域の声、地域の思いというものを我々ももっとしっかり把握していくことが重要だというふうに思っております。ぜひ人事案には御同意いただくようお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には南海トラフ地震を想定した都道府県間の応援体制について御質問をいただきました。

都道府県同士の応援は、知事会の災害時の応援協定に基づきまして、それぞれの圏域内でお互いにどの県が主となって応援を行うかということが決められておりまして、中部圏知事会の例で言いますと、本県は富山県や静岡県の主たる応援県の一つとされております。

さらに、南海トラフ地震では、全国からの支援が必要となるため、消防による救出活動においては、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランというものがあります。また、人的応援につきましては、先頃総務省が取りまとめました南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランというものがございまして、それぞれで47都道府県を三つのグループに分けております。

一つ目が、主として応援を受ける県ということで、これが10県。そして、すぐに重点受援県に先遣隊を派遣するのが18道県でございます。それ以外に、自分のところの被害を確認した後に応援に行くのが19都府県ということになっているところでございまして、本県は、南海トラフの場合には、最後の被害確認後応援都府県の中に位置づけられておりますので、県内の被害状況を確認の上、応援に行くと定められております。今後、このアクションプランに沿いまして、まずは近隣地域と県との意見交換や訓練を通じまして応援体制の実効性の確保を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、広域的な避難、二次避難でございますけれども、国、県、市町村が連携協力して取り組むことが極めて重要だと考えております。また、国は、令和６年能登半島地震を踏まえまして、今後、二次避難所運営マニュアルを策定するというふうに聞いております。このマニュアルの中では、例えば、二次避難を行うべき対象の方や被災者の意向の把握をどうするか、

受入れ可能なホテル、旅館や移送手段の確保といった具体的な手順をその中で定めていくというふうに聞いておりますので、本県としましても、そうした国の動きや考え方を十分に把握しながら、二次避難のマニュアル整備など広域避難の受入れ態勢づくりをきちんと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には保育士支援とやまほいくについて３点御質問をいただきました。順次お答えします。

まず、高校生が保育士養成校を目指すための取組についてのお尋ねです。

保育士という職業は、子供の成長や発達を身近で感じることができ、未来を担う子供たちを育てる大変やりがいのある職業です。しかしながら、幼い頃に保育士になりたいと思っていた高校生も、実際にそうした魅力などを実感する機会がほとんどないのが現状であります。

９月定例会で、保育士等の人材確保に関する議員からの御質問に、養成校を含む合同ミーティングで関係者が一体となって取り組むと知事からお答えし、その後に開催された合同ミーティングで高校生等が保育に触れる機会が重要であるという御意見を伺ったことから、来年度、生徒が保育所等で直接子供と触れ合い、保育の魅力を体感する体験交流会を新たに開催してまいりたいと考えております。

さらに、保育士を目指す学生の資格取得と県内保育所等への就職を支援するため、県内保育所等に５年間従事することで返済免除となる保育士修学資金の貸付けについて、来年度当初予算案で貸付上限額を大幅に引き上げるなどの拡充をしたいと考えております。具体的には、学費の貸付月額を、自宅生２万円、自宅外生３万円から一律５万円に引き上げるとともに、入学準備金及び卒業準備金を10万円から20万円に引き上げ、さらに学費を借りていない方でも就職活動準備金20万円が借りられる資金を新たに設けてまいります。

今後、保育士養成校との連携もさらに強化し、これらの取組を推進していくことで、保育の仕事に興味を持つ若者が保育士を目指し、そして、信州の豊かな自然の中で子供の育ちを支える保育士として活躍できるよう取り組んでまいります。

次に、保育補助者を活用するための方策についての御質問です。

保育補助者が子供の着替えや食事の手伝いなど保育士の多忙な業務を補助することが、保育士の業務負担の軽減や職場の環境改善など魅力の向上にも寄与し、離職防止につながることから、県としても、保育所等での活用を積極的に推進しているところであります。しかしながら、昨年度実施した保育士・保育所等実態調査によると、保育補助者を活用している保育所等は約３割と、活用が進んでいない状況であります。

支援策としては、民間保育所等が保育補助者を雇い上げる際に必要な経費を支援する国庫補助制度がありまして、令和７年度に保育補助者の経験年数に応じて補助基準額が引き上げられるなどの見直しが行われる予定であることから、こうした制度拡充も含め、国庫補助の活用事例等を市町村等に共有してまいります。

また、先ほどお答えした貸付金にも、民間保育所等が保育補助者を雇い上げる際に必要な経費を貸し付け、採用後に当該保育補助者が保育士資格を取得した場合には返済が免除となる制度がありますので、併せて周知をしてまいります。

今後も、こうした国庫補助や貸付けによる支援制度の積極的な活用を市町村や保育所等に呼びかけ、保育補助者の活用がさらに広がるよう取り組んでいくとともに、ＩＣＴ活用などについても事例を共有し、保育の質を確保しつつ、保育士の働きやすい職場づくりを市町村と共に進めてまいります。

最後に、やまほいくの認定申請に係る負担の軽減など認定園を増やすための取組についてのお尋ねであります。

平成27年度に全国に先駆けて開始した信州型自然保育、通称信州やまほいく認定制度では、近隣が自然に恵まれた園のみならず、市街地においても多くの園が認定されております。この制度では、特化型と普及型の二つの認定区分により、屋外での活動時間や安全管理などの基準を満たした園を県で認定しておりますが、認定に当たっては、学識経験者等で構成される信州型自然保育認定懇談会に意見を求めるほか、原則、現地視察を行うなど、厳格な審査を行っております。

議員から、事務作業の負担が大きく、申請をためらう保育園が多数あるとの御指摘がありましたが、申請者の負担軽減については、これまでも、提出書類を減らすなど申請手続の簡素化に努めてきたほか、新規認定の申請に当たっては、県の自然保育普及推進員が書類の書き方をサポートするなどの支援も行っているところであります。

今後も、認定を希望する園が申請に当たってどんな点を負担に感じているのか、関係者にも意見を聞きながら、申請手続のさらなる簡素化を検討してまいります。さらに、広く県内に認定園を増やすために、県のポータルサイトの活用や、研修会、イベントの開催などを通じて本制度を市町村や園に周知し、関心を示していただけるよう努めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には障がい児療育の実態把握と国への報酬改善の要望についてのお尋ねでございます。

発達障がいや知的障がいのある未就学児の療育は、障がいの状態に応じて、療育コーディ

ネーターや障害児相談支援事業所の相談支援専門員等の支援者が、保護者などの意向をお伺いしながらそれぞれの子供に適したサービスを提供しております。

具体的には、児童発達支援センター等の療育の専門機関で集中的に療育を受けるケースや、専門機関での療育と保育所等におけるインクルーシブな幼児教育を曜日を決めて併用するケース、保育所等において必要度に応じて巡回支援専門員の助言等を受けながら幼児教育を受けるケースなどがございます。児童発達支援を行う事業所の数や総定員数は着実に増加しているところではございますが、議員御懸念の状況につきましては、今後県内の実態把握に努めてまいります。

また、障がい福祉サービス等の担い手を確保する上で、全産業と比べ低い平均賃金が足かせとなっていることから、国に対して報酬水準の見直しを従前から要望しているところであり、引き続きさらなる報酬の改善を要望してまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農福連携について２点御質問をいただきました。

まず、農業高校生が農福連携を学ぶ機会の創出についてのお尋ねです。

農福連携を学ぶことは、未来の農業を担う高校生にとって、多様な人々が活躍できる社会の価値と、そこに向かって自らが知恵と工夫を凝らす意義にアプローチする貴重な機会となると思慮するところでございます。

現在、農業の魅力を学ぶセミナーの講師として、農業者を農業高校へ派遣しているところであり、さらに農福連携について学ぶ機会もつくってまいりたいと考えております。そこで、農業高校との連携会議等において、農福連携等をテーマとしたセミナーの実施、お試しノウフクや、来年度から始める農福連携の現場見学会などを教育の場で活用することを提案してまいります。

次に、農福連携で生産された農産物の販路拡大についてのお尋ねです。

銀座ＮＡＧＡＮＯで行ったノウフクＪＡＳのリンゴの販売はお客様からも大変好評であったとお聞きしております。大都市圏には、品質に加え、農福連携などの社会的意義に価値を感じて選択する消費者も多く、県外事務所を通じた販売促進は有効と考えます。

今後も、県外の３事務所と連携し、販売会の開催や卸売業者等への商品提案など販路開拓の支援を強化してまいります。

以上でございます。

〔９番早川大地君登壇〕

○９番（早川大地君）大変難しい質問も含め、全ての執行部の方より御答弁いただきました。

省庁移転については、阿部知事の強いリーダーシップにより、全国知事会を通して国を動かしていただきたいと思います。

また、南海トラフ巨大地震について、今後、県として取り組むことは非常に多くあります。私自身、東日本大震災のときに、瓦礫撤去のため何度も何度も東北に通いました。能登半島地震のときも何度かボランティア活動に入りましたが、今年も能登半島に行こうと思います。自然の脅威の前に茫然と立ち尽くすことを経験してもなお人を助けられるのは、人だと思います。どうか、県を越えて、全国の支援の拠点となるような長野県になることを強く望みます。

また、広い長野県において、均衡ある県土づくりの観点より、先ほども力強い答弁をいただきましたが、知事の執務拠点の短期的な移動や２人目の副知事の登用は本当に期待しております。

2026年度より、こども誰でも通園制度の本格化が見込まれる中、さらに、保育士不足が顕著になることが予想されますので、保育補助者の支援は本当に必要となります。そして、未就学児の発達支援、信州やまほいくも一層進むことを強く願います。

農福連携の推進により、誰にでもやりがいを持った働く環境の実現を期待しております。

全国から選ばれる信州となることを願い、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（続木幹夫君）次に、グレート無茶議員。

〔５番グレート無茶君登壇〕

○５番（グレート無茶君）よろしくお願いします。まず、そば県について質問させていただきます。

先月27日に第２回信州そば会議体設立準備会が行われ、会の名称が信州「そば県」推進協議会に決定しました。そば県に関わる多様な事業者の方々にこの名称を圧倒的多数によって選んでいただいたことを大変うれしく思いました。やっとスタートラインに立つことができたのかなという思いもあり、今後に非常に期待を寄せております。私も、多くの方から、着実に動き始めているねという声をいただき、期待を寄せているのは私だけではないことも感じております。改めて会の名称にそば県が選ばれ、入ったことについて、知事はどのように受け止めていらっしゃるか。お伺いいたします。

昨年夏に「この指止まれ」で旗揚げしました県内市町村議員並びに国会議員による「長野県を「そば県」にする議員の会」、以下、そば議員の会、への参加者は現在54名になり、うち県議会議員は11名であり、着実に輪が広がっています。それぞれの議員に県内各地で個別にそば関係者から激励の言葉や相談、問合せをいただいているようで、非常にいい流れになってきていると感じております。一般の方からも声をかけられ、徐々に浸透してきているという実感もあります。

さて、第１回の県の準備会開催後に当たり、ぜひ我々そば議員の会も協議員にしていただけないかという旨を要請させていただきましたが、断られてしまいました。第２回目も、そば議員の会から２名が傍聴席から傍聴させていただきました。会の趣旨から言えば、そば議員の会の参加、もしくは協力させていただくこともありではないかと思います。誰が判断して、どのような理由からなのか。知事に伺いたいと思います。

私は、信州「そば県」推進協議会の取組自体は全く否定するものではございません。長野県が名実ともにそばと言えば信州という認識度を確固たるものにして、全国、そして世界へと発信していただけたらと思っています。

しかし、私のところには、その協議会に参加できない事業者等から、なぜ我々は呼ばれないのか。どうやってメンバーが決まったのか。どうしたら会に参加ができるのか。我々の意見は聞いてすらもらえないのかといった疎外感を感じるという声が届いております。業界内にやや分断を生んでいる現状を感じております。

また、協議会のメンバーの一部からは、県の協議会への関わり方の方針が変更になったり、会議体の名称変更を打診されたりと、県のやり方に不安を感じるという声も実際にあります。私も、実際、あるメンバーの方から、このような連絡をいただきました。とある議員の意向により協議会の名称を変更したいと県から連絡があったけれども、これは無茶さんですかと。私は返答に困りました。私のわけがないですと。この場で断言しますが、私は一切言っておりません。なぜこのようなことが起きているのか、不思議でなりません。このような状況下において、県民が一丸となって長野県のそば振興に取り組むことができ、みんなでその恩恵を受けられる仕組みをどのようにつくっていくのか。合津営業局長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）そば県に関して私には２点御質問をいただきました。

今回設置される協議会はまだ設立されていないわけでありますけれども、会の名称にそば県が入ることについての受け止めという御質問であります。

今の御質問にもありましたように、これは先月の準備会において、メンバーの多数決で信州「そば県」推進協議会という形で決められたというふうに承知しております。協議会活動の到達点として、そばと言えば信州というふうに多くの方に認めてもらえる状態を目指そうという方向性をそば県という形で表現されたものというふうに受け止めております。

それから、そば議員の会の入会要請を断られたけれども、誰が判断したのか。また、どのような理由からかという御質問でございます。

この協議会は３月に設置を予定しているわけでありますけれども、営業局が事務局を担うことを予定しているところでありまして、既に２回準備会が開催されたところであります。設立

当初の構成員としては、事務局である県が案をつくって準備会のメンバーの御賛同を得たところでありまして、今後設立のときに会則をしっかり決める形になると思いますので、そこで確定されるものというふうに受け止めております。

そば議員の会からの入会の御意向については、準備会の構成員を通じて、これは事務局には直接お話はなかったというふうに承知していますが、間接的に営業局でお伺いしたと聞いております。

生産から消費までの様々な事業者、そして行政が課題を共有する場であるというふうに考えていることから、営業局の判断でお断りしたというふうに承知しているところでございます。また、このことについては、第１回の準備会において、構成員の皆様にも御相談させていただいたところ、異論はなかったというふうに伺っております。

私としても、これから着実にそば振興を進めていかなければいけないわけであります。まずは、事業者の皆様方を中心に課題と方向性を共有していくことが望ましいというふうに考えておりまして、こうした整理で、設立当初の構成員はこういう形でいこうという形で一定の方向性を出されたということについては適切なものではないかというふうに受け止めております。

以上です。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君）県民一丸となったそば振興に取り組める仕組みづくりについてお答えいたします。

協議会設立に向けまして、準備会等で意見集約を進めてまいりましたが、具体的な事業や最終目標等、協議会の皆さんと議論がまだ必要な部分もあると考えておりまして、現在、意見をお寄せいただいているところですけれども、その中で、営業局の判断で名称についても伺ったところです。

協議会の目的であります、誰もが「そばといえば信州」とイメージしてもらうことを達成するため、幅広い多くの皆さんの賛同が必要でありまして、御指摘のような誤解を招かない丁寧な説明が必要と認識しております。

加えまして、協議会が実施する事業等へ参加いただくことも大変大事なことであります。まずは、構成団体に参加する個別事業者への説明、さらには、商工団体等の協力もいただき、飲食店等多くの事業者の皆さんに対しまして協議会活動の周知等に取り組んでまいります。

加えまして、会員以外の事業者や県民の皆さんによります多様な信州そばの情報発信や、「そばといえば信州」を一丸となって発信してもらう連携など、県民との共創による事業についても協議会の皆さんと共に取り組むことで仕組みづくりにつなげてまいりたいというふうに考えております。

〔５番グレート無茶君登壇〕

○５番（グレート無茶君）言った、言わないで言ったら、私は言いました。言わないわけがないではないですか。だって、私たちが呼ばれていないというのはどうしてと思うのは普通だと僕は思います。

そもそも、私が長野県をそば県にと言い始めたのは、他県がそば県の名称を狙っていると聞いて、それはちょっと待てと。そば県と言ったら長野県でしょうという気持ちからです。インパクト、盛り上がりとスピード感を持って取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。人権尊重条例に関連して二つの視点から伺いたいと思います。

一つ目の視点は、ＳＮＳでの誹謗中傷について。

令和５年６月定例会で、私の一般質問でＳＮＳの誹謗中傷対策について質問をさせていただきました。相談窓口の周知、ネットの適正利用の啓発など積極的に行っていくと答弁いただきましたが、あれから２年たった現在、その取組の効果は現れているのでしょうか。また、人権尊重条例の制定に向けた検討が進む中、項目の中に記載されている、特にＳＮＳの誹謗中傷については、どのように扱うつもりでしょうか。

私は、ＳＮＳの誹謗中傷については、その特殊性から、人権尊重条例に全てを組み込んでしまうには少し違和感があると思います。というのも、まず、ＳＮＳは自己の承認欲求を満たす装置です。人の脳は、社会のルールに外れた行動など分かりやすい攻撃対象を見つけ、罰することに快感を覚えるようにできています。許せないという正義感が正義の制裁を加えると、脳の快楽中枢が刺激され、快楽物質のドーパミンが放出されるといいます。この快楽が正義中毒という依存症になり、犠牲者を出していると言われます。この中毒に陥ると、その行動を誹謗中傷や人権侵害だとは全く思わないという特徴があるそうです。これは誰にでも起こり得ることです。

仮に人権尊重条例を包括的な理念条例として整理するのならば、それとは別に、こういったＳＮＳの誹謗中傷の特性に鑑み、ＳＮＳに特化した実効性のある方策を盛り込んだ条例が早急に必要だと考えるが、いかがでしょうか。以上、直江県民文化部長に伺います。

二つ目の視点は、子供の権利についてです。

平成26年７月公布の長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例、この条例は、結果的に様々な困難に悩み苦しむ子供の減少を目指しているということですが、本県の現状は、公布後も、全国の中で子供の自殺が多いというデータが出ています。本県において、様々な困難に悩み苦しむ子供は実際に減少しているのでしょうか。この点について高橋こども若者局長に伺います。

改めて条例を見返すと、子供支援の施策は、子供が意見を直接述べることができる方法を用

い、子供を含めた県民の意見を反映させ、子供の最善の利益を実現し、その人権が尊重されることとありますが、実際に子供自身の声が反映されているのか、疑問があります。

以前里親の件で質問しましたが、国の数値目標を追いかけるあまり、養子縁組の数を意識してしまう。そこに子供の意見は反映されているのでしょうか。結果として、養子縁組の解除の数も減りません。実は大人の意見、大人の都合に子供が巻き込まれているケースがあるのではないでしょうか。

また、第５条、保護者の役割として、「保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し」とあります。間違ってはいないのですが、里親や一時保護などが増えている状況や、家庭の在り方の多様化、みんなで子供の育ちを支えようという動きの下では、もはやこのような形で責任に言及すべきなのか、その意味をふと考えてしまいます。

子供同士のトラブル時、早期の段階で大人が一方的に介入し、結論を出してしまうなど、子供たちを信じ、見守ることが許されない雰囲気もあるように感じています。こどもまんなかを掲げる本県において、子供が権利の主体である旨を明確に打ち出す必要があると考えます。多様化する社会に対応した家族の在り方を含めて、子供の権利に関する条例の制定に向けた議論を人権尊重条例の検討と並行して進めてほしいと考えますが、いかがでしょうか。知事に伺います。

三つ目、教員間のハラスメントについてお伺いします。

私は、先生が退職することに大きな疑問を抱えております。憧れの先生になるために難しい試験に臨み、その資格を手に入れているわけです。そう簡単に先生になれるものではありません。まず、志が高くなければ先生の道を選択しないというふうに思います。なぜそう思うかというと、私は、実は学生時代、先生になりたくてしようがなかったからです。先生に憧れていました。でも、知り合いで、毎年何度も教員採用試験に挑戦してやっと先生になれた彼が辞めてしまいました。不思議でなりません。教員退職者の主な理由は何でしょうか。

また、子供たちにいじめは駄目だと教える教員の間でいじめがあり、それにより退職に追い込まれたという事例も実際に相談を受けたことがあります。教員間のいじめやハラスメントの実態を把握されているのでしょうか。

そして、教育委員会のハラスメントに係る解決体制はどのような仕組みになっているのでしょうか。相談先の調査機関にハラスメントの当事者がいる場合も想定され、その事案が正しく処理されずにさらに被害を生む可能性もあります。相談、調査は外部化しないと意味がないと考えますが、いかがでしょうか。以上、武田教育長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私にはＳＮＳ上の誹謗中傷に関しまして２点お尋ねを頂戴してお

ります。

まず、ＳＮＳ上の誹謗中傷に係る相談窓口の周知啓発等の取組と効果についてでございます。

相談窓口につきましては、国の違法・有害情報相談センターなどを県のホームページに掲載いたしますほか、県内プロスポーツチームの試合の際にチラシを観客の皆さんに配布し、周知の機会を増やしてまいりました。

インターネット上の人権侵害に関する啓発につきましては、令和５年度に動画を配信したほか、長野美術専門学校の学生によるポスター制作と県内各地での展示等により、多くの方々の理解が深まるよう取り組んでおります。

加えて、子供・若者、保護者などが情報モラルについて学ぶ取組を支援いたしますとともに、インターネットの利用を親子で考えるためのリーフレットを学校を通じて配付するなど、若い世代への啓発にも力を入れております。

プロスポーツの試合で啓発を行った際のアンケートでは、９割以上の方から、人権に対する理解が深まった、気づきがあったとの回答をいただいていることから、こうした様々な手法によります地道な取組の継続が広く県民の皆様の理解を促進し、ＳＮＳ上の誹謗中傷の抑止につながるものと考えております。

続きまして、ＳＮＳ上の誹謗中傷についての条例検討の中での扱い及びＳＮＳに特化した方策を盛り込んだ条例の必要性についてのお尋ねでございます。

ＳＮＳ上では、その匿名性や情報発信の容易さから、誹謗中傷などの他人の人権を侵害してしまう様々な問題が発生しており、今般、人権全般を包括する条例の検討に至った背景の一つとなっております。

条例に具体的にどのような内容を盛り込むかにつきましては、ＳＮＳ上の誹謗中傷のような現在顕在化しております人権課題への対応を含め、今後、長野県人権政策審議会を中心とした検討の中で見定めていくべきものと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には本県での様々な困難に悩み苦しむ子供の状況についての御質問です。

県では、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づき、平成27年から子ども支援センターを設置し、虐待やいじめなどの悩みや、問題を抱える子供たちからの相談に対応してきております。子供本人が学校とは異なる機関へ相談できることで、子供が抱えるつらさや悩みを詳しくセンターの相談員が聞き取り、市町村や学校、教育委員会等につなげるなど、重要な役割を果たしていると考えております。

その一方で、県内の子供の状況については、虐待相談件数やいじめの認知件数は最近も高い数字で推移しており、社会的な意識の高まりや積極的な対応が進んだこともありますが、平成26年度当時と比べて増加しております。

これに加え、ヤングケアラーや発達障がい、ＳＮＳによる誹謗中傷など新たに顕在化した課題も生じてきており、困難を抱えて悩み、苦しい思いをしている数多くの子供たちに寄り添った対応をしていく必要があると考えておりまして、今後も、子供に関わる各機関が問題の予防や早期対応に努めるとともに、さらに連携協力し、課題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には子供の権利に関する条例の制定に向けた議論を人権尊重条例と並行して進めてほしいと考えるがいかがかという御質問でございます。

子供を権利の主体として捉えるこども基本法、あるいはこども大綱など、国においても大きな動きが出てきたところであります。御指摘のとおり、子ども支援条例の制定当時と比べますと、子供たちを取り巻く社会環境や支える制度等大きな変化が生じてきているというふうに認識しています。

県としては、子供が権利の主体であることを子ども・若者支援総合計画の基本姿勢に位置づけるよう改定し、今後、子供の意見表明機会の確保、施策への意見反映、子供の社会参画のほか、子供の視点に立った情報提供などをさらに進めていきたいというふうに考えております。

こうした項目も含め、子供の権利に関して改めて条例で定めるかどうかについては、人権全般を包括する条例の検討を行う長野県人権政策審議会の議論なども踏まえながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）教職員間のハラスメントについて私には２点御質問をいただきました。

教職員の退職理由、教員間のハラスメントについてでございます。

令和５年度中の自己都合による退職者は、小、中、高、特別支援学校合わせて137名であり、退職の理由については、個人のプライバシーに関わることから詳細には把握しておりませんが、全体の74％が20代から30代で、主たる理由は、他県で教員に採用されたこと、民間企業への転職、結婚などであると承知しております。

また、教職員間のいじめの実態でございますが、県教育委員会に設置したハラスメント相談電話に寄せられたものが、本年度、小中学校９件、高等学校15件、計24件で、義務教育学校については市町村教育委員会に事実確認するよう指導したり、県立学校については直接学校にヒ

アリングするなどして対応しているところでございます。なお、県教育委員会が過去５年間に行った教職員間のハラスメントを理由とする懲戒処分件数は１件でございます。

続きまして、教育委員会のハラスメントの解決体制についてでございます。

現在、県教育委員会では、教職員が上司や同僚等からハラスメントを受けた場合に相談できる窓口として、職員相談員やハラスメント相談用電話のほか、教育長、弁護士に直接連絡できる教職員通報・相談窓口を設置しており、第三者を含めた対応を行っているところでございます。

相談窓口については、校長会等を通して教職員に周知しており、相談者の方が置かれた状況や要望に合った相談窓口を選択できるよう体制を整えているところでございます。一方、各市町村教育委員会においても相談窓口を設置していると承知しております。

引き続き、教職員が相談しやすくハラスメント解決に資する体制について、外部化を含めて研究してまいります。

以上でございます。

〔５番グレート無茶君登壇〕

○５番（グレート無茶君）ＳＮＳの誹謗中傷を実際に受けたことがありますでしょうか。ぜひとも被害者を増やさないように、引き続き取組をお願いしたいと思います。

また、なりたくてしようがなかった、本当にそういう気持ちでなった教員が辞めていくというのは、やはり何かあるのではないかというふうに勘ぐってしまいます。ここまで来ると、本当の退職理由が何であるか、本気で調査していただければというふうに思います。

教員不足の解消は、環境の改善ももちろんですが、こういったメンタルのケアなどを重視し、改善することによって、不足の解消の一端を担えるのではないかというふうに思っております。教員が生き生きすることが子供たちにとっても非常にいい効果になっていくと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、結果を出す県の広報についてお伺いいたします。

令和７年度当初予算における県全体の広報予算額は、令和６年度当初予算比1.6倍の８億6,000万円余となっております。非常に気合と期待の入った予算となっております。

令和７年度の広報関連事業の中で最も力を入れる目玉事業を一つ選ぶとしたら何でしょうか。そして、伝わる広報の実現と掲げていますが、何をもって伝わったと評価しますか。予算額1.6倍に見合った目標と結果への評価方法を知事に伺います。

広報は、お金をかけたらかけた分だけ結果が出るものではありません。知事もおっしゃっていましたが、ただかければいいというわけでもありません。そして、広報は、結果を出さなければ意味がありません。

なぜこういった話をするかというと、私は過去に広告代理店に勤めたことがあり、仕事として広告に携わっていた経験があるからです。なので、県広報は民間の感覚がちょっと薄いと感じてしまいます。広告代理店からすると、行政の仕事は実は非常においしい。結果を求めることがないからです。逆に、企業からの依頼は非常に厳しいです。自分の懐を痛めて広報するわけですから、それは結果を求めます。結果を出さなければ次の仕事は来ませんし、広報の結果は、その企業にとって死活問題になりかねません。

広報の専門的知見を有する外部人材の登用も掲げておりましたが、プロであればぜひ結果にコミットしていただける人材を登用していただきたいと思います。職員の座学研修に予算をかけるのであれば、まずは一つでもいいので、具体的な広報の成功事例を見せてもらえたらと思います。プロから見た過去の広告戦略の課題の洗い出し、プロが仕掛ける広報戦略を職員は間近で見て、結果を出すプロの広報というものを学んでもらいたいと思います。

アドバイスを受けながらＯＪＴで学び、失敗例や成功例を積み上げ、最終的には職員自身がアウトプットを視野に入れた事業構築が行われるまでにスキルアップできるよう、本気で取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。県の広報改善に向けたロードマップをどのように描いているか。知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）県の広報について御質問をいただきました。

これは相当しっかりやっていかなければいけないというふうに私も思っております。県議会の皆様方からは、毎回のように、広報ができていない、県民に伝わっていないという御指摘をいただいているわけでありますし、私としても、せっかく各職員が頑張っていいことをやっているのに何でもっと伝わらないのか、伝えられないのかというふうにいつも思っています。これは、やはり我々県組織を挙げてしっかり取り組まなければいけないというふうに思っております。

まず、最も力を入れる目玉事業という話でありますが、伝えていきたい内容については、まずは人口減少の問題。人口減少の対策も含めて、しっかり伝えるようにしていきたいというふうに思っております。政策的な手法面ということで申し上げれば、何といっても私は若手インフルエンサーを活用した長野県広報パートナーと共に若者にも響く発信をしていきたいというふうに思っております。

御質問にもあったように、我々がやると、どうしても公平性、中立性、あるいは正確性ということに過度に気を遣い過ぎるところがあるというふうに思います。その発想自体を変えていかなければいけないのですけれども、やはり若い人たちの視点、また、ほとんどデジタルネーティブで育ったような世代の皆さんの発想とか感性、こうしたものを県の広報にしっかり取り

入れていきたいというのが成果を上げていきたい政策であります。

それから、伝わる広報の目標と評価方法という御質問でございます。

県の政策全般が、もう既にやっていればいいという話ではないわけでありますので、全ての政策がそうだと思いますが、広報についても、御指摘のようにしっかり評価し、検証し、改善につなげていくことが重要だというふうに私も思っております。

一方、広報する内容はいろいろあります。例えば、ゼロカーボンであれば、ただ伝えるのではなく、実際に県民の皆さんの行動変容につながっているのかどうかということも我々は把握していかなければいけません。また一方で、いろいろな情報のようなものは、まずは知ってもらえればいいと。広報といっても、どこまでできればいいのかということは、やはり内容によって大分違ってくるかなというふうに思っております。

評価の在り方については、その広報の目的、ターゲット、手段、こうしたものに応じて考えていかなければいけないと思っております。具体的な検証方法等については今後しっかり検討していきたいというふうに思っております。

それから、広報の改善に向けたロードマップということでございます。

私としては、やはり、県の広報は変わったなとまずは思ってもらえないと、予算をかける意味がないのかなというふうに思っております。そういう意味では広報戦略をしっかり立て直していかなければいけませんけれども、県民の皆さんから見たときにも、県の広報が何か今までと違うぞという感覚を持っていただけるように、県の広報の変化を印象づけることが初期段階でまず必要ではないかというふうに思っております。

その一方で、御質問の中にも触れていただきましたように、単に表面だけ変えるだけでは一時的なものになってしまいます。そういう意味では、私も含めた県職員のマインドを変えていかなければいけない。やはり、私たちがやっている仕事は、県民の皆さんに伝わってこそ仕事の結果が出せるわけでありますし、県民の皆様方からそれに対するフィードバックを受けてこそ我々の仕事を次のステップに向けて進ませることができると。こういう意識改革等も含めて取り組んでいきたいと思っています。

一方で、スキルアップも含めた研修など、伝える力の向上に向け、着実な取組も進めていきたいというふうに思っています。広報担当者だけが広報するというマインドでは決して県民には伝わらないというふうに思っています。御質問いただいたように、このスキルの面もそうでありますが、外部人材を活用する中で、一人一人が自分のやっている仕事をどうやれば県民の皆様にお伝えできるのかということを常に考えながら仕事をする県庁組織になるようにしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

これは非常に難しい課題ではありますが、何とか結果を出すように取り組んでいきたいとい

うふうに思っております。

以上でございます。

〔５番グレート無茶君登壇〕

○５番（グレート無茶君）知事の覚悟を伺えて非常によかったと思います。インフルエンサーという話がありましたけれども、1,200万円の予算をかけてやるインフルエンサー、もしかしたらインフルエンサーの1,200万円だけで８億円以上の価値が出るかもしれません。伝え方によっては非常に価値のあるものになっていくと思います。

広報はインパクトが非常に大事だと思っていまして、ぜひ賛否両論が出てくるくらいにやっていただきたいと思っております。賛否両論が出るということは、人の心に届いているという証拠だと思っています。広報がターゲットに響く、確実に届くというところまでぜひやっていただければと思います。

特に、長野県は若者、子供、女性がターゲットということであれば、例えば観光でいうなら、山の写真で子供にどこまで届くのかということを考えてやっていただければというふうに思います。

先ほども言いましたように、広報は結果です。予算が生き、金になるように、ぜひ結果にコミットする広報をやっていただければと思います。とにかく、賛否両論を恐れず、県民全体の利益のために、わくわく楽しくチャレンジしてもらいたいと思っております。

ちなみに、新潟県のガタガタ言うなよ新潟県、そして、広島県のおいしい広島ではなくておしい広島、こういった何かくすりと笑って拡散したくなるような広報をぜひやっていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後２時９分休憩

午後２時25分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

竹村直子議員。

〔１番竹村直子君登壇〕

○１番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。通告に従い一般質問をいたします。

まず、農業振興について。

農家の高齢化はどんどん進み、あと10年もしたらかなりの米農家は田んぼを守れなくなるの

ではないかと言われています。10年どころか、５年で農家は激減するとの声もあります。農業者の高齢化と減少、農地の荒廃、地域の過疎化は進むばかりですが、これは諸外国が当たり前に行っている農業を守る政策を政府がやっていないからでしょう。世界中の輸入が止まれば真っ先に飢えるのは日本だと言われています。農家・農地を守り、食料自給率を上げることこそが国民の命を守ることになるということは、ほかの国ではこれまた当たり前の考え方です。

令和５年、全国の食料自給率の実績はカロリーベースで38％ですが、国の目標は、令和12年までに45％まで向上させることとしています。国の目標達成に向けて長野県としてどのように貢献していくのでしょうか。

農業者の多くは、肥料や飼料、エネルギーなど、生産資材の高騰により、ますます経営が大変になっています。特に、米づくりは、赤字をほかの収入で補塡しながら、先祖からの土地だからと、必死で田んぼを守っています。時給は10円という説もありますが、ボランティアで米づくりをしていると言っても過言ではないと感じます。これでは、子供に継がせることはできるわけはなく、農家が減るのは当たり前ではないでしょうか。

昨年の米不足による価格上昇で少々潤った農家もあるかもしれませんが、上昇した分が全て農家に回ってはいないようです。米づくりこそフェアトレードにすべきと考えます。お米は知り合いから安く手に入れるという流通方法も問題ではないかと思います。農家自身が自らの労働を安く見積もり、買手も農家の労働を安く買いたたいている、そのことに気づかなければいけないと思います。

当たり前に御飯が食べられるのは、農家の犠牲的精神の上に成り立っているのです。それなのに、現在の日本人の多くは、パンや麺類を食べる機会が増え、米の消費量が減っています。そのことについても考えなくてはいけません。

戦争に負けて食糧難だった日本をアメリカの余剰小麦の輸出先とするため、学校給食にパンを導入したということを私は10年ほど前に知りました。「米を食うとばかになる」という本を生理学者の林髞が書き、当時の新聞でも、米食低能論、米食否定論を広め、農家をいじめ、ばかにして、欧米型食生活を崇拝し、和食を排斥する運動を行ったのです。何十年もかけて行った作戦は功を奏し、現代の日本人はパンが大好きになりました。アメリカの食料戦略は大成功ですね。

古くから日本人に愛されてきた御飯、みそ汁、漬物を中心とした発酵食品を食べる和食は、栄養面でもカロリー的にも体によい食文化です。日本人は、お米を食べる文化を見直す必要があると考えます。みその原料となる大豆が国産に置き換われば、食料自給率もぐっと上がります。

ユネスコの無形文化遺産に登録されている日本人の伝統的な食文化、和食の中心となる米の

生産をしっかり守っていくためには、需要の拡大を図ることが重要な要素の一つと考えます。また、米生産の元になる水田は農村の原風景の象徴であることから、遊休化させないよう管理していくことが求められています。県として、米の需要拡大や水田の有効活用にどう取り組んでいくのか。伺います。

従来の慣行農業での農薬や化学肥料を使わない安心・安全な食を求める人にとっては、有機農業でつくられたものが一番だと思います。新潟県では、有機農業の生産者、自治体、大学、ＪＡ、消費者が連携したオーガニック連絡協議会が、技術交換や若手の育成、販路拡大、有機給食の推進、消費者への啓発を進めています。2024年度に６会場で行ったオーガニックフェスタは、延べ３万1,300人が訪れたとのことです。

長野県でも有機農業の推進を期待するところですが、有機農業を推進する上では、生産者と消費者のつながりの構築に加え、自治体や関係団体等が広く連携した様々な取組が必要と考えます。

県としてどのように推進していくのか。以上３点を小林農政部長にお聞きします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業問題で３点御質問をいただきました。

まず、食料自給率向上への貢献についてのお尋ねです。

食料自給率の向上は、食料安全保障の観点から、国全体で戦略的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。本県といたしましては、全国へ安定的に園芸品目を中心とした農畜産物を供給していく総合供給産地として、まずは安定生産の取組を進めていくことが重要であり、新規就農者の確保と農業経営体の育成、気候変動に対応した新品種や栽培技術の開発、海外依存度の高い小麦や大豆、家畜飼料の県内産への置き換えなどにより食料自給率の向上に貢献してまいります。

加えて、国産、さらには県産の農畜産物の消費拡大も重要となります。それには、消費者の理解、行動変容が不可欠であるため、県産品を積極的に購入するしあわせバイ信州運動などを進めてまいります。

次に、米の需要拡大と水田の有効活用についてのお尋ねです。

食生活の多様化、人口減少等により年々米の消費が減少している中、県では、ＪＡ等関係機関と連携した県産米の消費を喚起する情報発信のほか、学校給食における地元産米の活用を教育委員会と連携して進めているところでございます。

また、需要に応じた主食用米の生産とともに、米粉用、飼料用、輸出用などの多様な米の作付を推進し、さらには、自給率向上に資する麦、大豆、飼料作物、野菜等の高収益作物やそばの作付を地域計画に沿って進め、水田の有効活用を図ってまいります。

最後に、関係者が連携した有機農業の推進についてのお尋ねです。

県では、全国に先駆け、生産者、流通事業者、消費者などがつながるプラットフォームを創設し、現在800名を超える会員が交流と情報交換を行う中で、それぞれの取組を向上させながら有機の裾野を広げています。さらに、生産と消費が結びついた取組が地域で円滑に展開できるよう、ポイントを分かりやすく整理した有機農業スタートブックを作成しているところでございます。こうした取組を、生産者やＪＡ、市町村等と連携して進め、有機給食などと併せ、有機農業の面的拡大を図ってまいります。

以上でございます。

〔１番竹村直子君登壇〕

○１番（竹村直子君）日本のお米は兼業農家に支えられてきたということを認識すべきだと思います。農業機械を購入するには現金が必要で、米づくりのみでは相当大規模でなければ厳しいと思います。

今、お米の小売価格は上がったままで、消費者側からすると高いでしょうが、生産者側から見てコストを考えると、もっと高くなってもよいと思います。生産者と消費者双方が納得できて無理のない米の価格を維持するには、行政が何らかの形で支えることが望ましいと考えます。民主党政権下で行った戸別所得補償制度のように、食料を生産する農家に寄り添った支援がなければ持続可能な農業は厳しいのです。

次に、公共交通について質問します。

しあわせ信州創造プラン3.0の中に、「自家用車に依存しない地域づくり」として、生活を支える地域交通の確保を図る観点から、誰もが安心して利用できる地域公共交通の維持・確保と利便性の向上に市町村と連携して取り組むとしています。皆が乗って交通事業者にお金が回ることが重要であるということをもっと広く強く県民に周知し、地域住民の意識を変えて巻き込むことが必要ではないかと考えます。県民に対する公共交通の利用促進に関する県の取組について伺います。

公共交通は、つながってこそ価値がある。地域のインフラと捉えて、将来的には、自治体が施設を管理し企業が運営するという公設民営の考え方で、今以上に行政の投資が必要だと考えますが、いかがでしょうか。通学定期券など割引制度の事業者負担を見直し、公的支援により制度の維持拡充を図ることが公共交通を守ることにつながると考えますが、いかがでしょうか。

バス・タクシー会社の人手不足に対応するため、二種免許取得への支援策は講じられていますが、二種免許の取得は普通免許の取得が前提となります。地域公共交通の担い手獲得の観点から、学校を卒業してバス会社、タクシー会社を就職の選択肢とするために、普通免許取得への支援策も検討してはいかがでしょうか。

南信州の課題として、飯田線の各駅にパークアンドライド用の駐車場がないことが挙げられます。社会人の飯田線利用促進のために駐車場設置を進めるべきではないでしょうか。以上５点を小林交通政策局長にお聞きします。

次に、日米地位協定について質問いたします。

１月29日から31日に沖縄で開かれた全国地方議員交流研修会に参加し、玉城デニー知事の講演をお聞きし、また、沖縄県の基地問題等、日米地位協定について改めて認識を深めました。

在日米軍の地位や、施設、区域の使用について定めた条約である日米地位協定は、1960年（昭和35年）に日米間で締結されて以来、一度も改定されていません。一方、アメリカとの間に地位協定を結んでいる他の国は見直しを行っており、日本ほど不利な条件とはなっていません。

この不平等な日米地位協定は長野県にも関係し、東信地域には度々突然米軍機が飛来し、騒音を発し、住民の不安をかき立てています。今日までの県内における米軍の飛行訓練ルートや訓練による飛行状況を把握し、どのように対処しているのか。また、訓練を行う時期の速やかな情報提供を求め、県民に伝えることが、県民の安心・安全につながると考えますが、所見を伺います。

また、群馬、埼玉、山梨の上空は米軍横田基地の航空管理下にあるため、日本の民間機は飛ぶことができません。地位協定が改定されれば、松本空港から羽田便や成田便の就航の可能性も出てきます。

沖縄県では、昭和47年の本土復帰から令和５年12月末までに、米軍人等による軽犯罪が6,235件、航空機関連の事故が911件発生しており、そのほかに、騒音問題や環境問題で沖縄県民は苦しめられています。1995年（平成７年）、本島北部で発生した少女暴行事件を契機に、その問題点が明らかになり、同年11月、初めて地位協定の見直しを日米両政府に要請しました。こうした米軍人による犯罪は氷山の一角で、訴えても無駄だと考え、泣き寝入りしている状況が予想されます。全国知事会も、2018年と2020年に協定の抜本的な見直しを日本政府に提言しました。長野県を含む33都道府県が地位協定について見直しが必要と考えている旨、新聞報道で見ています。

その上でお聞きします。長野県と交流している沖縄県の現状を鑑み、日米地位協定の見直しを国へ改めて要望するべきではないでしょうか。以上２点を阿部知事に伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には公共交通について５点にわたり御質問をいただきました。

まず、県民向けの利用促進の取組についてでございます。

長野県地域公共交通計画では、県民の役割としまして、公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす」という意識を持って日常生活の中で積極的に公共交通を利用する旨を定めたところでございます。

本県では、これまで、ノーマイカー通勤を呼びかける信州スマートムーブ通勤ウィークや、各鉄道沿線協議会による利用促進活動への参画、モビリティ・マネジメントによる企業の従業員に対する公共交通利用への転換促進、こうした様々な利用促進策を実施してきたところでございます。

今後、事業者や関係団体が行っている啓発イベント等に県としても参画するなど一層の取組を進めるとともに、利用促進の取組のみならず、キャッシュレス決済の導入など公共交通の利便性向上の取組を進め、公共交通の利用を促進してまいりたいと考えております。

次に、公共交通への公設民営の考え方による行政投資についてでございます。

本県では、公共交通を社会的共通資本として位置づけ、公的関与を強めていこうと考えている中、公設民営の手法を取ることも選択肢の一つと言えます。しかしながら、公設民営の手法を導入するには、自治体が多額のコストを長きにわたって負担していかねばならず、各自治体の財政事情や、政策や投資の優先度の観点から、大きな課題があるものと考えております。

本県では、公設民営の手法ではないものの、県がバス車両を購入し交通事業者に貸与します県有民営バスの仕組みを導入したほか、県内高速バスの増便に向けた新たな支援や、しなの鉄道が行います緊急的な修繕費への支援を当初予算案に盛り込んでおりまして、さらに、今後は、バス路線についても、単なる赤字補塡ではない新たな支援策を現在検討しているところでございます。県としては、このように、公的関与をさらに強化することにより、地域の公共交通を支えてまいりたいと考えております。

次に、運賃割引に対する費用負担の在り方についてでございます。

県では、通学割引など公的性質を有します運賃割引に対する費用負担の在り方について、これまで、公共交通の専門家を招聘し、御意見を伺うなど、研究を行ってきたところでございます。

運賃は、総括原価方式により決定、認可されているため、割引による減収分は運賃に反映されており、事業者の負担にはなっていないとの見解もありますが、一方で、公共交通の利用者が割引分を最終的に負担しており、マイカー利用者との公平性が問題となることから、通学割引などについては社会全体で支えていくことが望ましいと考えているところでございます。また、令和５年の地域交通法の改正に際しても、衆参両院が同趣旨の附帯決議を行っているところでございます。

こうしたことから、県では、国に対しまして、公的性質を有する運賃割引の公的負担の在り

方を検討するよう要望してきたほか、国土交通省の地域の公共交通リ・デザイン実現会議においても、知事から、運賃割引への公的関与について関係省庁による検討の場を設置するよう提言しまして、同会議の最終取りまとめに「引き続き検討すべき事項」として明記されたところでございます。今後も、国に対し、通学割引等公的負担の仕組みづくりについて要望してまいりたいと考えております。

次に、普通免許取得への支援についてでございます。

第二種免許は、バス・タクシー等交通事業の業界においては、業務遂行上必要不可欠な専門的な資格であることから、県ではこの取得に支援を行ってきているところでございます。一方、普通免許については、専門的資格ではなく、その取得支援は交通事業者においても行われていないことや、普通免許が必要となる他の様々な職種との公平性の観点でも課題があることから、現時点において県による支援は難しいのではないかと考えております。

最後に、飯田線利用促進のための駐車場の設置についてでございます。

ＪＲ飯田線におきましては、飯田駅や駒ヶ根駅、伊那市駅等比較的乗降が多い駅で既にパークアンドライド用の駐車場が設置されておりますが、一方で、伊那大島駅、市田駅などでは整備されていない状況にございます。

こうしたことから、駐車場の需要が見込まれる駅につきましては、飯田線に関する会合の場などでＪＲ東海や関係自治体に対し駐車場の設置の協力を依頼し、飯田線の利用促進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には日米地位協定に関連して２点御質問をいただきました。

まず初めに、米軍機の飛行訓練状況の把握と対処、そして事前の情報提供を求めるべきではないかという御質問でございます。

県としては、この航空機の騒音や低空飛行、目撃情報など、県民の皆様方が目撃した情報を市町村の御協力をいただきながら広く収集してきているところでございます。目撃情報が寄せられた場合には、危機管理部において速やかに自衛隊の長野地方協力本部及び防衛省北関東防衛局に照会して、回答内容を関係市町村や問合せいただいた方に情報提供しているところでございます。

一方、県としては、これまでも、国に対して在日米軍による訓練ルートや訓練が行われる時期について事前の情報提供を行うよう要請してきたところでございます。この結果、令和４年の５月に、北関東防衛局から、今後大きな演習等で米軍機の訓練飛行がある場合は北関東防衛局のホームページで演習等について事前情報の提供を行うという回答があったところでござい

ます。今後とも、県民の安全・安心な暮らしと生活環境を守るため、必要な対応を行っていきたいと考えております。

続いて、日米地位協定の見直しを国に求めるべきではないかという御質問でございます。

沖縄に米軍基地の７割が集中しているという状況であります。様々な基地にまつわる問題に直面してきたわけでありますが、地域住民の皆様方の安全と生活環境に大きな影響があり、沖縄県の皆様方がこの基地問題に様々な不安を感じ、苦悩されているということについては私も十分理解しているところでございます。

日米地位協定は、1960年の締結以来一度も改定されておらず、協定の運用改善だけでは不十分だというふうに考えておりまして、抜本的な見直しが必要だというふうに思っております。本県としても、これまで、市長会、町村会との連名で国に協定の抜本的な見直しを要請しております。また、全国知事会としては毎年要請を行っているところでございます。今後とも、全国の知事と協力して、国に対して日米地位協定の見直しを求めていきたいと考えております。

以上です。

〔１番竹村直子君登壇〕

○１番（竹村直子君）それぞれ御答弁をいただきました。

乗って残す公共交通を推進するために、また、ゼロカーボンの観点からも、そして、前向きに取り組むためにも、動機づけがあるとよいのではないでしょうか。自家用車を使わずに公共交通で出社したら、ポイントをつけて、一番多く公共交通を利用した金額、回数、距離等で県のホームページに載せるとか、アルクマグッズ、長野県産品、お米のプレゼントがもらえるですとか、また、飲食店や小売店と提携し、おいしいものを食べられる、買物ができるなどはいかがでしょうか。

私は、今週、自家用車ではなく、みすずハイウェイを利用して長野市まで来ました。ただ、自家用車に乗らずに公共交通を利用するには、ずくが必要です。多くの県民がこのずくを出してみんなの公共交通を守りたいものです。

地位協定についてですが、私たち議員は、県民の安心・安全のために常に活動をしていますが、その安心・安全が脅かされるということは、それほど頻繁には起きていないと思います。ところが、沖縄県民にとっては、米軍基地があることによって、安心・安全の逆で、不安・危険を抱えているということを改めて感じたところです。建設関係の陳情、要望のように、繰り返し粘り強く要望することがますます必要ではないかと申し上げ、私の一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクトについて、まず林務部長に３点伺います。

全国的にバイオマス発電施設が増加する中で、県は、需給調整会議など燃料材の確保に向けて取り組んできたと言われるものの、結果的に当初の計画どおりに事業が進みませんでした。施設のサイズダウンなどの柔軟で冷静な判断がなされてこなかった点も重なり、現在の状況に至ったものと考えます。県は、発電事業が計画どおりに進まなかった要因をどう受け止め、これまで燃料材確保に向けた支援にどのように取り組んできたのか、伺います。

プロジェクトにおいては、製材と発電の２社に対して、県から合計約25億円の補助金が交付され、また、発電事業者には、無利子融資の返済義務が残っています。こうした公的な支援を受けてきた両者と、新たに経営に参画した綿半ホールディングス株式会社には、一般の民間企業とは異なる立場であることを十分に認識してもらうことが重要です。

一方、県は、これまで、民間事業者の事業を理由に、プロジェクトを推進する立場としての説明責任をほとんど果たしてきませんでした。県は、今後、事業者とも協力して、県民と議会に対してプロジェクトについて積極的に情報開示や説明を行っていく責任があると考えますが、見解を伺います。

発電事業者に対する無利子融資の残額について、県は、納付義務は新会社に継承されるとしていますが、確実に返済されるのか。また、その返済スケジュールはどう計画しているのか。改めて伺います。

次に、知事にも３点伺います。

事業推進に当たって、有識者も参加した推進戦略会議の場で、相当な期間を費やして様々な検討を行った上で取り組んできたと説明されていますが、発電事業に年間14.4万トンもの木材が必要な大規模な施設であり、県内の燃料用木材の供給量と比べ計画が過大との指摘があったにもかかわらず、事業に着手してきました。県には初歩の段階において重大な判断ミスがあったのではないでしょうか。見解を伺います。

知事は、会見で、共創・協働を一層進め、様々な課題に取り組むため、今回の取組を振り返り、これからの県政に生かしていくことが重要とし、総務部を中心に振り返りを進め、必要に応じて有識者の意見を聞くと述べられています。しかし、このプロジェクトは、森林県から林業県への肝煎りで、民間からの大きな協力を得て多額の補助金を投入して進めてきた重大なプロジェクトであります。県組織内での振り返りではなく、外部有識者から成る第三者による委員会を立ち上げ、計画どおりに進まなかった原因を客観的に解明し、検証してこそ、今後の県政に教訓を生かし、プロジェクト再生の道が切り開かれると考えますが、見解を伺います。

化石燃料に依存しない循環型の地域社会をつくるというこのプロジェクトの理想は、森林県

長野にとって今後も大変重要な課題であると考えます。県の2050ゼロカーボンの達成を確かなものにするためにも、取組を前に進めていくことが重要です。プロジェクトの教訓を生かして、今後の長野県における林業・木材産業の発展に向けてどう取り組んでいかれるのか。所見を伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクトに関しまして３点御質問を頂戴いたしました。

まず、発電事業が計画どおりに進まなかった要因等についてでございます。

発電事業につきましては、当初、製材施設と同時期の稼働開始を想定していたものの、事業主体において資本強化のための出資者の調整やプラントメーカーの選定などに時間を要し、着工が遅れたことから、結果として為替変動や消費税率の引上げ、建設物価の高騰に直面して建設費が増加し、経営に影響を与えたものと認識しています。

また、全国的に木質バイオマス発電施設の稼働が増えたことに伴う燃料材の需要の増加や、製紙用など他の用途向けの需要との競合による燃料材価格の上昇など外的要因の影響を大きく受け、燃料材の供給が計画を下回る状況が続いていたところです。

原木の供給については、製材事業の販路拡大が進まず、需要側の製材事業者が求めるＡ・Ｂ材の量や樹種、納材時期が安定しないことから、供給側の関係団体で構成するサプライチェーンセンターが、燃料材であるＣ・Ｄ材の供給を行うことも難しくなり、結果として双方で安定的な取引のできる関係性を十分に構築できない状況にあったものと認識しています。こうしたことから、結果として事業が当初想定していた計画どおりには進まなかったものと考えています。

燃料材確保に向けた支援についてでございますが、プロジェクトに関しては、県は、これまで、補助金執行者としての役割とともに、原木の安定供給に向けて、関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行う役割を果たしてきました。

燃料材の安定供給に向けては、部局横断で設けた事業改善検討チームの検討結果を踏まえ、松くい虫枯損木をバイオマス発電用の燃料に利活用する取組などに対して支援してきたところでございます。

２点目の信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクトに係る情報開示、説明についてでございます。

まず、基本的には、個別企業の経営情報については秘匿性の高いものであることに御理解をいただきたいと考えております。その上で、プロジェクトに関連する事業が多額の補助を受けたものであることから、県としては、関係者の御理解をいただきながら、できる限り事業の現状等についてお示しし、議会や県民の皆様に対して丁寧に御説明してまいりたいと考えていま

す。

事業主体においても、発電事業への燃料材の供給量が、当初計画の14万4,000トンに対して昨年度は10万トンを下回っていたものの、今年度は13万トンから14万トンに達する見通しであることや、燃料材の供給が増加傾向にあるため来年度の発電施設の稼働率が９割を超える見込みであることなど、現在の運営状況の発信に取り組んでいただいているところであります。

三つ目でございます。発電事業者への無利子融資、資金融通の返済についてでございます。

発電事業については、現在の事業主体であるソヤノウッドパワー株式会社から新会社への事業の承継に向けて関係者による調整が進められています。事業承継に当たっては、国及び県による事前の承認が必要となりますが、県が資金融通として交付した補助金の残額の納付義務についても、事業承継と併せ、包括的に新会社に引き継ぎ、当初の納付計画どおり、令和17年度まで毎年度約600万円の納付を継続することを承認の条件とすることで事業主体及び新会社と合意しており、現在、国との協議など、必要な手続を進めているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクトに関連して私にも３点御質問をいただきました。

まず、信州Ｆ・ＰＯＷＥＲプロジェクトに係る発電事業の規模の判断についてという御質問でございます。

発電事業の規模につきましては、産学官連携の下で設置された推進戦略会議において相当な期間を費やしてなされた議論や、発電用原木の生産見込み、一定規模の施設とすることによる発電効率性の確保などの観点を踏まえた上で、事業主体において経営判断として決定されたものというふうに承知しております。

続いて、このプロジェクトに係る外部組織を設置してはどうかという御質問でございます。

このプロジェクトについては、現在、関係者の御尽力によりまして、民間事業者の皆様方による事業が継続されているという状況であります。県が外部の検証組織を設けるといったようなことは、事業者の企業活動に影響を及ぼすおそれがあることから適当ではないというふうに考えております。

また、補助事業における不正な行為が明らかであるような場合についてはこうした外部を含めた徹底した検証も必要だというふうに考えますが、このプロジェクトについては、そうしたケースとは異なるものというふうに考えております。

それから、最後に、今後の林業・木材産業の発展に向けた取組ということで、このプロジェクトの教訓も踏まえてということでございますが、県としては、やはり国際的な木材需給情勢

の変動に左右されにくい原木流通体制の構築や製材・加工部門の活性化が重要だというふうに考えております。

原木の流通体制につきましては、未利用材等のＣ・Ｄ材の新たなサプライチェーンの構築や、建築・合板用のＡ・Ｂ材の流通拠点の整備などによりまして、素材生産業者等が計画的に原木を供給できる体制の強化を支援してまいります。

また、製材・加工部門につきましては、ＪＡＳ認証取得の促進などにより県産材製品の競争力を高め、今後まとまった需要が見込まれる非住宅分野を中心とした販路開拓を進めますとともに、主伐・再造林を進めて、木材の供給力や生産性の向上に取り組んでまいります。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）内部での振り返り等については委員会でしっかりとただしていくこととさせていただきます。

次に、部活動の地域移行について教育長に５点伺います。

児童の権利に関する条約では、子供たちが文化芸術やスポーツ活動に自由に参加する権利を有し、活動の機会の提供を奨励しています。部活動の地域移行がその権利を阻害することにつながるのではないでしょうか。見解を伺います。

地域移行の推進に当たっては、生徒や保護者に丁寧に説明し、幅広く意見や疑問を拾い上げることが求められていますが、市町村における取組の状況と現状に対する認識を伺います。県のガイドラインにおいては、生徒のためだけでなく、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境の構築を目指すとしています。その実効性について伺います。

県教委は、小規模な町村を中心に、移行の取組を進めることが難しい地域も複数あり、その主な原因は、指導者の確保やその謝金、受皿となる運営団体の不足、活動場所への移動に係る保護者の負担などにあると言われてきていますが、今後、地域移行の進捗に地域間格差を生まないためにも、こうした課題に対する県のさらなる支援が必要と考えますが、見解を伺います。

須坂市教育委員会などでは、地域移行後の保護者負担について、休日のみ移行の場合は生徒１人当たり1,500円以上、平日も含めると月4,000円以上になるとの試算を公表し、負担軽減策の検討を始めています。

また、県教委は、地域クラブ活動への移行の目指す姿を、活動種目の選択肢が増えるとともに、持続可能な活動環境が整い、県内全ての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができるとしております。

貧困の格差が大きく拡大している中にあっても、経済的な事情によって子供たちの参加が制限されることがあってはなりません。家庭の事情に左右されることなく地域クラブ活動に参加

できることを保障するため、今後、県としてどのように支援し、そして、国に何を求めていかれるのか。伺います。

次に、少子化における学校づくりについて、まず教育長に２点伺います。

児童数の減少を理由にした学校の統廃合が県下各地で進められています。学校統廃合を進める手だてとして小中一貫教育が推進され、義務教育学校や小中一貫型学校が誕生しています。これらは、市町村ごとの事情はあるものの、小中学校を統廃合し、効率よく子供たちを集める仕組みになっているのではないでしょうか。

また、小中一貫教育は、中１ギャップと言われている問題より、むしろ最高学年として活躍してきた６年生の自己有用感の低下が課題になっています。一方では、子供を主人公に様々な議論をし、統廃合をしないで新たな取組を始めている地域もあります。小中一貫教育の教育的な検証を県教委としてどのようにされてきているのか。見解を伺います。

武田教育長は、学校は魅力的な場所かを問い直すことが求められている。多様な子供たちを受け入れられる存在にならないといけないと力強く述べられていますが、学校を統廃合すれば、トータルで教職員の数は大幅に減り、児童生徒を見る目は一気に減少します。現在の学校や子供をめぐる深刻な課題となっている不登校児童生徒への取組、管理画一教育、行きづらい学校、教職員の多忙などの解決の方向は見えてこないとされています。こうした指摘をどのように考えるか、見解を伺います。

最後に、知事に伺います。

学校の統廃合は、日常生活圏である小学校区が地域から奪われ、コミュニティーをはじめとする地域の衰退を招き、子育て世代の新たな流入が見込めなくなると、多くの方々が危惧されています。地域の子供は地域で育てるという崇高な理念を掲げ、子供たちの教育に力を注いでいた地域においても、その理念を投げ捨てざるを得ない状況となり始めています。

教職員を抜本的に増やし、地域の学校のよさ、魅力を生かし、豊かな教育が可能な少子化における新しい学校づくりを県として推奨すべきではありませんか。見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には７点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

部活動の地域移行が児童の権利を阻害しないかというお尋ねでございます。

中学校部活動の地域クラブへの移行の取組は、県内全ての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる持続可能な活動環境を目指すものであり、児童の権利に関する条約の趣旨と同じ方向の考え方というふうに認識しております。

議員御指摘の権利を阻害することにならないかという点につきましては、地域の受皿となる支援体制の整備が鍵になると考えております。県教育委員会といたしましては、小規模自治体

の広域連携の推進やスポーツ・文化芸術の関係団体との連携、受皿となる支援体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、市町村における意見聴取等の取組状況の認識についてでございます。

部活動の地域移行の推進に当たり、県教育委員会では、昨年11月に周知啓発用のチラシを作成し、関係するところに配付いたしました。この啓発用チラシ等を参考にしながら、県内50の市町村が、今年度内に児童生徒や保護者に対し地域クラブ活動に対するアンケート調査を行うと承知しております。

また、本年度、県内64市町村では地域協議会を設置し、広報紙等による情報発信やパブリックコメント、小中学校での説明会等を実施しており、こうした地域協議会に県教育委員会も参加する中で、全国や県内の先進事例のほか、国の動きなどの情報を提供するとともに、地域課題の解消に向けた助言等の支援をしているところでございます。今後、令和７年度中に全ての市町村が子供たちにとってよりよいスポーツ、文化芸術活動の構築に向けた検討を始めるものと認識しております。

続きまして、地域住民のスポーツ・文化芸術環境の構築に係る実効性についてのお尋ねでございます。

中学校部活動の地域移行は、地域において子供たちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境の構築や、教員の部活動への負担軽減のみにとどまらず、地域の活性化にも寄与するものと考えております。

具体的には、地域の子供たちは学校を含めた地域でつくるという意識が共有され、活力ある地域の絆が生まれる。二つ目として、地域のスポーツ、文化芸術、伝統芸能などが再認識される。三つ目といたしましては、地域クラブ活動を通して地域コミュニティーがより活性化されるといった効果を期待しているところでございます。

なお、これまでの実証事業において、スポーツ活動を通して、小中学生や大人が多世代で交流したり、ボッチャクラブを創設して普通学校と特別支援学校の生徒が一緒に活動するなど、地域クラブ活動が地域コミュニティーの創造に寄与する事例も報告されているところでございます。

続きまして、地域間格差を生まないための支援についてでございます。

議員御指摘のとおり、中山間地の多い本県では、地域クラブ活動への円滑な移行を進めるに当たり、指導者の確保や質の担保、受皿団体の不足、移動手段などに課題があると承知しております。

県教育委員会では、こういった課題を解消するために、指導者の確保については、信州地域クラブ活動指導者リストの登録サイトにより、多くの協力者を募集することによって、小規模

町村で指導いただける方を発掘するほか、質の担保に向けては、県主催の指導者講習会をはじめ、アスレティックトレーナーや教員ＯＢ等による地域講習会の開催にも取り組んでまいります。

また、受皿となる運営団体不足の解消に向け、南佐久６町村の連携事例を基に広域連携の推進を広めていくほか、移動手段の課題への対応として、ＩＣＴによる遠隔指導やデジタルコンテンツの作成、配信に取り組むこととしております。引き続き、地域間格差を生むことのないよう、課題の解消に向けた取組を推進してまいります。

次に、経済事情に左右されない参加促進支援策や国要望についてでございます。

本県の部活動の地域移行の基本的な考え方を実現するため、当面、実証事業期間中である令和７年度までは、国の財源を最大限活用しながら市町村の取組を支援するとともに、国に対しては、令和８年度以降の地域移行の状況を見据え、地域移行に必要な財源支援を行うよう要望しているところでございます。

御指摘の経済的に困窮する世帯の生徒への支援につきましては、国が設置する実行委員会が今春公表する最終取りまとめに、家庭の経済格差や生徒の体験格差についてどうまとめているかを注視しているところでございまして、引き続き国に必要な支援を求めるとともに、全ての子供が地域クラブ活動に参加して自己実現を図ることができるよう適切な支援策を研究してまいります。

続きまして、小中一貫教育についてお答えいたします。

小中一貫教育の教育的な検証につきましては、指導主事の学校訪問や校長や教頭の実践報告、市町村教育委員会との懇談など様々な機会を通して行っているところでございます。その結果、小中一貫校のメリットとして、小学生と中学生が日常的に交流することで小１から中３まで互いを思いやる心が醸成されることや、小と中の教員が日常的に接し、小学校の授業づくりや中学校の教材研究を学び合い、教員の資質向上の機会をつくりやすいことなどがございます。

一方、課題といたしましては、６年生が最高学年としてのリーダー性を発揮する機会が少ないことが挙げられ、行事等を通して６年生として活躍できる場の工夫をしているところでございます。

義務教育学校や小中一貫型の学校を設置するかどうか、設置者である市町村教育委員会が判断するために、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会に対して必要な情報の提供や助言を行ってまいります。

最後に、学校統廃合についての見解でございます。

議員御指摘のとおり、複数の学校を統合することにより、教職員数の削減や学級規模の拡大、子供たちの通学範囲の広がりなど、学校運営が複雑化する課題もあると認識しております。

小規模校において、教員１人当たりが対応する子供の数が少なく、一人一人に丁寧に対応できるよさがあり、また、その地域に密着した教育を実現しやすく、本県においては、これまでも地域と共にある学校づくりが行われてきたと承知しております。

一方で、子供たちが人間関係形成力を育む上で、ある程度の集団で学ぶことは効果があると言われており、小規模学校が統廃合により一定規模の学校をつくっていくことは合理性があると承知しております。

このように、学校規模にはベストというものはなく、それぞれに強みがあり課題があると考えております。大事なことは、強みを生かす学校づくりであり、前例にとらわれず子供たちの目線に立って学校を改革していくことであると考えています。県教育委員会といたしましては、そういった市町村の学校づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には少子化における新しい学校づくりを推奨すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

人口減少下、子供の数がどんどん減る中で、やはり学校の在り方も変えるべきところは変えていかなければいけません。これは、子供たちの教育の側面、それから、やはり地域における重要な拠点という両面からいろいろ考える必要があると思います。

教育委員会においては、例えば、信州やまほいくの取組を小学校低学年まで拡大しようというふうに取り組んでいただいておりますし、また、県民会議で策定した信州未来共創戦略におきまして、子供の数が減ることを、ネガティブな受け止めだけではなく、個別最適な学び、あるいは少人数学習の強みを生かした学び、こうしたものに転換する機会と捉えていこうという取りまとめがされているところであります。

こうした動きをしっかり踏まえながら教育の充実を進めていくということが大事だと思います。私としては、教育委員会が進めていこうとしている学校の改革、そして学校と地域や企業等との連携、協働、こうしたものにしっかりと協力、支援を行わせていただくとともに、必要な教員の確保を行い、子供たちのやりたいことを支える新しい教育モデルを信州からつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）教育をめぐる課題は多岐にわたりますが、小中学校の不登校数が長野県で7,060人、全国でも34万人を超え、さらに増加傾向との文科省の調査結果が公表され、衝撃が走っております。主な要因は、いろいろ挙げられているものの、先生たちが限界を超える多

忙とストレスから解放され、子供たちと生き生きと触れ合う教育条件を実現させることが何よりも重要であり、教員の大幅な増員や、一刻も早い長時間労働の解消が求められています。

しかし、今国会で審議されている給特法の改正案、残業代不支給を温存し、時間外勤務を放置するだけでなく、教職員を分断する制度まで盛り込んだ、もう学校がもたない法案だと多くの指摘もされています。

今後とも、知事、教育長には、子供たちのやりたいことを支える新しい教育モデルの実現のため御奮闘いただくとともに、教職員の長時間労働の解消と増員を大きく国に求めていただくことを要望し、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明28日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後３時20分延会

令和７年２月28日

長野県議会（定例会）会議録

第　８　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第８号）

令和７年２月28日（金曜日）

出席議員（56名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆

54　番	風　間　辰　一	56　番	萩　原　　清
55　番	佐々木　祥　二	57　番	服　部　宏　昭

説明のため出席した者

知　　事	阿　部　守　一	農政部長	小　林　茂　樹
副　知　事	関　　昇一郎	林務部長	須　藤　俊　一
危機管理監兼危機管理部長	前　沢　直　隆	建設部長	新　田　恭　士
企画振興部長	中　村　　徹	建設部リニア整備推進局長	室　賀　荘一郎
企画振興部交通政策局長	小　林　真　人	会計管理者兼会計局長	尾　島　信　久
総務部長	渡　辺　高　秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉　沢　　正
県民文化部長	直　江　　崇	財政課長	新　納　範　久
県民文化部こども若者局長	高　橋　寿　明	教育長	武　田　育　夫
健康福祉部長	笹　渕　美　香	教育次長	米　沢　一　馬
環境部長	諏　訪　孝　治	教育次長	曽根原　好　彦
産業労働部長	田　中　達　也	警察本部長	鈴　木　達　也
産業労働部営業局長	合　津　俊　雄	警務部長	長　瀬　　悠
観光スポーツ部長	加　藤　　浩	監査委員	増　田　隆　志
		人事委員会委員長	青　木　　悟

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮　原　　渉	議事課委員会係長	風　間　真　楠
議事課長	矢　島　　武	議事課担当係長	萩　原　晴　香
議事課企画幹兼課長補佐	山　本　千鶴子	総務課庶務係長	矢　島　修　治
		総務課主任	東　方　啓　太

令和７年２月28日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

陳情提出報告、委員会付託

議員提出議案

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

◉行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、垣内将邦議員。

〔８番垣内将邦君登壇〕

○８番（垣内将邦君）おはようございます。自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

まず、気候変動と従来型山岳観光の今後について伺います。

長野県には、豊かな自然、美しい農村景観、歴史や伝統文化、さらには健康長寿の暮らしなど、世界に誇れる資源が数多く存在しており、これらの資源に魅せられ、多くの観光客が訪れております。本県が誇る多様な資源を、世界のここにしかない独自の価値として県民が再認識し、誇りある観光資源として磨き上げるとともに、地域住民及び来訪者にとって心地よい空間を形成することが今後の長野県にとって極めて重要であると考えております。

観光産業が本県の基幹産業の一角を担うことは、言うまでもありません。長野県は日本有数の山岳高原地帯であり、総じて標高が高い地域です。全国に23座ある標高3,000メートル峰のうち15座を有し、まさに日本の屋根と呼ぶにふさわしい地域と言えます。

また、冬季には上質なパウダースノーが積もるスノーリゾート地である白馬や、標高2,500メートル級の山岳地帯を交通機関のみで移動する黒部アルペンルート、さらには、夏季でも冷涼な軽井沢や蓼科をはじめとする避暑地、渓谷に清流や高峰、森林が密集し、独自の眺望を見せる上高地など、これらの環境や美しい景観は、いずれも世界に誇る魅力を有しております。また、山岳高原地帯には、中部地域のみに生息するニホンライチョウや、世界的にも寒冷な地域に生息するニホンザルなど、珍しい動物や高山植物が確認されております。

さらに、水や森林等の豊かな恵みの下で、日本一の長寿を生み出す生活環境が育まれています。そこには、高原野菜や果物等の農作物、工芸技術、食文化といった里山の暮らしや、山岳信仰など数々の文化も非常に高い価値を提供する資源となっています。

県としても、アフターコロナ時代を見据え、観光産業の再生と持続可能な発展を目指し、令和６年度長野県観光振興アクションプランを策定し、観光地域づくりの推進、プロモーション展開、インバウンド推進等に努めております。世界水準の山岳高原観光地づくりを進めるため、県内の豊かな自然環境や山岳高原、歴史、伝統文化、農村景観といった長野県ならではの資源を最大限に活用し、国内観光の推進や地域間連携の強化に重点的に取り組んでいると承知しております。

一方、近年、気候変動の影響が世界各地で顕在化し、様々な変化をもたらしております。長野県内においてもその影響は顕著であり、これまでの従来型山岳観光だけでは本県観光の魅力維持が困難になりつつあると危機感を抱いております。

例えば、白馬、志賀高原、野沢温泉などにおいて11月から12月にかけて十分な積雪が得られず、スキー場の営業開始が遅れる年が目立っております。また、標高1,000メートル以下のスキー場では積雪不足がより深刻となり、人工降雪機に頼らざるを得ない状況です。そして、かつては５月まで滑走可能であったスキー場も４月中旬で営業を終了する事例が増加しております。

加えて、夏季においても、千畳敷カールでは雪解けが例年より早く進行し、高山植物の開花時期や紅葉の時期も変動が見られます。さらに、美ヶ原や霧ヶ峰の低山では猛暑日が記録され、登山客が熱中症により搬送される事例も発生しております。

このように、気候変動により本県の山岳観光に多様な影響が出ている現状に鑑み、私は、今こそ気候変動に対応した新たな山岳観光モデルの構築が不可欠であると考えます。具体的には、雪不足によるスキー観光への支援と、冬季でも楽しめるネーチャーツアー、温泉、食文化体験など冬型観光モデルへの転換、ワーケーションやエコツーリズムなど自然と調和した新たな観光スタイルの推進、地域ガイドやアウトドア事業者など地域産業との連携によるアクティビティーの開発などの取組を県として強力に後押しすべきではないかと考えます。

そこで、下記の点について伺います。

まず、気候変動が観光産業に与える影響についてどのように捉えているのか。また、スキー場など冬季観光収益の減少に対しどのような取組を進めるのか。

次に、長野県の観光産業発展に向けた気候変動対応型の誘客や、ワーケーション、エコツーリズム等の新たな観光スタイルの普及について、新たに導入を検討している宿泊税の活用も視野に入れ、どのように展開策を考えているのか。以上２点について加藤観光スポーツ部長に伺います。

次に、山岳観光や地域の特色ある低山観光に伴う遭難事故の増加とその対策について伺います。

長野県警の発表によれば、近年、山岳及び低山での遭難事故は増加傾向にあります。特に、遭難者の７割以上が50歳以上の高齢者であり、また、山菜取りやキノコ取りによる道迷いや滑落の事例が目立っております。山菜取りは、登山とは異なり、危険行為という認識が薄れやすく、山に慣れていない初心者が気軽に参加してしまうこともあり、対策が後手に回っている現状が見受けられます。

そこで、携帯電話が通じない携帯電話不感地域の解消や、ＧＰＳ機器やホイッスルの普及促進、安全講習会の開催並びに自治体や警察との連携による安全ルールの策定などの対策のさらなる推進が必要と考えます。

そこで、以下の点について伺います。

まず、遭難救助活動におけるドローンや位置情報システムなどＤＸ技術の活用状況と今後の展開について鈴木警察本部長に伺います。

次に、山道、雪山及び山菜取りエリアにおける携帯電話不感地域の現状と取組について、県内の状況を中村企画振興部長に伺います。

また、道迷い防止機器の普及啓発、雪山遭難対策用ビーコンの携帯の徹底、安全講習会の開催等、特に高齢者や初心者向けの安全対策について、県の今後の取組を加藤観光スポーツ部長に伺います。

次に、伊那谷、伊那バレーの観光振興について伺います。

私の地元である上伊那地域を含む伊那バレーには、中央アルプスや南アルプスといった雄大な山々、里山文化や食文化、温泉など四季折々に楽しめる多彩な観光資源がございます。しかし、これらの地域資源を各町村単独で発信しているだけでは、県外やインバウンド観光客を十分に引きつける力は不足していると考えます。

また、今後、リニア新幹線の長野県駅、山梨県駅や岐阜県駅の開通に伴う観光振興策について地域振興局を中心に明確なロードマップを作成するなど、具体的な振興策を講じることが必

要です。私は、伊那バレー全体で広域かつ一体的な観光振興の取組並びに県外、海外への積極的な情報発信の強化が必要であると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

まず、地域資源を生かした観光商品の開発やイベント開催支援等、伊那バレーにおける国内の観光誘客及びインバウンド誘致の取組について伺います。

次に、東京圏、名古屋圏、静岡県など近隣地域との連携による広域観光ルートの整備についてどのようにお考えか。以上２点を加藤観光スポーツ部長に伺います。

最後に、リニア新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据え、中央アルプス、南アルプスを有する上伊那地域を含めた伊那バレーの世界も視野に入れた観光の可能性及びこの地域での県の取組の方向性について阿部知事の見解を伺います。

次に、長野県救急安心センターについて伺います。

長野県では、令和５年10月に長野県救急安心センター「＃7119」を開設しました。＃7119は、救急車の適正利用を促進し、県民が安心して適切な医療を受けられる環境整備を目的としています。急な病気やけがに直面した際、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかといった判断に迷うことが多く、特に、夜間や休日では相談可能な医療機関が限られているため、不安を抱えながら対応を迫られるケースが少なくありません。

＃7119では、看護師などの専門スタッフが電話相談に応じ、救急車を呼ぶべきか否かの助言や適切な医療機関の案内を行うことで、住民の不安軽減と医療機関の負担抑制を目指しています。

また、長野県は観光地としても多くの人々が訪れる地域であり、外国人観光客の増加や高齢化の進行に伴い、多言語対応や高齢者に配慮した医療相談体制の強化が求められています。＃7119では、英語、中国語、ポルトガル語など12言語に対する仕組みを整え、外国人や観光客にも適切な医療アドバイスが提供できる体制を確立しています。

11月定例会の一般質問において、清水純子議員が＃7119の年間相談件数について伺われていたとおり、一昨年の10月から１年間の相談件数は１万2,193件となり、当初予想していた年間8,000件を大きく上回る1.5倍超となっております。相談の内訳を見ると、24.8％、3,022件は119番通報を推奨され、逆に、61.3％、7,474件は救急車を呼ばずに適切な受診を勧める対応が行われています。これは、不要な救急車の出動を抑え、より緊急度の高い患者への迅速な救急医療提供に寄与していると考えられます。直近３か月の相談件数も、令和６年11月は971件、12月は1,182件、先月の１月は1,347件と、月ごとのばらつきはあるものの、おおむね1,000件以上の相談が安定的に寄せられており、県民の利用ニーズの高さがうかがえます。

しかしながら、県政アンケート調査では、＃7119について「利用したことがある」が4.2％、

「知っているが利用したことがない」が20％、「知らないし、利用したことがない」が75.8％という結果となり、知名度の低さが課題として浮上しています。

今後、高齢化社会のさらなる進展に伴い、高齢者の救急医療ニーズは増加すると予想されます。また、長野県が観光立県として成長し、より多くの外国人観光客が訪れるようになれば、救急医療の需要も確実に増加することとなります。この状況下において、観光客が安心して医療を受けられる環境整備と、緊急医療需要が増加しても高齢者を含む県民が不自由なく医療を受けられる体制の維持が重要です。これが確立されることで、長野県に住む人々が安心・安全、快適な生活を実現できると考えます。そのためにも、長野県救急安心センター「＃7119」のさらなる発展と機能強化が不可欠であると認識しております。

現在、先ほど述べたとおり、＃7119の年間相談件数は当初予想を大幅に上回っており、救急車の適正利用促進や県民の医療アクセス向上に大きく貢献しています。しかしながら、県政アンケート調査では、知名度が依然として低く、75.8％の県民が＃7119を知らないと回答していることから、広報活動のさらなる強化が求められます。

また、＃7119の利用者増加に伴い、相談員の確保やサービスの質向上、開設時間の拡充なども検討すべき課題となっています。さらに、救急安心センターと消防機関、医療機関との連携強化を推進することで、限られた医療資源をより効果的に活用し、県民に対して適切な医療アドバイスを提供する体制を整備する必要があります。

こうした課題を踏まえ、＃7119の広報活動の強化や今後の運用改善、119番や医療機関との連携などについて、以下３点について伺います。

まず、高齢者、外国人への周知と対応強化について伺います。今後、高齢化の進行により増加する高齢者救急への対応や、在住外国人、そして観光客の増加を考慮すると、高齢者や外国人が緊急時に適切な対応を取れるよう周知や対応を強化する必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、相談件数の増加を見据えたサービス向上について伺います。

＃7119の相談件数は既に当初予想を上回っており、今後、認知度向上により、さらに増加することが予想されます。相談件数増加に伴い、現行体制のままでは相談対応の質の低下や対応時間の制約による不便さが生じるおそれがあります。そこで、相談件数増加に対応すべく、相談員の増員、相談の質の向上及び開設時間の拡充など今後のサービス向上策についてどのような方針をお持ちか。伺います。

最後に、消防・医療機関との連携強化について伺います。

＃7119の最大の役割は、緊急度の判断を行い、適切な医療機関へとつなぐことにあります。消防や医療機関との連携を強化し、迅速かつスムーズな情報提供体制を構築することが重要で

す。地域の限られた医療資源を有効に活用し、より適切な相談対応を実現するため、消防・医療機関との連携強化についてどのような対策を講じていくか。以上３点を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には五つの質問でございます。順次お答え申し上げます。

まず、気候変動が観光産業に与える影響についてでございますけれども、このまま温暖化が進行した場合は、本県の観光の強みであります自然景観、アウトドアアクティビティーなどへの影響や観光スタイルの変化が懸念されるところでございます。特に、気候変動の影響を受けやすいスキー産業では、営業日数の減少のほか、人工降雪機等の設備投資や運用への負担が増すなど、その経営環境の厳しさが増すおそれもございます。

そのため、取組といたしまして、県では、これまで、スキー産業をはじめとするアクティビティー事業者に対しまして、年間を通じた誘客促進や収益の幅を広げるため、グリーンシーズンやノンスキーヤー向けのコンテンツの創出など新たな事業展開を支援してまいりました。また、今年度から新たにスノーリゾート再構築支援アドバイザーを設置し、スキー場におけるグリーンシーズンの集客策や地域における戦略の策定も支援しているところでございます。

このほか、県、長野県索道事業者協議会、市町村などで構成されます「スノーリゾート信州」プロモーション委員会におきましても、気候変動に関する勉強会や環境に配慮した取組事例の共有などを進めているところでございまして、今後も、スキー場をはじめ、冬季観光の持続可能な運営が図られるよう取り組んでまいります。

次に、気候変動に対応した誘客や新しい観光スタイルの展開についてということでございます。

県では、気候変動への対応などＳＤＧｓに配慮した観光地域づくりが重要だと考えておりまして、令和５年度から、エコツーリズムなどを推進する県内７地域を対象に、持続可能な観光に関する国際認証の取得に向けた取組への支援を進めております。

また、昨今の猛暑や観光スタイルの変化などを踏まえまして、本年開催されます大阪・関西万博などの機会を通じ、本県の涼しさや爽やかさなどの強みをアピールするとともに、本県ならではの自然や文化体験などを体験するエコツーリズムを発信していきたいと考えております。

また、今後、宿泊税を活用する事業の一例といたしまして、観光施設や宿泊施設の滞在環境の整備を掲げておりますけれども、宿泊施設におけるワーケーション環境の充実なども想定しておりますので、新たな観光スタイルの普及に向けまして、市町村や事業者などとも連携し、成果が発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者や初心者向けの安全登山の推進に向けた取組ということでございます。

山岳遭難の傾向といたしまして、令和６年の状況を見ますと、遭難者全体の44.6％を占める60歳以上では、体力不足や体調不良などを原因としており、また、初心者では、技術や体力に見合わない山選び、準備不足によるものが多く発生しております。こうした観点から、県では、主に高齢者や初心者向けに県山岳総合センターで開催いたしました安全登山教室などの機会を通じまして、技術や体力に適した山選びを促す信州山のグレーディングの紹介や、登山地図アプリ等の活用方法、道迷いを防ぐための技術指導などを行っており、冬山登山向けにはビーコンの使い方など雪崩対策の研修を実施しております。

来年度は、こうした取組に加えまして、最近の山岳遭難の実態を踏まえまして、発信力のある登山専門誌や専門情報サイト、ＳＮＳなどを活用して必要装備などの対策に関する啓発を強化することで登山者の行動変容を促すこととしておりまして、今後も関係者と協力して効果的な対策を検討し、実施してまいります。

次に、伊那谷の広域連携の誘客についての御質問でございます。

本県の南の玄関口に位置します伊那谷。伊那バレーという言葉もございますけれども、この地域は、千畳敷カールをはじめとする雄大な自然、日本一きれいとも言われる星空、大鹿歌舞伎などの民俗芸能、そして市田柿やコイ料理といった食文化など観光資源を数多く有しており、今後は、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通など、将来も見据え、受入れ環境整備や観光商品の開発に取り組む必要があると考えております。

そのため、関係する地域振興局が連携し、上伊那、下伊那、木曽を巡る周遊コースのモニターツアーの実施を支援しているほか、県観光機構と連携して大都市圏での商談会や旅行代理店へのキャラバンにより地域の観光コンテンツを販売しており、また、インバウンドの誘客ということでは、県観光機構に設置しましたナガノトラベルオペレーションセンターにおきまして伊那谷の伝統的な祭りや里山トレッキングなどのコンテンツを販売しております。

このほか、南信州広域連合が大都市圏で実施するイベントに対しまして南信州地域振興局や県の県外事務所が開催を支援しておりまして、多くの方々に対して伊那谷、伊那バレーの魅力が効果的に伝わりますよう、県と市町村が連携し、国内外からの誘客に努めてまいります。

最後に、隣接県と連携した広域観光ルートについてということでございます。

本県は、全国で最も隣接する県が多く、また、本州の中央部に位置するということで、大都市圏からのアクセスにも恵まれるなど、広域観光ルートの整備に適した環境を有しており、また、広域観光ルートの整備や旅行者の増加にとどまらず、長期滞在型観光の推進や新たな観光資源の掘り起こしにもつながる重要な取組であると認識しております。

このため、これまでも、本県を含む中部北陸地方の９県が連携した昇龍道、松本市と岐阜県高山市をつなぐ松本高山Ｂｉｇ　Ｂｒｉｄｇｅ、県北部と新潟県にまたがる信越自然郷など、

地域の強みを生かした広域観光ルートが設定されており、県では、新潟、山梨、静岡と共に、各県の金山をつなぐ黄金ＫＡＩＤＯなども設置しておりますけれども、今年度は、このルートを基に、伊那谷を含む県内でのスタンプラリーを実施し、広域的な周遊の促進に努めてまいりました。

今後とも、隣接する県との関係を密にするとともに、市町村や観光団体とも連携し、訪れる方にその魅力を訴求し、何度も訪れたい、長く滞在したいと感じさせる魅力的な広域ルートの整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には遭難救助活動におけるＤＸ技術の活用について御質問いただきました。

まず、遭難救助活動におけるドローンの活用について御説明いたします。

県警山岳安全対策課においては、令和３年３月から山岳遭難救助活動用にドローンを保有しており、これまで、必要な場面に応じて行方不明者の捜索活動に活用しているところです。

次に、遭難救助活動における位置情報システムの活用について御説明いたします。

昨今、登山者の間では、民間の運営する登山用の地図アプリの利用が急速に普及しており、これは、スマートフォンのＧＰＳ機能を活用して、利用者がリアルタイムに現在地を把握できる位置情報システムで、本県警察では、全国警察に先駆けて、主要な登山地図アプリ運営会社と協定を締結し、万が一利用者が遭難した場合は、位置情報等の提供を受け、捜索救助活動に活用しているところです。また、この協定に基づき、これら地図アプリ会社を通じ、遭難防止に有効な情報発信も行っています。警察としましては、今後も遭難救助活動に有効な技術は積極的に活用し、引き続き安全かつ迅速な救助活動を推進してまいります。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には山岳における携帯電話不感地域の解消に係る現状と取組について御質問いただきました。

総務省の調査によると、県内の携帯電話利用可能エリアの人口の割合は令和３年３月末現在99.8％となっており、居住地域のほとんどがカバーされている一方で、人が住んでいない地域では、地理的条件や事業採算性の問題などにより、不感地域となっているケースがあるものと承知しております。このため、これまで、通信事業者に利用可能エリアの拡大を要望するほか、市町村による基地局等の整備に対して国と共に必要な財政支援を行ってきたところです。

また、令和４年度からは、総務省信越総合通信局が通信インフラ整備を効果的に推進するために設置したワーキンググループに参加し、不感地域の解消を要望する市町村と共に、国や通

信事業者と費用負担の在り方や国立公園に係る規制等に関して個別に協議を実施しております。県としては、このワーキンググループも活用しながら、市町村と共に山岳地帯を含む不感地域の解消に取り組んでまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には伊那谷の観光の可能性と県の取組の方向性という御質問をいただきました。

垣内議員の御質問でもるる述べられたように、伊那谷は観光資源が非常に豊富な地域だと思っております。南アルプス、中央アルプスと二つのアルプスに抱かれており、日本の中でも有数の美しい景観、そして四季折々の自然環境に恵まれています。また、そうしたことを背景に、様々なアウトドアアクティビティーを楽しんだり、温泉でのんびりしたりということもできます。また、伝統芸能、そして農業が盛んな地域でもありますので、多彩な農産物やそれらを材料とする多様な食文化が育まれてきた地域だというふうに思っております。

農家民泊をはじめとする体験型の旅行プログラムや、伝統工芸品などを中心としたインバウンド向けの観光コンテンツなど、いろいろプロデュースをすると、もっともっと多くのお客様を引きつけることができる非常にポテンシャルに富んだ地域ではないかというふうに思っております。ただ、今の時点では、全国的、あるいは世界的な認知度という点では十分ではないというふうに認識しているところであります。

そうした中で、私としては、リニア新幹線はちょっと先に行ってしまいましたけれども、まさにこれから三遠南信自動車道をはじめとする交通体系が整ってくることにより、観光に限らず、産業や暮らしでも、これから20年、30年という長期を見据えたときに、長野県の中でこの伊那谷地域が最も大きく変化する地域だというふうに考えておりますし、また、そうした変化を県としても起こしていかなければいけないというふうに思っております。

先ほど知名度のお話もしましたが、やはり一番の課題は、大都市圏や海外からなかなかアクセスしづらいということだと思いますので、そういう部分が改善されれば、先ほど申し上げたようなポテンシャルをもっともっと生かしていくことができると考えております。

今、観光スポーツ部において、この上伊那や南信州地域における持続可能な観光地の国際認証取得の支援や、今年愛知県で開催される国内最大の旅の祭典「ツーリズムＥＸＰＯジャパン」をはじめとする国内外でのＰＲの促進、さらには、これから宿泊税を課税させていただきますので、二次交通の充実やインバウンドの受入れ環境の整備にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

県知事の立場で長野県を見ていると非常に観光ポテンシャルに富んだ地域が多いのですが、長野県、信州全体で発信すると、個々の地域の個性や特性が薄まってしまうということがあり

ます。その一方で、77の市町村がそれぞれに発信するのはなかなか難しいというところもありますので、私としては、県全体を一律に見るのではなく、ある程度広域の単位で、地域の素材や御指摘いただいたポテンシャルをしっかり念頭に置きながら、それぞれの地域ごとの観光戦略をしっかり構築し、地域の皆様方と一緒になってその実現に向けて取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。伊那谷の観光振興のために今後ともしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には長野県救急安心センターに関連して３点お尋ねがございました。

初めに、高齢者や外国人への周知や対応強化についてでございます。

救急安心センターの県民への周知は非常に重要と考えており、市町村広報紙への掲載や住民へのチラシの配付、医療機関や消防機関、行政機関へのポスターの掲示、ユーチューブでの広告配信などを通じて多くの県民の目に触れるよう広報を展開しております。

実際の利用者を見ますと、開設から１年間で、相談対象者の子や孫からの相談が1,691件で全体の13.9％を占めるなど、高齢者の症状に関する相談を子供などの若い世代が行っている状況があり、全ての世代への周知が重要と認識しているところでございます。

高齢者や外国人を含め、全ての方が長野県救急安心センター「＃7119」を適切に活用していただけるよう、特に、高齢者に向けては、市町村広報紙への掲載依頼やチラシの配付等を継続して行い、目に触れる機会を増やすとともに、外国人に向けては、県ホームページ等を通じ、利用方法や、日本語以外でも相談ができることなどについてやさしい日本語や多言語での発信も行うなど、引き続き広報に力を入れ、救急医療機関や消防機関の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

次に、今後のサービス向上策についてでございます。

長野県救急安心センターは外部委託により運営しており、所定の研修を修了した看護師が相談員として対応しております。研修では、基本的な電話対応やシミュレーション訓練のほか、長野県の地理的条件等を考慮して医療機関を案内できるよう、本県の特徴等についても取り扱っております。このほか、スーパーバイザーによる相談員への個別フィードバック、事例検討研修やロールプレーイングなど定期的な研修により、相談員の質の向上とともに、相談対応後の処理時間の短縮などの業務効率化による相談件数の増加を図っているところです。これまでの実績を見ますと、応答率は80％を超えており、相談にはおおむね対応できているものと考えておりますが、相談員の増員や開設時間の拡大につきましては、開設から約１年半が経過したと

ころであり、今後の相談件数の推移や事業の効果等の検証を行った上で検討してまいります。

最後に、消防や医療機関との連携強化についてでございます。

初期救急、２次救急は、主に医療圏ごとに輪番などによる体制が整備されていることから、救急安心センターでの医療機関案内に当たっては、広域連合や消防機関、医療機関と連携して対応しているところでございます。また、各機関には、県が作成したポスターの掲示やチラシの配布など広報にも御協力いただいております。さらに、地域の救急医療機関や消防の代表者から構成される長野県メディカルコントロール協議会において相談実績等を報告し、センターの運営について御意見や要望を伺っております。

今後は、地域医療構想調整会議等も活用しながら医療圏単位で実績等を共有し、症状や緊急度に応じて、より適切な対応を案内できるよう議論いただくなど、地域ごとに消防機関や医療機関との連携を促進し、救急の負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔８番垣内将邦君登壇〕

○８番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

長野県救急安心センターに関しましては、今後の医師不足や医療資源の偏在など、本県が抱える医療問題の解決に向けて＃7119の役割は極めて重要であると考えております。県民一人一人の安心と安全、そして快適な暮らしを実現するために、＃7119のさらなる発展に向け、県の多方面からの支援を期待するとともに、本県がこれからますます世界水準の山岳高原観光地として発展するためにも救急医療体制の充実は不可欠でありますので、今後もさらなる取組をお願い申し上げます。

そして、さらに、人口減少・少子高齢化が進む時代に長野県がさらに発展するためには、オールシーズン滞在型の観光へと転換し、世界水準の滞在型観光地を目指すことが最も効果的な近道だと考えております。本県が誇る豊かな自然、美しい農村景観、歴史や伝統文化、さらには健康長寿の暮らしといった資源を県民が再確認し、誇りある観光資源として未来に向けて磨き上げていくことが不可欠です。

阿部知事の答弁でも、変わらなければいけないということでありましたが、気候変動や急速に変化する世界情勢の中で、多様化を生かし、時代に合わせて進化を続けなければ、継続的な成長は望めません。今後、世界に誇る伊那バレーや世界水準の滞在型観光立県の実現に向け、行政、民間、地域が連携し、県全体で取り組んでいくことが必要です。

改めて県民の皆様にさらなるお取組をお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、青木崇議員。

〔７番青木崇君登壇〕

○７番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。通告に従いまして、今回は信州まつもと空港一本で質問させていただきます。

これまで、松本空港については、信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針に基づいて各施策が進められてきました。現在、発着枠の拡大について、空港周辺地区、地元対策委員会との協議を交通政策局で進めていただいております。

そして、航空業界にとって大変厳しい期間であったコロナ禍を経て、あらゆる障壁を乗り越えながら国内・国際チャーター便の就航に積極的に調整していただいていることなど、交通政策局におかれては、松本空港活性化のために万難を排して取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。

新年度予算において、空港駐車場拡充や安全関連施設の更新に関する予算が計上されるとともに、空港ビルや駐機場などの空港機能強化に係る概略検討に取り組むことも発表されています。これらの取組の進展や、コロナ後の好調な空港利用状況もあって、空港に対する県民の期待は新たなステージに入ってきたと感じています。

先月、長野県議会長野沖縄交流促進議員連盟による沖縄訪問に私も参加させていただきました。今回の新年度予算案には、沖縄との交流に関する新規事業が計上され、今後さらに沖縄との交流促進が図られることが期待されます。

そして、訪問先における風間議連会長の御挨拶にもありましたが、沖縄交流促進のためには、松本空港の設備改修や機能強化が必要であるという認識が今回の訪問で広く共有されました。このことは、これまで空港活性化に腐心してきた地元関係者にとって本当にありがたい一歩になったと受け止めています。

昨年末には、松本空港に就航している航空会社、ＦＤＡの鈴木与平会長をはじめ、役員の皆さんと政調会メンバーで意見交換をさせていただく機会がありました。鈴木会長からは、ＦＤＡとして全国の地方空港同士を結ぶリージョナル航空によって地方空港を生かした地方創生に取り組まれているということ、松本空港に高いポテンシャルを見いだしていること、そして、ＦＤＡが松本空港で就航先都市との都市交流を連携して進めていること、これを「松本モデル」と称していますが、その松本モデルの展開の可能性などについて御意見をいただいたところであります。

松本空港は、2009年、当時就航していたＪＡＬが撤退を表明し、定期便が消滅する可能性があったところ、ＦＤＡによって廃港の危機を乗り越えた経過があります。そして、厳しい新型コロナの時代を乗り越えて、昨年度には過去２番目となる空港利用者数を記録いたしました。

先ほど紹介したＦＤＡの連携による地方空港の就航先都市同士における都市交流、こちらは

松本モデルと称して展開されてきており、さらなる地方連携の広がりも期待されているところであります。ＦＤＡは、我々の地域にとっての強力なサポーターとして松本空港の発展を牽引されてきたと言えます。

そこで、阿部知事に質問いたします。

廃港やコロナ禍の危機を乗り越えて松本空港にて松本モデルを展開してきたＦＤＡに対する知事の受け止めについて、その見解をお伺いいたします。

続きまして、空港活性化の取組状況について４点質問いたします。

まず、沖縄定期便に向けた取組状況についてです。

１月の長野県議会長野沖縄交流促進議員連盟による沖縄訪問の際、沖縄県との交流促進の上で、定期便の就航が重要である、機能強化が必要であるということが共有されました。沖縄定期便化に向けた課題とポイントを何と捉え、来年度以降どのように取り組んでいくのか。お伺いいたします。

次に、空港国際化に向けた取組について伺います。

コロナ以降、４年８か月ぶりの国際チャーター便となった昨年９月のモンゴル便就航が実現し、入国審査用施設も完成いたしました。県としてさらなる国際チャーター便就航に向けて取り組まれているところだと思いますが、国際チャーター便就航に向けた現在の取組状況について伺います。

続いて、空港の利用促進策について伺います。

松本空港活性化の機運醸成に伴って、周りでも松本空港を利用する方が増えてきていると感じます。初めて松本空港を利用したという方からお聞きするのは、空港から他都市に直接行けることがこんなに便利だとは思わなかったということです。

一方で、今まで松本空港を使ったことがないという人にその理由をお聞きすると、航空運賃が高いということがよく挙げられます。他の交通手段と比べたときの航空運賃の高さがハードルとなっているようですが、空港を利用してみて初めてその利便性を実感するということもあって、最初の利用を後押しすることが今後の利用促進につながるものと考えます。

４月13日に開幕する大阪・関西万博を控える中、特に神戸空港との連携や、神戸便の利用促進をそのチャンスとして活用することが重要です。この機に、県民に運賃に見合う利便性を実感してもらう施策を講じるべきと考えますが、見解をお伺いします。

そして、これから長野県内では各種の大規模大会が開催される予定となっていますが、その契機を生かすことも重要です。2027年には諏訪圏域にて日本青年会議所全国大会、同年には松本市で全国商工会議所観光振興大会、翌2028年には信州やまなみ国スポ・全障スポが開催されるなど、今後、全国から人々が集まる大会の機会が予定されています。このような県内で予定

されている大規模大会について、各団体との中長期的な連携などにより、利用促進や新規路線開拓などの空港発展の機会として生かすべきと考えますが、今後の対応についての見解をお伺いします。以上４点、小林交通政策局長に伺います。

ここまで、交通インフラとしての空港の取組について取り上げてまいりましたが、少し視点を広げて、空港を軸とした周辺の産業振興の可能性について質問したいと思います。

空港を観光・交通路線として期待する声とともに、空港の特性を生かして、成長性のある産業の立地や周辺に広がる優良農地を生かした農業振興を期待する声が上がってまいりました。好調な空港の利用状況と、空港の発展に向けて県が本腰を入れて取り組んでいただいていることを受けて、空港による地域発展、経済成長の可能性を徐々に見いだすことができるようになってきたのは、これまでの県による取組成果の表れでもあると思っています。そこに対する県の評価について見解をそれぞれお伺いいたします。

まず、次世代空モビリティーなどの航空宇宙産業の可能性についてです。

長野県では、次世代空モビリティー、いわゆる空飛ぶクルマについて、これまでの航空宇宙産業の振興や長野県の強みである製造業を生かした取組を踏まえ、本格的な社会実装を目指しているところです。これまでは将来の夢として長く構想されてきた空飛ぶクルマですが、日本各地で有人飛行の実証実験が報じられるようになり、2030年にかけて社会に広がっていく見通しであるとされています。

長野県は、低気温で標高も高く、山岳地帯を擁していることから、その実証実験や研究に取り組むには適した土地であると評価する向きもある中、次世代空モビリティー、特に空飛ぶクルマの社会実装を県として今後どのように進めていかれるのでしょうか。そして、空港周辺の空域を活用した空飛ぶクルマの社会実装に向けた実証実験の展開の見解について、２点を中村企画振興部長に伺います。

先般、新千歳空港の近くに立地する最先端半導体工場のラピダスを視察させていただく機会がありました。国産の日の丸半導体を再び世界のトップランナーに押し上げようとする、国による補助金を含め、総投資額５兆円となる一大プロジェクトであり、地域経済や関連企業へのインパクトは、熊本の半導体工場、ＴＳＭＣのそれをはるかに上回るものとされています。

空港を活用した製品の輸送を行うことも見据えてのことですが、空港近くに工場を構える県内事業者のお話をお聞きすると、松本空港での貨物輸送は検討したことがないといいます。現時点の空港設備の制約において貨物輸送の可能性は厳しいという見通しが示されているところではありますが、松本空港周辺の工業団地における現状も含め、産業立地や輸送に期待する声も多くあり、その可能性について確認させていただきたいと思います。

空港周辺に、半導体産業や、先ほどの次世代空モビリティーをはじめとした航空宇宙産業な

どの高付加価値産業を立地したり、次世代交通手段の研究施設を立地することの可能性についての見解をお伺いいたします。また、それらの空港による貨物輸送の可能性について、併せて２点を田中産業労働部長に見解をお伺いしたいと思います。

また、松本空港周辺には優良農地も広がっています。昨今の空港発展をチャンスと捉えて、地域の農業振興につなげられないかと高い意欲を持った農家の方々からお話をお聞きしています。農産物輸出や農業体験、農泊など、空港を活用した様々なアイデアを出し合って企画の可能性を模索、検討されているところです。

松本地域は優良な農産物が生産されていることから、松本空港を活用した農業振興の観点として、将来を見据えた農産物輸出の可能性やアグリツーリズムの展開について県としてどのような取組が考えられるか。小林農政部長にお伺いします。

以上、１回目の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、まず、松本空港に関連して、これまでのＦＤＡの取組等に対する受け止めという御質問をいただきました。

平成22年、日本航空が松本空港から撤退した後、同年６月にＦＤＡに就航いただき、本年は15周年に当たるわけであります。今日の松本空港がありますのは、まさに鈴木与平会長をはじめとするＦＤＡの皆様方のおかげだというふうに認識しております。就航する定期便がなくなるという松本空港最大の危機を救っていただくとともに、コロナ禍の航空需要減少の中でも、神戸便の複便化など積極的な路線拡大を進めていただき、利用者数を増やしていただいたということに改めて深く感謝を申し上げたいと思っております。

また、地方と地方を結ぶ交流のかけ橋となるという企業理念を掲げて、東京を中心に放射状ネットワークで地方を結ぶハブ・アンド・スポークではなく、地方空港間をダイレクトに結ぶローカル・トゥー・ローカルを追求されてこられた姿勢に心から敬意を表したいと思っております。

さらに、リージョナルエアラインとして、私ども長野県や松本市とも共同して都市間交流による地域活性化に取り組んでいただいていることにも改めて感謝を申し上げます。ＦＤＡの皆様方には、松本空港を本当に長い間支えていただいているということに改めて深く感謝しているところでございます。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には松本空港に関して４点御質問を頂戴しました。

まず、沖縄への定期便化に向けた課題とポイントや来年度以降の取組ということでございま

す。

本年１月の知事の沖縄訪問に私も同行しまして、沖縄県の経済関係者の方々と昨年に続きまして意見交換を行ってきたところでございます。交流拡大に向け、松本空港への期待を感じる一方で、チャーター便の増便や将来の定期便の実現に向けては多くの課題が残っていると改めて認識したところでございます。

日本トランスオーシャン航空、ＪＴＡや沖縄ツーリストからは、まずチャーター便増便の課題としまして、松本空港の標高、滑走路長等立地上の制約により搭乗制限が生じるため、さらなる支援がなければ採算が確保できないということや、チャーター便の就航時期が限られる中、北海道等他地域への航空需要との競合があることのほか、パイロットの確保が厳しい状況、それから保有機種を増やす場合のコスト問題などが指摘されたところでございます。

また、定期便就航の課題としましては、航空会社の採算確保が前提であり、特に沖縄から長野への恒常的かつ安定的な需要が見込めることが最大の条件であるということも指摘されたところでございます。こうしたことから、搭乗制限に伴う旅行会社、航空会社への支援の強化を検討するとともに、関係部局と連携しまして、冬の観光資源のＰＲの強化や物産を通じた経済交流の拡大を図り、観光ビジネス需要の掘り起こしを行っていく所存でございます。

続きまして、国際チャーター便就航に向けた現在の取組状況でございます。

現在、さらなる国際チャーター便の就航に向けまして、東アジアの航空会社や旅行会社に対して誘致活動を続けているところでございます。

まず、台湾につきましては、昨年12月に知事によるトップセールスを行い、タイガーエア台湾の幹部に対して機材の手配や空港の視察を要請し、現在、台湾の旅行会社から、タイガーエア台湾に対して秋冬のチャーター便の就航が申請されている状況でございます。

韓国につきましては、韓国ＬＣＣとの調整が進展しておりまして、昨年末にチャーター便の就航が計画されたところでございますが、政治情勢の影響により延期されまして、現在、情勢を注視しつつ、早期の就航実現に向けて再度調整を進めているところでございます。

また、昨年９月に就航しましたモンゴル便につきましては、２年連続となる運航に向けて計画が進んでいるところでございます。

加えまして、海外の航空会社だけでなく、国内の航空会社も国際チャーター便の運航に関心を示し始めており、県内旅行会社と連携してその可能性を探っているところであります。引き続きこうしたチャンスを逃がさず、就航の働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、神戸便の利便性を実感してもらう利用促進施策についてでございます。

松本空港の定期便のうち、特に神戸便はフライト時間が60分と非常に短く、実際に利用いただいた方々からは、その利便性を高く評価いただいているところでございます。こうしたこと

から、議員御指摘のとおり、まずは一度利用していただき、その利便性を実感してもらうことが利用拡大につながるものと考えておりまして、移動時間短縮などの利便性をしっかりとＰＲしていきたいと考えております。

また、2,800万人の来場者が見込まれております大阪・関西万博は、神戸便や伊丹便の利用拡大につながる格好の機会と捉えておりまして、これを契機に、航空会社との連携を強化し、県内旅行会社に万博ツアー造成の働きかけや、関西を訪れますインバウンドの長野県への誘客等に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、現在、神戸空港でＦＤＡとスカイマークを乗り継ぐ全ての募集旅行において、預け入れ手荷物の引継ぎ、いわゆるスルーバゲージが可能となっておりまして、利便性が格段に高まっていることから、今後、個人でも利用できるように働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、県内で予定されております大規模大会を契機とした利用促進策でございます。

今後県内で予定されております国民スポーツ大会や日本青年会議所全国大会などの大規模大会は、全国から多くの方の来県が見込まれており、松本空港の定期便の利用拡大が期待できるところでございます。そのためには、航空会社との連携協力が重要であり、信州やまなみ国民スポーツ大会等の大会準備委員会においては、輸送・交通専門委員として航空会社でありますＦＤＡやＪＡＬにも参加いただいているところでございます。

今後、国民スポーツ大会などに限らず、本県への移動手段として松本空港の定期便を活用してもらえるよう、航空会社と連携し、旅行会社や大会主催団体などに対して路線をＰＲするとともに、県内での移動手段や宿泊施設等の情報を積極的に発信してまいりたいと考えております。また、新規路線の開拓に向けた取組につきましても引き続き努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組等について御質問をいただきました。

広大な県土に急峻な地形が多く、移動や物流の制約がある本県において、空飛ぶクルマなどの次世代空モビリティーは、県民等の利便性の向上を図る手段として大きな将来性を有しているものと認識しております。このため、令和５年９月に、産学官が連携して、県内でのドローンや空飛ぶクルマの利活用を進める信州次世代空モビリティ活用推進協議会を設立し、昨年３月には、目指す姿の実現に向けたロードマップを作成し、取組を進めているところです。

その中で、空飛ぶクルマについては、官民連携で、運航主体となる事業者の誘致や離着陸場

等の整備に係る調査、実証実験などを行うこととしております。県として、今年度は実際に空飛ぶクルマを飛行させるなど、認知度向上を図るイベントを実施するとともに、飛行ルートや離着陸場の候補の調査等に取り組んでいるところであり、来年度は、事業化に向けた関連事業者のマッチングや実証実験を行う事業者への補助を実施したいと考えております。

議員御指摘の空港については、航空関連設備や人材の集積などから、空飛ぶクルマとの親和性は一般的に高いと認識しておりますが、空飛ぶクルマの社会実装に向けては、こうした観点はもちろん、地域や事業者の意向なども踏まえて検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には空港周辺の企業誘致と貨物輸送の可能性についてのお尋ねでございます。

この松本地域は、豊かな水資源や高度な技術力を有した企業の集積など、半導体産業の立地に適したポテンシャルを有している地域であり、また、空港周辺という地の利を生かし、航空機で輸送可能な精密部品や電子部品を製造する次世代空モビリティーや航空宇宙産業など、高付加価値産業の立地の可能性があるものと認識しております。

あわせて、研究所の立地は、高度人材の集積や関連企業の新規立地が期待できることから、産業投資応援助成金におきまして他の施設よりも高い助成率と助成金額を設定し、インセンティブとして働きかけているところでございます。

また、空港における貨物輸送につきましては、松本空港に就航する航空機の構造上、貨物積載スペースが限られるなどの課題があるものの、良好な交通アクセスの活用により、迅速かつ効率的な物流ネットワーク構築の可能性も期待されるものと考えております。空港周辺の高付加価値産業企業等の誘致に当たりましては、関係市町村や東京、名古屋、大阪の県外事務所と連携して、松本地域が持つ強みと魅力をアピールしながら取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には松本空港を活用した農業振興についてのお尋ねをいただきました。

空港を活用し、安定的に農産物を輸出するためには、国際定期便の就航などの環境整備にとどまらず、輸出に向けた産地づくりも必要です。今後の動向を踏まえつつ、輸出先のニーズに合わせた生産や植物検疫の対応など、地域生産者の意向をお聞きしながら可能性を共に考えてまいります。

アグリツーリズムの展開に向けては、観光団体等が農業者と連携したワイナリーの見学や農

産物の収穫体験ツアーなど、地域の食を生かした新たな取組を支援しているところでございます。また、観光農園や農泊など農業と観光を組み合わせたコンテンツを県の観光サイト「ＧｏＮＡＧＡＮＯ」に掲載するなど、発信にも努めております。今後も、こうした支援を展開し、松本空港を生かした地域の農業振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔７番青木崇君登壇〕

○７番（青木崇君）ただいまＦＤＡへの知事の思いや、空港の取組状況、そして周辺の産業の可能性についてそれぞれ答弁をいただきました。沖縄の定期便化や空港の国際化、そして周辺産業の可能性に向けた県民の期待は大きく、着実にそれぞれ進めていただくことを改めてお願いしたいと思っております。

２回目の質問といたしまして、少し長期的な視点に立ったお話をさせていただきたいと思います。

先ほど産業振興の可能性について質問させていただきましたが、今回話題として挙げさせていただきたいことが、今の交通インフラとしての空港の機能強化を進めていただくこと、これと併せて、交通インフラとしてだけでなく、空港を軸とした都市交流や産業振興、経済成長の可能性について、そのグランドデザインを県として持っておくべきではないかということであります。

私は、松本空港の発展・活性化に大きな関心を持っているのですが、なぜかといえば、この地方空港の発展は、圏域内の経済成長と、大都市圏に依存しない地方として自立する未来につながる大きな可能性があると考えているからです。

空港発展が地域にもたらす可能性は幾つか考えられます。一つは、ＦＤＡが松本モデルと称する空港同士の都市間交流がさらに広がっていくことにより、地方の空港同士、あるいは世界の空港同士が直接つながっていく。この直接的な空路を介して、人的、文化的、経済的関係人口の増加により、思いもしないような化学反応や経済効果が期待できることにあります。

もう一つ、空港ならではの特性、機能を活用することで、観光、物流、農業などの産業振興による地域経済の大きな成長のチャンスを見いだすことができるということです。

また、交通という面から見ても可能性は広がります。松本地域は、高規格道路である中部縦貫自動車道をはじめとする道路整備が県内のほかの計画と比べて遅れてしまっています。また、特急あずさ・しなのなどの鉄路についても、今進んでいるリニアの整備や人口減少などに伴って、今後の影響を懸念する向きもあります。

そのような背景から、陸の孤島と称されることもある松本市でありますが、交通インフラとしての空港の機能が高まることは、松本空港や周辺地域への道路、鉄道などの交通アクセスを

強化する大きな説得力、推進力を将来的に持つことになると考えます。

これから、人口減少下にあって、県として県土のグランドデザインを描くこととなっており、今年度より着手しているリニア駅周辺のグランドデザイン策定も進んでいます。長野県が、空港を一つの軸として全国や世界と直接つながり、各種産業や政府省庁機能の移転なども誘致、立地させていき、人的・経済的交流を深めていく。松本空港が長野県経済の成長と地方分権の象徴的な拠点の一つとなる未来のグランドデザインが描ければ、それはまさに地方創生の姿と言えるのではないかと考える次第です。

もちろん、現時点の空港の状況からすると、先ほども答弁がありましたとおり、そういった未来を描くには機能的制約が山積みで、クリアしなければならないハードルがたくさんあります。ただ、今の国政を見ていて感じることではありますが、これまでの延長線上の取組ではなかなか伝わらない局面が増えている時代にあり、私たちがこれから向かっていく未来の夢を語ること、その上で現状の取組の理解を求めていくことは、政治の役割の一つであると感じています。今やらなければならないことについて、交通政策局には着実な積み上げをしていただき、それと同時に、未来の姿を描いて、そこからバックキャスティングで取り組んでいくこと、こういうアプローチもあってほしいと考えます。

また、地方管理空港は、県が管理者であって、なかなか国からの支援を得られにくいところでありますが、こういった自立した地方経済の実現を見据えたときに、東京一極集中の是正や地方創生の観点から、地方空港整備、機能強化に対する支援を国に対して求めることも必要になってくると考えます。

地元自治体を巻き込む必要のあるここまでの未来の話は、今回の質問ではお聞きいたしませんが、そんな未来を思い描きながら、本日は長期的な視点のスタートとして、まずはこの空港のもたらす地域の可能性について知事の見解をお聞きしたいと思っています。

そして、そのような未来を描くためにも、さらなる空港の発展のために必要なこととして、ＦＤＡが県に対し要望している空港設備強化についてまずは対応していくことが求められます。地元関係者の中でも、今回の概略検討以降、抜本的な空港設備の施設整備につながっていく見通しについて、本当につながっていくのかと懸念される声もありまして、これから一定のビジョンと財源確保策に基づいて空港機能強化に取り組んでいただきたいと考えます。

以上を踏まえまして、まずＦＤＡから出されている空港施設整備の要望に対する見解と今後の取組について阿部知事に御見解をお伺いいたします。そして、松本空港が周辺地域と長野県にもたらす可能性について知事はどのようにお考えか。阿部知事の見解をお伺いしたいと思います。

最後に、本日お話しした空港発展の未来を描くに当たっては、日常生活において騒音と向き

合う空港周辺の地元の皆さんの理解が不可欠であることを改めて認識しなければなりません。

先般、空港周辺地区で開催された市政懇談会に参加いたしました。１日20便への発着枠の拡大について協議を進めているところですが、地元住民のこれまでの空港との長い歩みについて理解してもらいたいということや、騒音の測定値と実態のギャップを現地でぜひ聞いてもらいたい、そういった意見が出されていました。各関係者で丁寧に地元対応を進めていただいているからこそ、行政と地元の間で地元対応に関する認識のギャップを生まないように進めることが今後の空港発展の未来を描く上で改めて重要であると感じた機会でありました。

そこで、空港周辺の騒音の実態について、客観的な騒音値の測定だけでなく、地元の声に耳を傾け、これまでの地元住民と空港の歩みや思いを理解する姿勢が重要であると改めて考えますが、今後どのように取り組んでいくのかについて、こちらも阿部知事に見解をお伺いいたします。

以上、２回目の質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）松本空港に関連してさらに３点御質問を頂戴いたしました。

まず、ＦＤＡから出されている空港施設整備の要望に対する受け止めと今後の取組という御質問でございます。

ＦＤＡの鈴木与平会長からは、常々、信州まつもと空港を日本一美しい空港であるというふうに御評価いただいているところであります。こうした中、いただいた御提案や御要望は、鈴木会長をはじめ、ＦＤＡの皆様方の松本空港に対する強い思いや期待が表れているものというふうに考えておりまして、我々としてもしっかり受け止めなければいけないと思っております。

ＦＤＡからは、駐機場の拡張や誘導路の増設、待合ロビー等ターミナルビルの施設拡充などの御提案をいただいており、来年度実施予定の空港の機能強化に向けた調査の結果を踏まえ、できる限り御期待にお応えできるよう検討していきたいと考えております。

次に、松本空港が周辺地域と長野県にもたらす可能性についての見解という御質問でございます。

松本空港は、本県と全国各地をつなぐ重要な空の玄関口であり、県民の大切な財産だというふうに考えております。現在、ＦＤＡは松本空港を拠点として各地とダイレクトにつながっているわけでありますが、このことが地方間の人々の交流を促進し、地域の活性化にもつながっています。東京一極集中の是正、地方分散という観点でも空港が果たす役割は大きいというふうに考えております。

また、昨年度信州まつもと空港利用促進協議会において実施した経済波及効果の分析では、令和４年度のデータでありますが、全国への経済波及効果は約228億円、うち長野県内には93

億円、そのうち松本市へは約50億円となっておりまして、松本空港が周辺地域や本県に大きな経済効果をもたらしているというふうに受け止めています。今後、さらに松本空港の機能を強化することで、空の玄関口としての価値を高め、松本地域をはじめ県全体の観光・ビジネス交流の活性化につなげていきたいと考えております。

また、大変重要な御指摘を頂戴したというふうに思っております。我々はどうしても空港の機能強化や路線の拡充というところに視点が行きがちでありますが、単にそれだけではなく、周辺地域や長野県全体を見据えた産業振興政策や観光政策との関連性も含めて、より広い視野でこの空港に関連する施策に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、空港周辺の騒音問題に対する地元の皆様方への姿勢と今後の取組という御質問でございます。

まず、松本空港を今日の形で運営させていただいておりますのは、周辺住民の皆様方のこれまでの大変な御協力と御理解のおかげだというふうに思っております。心から感謝を申し上げたいと思っております。

県では、将来の空港の増便を見据えて、地元の４地区との協定に基づいて、定期便の１日当たりの離着陸回数を12回から20回に変更するための事前協議を昨年３月から始めております。職員が各地区に出向いて増便への御理解を求めますとともに、地域の課題等について対話とヒアリングを重ねてきているところでございます。

各地区からは、増便に際し、様々な御要望、御意見等が寄せられており、空港の発展や活性化に大きな期待がある一方、道路や集会施設等の周辺環境整備や農業振興等を求める御意見のほか、数値では測ることができない航空機の騒音等に対する負担感や御苦労を訴える声もいただいているというふうに承知しております。

これまでも、県では周辺地域の騒音測定や騒音対策を行ってきたところでございますが、各地区からの御要望を踏まえ、改めて空港周辺の騒音を測定するとともに、職員が現地に出向き、騒音を実際に体感して地元の実情を伺う機会を設けることも必要だというふうに考えております。

松本空港の今後の発展のためには、何よりも空港周辺の皆様方の御理解と御協力が不可欠だというふうに考えております。県としては、今後とも地元の皆様方の声に謙虚に耳を傾け、地元の皆様方の思いをしっかりと受け止め、空港の発展・活性化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔７番青木崇君登壇〕

○７番（青木崇君）知事から強いメッセージをいただいたわけであります。また、私の思いを

受け止めて答弁をいただいたことに感謝申し上げます。

県内の大型商業施設の撤退や人口減少などで暗い話題が多い中、全国的には、国家的プロジェクトによる半導体産業の大規模投資など、地方経済にあって明るい未来を見いだしている地域もあります。長野県としてこの空港を核として希望の持てるビジョンを県民に示すことは、地方創生や信州の未来共創に資するものとなります。

制約、制限ばかりで道のりは長く険しいものではありますが、だからこそやりがいのあるテーマであるとも感じています。知事には、しかるべきタイミングで空港周辺の現地にも赴いていただき、地元が直面する実態や、また、この空港周辺で描けるであろう未来の可能性について模索する、そんなことも検討していただけたら大変うれしく思います。

そして、今後進める県土のグランドデザインの策定や総合計画の見直しなど、県政の各計画策定の際に今回お話ししたような視点を持ってこの空港の未来を描いていただくことをお願いしたいと思います。

交通政策局松本空港課においては、今後も空港問題についてあまたの困難やハードルが立ちはだかるところではありますが、引き続き御尽力を賜りますよう改めてお願いを申し上げまして、私の質問の一切を終結いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区選出の勝野智行でございます。私見を交え、通告に従い質問させていただきます。

知事におかれては、昨年の一般質問での私への御答弁どおり、先月１月29日から３日間沖縄県を訪問され、玉城知事をはじめ、イオン琉球株式会社や経済団体、日本トランスオーシャン航空株式会社との懇談、テレビ・ラジオ番組での観光ＰＲなど、交流連携の推進を率先してお図りいただきました。私も、長野沖縄交流促進議員連盟の役員の一人に加えていただいておりますので、両県の交流が盛んになるよう私自身も一層取り組んでまいる決意でございます。

今回は、沖縄県とのことではなく、先ほど青木崇議員が松本空港の利用促進と施設整備などの取組について質問されておりましたが、私からは空港ターミナルビルに関して知事にお伺いいたします。

代表質問の２日目に百瀬智之議員も取り上げておりましたが、信州の空の玄関口、信州まつもと空港について、１月の知事の沖縄県訪問に交流促進議連の一人として私も同行させていただいた折、神戸空港を経由して往復信州まつもと空港を利用いたしました。帰りの松本空港で２階から１階に下りる際、えっちらおっちらと高齢の御婦人が階段を１段ずつ危なそうに下りている様子を目にいたしました。

また、トイレの数も少ない中、和式もあります。これまでも、県に対し、バリアフリーやトイレ改修など様々な要望、お声が届いているとお聞きしておりますが、来年度はインバウンドにも力を入れようという中にあって、早期に思い切った改修が必要ではないでしょうか。

松本空港のターミナルビルは松本空港ターミナルビル株式会社の所有ですが、筆頭株主は県であります。これまで県はどの程度このビル会社に関与し、支援してこられたのか。また、空港の国際化を目指す中、早急にビルの課題に手をつけなくてよいのかというふうに考えます。知事は信州まつもと空港を利用されていてどのようなお考えでいるのか。知事の御所見を伺います。

次に、交通事故防止についてお尋ねいたします。

来年度の主要事業で、交通安全対策推進事業の中に、交通安全施設の整備として信号機の新設・改良、信号灯器のＬＥＤ化整備があります。歩車分離式信号機を推進していくとお聞きしておりますが、以前、松本市内の自治会要望が見送られたケースがありました。県内の設置状況や設置基準、優先度について警察本部長に伺います。

アプリ「信ＧＯ！」についてお聞きいたします。

このアプリは、高度化ＰＩＣＳが設置された交差点で、歩行者信号を音声や振動で確認することができ、視覚障がい者や高齢者などの安全を支援することができるものであります。長野県警察のホームページでも紹介されておりますが、県民の皆さんへの周知が進んでいないと感じます。本アプリの周知方法及び連携する信号機設置の進め方について警察本部長に伺います。

また、本アプリを視覚障がい者や高齢者にも広く御利用いただくため、健康福祉部においても警察本部と連携して周知を進めていただきたいと思いますが、健康福祉部長に所見を伺います。

私も週１回程度自転車に乗りますが、その際、交通ルールに対する理解が不足しており、これでいいのかなと思うときがあります。高校生までは各学校において安全教育が実施されますが、社会に出てしまうとなかなか受ける機会がありません。自転車が関係する事故も多発する中、自転車の交通ルールの周知を大人にも図っていくべきと考えますが、警察本部長に所見を伺います。

また、自転車ヘルメットの着用について、長野県は着用率が全国平均を上回っているものの、まだ十分には浸透していない状況です。県は購入費用助成を実施しておりますが、高校生においても着用がまだ限定的と感じます。全世代に向けたヘルメット着用促進の取組について警察本部長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には松本空港ターミナルビルについて御質問を頂戴いたしました。県

としてどう関与し、支援してきたのか。また、今後この課題に手をつけなくてよいのかという御質問でございます。

本県は、松本空港ターミナルビル株式会社の設立に当たりまして、御質問にもありましたように、筆頭株主となっております。代表取締役社長を平成18年の途中まで知事が、その後は副知事が務めております。また、同社の経営を定期的に評価するなど、経営基盤の安定化に向けて連携して取り組んでいるところでございます。

また、ターミナルの修繕に関しましては原則ビル会社が行っておりますが、国の経済対策等の交付金も活用して、ビルの搭乗橋の更新や照明のＬＥＤ化、冷暖房設備の更新に対して県として支援を行ってきているところでございます。

このターミナルビルは、御質問にもあったように、非常に使い勝手がよろしくないところが多々あるということで、私自身もそう受け止めておりますし、利用されている方からもそうした御意見を伺っております。利用される皆様方に御不便をおかけしていることを大変申し訳なく思っております。

来年度、空港の機能強化に向けた調査を行うこととしております。これを踏まえて、できるだけ早期にビルの抜本的な改修を行うことができるよう、ビル会社に対して県としても必要な支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察には交通事故防止について４点御質問をいただきました。

まず１点目の歩車分離式信号機の設置状況についてお答えいたします。

県内における歩車分離式信号機の整備数は、令和６年３月末現在、全信号機3,583基中482基であり、整備率は、全国の平均が約５％のところ約13.4％と全国第１位の設置率となっております。

次に、歩車分離式信号機の設置基準についてお答えいたします。

歩車分離式信号機につきましては、これまでは、平成14年に警察庁から示された設置や運用に関する指針に基づき設置、運用してまいりました。本年１月31日、新たな歩車分離式信号機の設置指針が示されました。主な改正点として三つございます。

一つ目は、歩車分離制御により防止できたと考えられる事故が、これまでの基準では過去２年間に２件以上発生している場合としていたところを、過去５年間に２件以上発生している場合と変更されました。

二つ目は、歩車分離制御による防止可能事故で死亡事故に至った場合があるといった項目が追加されました。

三つ目は、児童等の交通の安全を特に確保する必要がある場合とされていたものが、この「特に」が削除されまして、「安全を確保する必要がある場合」というふうに改正されました。

これらの改正によりまして、これまで以上に歩車分離式信号機の設置は容易となったと受け止めております。ただし、歩車分離式信号機につきましては、デメリットもありまして、車と歩行者双方の赤信号による待ち時間の増加に伴う渋滞も懸念されますので、導入には、その効果や必要性及び周辺交通に与える影響等を個別に検討し、整備を進めてまいります。

次に、２点目の「信ＧＯ！」アプリについてお答えいたします。

「信ＧＯ！」アプリについては、Ｂｌｕｅｔｏｏｔｈ機能を搭載したスマートフォンにダウンロードすることにより、信号機に設置された高度化ＰＩＣＳと呼ばれる歩行者等支援情報通信システムと連携して、スマートフォンに「信号が青に変わりました」といった音声やバイブレーション機能による振動で伝え、視覚障がい者や高齢者の道路横断を支援するものです。

使い方としては、このアプリを起動して高度化ＰＩＣＳが整備された交差点に近づくことで情報を音声や振動で受け取ることができるほか、押しボタンが設置された交差点では、スマートフォンの画面を長押しすることで信号の押しボタンの操作をすることができます。

このアプリについては、県警ホームページでその機能等を紹介するとともに、視覚障害者福祉協会と連携した体験会を開催し、アプリをダウンロードして交差点を実際に横断する実体験をしていただくなど、周知に努めております。

次に、高度化ＰＩＣＳの設置の進め方につきましては、視覚障害者福祉協会等からの要望や利用状況、御意見等を踏まえ整備を進めており、令和６年３月末までに県下に19か所を整備しております。今後も、視覚障がい者や高齢者の方の安全な横断を確保するべく、関係機関や道路利用者の御意見、御要望を踏まえ、適切に設置してまいります。

次に、３点目でございます。社会人に対する自転車の交通ルールの周知についてお答えいたします。

自転車は、子供から高齢者まで幅広い年齢層において身近な交通手段として利用されておりますので、あらゆる年代の自転車利用者に交通ルールを理解していただく必要があるものと認識しております。

社会人の自転車利用者に対する取組といたしましては、県警ホームページに自転車の通行方法等の交通ルールを詳細にわたって掲載するとともに、ＳＮＳ等の各種媒体を活用した情報発信を行っております。また、運転免許の更新時講習等において使用する運転の教本の中で自転車安全利用五則を紹介するとともに、事業所等への出前型の交通安全講話や安全運転管理者に対する法定講習の場において、自転車の安全利用に関する講義を行っております。このほか、自転車の通行実態等を踏まえて指定した自転車指導啓発重点地区・路線における街頭啓発や取

締り時に、直接指導等を行っております。

なお、県民の皆様にぜひ知っておいていただきたいことといたしまして、昨年11月に自転車の酒気帯び運転と、いわゆるながらスマホの罰則が強化されました。特に、酒気帯び運転につきましては、運転免許を所持している人が自転車の酒気帯び運転で検挙された場合には運転免許の停止処分の対象となりますので、自転車で酒気帯び運転をしないことはもちろんのこと、交通ルールを守って自転車を利用していただきたいと考えております。

県警察では、引き続き関係機関・団体や事業所等と連携して交通安全教育や広報啓発等を推進し、自転車の交通ルールの周知を図ってまいります。

最後に、４点目でございます。自転車ヘルメットの着用促進に向けた取組についてお答えいたします。

県警察では、これまでも、県や関係機関・団体と連携しながら、街頭啓発や交通安全教育などを通じて自転車乗車時のヘルメット着用の必要性を周知し、広報啓発を推進してまいりました。特に、小中学生に比べて着用率が低い高校生の対策として、教育委員会や学校へ着用促進に向けた働きかけを行うとともに、今年度から新たに県下の高校24校を信州グッドチャリダーモデル校に指定し、生徒会や教職員と連携したヘルメット着用の呼びかけをするとともに、着用率調査をして着用率の高い高校を表彰するなど、ヘルメット着用の機運を高める取組を推進しております。また、自転車事故では頭部が致命傷になることが多く、県下においてヘルメットを着用していたことで命が助かる事例を広く紹介するなどの取組を行っております。

自転車乗車時のヘルメット着用率につきましては、昨年７月の全国調査では、全国平均が17.0％のところ当県は34.7％で、全国の着用率を17.7ポイント上回り、順位も全国第４位となっておりますが、今後も自転車乗車時のヘルメット着用が当たり前となる環境の構築に向けてさらなる取組を推進してまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはアプリ「信ＧＯ！」の障がい者や高齢者への周知についてのお尋ねでございます。

先ほどの警察本部長の答弁にもありましたとおり、アプリ「信ＧＯ！」は交差点接近通知機能や歩行者信号情報提供機能などを備えており、音声や振動で信号の状態を確認できるため、視覚障がい者や高齢者の交通事故防止に向けて有用であると考えております。

一方で、現時点では使用できる交差点も限られていることから、今後、警察本部と連携し、アプリ「信ＧＯ！」について広く知っていただけるよう、市町村や関係団体等を通じた周知などに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

信州まつもと空港ターミナルビル改修につきましては、知事自身も使い勝手がよろしくないと思っていると、また、利用者に申し訳なく思っているというお話をいただきました。県による積極的な支援での早期改修を要望しておきたいと思います。

アプリ「信ＧＯ！」についてですが、教育委員会におきましても、盲学校をはじめ、特別支援学校などの皆さんにも周知していただきたいと考えます。また、自転車ヘルメットの着用について、県議会で県内の高校生と意見交換した際、保険加入のように強制されないとつけないかなと多くの生徒さんが言っておりましたので、教育委員会から高校生へのヘルメット着用の一層の働きかけを重ねて要望しておきます。

それでは、次の教育政策についてです。

県は、来年度、県立高等学校等における運動部活動指導員を10人任用される計画です。この取組は、教員負担の軽減に大きい効果があると考え、評価いたします。10人の任用、配置について、部活動の種類や地域性を考慮する必要があると考えますが、どのように計画されているのか。また、今後の部活動指導員の任用についても伺います。

県は、市町村教育委員会等へも部活動指導員の任用経費補助を実施されてきており、来年度は運動部311人、文化部74人の計画で予算を組まれております。中学校部活動の地域移行も進められている中、この計画数によって総部活動数の何割程度になる見込みでしょうか。また、今後の任用計画についても伺います。

中学校部活動の地域移行において、地元のクラブチームの役割も大きいと考えます。しかしながら、クラブチームは強いチームづくりを優先するため、戦力にならない子供が入部できず、同じ中学校で活動していた子供が一緒に活動できなくなってしまうケースが発生いたします。クラブチームだから仕方がないと諦めてしまうのでは、子供たちがかわいそうに思います。県として誰でも入部できるような仕組みを考えていただきたいと思いますが、御所見を伺います。

県の教員不足は年々増加し、今年度は過去最多の状況であります。県は、来年度、小中学校教員の欠員対策として、あらかじめサポート教員16人を各地区に配置し、欠員発生に備えようとしており、前進の取組と評価いたします。しかしながら、これまでの欠員対策教員と同様に、最大２か月の派遣としており、その間に新たな教員を見つけてもらうこととしております。昨年10月１日時点の欠員は、小学校で39人、中学校で16人おります。これまでも代替教員を見つけられずにいた学校が少なくなかったのではと思いますが、この派遣事業について、派遣期間の延長も含めてお伺いいたします。以上４点を教育長に伺います。

県議会と大学生との意見交換会で、進学の際の県外流出について伺った御意見ですが、長野

県は学ぶ選択肢が少ない。大学の誘致をしてほしい。特に、県内に薬学部がないとのお声がありました。今議会においても、学生の県外流出の課題が複数の議員から取り上げられておりました。

しあわせ信州創造プラン3.0の中に、「女性・若者から選ばれる県づくり」とともに、「高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する」とあり、県内への大学等の誘致を進めていただきたいと考えます。

昨年の６月議会において、早川大地議員の大学誘致に関する質問に対し、県民文化部長が、大学の意向や要望を市町村に伝え、それに対する市町村の考えを大学に伝えることを繰り返しながら、並行して県としての支援の在り方を検討するなど取組を進めていくと御答弁されております。その後の進捗状況について県民文化部長に伺います。

ＧＩＧＡスクール端末が順次更新時期を迎えております。ＧＩＧＡ第２期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、本県においても基金が設けられました。

ＭＭ総研が公表した2024年８月時点のＧＩＧＡスクール構想実現に向けたＩＣＴ環境整備調査によりますと、端末更新の68％は2025年度に集中している。このため、この大量の端末処理をどのように進めていくのかが大きな課題になります。

文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定・公表を義務づけております。

そこで、県内において、来年度以降、何台程度新端末に買い換え、旧端末を処分する必要があるのか。また、共同調達の仕組みや調達方法、さらに、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組について教育長に伺います。

次に、ケアリーバー支援について。

県は、来年度、社会的養護自立支援拠点事業を始めることとしており、評価するとともに、ケアリーバー支援に大いに期待するところであります。

本年の１月、会派で埼玉県が実施しております児童養護施設退所者のアフターケアの取組について調査してまいりました。埼玉県は、児童養護施設退所者を10年支える自立支援事業「ささえーる」を、生活・就労支援の退所児童等アフターケア事業「クローバーハウス」と進学支援の希望の家事業の二つを行っております。

クローバーハウスは、対象者が気軽に立ち寄れるフロアを設置し、仕事や生活の中で抱える不安の相談に応じるとともに、気軽に仲間と交流できるグループ活動を支援する目的で、ＪＲ浦和駅東口から徒歩５分の一軒家を借り、クローバーハウスの運営を事業委託しております。

令和３年度から実施しており、昨年度は延べ923人が利用しております。

また、希望の家事業は、児童養護施設や里親委託の退所児童を対象として、大学等への進学者に低額で住宅を提供するとともに、家族、交友関係、将来への不安などの生活相談を実施する目的で公益社団法人埼玉県社会福祉士会に事業委託し、民間アパートを借り上げ、進学者に月4,000円という低額で提供し、社会からの孤立を予防するとともに、生活相談支援員が進学から就職、卒業後の単身生活まで一貫支援しております。借り上げたアパートは埼玉県内の東部、南西部、西部、中央と各地区に一つずつ計４か所設置し、20人が利用可能。毎年ほぼ満室とのことでした。

そのほか、解雇や雇い止めを受けたケアリーバーに一時的に県営住宅を通常の半額で使用許可する制度も行っております。本県においても、埼玉県のように様々なケアリーバー支援の取組を行っていただきたいと考えますが、こども若者局長に見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には教育政策について５点御質問をいただきました。

まず、県立高校における部活動指導員の配置と任用についてでございます。

部活動指導員は、教員に代わって運動部活動の顧問を務めたり、生徒の引率を行うことができ、令和元年度から１人当たり年間210時間を上限に任用しており、令和７年度は10人配置する予定でございます。配置に当たりましては、アイスホッケーや山岳といった地域の特殊性や専門的指導のできる教員がいないという学校の事情などを考慮して配置校を決定しております。県教育委員会では、部活動指導員のほか、専門的指導が可能な105人の外部指導者を１人当たり１回２時間程度、年間20回派遣しており、今後も部活動指導員の任用や外部指導員の派遣の充実に取り組んでまいります。

続きまして、中学校部活動における部活動指導員の任用への支援等についてでございます。

中学校の部活動指導員任用事業は、教員の負担軽減を図るため、国、県、市町村が３分の１ずつ経費を負担する仕組みで、平成30年度から始まっております。来年度は、本年度より62人多い385人の任用を予定しておりますが、この数は、令和７年度の予測総部活数の３割近くをカバーできると見込んでおります。また、今後の事業計画につきましては、中学校部活動を地域クラブ活動へと移行していくことから、その進み具合を勘案して、任用数等を精査して対応してまいりたいと考えております。

続きまして、参加しやすい地域クラブ活動への仕組みづくりについてでございます。

新たに創設される地域クラブは、専門性を高めるものや自分のペースで行うもの、多世代交流を主とするものなど、生徒のニーズに応じた様々な形が予想されることでありまして、重要なことは、部活動の趣旨と同様に、生徒が自主的、自発的に参加できる活動環境がつくられる

ことだと考えております。県教育委員会といたしましては、生徒の活動環境が保障される地域クラブの創設が大切なことでありますので、新たな地域クラブの形態について市町村や地域協議会等と情報を共有するとともに、知事部局との連携により、よりよい活動環境が整えられるよう、地域移行の取組を支援してまいります。

続きまして、欠員対策のための教員配置事業の状況についてでございます。

教員の欠員が生じた場合、子供たちの学びの継続を最優先に考え、まずは各学校で校内体制を工夫することにより、特に学級担任が不在とならないよう配慮しているところでございます。

今年度、欠員対策のための教員配置事業では校内体制での対応が難しく、緊急度の高い学校に対して優先的にサポート教員を派遣しており、令和７年２月１日現在で、２か月の派遣期間中に26校において代替者の確保や休職者の復帰等による欠員が解消されたところでございます。サポート教員の派遣期間につきましては、原則２か月としておりますが、代替者を確保できない場合は、学校の実情に応じて派遣期間を延ばしており、引き続き柔軟な運用をしてまいりたいと考えております。

最後に、ＧＩＧＡスクール端末の更新についてでございます。

来年度以降の更新台数は、公立小中学校と県立学校を合わせて令和７年度は９万7,508台でございまして、それ以降は３年間かけて６万1,802台を更新する予定でございます。なお、端末の処分は各自治体の判断で行われ、一部再利用を考えている自治体もあると承知しております。

共同調達の仕組みや調達方法につきましては、県教育委員会が各自治体の参加による長野県ＧＩＧＡスクール会議を設置し、共通の仕様で共同調達できるようにしているところでございます。

端末処分では、端末内のデータの消去が最も重要なことでございますが、資源の有効活用も大切であり、具体的な取組といたしましては、適切に対応する業者を県教育委員会が公募型プロポーザル方式により選定し、契約は各市町村が行うという仕組みを取って対応しているところでございます。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には大学誘致に関する進捗について御質問を頂戴いたしました。

昨年６月の県議会定例会でお答えいたしましたとおり、県では、大学との関係構築や、関係人口、交流人口の増加といった効果が期待でき、大学側の関心も高い学外実習、フィールドワーク等の拠点施設の誘致を視野に取組を進めてまいりました。

昨年８月には、伊那市から、学外実習、フィールドワークに関して、研究素材となる地域課

題、拠点施設の設置、滞在期間中の宿泊や移動手段など具体的な提案がございました。この提案につきまして、大学の財務状況や定員充足状況のほか、提案された内容などを総合的に勘案して大学に情報提供を行った結果、自治体や高校との連携など南信地域での活動実績が豊富で長野県にゆかりの深い日本福祉大学、また、本年４月に開学予定で、授業が全てオンラインで提供されることから、県内にいながらにして大学への進学が期待され、地域と連携した課題解決型体験プログラムを実施予定のＺＥＮ大学から関心が示されました。

このため、県、大学、伊那市の３者で事務レベルの協議を進めておりまして、日本福祉大学におきましては、先日現地調査も実施し、その際、大学に対して、県内への新たな拠点の整備を要望いたしております。今後は、新年度におけるフィールドワークの試行的実施を視野に、県としての政策課題も踏まえ、大学の専門領域の力を生かした研究テーマの具体的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私にはケアリーバーへの支援に係る様々な取組の実施について御質問をいただきました。

議員から御紹介いただきました埼玉県の事例は、これまで10年近く取組を積み重ねた上で、今年度４月から法定化された社会的養護自立支援拠点事業により、ケアリーバー等への支援が行われているものであります。

ケアリーバーの若者は、虐待等の経験から精神的な不安を抱え、社会へ巣立った後に、人間関係や生活上の困難から早期に離職、退学し、孤立するケースもありますので、本県においても来年度から自立支援拠点事業を実施することとし、まずは長野市中心部での支援拠点の設置・運営について補助をしていく予定でありまして、若者の交流の場の提供やアウトリーチを含めた生活就労等の相談支援を行ってまいります。

御質問の中にありました県営住宅等の活用につきましては、常時利用可能な住宅を長野市、松本市、飯田市等に確保して、ケアリーバーが困窮により住まいを失った場合などに緊急的な生活場所として提供していく予定としております。

今後、埼玉県の事例も含め、県外の様々な先進的取組も情報収集しながら、事業者や施設等をはじめ関係機関と協力し、ケアリーバーが利用しやすい交流支援の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

県民文化部長から長野県にゆかりがあるということでお話しいただいた日本福祉大学は、私の母校でもございますし、今私の娘も通っている大学でございまして、自分で言うのもあれですが、大変にいい学校でございますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

また、教育委員会におきましては、こどもまんなかの中学校部活動移行と一層の教員負担軽減、そしてＧＩＧＡスクール端末更新時に個人情報が流出してしまうことが決して起きないよう要望いたします。

また、長野県におけるケアリーバー支援の取組がさらに充実することを望み、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

埋橋茂人議員。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）改革信州の埋橋茂人です。私は、失われた30年とこれからの地方創生をテーマに５項目質問いたします。

初めに、石破総理が政治の師と仰ぐ1972年発足の田中角栄内閣以降の歴代内閣の主要政策で、地方に大きな影響を与えた政策について触れます。

失われた30年、1989年（平成元年）以前について列挙します。

田中内閣では、日中国交回復がなされました。後に中国への工場移転の糸口になったわけであります。そして、有名な日本列島改造論が唱えられました。この結果、土地バブル、そして狂乱物価を招来しました。

次の大平内閣では、田園都市構想という非常に格調の高い構想が掲げられましたが、ほとんど実行に移されることはありませんでした。

鈴木内閣で、土光臨調と呼ばれた行政改革。

続いて中曽根内閣では、前川レポートによる農協改革等を主眼とする規制緩和がありました。そして、有名な国鉄の民営化等三公社の民営化がなされました。総合型リゾート、後に大型倒産が続出した法律もここであります。

竹下内閣に至って、消費税が導入され、ふるさと創生一億円事業が始められました。

宮澤内閣で、バブルが崩壊しました。

続いて、失われた30年以降についてです。

細川内閣で、米の部分自由化がされました。

村山内閣で、阪神・淡路大震災。このとき、地方分権推進法が制定されています。

橋本内閣で、省庁再編や住専処理が行われました。金融機関が続々倒産したのもこの時期であります。そして、介護保険法もこのときに成立しております。

小渕内閣では、食料・農業・農村基本法や地方分権一括法が制定されています。

森内閣では、地方の商店街の疲弊をもたらしたとも言われています大店法が施行され、介護保険法も施行されています。

そして、小泉内閣に至って、聖域なき構造改革ということで郵政民営化がなされました。多くの議員も触れられておられましたが、ここで三位一体改革ということで、補助金４兆円、交付税５兆円が減ぜられた一方で、財源移転は３兆円にとどまりました。ここは本当に大きな転換点だったと思います。そして、小選挙区制が導入されました。そして、雇用規制緩和がなされ、非正規・派遣労働者が急増しています。

鳩山内閣で、一括交付金。

菅内閣で、東日本大震災、福島第一原発事故であります。そして、地方分権一括法の第２次法がこのときであります。農業においては、戸別所得補償が行われました。

野田内閣で、税と社会保障の一体改革。

そして、次の安倍内閣でありますが、アベノミクスということで、金融緩和、財政出動、成長戦略のアベノミクスの三本の矢ということで、行政改革、規制改革が非常に激しく行われ、社会的共通資本にも手が入りました。教育ですとか、種子ですとか、そういうところまで手が入ったわけであります。そして、第１次増田レポートがこのときであります。ＴＰＰ交渉に参加、そして、加盟になりました。その裏版として、地方創生ローカル・アベノミクスということで地方への対処策が示されました。地方分権一括法第３次法もこのときであります。ふるさと納税も始まっています。

岸田内閣になって、デジタル田園都市構想、第２次増田レポート、そして、食料・農業・農村基本法が改正されました。

石破内閣では、地方創生2.0であります。

以上を振り返ってみると、時の政権で様々な看板政策が掲げられて実行されていますが、長期政権となった中曽根、小泉、安倍内閣の主要政策は地方にとって非常に厳しいものになったことは明らかです。

これから触れるのは、失われた30年と言われる1990年と2020年の主な長野県や国のデータです。

まず、国からいきます。

名目ＧＤＰは461兆円から539兆円、そして、2024年は610兆円になっています。実質では425兆円、530兆円、561兆円です。国の借金は、292兆円から、30年間で1,394兆円まで膨らんでいます。ドル円相場は145円から107円、そして、2024年は151円です。消費税率は３％、５％、８％、10％と順次増税され、消費税額もそれに伴って４兆6,227億円から20兆9,714億円、そして、2023年では24兆円弱となっています。非正規雇用率も、1994年の20.3％から37.2％まで急増しています。

ちょっと生活の話になりますが、米価は２万1,600円から１万5,819円、そして、去年の12月の相対価格ですが、１万5,390円です。米価はほとんど下がったままということで、直近の米価がいかに異常かお分かりいただけると思います。卵は191円から171円。ガソリンは121円から135円、そして、今は184円ということであります。

人口関係に移ります。

県の人口は215万7,000人から204万8,000人、95％です。2024年２月に200万人を割ったことは御存じのとおりです。世帯数は65万6,000世帯から83万2,000世帯、127％増加しています。出生者数は２万1,384人から１万2,864人で、40％減っています。出生率は1.73から1.53です。平均寿命は男女とも５年以上伸びています。

一方、首都圏です。

東京は1,186万人から1,384万人で、17％増です。加えて、埼玉、神奈川、千葉の４都県では3,181万人から12％増、390万人増加して3,571万人になっています。

産業労働関係です。

名目の県内総生産は７兆2,392億円から８兆3,079億円で微増です。県民所得は５兆8,305億円から５兆7,675円と、これは微減です。１人当たりの県民所得も、30年かかって270万4,000円から281万6,000円の本当に微増にすぎません。有効求人倍率は2.56から1.14です。製造品出荷額は５兆9,976億円から６兆1,578億円と、これもほんの微増でございます。事業所数は１万余が5,000弱まで半減しております。雇用者数は28万1,000人から20万2,000人、30％ほど減っています。賃金総額も9,926億円から9,165億円の微減です。粗付加価値額、これは生産性と直結する中身でありますが、２兆5,648億円から２兆2,741億円と、１割ほど減っています。

観光関係です。

観光消費額は1991年とコロナ前の2019年の比較ですが、4,403億円から3,071億円と30％減じています。観光者数は、１億764万人から、スキー客がほぼほぼ消えたということで8,601万人、80％まで減っています。一方、外国人観光客数は4.7万人から119.5万人と25倍まで増えています。

農業関係です。

農業産出額は、3,956億円から2,926億円と、ほぼ４分の３になっております。販売農家数は11万6,000戸から４万戸と、３分の１になっています。水田面積は７万800ヘクタールから５万1,900ヘクタールと３割減です。

市町村数、教育関係です。

市町村数は、121から、平成の大合併を経て77ということです。小学校等ですが、これは1,000人単位で丸めます。小学校数、生徒数は、422校、16万3,000人から、360校、10万4,000人、85％、64％です。

中学校数、生徒数は、196校、９万4,000人から、192校、５万6,000人、98％、59％です。この間に義務教育学校ができて、４校、750人が入っております。

高校数、生徒数ですが、107校、９万8,000人から、100校、５万4,000人、93％、55％です。

四年制の大学進学率は20.5％から49.1％とほぼ倍増しています。県外の大学への流出率ですが、92.6％、これは47位です。そして、30年後は82.7％で、これは41位です。

医療・介護関係です。

医療費は3,217億円から6,796億円と2.1倍に。後期高齢者医療費は1,001億円から2,919億円と2.9倍に。医療費の県民所得比は5.2％から11.5％になっています。要介護者数も介護保険導入時の2000年の５万4,000人から11万3,000人と2.1倍になっています。

非常に厳しいデータですが、私たちは事実として受け止めて、次の世代に何を渡していくのか、エビデンスに基づく真摯な論議が必要だと考えます。

そこで伺います。多くのデータに触れましたが、失われた30年の間に地方の人口減少を起因して様々な分野が衰退し、それに伴い、格差の拡大や地方の衰退と東京への一極集中が進行したと言えますが、このことについて知事の所見を伺います。また、併せて、現状は失われた30年を脱したと言えるのかどうか。伺います。

続いて、失われた30年の中で最も負の影響を受け、不本意な就職をせざるを得なかった就職氷河期世代への対応について伺います。

２月16日の日経新聞の一面トップに、「安住の家なき氷河期世代」との見出しの下、就職氷河期世代に当たる40代から50代の方の持家率が、全世代平均は横ばいですが、30年前と比べると10％前後低くなっているとの記事が掲載されました。

内閣府によると、就職氷河期世代とは、おおむね1993年から2004年の間に社会に出た人を指し、全体で2,000万人を超え、総人口の６分の１に当たると言われています。所得も低く、将来の年金や老後の預金が低くなる相関にあります。

そこで、この世代に対するこれまで実施してきた就労支援と、県内企業における就職状況及

び今後の取組について田中産業労働部長に伺います。

また、長野市ではこの世代向けの採用枠を設けて職員採用をしていますが、県と県内市町村のこの世代の職員採用の実態はいかがですか。長野県の状況については渡辺総務部長、県内市町村の状況については中村企画振興部長に伺います。

続けて、地方創生2.0について伺います。

県の重点課題をどう捉えているか。阿部知事に伺います。

続いて２点、中村企画振興部長に伺います。

第１次の地方創生で、県内市町村の約９割がコンサルに計画作成を依頼しました。今回は当然ながら不可となっています。県内市町村がコンサル依存から脱却し、自発的な地方創生策により自立するために県としてどのように支援していくか。伺います。

これまでの地方創生策でほとんど実効性のなかった産官学金労言の論議の場と、移住者、女性・若者の意見反映の場をどのように確保しますか。

４番目です。女性と若者の人口の定着について伺います。

長野県の18歳人口の減少に歯止めをかけるためにも、就職を希望する高校生のみならず、進学を考える学生に対しても地元企業を選択するための動機づけやインターンシップ制度の充実が必要と考えますが、いかがでしょうか。

ものづくり長野というように、製造業が県の中核産業であることは将来も変わらないと思いますが、その中で、女性にとって魅力があり、かつ働きやすい製造業への転換が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、ＩＴ産業は女性・若者を引きつける産業ですが、県内の現状と誘致・育成策について。以上、田中産業労働部長に伺います。

５番目、農業です。

農業と観光の30年間の推移は、あまり伸びていない。他産業と比しても明らかに産業規模が縮小しています。今回は、農業について小林農政部長に４点伺います。

失われた30年の間に農業産出額が約1,000億円減少しているが、要因について伺います。

二つ目。国による水田政策の見直しの方向性に対する県の対応を伺います。

三つ目。地域の農業や農地を守るため県としてどのように担い手確保対策に取り組むか伺います。地方創生、農業・農村の振興、食料安全保障の観点からも農業の位置づけ、再構築が必要と考えますが、見解と取組について伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には２点御質問をいただきました。

まず、失われた30年、このことについてどう考えるか。それから、現状はそれを脱したと言

えるのかという御質問でございます。

いろいろなデータを御紹介いただきました。私も一つだけデータを申し上げれば、先ほど日本のＧＤＰについて言及いただきましたけれども、この名目ＧＤＰは、世界と比較したときに、日本の地位は明らかな低下です。これは、ＩＭＦ統計による名目ＧＤＰ、ドルベースでありますけれども、1990年と2023年の比較でありますが、日本は1990年は約３兆ドルと世界で２位のＧＤＰを誇っていたわけであります。2023年は約４兆ドルと少しということで、この間、1.3倍と。アメリカは相変わらず世界最大の経済大国でありますが、この間、アメリカは4.6倍、27兆ドルを超えている。1990年には日本が３兆ドル、アメリカは約６兆ドル弱でありましたので、何となく手が届きそうなところもあったわけでありますけれども、もう完全に追いつけないほど格差が開いていると。

今、日本の場合は人口が減っているので、全体のＧＤＰは仕方ないという見方もあるかもしれませんが、１人当たりの名目ＧＤＰで見ても、日本は1990年には８番目だったのが、今は世界で34番目と。こういった実情をやはり我々はしっかり念頭に置きながらいろいろな取組をしなければいけないというふうに思っています。

提案説明でも申し上げましたけれども、また埋橋議員からも、伸びているもの、減っているもの、いろいろなお話がありましたけれども、日本の経済成長の勝利の方程式みたいなものがもはや通用しない。日本の場合、明治維新後から、世界のいいものを吸収して、それを日本なりに改良して、そして、なるべく生産コストを下げて、勤勉で実直な国民性と相まって高品質の製品をつくって世界に輸出してきたということでありますが、デジタル、ＡＩの時代は、そのモデルはほとんど通用しなくなりつつあるというふうに思います。これからはゼロイチで、何もないところから何を発想できるのかということが重要になってきているというふうに思っています。

そうしたことを考えれば、提案説明で申し述べたように、パラダイムチェンジをしっかり日本の社会、そして、長野県ができるかどうかということが今問われているのではないかというふうに思います。教育も、武田教育長をはじめ、教育委員会の皆さんと一緒に「新しい当たり前」にまさにパラダイムチェンジしていこうという話でありますし、産業も行政も、ＡＩ時代における産業の在り方、行政の在り方を本気で考えていかないと、世界のほうが完全に先へ行ってしまっていますから、どんどんどんどん取り残される一方だというふうに思います。

それから、いまだに昭和的な働き方の残滓がかなりいろいろなところに残っています。これは、我々県庁の職場も同じ側面があると思いますけれども、やはりこういうことを本当に変えていけるかどうかということが問われているというふうに思います。

日本の株価も、上昇したり、ずっと続いたデフレが、あまりいい物価上昇ではないところも

ありますが、経済が動き始めているという部分があるので、そういう意味ではここはまさに正念場ではないのかなと。提案説明でも申し上げたように、要するに、次の新しい時代、プラスの側面をしっかり生かして新しい時代にパラダイムチェンジできるのか、それとも、今までの発想をそのまま引きずるのか。私は学習指導要領の廃止などということを言っていますけれども、これまでと同じような社会の仕組みでよいのか。

地方自治制度にしても、いろいろな制度にしても、戦後の日本の社会においては非常によかったと思います。教育制度も、日本全国津々浦々同じような仕組みで、立派な学校ができて、国が財政ファイナンスもして、そこで子供たちの教育を画一的に行ったと。それは工業国として発展していく上では非常によかったと思いますが、これからの日本の社会が本当にそのままでいいかといえば、決してそんなことはないというふうに思います。

まさに私も変革を問われていますが、やはり県民の皆さんと一緒に新しい時代に向けた取組にしっかりかじを切っていけるように努力していかなければいけないというふうに思っています。

それから、地方創生2.0の重点課題をどう捉えているかという御質問でございます。

地方創生2.0はいろいろなことを掲げていますが、例えば、若者や女性にも選ばれる地方ということをうたっています。私どもが若者・女性から選ばれる県づくりと言っているのとほぼ同じことを国も言うようになってきたなというふうに思っていますけれども、今申し上げたように、まさに新しい社会にパラダイムチェンジしていかなければいけません。

信州創生戦略でも、例えば寛容な社会をつくろうとか、県土のグランドデザインも、今までのような住まい方や産業立地の在り方で本当にいいのか。交通体系も含めてしっかり考えていかなければいけないというふうに思います。また、ＡＩ、デジタルの時代の産業を考えれば、もっともっと付加価値労働生産性を上げていかなければどんどん世界から取り残されるという危機感を私は持っています。

こうしたことを信州未来共創戦略には掲げておりますので、ぜひ多くの皆様方と問題意識と方向感をしっかり共有し、長野県から様々なパラダイムチェンジを起こしていくことができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には３点御質問をいただきました。

初めに、就職氷河期世代に対する就労支援と就職状況、そして今後の取組についてでございます。

就職氷河期世代の方々に対しましては、長野労働局と本県が事務局を務めますながの就職氷

河期世代活躍支援プラットフォームを設置し、経済団体や労働団体、市町村等とも連携を図りながら就労支援を実施しております。県では、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや就職相談、民間教育訓練機関等への委託による職業訓練などを実施しております。

これら関係者の取組により、令和２年から令和６年12月までの４年間で、ハローワークを通じた正社員就職者数は、目標値6,980人のところ7,212人、また、国のキャリアアップ助成金を活用した正社員転換数は、目標値2,267人に対して2,299人など、プラットフォームで設定した当初の目標を達成してきているところでございます。

全国的にもこの世代の正社員率はバブル世代と同等まで高まっているものの、一方で、能力開発機会が乏しく、他の世代との収入格差など厳しい処遇にあることや、低貯蓄・低年金、親への経済的依存による将来の生活困窮が懸念されることなど、課題は残されております。このため、国の方針に基づき、来年度からプラットフォームを都道府県協議会に組み替え、支援体制を強化、継続する予定となっており、県も、協議会の一員として、引き続き関係機関と連携しながら、就職氷河期世代に寄り添った就労支援を継続してまいります。

次に、若者の地元企業での就職の動機づけやインターンシップ制度の充実についてでございます。

高校生や進学した学生が地元に就職することは、県内産業の人材確保の観点からも重要でございます。他方、本県で生まれ育った子供たちが地域の企業や仕事を知らないことが課題となっております。このため、県教育委員会においては、令和５年度には全ての県立高校で職業体験などのインターンシップが行われ、一部の高校では学校での学びと企業における実習を並行して実施するデュアルシステムなど特色ある取組も進められてきていると承知しております。

一方で、教員の負担が大きく、新たな協力企業の開拓までは手が回らない状況も生じておりまして、取組のさらなる充実に向けた支援が必要となっております。このため、来年度は、新たに、職業体験支援コーディネーターによる企業と学校双方の負担軽減と受入れ企業の開拓や、学校のニーズに応じた職業体験等の開催支援、キャリア教育支援ポータルサイトによる職業体験等の受入れ企業情報や、産業展など地元企業の魅力を知るイベント情報の一元的な発信などにより、地域における職業体験の実施を後押ししてまいります。

引き続き県教育委員会や産業界と連携しながら、本県の未来を担う若者に地域の企業を知ってもらい、県内企業への就職につなげてまいります。

最後に、女性にとって働きやすい製造業への転換とＩＴ産業の現状と誘致等についてでございます。

製造業は、一般的に、夜勤や早朝などシフト勤務があることや、重い物を運ぶこと、長時間の立ち仕事があることなどから男性が多い職場となり、体力的な負担や育児と仕事の両立の難

しさなどの不安から、女性が就業を敬遠する状況にあるものと考えております。

県としましては、こうした課題解決に向けて、ＡＩ、ロボット等の導入により女性も活躍できるスマートファクトリーにつなげるため、専門家派遣による省力化機器の導入や生産工程の改善を支援するほか、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証において、新たに女性の健康管理対策を認証項目へ追加するなど、働きやすい環境づくりを推進してまいります。

また、ＩＴ産業は時間と場所を選ばない働き方が可能で、女性・若者にとって魅力ある産業と考えておりまして、現状でも、県内に立地したＩＴ企業の中には、従業員の多くが女性である企業もあるところでございます。

ＩＴ産業の誘致につきましては、全国トップ水準の助成率でありますＩＣＴ産業立地助成金による支援のほか、今年度は中京圏の100を超えるＩＴ企業への売り込みも実施してきたところでございます。加えて、産業界におけるＤＸ人材育成のため、地元企業協力の下、工科短期大学校等で学ぶ信州Ｐ－ＴＥＣＨに取り組むほか、求職中の女性にデジタルスキル習得とキャリア形成を支援しているところでございます。

引き続き、製造業が女性・若者にとって働きやすく魅力ある産業となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には就職氷河期世代を対象とした採用枠の採用実態についてのお尋ねでございます。

本県では、令和２年度から令和４年度までの３年間、昭和45年から60年度に生まれたいわゆる就職氷河期世代を対象とした採用試験を行政職や総合土木職において実施し、計８名を採用いたしました。また、並行して実施してきた社会人経験者を対象とした採用試験でも就職氷河期世代の方の受験は可能であり、令和２年度から４年度に実施したこの試験での採用者の半数以上、計65名が当該世代の方になります。こうしたことなどから、現在は社会人経験者を対象とした試験に一本化して対応しており、令和５年度に実施いたしました試験におきましても、半数以上の23名が当該世代の方となっております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には３問、就職氷河期世代についてと地方創生2.0について御質問をいただきました。

まず、就職氷河期世代を対象とした市町村職員の採用状況についてでございますが、市町村においても、令和２年度以降、就職氷河期世代への支援を目的とした職員採用を促進してきた

ところです。

市町村での採用に当たっては、多くの市町村で就職氷河期世代や社会人経験者を対象とした中途採用を実施したほか、一部の自治体では、就職氷河期世代に限定した中途採用により、この世代の雇用拡大を図っていただいています。また、採用情報などは、市町村公式ホームページだけでなく、ハローワークや総務省のウェブサイトでも周知し、情報発信にも配慮しながらの取組になっております。

その結果として、全国的な取組が始まった令和２年度から令和５年度末までの４年間で、県内市町村において、延べ402人の就職氷河期世代の採用が行われたと承知しております。県としては、引き続き取組実績などを市町村と共有し、積極的な採用活動を支援してまいります。

次に、市町村の自発的な地方創生政策の立案についてでございます。

地方創生の取組が本格化してから10年が経過し、この間、各市町村ではそれぞれの総合戦略策定に取り組んできたところです。

それぞれの市町村では、地域の課題を踏まえ、地域住民や地元産業界の参画を得ながら、専門性やマンパワーが必要な一部の業務については外部委託を行いつつも、総合戦略の策定を主体的に進めてきたものと認識しており、県としても、その都度必要な助言などの支援を行ってきたところです。

県内市町村においては、それぞれの総合戦略に基づき、自らの創意工夫の下、様々な取組を意欲的に展開しており、成果を上げている事例が数多く見られております。県としましては、引き続き各自治体がそれぞれの強みや個性を発揮し、地方創生の取組を推進できるよう、必要な助言、支援を行ってまいります。

最後に、産官学金労言の議論の場と、移住者、女性・若者の意見反映の場の確保についてでございます。

昨年12月に立ち上がった「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」は、県や市長会、町村会、企業・団体、個人など多様な方が参加する、まさに産官学金労言が一堂に集う会議体です。

県民会議では、参加者有志が集まるプロジェクトを立ち上げて具体的な活動を行う予定であり、既に男性の育児参加、移住、若者応援の３テーマを先行プロジェクトとしてテーマ別にメンバーを募集しているところです。

信州未来共創戦略策定の過程においても、移住者、女性・若者をはじめ、教育・医療関係者、関係団体の皆さんたちと約150回にわたる意見交換を実施しましたし、これらのプロジェクトの活動を通じて、また、県自身も県民会議の参加者の一人として、通常の業務の中で、移住者、女性・若者の声を県民会議に吸い上げていく所存です。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業について４点御質問をいただきました。

初めに、農業産出額の減少要因についてのお尋ねです。

本県の農業産出額は、令和２年までの30年の間に、米が約400億円、畜産が約300億円、花が約100億円減少しております。これは、農業者の高齢化や担い手の減少で生産量が低下し、特に米については、取引価格の下落も相まって、大きな減少となったものと考えます。

なお、約20年前の平成21年の2,623億円を底に農業産出額は持ち直してきており、特に果樹の産出額が約400億円増加するなど、近年は3,200億円から3,400億円で推移しております。

次に、水田政策見直しの方向性に対する県の対応についてのお尋ねです。

水田を対象とした交付金を、水田、畑地にかかわらず作物ごとの生産性向上を支援する政策に転換するという見直しの方向性が、これまで幾度となく本県が要望してきたものに沿った形で示されました。これを踏まえ、産地に適した作物や技術導入、機械・施設整備への支援など必要な対策を講じ、農家の所得向上を図ってまいります。

また、交付金の要件とされていた対象水田の厳格化、いわゆる５年水張りを令和９年度以降は求めないとされています。これら変更に伴い、混乱が生じないよう丁寧に説明するとともに、今回の見直しにある中山間地域や農地の集約に係る対策についても本県の実情に沿ったものとなるよう国に求めてまいります。

次に、農業の担い手の確保対策についてのお尋ねです。

農業の担い手の確保育成は喫緊の課題です。まずは、就農相談、里親研修、就農前後の資金手当など体系的な支援で県内外から新規就農者の確保を進めるとともに、法人化や機械・設備の導入を支援し、中核となる経営体を育成してまいります。また、農村を守る多様な担い手の確保に向けて、農ある暮らしや交流人口の拡大、小規模農家の営農支援に取り組んでまいります。さらに、農地を継承する農業法人の経営基盤を強化するため、新たに雇用就農者の確保育成に向けた研修を行うなど、ＪＡ等関係機関と連携し、担い手確保の取組を強化してまいります。

最後に、農業の位置づけ、再構築への見解と取組についてのお尋ねをいただきました。

私たちの生活に欠かせない食を支える農業・農村の持続性を高めることは、ＳＤＧｓにも掲げられる人類共通の目標です。

近年、人口減少や農業者の不足、気候変動の影響の顕在化など、環境が目まぐるしく変化し、時代は大きな転換点を迎えています。このようなときこそ、若者・女性、消費者等の価値観や発想も生かし、未来に続く農業・農村を創造する好機であります。

こうした認識の下、誰もが農業と農村、食の価値を再認識し、全員でパラダイムチェンジに挑戦しつつ、第４期長野県食と農業農村振興計画に掲げる目標に向かい、守るべき農地のゾーニングとそこへの集中的な投資、徹底的にスマート技術に委ねる超省力的な農業の推進などの取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）それぞれ御答弁いただきました。

知事の言われる大転換点ということですが、歴史を見ても、残念ながら、やはり大パンデミックだとか、戦争だとか、技術革新で時代が変わってきているのが、今までの歴史の実態かと思います。ＩＴ等がどのような時代をつくっていくのか、非常に期待するところもありますが、不安なところでもあります。進路を誤らないようにかじ取りをしていただくことをお願いし、また期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次は小池久長議員でありますが、同議員の質問事項中、人事委員会の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため青木悟人事委員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）まずは、青木人事委員会委員長には御出席をいただきまして、ありがとうございます。

人口減少対策として外国人の誘致を進めている茨城県は、海外への魅力発信などに知見を生かしてもらおうと、来年度から外国人を事務系の職員として採用する方針を決めています。

茨城県は、人口減少が続く中、働き手などを確保するため、外国人から選ばれる県を目指すとしています。この一環として、これまで医師や看護師など医療系の一部職種のみに限っていた外国人の採用を、来年度から事務職でも行うことを決めました。在留外国人の生活のサポートに加え、県内で働く人や観光に訪れる人を増やすための魅力発信などに取り組んでもらう方針だということであります。茨城県によりますと、現在の運用では外国人職員は課長級以上には就くことができませんが、今後、採用する職員の働き方を見ながら見直すことも検討するとしています。採用数の多い事務系の職員の国籍要件を撤廃するのは、関東地方では神奈川県に次いで２例目であります。

本県の国籍要件の議論につきましては、平成15年２月定例会本会議で議論がありましたので、改めて当時の見解を検証したいと思います。

「田中知事が、昇任や職種を制約しない形で、職員採用の国籍条項を撤廃したいという意向

を示したことに対し、県人事委員会は不適当と判断したと報道されています。国籍条項の撤廃について、地方分権の考え方からも、国の見解を踏まえるというだけの判断で果たしてよいのでしょうか」という問いに対しまして、当時の人事委員会委員長は、「地方分権の時代を迎え、職員の任用に当たりましては、法令等に基づき、当該地方公共団体が責任を持って自主的かつ適切に行っていかなければならないと考えております。我が国の憲法は国民主権の原理を国家統治の基本原則として採用しており、このことは、我が国の統治作用にかかわる職務に従事する公務員は日本国籍を有する者をもって充てられるべきことを要請しているものであります。地方公共団体も、基本的には国家の統治作用の一部を担うものであり、本県職員の職の中にもその職務の内容が統治作用の一部を担うものであり、本県職員の職の中にも、職務の内容が統治作用とのかかわり方やその程度によって、国民主権の原理に照らして、日本国籍を要する職と外国人の就任を認めて差し支えない職とが存在すると考えております。一方、国では、国籍要件に関し、従来から一貫して公権力の行使または公の意思の形成にかかわる公務員となるためには日本国籍を必要とするという見解で説明しており、この見解は公務員に関する基本原則と言われ、当委員会の考え方と合致するものであります。したがいまして、当委員会としては、国の見解を単に踏まえただけではなく、自分たちの判断としているわけでございますので、御理解を願いたい」との答弁でありました。

当時、田中知事は、「長野県は、かねてより、年齢や性別、あるいは経歴や肩書、さらには国籍や障害の別などを問わず、生きる意欲を有する、自律的に物事を判断し行動される方であるならば、そのだれをも温かく迎え入れ、また、それらの方々にチャレンジをする機会を与える、こうした社会でありたいとの目標を掲げております。職員の採用に当たりましては、幾つかの都道府県におきまして、一般行政職を含めて、国籍要件を既に撤廃をいたしております。11府県にも上るわけでございます。長野県におきましては、大変に残念ながら、一般行政職を初めとする多くの職種に関しまして、採用というまさに入り口の段階、チャレンジをする段階から日本国籍を有さない方々への門戸を閉ざしているところでございます。私たちの自治体というものは、まさにこれは、外交というものは国にゆだねているわけでございまして、長野県の県民益を創出をするために長野県は存在するわけでございます。私は、真の県民益創出に向けて、働く意欲と気概を有する方であればひとしく長野県職員採用試験を受ける機会が与えられるべきであると、この考えに基づき、去る２月24日に、人事委員会に対しまして、正式に、職員採用における国籍要件撤廃の要請をいたしましたところでございます。なお、これに対しまして、この際、私は、当然の法理という言葉がございますが、これは極めてあいまいもことした根拠でございまして、法のもとの平等や職業選択の自由という基本的人権を制約するのはこうした当然の法理であるという考え方、ある意味では、まさに客観性ではなく、主観的な考

え方でございまして、これは問題であると考えております」との見解でありました。

「信州未来共創戦略　みんなでつくる2050年のＮＡＧＡＮＯ」に記載されています2050年にありたい姿、2030年に目指す旗を達成すると想定される取組例をまとめたものの中に、「外国人の増加が見込まれる中、現行制度上の課題など外国人政策全般を議論するため、有識者から成る外国人政策検討会議（仮称）を設置」「設置目的に応じた審議会委員等への登用など、外国人県民の社会参画を拡大」「県組織において、公権力の行使等にあたらない職務を遂行する職について、その能力に応じて外国人の任用を推進」等が挙げられています。

そこで、県職員の外国人採用について、当時の判断から20年以上経過するが、外国人との共生は不可欠である。一部府県では県職員の事務職に外国人を採用している。グローバルな長野県を目指す上で、県職員に係る国籍要件の在り方につきまして人事委員会委員長に所見をお伺いいたします。

〔人事委員会委員長青木悟君登壇〕

○人事委員会委員長（青木悟君）職員採用に係る国籍要件の在り方について御質問をいただきました。

公務員の国籍要件につきましては、国の見解として、公権力の行使または公の意思の形成への参画に関わる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員になるためには必ずしも日本国籍を必要としないという公務員に関する基本原則が示されているところでございます。

本県におきましても、従来からこの考え方を遵守すべきであると考えておりまして、現在実施している職員採用試験において、原則として国籍要件を受験資格としておりますが、業務の内容を鑑みまして、技術系の24職種につきましては国籍要件を外しているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、他府県におきまして、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わらない、いわゆる任用制限をつけて国籍要件を外す動きがあることは承知しているところでございます。

また、未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議が策定いたしました信州未来共創戦略の今後検討すべき具体的取組例の一つといたしまして、「県組織において、公権力の行使等にあたらない職務を遂行する職について、その能力に応じて外国人の任用を推進」といったことが挙げられていることも承知しております。職員採用におきましては、多様な人材を確保する視点が必要とも認識しているところでございます。

一方、地方公共団体の一般事務職におきまして、任用制限をつけた上で国籍要件を外す場合には、仮に採用いたしましても、許認可や立入検査、あるいは県税の賦課徴収といったいわゆる公権力の行使に携わる職につきましては配置することができない、そういった人事管理上支

障が生じることが懸念されるところでございます。

こうした状況も踏まえまして、本県の職員採用における国籍要件の扱いにつきましては、実際に人事管理を担う任命権者の意向なども確認させていただきながら検討してまいる所存でございます。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）茅野市では、平成４年から当年令和７年まで39回市民号を企画し、公共交通維持のための取組を継続しています。また、同じ路線を走るライバル関係のＪＲとバス会社が利用者を増やすためにタッグを組む。盛岡駅と宮古駅を結ぶ区間で、ＪＲ東日本と岩手県北バスの共同経営が国土交通省から認可され、利用者の利便性を図ります。

令和６年能登半島地震は、多くの人命や家屋へ甚大な被害をもたらし、能登は今なお復旧・復興の途上であります。そんな中、能登地域の基幹交通として役割を果たすのと鉄道ができる取組として、地震の風化防止や災害の教訓を伝えるための語り部列車の運行を開始しました。列車の中では、震災を経験した社員が語り部となり、能登に何が起こり、人々が今何を思い、何を考え、生きているのか。穏やかな車窓からの風景とともに能登の今をお伝えしています。

そこで、人口減少社会において地域鉄道を維持していくためには、通勤や通学などの生活利用では限界があり、観光利用に積極的に取り組むべきではないか。その際、事業者や行政任せではなく、新たな資源として雇用、にぎわいを創出させるために地域住民も積極的に関わるべきと考えるが、小林交通政策局長の所見をお伺いいたします。

報道等で、都道府県知事を選ぶ地方選挙で、候補者が自身への投票を呼びかけずに他の候補者を応援する２馬力の選挙戦を展開したり、ポスター掲示枠を販売したりする事例が相次いだことを受け、鳥取、宮城など19府県の知事が、17日、「民主主義と地方自治を守るための緊急アピール」を発表しました。政府や選挙管理委員会、警察などの関係機関に迅速かつ万全な対応を求めたほか、政府と国会には抜本的な対策をスピード感を持って講じていくように要請するとしています。

鳥取県の平井知事が呼びかけ、阿部知事も賛同者に名を連ねられ、オンライン会議を開き、知事有志の共同の提言としてまとめられました。アピールは、２馬力の選挙戦について、選挙ビラやポスター、選挙カーの候補者１人当たりの数量制限に抵触するおそれがあると指摘。さらに、応援された側の候補者に対しても国民の疑念を生むとした。また、暴力行為や不適切なネット利用などが民主主義と地方自治を脅かしかねないものとなってきているとの危機感を表明いたしました。表現の自由や検閲の禁止の議論もありますけれども、投票率が下がる一方で、ますます選挙自体に信頼感が感じられなくなっています。そんなことも含めて、選挙と無関係

なポスターの掲示、２馬力選挙など、公職選挙法が想定していない事態が生じてきています。このような事態を政治家としてどのように受け止めているのか。阿部知事に所見をお伺いいたします。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）地域鉄道維持に向けました観光利用への取組と地域住民の関わりに関する所見についてのお尋ねでございます。

自家用車の利用拡大や人口減少などにより鉄道の利用者が減っている中、観光目的で利用を増やそうとする観点は大変に重要だと考えております。また、利用促進に取り組むに当たり、事業者や行政任せになってしまうという事例もありますので、地域住民が主体的に参画することも大切であると考えております。

県内では、上田電鉄別所線において、レトロな駅舎に合わせたはかま姿の地元の学生が車内で沿線の観光ガイドを実施しているという事例のほか、ＪＲ大糸線において、全国の鉄道ファンが集まるイベントに地域住民も参加して交流を深めている、こうした事例もあると承知しているところでございます。

地域の鉄道が、日常生活での利用にとどまらず、観光目的でも一層利用されるよう、地域の魅力をしっかりと発信していくとともに、地域住民の積極的な参画を引き続き県としても促してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、昨今、公職選挙法が想定していない事態が生じてきている。こうした事態を政治家としてどう受け止めているかという御質問であります。

御質問にも引用いただきましたように、私も含めた多くの知事が問題意識を持っておりまして、緊急アピールを出させていただきました。昨年来、東京都知事選挙や兵庫県知事選挙など公職選挙法の趣旨を著しく損なうような事態が生じているというふうに受け止めています。選挙ポスターの掲示枠を事実上売買するような形になってしまったり、自らの当選を目指さないと公言する方が立候補されたりということで、こうしたことはそもそも公職選挙法では想定していないというふうに思っています。ただ、想定していないから今までどおりでいいのかというと、全くそんなことはないというふうに思っています。

こうした事態を何とか変えなければいけないという思いで、私を含めた19府県の知事有志で今月17日に「民主主義と地方自治を守るための緊急アピール」を行わせていただき、総務副大臣や関係する国会議員等に要請させていただいたところでございます。

例えば、いわゆる２馬力選挙というものについて、これは選挙の七つ道具を各候補者に平等

に交付し公平な政策論争を担保する公選法の趣旨に反し、ビラ、ポスター、選挙運動用自動車等選挙運動の数量制限に抵触するおそれがあるのではないかというふうに私たちは考えています。また、いわゆる２馬力選挙で実際に応援された側の候補者に対しても国民、有権者からの疑念を生じさせるということもありますし、また、勝手に応援されたとしても、応援された側にとっても事実上選挙運動が妨害されることにもつながりかねないというふうに考えております。

一方、選挙運動用ポスターについては、国では、公職選挙法の改正案、これは与野党から衆議院に提出されて、25日に衆議院の政治改革特別委員会で可決されているわけでありますので、成立してしっかり施行されることを期待しているところでございます。

公職選挙法で想定していないことが現実に起きてしまっているわけであります。私としては、まずは選挙に立候補する候補者、私も候補者であったわけでありますが、やはり公選法の各規定はもとよりしっかり守らなければいけません。そして、公選法の趣旨も踏まえた公明かつ適正な選挙を行うということが必要だというふうに考えています。

仮に明確に法令に違反していない活動であっても、有権者から選挙の公正性について疑念を抱かれるよう行為を行うというのは、これはやはり候補者としては厳に慎むべきではないかというふうに思っております。特に、２馬力選挙のような他候補者の選挙運動に直接影響を与えるような活動は、仮に自身が勝手に応援されるということを考えると大変なことではないかなと思います。こうしたことは決して許されないものと考えております。

各候補者は、こうした疑念を持たれるような活動は主体的に行わない、自ら行わないようにしてもらう必要があるというふうに思いますし、仮に自らを応援するような候補者がいる場合には毅然として拒否するなど、公正な選挙を確保できるように取り組まなければいけないというふうに考えています。

こうした緊急アピールを行わせていただき、国においても、各政党においても、一定程度こういう問題意識は共有していただけているというふうに思っています。やはり民主主義の基本は公平・公正な選挙であります。公平・公正さに疑念を持たれるようなことがあると、やはりこれは民主主義の危機だというふうに思いますので、我々は引き続きこうした問題提起は行っていきたいと思いますし、関係方面におかれましては、法制化や公選法の運用の厳格化にしっかり取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）先ほど人事委員会の委員長の御答弁もありましたけれども、時代が大きく変わる中で、やはり外国人の方との共存・共栄・共生ということもしっかりと考えていただ

き、ぜひ委員会内でもう一度議論をしていただくような環境をつくっていただければありがたいと思います。

知事から選挙の話もありましたけれども、やはり我々も選挙で選ばれてきたわけですから、選挙自体を軽んじられるということは我々も非常に心外でございます。ですから、有権者の方に関しましても、また、いろいろな応援をする方に関しましても、やはりそこらは規律を持ってやっていただいて、また、政治家自体がしっかりと地域の代表であることを有権者の方にも認識していただくような環境づくり、これはこれからの日本の行く末を決める大切なことですし、地方の浮沈を決めるようなことになろうかと思います。そんなことをお願いしつつ、また、県民の皆さんも日々非常に厳しい暮らしを強いられておりますので、あしたも明るい長野県であることを御期待申し上げまして、簡単ではございますけれども、御挨拶も含めて最後の締めとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時17分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）改革信州の佐藤千枝でございます。本日、一般質問最終日となりました。最後に質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、摂食障がい医療提供体制整備事業について伺います。

「長野県内に摂食障がい支援拠点病院の設置を」と県民に訴えて4,000筆以上の署名を集め、昨年11月11日、当事者団体、自助グループ「パステル・ポコ」と阿部知事との懇談会が開催されました。

摂食障害は、食行動を中心とした、主に神経性痩せ症、神経性過食症を指す障害です。パステル・ポコは、2018年から、東御市を拠点に、当事者本人や家族が安心して使える場所の提供、講演会、相談会などの活動を行っている団体です。さきの懇談会において、阿部知事から、長野県内の病院に支援拠点病院を指定する方向で進めたい、できるだけ早く皆さんの希望がかなうよう努力すると力強くお答えをいただきました。今回、令和７年度予算に反映させていただきましたこと、阿部知事の素早い英断に関係者の皆さんは大変感謝をしておられ、本日も傍聴席にお越しです。

以下、伺ってまいります。

摂食障がい患者の現状と課題をどのように把握しているのでしょうか。摂食障がい医療提供体制整備事業の目的と、期待される効果をどのように捉えているのでしょうか。摂食障がい支援拠点病院の指定を含め、事業内容についてはどうか。以上３点を笹渕健康福祉部長にお聞きします。

最後に、今後、長野県初となる摂食障がい医療提供体制整備事業の推進に向けて、当事者からの期待を受け、国の予算確保も併せ、阿部知事の力強い決意をお聞かせください。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には摂食障がい医療提供体制整備事業に関連して３点お尋ねがございました。

初めに、摂食障がい患者の現状と課題についてでございます。

摂食障がい患者は、女子中学生の100人に１人から２人、男子中学生の1,000人に２人から５人いると推計されており、県内の患者数は、国のレセプト調査によりますと、令和３年時点で約4,000人となっております。

摂食障害は、心身の両面に様々な影響が及び、複数の診療科での治療が必要な疾患ですが、病気に関する正しい知識の不足から、家庭や学校でも気づかれにくく、早期に適切な医療や支援が結びつきにくいという課題がございます。

次に、摂食障がい医療提供体制整備事業の目的と効果についてでございます。

この事業は、摂食障がい患者を早期治療につなげて社会復帰の促進を図ることを目的とし、専門的な相談支援等を行うコーディネーターを配置した摂食障がい支援拠点病院を指定するとともに、必要な医療や支援を受けることができるネットワークの構築を目指すものです。これらの取組を推進することで、摂食障害で苦しんでいる当事者や御家族の方々が適切な医療や支援を受けられるようになり、日常生活を安心して生き生きと過ごしながら社会参加されることを期待しております。

最後に、摂食障がい医療提供体制整備事業の内容についてでございます。

この事業は、摂食障がい支援拠点病院を中心に、医療機関や精神保健福祉センター、保健福祉事務所、市町村、学校などが協力して役割分担するコンソーシアム方式により、相談支援、普及啓発活動、支援ネットワークの構築を進めていくものです。

具体的には、電話相談や必要に応じた医療機関への橋渡しを行うための専任コーディネーターを支援拠点病院に配置するとともに、当事者の方々が必要な医療を受けることができるよう外来及び入院医療機関の受入れ促進を図るための取組を行います。

また、学校や市町村などが適切な支援を実施できるよう、摂食障害の特性や支援方法に関す

る研修会を実施するほか、ＳＮＳの活用やリーフレットの配布などによる啓発活動にも取り組んでまいります。このような取組を通じて、病気に関する正しい知識を広めることにより、摂食障害の患者の方々が早期に適切な医療や支援を受けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはこの摂食障がい医療提供体制整備事業の推進に向けた決意という御質問をいただきました。

御質問でも言及いただきましたが、昨年の11月、摂食障害の当事者の方々などと意見交換をさせていただき、本当に様々な困難、課題を共有していただきました。大変悲痛な思い、あるいは周囲の方々の無理解、さらには、なかなか県内で必要な医療を十分に受けることが難しいといったような声をお伺いする中で、県としてこの支援体制をしっかり構築していかなければいけないという思いを強くして、今回、予算化させていただいたところでございます。

今後、相談体制の強化、県全体での診療・支援体制の構築、また、病気に関する普及啓発などに取り組むことによりまして、当事者や御家族の方々が安心して相談、受診できる環境を整備し、困難を抱えていらっしゃる方々の早期の社会復帰を支援していきたいというふうに考えております。

事業を進めるに当たりましては、国に対して引き続き必要な予算の確保を働きかけていきたいというふうに思います。また、支援拠点病院の指定にとどまらず、その先にある誰もが取り残されず、全ての県民の皆様方が生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、当事者の皆様方に寄り添いつつ、取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁いただきました。

パステル・ポコ本人の会代表の柳橋悠香さんから、阿部知事の英断に対し、私の元にメッセージが届きました。せっかくですので、この場をお借りして申し上げます。

早期に対応していただき感謝しています。若年層の発症が低年齢化している中、早期発見、早期治療、そして予防のため、関係機関との連携を図り、支援拠点病院の機能が円滑に進むよう願います。学校における学齢期の対象者への相談支援は、主に養護教諭の役割が重要です。長野県各地の患者が平均して誰もが専門の医療が受けられるよう、また、病識のない方や重症な方も諦めずに医療につなげるよう願いますというメッセージです。

長野県初のセンター設置の事業です。しかも、他県のセンター設置と異なり、本県では、当事者やその家族からの発信で実現されることになりますので、センター設置済みの他県からも

注目されているところです。対象者が諦めずに、安心、信頼して医療につながれますことを切にお願いいたします。

次に、こどもまんなか施策について質問いたします。

近年、スマートフォンやタブレットなどの情報端末が急速に普及し、子供たちの生活に欠かせないものとなっています。

一方、情報端末利用の低年齢化や長時間化が進行し、ネット依存、視力低下、メンタルヘルス不調など深刻な問題が顕在化しています。

ＮＰＯ法人子どもとメディア信州では、長野県と長野県教育委員会の共催で行われた「情報端末等とのよりよい関わりに向けたアンケート」の結果が公表されました。ＳＮＳの諸問題に対処するためには、学校、家庭、地域が連携し、子供たちの情報端末利用について適切なルールづくりとネットリテラシー教育が必要と考えます。

そこで、子供のインターネットの適正利用について伺っていきます。

今回実施したアンケート調査結果を踏まえ、子供のインターネットやスマホの利用の実態と課題について伺います。

次に、インターネットやＳＮＳ利用による誹謗中傷やいじめ、性被害など、ネット利用に関して困り事を抱えている子供からの相談状況についてはどうか。また、寄せられた相談を踏まえ、今後の対策をどのように進めていくのかを伺います。

次に、令和２年度から行われているアンケート調査ですが、スマホ等の使用による健康面での調査項目がないこと、また、乳幼児からのスマホデビューの実態を踏まえ、幼児を持つ保護者からの調査も必要であることから、関係する部局とも連携して取り組むべきと考えます。県の所見を伺います。

また、長野県青少年インターネット適正利用推進協議会の参加団体として長野県保育連盟などの関係団体にもお声がけし、リテラシー教育の普及啓発をさらに強化していただきたく、御所見を伺います。

子供たちが情報モラルを向上させ、スマホ等とのよりよい関わりを持つためには、保護者への情報リテラシー教育、親子で使用時間を決めたり、不適切なサイトや動画の閲覧を制止したりするペアレンタルコントロールの設定、また、仮称ですが、メディアコントロールデーの日を定めるなどのアクションを起こすべきと考えます。県の見解と現在の取組について、以上４点、高橋こども若者局長に伺います。

次に、子供の権利に関する県の取組について伺っていきます。

こども基本法が施行され、こども大綱が閣議決定されたことを受け、現在、長野県子ども・若者支援総合計画の一部改定が進められています。私が委員である青少年問題協議会において

も説明がありました。

そこで、伺います。長野県子ども・若者支援総合計画の一部改定が進められていますが、改定の検討経過と主な内容について伺います。

平成26年に制定された長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づいて、これまでの取組とその成果はどうか。以上２点、高橋こども若者局長に伺います。

こどもまんなかの施策に積極的に取り組む長野県として、子供の意見の反映や、子供の人権、子供の権利について、計画だけでなく、さらに条例で位置づける必要があるのではないかと考えます。昨日、グレート無茶議員からも質問がありましたが、私からも阿部知事の御所見を伺います。

次に、農業水利施設の更新について伺います。

持続的な農業・農村の発展のためには、農業者が恵まれた気候と立地条件、高い技術力を生かし、高品質な農産物を安定的に生産供給することにより、県内外の多くの人々から支持され、魅力ある農業の活性化を図らなければならないと考えます。

そこで、基幹的農業水利施設の長寿命化と老朽化した畑地かんがい施設の更新について質問いたします。

神川左岸幹線水路は、菅平ダムを水源とし、神川の真田地籍から取水した用水を上田市東部から東御市まで管路でつなぎ、およそ1,200ヘクタールの農地を潤しています。神川左岸幹線水路の管理主体は長野県神川沿岸土地改良区であり、受益者3,700人余の負担金や、長野県、上田市、東御市の補助金によって運営されています。

農業基盤である神川左岸幹線水路は、設置から50年が過ぎ、老朽化が顕著になってきています。昨年６月、本管が破損し、５日から１週間の断水が数回起こり、農薬散布やかん水が適期にできず、農作業に支障を来しました。耕作者たちは対応にかなり苦労されています。

そこで、お聞きいたします。

多くの農地まで農業用水を供給する基幹的農業水利施設は、重要な農業インフラとして計画的な長寿命化が重要と考えます。基幹的農業水利施設の長寿命化に対する県の方針と実施状況について伺います。

果樹産地において、畑地かんがい施設は重要な施設として整備されてきましたが、その多くが老朽化しています。県内における畑地かんがい施設の更新状況と今後の更新の進め方について２点、小林農政部長にお聞きします。

続いて、空き家対策について伺っていきます。

全国の空き家総数は増加の一途をたどり、空き家率は13.8％であり、2023年には900万戸と過去最大となっています。

長野県においては、空き家率は20％、空き家数20万8,000戸に上り、長野県は全国で６番目に高い水準にあります。このような状況の中、2023年12月には、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、市町村による対応策が拡充されました。

改正法では、特に管理不全空家等という区分が新設され、放置されれば特定空家になる恐れのある空き家についても、早期の段階から指導・勧告の対象とすることが可能となりました。また、勧告を受けた空き家は固定資産税の住宅用地特例が解除されるなど、所有者による適正管理を促す仕組みも導入されています。

空き家対策は、法律上、市町村の責務とされていますが、地域の特性に合わせた対策を実施できるよう、都道府県も、市町村に対する情報提供や技術的な助言、連携調整など、必要な援助を行うよう努めなければならないとされています。

そこで、質問いたします。

今後も空き家の増加が想定される中、空き家の利活用の促進に向けて、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、空き家に対する取組はどのように変化したのでしょうか。

空き家に関するワンストップ窓口として、外部委託により空き家相談に対する安定的、効果的サービスの提供を開始した自治体があります。県内市町村の状況を伺います。

近い将来空き家になる可能性のある住宅について、空き家にすることなく中古住宅の流通を促す仕組みの検討として、来年度の新規事業に空き家等の市場流通促進事業が予定されています。本事業の内容についてどうか。以上３点を新田建設部長に伺います。

加えて、利活用されていない物件を地域おこし協力隊等が中心となって様々な人々と交流しながらＤＩＹを行うイベントの開催促進を目指した共創人口構築事業を令和４年度から実施し、県内各地で空き家ＤＩＹイベントが開催されています。

ＤＩＹとは、英語で、Do It Yourselfの略語で、不動産取引の対象にならない家屋や商店を、コストをかけないで、専門業者でない地元やＮＰＯの人たちが自分でつくったり修繕したりして町のにぎわいや住民を巻き込んで地域を活性化していく事業であります。

私ども改革信州では、今年１月、長和町和田宿を拠点とし、人や物をつなぐ縄目になろうと、地域おこし協力隊同期の女性２名による合同会社ナワメ社の視察を行いました。和田塾の中で、地域との様々な関わり合いを提案し、ローカルにおける自分らしい生き方を実現する手段として、シェアハウスの運営や住まいのマッチング、好きなことを仕事にするなりわいづくり支援などを行っているチームです。まさにＤＩＹの事業の取組です。この事業が今年度で終了となる中、３年間の実績や効果はどうでしょう。また、今後つながり人口創出のためにどのように取組を進めていくのでしょうか。中村企画振興部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には６項目にわたり御質問をいただきました。順次お答えします。

まず、子供のインターネットやスマホ等の利用実態と課題についてであります。

御質問いただいた調査は、児童生徒のスマホ等の利用実態や保護者の認識を把握するために、小学校３年生から高校３年生までの児童生徒と小中学生の保護者を対象に実施しておりまして、今回の調査結果では、小学校３年生の半数がスマホを使用しているなど、スマホ等の使用の低年齢化が進んでいること、学年が上がるにつれ平日の学習以外での使用時間が長くなり、長時間使用が日常化、習慣化している子供がいることなどが実態として明らかになっており、子供のスマホ等の使用に伴うリスクに対する保護者の認識不足や、子供と使用ルールを話し合うペアレンタルコントロールが行われていないことなどが課題であると考えております。

次に、ネット利用に関する子供から県への相談状況と今後の対策についてであります。

ネットトラブル等に関する子供の相談には、様々な悩み全般を受け付ける子ども支援センターや学校生活相談センターが対応しておりまして、高度な知識が必要な案件については専門機関の助言や支援を求め、被害の拡大防止や迅速な解決に努めております。

インターネットやＳＮＳの利用拡大に伴い、ネットトラブルはより複雑化、多様化し、低年齢化する傾向にありまして、専門機関で相談支援を行う件数は令和３年度以降300件を超えて推移している状況であります。相談内容としては、性的画像の流出やネットいじめ、詐欺等の被害に遭うケースのほか、軽い気持ちでの投稿がきっかけで子供が誹謗中傷や個人情報流出の加害者となる事案もあったと承知しております。

今後の対策としては、子供たちを被害者にも加害者にもしないように学校等での情報モラル教育を充実することや、トラブルが起こった際の相談先や対処法をまとめたウェブページ「信州ネットトラブルバスターズ」のさらなる周知啓発に努めるほか、インターネット適正利用推進協議会と連携し、相談事例の共有や研修会の開催に取り組んでまいります。

続いて、アンケートの調査内容の見直しと幼児期の情報リテラシーの啓発についてのお尋ねです。

インターネット利用の低年齢化、長時間化による依存症、睡眠不足、視力低下など、子供の心身への影響は社会的に大きな問題となっており、議員からも御指摘をいただきました健康面への影響を幼児期から把握することは重要であることから、今後の調査実施に当たっては、健康福祉部とも連携して調査内容を検討してまいります。

また、子供が幼児期にスマホを利用し始める段階で、動画やゲームを親子で利用しながら利用習慣の基礎をつくることは大事なことだと認識しておりまして、保育や幼児教育に関わる団体の皆様にも、インターネット適正利用推進協議会への加入を呼びかけ、保護者等への情報リ

テラシーの普及啓発を一緒に進めてまいりたいと考えております。

続いて、保護者への情報リテラシー教育等に関する考え方と現在の取組についてであります。

今回の調査結果では、時間制限やフィルタリング等のペアレンタルコントロールについて、小学生の約３割、中学生の約５割、高校生では約７割は設定しておりませんでした。また、国の調査でも、子供のネット利用にフィルタリング設定をしていない保護者が半数以上となっており、保護者の情報リテラシーを高め、ペアレンタルコントロールなどについて家庭で話し合うことは重要な取組であると考えております。

県では、ネットの適正利用に関する啓発チラシを小中学生がいる家庭に配付するとともに、市町村を通じた乳幼児の保護者への啓発や、ＰＴＡなどが情報モラルを自主的に学ぶ研修会への助成などの取組を通じて保護者の情報リテラシーの向上や意識啓発を行っております。

御質問にありましたメディアコントロールデーにつきましては、県内でも、学校単位で設定し、家庭や地域で実践している事例もありまして、県で統一した日を設けるよりも、地域や学校の実情に応じて取り組むほうが望ましいと考えますので、市町村に実践事例を示し、働きかけてまいりたいと考えております。今後は、海外でＳＮＳの利用規制の動きがある中、国において、インターネット上の青少年の保護に関する検討が始まったところであり、こども家庭庁が立ち上げたワーキンググループの議論などを注視してまいりたいと考えております。

次に、子ども・若者支援総合計画の改定の検討経過と主な内容についてのお尋ねであります。

しあわせ信州創造プラン3.0の個別計画として令和５年３月に策定した子ども・若者支援総合計画につきましては、計画策定後のこども基本法の施行やこども大綱の決定を受け、基本姿勢の見直しや施策内容の追加を行うため、今年度中の一部改定に向けて作業を進めてきております。

改定に当たりましては、子供・若者の意見を反映させるため、こどもモニターへのアンケート調査や若者との様々な意見交換等を行い、子供・若者を取り巻く状況や課題の把握に努めた上で改定案を作成し、長野県青少年問題協議会に説明し、御議論をいただいたところであります。

今回の一部改定では、こども基本法に基づく計画としての位置づけを追加するとともに、計画の基本姿勢に子供・若者を権利の主体として明確に位置づけ、個人としての尊重、意見の施策への反映、社会参画などについて明記してまいります。

改定に合わせまして、計画策定以降の子供・若者の新たな施策、例えば、県と市町村による長野県若者・子育て世代応援プロジェクトや子育て家庭応援プラン、そして、若者施策の充実強化など県の予算で新たに施策化した事業、それから、信州未来共創戦略に基づく県アクションの取組などを追加して記載したいと考えております。

改定後の計画の基本姿勢に、子供・若者起点、意見反映、共創の実現を掲げて、今後、子供・若者の意見をさらに施策に反映するとともに、子供・若者施策の一層の推進に取り組んでまいります。

最後に、子供の支援に関する条例に基づく取組と成果についてであります。

県では、いじめや虐待等のつらさや悩みを抱える子供たちを支援するため、子供の支援に関する条例に基づき、子ども支援センターでの相談対応や子ども支援委員会で人権救済に関する調査審議などを行ってきました。

子ども支援センターで対応する年間約1,000件の相談のうち半数近くが子供からのもので、家族や友人との関係、学習や進路に悩む子供の声に相談員が直接耳を傾け、不安な気持ちに寄り添った受け答えをしております。

一方、保護者からは、学校での子供の様子や子育てに関する悩みが多く寄せられていますが、相談者の意向を踏まえた上で、できるだけ早期によりよい支援につながるよう、市町村、学校、教育委員会等と連携を図っておりまして、引き続き子供や保護者の相談に丁寧に対応してまいります。

また、子ども支援委員会では、センターの相談対応への助言を定期的に行ってきたほか、人権救済の申出事案に対して調査審議を行い、県教育委員会へ２件の勧告をいたしました。当該事案では、勧告に至るまでに長い時間を要したことから、今後は迅速な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、こどもまんなか施策に関連して、長野県として子供の意見の政策への反映や、子供の権利については条例でも位置づける必要があると考えるがどうかという御質問でございます。

こども基本法やこども大綱など国の大きな動きもあり、子ども支援条例を制定した当時と比べますと、子供たちを取り巻く社会環境や支える制度などに大きな変化が生じてきているところであり、県としては、子供の権利にこれまで以上にしっかりと向き合うことが必要だというふうに考えております。

そのため、子供が権利の主体であることを子ども・若者支援総合計画の基本姿勢に位置づけるよう改定して、今後、子供の意見表明の機会の確保、施策への意見反映、子供の社会参画のほか、子供の視点に立った情報提供などをさらに進めていきたいというふうに考えております。

計画だけではなくて条例にも位置づける必要があるという御提案をいただいたわけですが、子供の権利に関して、改めて、条例に定めるかどうか、これは、人権全般を包括する条例の検

討を行っていこうとしておりますので、今後長野県人権政策審議会の議論なども踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業水利施設の更新について２点御質問をいただきました。

まず、基幹的農業水利施設の長寿命化についてのお尋ねです。

県では、基幹的農業水利施設のうち、サイホンや水路橋などの重要構造物の長寿命化対策を重点的に進めています。県内には685か所の重要構造物があり、令和９年度までに対策が必要とされる66か所のうちこれまでに60か所の対策を完了したところでございます。引き続き長寿命化計画に基づき、計画的に補修や更新を進めてまいります。

次に、畑地かんがい施設の更新状況と進め方についてのお尋ねです。

県内の畑地かんがい施設は、昭和40年代から平成初期に整備されたものが多く、順次大規模な更新の時期を迎えてきております。かんがい施設が整備されている圃場約１万5,000ヘクタールのうち、これまでに約２割の3,100ヘクタール余りを計画的に更新してきました。

今後も、本県が目指す日本一の果樹産地を支える畑地かんがい施設については、担い手の皆さんの要望をしっかりとお聞きしながら、地域計画に基づき、必要とする整備や方針を進めてまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には空き家対策について３点質問をいただきました。

今回の法改正では、さらなる空き家の取組を推進するため、空き家の活用拡大、管理の確保及び特定空家の除却などの３点で対応が強化されました。

まず、１点目の活用拡大では、市町村が空家等管理活用支援法人を指定することにより、市町村からの情報提供を受け、所有者との相談などを行うことができるようになりました。

また、２点目の管理の確保では、放置すれば特定空家になるおそれのある管理不全空家に対し、市町村による指導・勧告が可能となり、勧告を受けた場合は、固定資産税の住宅用地特例の６分の１が解除されることになります。

さらに、３点目は、緊急時には、市町村が、除却などが必要な特定空家の所有者に対する命令等の手続を経ずに代執行が可能となっております。法改正を受けて、各市町村においてこれらの取組がより図られるものと認識しております。

次に、空き家の相談窓口の外部委託の状況について御質問いただきました。

御質問の空き家に関するワンストップ窓口については、空家等管理活用支援法人による活動

と認識しておりますが、同法人の業務は、空き家の活用及び管理の相談窓口や市町村からの委託に基づく所有者の探索などが可能となっています。県内では、４市１町において同法人による空き家に関する相談業務を始めたところでございます。

最後に、次年度に実施予定の空き家等の市場流通促進事業について御質問をいただきました。

2025年には、団塊の世代が75歳以上になります。これまで以上に空き家の増加が想定されることから、高齢者の単身世帯が現在居住する持家、いわゆる空き家予備軍への対応が急務となっております。一度空き家にすると住宅は劣化が進行することから、空き家にする前に市場に流通させる仕組みが重要だと考えております。高齢単身者が施設などへ入居した場合などに、空き家にせずに市場に流通させる金融手法や信託制度などがあることから、本事業では、金融機関や司法書士などの専門家とも連携し、これらの制度の課題を洗い出し、長野県に合った制度や支援策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には共創人口構築事業の成果とつながり人口の創出について御質問をいただきました。

空き家のリノベーションをイベント化し、つながり人口の創出を目指す共創人口構築事業では、参加者同士が交流しながら自分の地域でどのような空き家ＤＩＹイベントを開催したいかを主体的に考える研修会を開催したほか、６市町村の住民等と共に、地域に合わせた空き家ＤＩＹイベントをモデル的に開催したところです。成果としては、研修参加者が自主的に空き家ＤＩＹイベントを開催するなど、取組が県内に広がりを見せていることが挙げられます。

また、今年２月にモデル事業の発表の場として開催したフォーラムでは、ＤＩＹイベントに参加した大学生が翌年には主催者としてイベントを継続している事例や、イベントに延べ230人もの方々が参加し、つながりが県内外に大きく広がっている事例等が発表され、この事業によって生まれたつながり人口が地域に好影響を与えていることも実感したところです。

来年度は、地域発元気づくり支援金において、地域内外の人々の交流拠点の設置、活用など、関係人口創出に向けた取組を重点支援対象事業として補助率をかさ上げし、空き家ＤＩＹイベントなどの地域での自発的な開催を支援するほか、新たに地域で活躍するキーパーソン等と都市圏の若者との交流により、つながり人口のネットワークを構築し、人が人を呼ぶ好循環を生み出す信州つなぐストーリー事業などを実施し、これまでの成果を踏まえ、さらに多くの関わり代をつくり、多様な方々に継続的に長野県につながっていただくことを目指し、市町村等と連携して取組を進めてまいります。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君） ３項目それぞれ御答弁をいただきました。

こどもまんなか施策についてですが、オーストラリアでは16歳未満のＳＮＳ利用を禁止する法案が可決、フランスでは15歳未満の子供がＳＮＳを利用する際に保護者の同意を必要とする法律が制定されるなど、ＳＮＳの利用をめぐる各国の取組が始まっております。

こども家庭庁では、昨年11月、ＳＮＳに起因する様々なリスクから子供を守るための議論が始まりました。被害に遭う前の安心・安全、そして正しい利活用の推進に向けた啓発や取組にも期待しております。

子供の権利に関する質問に対しまして、阿部知事から人権条例制定に向けた御答弁がありました。子供の誰もが幸せを実感できる社会の実現に向けて、子供の声を聞くこと、子供の権利を守ることを念頭に、部局横断での一層の取組をお願いします。また、これから始まる人権政策審議会の議論にも期待をしております。

農業水利施設の更新ですが、畑作農業にとって、水は命同然です。全県に広がる老朽化した農業水利施設の保全に向け御尽力いただくとともに、各圏域ごとに農業者からの要望や困り事を気軽に相談できる窓口対応、今後の方策や御支援をお願いします。

空き家問題については、地域社会の活性化、安全・安心な暮らしの実現を妨げる要因となっておりますので、特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを受けまして、市町村や関係機関と連携し、地域活性化の実現を目指していく必要があると思います。これからも住みよい信州であるための取組を期待いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君） 以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（山岸喜昭君） お諮りいたします。第85号「副知事の選任について」は、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定

いたしました。

◉知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

◉陳情提出報告、委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、去る11月定例会後、県議会に対して陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「５　陳情文書表」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

◉議員提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第１号

信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

風　間　辰　一　　小　林　東一郎　　小　山　仁　志
清　水　純　子　　毛　利　栄　子　　宮　本　衡　司
大　畑　俊　隆　　宮　下　克　彦　　花　岡　賢　一
百　瀬　智　之　　川　上　信　彦　　山　口　典　久
依　田　明　善

賛　成　者

共　田　武　史　　服　部　宏　昭　　萩　原　　清

佐々木　祥　二　　西　沢　正　隆　　小　池　　清
丸　山　栄　一　　堀　内　孝　人　　酒　井　　茂
寺　沢　功　希　　竹　内　正　美　　丸　茂　岳　人
大　井　岳　夫　　山　田　英　喜　　向　山　賢　悟
早　川　大　地　　垣　内　将　邦　　青　木　　崇
荒　井　武　志　　髙　島　陽　子　　埋　橋　茂　人
中　川　博　司　　望　月　義　寿　　佐　藤　千　枝
丸　山　寿　子　　竹　村　直　子　　小　林　陽　子
林　　和　明　　小　池　久　長　　清　水　正　康
小　林　あ　や　　奥　村　健　仁　　グレート無茶
加　藤　康　治　　勝　野　智　行　　勝　山　秀　夫
和　田　明　子　　両　角　友　成　　藤　岡　義　英
宮　澤　敏　文　　小　林　君　男

地方自治法第112条及び長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第２号

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

風　間　辰　一　　小　林　東一郎　　小　山　仁　志
清　水　純　子　　毛　利　栄　子　　共　田　武　史

賛　成　者

宮　本　衡　司　　服　部　宏　昭　　萩　原　　清
佐々木　祥　二　　西　沢　正　隆　　小　池　　清
丸　山　栄　一　　依　田　明　善　　堀　内　孝　人
酒　井　　茂　　寺　沢　功　希　　大　畑　俊　隆
宮　下　克　彦　　竹　内　正　美　　丸　茂　岳　人
大　井　岳　夫　　山　田　英　喜　　向　山　賢　悟
早　川　大　地　　垣　内　将　邦　　青　木　　崇

荒井武志　髙島陽子　埋橋茂人
中川博司　花岡賢一　望月義寿
佐藤千枝　丸山寿子　竹村直子
小林陽子　林　和明　小池久長
百瀬智之　清水正康　小林あや
奥村健仁　グレート無茶　川上信彦
加藤康治　勝野智行　勝山秀夫
和田明子　両角友成　山口典久
藤岡義英　宮澤敏文　小林君男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第３号

日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山岸喜昭　様

提出者

風間辰一

賛成者

小林東一郎　服部宏昭　萩原　清
佐々木祥二　西沢正隆　宮本衡司
小池　清　丸山栄一　依田明善
堀内孝人　酒井　茂　共田武史
寺沢功希　大畑俊隆　宮下克彦
竹内正美　丸茂岳人　大井岳夫
山田英喜　向山賢悟　早川大地
垣内将邦　青木　崇　荒井武志
髙島陽子　埋橋茂人　中川博司
花岡賢一　望月義寿　佐藤千枝
丸山寿子　竹村直子　小林陽子
林　和明　小山仁志　小池久長
百瀬智之　清水正康　小林あや
奥村健仁　グレート無茶　清水純子

川　上　信　彦　　加　藤　康　治　　勝　野　智　行
勝　山　秀　夫　　毛　利　栄　子　　和　田　明　子
両　角　友　成　　山　口　典　久　　藤　岡　義　英
宮　澤　敏　文　　小　林　君　男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第４号

民間医療機関に対する支援の充実を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

風　間　辰　一

賛　成　者

小　林　東一郎　　服　部　宏　昭　　萩　原　　清
佐々木　祥　二　　西　沢　正　隆　　宮　本　衡　司
小　池　　清　　丸　山　栄　一　　依　田　明　善
堀　内　孝　人　　酒　井　　茂　　共　田　武　史
寺　沢　功　希　　大　畑　俊　隆　　宮　下　克　彦
竹　内　正　美　　丸　茂　岳　人　　大　井　岳　夫
山　田　英　喜　　向　山　賢　悟　　早　川　大　地
垣　内　将　邦　　青　木　　崇　　荒　井　武　志
髙　島　陽　子　　埋　橋　茂　人　　中　川　博　司
花　岡　賢　一　　望　月　義　寿　　佐　藤　千　枝
丸　山　寿　子　　竹　村　直　子　　小　林　陽　子
林　　和　明　　小　山　仁　志　　小　池　久　長
百　瀬　智　之　　清　水　正　康　　小　林　あ　や
奥　村　健　仁　　グレート無茶　　清　水　純　子
川　上　信　彦　　加　藤　康　治　　勝　野　智　行
勝　山　秀　夫　　毛　利　栄　子　　和　田　明　子
両　角　友　成　　山　口　典　久　　藤　岡　義　英
宮　澤　敏　文　　小　林　君　男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第５号

寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山岸喜昭　様

提出者

小林東一郎　毛利栄子

賛成者

風間辰一　服部宏昭　萩原清
佐々木祥二　西沢正隆　宮本衡司
小池清　丸山栄一　依田明善
堀内孝人　酒井茂　共田武史
寺沢功希　大畑俊隆　宮下克彦
竹内正美　丸茂岳人　大井岳夫
山田英喜　向山賢悟　早川大地
垣内将邦　青木崇　荒井武志
髙島陽子　埋橋茂人　中川博司
花岡賢一　望月義寿　佐藤千枝
丸山寿子　竹村直子　小林陽子
林和明　小山仁志　小池久長
百瀬智之　清水正康　小林あや
奥村健仁　グレート無茶　清水純子
川上信彦　加藤康治　勝野智行
勝山秀夫　和田明子　両角友成
山口典久　藤岡義英　宮澤敏文
小林君男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第６号

持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革を求

める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

小　林　東一郎　　毛　利　栄　子

賛　成　者

風　間　辰　一　　服　部　宏　昭　　萩　原　　清
佐々木　祥　二　　西　沢　正　隆　　宮　本　衡　司
小　池　　清　　丸　山　栄　一　　依　田　明　善
堀　内　孝　人　　酒　井　　茂　　共　田　武　史
寺　沢　功　希　　大　畑　俊　隆　　宮　下　克　彦
竹　内　正　美　　丸　茂　岳　人　　大　井　岳　夫
山　田　英　喜　　向　山　賢　悟　　早　川　大　地
垣　内　将　邦　　青　木　　崇　　荒　井　武　志
髙　島　陽　子　　埋　橋　茂　人　　中　川　博　司
花　岡　賢　一　　望　月　義　寿　　佐　藤　千　枝
丸　山　寿　子　　竹　村　直　子　　小　林　陽　子
林　　和　明　　小　山　仁　志　　小　池　久　長
百　瀬　智　之　　清　水　正　康　　小　林　あ　や
奥　村　健　仁　　グレート無茶　　清　水　純　子
川　上　信　彦　　加　藤　康　治　　勝　野　智　行
勝　山　秀　夫　　和　田　明　子　　両　角　友　成
山　口　典　久　　藤　岡　義　英　　宮　澤　敏　文
小　林　君　男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

―――――――――――――――――――――――――

議第７号

治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

風間辰一　小林東一郎

賛成者

小山仁志　服部宏昭　萩原　清
佐々木祥二　西沢正隆　宮本衡司
小池　清　丸山栄一　依田明善
堀内孝人　酒井　茂　共田武史
寺沢功希　大畑俊隆　宮下克彦
竹内正美　丸茂岳人　大井岳夫
山田英喜　向山賢悟　早川大地
垣内将邦　青木　崇　荒井武志
髙島陽子　埋橋茂人　中川博司
花岡賢一　望月義寿　佐藤千枝
丸山寿子　竹村直子　小林陽子
林　和明　小池久長　百瀬智之
清水正康　小林あや　奥村健仁
グレート無茶　清水純子　川上信彦
加藤康治　勝野智行　勝山秀夫
毛利栄子　和田明子　両角友成
山口典久　藤岡義英　宮澤敏文
小林君男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第８号

公立・公的病院への支援の拡充を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山岸喜昭　様

提出者

小林東一郎

賛成者

風間辰一　服部宏昭　萩原　清
佐々木祥二　西沢正隆　宮本衡司
小池　清　丸山栄一　依田明善

堀内孝人　酒井　茂　共田武史
寺沢功希　大畑俊隆　宮下克彦
竹内正美　丸茂岳人　大井岳夫
山田英喜　向山賢悟　早川大地
垣内将邦　青木　崇　荒井武志
髙島陽子　埋橋茂人　中川博司
花岡賢一　望月義寿　佐藤千枝
丸山寿子　竹村直子　小林陽子
林　和明　小山仁志　小池久長
百瀬智之　清水正康　小林あや
奥村健仁　グレート無茶　清水純子
川上信彦　加藤康治　勝野智行
勝山秀夫　毛利栄子　和田明子
両角友成　山口典久　藤岡義英
宮澤敏文　小林君男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第９号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山岸喜昭　様

提出者

小山仁志

賛成者

風間辰一　服部宏昭　萩原　清
佐々木祥二　西沢正隆　宮本衡司
小池　清　丸山栄一　依田明善
堀内孝人　酒井　茂　共田武史
寺沢功希　大畑俊隆　宮下克彦
竹内正美　丸茂岳人　大井岳夫
山田英喜　向山賢悟　早川大地

垣内将邦　青木　崇　小林東一郎
荒井武志　髙島陽子　埋橋茂人
中川博司　花岡賢一　望月義寿
佐藤千枝　丸山寿子　竹村直子
小林陽子　林　和明　小池久長
百瀬智之　清水正康　小林あや
奥村健仁　グレート無茶　清水純子
川上信彦　加藤康治　勝野智行
勝山秀夫　毛利栄子　和田明子
両角友成　山口典久　藤岡義英
宮澤敏文　小林君男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山岸喜昭　様

提出者

小林東一郎　小山仁志　毛利栄子

賛成者

風間辰一　服部宏昭　萩原　清
佐々木祥二　西沢正隆　宮本衡司
小池　清　丸山栄一　依田明善
堀内孝人　酒井　茂　共田武史
寺沢功希　大畑俊隆　宮下克彦
竹内正美　丸茂岳人　大井岳夫
山田英喜　向山賢悟　早川大地
垣内将邦　青木　崇　荒井武志
髙島陽子　埋橋茂人　中川博司
花岡賢一　望月義寿　佐藤千枝
丸山寿子　竹村直子　小林陽子

林　　和　明　　小　池　久　長　　百　瀬　智　之
清　水　正　康　　小　林　あ　や　　奥　村　健　仁
グレート無茶　　清　水　純　子　　川　上　信　彦
加　藤　康　治　　勝　野　智　行　　勝　山　秀　夫
和　田　明　子　　両　角　友　成　　山　口　典　久
藤　岡　義　英　　宮　澤　敏　文　　小　林　君　男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

性犯罪の再犯防止の取組に対する支援の強化を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

清　水　純　子

賛　成　者

風　間　辰　一　　服　部　宏　昭　　萩　原　　清
佐々木　祥　二　　西　沢　正　隆　　宮　本　衡　司
小　池　　清　　丸　山　栄　一　　依　田　明　善
堀　内　孝　人　　酒　井　　茂　　共　田　武　史
寺　沢　功　希　　大　畑　俊　隆　　宮　下　克　彦
竹　内　正　美　　丸　茂　岳　人　　大　井　岳　夫
山　田　英　喜　　向　山　賢　悟　　早　川　大　地
垣　内　将　邦　　青　木　　崇　　小　林　東一郎
荒　井　武　志　　髙　島　陽　子　　埋　橋　茂　人
中　川　博　司　　花　岡　賢　一　　望　月　義　寿
佐　藤　千　枝　　丸　山　寿　子　　竹　村　直　子
小　林　陽　子　　林　　和　明　　小　山　仁　志
小　池　久　長　　百　瀬　智　之　　清　水　正　康
小　林　あ　や　　奥　村　健　仁　　グレート無茶
川　上　信　彦　　加　藤　康　治　　勝　野　智　行
勝　山　秀　夫　　毛　利　栄　子　　和　田　明　子

両　角　友　成　　山　口　典　久　　藤　岡　義　英
宮　澤　敏　文　　小　林　君　男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

高額療養費の自己負担上限額の引上げに関する十分な議
論を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

風　間　辰　一　　小　林　東一郎　　小　山　仁　志
清　水　純　子　　毛　利　栄　子

賛　成　者

宮　本　衡　司　　服　部　宏　昭　　萩　原　　清
佐々木　祥　二　　西　沢　正　隆　　小　池　　清
丸　山　栄　一　　依　田　明　善　　堀　内　孝　人
酒　井　　茂　　共　田　武　史　　寺　沢　功　希
大　畑　俊　隆　　宮　下　克　彦　　竹　内　正　美
丸　茂　岳　人　　大　井　岳　夫　　山　田　英　喜
向　山　賢　悟　　早　川　大　地　　垣　内　将　邦
青　木　　崇　　荒　井　武　志　　髙　島　陽　子
埋　橋　茂　人　　中　川　博　司　　花　岡　賢　一
望　月　義　寿　　佐　藤　千　枝　　丸　山　寿　子
竹　村　直　子　　小　林　陽　子　　林　　和　明
小　池　久　長　　百　瀬　智　之　　清　水　正　康
小　林　あ　や　　奥　村　健　仁　　グレート無茶
川　上　信　彦　　加　藤　康　治　　勝　野　智　行
勝　山　秀　夫　　和　田　明　子　　両　角　友　成
山　口　典　久　　藤　岡　義　英　　宮　澤　敏　文
小　林　君　男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第13号

米の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書案提出書

令和７年２月27日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

小　林　東一郎　　毛　利　栄　子

賛　成　者

風　間　辰　一　　服　部　宏　昭　　萩　原　　清
佐々木　祥　二　　西　沢　正　隆　　宮　本　衡　司
小　池　　清　　丸　山　栄　一　　依　田　明　善
堀　内　孝　人　　酒　井　　茂　　共　田　武　史
寺　沢　功　希　　大　畑　俊　隆　　宮　下　克　彦
竹　内　正　美　　丸　茂　岳　人　　大　井　岳　夫
山　田　英　喜　　向　山　賢　悟　　早　川　大　地
垣　内　将　邦　　青　木　　崇　　荒　井　武　志
髙　島　陽　子　　埋　橋　茂　人　　中　川　博　司
花　岡　賢　一　　望　月　義　寿　　佐　藤　千　枝
丸　山　寿　子　　竹　村　直　子　　小　林　陽　子
林　　和　明　　小　山　仁　志　　小　池　久　長
百　瀬　智　之　　清　水　正　康　　小　林　あ　や
奥　村　健　仁　　グレート無茶　　清　水　純　子
川　上　信　彦　　加　藤　康　治　　勝　野　智　行
勝　山　秀　夫　　和　田　明　子　　両　角　友　成
山　口　典　久　　藤　岡　義　英　　宮　澤　敏　文
小　林　君　男

長野県議会会議規則第23条第１項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「１　議案　⑵議員提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

◉議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）最初に、議第３号「日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案」、議第４号「民間医療機関に対する支援の充実を求める意見書案」、議第５号「寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書案」、議第６号「持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革を求める意見書案」、議第７号「治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める意見書案」、議第８号「公立・公的病院への支援の拡充を求める意見書案」、議第９号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書案」、議第10号「ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を求める意見書案」、議第11号「性犯罪の再犯防止の取組に対する支援の強化を求める意見書案」、議第12号「高額療養費の自己負担上限額の引上げに関する十分な議論を求める意見書案」及び議第13号「米の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

◉議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第１号「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

風間辰一議員。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）議第１号「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例案」について、提案者を代表しまして提案理由の説明をいたします。

私は、環境政策推進議員連盟及び県産材利用・脱炭素推進条例（仮称）制定検討調査会の会長としてこの条例案の検討を進めてまいりましたので、その検討経過を踏まえ、御説明を申し

上げます。

まず、本条例案を提案するに至った経緯であります。

全国有数の森林県である本県は、豊富な森林資源を有しており、環境政策推進議員連盟において、本県の恵まれた森林資源を生かした脱炭素化の取組について調査検討を進めてまいりました。

そうした中で、関係の事業者、具体的には、長野森林組合、長野県木材協同組合連合会、長野県建設業協会から現状や課題等についてお聞きし、県産材の利用の促進に係る条例の制定を求める声をいただいたことから、県産材の利用の促進はもとより、脱炭素社会の実現も目的とした新たな条例の制定を目指すこととし、その制定に向けた検討を行うため、議員連盟に調査会を設置いたしました。

調査会は、昨年３月に第１回調査会を開催して以降、議員各位の御協力の下、延べ７回開催し、条例に規定すべき項目、内容について議論を深めてまいりました。この間、市長会、町村会に対する説明を行い、市町村の皆様からも条例の制定について前向きな御意見を頂戴したところであります。

昨年12月には、条例の骨子案を取りまとめ、昨年12月から１か月間パブリックコメントを実施し、県民の皆様からいただいた意見を踏まえまして、このたび、条例案として取りまとめたものであります。

次に、条例案の内容について説明いたします。

条例の名称は、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例といたしました。先ほども申し上げましたとおり、本条例の目指すところは、本県の豊富な森林資源を生かし、県産材のさらなる利用の促進と脱炭素社会の実現につなげることであります。こうした本条例の趣旨を表現する名称としてこのような条例名としたところであります。

前文においては、近年、外国産の木材との競合や担い手不足を背景として、林業・木材産業等を取り巻く環境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分ではないとの認識の下、県産材の利用の促進に関する実効性ある施策を強力に推進するため、この条例を制定することとしております。

目的においては、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、あわせて、森林資源の循環利用の確立による林業・木材産業等の持続的な発展を図ることにより、地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与することとしております。

基本理念においては、木材の流通における川上から川中、川下までのそれぞれの産業を持続可能な産業として振興するといった条例全体を貫く基本的な考え方を定めております。

次に、県の責務、市町村との連携等について規定するとともに、県民及び関係する事業者に

ついて、条例の目的の実現に向け、その果たすべき役割を定めております。

次に、県産材の利用の促進に関する基本的な施策について定めておりますが、このうち特徴的なものについて御説明いたします。

一つ目として、公共建築物等における県産材の利用の促進であります。具体的には、県は公共建築物、公共土木施設の整備に当たり、自ら率先して県産材の利用に努めなければならないことや、市町村等が整備する公共建築物、公共土木施設における県産材の利用を促進するため必要な施策を講じることを定めております。

二つ目として、木材の加工、流通に関する体制の整備であります。具体的には、県産材の安定的かつ持続的な供給を確保するため、県は製材を含む木材の加工や木材の流通に係る体制の整備について支援を講ずることを定めております。

三つ目として、脱炭素社会の実現に向けた取組であります。具体的には、建築分野で県産材の利用を促進するため、脱炭素化に配慮した支援を講ずることを定めております。これにより、税の減免措置などの取組の根拠となります。また、カーボンクレジットの活用をはじめ、県産材の利用を通じた脱炭素化のための取組を推進することも定めております。

次に、条例に基づく施策の実効性を担保するための規定として、知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を定めなければならないことや、県の努力義務として必要な財政上の措置を講ずることを定めております。また、県が講じた施策の実施状況等について議会への報告及び概要の公表を義務づけております。

以上、条例案の概要について申し上げました。

信州の森で育まれた県産材の利用を進めることは、地域経済の活性化、森林の若返り、災害に強い森林づくり、さらには脱炭素社会の実現など、様々な分野での貢献が期待されるものであります。

こうした中、今まさに県内の人工林の多くが本格的な利用期を迎えているにもかかわらず、県産材の利用は十分とは言えない状況であります。本条例の制定を機に、県民一人一人が県産材を利用することの意義について改めて認識を深めるとともに、あらゆる場面において県産材の利用が促進されることを大いに期待するものであります。

先日の代表質問においても、条例制定後の取組について知事にお伺いし、県有施設の木造化・木質化を積極的に推進していく旨の御答弁をいただいたところであります。知事におかれましては、ぜひとも我々議員の思いを酌んでいただき、本条例を有効に活用して、県を挙げて県産材の利用の促進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

以上申し上げました理由から本条例案を提出した次第であります。議員各位におかれましては、御趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明

といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

◉議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第２号「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

共田武史議員。

〔32番共田武史君登壇〕

○32番（共田武史君）「東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書案」について、提案者を代表し、その趣旨を説明申し上げます。

本県を含む全国の地方自治体では、長年にわたり東京一極集中の是正に向けた取組を進めてきました。しかし、人口減少の加速、若者の流出、財政格差の拡大といった問題は改善されず、むしろ深刻化しています。

昨年、本県の人口は約半世紀ぶりに200万人を割り込み、地方の活力が著しく低下していることが明らかになりました。今議会の一般質問においても、東京と地方の格差がもはや看過できない水準に達しているとの認識が示されました。

また、教育や子育てにおける地域間格差も明白になり、特に、財政力の格差によって地方の子供たちが東京都と同様の教育環境や支援を受けられないという課題が浮き彫りとなりました。

こうした状況に対し、知事も私たちと考えを共有し、地方の活性化を図るためには抜本的な改革が必要であるとの認識を示しております。

東京と地方は対立するものではなく、共存共栄の関係を築くことが重要です。しかし、そのためのバランスを取る役割を担うべき国が十分な対策を講じてこなかったことが現在の格差を

生む原因です。東京の活力を維持しつつ、地方が持続的に発展できる仕組みを構築することは、国全体の成長にも不可欠であり、今こそ政府がその責任を果たすべきときです。

こうした地方の実情について全国の道府県議会からも声を上げていただきたく、本年１月７日には、自由民主党県議団風間団長より各道府県議会の会派に対し意見書の提出の働きかけを行いました。

しかし、この問題は、特定の政党や会派にとどまるものではなく、全ての地方自治体が共通して直面している喫緊の課題です。したがって、自民党県議団だけでなく、様々なチャンネルを通じて協力し、より多くの自治体が一丸となって国に対して改善を求める必要があります。

このような観点から、本県議会として、国及び政府に対し、この意見書を通じて、地方と東京の共存共栄を実現し、国全体の持続可能な発展に寄与する政策の実現を求めるものです。

議員各位におかれましては、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次会は、来る３月12日午後１時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時13分散会

令和７年３月12日

長野県議会（定例会）会議録

第　９　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第９号）

令和７年３月12日（水曜日）

出席議員（56名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆

54 番	風間辰一	56 番	萩原　清
55 番	佐々木祥二	57 番	服部宏昭

説明のため出席した者

知事	阿部守一	農政部長	小林茂樹
副知事	関　昇一郎	林務部長	須藤俊一
危機管理監兼危機管理部長	前沢直隆	建設部長	新田恭士
企画振興部長	中村　徹	建設部リニア整備推進局長	室賀荘一郎
企画振興部交通政策局長	小林真人	会計管理者兼会計局長	尾島信久
総務部長	渡辺高秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉沢　正
県民文化部長	直江　崇	財政課長	新納範久
県民文化部こども若者局長	高橋寿明	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笹渕美香	教育次長	米沢一馬
環境部長	諏訪孝治	教育次長	曽根原好彦
産業労働部長	田中達也	警察本部長	鈴木達也
産業労働部営業局長	合津俊雄	警務部長	長瀬　悠
観光スポーツ部長	加藤　浩	監査委員	増田隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原　渉	議事課担当係長	萩原晴香
議事課長	矢島　武	総務課主任	東方啓太
議事課企画幹兼課長補佐	山本千鶴子		

令和７年３月12日（水曜日）議事日程

午後１時開議

各委員長の報告案件

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会の中間報告（日程追加）

委員会提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

諸般の報告

各委員長の報告案件

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会の中間報告

委員会提出議案

午後１時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件についてであります。

◉諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「２　諸般の報告」参照〕

◉委員会審査報告書提出報告

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「６　委員会審査報告書」参照〕

◉各委員長の報告

○議長（山岸喜昭君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

大畑俊隆委員長。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

委員からは、災害発生時に孤立集落をつくらないようにするため、緊急輸送道路をはじめとする道路網の整備方針について質問がありました。

建設部からは、令和６年能登半島地震を踏まえ、抜本的に見直しを行った緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、幅員の狭い区間の拡幅、橋梁の耐震化など緊急輸送道路を重点的に整備していくほか、道路の迂回機能を強化するなど災害に強い道路ネットワークの確保に取り組んでいくとの説明がありました。

また、委員から、新築住宅のＺＥＨ水準適合義務化に向けて、建築費用や県内工務店に対する支援について質問がありました。

建設部からは、信州健康ゼロエネ住宅助成金の活用を推進するとともに、断熱施工講習会を開催するなど、県内工務店の技術力向上に取り組んでいくとの説明がありました。

このほか、道路上の穴による事故の損害賠償件数が多いことから、道路の維持管理に努めるよう意見が出されました。

次に、危機管理部関係でありますが、防護服の売買代金等請求控訴事件の和解について集中審査を行いました。

危機管理部からは、過失割合などさらに争う余地があるとして控訴したところであるが、契約交渉の当事者双方に、より交渉に際して注意すべき点があったことを踏まえ、裁判所から提案のあった県が7,000万円の和解金を支払う和解案を受諾したいと説明がありました。

委員からは、和解案を受け入れるに至った詳細な経緯や、今回の事案に対する危機管理部長としての受け止めについて質問がありました。さらに、多額の県民負担が生じていることから、二度とこういった事案が発生しないよう県職員全体で再発防止の取組に努めるよう意見が出されました。

このほか、外国籍の消防団員の活動や、中山間地域等における災害時の孤立可能性の調査結果を踏まえた対策など様々な議論が活発に行われました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第１号及び第74号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

小山仁志委員長。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

委員からは、急速な少子化を踏まえ、県内大学等の活性化や魅力の向上など、本県における高等教育振興の方向性に関して質問が出されました。

県民文化部からは、県内大学の定員増加につながる学部・学科再編などを支援するとともに、魅力のある県内大学等で学ぶという選択肢を確保するため、来年度、県内大学や短大等の魅力の発信に関する取組を大幅に充実させること、また、学外実習・フィールドワークの拠点誘致により、県内外の学生のほか、地域住民、企業等が一緒に学ぶ場を確保し、多くの学生が長野県内で集い、つながることを目指してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、来年度拡充を予定している様々な子ども・若者支援施策の実施に当たっての要望や、外国人県民が増加する中、日本語教育をはじめとした外国人施策に関する質問などが出されたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

健康福祉部からは、来年度から始まる県立病院機構の第４期中期計画に関して、子どものこころ総合医療センターの開設をはじめとした各病院の役割の明確化や機構の経営基盤の強化に向けた具体的な取組について説明がありました。

委員からは、第４期中期計画における経営改善の取組の着実な実行に向けた県の関わり方に

ついて質問があり、健康福祉部からは、機構が運営体制の強化によりガバナンスを発揮し、県もその取組を把握し、支援していくことで、質の高い持続的な医療提供につなげてまいりたいとの答弁がありました。

このほか、信州ＡＣＥプロジェクトの今後の施策展開や、福祉・医療分野における県民への必要な情報発信の取組についてなど様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第１号及び第74号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

中川博司委員長。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）農政林務委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

委員からは、最近の米をめぐる情勢や政策の動向について、国の政策見直しの方向性を踏まえた今後の対応や安定生産に向けた取組状況等への質問がありました。

農政部からは、気候変動に対応した品種開発、技術指導の実施や、老朽化した穀類乾燥調製施設の再編・集約の加速化を支援することで米の安定供給につなげていくこと、国の政策見直しについては、今後の動向を踏まえつつ、現場の農業者に混乱が生じないよう丁寧にサポートをしていくとの答弁がありました。

このほか、担い手の不足に対応するためのスマート農業の推進、市田柿や花卉など地域の特

産となる園芸品目の振興施策などについて議論が交わされたところであります。

次に、林務部関係であります。

委員からは、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例が可決されたことを踏まえ、県産材の利用促進に対する質問がありました。

林務部からは、庁内関係部局で構成する県産材利用推進連絡会議において、様々な観点を念頭に置きながら県産材の一層の利用促進を検討するとの答弁がありました。

また、委員から、森林県から林業県にしていくため、持続可能な林業をどう実現していくのか質問がありました。

林務部からは、主伐・再造林だけではない多様な森林の使い方を模索する中で、林業県を目指し、産業振興にしっかり取り組むとともに、多様な林業も追求していくとの答弁がありました。

そのほか、森林整備事業における入札について、低入札の状況を鑑み、発注の在り方を見直すべきとの意見や、松くい虫被害対策として、関係機関と連携し、防除対策の徹底や早期発見に努めるべきとの意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第１号及び第74号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、環境文教委員長の報告を求めます。

花岡賢一委員長。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）環境文教委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または同意すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

教育委員会からは、令和７年度、学校改革を特に推進していきたい事項の一つと位置づけ、教員の処遇改善による意欲とゆとりの創出と一体的に進めていくとの説明がありました。

委員からは、へき地手当の支給率引上げなど処遇改善について歓迎する意見があったほか、県立高校の特色化・魅力化については地域連携の観点が加わったことを高く評価する一方で、その主体は学校現場の教員であるべきであり、連携コーディネーターを活用することにより、教員自身が地域の住民や企業との関係の中でビジョンを持ち、これを実現できるよう求める意見がありました。

このほか、教員の欠員対策や、急速に進行する人口減少下における高校再編についての展望、また、保護者負担の軽減策など様々な議論が交わされたところであります。

次に、環境部関係であります。

環境部からは、再生可能エネルギー普及のため、太陽光発電や小水力発電の導入支援、また、地中熱利用の普及促進につなげるための調査・分析を行っていくとの説明がありました。

委員からは、再生可能エネルギーの増加に向けては、送電線など電力供給システムの整備が重要であり、電力会社などを交えた本格的な議論を求める意見がありました。

また、災害廃棄物処理に必要な仮置場について、候補地を選定済の市町村数が平成28年の20から55に増加していることを評価するとともに、令和元年東日本台風等の教訓も踏まえ、さらなる拡充と必要面積確保に向けた市町村の支援を求めたところです。

このほか、ソーラーシェアリングに関して、営農者や地域の理解を得ながら積極的に推進することを求めるなど様々な意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第１号及び第74号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

宮下克彦委員長。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

最初に、産業労働部関係であります。

産業労働部からは、物価高や人口減少下においても、本県経済の持続的な成長や、県民全体の所得増加に向け、令和７年度は、付加価値向上、高効率化、人材育成・確保の三つを柱に掲げ、課題解決に取り組んでいくとの説明がありました。

また、価格高騰により県民生活や県内経済に多大な影響を及ぼしているガソリン価格に関する対応に取り組んでいくとの説明がありました。

委員からは、持続的な賃上げに向けた企業の生産性向上や人手不足への対策の強化が求められる中、価格転嫁の促進や、外国人労働者の受入環境整備などについて、一層の取組を求める意見が出されました。

また、長野県石油商業組合によるガソリン価格調整の疑いがある中、県民理解を懸念する意見がある一方で、中山間地域の暮らしを守る上でも事業者の経営維持に必要な対応を求める意見が出されました。その上で、適切な価格競争が働くよう努力を促すとともに、適切な予算執行を心がけるよう求めました。

次に、観光スポーツ部関係であります。

観光スポーツ部からは、長野県宿泊税条例案について、コロナ禍からの回復途上にある観光産業への影響緩和や、宿泊者の負担感に配慮した制度としたこと、また、制度導入に向け、事業者支援や広報を行いつつ、税の具体的な使途を検討していくとの説明がありました。

委員からは、宿泊税制度案に関して、免税点や税額の見直しの影響、中学校の部活動の地域移行を見据えた課税免除の対象拡大など様々な意見や質問が出されました。

その上で、制度開始に向け、関係者が効果を実感できる税の使途の決定に向けた議論や、会計システムの改修をはじめとする宿泊事業者への支援など、必要な取組を迅速かつ丁寧に進めるとともに、税負担の公平性を担保するための課税・徴収漏れへの対策についても関係機関と連携した一層の取組を求めました。

このほか、国内外からの観光誘客策に関しても様々な意見や質問が出されました。

次に、企業局関係であります。

企業局からは、令和７年度中の策定を予定する次期経営戦略や新規電源開発の状況、上田長野地域水道事業広域化基本計画の素案に寄せられた住民意見などについて説明がありました。

委員からは、人口減少をはじめとする社会情勢の変化を的確に捉えた経営戦略の策定や、電気職など専門人材の確保に向けた一層の取組を求める意見がありました。また、地域における企業局電力の有効活用や水道事業広域化に関する検討・協議の状況などに関しても様々な意見や質問が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第１号及び第74号の予算案、第36号の条例案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

寺沢功希委員長。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

委員からは、県民に犯罪の発生や不審者等の情報をタイムリーに提供するための県警公式アプリ「ライポリス」の普及促進について質問が出されました。

警察本部からは、２月３日から運用を開始した本アプリについて、さらに幅広く普及させるため、機能や有用性を各種媒体により周知するとともに、今後も、掲載情報の充実等により、

県民が求める情報を積極的に発信していきたいとの答弁がありました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

委員からは、人口減少下における小規模自治体の運営上の課題について質問が出されました。

企画振興部からは、人口減少に伴い職員の減少も予想される小規模市町村の運営に当たっては、安定的な行政サービスの提供が課題となり得るものと認識しており、今後、県内全ての市町村が加入する広域連合等の連携基盤も生かした行政体制の在り方について検討を進めていきたいとの答弁がありました。

また、総務部からは、長野県宿泊税条例案について説明がありました。

委員からは、法定外目的税である宿泊税の一部が交付される市町村において、交付金が目的に沿った使途に使われるよう県の十分な管理を求める意見や、今後進められる具体的な使途の検討に当たっては、きめ細かで分かりやすい使途の設定を求める意見などが出されました。

このほか、信州未来共創戦略、中期財政試算などについても様々な意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第１号及び第74号の予算案を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長の報告中、第１号「令和７年度長野県一般会計予算案」につき討論をいたします。

毛利栄子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）日本共産党県議団の毛利栄子です。会派を代表して、第１号「令和７年度長野県一般会計予算案」に反対の討論を行います。

提出された当初予算案は１兆118億5,725万2,000円で、国の地方創生2.0を勘案し、人口減少

をはじめとする様々な課題から「確かな暮らし」を守り、「ゆたかな社会」を築くため、しあわせ信州創造プラン3.0に基づく取り組みを一層推進するとしています。

予算案には、私たちが重ねて要望してきた低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、県出身者の県立大学をはじめとした県立高等教育機関等の授業料・入学金の減免や給付型奨学金の拡充が盛り込まれています。県民の期待に応えるものであり、歓迎します。

一方、日本経済は、失われた30年の中で長期停滞傾向が続いており、賃上げが叫ばれているものの、急激な物価高騰に追いつかず、実質賃金は３年連続で下がり続けており、生活の困難さは厳しさを増すばかりです。

県内の多くの中小企業が賃上げに苦慮しています。今を乗り切れずに困っている事業者に県が直接支援すべきと県議団は繰り返し求めていますが、生産性向上と抱き合わせの国の業務改善助成金の上乗せで対応するだけでは不十分です。

さらに、国の軍事費突出で、暮らし、社会保障に冷たい政策の中で、医療、介護など命を守る職場が経営の危機に追いやられ、悲鳴を上げています。日本病院会の会長を務める県内の医師は、「もはや一揆を起こさなければならない」と声を上げていますが、県独自の支援策が講じられないことは残念です。介護報酬の切下げに苦しむ訪問介護事業所への支援も必要です。

小中学校の給食費の無償化は、全国的に約３割、県内でも、一部無償化を含め、30町村が実施しています。県内どこに住んでも子供たちは同じ環境で過ごせるように県の財政的な支援を求めてきましたが、消極的な姿勢を変えていません。本来は国が行うべきと思いますが、早期実現に向けて、町村を応援する県の対応を求めます。

子供の医療費無料化は、県の通院助成の拡大で、一気に全市町村で高校卒業まで広がりました。子供の福祉医療に関し、知事は各県で過度な競争になっているのではないかと述べられますが、競争原理でなく、切実な要望にどう応えていくかが問われているのではないでしょうか。子育て支援のために一日も早い完全無料を求めます。あわせて、障がい者医療費の窓口無料と精神障がい者の入院医療費も福祉医療の対象にすべきです。

今、県民は重税感にあえいでいます。そこに、世界水準の山岳高原観光地づくりのためとして、新たな法定外目的税である宿泊税を創設し、22から33億円の徴収が行われようとしています。目的税と言う以上、どこにどのように使うのか、明確に示される必要があり、付加することで宿泊に影響はないのか、県民への負担はどうか等慎重な検討が求められます。しかし、使い道は導入が決まってからとの説明で、導入ありきは納得できるものではありません。新年度予算には、５億数千万円の準備事業予算も盛られています。このような進め方を容認するわけにはいきません。

県民に身近な県政が、国の悪政の防波堤として、県民に寄り添い、安心と希望が持てるもの

になるよう求め、反対討論といたします。

○議長（山岸喜昭君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長の報告中、第74号「令和６年度長野県一般会計補正予算案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、各委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の報告どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次に、産業観光企業委員長の報告中、第36号「長野県宿泊税条例案」につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、委員長の報告は原案可決であります。本案、委員長の報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◉閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中

の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

◉長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会の中間報告を求める件

○議長（山岸喜昭君）次に、風間辰一長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長から、同委員会に付託中の調査事項について中間報告をいたしたい旨の申し出がありました。

この際、お諮りいたします。会議規則第51条の規定により、中間報告を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、中間報告を求めることに決定いたしました。

◉長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会の中間報告

○議長（山岸喜昭君）長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会の中間報告を本日の日程に追加いたします。

本件を議題といたします。

中間報告書はお手元に配付したとおりであります。

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会に付託中の調査事項について中間報告を求めます。

風間辰一長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長。

〔54番風間辰一君登壇〕

○54番（風間辰一君）長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会に付託されました事項の調査の経過につきまして中間報告を申し上げます。

本委員会は、令和５年６月定例会において、県が直面する少子化や人口減少といった喫緊の課題について県の取組状況を調査し、提言することを目的に設置されました。付託されました調査事項は、少子化の克服に関する事項、人口減少に対応した社会づくりに関する事項、これらに関連する事項の３項目であります。

昨年12月、県の人口戦略となる「信州未来共創戦略　みんなでつくる2050年のＮＡＧＡＮＯ」が決定されましたことから、調査の節目として中間報告を行うことといたしました。調査の詳細につきましては、お手元の報告書のとおりであります。

なお、調査の過程において、課題解決のため、早急な対応が必要な場合は、その都度県当局に意見してまいりました。また、令和６年11月定例会において、少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議を本委員会から発議し、県に対して意見表明したところであります。

付託されました三つの事項は相互に密接に関連していることから、一括して御説明申し上げます。

初めに、長野県の少子化の現状についであります。

本県の人口は、2001年の約222万人をピークに減少に転じ、2024年２月には200万人を割り込んだとされております。また、合計特殊出生率は、第２次ベビーブームの最終年に当たる1974年の2.25から減少傾向となり、直近の2023年には1.34まで低下しております。

人口減少や少子化の進行が年々顕著になる中、これまで県は、総合計画や個別計画を策定し、施策の充実強化を図ってまいりましたが、いまだ反転の兆しは見えておりません。

こうした状況は国においても同様でありまして、県の少子化対策の効果が数値に現れない原因は、県の施策が国の施策に大きく依存する中、国の施策が夫婦の出生数を増やすことに傾注して実施されていたことにありました。夫婦が出産する子供の数は、半世紀の間大きな変化がないことからも、結婚をしない人が増える非婚化に対して有意な対策を取れなかったことこそが大きな原因であります。

また、国の子育て支援策は、夫婦ともに正規職員であるということを前提に実施されてきたため、地方に多い非正規雇用を含む世帯への支援が不足しておりました。少子化問題をこのまま先送りすれば、人口減少が加速度的に進み、担い手不足等から社会経済が成り立たなくなることが懸念されるところであります。

解決すべき課題として主なものを挙げますと、少子化社会を深刻な問題と捉える認識が県民に浸透していないこと、子供や女性に不寛容な社会、若年層の低収入、高額な教育費の負担等に加え、欧州諸国のように政策の立案段階から若者をはじめ多様な意見を政策に反映させる仕組みがないことがあります。今後は、こうした課題の解決に向けて、オール信州で取り組む必要があるため、３点に絞って提言をまとめております。

１点目は、人口減少による将来の影響を具体化し、一人一人が身近な問題として捉えられるように見える化を施し、総合的な施策推進により確実に県民に伝えること。

２点目は、結婚及び出産を考える契機となるライフプラン教育を施し、また、若者の所得向上を促すとともに、恋愛及び結婚に消極的な若者及び結婚を望んでもかなえられずに諦めている若者の声に寄り添い、多様な意見を集約して政策に反映させる仕組みを構築し、実現に十分な予算措置を講ずること。

３点目は、国に対して、教育費の無償化等必要な施策を積極的に提言することであります。

以上、付託された三つの事項についての概要説明といたします。

さて、小国とされるアイルランドは、ＥＵ内で唯一経済成長を続け、2020年頃に約170年ぶりに人口が500万人を超えました。我が長野県も一地方自治体としての自負を持ち、全国に名

をとどろかす人口増加県を目指す意気込みが今求められております。

中でも、信州未来共創戦略の実現には、行政だけでなく多様な主体の参加が必要であり、そのためにも、県民の認識を高めていくことが最優先であると考えます。知事のリーダーシップの下、県民の理解と行動を促す取り組みを強化して着実に成果を上げていただくことを大いに期待するところであります。

以上をもちまして本委員会の調査についての中間報告とさせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）委員長の中間報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

以上で長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会の中間報告は終了いたしました。

〔議案等の部「７　長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会調査中間報告書」参照〕

◉委員会提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議会運営委員長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

委第１号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則案提出書

令和７年３月12日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

議会運営委員長　共　田　武　史

長野県議会会議規則第23条第２項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

委第２号

長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案提出書

令和７年３月12日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

提　出　者

議会運営委員長　共　田　武　史

地方自治法第109条第６項及び長野県議会会議規則第23条第２項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「１　議案　⑶委員会提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました委員会提出議案を本日の日程に追加いたします。

◉委員会提出議案

○議長（山岸喜昭君）本案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次会の日程は、改めて書面で御通知申し上げます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後１時41分散会

令和７年３月13日

長野県議会（定例会）会議録

第　10　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第10号）

令和７年３月13日（木曜日）

出席議員（56名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	49　番	宮　澤　敏　文
23　番	山　口　典　久	50　番	丸　山　栄　一
24　番	藤　岡　義　英	51　番	小　池　　清
25　番	川　上　信　彦	52　番	宮　本　衡　司
26　番	百　瀬　智　之	53　番	西　沢　正　隆

54 番	風間辰一	56 番	萩原　清
55 番	佐々木祥二	57 番	服部宏昭

説明のため出席した者

知事	阿部守一	財政課長	新納範久
副知事	関　昇一郎	教育長	武田育夫
総務部長	渡辺高秀	警察本部長	鈴木達也
公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉沢　正	監査委員	増田隆志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原　渉	議事課議事係長	井出文香
議事課長	矢島　武	議事課担当係長	萩原晴香
議事課企画幹兼 課長補佐	山本千鶴子	総務課主任	東方啓太

令和７年３月13日（木曜日）議事日程

午前10時30分開議

議長の辞職及び選挙

副議長の辞職及び選挙

本日の会議に付した事件等

議長の辞職及び選挙

副議長の辞職及び選挙

午前10時30分開議

○副議長（続木幹夫君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議長の辞職及び選挙並びに副議長の辞職及び選挙であります。

◉議長の辞職

○副議長（続木幹夫君）次に、山岸喜昭議長から議長の辞職願の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。議長の辞職は、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（続木幹夫君）御異議なしと認めます。よって、議長の辞職は許可することに決定いたしました。

〔44番山岸喜昭君入場・着席〕

○副議長（続木幹夫君）山岸喜昭議員、御挨拶を願います。

〔44番山岸喜昭君登壇〕

○44番（山岸喜昭君）退任に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

昨年３月13日、議員各位の御推挙をいただき、第98代長野県議会議長に就任して以来、続木副議長とともに、誠心誠意、円満公平な議会運営に万全を期すとともに、知事をはじめ理事者とは緊張感のある関係を保ち、闊達な議論が尽くされるよう努めてまいりました。

近年の社会情勢を見ますと、少子化・人口減少の急速な進行と、それに伴う地域や産業の担い手不足をはじめ、激甚化・頻発化する自然災害や物価高騰の長期化など、社会の持続可能性そのものに深く関わる課題が数多く顕在化してきております。

このような状況の中、本県がさらに発展していくためには、所信表明でも申し上げましたとおり、私ども県議会が議会力を発揮し、議会審議を尽くしてその役割と責任を果たすとともに、議員一人一人が県民の声なき声にも真摯に耳を傾け、積極的に行動し、議員力を発揮することが強く求められていると考えております。

私が議長に就任してからこれまでの期間を顧みますと、さきに申し述べた諸課題への早急な対応をはじめ、とりわけ昨年元日の能登半島地震や８月の南海トラフ地震臨時情報の発表などの対応を踏まえ、本県における大規模災害への備えを迅速に進めていくことが強く求められた１年でございました。

こうした中、物価高や防災・減災対策に対応するための臨時会対応に加え、議員提案による信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例の制定、少子化・人口減少対策調査特別委員会による信州未来共創戦略に対する提言の実施などを通じて各種課題に迅速に対応してまいりました。

また、高校生や大学生をはじめ、若者に地方自治の入り口として議会や政治に関心を持ってもらうための取組を行うことが私の役割と使命ではないかと思い、子育て世代に議会を身近に感じてもらうための傍聴人向け託児サービスの導入や、高校生を対象とした模擬県議会の開催などに取り組んでまいりました。

さらに、昨今、地方議会で議員のなり手不足やなり手の多様性を欠く状況が問題となる中、本県においても、女性や若者等多様な人材の地方議会への参画を積極的に促進する必要があると考え、県内経済団体に対して、各企業の就業規則において、立候補に伴う休暇制度の創設や、議員との副業・兼業を可能とする規定を設けることを要請いたしました。

以上のように、議長就任以来、様々な場面において議会の代表としての職責を果たすことができましたのも、続木副議長並びに同僚議員各位をはじめ、理事者の皆様の御支援、御協力の賜物であると、心から厚く感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

今後も、一議員として、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら、長野県の発展のため、鋭意努力してまいる所存でございます。

結びに、議員並びに理事者各位のますますの御健勝と御多幸を心から御祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

一年間ありがとうございました。

◉議長の選挙

○副議長（続木幹夫君）これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指

名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（続木幹夫君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（続木幹夫君）御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に依田明善議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました依田明善議員を議長の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（続木幹夫君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました依田明善議員が議長に当選されました。

当選承諾の手続を取りますので、そのまましばらくお待ち願います。

ただいま議長に当選されました依田明善議員、御挨拶を願います。

〔43番依田明善君登壇〕

○43番（依田明善君）一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま執行されました議長選挙におきまして、私が議長の栄職に就任いたすことになりました。これは、同僚議員各位の格別なる御厚情のたまものであり、私の最も光栄とするところであります。

もとより微力ではございますが、御推挙を得まして当選いたしました以上、誠心誠意、円滑な議会運営に心がけ、県勢発展のために全力を傾注してまいる所存でございます。

人口減少をはじめとする様々な課題から確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を築くための取組が進められる中、県民の負託を受けた県議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっております。

このようなとき議長に就任いたしました私の職責は極めて重大であることから、同僚議員各位はもとより、知事をはじめとする執行機関の皆様方の御支援を心からお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（続木幹夫君）依田議長、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長依田明善君着席〕

◉副議長の辞職

○議長（依田明善君）次に、続木幹夫副議長から副議長の辞職願の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました副議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。副議長の辞職は、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、副議長の辞職は許可することに決定いたしました。

〔36番続木幹夫君入場・着席〕

○議長（依田明善君）続木幹夫議員、御挨拶を願います。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）副議長の退任に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

昨年の３月13日、議員各位の御推挙をいただき、第102代長野県議会副議長に就任して以来、山岸議長とともに、円滑な議会運営に万全を期すとともに、同僚議員各位の御協力をいただき、微力ながら県政の発展に最善を尽くしてまいりました。

この１年を顧みますと、先ほどの山岸議長の御挨拶のとおり、少子化・人口減少の急激な進行、激甚化・頻発化する自然災害や長期化する物価高騰への対応など、常に様々な出来事や課題があり、議会としましても、課題解決に向け鋭意取り組んできたところでございます。

私が委員長を務めました広報委員会では、山岸議長とともに、県民に身近で開かれた議会を目指し、様々な取組により県議会活動の発信に努めてまいりました。

特に、若い世代の議会への関心を高めるため、「こんにちは県議会です」において、大学生や高校生と意見交換を行ったことに加え、高校生からの意見発表を、初めて議場を利用した模擬県議会形式で行い、本会議の雰囲気を体験していただくなど、議会を身近に感じてもらう取組みを実施してまいりました。

また、小学校の議場見学においては、例年よりも多くの学校に訪問いただき、私自ら積極的に議場説明に参加することで、県内各地の小学生と交流を重ねてまいりました。

いずれも、若い世代の県政、県議会に対する認識や率直な意見を聞く有意義な機会となり、改めて、県議会活動を積極的に発信し、県民の皆様と一緒に長野県の将来を考えていくことの重要性を強く感じたところでございます。

振り返りまして、副議長としての重責を果たすことができましたのも、ひとえに山岸議長並

びに同僚議員各位をはじめ、理事者や報道の皆様、県民の皆様の温かい御支援、御協力のたまものであると感謝いたすとともに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後は、副議長としての１年間の貴重な経験を生かし、一議員として、微力ではございますが、引き続き県勢発展のために力を尽くしてまいる所存でございます。今後とも皆様方の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様、理事者の皆様のますますの御健勝と御発展を心から御祈念申し上げ、副議長退任の挨拶とさせていただきます。

１年間、本当にありがとうございました。

◉副議長の選挙

○議長（依田明善君）これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に中川博司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中川博司議員を副議長の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中川博司議員が副議長に当選されました。

当選承諾の手続を取りますので、そのまましばらくお待ち願います。

ただいま副議長に当選されました中川博司議員、御挨拶を願います。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の御推挙を得まして副議長の要職を担うことになりました。誠に光栄と

存じ、深く感謝を申し上げる次第でございます。

もとより微力ではございますが、議長の下に相助け、相協力いたしまして、県勢発展のため渾身の努力を払い、議会運営に万全を期してまいる所存でございます。

何とぞ、同僚議員各位をはじめ、執行機関の皆様方の御支援を心からお願い申し上げまして、副議長就任の御挨拶といたします。

○議長（依田明善君）次会の日程は、改めて書面で御通知申し上げます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時50分散会

令和７年３月13日

長野県議会（定例会）会議録

第　11　号

令　和　7　年　2　月
第438回長野県議会（定例会）会議録（第11号）

令和７年３月13日（木曜日）

出席議員（55名）

1　番	竹　村　直　子	27　番	小　山　仁　志
2　番	小　林　陽　子	28　番	竹　内　正　美
3　番	林　　和　明	29　番	宮　下　克　彦
4　番	勝　山　秀　夫	30　番	大　畑　俊　隆
5　番	グレート無茶	31　番	寺　沢　功　希
6　番	奥　村　健　仁	32　番	共　田　武　史
7　番	青　木　　崇	33　番	髙　島　陽　子
8　番	垣　内　将　邦	34　番	荒　井　武　志
9　番	早　川　大　地	35　番	埋　橋　茂　人
10　番	佐　藤　千　枝	36　番	続　木　幹　夫
11　番	丸　山　寿　子	37　番	中　川　博　司
12　番	小　林　君　男	38　番	両　角　友　成
13　番	勝　野　智　行	39　番	清　水　純　子
14　番	加　藤　康　治	40　番	小　池　久　長
15　番	小　林　あ　や	41　番	酒　井　　茂
16　番	清　水　正　康	42　番	堀　内　孝　人
17　番	向　山　賢　悟	43　番	依　田　明　善
18　番	山　田　英　喜	44　番	山　岸　喜　昭
19　番	大　井　岳　夫	45　番	小　林　東一郎
20　番	丸　茂　岳　人	47　番	毛　利　栄　子
21　番	花　岡　賢　一	48　番	和　田　明　子
22　番	望　月　義　寿	50　番	丸　山　栄　一
23　番	山　口　典　久	51　番	小　池　　清
24　番	藤　岡　義　英	52　番	宮　本　衡　司
25　番	川　上　信　彦	53　番	西　沢　正　隆
26　番	百　瀬　智　之	54　番	風　間　辰　一

55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭
56 番	萩 原 清		

欠席議員（1名）

49 番	宮 澤 敏 文

説明のため出席した者

知事	阿 部 守 一	財政課長	新 納 範 久
副知事	関 昇一郎	教育長	武 田 育 夫
総務部長	渡 辺 高 秀	警察本部長	鈴 木 達 也
公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正	監査委員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮 原 渉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議事課長	矢 島 武	総務課主任	東 方 啓 太
議事課企画幹兼 課長補佐	山 本 千鶴子		

令和７年３月13日（木曜日）議事日程

午後３時50分開議

常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

知事提出議案

常任委員の辞任（日程追加）

本日の会議に付した事件等

常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

常任委員の辞任

議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

知事提出議案

午後３時50分開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員、同委員長及び同副委員長の選任、議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任、長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙並びに知事提出議案についてであります。

◉常任委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（依田明善君）次に、任期満了に伴う常任委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員にお手元に配付いたしました名簿のとおりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、常任委員に名簿のとおりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「８　常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿」参照〕

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。常任委員長及び同副委員長にお手元に配付いたしました名簿のとおりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、常任委員長及び同副委員長に名簿のとおりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「９　常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿」参照〕

◉常任委員の辞任

○議長（依田明善君）次に、依田明善及び中川博司副議長から、ただいま選任されましたそれぞれの常任委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました常任委員辞任の件を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。依田明善及び中川博司副議長の常任委員の辞任は、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、依田明善及び中川博司副議長の常任委員の辞任は、許可することに決定いたしました。

◉議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（依田明善君）次に、任期満了に伴う議会運営委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員にお手元に配付いたしました名簿のとおりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、議会運営委員に名簿のとおりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「８　常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿」参照〕

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。議会運営委員長及び同副委員長にお手元に配

付いたしました名簿のとおりの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び同副委員長に名簿のとおりの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「９　常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿」参照〕

◉長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

○議長（依田明善君）これより長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

長野県地方税滞納整理機構議会議員に大畑俊隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大畑俊隆議員を長野県地方税滞納整理機構議会議員の当選人と定めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大畑俊隆議員が長野県地方税滞納整理機構議会議員に当選されました。

◉知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和７年３月13日

長野県議会議長　依　田　明　善　様

長野県知事　阿　部　守　一

令和７年２月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第87号　監査委員の選任について

〔議案等の部「１　議案　⑴知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

◉知事提出議案

○議長（依田明善君）本件を議題といたします。

本件に関する地方自治法第117条の規定による除斥対象者は酒井茂議員でありますので、退場願います。

〔除斥対象議員退場〕

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本件については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（依田明善君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本定例会の会期は３月14日まで１日間残っておりますが、本日をもって閉会するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会におきましては、令和７年度当初予算案をはじめとする多数の議案につきまして、それぞれ御議決を賜り、誠にありがとうございました。

審議に際し議員各位から頂戴いたしました様々な御意見等を踏まえ、新たな時代へのパラダイムチェンジを強く意識し、人口問題への対応やゼロカーボンの加速化などに全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今後とも、御自愛の上、なお一層御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後３時57分閉会

議　案　等　の　部

議　案　等　の　部　目　次

1　議　案

(1)　知事提出議案

（令和７年２月13日上程・令和７年３月12日可決）

第　1　号　令和７年度長野県一般会計予算案…… 1

第　2　号　令和７年度長野県公債費特別会計予算案……20

第　3　号　令和７年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案……23

第　4　号　令和７年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案……25

第　5　号　令和７年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案……27

第　6　号　令和７年度長野県国民健康保険特別会計予算案……29

第　7　号　令和７年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案……32

第　8　号　令和７年度長野県農業改良資金特別会計予算案……34

第　9　号　令和７年度長野県漁業改善資金特別会計予算案……36

第　10　号　令和７年度長野県県営林経営費特別会計予算案……38

第　11　号　令和７年度長野県林業改善資金特別会計予算案……41

第　12　号　令和７年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案……43

第　13　号　令和７年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案……45

第　14　号　令和７年度長野県流域下水道事業会計予算案……48

第　15　号　令和７年度長野県電気事業会計予算案……52

第　16　号　令和７年度長野県水道事業会計予算案……56

第　17　号　個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案……60

第　18　号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案……61

第　19　号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例案…… 124
第 20 号　長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案…… 126
第 21 号　長野県県税条例の一部を改正する条例案…… 128
第 22 号　創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案…… 129
第 23 号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案…… 132
第 24 号　長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案…… 137
第 25 号　長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案…… 138
第 26 号　長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案…… 176
第 27 号　長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案…… 177
第 28 号　幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案…… 178
第 29 号　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案…… 179
第 30 号　一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案…… 183
第 31 号　民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案…… 195
第 32 号　長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案…… 196
第 33 号　長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案…… 197
第 34 号　技術専門校条例等の一部を改正する条例案…… 297
第 35 号　長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例案…… 299
第 36 号　長野県宿泊税条例案…… 301
第 37 号　長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例案…… 314
第 38 号　長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案…… 315
第 39 号　企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案…… 316
第 40 号　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一

部を改正する条例案…… 318
第 41 号　長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案…… 319
第 42 号　国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例案…… 321
第 43 号　長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案…… 324
第 44 号　長野県都市公園条例の一部を改正する条例案…… 325
第 45 号　長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案…… 328
第 46 号　良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案…… 329
第 47 号　長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案…… 331
第 48 号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案…… 395
第 49 号　特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案…… 396
第 50 号　化学消防車の購入について…… 398
第 51 号　包括外部監査契約の締結について…… 399
第 52 号　公立大学法人長野県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について…… 400
第 53 号　公立大学法人長野県立大学定款の変更について…… 401
第 54 号　地方独立行政法人長野県立病院機構第４期中期計画の認可について…… 402
第 55 号　県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について…… 440
第 56 号　国営土地改良事業の県負担金に対する市町村の負担について…… 442
第 57 号　県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事請負契約の締結について…… 443
第 58 号　県営林道事業施行に伴う市町村の負担について…… 444
第 59 号　長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について…… 445
第 60 号　主要地方道大町明科線道路改築工事（安曇野道路）委託契約の締結について…… 446
第 61 号　一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋１工区）変更請

負契約の締結について…… 447
第 62 号　一般国道418号道路改築工事（天竜川橋２工区）変更請
負契約の締結について…… 448
第 63 号　一般国道158号道路改築工事（狸平）変更請負契約の締
結について…… 449
第 64 号　一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場
１号トンネル）変更請負契約の締結について…… 450
第 65 号　栃平砂防えん堤建設工事変更請負契約の締結について…… 451
第 66 号　都市計画道路出川双葉線街路工事（出川から双葉工区）
委託契約の締結について…… 452
第 67 号　松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結
について…… 453
第 68 号　道路事業施行に伴う市町村の負担について…… 454
第 69 号　急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について…… 455
第 70 号　都市計画事業施行に伴う市町村の負担について…… 456
第 71 号　流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について…… 457
第 72 号　長野県諏訪湖流域下水道の維持管理に要する費用の負担
について…… 458
第 73 号　高等学校の統合について…… 459

（令和７年２月13日上程）

報第１号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 502
報第２号　捜査中の事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 504
報第３号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 506
報第４号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 508
報第５号　会場使用中の事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 510
報第６号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 512
報第７号　道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 514
報第８号　道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 523
報第９号　交通事故に係る損害賠償の専決処分報告…… 527

（令和７年２月19日上程・令和７年２月28日可決）

第 85 号　副知事の選任について…… 498

（令和７年２月19日上程・令和７年３月12日可決）
第 74 号　令和６年度長野県一般会計補正予算（第６号）案…… 460
第 75 号　令和６年度長野県公債費特別会計補正予算（第１号）案…… 479
第 76 号　令和６年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第１号）案…… 481
第 77 号　令和６年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）案…… 483
第 78 号　令和６年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第２号）案…… 485
第 79 号　令和６年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第１号）案…… 489
第 80 号　令和６年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第３号）案…… 491
第 81 号　令和６年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第２号）案…… 493
第 82 号　令和６年度長野県電気事業会計補正予算（第２号）案…… 495
第 83 号　令和６年度長野県水道事業会計補正予算（第２号）案…… 496
第 84 号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案…… 497
第 86 号　防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について…… 499

（令和７年３月13日上程・同日可決）
第 87 号　監査委員の選任について…… 528

⑵　議員提出議案

（令和７年２月28日上程・同日可決）
議第１号　信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（案）…… 529
議第２号　東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書（案）…… 534

議第３号　日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）…… 535
議第４号　民間医療機関に対する支援の充実を求める意見書（案）…… 536
議第５号　寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書（案）…… 537
議第６号　持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革を求める意見書（案）…… 538
議第７号　治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める意見書（案）…… 539
議第８号　公立・公的病院への支援の拡充を求める意見書（案）…… 540
議第９号　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書（案）…… 541
議第10号　ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を求める意見書（案）…… 542
議第11号　性犯罪の再犯防止の取組に対する支援の強化を求める意見書（案）…… 543
議第12号　高額療養費の自己負担上限額の引上げに関する十分な議論を求める意見書（案）…… 544
議第13号　米の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書（案）…… 545

(3)　委員会提出議案

（令和７年３月12日上程・同日可決）

委第１号　長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）…… 546
委第２号　長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）…… 547

2　諸般の報告

（令和７年２月13日報告）

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名…… 548
長野県国民保護計画の変更について…… 549
「公立大学法人長野県立大学第１期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果報告書」について…… 550
令和６年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について…… 551
現金出納検査結果…… 552

（令和７年２月19日報告）
人事委員会意見回答…… 553

（令和７年３月12日報告）
令和６年度包括外部監査の結果に関する報告について…… 554
現金出納検査結果…… 555

3　口頭説明を省略した部長の議案説明要旨
危機管理部長議案説明要旨…… 556
企画振興部長議案説明要旨…… 561
総務部長議案説明要旨…… 570
県民文化部長議案説明要旨…… 576
健康福祉部長議案説明要旨…… 587
環境部長議案説明要旨…… 600
産業労働部長議案説明要旨…… 608
観光スポーツ部長議案説明要旨…… 616
農政部長議案説明要旨…… 622
林務部長議案説明要旨…… 629
建設部長議案説明要旨…… 634

4　発言通告者一覧表…… 648

5　陳情文書表…… 650

6　委員会審査報告書
危機管理建設委員会…… 651
県民文化健康福祉委員会…… 657
農政林務委員会…… 663
環境文教委員会…… 667
産業観光企業委員会…… 674
総務企画警察委員会…… 677

7　長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会調査中間報告書…… 682

8　常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿…… 734

9　常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿…… 735

議　第　１　号

信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（案）

長野県は、森林面積が県土の約８割を占める全国有数の森林県であり、県民は、古くから森林の恵みを享受し、住まいや日用品に木を取り入れることで、森林資源を生かした快適で潤いのある暮らしを営んできた。

木材、特に、信州の森で育まれた県産材を利用することは、林業をはじめとする産業の健全な発展、ひいては、地域経済の活性化に資するだけでなく、主伐及び再造林を通じた森林の若返りと災害に強い森林づくりに寄与するものであり、さらには、二酸化炭素固定量の増加を通じて脱炭素化にも貢献することから、安定的かつ持続的な利用の確立が重要な課題となっている。

しかしながら、近年は、住宅等の様々な分野において木材に代わる素材が利用されているほか、外国産の木材との競合や担い手不足を背景として、林業、木材産業等を取り巻く環境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分とは言えない状況にある。

本県では、これまで「長野県ふるさとの森林づくり条例」の制定をはじめ、県産材の供給源である森林の整備及び保全に取り組んできたが、県内の人工林が本格的な利用期を迎えている今こそ、森林所有者や林業事業者はもとより、木材産業事業者や建築関係事業者、土木関係事業者に対する支援を充実させ、併せて、県民への普及啓発等に取り組むことで、県産材のより一層の利用の促進を図る必要がある。

このような認識に基づき、ふるさと信州の豊かな森林と環境を守るという決意の下、林業、木材産業等の発展、地域内経済循環の活性化とともに、県産材の利用の促進を通じた脱炭素社会の実現に向け、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、県民共通の財産である県産材の利用の促進に関する実効性ある施策を強力に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、及び森林資源の循環利用の確立による林業、木材産業等の持続的な発展を図り、もって地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県産材　県内で生産された木材をいう。

(2) 建築物　建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

(3) 公共建築物　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木

材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第２条第２項に規定する公共建築物をいう。

(4) 土木施設　河川施設、砂防施設、道路施設、上下水道施設、公園施設、土地改良施設、治山施設等をいう。

(5) 公共土木施設　地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する土木施設をいう。

(6) 森林所有者　権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。

(7) 林業事業者　森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。

(8) 木材産業事業者　製材その他の木材の加工（第17条において「木材の加工」という。）又は木材の流通の事業を行う者をいう。

(9) 建築関係事業者　建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(10) 土木関係事業者　土木施設の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(11) その他事業者　林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び土木関係事業者以外の事業者をいう。

（基本理念）

第３条　県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 木材の流通における川上から川中、川下までの林業、木材産業等を持続可能な産業として振興すること。

(2) 地域の豊かな森林資源を有効活用する取組を通じて、多様な産業の発展を図るとともに、県産材の需要を喚起し、地域内の経済循環を活性化すること。

(3) 森林資源の循環利用により、二酸化炭素の吸収及び固定化を通じた脱炭素化のための取組を効果的に推進すること。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（市町村との連携等）

第５条　県は、県産材の利用の促進に関する施策を円滑に進めるため、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

２　県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第６条　県民は、基本理念にのっとり、県産材の利用の意義について理解を深めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）
第７条　森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（林業事業者の役割）
第８条　林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の整備及び保全、県産材の安定供給並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（木材産業事業者の役割）
第９条　木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産材の有効利用、安定供給及び品質確保、新しい技術の開発及び導入並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（建築関係事業者の役割）
第10条　建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（土木関係事業者の役割）
第11条　土木関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、土木技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（その他事業者の役割）
第12条　その他事業者は、基本理念にのっとり、県産材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（基本方針）
第13条　知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を定めなければならない。
２　前項の基本的な方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 県産材の利用の促進に関する方針
(2) 県産材の利用の促進に関する施策
（県による県産材の率先利用）
第14条　県は、県が整備する公共建築物及び公共土木施設の整備等に当たっては、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない。
（建築物における県産材の利用の促進）
第15条　県は、市町村、一部事務組合及び広域連合並びに民間事業者が整備する公共建築物における県産材の利用を促進するために支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用を促進するため、脱炭素化に配慮した支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（建築物以外における県産材の利用の促進）

第16条　県は、建築物以外における県産材の利用を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合が整備する公共土木施設における県産材の利用の促進に関すること。

(2) 県産材製品（県産材を使用した製品をいう。第18条において同じ。）の利用の促進に関すること。

(3) 県産材の木質バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。）としての利用の促進に関すること。

２　県は、民間事業者が整備する土木施設における県産材の利用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（県産材の安定供給の促進）

第17条　県は、県産材の安定的かつ持続的な供給を確保するため、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者等による森林資源の循環利用に向けた取組の促進、木材の加工及び木材の流通に係る体制の整備への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産材及び県産材製品の産地づくり及び販路拡大）

第18条　県は、県産材及び県産材製品について、地域の特色を活かした産地づくりに努めるとともに、大都市圏における流通及び利用の促進その他の販路拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

（県産材の利用による脱炭素化に向けた取組の推進）

第19条　県は、カーボンクレジット（温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第 117 号）第２条第３項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出削減量及び吸収量を認証し、並びに活用する取組をいう。）の活用をはじめ、県産材の利用を通じた脱炭素化のための取組を推進するとともに、当該取組の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発等）

第20条　県は、県産材の利用を促進するため、林業及び木材産業に関わる新しい技術の研究開発、導入及び情報の収集に努めるとともに、その成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保及び育成）

第21条　県は、県産材の利用に関する助言及び支援を行うことができる専門人材その他の県産材の利用の促進に関わる人材の確保及び育成のために必要な施策を講ずるものとする。

（普及啓発）

第22条　県は、子どもたちをはじめ、広く県民の県産材の利用に対する理解を

深めるため、木育（二酸化炭素の吸収及び固定化による脱炭素化への貢献をはじめとする県産材の利用の意義その他森林及び林業に関して学ぶ活動をいう。）の推進、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

（木材以外の林産物の利用の促進）

第23条　県は、第14条から前条までの規定を踏まえ、木材以外の林産物（食用に供されるものを除く。）の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第24条　県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の報告及び公表）

第25条　知事は、毎年、県が講じた県産材の利用の促進に関する施策の実施状況並びに当該施策の実施による二酸化炭素の吸収及び固定化への効果について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、及び森林資源の循環利用の確立による林業、木材産業等の持続的な発展を図り、もって地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与するため。

議　第　２　号

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣　　あ　て
財　　務　　大　　臣
文　部　科　学　大　臣
経　済　産　業　大　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方創生の取組開始から10年の歳月が流れた。この間、本県でも様々な事業で地方活性化に注力してきたが、活力を生み出す元になる県民人口は、昨年２月、約半世紀ぶりに200 万人を切り、人口減少に歯止めがかからない。

昨年の我が国の合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録し、東京都は0.99まで低下するなど、都市部は地方よりも出生率が低い傾向で、国全体の少子化及び人口減少が続く一要因となっている一方、進学や就職で若者が大量に流入する東京都の活力は高まるが、若者が流出する地方の活力はそがれていく。

産業が集中する東京都には、企業から徴収する法人事業税をはじめとした十分な税収があり、潤沢な予算を背景に手厚い行政サービスを提供できるが、財政力が劣る自治体には難しく、子育て、教育等、本来国内どこでも同水準のサービスを享受すべき事柄さえ、明らかに都道府県格差が生じている。財政力豊かな自治体の住民だけが恩恵を受ける現状に対して、地方から不満の声が上がっており、格差の解消が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策により、将来にわたって地方の活力の維持向上を図り、かつ、全国同水準の行政サービスを提供するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

１　全ての地方自治体が十分な収入を確保できるように税制及び地方財政制度を改革すること。

２　子育て、教育等、国民全てが平等にサービスを享受すべき事柄については国が責任を持って現在の不平等を正すこと。なお、自治体への補助等の際には、財政力を考慮するなど、自治体間格差が拡大しないよう留意すること。

３　東京に集中する中央官公庁を地方に移転させるとともに、企業・大学に地方移転を促す制度を構築すること。

議　第　３　号

日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あ　て
外　　務　　大　　臣
拉　致　問　題　担　当　大　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

北朝鮮による日本人拉致問題については、これまでに５人の拉致被害者が帰国を果たしたものの、北朝鮮側が一方的に特別調査委員会の解体を宣言して以降は、大きな進展が見られないまま、被害者及び家族の高齢化が進んでおり、その解決に向けては、もはや一刻の猶予も許されない状況にある。

政府は、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題として位置付け、北朝鮮に対して再三にわたり解決を求めてきた中、昨年就任した石破首相は、同問題について「国家主権の侵害」であると強調し、長年実現していない日朝首脳会談の開催について意欲を示した。

拉致問題解決の重要性については、諸外国の理解も得ているところであり、今月の日米首脳会談でも改めて確認された。過去には、政府の要請によって、米国が北朝鮮との会談において拉致問題を取り上げたこともあり、事態の打開に向けては、関係諸国、国際機関等との協調もますます重要となる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被害者全員の一刻も早い帰国に向けて、あらゆる手段を講ずるとともに、国際社会との連携強化を図り、日本人拉致問題の早期解決を実現するよう強く要請する。

議　第　４　号

民間医療機関に対する支援の充実を
求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あ　て
財　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築には、安定的な医療提供体制の確保が必要であり、高齢化の進展等による医療需要の高まりが想定される中、持続可能な医療の提供に向けては、民間医療機関が地域における役割を果たしていくことが期待される。

一方で、多くの医療機関では、人口減少による慢性的な収益減が顕在化しており、長期化する物価高騰、医療従事者の賃上げに関連する人件費の増加等も厳しい経営状況に拍車をかけているが、昨年６月の診療報酬の改定は、経営の改善につながっているとは言い難い。

効果的・効率的な医療提供体制の確保に向けて、地域医療構想に基づく医療機関ごとの役割の明確化、相互の連携強化等が求められる中、民間医療機関に対する公的な支援が不足していることから、日常的な診察、在宅医療等を担う民間医療機関における診療体制が将来にわたって維持されるよう、経営実態に即した対応が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、安定的な地域医療体制の確保により、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、臨時的な診療報酬の改定、新たな補助制度の創設等、地域を支える民間医療機関に対する支援の充実を図るよう強く要請する。

議　第　５　号

寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あ　て
総　　務　　大　　臣
人　事　院　総　裁

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公務員の給与改定は、国の職員、民間事業の従事者等の給与その他の事情を総合的に勘案した上で方針が決定されるところ、昨年８月、人事院は、冬季間の寒冷・積雪による暖房費等の補填を目的とする、国家公務員の寒冷地手当について、支給地域を大幅に改定する旨を勧告し、その影響は地方自治体にも広がりつつある。

今回の改定には、長野県内の支給地域の縮小も含まれるが、その根拠とされる「メッシュ平年値2020」は、豪雪地帯対策特別措置法上の豪雪地帯である中野市の平均積雪量を０センチメートルと推計するなど、地域の実態とは異なる点もあり、寒冷地の判定に適したデータであるとは言い難い。

地方自治体においては、職員の生活への影響、人事異動に係る管理上の支障等を懸念し、支給地域を縮小しないことなども検討されているが、寒冷地手当の支給総額が、改定後の国基準で支給した場合の総額を上回る場合、その超過分に相当する特別交付税が減額となるため、各自治体の独自の判断による支給地域の維持は難しい。

よって、本県議会は、国会及び政府において、寒冷地手当の支給地域等の適正化を図り、冬季間の公務員の負担を軽減するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

１　寒冷地の判定に際しては、メッシュ平年値のみならず、様々なデータを参考とした上で、地域の実態に即して判断することとし、昨年８月の人事院勧告による支給地域の改定については見直しを行うこと。

２　地方自治体が支給地域を縮小せず、寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準を上回った場合においても、特別交付税の減額措置は行わないこと。

議　第　6　号

持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革を求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あ　て
財　　務　　大　　臣
文　部　科　学　大　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

社会全体で労働時間の適正化が推進される中、公立学校では、教員の長時間労働等を背景とする教員採用試験の志願者の減少に加え、病気休職者、離職者の増加等により生じている深刻な教職員不足の解消が課題となっている。

今国会では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正による教職調整額の引上げが審議されているが、超過勤務縮減につながる具体策も示されていないことから、今後も教員の長時間労働が慢性化するおそれがある。

教育ニーズが多様化する中、教職員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、教員一人当たりの授業時数を減らし、時間外の業務が生じにくい環境の整備が不可欠であり、国が現場の勤務実態を把握した上で、教育課程の再検討による業務の削減、十分な人員の確保等、教職員の処遇の抜本的な改善が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革の推進により、学校現場を魅力ある職場とするため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

1　教育課程の基準を定めた学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数の削減等を行うこと。
2　教職員の配置・確保も含め、働き方改革推進のために必要な財源の確保等を行うこと。
3　教育ニーズの多様化を踏まえ、業務に見合った正規教員配置が可能となるよう必要な措置を講ずること。
4　教員の長時間労働の抑制に向けた具体策について検討すること。
5　現場の勤務実態を調査し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

議　第　7　号

治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める
意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　　務　　大　　臣　　あ　て
国　土　交　通　大　臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、我が国における自然災害が激甚化・頻発化しており、本県でも、毎年のように発生する台風、豪雨等に対応した治水対策が急務であることから、令和元年東日本台風の被災後には、国及び市町村と連携し、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、護岸整備、堤防強化等を進めている。

しかしながら、県内の一級河川のうち、国管理区間及び県管理区間が混在している、いわゆる「中抜け区間」がある河川並びに複数県を流下する河川については、管理者各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、河川の整備に当たり、関係者間での様々な調整が求められる状況にある。

今後、自然災害の更なる激甚化・頻発化が懸念される中、現在の治水対策が十分な財源の下で安定的に推進されることはもとより、将来的には、広域的かつ重要な一級河川を国の一元管理とし、水系一貫した計画に基づき河川の整備を行うことが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、治水対策の迅速かつ着実な推進等により、自然災害から住民の生命及び財産を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

1　県が行う「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に位置付けられた事業をはじめ、防災・減災、国土強靱化に向けた河川の整備が確実に進み、その効果が十分に発揮されるよう必要な予算を確保すること。

2　本県の財政状況、自然災害への対応状況等を踏まえ、千曲川、犀川、天竜川、木曽川等の県管理区間について、国による一元管理とすること。

議　第　８　号

公立・公的病院への支援の拡充を求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣　　あ　て
財　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

公立・公的病院は、へき地における医療、救急及び小児といった民間の医療機関での対応が困難な医療等を多く担っており、新型コロナウイルス感染症の流行時にも、感染者を積極的に受け入れるなど、地域における医療提供体制の確保に向けて中心的な役割を果たしてきた。

一方で、コロナ禍の特例的な財政支援の終了に加え、物価高騰、人件費の増加等により、病院の経営状況は一層厳しさを増す中、医療ＤＸの推進、サイバーセキュリティ対策等への対応も迫られているが、診療報酬は全国一律の公定価格であることから、コスト増に見合った価格転嫁は難しい。

また、医療・介護人材の慢性的な不足に加え、地方においては、地域間及び診療科間の医師の偏在も大きな課題となっていることから、住民の安心な暮らしの実現に向け、地域医療の担い手確保についても対策の強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、公立・公的病院への支援の拡充により、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

１　公立・公的病院が担う事業について、地方交付税措置単価の引上げ、算定ルールの見直し等、地域の実情に応じた支援制度の拡充を図ること。

２　臨時的な診療報酬の改定、新たな補助制度の創設等、病院経営の強化に向けた支援策を適時適切に講じること。

３　医療・介護人材の確保に向けた支援を拡充するとともに、医師の偏在対策を推進すること。

議　第　９　号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あ　て
総　　務　　大　　臣
財　　務　　大　　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

インボイス制度は、消費税の適正な課税の確保を目的とした仕入税額控除の方式であり、令和５年10月に導入された。この制度では、消費税の納税義務がある課税事業者が、取引先の仕入税額控除に必要な適格請求書、いわゆるインボイスの発行事業者として登録を受けることができる。

制度開始から１年余りが経過し、インボイスの発行を目的に免税事業者から課税事業者への移行が進む中、国は、新たに課税事業者となった場合の消費税納税額を３年間軽減するなどの特例措置を講じているものの、税負担及びインボイスの発行に伴う事務負担の増大、課税事業者と免税事業者との取引の打切り等、制度導入に伴う影響が生じている。

近年、中小零細企業をはじめとする事業者は、原材料価格の高騰、人手不足等の影響により厳しい経営状況にある中、現行のインボイス制度が続けば、経営に深刻な影響を及ぼすことが危惧されることから、事業者の負担を軽減するとともに、事業者間の取引が滞りなく行われるよう、早急な制度の改善が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、制度導入後の実情を踏まえ、地域経済を支える事業者の負担軽減及び取引の円滑化に向けて、インボイス制度の見直しを行うよう強く要請する。

議　第　10　号

ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣　　あ　て
財　　務　　大　　臣
経　済　産　業　大　臣
経 済 再 生 担 当 大 臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

燃料油価格の高騰が国民の暮らし及び企業経営を圧迫する中、政府は、令和４年１月からガソリンをはじめとする燃料油の卸売価格を抑制する補助金の支給により小売価格の急騰を抑制してきたが、補助金の段階的縮小によりガソリン価格は上昇傾向にあり、家計及び企業の負担が増加している。

こうした中、昨年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、いわゆる暫定税率の廃止を含むガソリン減税について、国による検討が進められている。

ガソリンは地方の生活、交通・運輸業をはじめとする様々な企業の活動等に不可欠であることから、家計及び企業の負担軽減に向けたガソリン減税の早急な実現とともに、国による適切な価格高騰対策が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の暮らしを守り、企業活動を支えるため、政府が進めているガソリン税の暫定税率の廃止に向けた議論の加速化を含めたガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を講ずるよう強く要請する。

議　第　11　号

性犯罪の再犯防止の取組に対する支援の強化を求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あ　て
法　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

性犯罪は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであるため、国は、性犯罪をした者に対し、矯正施設等において再犯防止の取組を実施するとともに、出所後も地方公共団体において取組を継続できるようガイドラインを示している。

しかしながら、取組の継続に当たって、地方公共団体が対象者の把握・確認のために必要な情報を収集することは容易ではなく、一部の都道府県では、出所後に住所等の届出を求める条例を独自に制定する動きもあることから、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、各地方公共団体で再犯防止に取り組めるよう、国による仕組みづくりが求められている。

また、矯正施設等で行われる取組は、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムであり、一貫した治療、支援等の実施が再犯防止に有効であることから、出所後も地方公共団体において取組を効果的に続けるためには、専門的な知識及び技術を有する人材の確保・育成が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、性犯罪の根絶に向けて、社会全体で再犯防止に取り組むため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

1　矯正施設等において再犯防止の取組を実施する際に、出所後も継続する意義について啓発し、地方公共団体による円滑な取組につなげること。

2　地方公共団体において再犯防止の取組を実施する際に、対象者の把握・確認のために必要な住所等の情報を提供する方法を検討すること。

3　地方公共団体において、性犯罪の再犯防止に関する知見に基づいた取組を実施できるよう、専門人材の確保・育成に向けた施策を講ずること。

議　第　12　号

高額療養費の自己負担上限額の引上げに関する十分な議論を求める意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あ　て
厚　生　労　働　大　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、医療費が高額になる場合に患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たしている。

こうした中、政府は、高齢化の進展、医療の高度化等による高額療養費総額の増額を背景に、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るため、本年８月以降、自己負担上限額を段階的に引き上げる方針を決定した。

自己負担上限額の引上げについては、がん患者団体等から受診の抑制、治療継続の断念等につながるといった懸念が示されたことを受け、政府が方針を一部見直したところであるが、今後も、当事者の声を踏まえた上で、十分な議論がなされるべきである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての国民が安心して必要な医療を受けることができる社会を維持するため、現場の実態を踏まえ、高額療養費の自己負担上限額の引上げに関して十分に議論するよう強く要請する。

議　第　13　号

米の安定供給に向けた取組の充実を求める
意見書（案）

年　　月　　日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あ　て
財　　務　　大　　臣
農　林　水　産　大　臣

議　　長　　名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

人口減少、食の多様化等により米の需要が減少傾向にある中、政府は、段階的に生産を抑制し、過剰な流通を防ぐことで米の安定的な取引を目指してきたが、昨年夏の全国的な米の不足以降、流通現場における業者間の調達競争の激化による米価の高騰が続き、主食である米の確保に困難が生じている。

こうした状況を受け、政府は、流通量の回復により米価の安定を図るため、凶作で生産量が落ち込んだ場合等に限らず、円滑な流通に支障が生じる場合にも政府備蓄米を放出できるよう基本指針を見直し、来月半ばにも放出を実施することとしている。

一方で、今回の流通現場における混乱は、供給を抑え米価を維持する長年の農業政策によって生産基盤が弱体化したことが背景にあるため、従来の政策を見直し、農家の経営に対する支援を抜本的に強化するなど、国の責任の下、米の安定的な生産を確立する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、主食である米を将来にわたって確保するため、市場の動向に応じた政府備蓄米の放出を着実に実施するとともに、米の安定供給に向けた取組を充実させるよう強く要請する。

委　第　１　号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第109条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会への多様な層の人材の参画をはかるため、欠席事由の例示として「看護、配偶者の出産」を追加する等の所要の改正を行う。

委　第　２　号

長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年長野県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第２条第10項中「以下」を「第12条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項中「及び第29条」を削り、同項の表の第37条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

第17条第１項中「以下この条」を「次項」に改める。

第18条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第46条において」を削る。

第31条第２項中「この章及び第46条において」を削る。

第32条第３項中「この章において」を削る。

第37条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第46条において」を削る。

第38条第３項中「この章において」を削る。

第46条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第50条から第52条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第５項において」に改める部分に限る。）、第12条第５項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第１項、第18条第１項及び第２項、第31条第２項、第32条第３項、第37条第１項及び第２項、第38条第３項並びに第46条の改正規定　公布の日

⑵　第２条第10項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）及び第12条第５項の表の第37条第１項第１号の項の改正規定　令和７年４月１日

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

刑法の一部改正に伴い、刑罰の懲役を拘禁刑に改めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の項ずれを修正するほか、所要の改正を行う。

６議議第116号
令和７年(2025年)２月13日

全　議　員　様

長野県議会議長　山　岸　喜　昭

令和７年２月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知事	阿部守一
副知事	関昇一郎
危機管理監兼危機管理部長	前沢直隆
企画振興部長	中村徹
企画振興部交通政策局長	小林真人
（２月19日から２月28日までの会議）	
総務部長	渡辺高秀
県民文化部長	直江崇
県民文化部こども若者局長	高橋寿明
（２月19日から２月28日までの会議）	
健康福祉部長	笹渕美香
環境部長	諏訪孝治
産業労働部長	田中達也
産業労働部営業局長	合津俊雄
（２月19日から２月28日までの会議）	
観光スポーツ部長	加藤浩
農政部長	小林茂樹
林務部長	須藤俊一
建設部長	新田恭士
建設部リニア整備推進局長	室賀荘一郎
（２月19日から２月28日までの会議）	
会計管理者兼会計局長	尾島信久
公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉沢正
財政課長	新納範久
教育長	武田育夫
教育次長	米沢一馬
教育次長	曽根原好彦
警察本部長	鈴木達也
警務部長	長瀬悠
監査委員	増田隆志

（写）

６危第269号
令和７年(2025年)２月７日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

長野県知事　阿　部　守　一

長野県国民保護計画の変更について（報告）

長野県国民保護計画について、統計数値、組織名称などの変更等に伴い、下記のとおり長野県国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第６項の規定により、報告します。

記

１　変更の理由
統計、組織名、各種規程の変更等に伴い、所要の変更を行う。

２　主な変更の概要
(1) 人口について、令和６年10月１日時点の統計に変更
(2) 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行に伴う変更
(3) 水道行政の見直しに伴う所管行政機関の変更
(4) 長野県警戒・対策本部設置要綱名称変更に伴う本編及び資料編の変更
(5) 資料編の長野県国民保護対策本部規定、長野県緊急対処事態対策本部規定及び長野県警戒・対策本部設置要綱について、組織改正等による規程及び要綱改正に伴う変更
(6) 筑北村役場所在地修正による変更

３　変更年月日
令和７年２月７日

（別冊は掲載を省略する）

（写）

６県学第385号
令和７年（2025年）１月17日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

長野県知事　阿　部　守　一

「公立大学法人長野県立大学第１期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果報告書」について（報告）

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の２第５項により、公立大学法人長野県立大学評価委員会から報告がありましたので、同条第６項により第１期中期目標期間を対象として行った評価結果を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

（写）

６監査第67号
令和７年（2025年）２月７日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

長野県監査委員　増　田　隆　志
同　青　木　孝　子
同　柄　澤　千恵子
同　依　田　明　善

令和６年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定により、松本空港ターミナルビル株式会社以下25団体について監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

（別冊は掲載を省略する）

（写）

６監査第４－11号
令和７年(2025年)１月31日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

長野県監査委員　増　田　隆　志

現金出納検査の結果について

令和７年１月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の２第３項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

１　会計局所管関係

令和６年12月31日現在の令和６年度12月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙１のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

２　企業局所管関係

令和６年12月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙２のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

３　環境部所管関係

令和６年12月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙３のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

４　健康福祉部所管関係

令和６年12月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙４のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

６人委第319号
令和７年(2025年)２月13日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

意見聴取について（令和７年２月13日付け６議議第117号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第18号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第19号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第20号　長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

第23号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案

第25号　長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第47号　長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

（写）

令和７年３月 11 日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

包括外部監査人　弓　場　　法

令和６年度包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第 252 条の 37 第１項の規定による監査を行ったので、同条第５項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

（別冊は掲載を省略する）

（写）

６監査第４－12号
令和７年(2025年) ３月５日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

長野県監査委員　増　田　隆　志

現金出納検査の結果について

令和７年２月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の２第３項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

１　会計局所管関係

令和７年１月31日現在の令和６年度１月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙１のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

２　企業局所管関係

令和７年１月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙２のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

３　環境部所管関係

令和７年１月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙３のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

４　健康福祉部所管関係

令和７年１月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙４のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

令和７年２月県議会
定例会における

危機管理部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、危機管理部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

危機管理部関係の令和７年度当初予算の総額は、一般会計 48 億 7,298 万４千円であります。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する傾向にある中、令和６年能登半島地震や令和６年奥能登豪雨では、多くの尊い人命や貴重な財産が失われました。

また、昨年８月と本年１月には「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、長野県においても大規模災害が身近であることが改めて確認されたところです。

県では、令和元年東日本台風災害に基づく「逃げ遅れゼロ」プロジェクトの取組、令和６年能登半島地震を受けた長野県地震防災対策強化アクションプランなど、大規模災害において明確になった課題を教訓として捉え、防災対策の点検と充実・強化を図ってきました。また、国においても、平時の備えにより被害の最小化を図るため、災害対策基本法の改正を進めるとともに、防災庁の設置に向けた準備を行っているところです。

今年度は、県として災害対策本部を設置して対応にあたった災害は現在まで発生しておりませんが、多くの中山間地域を抱える本県においても、総合的な地域防災力の向上は急務となっております。

引き続き、消防・警察・自衛隊などの防災関係機関や市町村と協力し、災害をはじめとするあらゆる危機管理事象への備えを万全にすることにより、災害に強い県づくりを進めてまいります。

これらを踏まえて、以下、令和７年度の主な事業について、順次、御説明申し上げます。

まず、「長野県地震防災対策強化アクションプランに基づく地震防災対策の充実・強化」について申し上げます。

県では、昨年９月に本プランを策定し、喫緊に対応が必要な事項に関しては積極的に取組を進めてまいりました。令和７年度は基本目標の『「地震災害死ゼロ」に挑戦』の実現に向け、取組を加速化してまいります。

まず、「予防対策」として、発災時に孤立の可能性があると予想され、かつ通信手段を有しない地域を対象として、市町村が地域の実情に応じて行う災害対応通信機器の整備経費について助成を行います。また、信州大学と連携し、住民が協力して要配慮者の避難支援や避難所運営を行うための仕組みづくりに向け防災人材の育成研修を開催するとともに、昭和 19 年に発生した東南海地震に関するデジタルアーカイブを構築し、地域の防災活動や学校教育など様々な場面で活用されるよう展開を図ってまいります。

次に「応急対策」として、大規模災害に際し、被災地に支援物資を迅速かつ円滑に提供するため、県内 21 か所に存在する広域防災輸送拠点における、災害時の運用オペレーションや開設までのタイムラインなどを定めた運営マニュアルの整備に取り組みます。

最後に「復旧復興対策」として、被災者が生活を再建する上で大きな一歩となる罹(り)災証明書の発行を迅速化するため、住家の被害認定調査について、市町村のニーズの高さを踏まえ、新たにタブレット端末を用いた体験型の研修を実施します。また、誰ひとり取り残さない復旧復興に向け、被災者が抱える課題に寄り添い解決を図る災害ケースマネジメントの仕組みづくりを市町村や社会福祉協議会等と進めてまいります。

次に、「逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進」について申し上げます。

避難所ＴＫＢ（トイレ・キッチン・ベッド）の環境改善に向け、令和６年能

登半島地震で支援調整や避難所運営に携わった方を講師として、避難所の実情と課題を学び、実際に避難スペースの設営・運営を行う演習を実施するなど、引き続き、環境改善に係る取組を進めます。

さらに、県民モニターアンケートでは若年層において防災意識が薄い傾向が見られたことから、これらの層をターゲットに、Ｗｅｂ広告やインフルエンサーなど多様な媒体を用いて、各家庭で最低３日分の備蓄やハザードマップの確認、また合わせて地震に備えた家具の転倒防止など県民一人ひとりが取り組める防災対策の実践を呼びかけてまいります

次に、「火山防災対策の推進」について申し上げます。

年明け早々の１月 16 日、火山性地震の増加により御嶽山の噴火警戒レベルが２に引上げとなりました。

これまでの間､噴火は観測されておらず､火山性地震も減少しておりますが、火山活動の状況は広く報道され、関心が高まっております。

本県は、県境一帯に７つの常時観測火山を抱え、そのふもとで多くの県民が生活しています。「火山県」長野県が火山との共生を図るためには、火山を正しく知り、火山災害を正しく恐れ、正しく備える、意識の向上が重要であることから、令和７年度は、焼岳、乗鞍岳の２つの活火山を抱える松本市において開催される日本火山学会秋季大会に合わせ、火山防災教室などを実施し、県民の火山への理解を深める取組を実施してまいります。

また、引き続き、火山対策総合アドバイザーなど火山人材の積極的な活用を進めるとともに､各火山地域における火山防災の普及啓発に係る取組を支援し、火山防災意識のさらなる向上と火山と共生する地域づくりを進めてまいります。

次に、「危機管理防災体制」の強化について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでの成果と課題を踏まえて、今後の感染症危機に備えるため、県の対応を取りまとめた「新型コロナウイルス感染症 長野県対応記録集」を２月に作成しました。

また、昨年７月の政府行動計画の改定を受けて、作成を進めてきました「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画」につきましては、昨年２回開催した有識者懇談会等においてご意見を伺うとともに、１月中旬からパブリックコメントを実施し、改定案を取りまとめたところであり、３月下旬での改定を予定しております。

新たな県行動計画に基づき、引き続き、感染症危機に対する体制の強化を図るとともに、行動計画の改定を行う市町村の取組を支援してまいります。

次に「消防体制の充実・強化」について、申し上げます。

消防防災ヘリコプターの運航は、令和３年４月に再開してから間もなく４年が経過します。安全を最優先とした緊急運航を継続しており、若手隊員の育成も順調に進んでいるところです。安全運航を確保するため、来年度も引き続き、民間航空会社等での訓練・研修の実施により、隊員の技術の更なる向上に努めてまいります。

また、地域防災力の担い手となる消防団の活動に係る支援につきましては、消防団活動への理解や入団を促進していくため、若者や女性等を対象とした一日消防団員体験の実施や入団意欲の喚起を目的とした広報活動に取り組んでまいります。

次に「防災情報基盤の整備」について申し上げます。

災害時に迅速かつ確実な情報の収集及び伝達を行うため、令和５年度から防災行政無線衛星系設備の更新を行い、機能の高度化を図っております。令和７

年度が整備最終年度であり、衛星通信を管理・運用している自治体衛星通信機構との連携を図り、計画的に進めてまいります。

以上、令和７年度の主な事業について、御説明申し上げました。

事件案は、１件であります。

「長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について」は、防災行政無線設備の更新に伴い、市町村及び消防本部等に設置する無線設備に要する経費の一部を当該市町村及び一部事務組合が負担するもので、令和６年度に引き続き実施するものであります。

以上、危機管理部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における

企画振興部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、企画振興部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本県の人口は昨年２月に約 50 年ぶりに 200 万人を下回り、2001 年のピークから 20 年余りで約１割減少しました。現状のまま何もしなければ、2050 年にはピーク時から約３割減少する「７がけ社会」が到来する見通しです。

昨年 12 月、こうした人口減少にオール信州で立ち向かうため、「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」を設立し、「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年のＮＡＧＡＮＯ～」を決定したところです。この戦略を踏まえて、県民会議の参加者がそれぞれ主体的に行動するための「アクション」を任意で掲げて取り組むこととしており、県では今月５日にアクション案を公表しました。このアクション案に基づいて、全庁を挙げて人口減少対策に取り組んでまいります。

来年度、「しあわせ信州創造プラン 3.0」は折り返しの年を迎えます。「政策の柱」である施策の総合的展開はもとより、新しい時代に向けて、社会経済システムの転換や施策の新展開・加速化などを進めていく「新時代創造プロジェクト」を各部局と連携しながら推進し、基本目標に掲げた、確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創ってまいります。

以下、企画振興部の主な施策につきまして、プラン 3.0 の「政策の柱」に沿って、順次御説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

（公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性の向上）

地域公共交通は、人口減少や自家用車の普及等による輸送需要の減少、担い手不足等により厳しい状況に置かれており、安定的な輸送サービスの維持・確保に向け、行政が主体的に関与する必要があります。このため、昨年６月に策定した長野県地域公共交通計画に掲げた「担い手確保」、「交通ネットワークの構築」、「利便性向上」、「脱炭素化の推進」の４つの施策に沿って、社会的共通資本である地域公共交通の維持・発展に取り組んでまいります。

まず、地域公共交通の維持に不可欠な担い手を確保するため、県外から県内の乗合バス事業者に運転手として就職する者に対する移住支援金の支給や、就職相談窓口の設置、マッチングイベントの開催、産業労働部や教育委員会と連携した将来世代への魅力発信などに積極的に取り組みます。

通院・通学・観光の移動に必要な交通ネットワークの維持・発展を図るため、県内南北の主要都市間を結ぶみすずハイウェイバスの実証的な増便運行、しなの鉄道株式会社が行う緊急修繕に対する支援を行うほか、ＪＲ大糸線の利用促進に関係者一丸となって取り組みます。また、「交通空白」を解消するため、今年度実施した調査結果を踏まえ、公共ライドシェアや日本版ライドシェア等の多様なサービスが展開できるよう、市町村をはじめ関係者と連携し取組を進めます。また、最適な交通ネットワークを構築するため、地域の関係者の皆様と十分議論を重ねるとともに、基幹的なバス路線に対する県独自の支援策の構築に向け、速やかに検討を進めてまいります。

さらに、交通系ＩＣカードの導入支援、オープンデータを活用したバスロケーションシステムの導入促進、観光スポーツ部と連携した観光ＭａａＳの実装に向けた推進体制の構築などにより利用者の利便性向上を図るほか、自家用車から公共交通への利用転換や電気バスの導入促進により、移動における脱炭素化を推進してまいります。

（信州まつもと空港の利便性向上と更なる活性化の推進）

信州まつもと空港は、昨年７月にジェット化開港 30 周年の節目を迎え、令和５年度の利用者数は 25 万９千人と開港後２番目に多い実績となりました。本年４月には大阪・関西万博が開催され、関西方面を中心に利用者の増加が期待されます。これらを契機として、空港の更なる発展に向け、地元の皆様や市町村の御理解・御協力をいただきながら、神戸便をはじめとする定期便の利用促進や拡充に取り組んでまいります。また、沖縄とのチャーター便については、旅行商品の造成支援に加え、個人販売を行うチャーター便への支援等により、増便や利便性の向上に取り組みます。

空港の国際化については、昨年９月に４年８か月ぶりに再開した国際チャーター便の更なる誘致や、既存発着路線と国際線との乗り継ぎ利用の拡充を図ってまいります。さらに、安全・安心な空港運営のために、滑走路端安全区域（ＲＥＳＡ）の整備や空港灯火の更新・ＬＥＤ化を進めるとともに、将来を見据えた空港の機能強化・充実のための調査検討を進めてまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

（デジタルの力を活用した便利で快適な暮らしの実現）

人口減少による担い手不足が深刻化する中、デジタル技術の活用はこれからの時代に不可欠です。また県土が広く中山間地域が多い本県にとって、時間や距離の制約を克服するデジタル技術は、地域の課題解決に大変有効なツールです。県民の皆様がデジタル化の恩恵を実感できるよう、暮らし、産業、行政のあらゆる分野でＤＸを加速化させるための実行計画、「長野県ＤＸアクションプラン」を今年度中に策定し、全県的な取組を県がリードしてまいります。

官民問わずデジタル人材が不足する中、県内市町村でも人的リソースの不足から地域ＤＸの推進に苦慮している例が見受けられます。今年度は市町村への調査結果を基に、22 市町村に対しそれぞれの課題に対応した伴走支援を実施しました。

来年度は、この取組を拡大し、県が確保したデジタル人材を市町村に派遣して「書かない窓口」などの住民サービスの改革を支援してまいります。

県行政に関しても、住民の方がいつでも、県内のどこからでもオンラインで手続などができるよう、ニーズの高い手続からオンライン化を進めてまいります。

ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティについては、産学官 160 団体が参加する「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」を活用し、官民連携のもと社会実装に向けた環境を整備するとともに、県内での事業化を目指す企業・団体の取組を支援し、長野県が空域活用の先進地となることを目指してまいります。

また、デジタル活用に不安のある高齢者の皆様などにデジタルを身近に感じていただけるよう、スマートフォンの基本的な扱い方や、スマートフォンを使用した行政手続等に関する助言等を行う講習を実施してまいります。

（地域活力の維持・発展）

本県の発展は、個性豊かな 77 市町村が自治の力を発揮し輝き続けることによって成り立ちます。

人口減少下にあっても地域の活力を維持・向上していくためには、地域がそれぞれの強みや特性を活かしながら、地域課題を自主的・主体的に解決する取組を進めることが必要です。これまでも多くの成果を上げてきた「地域発 元気づくり支援金」を、時代に則した、より効果的な制度へと見直すことにより、人口減少下でも持続可能な地域づくりに資する、広域的な連携や、地域課題解決のモデルとなるような取組を促進するとともに、「地域振興推進費」を活用し、地域振興局長がリーダーシップを発揮して、地域の関係者が一体となった取組を推進してまいります。

地域おこし協力隊員の確保・定着に向けては、引き続き県協力隊員を配置し、市町村協力隊員の活動事例の情報発信や隊員同士のつながりの強化に取り組むとともに、中間支援組織と連携し、市町村の受入体制の充実に取り組んでまいりま

す。また、人口の急減に直面している地域の担い手を確保するため、マルチワーカーの派遣を行う特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進に向けて、引き続きコーディネーターを設置し、組合設立段階から運営相談まで一貫した支援を実施してまいります。

さらに、豊かな自然や原風景、歴史、文化、特産品など、地域特有の資源の魅力を最大限活用することにより、新しい価値を複合的に生み出す「輝く農山村地域」の創造を目指し、飯綱町の「りんご」や根羽村の「森林」を核とした地域づくりの取組に加え、持続可能な農業・農村モデルで更なる発展が期待される飯島町を新たに支援対象とし、３町村の地域資源を核とした創造的な取組の加速化に向けて、人的・技術的支援や財政支援を行ってまいります。また、他地域への波及や、地域内外の交流を更に促すための情報発信をしてまいります。

小規模町村が多く存在する本県において、市町村が最適な行政サービスを提供し続けていけるよう、行財政基盤の安定・確保と、自治体同士の連携を強化する取組を進めてまいります。定住自立圏などの国の支援制度が適用されず、県内で唯一町村のみで構成される木曽地域においては、引き続き圏域が取り組む連携事業について県独自に支援してまいります。

加えて、県域を越えて、様々な主体との連携・協力を進めていくことが必要です。このため、県外企業と地方創生に取り組む本県とを繋ぐ、企業版ふるさと納税制度を活用し、包括連携協定企業や本県と所縁のある企業に対して寄附や人材派遣を呼びかけ、連携・協働に積極的に取り組んでまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

長野県は都市部からのアクセスのしやすさと、多彩な産業や文化を活かし、早くから努力を続けてきたこともあり、本年 1 月に発行された田舎暮らしに関する情報誌の「移住したい都道府県」ランキングでは 19 年連続の 1 位となりました。人口減少が進む中で、地域の活力を維持・向上させるためには、移住人気県とし

てのブランド力を更に高め、社会増を推進するとともに、二地域居住の促進により、県内への人々の流れを創出することが必要です。多くの方々に移住・二地域居住先として選ばれ、多様な人々の交流と相互理解が生まれる県づくりを進めるため、取組を強化してまいります。

まず、東京のＮＰＯ法人ふるさと回帰支援センターとの連携により相談員を増員し、移住等相談体制を充実・強化するとともに、新たに県が採用する地域おこし協力隊員を県内に配置し、広域的な移住促進とつながり人口の創出に取り組んでまいります。また、県や市町村の発信力強化に向けて、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会において、民間の知見やデータを活用した効果的なプロモーションを検討し、県全体の広報スキルアップを図ってまいります。移住者等の住まい確保のため、今年度から取り組んでいる空き家の掘り起こしと利活用を促す専門人材の育成も引き続き進めてまいります。

さらに、先日全国で初めて策定した、二地域居住を促進するための「広域的地域活性化基盤整備計画」を踏まえ、多様な生き方働き方を促進してまいります。信州の魅力を伝え、多様な人々を県内に呼び込むため、「信州ワーキングホリデー」プログラムによる移住・二地域居住体験の提供や、地域の「ヒト・コト・モノ」と大都市圏の若者等を繋ぐプログラムを実施してまいります。また、今年度過去最高の入場者を記録した県主催の移住イベント「信州で暮らす、働くフェア」については、規模・回数を拡大し、「仕事」と「暮らし」をセットにした提案を強化してまいります。

沖縄県との交流連携については、令和５年３月に締結した交流連携協定に基づき、幅広い分野での交流を進めているところです。本年１月の知事の沖縄訪問では、玉城デニー知事との会談や沖縄県の経済団体との懇談を行いました。

来年度も引き続き、関係部局と調整しながら、多様な分野での協力・交流を進め、沖縄県との交流連携を一層深めてまいります。

（世界との積極的なつながり・交流の推進）

今年度は、知事がアメリカ及び台湾を訪問し、県産品の販路拡大、インバウンド誘客をはじめ、国際チャーター便の誘致などトップセールスを行いました。また、在ブラジル長野県人会やＪＥＴプログラム経験者など海外にいる長野県所縁の方々とのつながりを深めてまいりました。国内においては、海外の友好都市から多くの訪問団を受け入れるとともに、在京の駐日大使館との関係づくりに取り組んでまいります。

来年度も、これまでの取組を足掛かりにして、県内の産学官民の海外展開を促進するべく、世界各国との関係構築や交流を積極的に進めてまいります。中国をはじめとする東アジアに加え、東南アジア諸国の友好都市や政府等との間で、交流協力関係を拡大・構築してまいります。また、中南米の長野県人会からは、次世代を担う若者を長期の研修生として受け入れ、県内企業や地域との交流を通じて長野県とのかけ橋となる人材を育成するなど、世界各国との人的ネットワークの構築強化に取り組み、海外戦略の強化や優秀な外国人材の受入れ促進に繋げてまいります。

【総合的な施策の企画・調整】

（広報の強化）

県の施策を推進するにあたっては、まず県民の皆様に知っていただき、その反応や声を把握して更に改善に繋げる好循環を生み出すことが重要です。そのため、広報予算を大幅に増額し、県民の皆様にとって必要な県政情報が確実に伝わるよう取り組んでまいります。

特に広報すべき県政情報については、ターゲットに応じた適切な広報媒体を活用して重点的に発信するなど、部局横断による戦略的な広報を実施してまいります。併せて、デジタルツールを一層活用し、今年度開設した県公式ＬＩＮＥの登録者拡大を図るとともに、若者から支持されるインフルエンサーを活用した県の

取組の発信など、若者に響く広報にも積極的に取り組みます。

また、幹部向けの職員研修を新たに加え、外部人材を活用しながら幅広い職層向けの研修を実施し、職員の広報マインドのアップを図ってまいります。

（データ等を活用した政策形成の推進）

限られた行財政資源の下で、県の施策を効果的、効率的に実施するためには、「客観的な根拠（データ）に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）」が重要です。このため、データに基づく政策立案に資する分析モデルを構築するため、移住・観光・まちづくりなど、関係部局と連携して「ＥＢＰＭモデル構築事業」に取り組んでおります。

さらに、来年度は、包括連携協定を締結する企業が提供する、即時性が高くデータ量の多い民間データツールを活用し、関係各課が常に最新の情報で分析できる環境を整備してまいります。併せて、職員研修や専門家による実践支援を行い、民間データツールを活用したＥＢＰＭを進めてまいります。

引き続き、更なるデータ等を活用した政策形成の推進のために、手法の蓄積と普及に努めるとともに、令和７年に実施される国勢統計をはじめとする基幹統計調査の統計データや、新たに民間データツールの利活用に取り組み、説得力と有効性のある「政策立案」や、施策の「効果検証」と「手法改善」に向けたＥＢＰＭの推進に取り組んでまいります。

（地方分権・規制改革）

人口減少・少子化や相次ぐ災害への対応など、地方自治体が抱える諸課題を的確に解決していくためには、地方が自らの判断と責任で、地域の実情に応じた施策を実施できるよう地方分権改革を強力に推進することが必要です。地方自治体の事務事業に関する 義務付け・枠付けの緩和や更なる事務・権限及び税財源の移譲・充実等の提案・要望を、国に対して行ってまいります 。

また、県土のグランドデザインの策定や経営等の革新など、今後信州未来共創戦略の取組を進める中で阻害となる規制や制度について、県自らが見直しを行うとともに、国に対しても提案・要望を行ってまいります。

以上、御説明いたしました企画振興部関係の令和７年度当初予算案の総額は、一般会計 152 億 4,101 万９千円であります。

また、債務負担行為として、高速情報通信ネットワーク整備事業 231 万９千円、自治体情報セキュリティクラウド構築事業 118 万８千円、しなの鉄道の設備投資等借入金に対する損失補償 15 億円の３件を設定いたしました。

【条例案】

条例案は、「個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案」です。

【事件案】

事件案は、「化学消防車の購入について」です。

以上、企画振興部関係の議案につきまして、その概要を申し上げました。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における

総務部長議案説明要旨

令和６年度の財政状況と令和７年度の歳入を中心とする県財政の見通しについて御説明申し上げ、あわせて、今回提出いたしました予算案等のうち総務部関係の概要について申し上げます。

まず、令和６年度の財政状況について申し上げます。

本県の令和６年度当初予算は、「しあわせ信州創造プラン 3.0」の本格展開を図るため、８つの新時代創造プロジェクトの具体化に向けた施策を盛り込むとともに、子育て支援に関しては、「子育て家庭応援プラン」による手厚い支援策を展開する予算を編成いたしました。

また、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、昨年９月に「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定し、地震防災対策の強化に取り組むこととしたほか、大雨災害等への応急・復旧対応や道路インフラを集中的に修繕する道路リフレッシュプランの推進、県立高校や特別支援学校の教育環境の整備などを進めるための補正予算を編成してきました。

これに加え、昨年末に成立した国の総合経済対策関連の補正予算を最大限活用し、物価高への対応として、県民や事業者への切れ目のない支援を講じるとともに、防災・減災対策や、ゼロカーボンの推進、人口減少社会を踏まえた生産性向上などに取り組むため、令和６年度１月補正予算を編成したところです。これらを含めた一般会計の現計予算額は１兆960億1,758万８千円となります。今後は、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴う予算の補正が見込まれるところです。

歳入について申し上げますと、県税収入は、非製造業を中心に企業業績が好

調に推移したことにより、法人関係税や地方消費税などが増となったため、当初予算額を117億円余上回るものと見込んでいます。地方交付税については、普通交付税が国の補正予算による追加措置もあり、当初予算額を148億円余上回る2,221億円余となる見込みです。県債については、補正予算における「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を活用した事業の追加などにより、当初予算額を上回る見込みです。

なお、令和６年度の一般会計は、当初予算段階で財政調整のための基金を110億円取崩して対応しているところであり、引き続き、事業の効率的な実施や経費の節減に努め、収支の改善を図ってまいります。

次に、令和７年度の国の地方財政計画について申し上げます。

地方財政計画の通常収支分については、歳出面において、自治体ＤＸ・地域社会ＤＸを推進するため、「デジタル活用推進事業費」が創設されたほか、災害への対応として、河川などの浚渫を進める「緊急浚渫推進事業費」の事業期間の延長や、地方公務員の給与改定等による人件費の増加や物価高への対応を踏まえた経費の増額などにより、地方財政計画の規模は97兆94億円で前年度と比べて3.6パーセントの増加、公債費等を除く地方一般歳出は81兆2,741億円で、同じく3.6パーセントの増加となっております。

歳入面では、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで63兆7,714億円と前年度と比べて1.7パーセントの増となっています。その主な内訳は、地方税が45兆4,493億円で、個人住民税の定額減税終了の影響も含め、前年度と比べて6.4パーセント、地方交付税が18兆9,574億円で1.6パーセント増加する一方、臨時財政対策債が平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなっています。

続いて、本県の令和７年度当初予算案の概要について申し上げます。

この予算案は、人口減少をはじめとする様々な課題から確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を築くため、「しあわせ信州創造プラン 3.0」 に基づく取組を一層推進するための予算として編成いたしました。「私のアクション！未来のＮＡＧＡＮＯ創造県民会議」で策定された「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のＮＡＧＡＮＯ～」で掲げられた方向性の実現に貢献するとともに、ゼロカーボンやＤＸの推進、地震防災対策の強化などに加え、県民に伝わる広報・県民と共に創る県政の実現に取り組む予算を計上いたしました。

当初予算案の規模は、一般会計で１兆118億5,725万２千円と、前年度当初予算額と比べて127億円余、率にして1.3パーセントの増となっています。

以下、歳入の概要について申し上げます。

県税については、今年度の税収見通しと最近の経済情勢を踏まえ、前年度当初予算額と比べて6.0パーセント増の2,547億1,807万円を計上しました。主な税目別では、県民税887億2,728万１千円、事業税695億2,477万２千円、地方消費税386億106万円、自動車税328億910万５千円、軽油引取税166億4,267万３千円を見込んでいます。

地方交付税については、前年度当初予算額と比べて2.6パーセント増の2,153億2,900万円を、地方消費税清算金については、8.5パーセント増の1,118億3,031万５千円を、地方譲与税については、9.7パーセント増の453億1,200万円を、地方財政計画等を踏まえ計上しました。

県債については、臨時財政対策債が地方財政計画により発行額がゼロとなる一方、通常債が防災・減災対策の推進、県立高校や特別支援学校の学習環境の整備などにより増加することから、前年度当初予算額と比べて 51 億円余の増となる731億2,500万円を計上しました。なお、来年度の県債残高は、臨時財政対策債の抑制等により減少する見通しです。また、通常債について後年度に

交付税措置のある県債を最大限活用することにより、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率は、引き続き健全な水準を維持する見通しです。

国庫支出金については、公共事業費が増加することなどから、前年度当初予算額と比べて55億円余の増となる1,211億2,128万5千円を計上しました。

このほか、諸収入1,395億2,503万7千円、繰入金284億6,281万5千円、使用料及び手数料144億4,822万4千円などを計上しました。

なお、財源不足額は、前年度当初予算時と同額の110億円となっており、財政調整基金60億円及び減債基金50億円を取り崩して対応することとしています。

今後の県財政については、高齢化等による社会保障関係費の増加や金利上昇等により、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが懸念される一方、人口減少対策をはじめとした各種施策を積極的に推進していくことが必要となります。このため、「長野県行政・財政改革方針 2023」に基づく取組を加速化するとともに、人口減少下にあっても、職員が付加価値の高い業務に注力できる環境を整備し、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応できる県組織へと変革していくため、長野県行政・財政改革実行本部のもと、民間のノウハウも活用して、徹底した業務改革に取り組んでまいります。

次に、総務部関係の予算案及び条例案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総務部関係の令和7年度当初予算案は、一般会計2,589億8,174万7千円 、公債費特別会計2,488億9,246万7千円をそれぞれ計上しました。

2050ゼロカーボン達成のための「第６次長野県職員率先実行計画」に基づき、県有施設の省エネルギー化を推進するため、照明設備のＬＥＤ化工事等を実施するとともに、「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有施設の長寿命化

等を図る工事を計画的に進めます。また、県庁周辺の県有地等に関する測量や地盤調査などを行い、警察本部庁舎の整備などの事業化に向け、具体的な検討を進めてまいります。

昨年２月の「かえるプロジェクト」からの提言を受け、職員がやりがいを持って、その能力を最大限発揮し、活躍できる環境づくりを本年度から全庁挙げて進めています。職員研修では、職場の心理的安全性を高める研修など管理監督職員のマネジメント力の向上にも取り組んでいますが、新年度においては、職員一人ひとりの主体的な学びや成長を支援するため、管理職などを対象にキャリア形成支援に関する研修を充実してまいります。また、テレワークなど新しい働き方を実現するためのデジタルツールの活用を一層推進するとともに、場所や時間にとらわれない働き方を支える職場環境の実現に向けたオフィス改革を進め、職員間のコミュニケーションの活性化としごとの生産性の向上につなげてまいります。

歳入の確保につきましては、引き続き、県税の納期内納付の促進に一層努めるほか、クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金「ガチなが」や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、広告収入などの確保に積極的に取り組むとともに、新たな観光振興財源の確保のため今定例会に提出しています「長野県宿泊税条例案」について御議決をいただきましたら、その円滑な執行に向けて準備を進めてまいります。

条例案は、一部改正条例案６件であります。

このうち、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、人事委員会勧告に基づいて、地域手当の引下げや通勤手当の限度額の引上げなど、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うほか、所要の改正を行うものです。

「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、３歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するほか、所要の改正を行うものです。

以上、概要について御説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

令和７年２月県議会定例会における　県民文化部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、県民文化部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

県民文化部関係の令和７年度当初予算案の総額は、一般会計 417 億 8,554 万６千円、特別会計４億 4,357 万３千円であります。

県民文化部は、県民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、県民生活に密接に関連する施策を展開しております。

新年度は、しあわせ信州創造プラン 3.0 の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向け、県民生活の安全確保、文化芸術の振興、子ども・若者の夢や希望の実現、人権の尊重、男女共同参画や多文化共生社会の実現、学びの県づくりの推進など、多種多様な施策を総合的に推進してまいります。

また、信州未来共創戦略における４つの「明るい未来の実現に向けた取組の方向性」のうち、「女性・若者から選ばれる寛容な社会づくり」では、社会の寛容性を高めることにより、若者や女性の地元離れを防ぐとともに、一人ひとりの幸福感や自己肯定感を高め、その土台の上で、希望する方が安心して結婚や子育てをすることができる社会の実現を目指して取り組んでまいります。

以下、しあわせ信州創造プラン 3.0 の施策の総合的展開に沿って、県民文化部が取り組む主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

【県民生活の安全を確保する】

安全で安心な県民生活を確保するため、交通事故や犯罪、消費者被害の防止に向けた取組を関係団体等と連携して推進してまいります。

昨年の交通事故死者に占める高齢者の割合は約６割と依然として高く、高齢

ドライバーによる交通事故の割合も増加していることから、季別の交通安全運動等において高齢者の交通事故防止に重点的に取り組んでまいります。

また、先月 22 日に３名の方が殺傷される痛ましい事件が発生しましたが、安全・安心に暮らしていける長野県の実現のためには、県民一人ひとりの防犯意識の向上が重要と考えております。近年増加する若年層を中心とした「闇バイト」と称する犯罪加担の防止に向け、ＳＮＳやスマートフォンアプリ等も活用し、県警、民間企業等と連携して幅広い世代に対し啓発を行ってまいります。あわせて、犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組むため、「安全安心なまちづくり」のあり方を有識者と検討してまいります。

県民の皆様が自ら安全に消費生活を営むことができるよう、本年４月に消費生活センターを集約し、職員の知見の集約と資質・対応力の向上を図って相談機能を強化するとともに、市町村の消費生活相談員に対する研修等の支援を充実することにより、県と市町村が共同して消費者行政を推進する体制を構築してまいります。

【人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する】

持続可能な社会の実現に向けては、一人ひとりの消費者が環境や地域などに配慮した商品を選択するなどのエシカル消費を実践し、市場経済を通じて社会の変革を促しながら、よりよい未来を選び取っていくことが大切です。

このため、産業労働部の「しあわせバイ信州運動」と一本化した消費運動として、他部局とも連携しながら県民の皆様への浸透を図っているところですが、テレビ、ＷＥＢ等のメディアを活用した啓発を強化してエシカル消費の意義について理解を広げ、地元の商品の積極的な購入など、日常生活における更なる実践に繋がるよう取り組んでまいります。

【文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する】

文化芸術と触れ合うことは、県民の皆様に心の豊かさと潤いをもたらします。

文化芸術があらゆる分野に根づき生かされるとともに、文化芸術活動や伝統文化が地域で支えられ、その価値が次世代へ引き継がれるよう文化芸術振興の取組を推進してまいります。

文化芸術活動の創造力や発信力を社会課題の解決に活かすため、有識者による意見交換を行い、県における様々な施策に文化芸術を織り込む方策について検討してまいります。

「信州アーツカウンシル」では、地域の文化芸術活動に対する助成や専門スタッフによる相談・助言といった寄り添い型の支援に加え、これまで助成を受けた団体が、新たに支援する側としてアーツカウンシルに参画・協働する仕組みの構築により、県内全域における支援の輪を広げてまいります。

県民文化会館をはじめとする県立３文化会館については、広域的な文化芸術振興を担う拠点として、指定管理者である一般財団法人長野県文化振興事業団と連携しながら、引き続き県民の皆様の鑑賞や発表の機会の充実に取り組みます。また、３館が中核となって県内の公共ホール等のネットワークを強化し、協働して人材育成やプログラムの開発に取り組むことにより、地域文化の活性化を図ってまいります。

県立美術館においては、東山魁夷館開館 35 周年を記念した企画展を秋に開催し、約２年かけて修復・額装した皇居宮殿の壁画「朝明けの潮（うしお）」の原寸大の色分け大下図（おおしたず）を一般公開するほか、幅広い世代に美術館へ訪れていただけるような展覧会を開催してまいります。また、引き続き障がいのある方を対象とした特別鑑賞日やスクールプログラムの実施、県立美術館以外の会場における移動展や交流展の開催など、多くの皆様が美術作品を鑑賞し、学びを深めることができる機会の提供に取り組んでまいります。

県立歴史館においては、「安曇野」や「飯山市小菅地区」などをテーマとした企画展等を開催することにより、本県の歴史文化や県内各地の魅力を分かりやすく紹介するとともに、引き続き歴史資料等の収集・保存、歴史学習の拠点としての機能を担ってまいります。

今年度中に策定する「新しい長野県史編さん大綱」に基づき、令和８年度からの県史の編さんを円滑に実施するため、刊行の方法や編さんの方針等を具体化した編さん計画の検討を進めるとともに、県内外の各地に散在する資料の概要調査等を実施してまいります。

人口減少や少子高齢化の進行により民俗芸能の担い手確保が課題となっているため、地域振興局と連携しながら民俗芸能の保存・継承の支援に取り組んでまいります。

【子どもや若者の幸福追求を最大限支援する】

◇若者の結婚・出産・子育ての希望実現

結婚、妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を進めてまいります。

婚活支援センターの運営と異業種交流イベントの開催を一体的に民間委託し、出会い・交流の場づくりの強化を図るほか、大学生や若手社会人向けに、プレコンセプションケアを含むライフデザインセミナーを開催し、仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めた総合的なライフデザインについて、若者自らが考える機会を提供します。

また、社会全体で子どもの育ちを支え、次世代を担う子どもたちが安心して暮らすことができる社会を実現するため、「子育て家庭応援プラン」を拡充するなど、子育て支援を総合的に実施します。

保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備するため、昨年度末に実施した保育士・保育所等実態調査結果を踏まえた対策として、保育所等の管理職向けのマネジメント研修の実施や高校生及び保育士養成校の学生が保育現場の魅力を体感する機会を提供するなど、職場環境の改善による保育人材の確保・定着と学生の保育士への就労促進に取り組んでまいります。

子どもを３人以上扶養する世帯については、私立専門学校生の授業料・入学料を所得制限なく上限額まで減免するとともに、低所得世帯については、県内

出身者を対象に長野県立大学の授業料・入学料を減免するなど、多子世帯等に重点を置いて教育費負担の軽減を図ります。

◇子ども・若者が夢を持てる社会の創造

子ども・若者が健やかに育つことができ、支援を必要とする子ども・若者を支えることができる環境を整備していくことが求められています。

家庭の経済状況等によって学びの選択肢が制約されることがないよう、給付型奨学金制度により、将来有望な若者の大学等への進学希望を応援するとともに、奨学生同士の交流を図り、意見交換や長野県への政策提案などを実施してまいります。

若者の主体的な活動の支援等につなげる場として、信州みらいフェスや信州若者みらい会議を開催し、信州をよりよくする提案を行政や企業等に対して行っていただくとともに、若者同士の交流を促進します。交流連携協定を締結している沖縄県との間では、長野・沖縄両県の若者が交流する機会を創出し、相互理解の促進や、地域づくりの核となる人材の育成などに取り組みます。

また、困難を抱える子ども・若者への支援としては、従来の「子ども・若者支援地域協議会」を拡充する形で「子ども・若者総合相談センター」を設置し、ひきこもりや発達障がい等に関する相談体制を強化するとともに、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、必要な支援に結び付けるため、専用相談窓口の設置に加え、実態調査の実施や外国語対応通訳派遣の充実等により、ヤングケアラー支援の体制整備の強化に取り組んでまいります。

脳や神経に由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で活かしていこうというニューロダイバーシティの考え方を企業に普及啓発するため、県内２地域に新たに専門人材を配置し、多様な発達特性を持つ若者の離職防止や就労促進を図ってまいります。

ひとり親家庭の就業・自立に向けては、引き続き生活・子育て支援、就業・相談支援などに取り組みます。児童扶養手当の支給、職業能力開発に係る受講

料助成や訓練期間中の生活費支援、弁護士による専門法律相談や公正証書等の作成支援、保証契約の締結に係る費用の補助など、ひとり親家庭が抱える課題に対し、包括的に支援してまいります。また、貧困等による子どもの進学段階における格差を是正するため、経済的課題を抱える家庭に対して入学試験に係る模擬試験費用及び大学等の受験料を支援してまいります。

依然として高止まり状態にある児童虐待への対応は喫緊の課題であるとともに、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全体で支えていく取組を推進していく必要があります。

新年度から現行の長野県社会的養育推進計画を見直した後期計画が始まります。全ての子どもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられるよう、「家庭養育優先原則」と、子どもが特定の大人との永続的な関係性を抱きながら成長できる養育環境を保障する「パーマネンシー保障」の理念に基づく取組を順次実施してまいります。

社会的養護が必要な児童の養育環境の改善を図るため、社会的養護下にある子どもの声を第三者が聴き、その声に適切に対応するための体制を整備するほか、妊娠期から出産後において悩みや困難を抱える妊産婦等への相談支援や入所等による生活支援を実施してまいります。また、児童養護施設等の出身者が交流や相談のできる場の提供や、施設や里親家庭で暮らす子どもの習い事や就業体験に係る経費等の補助に取り組みます。

里親委託や特別養子縁組の拡大を図るため、里親を新たに開拓してその養育を支援する「里親支援センター」を児童福祉施設等に設置するほか、養子のあっせんを受ける際に養親希望者が養子縁組の民間あっせん機関に支払う手数料の一部を補助します。

【年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる】

年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが多様性や違いを認め、人権を尊

重し、社会や地域で個性や能力を発揮できる公正な社会を実現していく必要があります。

本県では、これまで「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してまいりましたが、策定から15年となり、この間、社会経済情勢の変化等に伴い人権を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生、ＳＮＳ上の誹謗中傷など、人権課題は一層多様化、複雑化してきております。このため、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と共有し、人権がより尊重される社会を実現することを目的として、人権政策審議会において包括的な人権尊重を規定する条例の制定について、具体的に検討してまいります。

犯罪被害者等に切れ目のない支援を実現するため、見舞金の給付や長野県弁護士会と連携した無料法律相談などによる支援のほか、警察・市町村・早期援助団体などの関係機関と連携した支援体制の更なる充実に向けた検討を進めてまいります。

このほか、性的マイノリティの生活上の障壁を取り除くための長野県パートナーシップ届出制度の運用等、様々な課題の解消に向け取り組んでまいります。

また、近年増加する外国人県民の皆様につきましては、外国籍の方を含む全ての県民の皆様が地域社会の一員として等しく活躍できる社会を目指していく必要があります。このため、最低限必要な日本語や日本文化、生活習慣を学ぶことができるオンライン教室を通じて、外国人県民の皆様がどこに住んでも日本語で意思疎通を図ることができる環境を整えます。また、今後の外国人政策のあり方や現行制度上の課題等について議論するため、有識者等による長野県外国人政策検討会議（仮称）を設置するとともに、庁内に長野県多文化共生推進本部（仮称）を設置し、外国人に関する様々な課題に部局横断的に連携して取り組んでまいります。

【女性が自分らしく輝ける環境をつくる】

多様な働き方、暮らし方の選択肢がある中で、女性が自らの意思に基づいて、職場、地域、家庭などあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生活できる社会を実現していく必要があります。

女性が活躍できる職場づくりの推進に向けて、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を発展させ、メンバーの拡大を図るとともに、企業や自治体等のリーダーの意識改革を促進し、各組織における更なる取組につなげます。また、新たに女性同士が悩みや課題を共有できる機会として、働く女性と女性リーダーの交流会を実施します。加えて、地域活動等における意思決定の場に女性の意見が反映される社会の実現を目指し、地域活動に意欲のある女性の後押し及び参加しやすい環境づくりを促進するため、地域で活躍する女性等の意見交換会を実施します。

悩みや困難を抱える女性が安心かつ自立して暮らせるよう、アウトリーチ型の相談、居場所の提供、自立支援等を一体的に行う民間団体の活動経費に対して補助し、若年女性等への支援を強化します。

ジェンダーギャップや性別による固定的役割分担意識をなくし、多様な価値観が認められ、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現を図る施策を総合的に推進するため、令和８年度を初年度とする第６次長野県男女共同参画計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

【一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する】

変化が激しく先行き不透明な時代にあって、これまでの一律一様の学びから児童生徒一人ひとりのニーズ、個性、認知・発達特性に応じた「個別最適な学びへの転換」が求められております。

信州学び円卓会議や県民意見交換会における「議論」を「実行」へと移していくため、様々な主体の連携・協働の促進や取組状況の発信等に取り組み、県民全体の機運醸成を図ることで、「学びの『新しい当たり前』を共に創る」ため

の取組を県下に拡大してまいります。

信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した信州型自然保育認定制度「信州やまほいく」は、引き続き更なる認定園の普及を目指してまいります。さらに保育の質を向上させるためのフィールド整備への支援や自然保育に関する研修の実施、認可外の認定園に対する環境整備や保育料の負担軽減に取り組むほか、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」に加盟する全国の自治体や関係者等の交流や学び合いの場として、「森と自然の育ちと学びフォーラム」を開催します。

【一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる】

不登校児童生徒が増加する中、一人ひとりに合った「学びの場」を確保することが重要です。

今年度創設した「信州型フリースクール認証制度」では、補助制度における補助対象経費の拡大などのほか、支援力向上のための研修の実施や、総合的な情報を発信するポータルサイトの充実を図るとともに、不登校児童生徒の支援機関の連携等をサポートする推進員を増員し、子どもたちに多様な学びの場を提供してまいります。

夏休みなどを活用し、子どもたちが、様々な分野の最前線で活躍する社会人や国内外の大学生など多様な先輩と関わりながら、国境や地域、世代を超えて学び合うアドバンス・ラーナーを対象とした自由研究型プログラムを開催することにより、多様な学びの機会を県内各地で創出します。

地方から大都市圏への流出を食い止め、また、大都市圏に住む若者や子育て世代を長野県に呼び込むため、県内外の高校生に長野県の高等教育機関で学ぶ魅力を発信するとともに、子育て世代に向けて長野県で学ぶことの魅力を併せて発信してまいります。

私立学校は、独自の建学精神に基づき、特色ある教育の実践を通じ、公立学校とともに公教育の一翼を担っています。長野県の子どもたちの多様な学びを

支えるため、引き続き私立学校への運営支援を行うとともに、私立幼稚園が実施する教育相談体制の整備や外部人材の活用などの特色ある取組の充実に向けた支援を行ってまいります。

【高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する】

長野県立大学は、今年度から第２期中期目標の期間が始まりました。大学がその理念や使命を果たすため、開学以来の着実な歩みを基盤として、飛躍を遂げられるよう、取組を進めてまいります。

新年度は、引き続き、地域の特性を踏まえた研究や地域イノベーションを実現するための産学官連携の推進など、大学とともに取り組んでまいります。

県内大学の収容力は依然として低く、県内高校生の大学進学者の８割以上が県外に進学していることから、県内の大学進学希望者の選択肢を増やすことが必要です。また、地域においては、大学の立地促進を契機とした地域の活性化が期待されております。このため、市町村と連携して県外大学への訪問や営業活動を実施するなど、県内への立地促進活動に取り組んでまいります。

また、理工系の県内大学や県内企業と連携し、学生が企業への理解を深める機会の創出や、県内高校生のキャリア形成に向けた交流会の開催などにより、理工系人材の確保・育成に取り組みます。

以上、令和７年度一般会計当初予算案における主な施策について申し上げました。

令和７年度特別会計当初予算案につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」に４億 4,357 万３千円を計上し、母子父子寡婦福祉資金の貸付けなど、ひとり親家庭、寡婦への福祉の充実を図ってまいります。

条例案は、「長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案」以下４件であります。

事件案は、公立大学法人長野県立大学に関する議案２件であります。

以上、県民文化部関係の議案につきまして、その概要を申し上げました。

何とぞ御審議の程をお願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における

健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和７年度当初予算案の総額は、一般会計 1,411 億 9,479 万３千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計４億 6,864 万２千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計 45 億 9,224 万４千円、国民健康保険特別会計 1,757 億 9,252 万６千円、総合リハビリテーション事業会計 18 億 7,727 万９千円であります。

健康福祉部では、これまで、長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0 」が掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標の実現のため、「信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各種計画に基づく施策に、全力で取り組んでまいりました。

令和７年度は、３年目を迎える「しあわせ信州創造プラン 3.0」のほか、２年目を迎える「第３期信州保健医療総合計画」、「第９期長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン 2024」等を着実に推進するため、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「デジタル化の急速な進展への対応」といった課題に対して、保健・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「適切な医療・介護提供体制の整備と人材確保」、「社会全体での健康づくり・疾病対策の推進」、「県民生活の安全・安心の確保」、「誰もが自分らしく活躍できる環境の整備」に重点的に取り組んでまいります。

また、県民会議で策定された信州未来共創戦略に基づき、「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」の観点から、妊娠、出産を望む方への支援の充実に努めていくほか、「変革期を乗り越える経営等の革新」の観点からは、医療・介護

分野における職場環境や労働環境の改善等に向けた取組を進めてまいります。

以下、令和７年度の主な施策につきまして、長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の政策の柱に沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

総合５か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「災害に強い県づくりを推進する」こと、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、医療・福祉人材の確保、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

（逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進）

はじめに、逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進についてでございます。

災害時の個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされておりますが、日常生活等を営むために人工呼吸器による呼吸管理などが恒常的に必要な医療的ケア児等につきましては、医療職と連携して個別避難計画を作成することが必要であることを踏まえ、引き続き、市町村が医療的ケア児等の個別避難計画を作成する際の医療専門職への謝金等を助成し、計画作成と医療的ケア児等の適切な避難行動を支援いたします。

（信州ＡＣＥ（エース）プロジェクトと疾病予防の推進）

県民の健康づくりを推進するため、市町村や保険者、企業等と連携し、県民が一体となって健康長寿を目指す「信州ＡＣＥ（エース）プロジェクト」に取り組んでまいります。

県民の生活の質の向上と、医療・介護費の適正化を念頭に置き、減塩や野菜摂取の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開するとともに、保健・医療・介護データの分析や情報提供により、市町村等の保健活動を支援するほか、ライフステージに応じた課題にも取り組んでまいります。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用した企業対抗ウォーキングや、令和６年度に改定した長野県版身体活動ガイドを活用した運動習慣定着のための普及啓発を実施するとともに、健康に配慮した食事を選択できる環境づくりを企業や関係団体と連携して取り組み、運動習慣の定着・食生活の改善を促します。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村や企業へ派遣し、要介護などの危険性が高まる転倒防止や、予防に携わる関係者の知識・技術の向上を目指した研修会の開催等、フレイル予防の取組を支援いたします。

また、歯科口腔保健につきまして、県内の小学校・中学校・高等学校へ歯科専門職を紹介し、仕事の概要や魅力をＰＲするとともに、大学生等に歯科検診を実施し、受診機会の拡充を図るなど、全身の健康づくりと一体化した取組を推進してまいります。

市町村国保においては、被保険者の高齢化や被保険者数の減少等により、一人当たり医療費の増加が避けられません。各市町村の健康指標データの相関関係帳票の作成・提供を通じ、市町村に効果的な保健事業実施を促す取組等を推進してまいります。

（医療・介護提供体制の充実）

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

今後の人口減少等の進展を踏まえ、医療提供体制の「グランドデザイン」に基づく医療機関間の更なる役割分担と連携を推進するため、救急医療体制等の地域課題に着目したデータ分析や、病院間連携の強化に取り組む病院への支援に加え、県民の適切な受療行動を関係者一丸となって促進するなど、引き続きグランドデザインの実現に向けて取り組んでまいります。

また、摂食障がい医療提供体制の整備につきましては、摂食障がいで困っている方を早期治療に繋げて社会復帰の促進が図られるよう、「摂食障がい支援拠点病院」を指定してコーディネーターによる適切な相談支援を行うとともに、必要な医療を受けることができる医療機関へ橋渡しできるよう、摂食障がい患者を受け入れた医療機関に対する財政支援を行いつつ医療提供ネットワークの構築に取り組んでまいります。

新興感染症対策につきましては、新興感染症の発生時に必要な検査が迅速かつ的確に実施できる体制を維持・強化するため、環境保全研究所等に新たな検査機器を導入するとともに、老朽化した検査機器を更新いたします。

また、新興感染症発生時には、医療機関における個人防護具の需要増加が予想されることから、医療提供体制を維持するため、県において平時から備蓄を行い必要な時に供給できる体制を構築いたします。

地方独立行政法人長野県立病院機構につきましては、これまで本県の地域医療や高度・専門医療等に貢献してきた一方、近年、厳しい経営状況にあることから、令和７年度から始まる第４期中期計画には、県の示した第４期中期目標を受け、各病院の役割の具現化と経営基盤の強化を図る具体的な取組が盛り込まれました。この計画が着実に推進されるよう、県立病院機構と連携して取り組むことにより、質が高く効率的な医療を持続的かつ安定的に提供してまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の深化・推進を、「第９期長野県高齢者プラン」の重点施策に位置付けているところですが、昨年 12 月に策定された政府の「認知症施策推進基本計画」で打ち出された「新しい認知症観」の理解促進も含め、市町村とともに取り組んでまいります。

さらに、令和７年度は高齢者プランの中間年度となることから、介護需要の高まる 85 歳以上人口がピークとなる 2040 年を見据え、計画的に特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、地域密着型サービスを展開するための起業セミナーの開催やアドバイザーの派遣、有料老人ホーム等の介護保険施設以外の多様な住まいを含めたサービス提供体制の整備と質の確保に取り組んでまいります。

また、令和９年度を始期とする次期高齢者プランの策定に当たっては、実態調査を行い取組の成果を把握することで、地域包括ケア体制の「見える化」を推進してまいります。

（医療・福祉人材の確保）

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、医師無料職業紹介や研究資金の貸与等により、即戦力となる医師の確保に取り組むほか、大学医学部の地域枠の学生分を含めた修学資金貸与事業の拡大や、貸与を受けた医学生に対するキャリア形成支援の充実等により、将来の地域医療を担う医師の養成・確保に努めてまいります。

また、医師の働き方改革につきましては、特定労務管理対象機関の指定を受けた病院が取り組む勤務環境改善への支援等により、着実に推進してまいります。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所への運営費補助や、長野県看護大学の教育ＩＣＴ環境の整備等により、新規養成に向けた取組を一層推進してまいります。

また、特定行為研修の受講に対する支援等による資質向上、ナースセンターによる研修や就労相談会等を通じた再就業の促進にも努めてまいります。

介護職員の確保につきましては、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸与や、資格取得から入職までの一体的支援を実施するとともに、介護分野における外国人材の更なる活用を進めるため、事業者向けセミナーの開催や、介護福祉士を目指す留学生へ奨学金を支給する事業者を支援するなど、総合的な人材確保対策に取り組んでまいります。

また、介護サービスの質の向上や介護職員の負担軽減などに資する、介護テクノロジーの導入・定着を支援し、介護現場の環境改善や生産性向上を推進してまいります。

薬剤師の確保につきましては、潜在有資格者への復職・就業説明会や、中高生等を対象とした説明会を開催するほか、特に不足している病院に勤務する薬剤師に対しては、奨学金の返還助成を実施するなど、県内への就業促進、必要な薬剤師の確保に努めてまいります。

（食品・医薬品等の安全対策の推進）

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、食品衛生法に基づくＨＡＣＣＰ（ハサップ）に沿った衛生管理を行っていただくよう助言・指導を行い、県内で製造・加工される食品

の安全性を高め、県民の食生活の更なる向上を図ってまいります。

また、薬局や医薬品の販売業者等への監視指導と、医薬品製造業者等に対する適切な製造・品質管理の調査・助言を行うとともに、研修会等により薬局薬剤師の資質向上を図り、かかりつけ薬局の機能の向上を推進してまいります。

旅館業無許可営業者への対策につきましては、新たな取組として、外部委託によるネット監視や保健所指導時の通訳派遣により、監視・指導体制を強化することで、宿泊税導入に向けた税負担の公平性の確保や宿泊施設の衛生環境保全に努めてまいります。

（自殺対策の推進）

次に、自殺対策の推進についてでございます。

１月に公表された警察庁の自殺統計（暫定値）によると、令和６年における本県の自殺者数は344名、自殺死亡率は17.2と、それぞれ前年より減少しましたが、急減な社会情勢の変化、長期化する物価高騰などにより、自殺者の増加が危惧される状況であることに変わりはありません。

このため、令和５年度から令和９年度までを計画期間とする「第４次長野県自殺対策推進計画」に基づき、関係部局や市町村、関係機関等と連携して、各種施策を展開してまいります。

特に、この計画の重点施策に位置付けた、環境の変化の影響を受け易いと考えられる子ども・若者への対策を強化し、20歳未満の自殺ゼロを目指します。

子どもたちの生きることに対する促進要因の向上や、自殺リスクの抑制に向け、全国に先駆けて展開している「子どもの自殺危機対応チーム」による支援のほか、子どもの潜在的自殺リスクを可視化するツールの活用に取り組み、「誰も

自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指します。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

総合５か年計画は、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」ことも政策の柱の一つに据えており、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、文化芸術の力の様々な領域への拡大に取り組んでまいります。

（文化芸術の力の様々な領域への拡大）

障がい者の芸術文化活動の普及支援についてでございます。

令和４年度に長野県障がい者芸術文化活動支援センターを設置し、障がい者が芸術文化活動を通じて生きがいや楽しさを感じられるよう支援してまいりました。

事業所等への相談支援、展覧会の開催による発表機会の確保や、各種研修会・ワークショップ等により支援人材の育成に取り組むとともに、昨年 12 月に開始した障がい者が創作したアート作品のレンタル事業を通じて、障がいへの理解促進と障がい者との交流の拡大を図ってまいります。

また、新たな取組として、特別支援学校等へアーティストを派遣し、子ども達のアート活動を支援するなど、障がい者が芸術文化活動に参加できる環境づくりを推進してまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

次に、総合５か年計画の柱の一つである、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」では、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こと、「年齢、性

別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げています。

これを踏まえ、健康福祉部では、妊娠・出産の安心向上、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

（妊娠・出産の安心向上）

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

住んでいる地域で妊娠・出産の希望を実現し、安心して出産・子育てができるためには、多様化するニーズに応じた、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の構築が必要です。

このため、「信州母子保健推進センター」において、市町村の母子保健事業の推進に向けた人材育成や情報発信等を行い、母子保健事業の質の向上や、地域格差の是正に取り組んでまいります。

また、多様化する母子保健ニーズに対応するため、不妊治療のうち保険診療と併用可能な先進医療に要する費用への助成額を拡充するほか、新たに疾患や治療等により卵巣機能低下が認められる女性への卵子凍結等への助成を実施し、経済的支援を行ってまいります。

さらに、妊産婦のメンタルヘルス支援のため、新たに拠点病院を中心とした県内の医療機関や市町村等県内関係機関のネットワーク体制の整備に取り組んでまいります。

（困難を抱える子ども・若者や家庭の支援）

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

生活保護世帯の子どもは、一般の世帯と比べ、依然、大学等への進学率が大幅

に低い状況にあります。その要因としては、経済的負担への不安のほか、進学に必要な学習環境や学習の機会を得られていないことが考えられることから、市福祉事務所とも連携し、ケースワーカーを通じた経済的支援の情報提供や、進路についての相談・助言を行うとともに、高校等の卒業年度及びその前年度における学習塾費用などを助成することにより、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援いたします。

（障がい者共生社会の実現）

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（長野県障がい者共生条例）」の基本理念や障がいの「社会モデル」の考え方のさらなる普及を目指し、イベントでの啓発や出前講座の実施、積極的に優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大を図ってまいります。

また、障がい者の農業分野での就労を促進し働く場の拡大や工賃向上を図るとともに、農業分野の担い手不足を緩和・解消するため、専任のコーディネーターを配置することに加え、新たに農家を対象とした現場見学会を開催するなどにより農福連携の取組を強化してまいります。

高次脳機能障害支援につきましては、障がい特性の理解や各地域での支援体制の構築が進んでいないこと等により、拠点病院の患者以外の潜在的な高次脳機能障害のある方の把握や本人及びそのご家族等への支援の不足が課題となっていることから、新たに「高次脳機能障害支援コーディネーター」を配置し、関係機関による連携会議を発足し、地域における支援体制づくりを推進するとともに、障がい特性への理解促進や支援者の養成研修等を通じて、高次脳機能障害

のある方への総合的な支援体制の強化を図ってまいります。

総合リハビリテーションセンターの整備につきましては、現地整備における地盤や浸水対策等を総合的に検討する中で、より条件の整った近隣の県営住宅跡地へ病院と障害者施設の一体的移転を前提に、敷地調査を実施いたします。

（生活困窮者等の援護を要する人々の支援）

次に、生活困窮者等の援護を要する人々の支援についてでございます。

継続する物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、「生活就労支援センター（まいさぽ）」を中心に、家計改善や就労支援など、自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

また、「ガソリン緊急支援センター（仮称）」において世帯年収 200 万円未満又は住民税非課税世帯の方に対するいわゆるガソリン券の配布、「長野県フードサポートセンター」における食料支援、「生活就労支援センター（まいさぽ）」におけるトイレットペーパー、ＬＥＤ電球、灯油等の生活必需品を支援するなど、生活にお困りの方のニーズに寄り添った支援を行ってまいります。

（シニア世代の社会参加の促進）

人生 100 年時代を迎え、人口減少が進む中、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、社会活動や就業など、様々なステージでより一層活躍できる社会の実現が望まれています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心として、地域課題に関する相談支援や、活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発や広報の強化などを通じ、シニア世代が存分に活躍できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、長野県シニア大学において、新たな知識・教養の習得、趣味活動等を通じた交流、地域活動に必要なノウハウの学びと実践を支援し、地域で活躍できる

人材の育成に努めてまいります。

以上、令和７年度の主な施策について申し上げました。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和７年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給について218万円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案４件でございます。

「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案」は、栄養士法の一部改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士となることが可能となったことに伴い、関係条例中の栄養士に関する用語の整理を行うものです。

「民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案」は、民生委員の一斉改選に当たり、地域の実情を踏まえ、市町村ごとの委員の定数を改定するものです。

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行により、知事による輸出証明書の発行等の事務が定められたことに伴い、手数料の額を定めるもの、及び諸経費の増大に伴い、医薬品販売業の許可等に係る手数料の額を改定するものです。

「長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案」は、諸経費の増加に伴い、診断書及び諸証明書の発行手数料の額を改定するものです。

事件案は、地方独立行政法人長野県立病院機構第４期中期計画の認可についてでございます。

このほか、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告１件であります。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における

環境部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、環境部関係について、その概要を御説明申し上げます。

環境部関係の令和７年度当初予算案の総額は、一般会計 55 億 133 万７千円、流域下水道事業会計 204 億 8,167 万６千円であります。

本県は、雄大な山々、清らかな川や湖、そして広大な森林が織りなす景観に加え、多様な動植物が生息する豊かな自然環境を有しています。この貴重な財産を未来へつないでいくため、長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン３．０」及び「第五次長野県環境基本計画」、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、中長期的な視点に立ち環境施策を総合的に進めてまいります。

以下、令和７年度の主な事業につきまして、環境部の施策体系に沿って、順次御説明いたします。

第一に、「持続可能な脱炭素社会の創出」について申し上げます。

省エネルギーの推進につきましては、県内の温室効果ガス排出量の約４割を占める産業・業務部門において、サプライチェーン全体で脱炭素化を目指す動きが国際的に広がる中、事業者自らがエネルギー使用状況を「見える化」し、温室効果ガス排出量の削減につなげていくことが重要です。このため、「事業活動温暖化対策計画書制度」により、引き続き県内の産業・業務部門における温室効果ガスの約６割を排出する大規模排出事業者の排出抑制に取り組むほか、中小規模排出事業者の計画書制度への参画を促すため、融資金利を優遇する「サステナビリティ・リンク・ローン」の活用を促進する融資制度を構築します。

また、信州省エネスペシャリスト等による省エネ診断や、国が「有償」で実施する省エネ診断の診断料への補助を行い、「実質無料」とすることで受診環境の拡充を図るなど、事業者の脱炭素化を一層促してまいります。

電気自動車（ＥＶ）が利用しやすい環境を構築するため、屋根ソーラーとＥＶをつなぐＶ２Ｈ機器の導入支援の拡充や、「長野県次世代自動車インフラ整備ビジョン」に基づき、引き続き道の駅や観光地等における急速充電設備の設置を促進し、未設置区間ゼロ・電池切れゼロを目指してまいります。

今年度９月に環境審議会に設置されました専門委員会において、長野県地球温暖化対策条例の改正による「国のＺＥＨ水準適合義務付けに先駆けた、本県独自の新築住宅のＺＥＨ水準適合義務化」及び「建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化」を調査・検討いただいております。去る２月３日に開催された第３回委員会では、論点を整理した条例改正案のたたき台について議論されたところです。今後、県議会をはじめ、県民、事業者などからの御意見も伺いながら、鋭意検討を進めてまいります。

さらに、再生可能エネルギーを普及拡大していくため、様々な取組を進めてまいります。「長野県版・初期費用ゼロ円ソーラー」の制度構築、今年度開設した太陽光発電ポータルサイト「つなぐ 信州屋根ソーラー」を起点とした普及啓発の強化などにより、屋根ソーラーが当たり前の信州を目指してまいります。

また、今年度、県民参加型予算により事業に取り組んでいる「雪国に適したパネルの設置手法の研究成果」を基に導入事例を創出し、太陽光発電の設置が難しい積雪地における普及拡大を進めるほか、軽量・柔軟という特長から、これまで太陽光パネルの設置が困難であった建物等にも導入が可能となるペロブスカイト太陽電池の普及を促進するため、率先して県有施設への導入に向けた調査・検討を行い、設計に着手いたします。

野立て太陽光発電につきましては、今年度施行した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の適切な運用に加え、市町村と連携した

ソーラーシェアリングの導入支援等により、地域に調和した太陽光発電事業を推進してまいります。

小水力発電につきましては、2030 年度には 103.2 万ｋＷに増加させるため、「収益納付型補助金」により県内の発電事業者を支援するとともに、引き続き設置の障壁となりやすい地域の合意形成に関し、他部局とも連携して積極的に調整に関わることにより、事業の促進に取り組んでまいります。

熱利用につきましては、地中熱の導入事例について調査・分析を行うことにより、詳細なデータを収集し、今後の普及促進につなげてまいります。

加えて、地域の強みを生かした再エネ活用や、エネルギーの地消地産に向けた市町村等の取組を支援してまいります。

総合的な地球温暖化対策の推進につきましては、「くらしふと信州」において企業、自治体等が課題やノウハウを共有する場を提供するほか、ゼロカーボンの取組事例を広く発信し、県民一丸となった脱炭素社会実現に向けた取組を進めてまいります。

また、下水汚泥の焼却や運搬に伴う温室効果ガス排出量の削減や地域内での資源循環を図るため、引き続き農政部と連携して汚泥肥料の安全性や有効性を検証する試験を実施し、その結果を広く周知して農業関係者等の汚泥肥料使用への理解を促進してまいります。犀川安曇野流域下水道事務所では昨年５月に汚泥肥料「アクアピア１号」を肥料登録して試験的な活用を進めているところであり、今後も汚泥肥料の活用に積極的に取り組んでまいります。

ゼロカーボン戦略は 2030 年度までの 10 年間を計画期間としており、来年度が策定後５年目となることから見直しを進めてまいります。これまでの進捗状況や成果を総点検し、課題や問題点を洗い出した上で、国内外の先進的な取組や新技術の活用、社会情勢の変化を施策に的確に反映するとともに、県議会からの御意見をはじめ、県民や事業者、関係団体等との意見交換の機会を通じて、幅広い英知を結集し、具体的かつ実践的な内容に改定してまいります。あわせ

て、ゼロカーボン施策を一元的に推進・調整するため、ゼロカーボン推進室を再編し、ゼロカーボン推進課を設置して、「2050 ゼロカーボン」の実現に向けた取組を強化してまいります。

第二に、「人と自然が共生する社会の実現」「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」について申し上げます。

生物多様性・自然環境の保全の推進につきましては、本県の県鳥であり絶滅危惧種に指定されているライチョウの保護対策を進めてまいります。本年度、北アルプス南部常念岳周辺において実施した生息状況等の調査結果を踏まえ、捕食者対策を実施するほか、引き続き他の山域での生息状況調査や寄付金募集を通じた保護意識の高揚などに取り組んでまいります。

また、環境保全に関心のある企業等の参画を推進する「生物多様性保全パートナーシップ協定」の締結を増やすとともに、今年度「特別指定希少野生動植物」に新たに指定した鳥類「アカモズ」の保護回復事業計画を策定するなど、生物多様性と自然環境の保全に官民連携で取り組んでまいります。

自然とのふれあいや魅力ある自然環境の利活用の推進につきましては、誰もが安心して県内の美しい自然を満喫できるよう自然公園の受入環境整備を進めてまいります。八ヶ岳中信高原国定公園にある美ヶ原及び霧ヶ峰高原においては、質の高い受入環境の整備に向けた現況調査を実施し、バリアフリー化や多言語化等の整備計画を策定するほか、国定公園化を目指している御岳県立公園においては、案内板の改修準備を進めるとともに地域の機運醸成に取り組んでまいります。

第三に「良好な生活環境保全の推進」について申し上げます。

水環境の保全につきましては、諏訪湖においてヒシの大量繁茂による景観や

水生生物への悪影響が生じていることから、「生態系に配慮したヒシ刈りや浚渫」等の対策が急務となっています。このため、諏訪湖環境研究センターにおいて水質に加え、魚類の分布等の生態系に係る調査研究を進め、諸対策に活かしてまいります。

また、野尻湖は水質汚濁により平成６年に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼となりましたが、以降６期にわたり水質保全計画に基づく対策を講じてきた結果、昨年度初めて水質環境基準を満たしました。今年度末には「第７期湖沼水質保全計画」を策定し、指定湖沼の解除を目指して更に生活排水対策等を進めてまいります。

廃棄物の適正処理等の推進につきましては、一層の減量化、リサイクルの取組を促進するため、多量排出事業者等の廃棄物処理計画の策定・実施に係る指導を通して、排出抑制など自主的な取組を支援するとともに、厳正かつ適切な許可事務と監視･指導により､産業廃棄物の適正な処理を推進してまいります。

また、生活環境の保全及び廃棄物処理に対する県民の不安解消と信頼確保のため､引き続き産業廃棄物排出事業者､処理業者等に対する立入検査を実施し、違反に対する行政処分を厳正かつ迅速に行うとともに、県民や市町村、警察等の関係機関と連携した監視体制により、ドローンによる上空監視、夜間パトロールなどを実施し、不法投棄等の防止と早期対応に努めてまいります。

第四に、「災害に強い県づくりの推進」「社会的なインフラの維持・発展」について申し上げます。

上下水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化の進行、耐震化の遅れ、専門人材の不足など多くの課題に直面しており、将来にわたりサービスを提供していくには、人材や施設、資金といった資源の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進が重要です。

このため、令和５年３月に改定した「長野県水道ビジョン」及び令和５年３月に策定した「長野県生活排水処理構想（2022 改定版）」に基づき、市町村と

連携して圏域ごとに検討を進めているところですが、これまで水道事業の広域連携を対象に実施していたアドバイザー派遣事業を、下水道事業や耐震化を含めた内容に拡充し、外部専門家による指導・助言やセミナーを開催するなど、上下水道の基盤強化に向けた取組を加速してまいります。

昨年１月に発生した能登半島地震では、上下水道施設が大きな被害を受け、断水期間の長期化による住民生活への影響が生じました。この地震を契機に国が実施した「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検」の結果では、県内の防災拠点となる重要施設のうち、接続する上下水道の管路が両方とも耐震化されている施設の割合は全国平均と同等でしたが、上水道の取水施設や配水池など地震時にその機能を失うと上下水道システム全体が機能を失う急所施設の耐震化率は総じて全国平均よりも低い状況となりました。今後は、上下水道の強靭化に向けて、県内の市町村が１月末までに策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、上下水道施設や管路の耐震化が計画的に進められるよう市町村を支援してまいります。

また、埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を受け、県が管理する流域下水道では事故翌日に緊急パトロールを実施したほか、過年度の調査において損傷が認められた箇所について検査用カメラによる調査を改めて実施しているところです。引き続き昨年度改定した「長野県流域下水道事業経営戦略」に基づき、耐震化の前倒しや老朽化対策などを計画的に進め、効率的で安定的・持続的なサービスを提供してまいります。

災害発生時における災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理は、早期の復旧・復興に欠かせません。能登半島地震の教訓を踏まえ、関係団体とも連携しながら、大規模な災害が発生した場合でも市町村において仮置場が速やかに設置され、適切な管理運営が行われるよう候補地選定状況や運営計画の状況を把握した上で必要な支援を行うとともに、公費解体が円滑に実施される体制の構築に向けた検討も進めてまいります。

第五に、「循環経済への転換の挑戦」について申し上げます。

環境への負荷を出来る限り低減させるため、ごみの発生抑制、リユース、リイクルの取組は大変重要です。令和４年度の県民一人一日当たりのゴミの排出量は 802ｇであり、この 10 年で 60ｇ減少しております。排出量を更に削減し、第５期長野県廃棄物処理計画の目標である 790ｇを達成するため、環境負荷の小さい生活様式への転換を進め、信州プラスチックスマート運動及び食品ロスや容器包装廃棄物の削減に県民・事業者・市町村と連携して取り組んでまいります。

来年度は、第５期長野県廃棄物処理計画の最終年度となります。現行計画の終了後も切れ目なく廃棄物の減量化と適正処理を推進するため、令和８年度から 12 年度までの５年間を計画期間とする第６期長野県廃棄物処理計画を策定してまいります。

以上、令和７年度当初予算案の主な事業について申し上げました。

債務負担行為としましては、一般会計でソーラーシェアリングの導入支援経費及び諏訪湖における底層溶存酸素量に係る環境基準点等の検討経費に 1,723 万１千円を設定し、流域下水道事業会計で千曲川流域下水道事務所の運転管理業務委託等、27 億 5,040 万円を設定いたしました。

条例案につきましては、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続を定める「長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案」及び工場及び事業場から排出される水の基準を定める「良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案」の２件であります。

事件案につきましては、「流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担につ

いて」及び、「長野県諏訪湖流域下水道の維持管理に要する費用の負担について」の２件であります。

以上、環境部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における

産業労働部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、産業労働部関係について、その概要を御説明申し上げます。

産業労働部関係の令和７年度当初予算案の総額は、一般会計 1,403 億 958 万１千円、小規模企業者等設備導入資金特別会計３億 3,363 万７千円であります。

【令和７年度の取組方針】

産業労働部では、今年度、喫緊の課題となっている物価高対策として、特別高圧受電事業者やＬＰガス利用者の負担軽減を図ったほか、適正な価格転嫁の促進や生産性向上支援など企業の経営安定化、賃金引上げに向けた取組を進めるとともに、「しあわせ信州創造プラン 3.0」の実現に向けて様々な施策を展開してまいりました。

物価高や人口減少下においても、持続的に本県経済が成長し、県民全体の所得を増加させていくためには、付加価値労働生産性の向上や担い手不足の解消を通じ、持続的な賃上げにつながる好循環を生み出す必要があります。

令和７年度は、「付加価値向上」、「高効率化」、「人材育成・確保」の３つの柱を掲げ、新たな施策も含め、あらゆる施策を総動員し、課題解決に向け全力で取り組んでまいります。

あわせて、産業界や県民の皆様とともに策定した「信州未来共創戦略」に掲げる「2050 年にありたい姿」の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

【新年度に注力する取組】

以下、３つの柱に沿って、令和７年度当初予算案に計上した主要事業について、順次御説明申し上げます。

第一に、「付加価値向上」について申し上げます。

（世界で稼ぎ地域が潤う）

人口減少により国内市場が縮小する中、県内企業による海外市場の取り込みを推し進めるため、市場競争力のある製品・サービスの開発支援、戦略的な海外展開に向けた取組を強化します。

県内企業の海外展開を支援するため、産業分野ごとに重点的なターゲット国等を調査・分析し、国際展開の基本的な方向性を整理するとともに、ＪＥＴＲＯ長野など関係機関と連携し、輸出の準備段階から拡大に至るまで、企業の状況に応じた一貫支援を提供する体制を整備します。

「長野県ゼロカーボン基金」を活用して企業の技術開発プロジェクトを支援するなど、脱炭素化に資するプロダクトイノベーションを引き続き促進します。需要が堅調に推移している航空機産業については、新たな技術開発や展示会出展による販路開拓、人材育成等を一層支援します。

本県の強みである材料・精密加工技術などを活かし、県内企業の参入が期待される医療機器産業については、県内外の企業の連携による医療機器開発プロジェクトの組成や、医療機器のデジタル化に向けた支援に取り組むとともに、海外大手メーカーへの売り込みなどグローバル展開等を支援します。

信州地酒産業の振興に向け、醸造技術者の技術向上支援を継続するとともに、令和６年度１月補正で予算化した信州の地酒ブランド発信事業を通じ、「ＧＩ長野」の認知度向上を図り、インバウンドを含む国内外での消費の拡大につなげてまいります。食品産業については、発酵バレーＮＡＧＡＮＯ産学官連携ネットワークを活用し、発酵食品企業等を支える人材の育成や新商品開発に取り組むことにより、発酵食品のブランド価値の向上を図ります。

伝統的工芸品産業については、海外展開やインバウンドの取り込みを意識した商品開発を支援するとともに、インターンシップや産地留学など担い手確保や関係人口の創出に向けた取組を強化します。

（世界水準の持続可能な産業）

気候変動対策は企業経営において重要な課題となっており、脱炭素化やＥＳＧ経営への転換の動きが一層進んでいます。県内企業の温室効果ガス削減やＳＤＧｓ達成のための取組を後押しし、世界から選ばれる持続可能な企業を創出します。

水素等の新エネルギーの利活用を促進することにより、県内産業のゼロカーボン推進と競争力の強化につなげるため、産学官で構成するコンソーシアムを設置し､本県の特徴を踏まえたモデルプロジェクトを検討･推進するとともに、県内事業者の水素リテラシーの向上や需要の掘り起こしに取り組みます。

グローバルメーカーに選ばれる｢環境対応型企業｣への転換を促進するため、ゼロカーボン関連技術の開発、カーボン排出量の可視化や排出削減計画の策定サポートに引き続き取り組みます。

「長野県ＳＤＧｓ推進企業登録制度」については、先月末現在で 2,494 者が登録しており、引き続き制度の運用を通じて企業経営にＳＤＧｓの理念を取り入れる動きを拡げてまいります。

第二に、「高効率化」について申し上げます。

（産業ＤＸ・省力化）

人口減少下では従来の労働集約型ビジネスモデルの維持は困難です。付加価値労働生産性を高めるため、デジタル化等により必要な労働者数を減らし、一人ひとりのスキルアップを図るとともに、外部人材の活用を促進します。

昨年 12 月に開設した「長野県デジタル化一貫支援サイト」を通じて、省力化や生産性向上に資するデジタルツール情報や、デジタル化に関するセミナー、各種補助金など一元的に情報を発信するとともに、デジタル化に関する課題に専門人材が無料で相談対応を行います。中小企業融資制度において省力化投資向けのメニューを創設するとともに、導入にあたり課題を抱える事業者へ専門

家を派遣する取組を拡充します。

社内人材の育成、外部人材の活用を通じ、企業のデジタル技術活用を後押しするため、企業内でＤＸをリードできる人材を育成する講座を開催するなど、企業のリスキリングの取組を支援します。また、初めて副業・兼業人材を活用する県内企業に対して経費を補助するとともに、伴走支援によるモデル事業を創出し県内企業への周知を行うなど、副業・兼業人材の活用モデルの普及を進めてまいります。

世界中でＩＴ人材の獲得競争が激化する中、海外人材の確保に向けて、県内事業者が海外ＩＴ人材を受け入れるきっかけづくりとして、インターンシップの実施等を伴走支援するとともに、受入れに必要となる経費への助成を行います。国内においても、大阪・関西万博が開催される関西圏に着目し、TeamEXPO2025への出展や関西圏と本県のＩＴ人材の交流イベントを開催するなど、ＩＴ人材・企業の誘致に向けたＰＲを実施します。

（企業間連携・事業承継・規模拡大）

経営資源が限られる中においても、人口減少を乗り切るための経営革新を進めるためには、企業の枠組みを越え、それぞれの強みを生かした経営の合理化・基盤強化が重要であることから、金融機関等と連携し、企業間連携や規模拡大の取組を支援してまいります。

経営合理化等による持続可能な経営を後押しするため、複数企業等による業務共同化の取組を支援するとともに、事業承継・Ｍ＆Ａへの理解を深める学びの場を提供します。具体的には、２社以上の県内企業等による省力化・省人化のための実証モデル事業に要する費用の補助を行う中で、コンサルタントによる伴走支援を通じ優良事例を創出し、県内企業への普及を図ります。持続可能な経営が求められるインフラ事業では、とりわけ中山間地における暮らしを守る上で欠かすことのできない給油所の維持存続は重要な課題であることから、

業務の共同化、多角化等による経営基盤強化を支援します。また、金融機関、商工団体等と連携し、県下10地域で事業承継・M&Aの理解を深めるセミナーを開催するとともに、関心が高い企業を対象として、M&Aの手法や留意点の解説、県内の事例発表を行うなど、企業の状況に応じた支援を通じてM&Aの活用を促進してまいります。

商品の宣伝や販路紹介、試作品の製作など、スタートアップ企業の取組に協力する企業を募集し、サポート体制を構築することにより、スタートアップ企業と県内企業との協業の促進を図ります。

第三に、「人材育成・確保」について申し上げます。

（多様な人材が活躍できる新しい働き方・暮らし方）

人口減少による「労働供給制約社会」を乗り越えるため、多様な人材の労働参加を促進するとともに、本県の特色を活かした人材の呼び込み、若者の県内定着に取り組みます。

本県へ人材を呼び込むため、ＵＩＪターンによる就業・創業に伴う移住支援金に加え、県内企業へ就職する県外の大学生等に対して、就職活動にかかる交通費や移転費の一部を補助します。

子育て中の女性や障がい者、高齢者など短時間での就業を希望する方や、副業・兼業などスポット的に働く外部人材等の就労を促進するため、短時間正社員やジョブ型雇用など企業のショートタイムワーク求人の創出を支援します。外国人材の受入れに関する企業等からの相談窓口を運営するとともに、外国人材の採用に関心がある企業と監理団体・登録支援機関等のマッチングを行うなど、県内企業における外国人材の活躍を支援します。

「共育て」を推進し、出産・育児を契機とする女性のキャリアロス解消を実現するため、男性従業員の育児休業取得促進に取り組む企業に奨励金を支給するとともに、コンサルタントを派遣するなど体制整備を伴走支援します。また、

学生から選ばれる企業を増やし、県内優良企業の担い手となる若年人材の確保・定着に向けて、奨学金返還支援制度の導入企業の拡大を図ります。具体的には、「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金」について、補助率・上限額の引上げを行うとともに、広報を強化します。さらに、１月補正で予算化した「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」を広く活用いただくことにより、若年層の実質賃金の上昇、県内企業の魅力向上を図るとともに、女性・若者の県内企業への就職と定着を進めます。

（産業界と連携した人への投資）

県内産業の未来を担う将来世代へのキャリア教育や、労働力不足、デジタル化など喫緊の課題に対応するための社員へのリスキリングなど、産業界と連携した人への投資を通じ、県内産業の持続的な振興に向けて取り組みます。

職業体験に関する情報発信を行うポータルサイトを開設するとともに、職業体験の実施に向けた調整や受入企業の開拓など、企業と学校をつなぐ取組を推進する「職業体験支援コーディネーター」を新設するなど、子どもたちが地域産業・企業の魅力を知るための取組を強化します。

経済団体の経営指導員と連携したリスキリングの取組推奨や実践例の共有、実践に向けた伴走支援、リスキリングに取り組む企業同士のノウハウや情報交換等を行うためのコミュニティ形成など、県内企業による主体的なリスキリングの取組に対する支援を充実します。

専門的なスキル・技術や経験を有する人材を県外から受け入れる際に必要な経費に対して助成する「プロフェッショナル人材就業補助金」について、県内人材の活用も対象に追加し、雇用の面からも企業の生産性向上を支援します。

（県内にいる若者に再フォーカス）

県内出身大学生等のＵターン就職率は概ね３割、県内大学生等の県内就職率は概ね５割という現状を変えていくため、県内の若者に対する県内企業を知る

機会の充実や、就職活動費用の助成を通じ、県内就職・定着を促進します。

先ほど申し上げたキャリア教育の取組強化により、児童・生徒が早い段階から地域産業・企業の魅力に触れる機会を充実させ、将来の担い手確保を図るほか、県内企業の若手社員が就職活動の経験を伝えるシューカツＮＡＧＡＮＯ応援隊の県内大学での活動を強化するとともに、ＵＩＪターン就職学生支援の対象を県内学生に拡大することにより、学生の就職活動の経済的負担を軽減します。

県内の外国人留学生等が県内企業の魅力を知ることができるよう、企業との出会いの場となるイベントを開催するなど、留学生等の県内就職・定着を促進します。

（物価高への対応）

最後に、「物価高への対応」について申し上げます。

長期化する物価高に対応するため、事業者の事業継続支援に加え、先ほど申し上げた生産性向上や経営合理化に向けた支援のほか、適正な価格転嫁の促進など強靭で健全な経済構造への転換支援に取り組んでまいります。

事業継続支援として、中小企業融資制度資金において、物価高の影響を受け、厳しい資金繰りに直面している中小企業者等への支援を継続します。また、エネルギー価格高騰への対応として、１月補正で予算化した「特別高圧受電事業者電気料金負担軽減事業」の申請受付を２月３日に開始したところであり、ＬＰガス利用者の料金値引を行う「ＬＰガス価格高騰対策事業」と合わせて、速やかに支援を実行してまいります。

適正な価格転嫁を促進するため、支援策をまとめた広報ツールを新たに作成し、金融機関等と連携し広く企業の皆様に活用を呼び掛けるほか、長野県産業振興機構に設置されている「価格転嫁サポート窓口」及び「下請かけこみ寺」と連携して適正な下請取引の実現を支援します。

【債務負担行為の設定等】

令和７年度当初予算案における債務負担行為は、「ものづくり産業応援助成」など３事業、総額 21 億 5,790 万円を設定いたしました。

条例案につきましては、「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案」、「技術専門校条例等の一部を改正する条例案」の２件です。

「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案」は、県内で創業等を行い、又は障がい者を雇用する法人等を応援するため、事業税の軽減措置の適用期限を令和９年度まで延長するものでございます。

「技術専門校条例等の一部を改正する条例案」は、技術専門校や工科短期大学校など、県が所管する大学等の授業料及び入学料に係る減免制度の充実を図るため、関係条例等を改正するものでございます。

以上、産業労働部関係の議案につきまして、その概要を申し上げました。
何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における

観光スポーツ部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、観光スポーツ部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

観光スポーツ部関係の令和７年度当初予算案の総額は、一般会計 39 億 1,728 万２千円であります。

（観光を巡る状況）

全国の宿泊旅行の動向については、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、昨年の１月から 11 月までの各月の延べ宿泊者数速報値の累計は５億 9,568 万８千人余となり、前年の同期間と比べ 5.4 パーセントの増加となっています。

このうち、外国人延べ宿泊者数は１億 4,819 万１千人余で、前年の同期間と比べ 40.9 パーセントの増加となり、過去最高となっております。

また、同調査における県内の動向を見ますと、昨年の１月から 11 月までの各月の延べ宿泊者数速報値の累計は 1,730 万９千人余で、前年の同期間と比べ 3.5 パーセントの増加となっております。

このうち、外国人延べ宿泊者数は 192 万６千人余で、前年の同期間と比べ 46.4 パーセントの増加となっております。

昨年の統計の推移によると、延べ宿泊者数は一昨年を超え、コロナ禍前以上となることが見込まれますが、一方で、物価の高騰や人手不足など、観光関連産業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明な状況が続いていることから、業務の効率化やＤＸによる観光産業の生産性向上等の取組を進めてまいります。

（「しあわせ信州創造プラン 3.0」における観光及びスポーツ振興施策の方向性）

長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における観光及びスポーツ振興の目指す姿を実現するため、観光振興においては、「観光地域づくりの推進」、「『長野県観光』のプロモーションの展開」、「インバウンドの推進」を柱に位置付け、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進してまいります。

スポーツ振興においては、現在改定を進めている「第３次長野県スポーツ推

進計画」のもと、子ども、女性、若者、20代から50代の「働き世代」を含め、多くの県民が様々な形でスポーツに参加できる文化の創造を更に進めるとともに、スポーツの持つ力の多面的活用による観光誘客のほか、プロスポーツとの連携・協働や、共生社会づくりを促進する取組を計画に取り入れ、快適でゆとりある社会生活の創造を目指します。

また、本年４月に、観光スポーツ部内に「国スポ・全障スポ大会局」を設置し、７月に正式決定となる予定の 2028 年に開催する「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向け、体制の強化を図ってまいります。

以下、令和７年度の主な施策について、順次御説明申し上げます。

（観光地域づくりの推進）

県では、地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、長野県観光機構とも連携し、ＤＭＯの形成・経営支援に取り組んでまいりました。今後も引き続き、マーケティングやデジタル化への対応など、地域の課題の解決に向けた取組に対し支援を行ってまいります。

また、世界の潮流であるＳＤＧｓの視点を取り入れた持続可能な観光「サステナブルツーリズム」への意識が高まる中、本県としても国際的な認証の取得支援に取り組んでまいりました。その結果、今年度、県の支援により千曲市が「世界の持続可能な観光地ＴＯＰ100」に選出されるなど、成果を挙げることができました。今後も、選定した７地区とともに取組を進め、国際認証のグレードアップやＴＯＰ100選出地域の増加を目指してまいります。

観光産業における人材関連施策については、従来から、研修会の開催による経営人材の育成のほか、学生等における観光業のインターンシップ事業、また、宿泊施設における業務の見直しから、求人・採用まで伴走支援するモデル事業の実施などにより、人手不足の解消に取り組んでまいりました。

今後、更なる観光産業、特に宿泊業の生産性向上には、ＤＸの取組が必要不可欠であることから、新たに、予約・精算システムや自動チェックイン機の導入等に対し支援を行うこととし、企画振興部や産業労働部とも連携しながら、

コロナ禍からの観光需要の回復もあって一層深刻化する人材不足解消対策に積極的に取り組んでまいります。また、観光客の移動の利便性向上と、データマーケティングによる観光事業者の生産性向上に資する「ＭａａＳ」について、実装に向け、推進体制の構築や運用システムの調査等に着手してまいります。

（「長野県観光」のプロモーションの展開）

本県では、これまで多彩な「アウトドア」をテーマに、「Ｇｏ　Ｎａｔｕｒｅ．Ｇｏ　Ｎａｇａｎｏ.」をキャッチフレーズとしたプロモーションを展開してまいりました。特に、若年層を中心として多くの方に「アウトドアと言えば長野県」と想起していただく機会を増やすため、ＳＮＳを活用した動画発信の強化や音声メディアの活用、イベントとのタイアップによる認知度向上に取り組んでおります。さらに、マスメディアとのタイアップによる発信に加え、本県を舞台とする映画「名探偵コナン　隻眼の残像（フラッシュバック）」の本年４月の公開にあわせたプロモーションに関係市町村と連携して取り組むなど、本県の魅力をより多くの方にお伝えできるよう努めてまいります。

いよいよ本年４月から、大阪・関西万博が開催され、世界中の多くの方にお越しいただくことが期待されています。本県もこの機を捉え、８月には会場内のＥＸＰＯメッセにおいて、長野県の多様で豊かな自然環境の恩恵によりもたらされる「アウトドア」の魅力を発信するとともに、真夏の関西においても信州の「涼しさ」や「さわやかさ」を体感できるようなイベントを開催し、国内外を問わず多くの方の誘客につなげてまいります。また、江戸時代、関西を起点として人・物・文化交流の役割を担ってきた「北前船」をテーマとした「北前船フォーラム」が、来年度松本市で開催されます。本フォーラムとしては初めて内陸部での開催であり、行政機関や観光関連事業者が広く参加するイベントでありますので、県も実行委員会に参画し、全国との交流促進につながるよう、多くの方に本県の歴史・文化の魅力を発信してまいります。

（インバウンドの推進）

現在、インバウンドはコロナ禍前である 2019 年の実績を大きく上回る水準で推移しており、こうした好機を逃さないよう、これまでの実績国・地域である中国、台湾や東南アジアなどへの取組を進めるほか、高付加価値旅行市場であるアメリカ、オーストラリア、ドイツの現地観光コーディネーターを継続設置するなど、インバウンド誘客を着実に推進してまいります。

また、現地観光コーディネーターの設置により、各地域からの県内の延べ宿泊者数が増加するなど、一定の効果が現れており、更なる「ＮＡＧＡＮＯ」の認知度向上に向けて、海外での旅行博や商談会への出展、雑誌やＷｅｂサイトへの広告掲載に加え、新たに海外の旅行会社やツアーオペレーターなど、旅行商品を造成する立場にある方を招へいし、本県の特色である自然や歴史、伝統文化を体験いただき、具体的な商品造成につなげてまいります。

（スポーツの持つ力の多面的活用）

本年度発足した「観光スポーツ部」における新たな取組として、観光とスポーツの連携による観光誘客等を推進するため、県民参加型予算（提案・共創型）を活用した事業構築を進めてまいりました。検討の結果、県内のプロスポーツチームとの共創・連携を一層強化する取組に加え、サブスクリプションサービスを活用して複数の競技観戦や周辺観光地の周遊を促す仕組みの構築を事業化することとし、これらによりスポーツツーリズムを通じた地域の活性化に取り組んでまいります。

サイクルツーリズムにつきましては、全県一周サイクリングロードである「Ｊａｐａｎ　Ａｌｐｓ　Ｃｙｃｌｉｎｇ　Ｒｏａｄ」を、日本を代表し世界に誇りうる「ナショナルサイクルルート」として国の指定を受けるため、現状を分析し課題を抽出するとともに、走行環境整備等に取り組んでまいりました。

今後は、サイクルイベントへの参加やルートマップの多言語化対応等により、ルートの知名度向上とブランド化を図ってまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進）

「信州やまなみ国スポ・全障スポ」につきましては、市町村における施設整備について、新たに冬季競技の施設に対する支援制度を創設するなど、財政面での支援を強化するとともに、大会に向けた準備を着実に進めてまいります。

また、天皇杯・皇后杯の獲得に向け、新たにジュニア選手の強化指定を行うほか、アスリートのキャリア支援や企業の雇用環境支援など、国スポ終了後も見据えた競技力の向上対策に取り組んでまいります。

（誰もが様々な形でスポーツに参画し、楽しさや喜びを感じられる機会の充実）

障がいの有無や年齢、性別等に関わりなく誰もが地域でスポーツに親しめる環境を整備するため、障がい者スポーツ大会の開催や競技スポーツの普及に取り組むほか、新たに、小・中学校の運動会等において、パラスポーツを題材とした競技を実施するなど、身近な地域で健常者と一緒にスポーツを行うことで共生社会づくりに取り組んでまいります。

また、令和８年度に予定されている休日の部活動の円滑な地域移行に向けて、指導者数の増加や質の向上のため、スポーツ指導者資格の取得に係る経費への支援制度を創設するなど、教育委員会と連携しながら、子どもたちにとって豊かなスポーツ環境の整備に取り組んでまいります。

（山岳遭難防止対策の推進）

コロナ禍後の入山者の回復に伴い、昨年の山岳遭難の発生件数は統計開始以降最多の 321 件を記録しました。山岳遭難の未然防止、遭難者の捜索や救助に万全を期するため、関係機関等が協力し、遭難のリスクが高い年齢層や地域を中心とした啓発活動を展開することにより、遭難件数の減少を目指してまいります。

また、コロナ禍後の収容人数の減少、ヘリコプターによる輸送価格の高騰など厳しい状況にある山小屋に対し、県の共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」に寄せられた寄付金を活用した支援金により、山小屋の公益的機能の維持に取り組んでまいります。

（条例案）

条例案につきましては、新設の「長野県宿泊税条例案」のほか、「長野県山岳総合センター条例」及び「長野県白馬ジャンプ競技場条例」の一部改正条例案の計３件でございます。

このうち、「長野県宿泊税条例案」につきましては、昨年９月及び 11 月定例会においてお示しした制度の方向性について、昨年 12 月に開催した宿泊事業者等との意見交換会でいただいた御意見等も踏まえ、検討を深めてまいりました。

この条例案において、名称、課税免除については 11 月議会においてお示しした方向性のとおりといたしました。その上で、税率は一人１泊 300 円の定額とし、コロナ禍からの回復途上にある観光産業への影響を緩和するため、施行から３年間は 200 円とし、免税点は低料金の宿泊者の負担感に配慮して 6,000 円といたします。また、制度の施行は、総務大臣の同意を経た上で、令和８年６月としたいと考えております。

制度の導入に当たり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の会計システム改修経費への支援のほか、広報経費や税の使途について検討するための経費を当初予算案に計上いたしました。御議決いただければ、制度の円滑な導入に向けて更に準備を進めてまいります。

コロナ禍からの観光産業の回復・成長局面が明確になるとともに、本県関係スポーツ選手の活躍による明るい話題も増えてまいりました。今後も、観光産業の持続的発展やスポーツによる元気な長野県づくりに加え、観光とスポーツの連携による好循環の創出と地域活性化が図られるよう、県組織一体となって取り組んでまいります。

以上、観光スポーツ部関係の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げました。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における

農政部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、農政部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、新年度に向けた県農政に関する所信と最近の農業をめぐる情勢について申し上げます。

【「未来につづく 信州の農業・農村と食」に向けて】

人口減少社会の到来、気候変動に伴う気象の激化が及ぼす影響の顕在化、予測を超える不安定な国際情勢など、社会が劇的に変化する中、本県の農業・農村と食は、様々な課題に直面しております。

その反面、このように社会情勢が大きく変化する時こそ、新しい社会を創造するチャンスが広がっています。デジタル化の急速な進行、「田園回帰」の動きなど、様々な課題を一気に克服できる可能性も秘めていることから、「しあわせ信州創造プラン 3.0」とその実行計画である「第４期長野県食と農業農村振興計画」に掲げる取組を着実に進め、「未来につづく 信州の農業・農村と食」の実現に向けて大きく歩を進めてまいります。

県民全体で人口減少社会に向き合うための羅針盤として策定された「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年のＮＡＧＡＮＯ～」に基づき、農業分野では、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」により守るべき農地のゾーニングと集積・集約化を促進する取組、農業法人の雇用就農者を確保・育成する取組、県産農畜産物の輸出拡大を戦略的に推進する取組などを率先して実行することで、信州農業・農村と食を次代に継承してまいります。

【食料・農業・農村基本法の改正と国の令和７年度農林水産関係予算】

昨年６月、国は「食料・農業・農村基本法」を改正し、基本理念として食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立を新たに規定するとともに、

「食料供給困難事態対策法」、「農振法等改正法」、「スマート農業技術活用促進法」を制定しました。現在、国では、改正基本法に基づく新たな基本計画を今年度中に策定することを目指しております。

また、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮される価格形成に向けた法整備や、人口減少下における農業用インフラの保全管理に向けた土地改良法の見直しを進めており、今通常国会への法案提出を目指しています。

更に、食料安全保障の抜本的な強化など農業の構造転換の実現に向けた施策を初動の５年間で集中的に実行することとし、農林水産業の持続可能な成長を推進するため、令和７年度当初予算案として２兆2,706億円を計上しました。

食料安全保障の強化に向けては、水田における戦略作物の本格的な作付けや畑地化による高収益作物等の導入・定着への支援を掲げるとともに、麦、大豆、飼料作物については、水田、畑に関わらず生産性向上に取り組む者への支援へ見直すことなど、本県から国に要望していた内容に沿った形で検討が進められているところです。また、国産肥料の生産・利用拡大に向けた堆肥等の代替資源への転換推進や、飼料生産を基盤とした酪農・肉用牛支援、輸出産地の形成や品目団体・輸出支援プラットフォームの強化等を掲げています。

農業の持続的な発展に向けては、「地域計画」を核として、計画策定により明らかになった地域の課題を解決するため、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化、担い手への農地集積に必要な農地整備や機械等の導入支援に係る事業を総合的に実施するほか、スマート農業技術の社会実装の加速化を推進するため、農業支援サービス事業体の育成等の集中的な支援、環境負荷の低減と高い生産性を両立する新品種・技術の開発などについても重点的に措置されております。

県としましては、間もなく示される基本計画や関係法案の審議の動向を注視するとともに、国の施策を最大限活用し、持続可能な信州農業・農村の実現を図ってまいります。

【令和７年度農政部関係予算案】

農政部関係の令和７年度当初予算案総額は、一般会計 297 億 5,708 万５千円、農業改良資金特別会計 4,721 万７千円、漁業改善資金特別会計 165 万２千円です。

３年目を迎える「第４期長野県食と農業農村振興計画」の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」、「魅力あふれる信州の食」の実現に向けて、担い手の確保・育成、気候変動への対応、農業ＤＸの推進など、現下の課題に対応しつつ、新しい農業・農村と食の創造に取り組んでまいります。

以下、令和７年度の主要な施策につきまして、順次、御説明申し上げます。

まず、１つ目の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」に向けて、産業としての農業を振興するため、「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」、「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」の３つの体系により施策を展開してまいります。

「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」については、人口減少下において、今後、更に農業者の減少が進む中で、農業・農村の発展を推進し、農業生産を維持することが必須です。そこで、地域の営農活動や農業生産の中心となる農業リーダーの育成を進めるとともに、これからの地域農業をけん引する農業法人の経営発展に向けて雇用就農の拡大を支援するほか、地域の女性農業者グループが行う伝統食等の農村文化伝承の講演会や調理実習への専門家派遣などを行います。

また、新規就農を目指す方々に、様々な支援の情報を発信している特設サイト「デジタル農活信州」において、活躍する若手農業者等の事例紹介や就農支援策等の情報を充実させるなど、信州農業の魅力や可能性をアピールする取組や、新規就農時の農業機械や農業用施設の導入支援、親元就農者の経営発展支援などの取組を一層推進してまいります。更には、１日農業バイトアプリの利用拡大や農福連携の取組の推進などにより、多様な担い手の育成と人材活用を進めてまいります。

また、「地域計画」に基づく農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、「地域計画」の内容の一層の充実と、計画の実現に向けた地域課題の解決を支援するため、同計画の優良事例や課題等を抽出する調査や農地の現状分析などを実施します。

これらに要する経費として、26億8,168万9千円を計上いたしました。

次に、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」については、ゼロカーボンの実現や持続可能な農業に資するため、農業生産活動に由来する環境負荷低減の取組を促進するほか、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定や、有機農業に係る新たな認証制度の検討・試行などを進めてまいります。また、Ｊ－クレジットの制度説明会の開催等により、水田の中干し期間延長など温室効果ガスの排出削減につながる取組の拡大を図ってまいります。

日本一の産地を目指す果樹では、りんご高密植栽培やぶどう「クイーンルージュ®」の導入等を促進するため、現地推進チームによる支援やコンクールを試験的に実施するほか、もも産地の若返りを促進する新改植事例集の作成・配布など、経営改善による安定生産や品質向上等への取組を支援し、果樹生産者の稼ぐ力を向上させ、日本一の果樹産地を目指してまいります。

国産ニーズが高まっている麦類・大豆・そばでは、本格的な作付けや輪作の普及促進を図るとともに、特に県産そばの生産安定に向けた取組や産地づくりを支援するほか、県オリジナル品種の知名度向上によるブランド力の強化、地域の実情に合わせた主要穀類乾燥調製施設の再編集約や農業機械等の導入を支援するなど、消費者や実需者から求められる穀類生産を推進してまいります。

地域の循環型農業に貢献する畜産では、地域の中核となる経営体等に対し、収益力の強化や堆肥の高品質化に必要な施設整備等を支援することで、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する体制の構築を推進してまいります。また、今シーズンも全国で多発している高病原性鳥インフルエンザなど、家畜伝染病の発生時に迅速な殺処分及び埋却等のまん延防止対策を実施するための体制の強化や、産業動物獣医師

を目指す学生への修学資金の貸与を支援するなど、安定的な獣医療の提供を図り、家畜伝染病の防疫対応に万全を期してまいります。

稼ぐ産地を支える生産基盤の整備につきましては、生産性の向上や担い手への農地の集積・集約化を図るため、区画拡大や水路の地中化、水門の自動化・遠隔化、畦畔を緩やかにするなどの取組を進めるとともに、市町村や土地改良区が行う農業水利施設の改修を引き続き支援してまいります。

これらに要する経費として、113億2,536万2千円を計上いたしました。

「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」に向けては、国内の市場規模が縮小する中、輸出に意欲的な生産者や事業者で構成する長野県農産物等輸出事業者協議会の取組支援や、海外市場における県産青果物のテストマーケティングの実施などにより、輸出先国との商流の維持・拡大を図ってまいります。

競争力の高い「ぶどう」、「コメ」、「花き」を重点品目として、「ぶどう」は香港、「コメ」はアメリカと台湾、「花き」はアメリカをターゲットに、輸入事業者の招へいや現地小売店等における販売促進活動の展開、ＳＮＳ等を活用した産地情報の発信など、県産農畜産物の輸出拡大を生産者や輸出事業者など関係者が一体となって戦略的に進めてまいります。

これらに要する経費として、２億5,554万円を計上いたしました。

次に、２つ目の柱である「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」について申し上げます。地方回帰の流れの中で、農ある暮らし希望者からの相談に応じる体制の整備やアドバイザー等による栽培セミナーの実施、ＳＮＳ等を活用した交流拡大事業の実施など、農村に多様な人材を呼び込み、農地の有効利用と農村地域の活性化を推進してまいります。

また、人口減少や高齢化等により農村コミュニティの衰退が懸念される中、農業者を含む地域住民が一体となり、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織、いわゆる農村ＲＭＯの形成を推進するほか、農村Ｒ

ＭＯが実施する農村コミュニティ機能の維持・強化に向けた調査、計画作成、実証事業の支援を行ってまいります。

更に、中山間地域において、集落等を単位に農地を維持・管理する協定を締結し、その協定に基づく自律的かつ継続的な農業生産活動を支援することに加え、複数の集落協定間の連携による活動や集落協定の統合、多様な組織等の活動への参画などを重点的に支援することにより、美しい農業・農村の維持・保全を図ってまいります。

併せて、激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、引き続き防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策や排水機場の改修等を進めるとともに、ＧＩＳを活用した農業農村整備事業の実績管理システムを構築するなど、県土の強靭化を重点的に進めてまいります。

これらに要する経費として、94 億 3,322 万９千円を計上いたしました。

３つ目の柱である「魅力あふれる信州の食」については、環境にやさしい農産物をテーマとした食育や幼稚園等における有機給食を実施するほか、観光協会や商工会等における地域食材を活用した観光地域づくりの取組支援などにより、食を起点とした県産農畜産物の地域内での利用拡大につなげてまいります。

また、地消地産・地産地消を推進するため、本年度作成した動画やＰＲ曲などを活用した発信の強化などにより、「しあわせバイ信州運動」を通じて農業生産への消費者の理解醸成を促し、県産農畜産物の地域内利用の拡大と農畜産物の適正な価格形成等を促進してまいります。

これらに要する経費として、1,147 万７千円を計上いたしました。

【災害等への対応】

昨年は、春先からの気温が高めであったことから、農作物全般の生育は概ね順調に推移しておりましたが、りんごの早生種を中心に着色不良が発生したほか、晩生種「ふじ」において、９月の高温及び 10～11 月の降雨等により、胴割れが県内各

地で発生しました。

県では、引き続き、着色に優れる品種の開発等に取り組むとともに、胴割れ等の障害を軽減する技術指導等により、生産安定や品質向上につながるよう支援してまいります。

また、大雪や降雹などにより、果樹、野菜等の農作物や農地・農業用施設で被害が発生いたしました。

被害に遭われた皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げます。

県では、被害を受けられた農業者の経営への影響が最小限となるよう、農業農村支援センターによる農作物の栽培管理に関する技術指導を行いました。

また、被害を受けた農地・農業用施設については、復旧工事の早期完了に向け、引き続き市町村を支援してまいります。

【付託議案など】

条例案につきましては、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」など３件です。

事件案につきましては、「県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について」など３件です。

専決処分報告につきましては、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」の１件です。

以上、農政部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。

何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における　林務部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、林務部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

林務部関係の令和７年度当初予算案の総額は、一般会計 150 億 4,703 万９千円、県営林経営費特別会計３億 5,035 万８千円、林業改善資金特別会計 6,020 万１千円であります。

本県の森林資源は先人のたゆまぬ努力により充実し、その多くが利用の時代を迎えており、森林の循環利用を進めていく段階に入っています。

一方で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などから森林への関心が低下している状況にあり、主伐・再造林による森林の若返りや間伐などの森林整備の推進、それを支える担い手の確保・育成が益々重要になっています。

本県では、概ね 100 年先の森林のあるべき姿と森林づくりの方向性を明らかにした長野県森林づくり指針を令和４年度に策定し、「持続的な木材供給が可能な森林づくり」、「県民が恩恵を享受できる森林づくり」、「県民の暮らしを守る森林づくり」の３つの基本方針により、将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ、豊かな暮らしにつながる社会を目指すこととしています。

以下、令和７年度の主要施策につきまして、この３つの基本方針に沿って順次御説明いたします。

【持続的な木材供給が可能な森林づくり】

県内の充実した森林資源の循環利用を進めるためには、県産材の需要を拡大するとともに安定供給の体制を強化し、県産材の利用を促進する必要があります。昨年

９月に、県内で初となる都市（まち）の木造化促進法に基づく建築物木材利用促進協定が県、長野ＷＢ工法友の会及び根羽村森林組合により締結されたことに続いて、本年２月には県内２例目となる協定が県と県建設労働組合連合会との間で締結されるなど、県産材の利用促進に向けた機運が高まりつつあります。

県としては、県が定める県産材利用方針を抜本的に見直すとともに、県有施設の木造化・木質化の推進、公共土木事業の工事成績評定への木材利用のインセンティブ付与などにより、県産材の率先利用に取り組んでまいります。

また、県産材を活用した耐火集成材等の新たな部材や技術により建設する施設への補助限度額を引き上げ、非住宅分野での県産材利用を進めるとともに、製材工場におけるＪＡＳ認証取得や、建築・合板用のいわゆるＡ材の流通保管拠点の整備、製材品等の生産拡大に向けた施設整備への支援により、県産材の安定供給体制を強化してまいります。

建築物以外の分野についても、ウッドチェンジ製品の普及に向けて引き続き支援するとともに、「しあわせ信州創造プラン 3.0」に掲げる「世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト」の一環として、化石燃料から木質バイオマスへの転換を図るため、ペレットストーブの暖かさを実感できる体験イベント等を実施することとしており、こうした施策を効果的に展開することにより、県産材の利用が「あたりまえ」となる社会の実現を目指してまいります。

2050 ゼロカーボンの実現に向け、本県の森林が CO2 吸収能力を充分に発揮できるよう若い森林への更新が必要であることから、林業経営に適した森林において、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに沿った計画的な主伐・再造林を推進します。森林所有者の費用負担が大きい再造林とその後の下刈り等の標準的な経費の全額支援を引き続き実施し、木材生産量の増加と森林の若返りを促進してまいります。

また、地形が急峻で森林作業道の開設が困難な地域において架線を活用した全木集材から再造林までの一貫作業や自走式下刈り機による作業の省力化、花粉の少ないスギを含む優良苗木の生産拡大・安定供給、再造林の支障となる林地残材の搬出への支援などにより、令和７年度の再造林面積目標としては、前年度から 160 ヘクタール増の、680 ヘクタールを目指してまいります。

これからの人口減少・少子化社会の到来に向け、主伐・再造林を継続的に進めるためには、林業の生産性向上や安全確保が重要です。このため、ＩＣＴを活用した先進的な低コスト造林技術等の実証、高性能林業機械の導入、林道や森林作業道の整備、森林境界明確化への支援などの効率的な木材生産につながる取組を進めてまいります。また、林業のＰＲを兼ねた林業技術向上のための信州伐木チャンピオンシップの開催により、労働安全意識を業界全体に広げてまいります。

木材生産等に欠かせない林業従事者は近年、約 1,500 人で推移しており、最新の令和５年度は前年度から 32 人増の 1,533 人となり 4 年連続の増加、また新規林業就業者は 147 人となり前年度から 28 人増加しております。就業者のうち、素材生産の従事者数は、ほぼ横ばいで推移している一方で、再造林や下刈り、間伐等に従事する保育作業の従事者数は長期的にみると減少傾向にあります。

こうしたことから、若年層や転職・移住者などの担い手の確保をさらに促進するため、新卒者の就職や他産業からの転職への支援金の支給や、移住や就業に対する相談体制の構築、一人多役などの新たな働き方を推進するための支援などにより人材を確保・育成してまいります。

また、「信州未来共創戦略」に関連して、市町村や人材育成機関、試験研究機関連携の、「木曽谷・伊那谷フォレストバレー」の取組を推進してまいります。フォレストバレーの中核的機関である林業大学校のカリキュラムの見直しを進め、他県

の林業大学校にはない魅力を高めるとともに、高度人材の育成や多彩な発想を導く森林ベンチャーへの支援等、地域・企業と共創する 10 のプロジェクトの創出により、木や森を活かす豊かな社会をつくるための知識と技術基盤が整う全国随一の地域を目指してまいります。

【県民が恩恵を享受できる森林づくり】

本県の豊かな森林資源を活かし、森林空間を健康増進や教育などの様々な分野で活用する「森林サービス産業」の振興を図るため、本年度設置しました支援の総合窓口である「信州森林サービス産業推進ネットワーク」の運営とともに、ネットワークの参加者への各段階に応じた支援を通じて、地域での新たなビジネスの創業や自走化、人材の育成、利用者の裾野の拡大を進めてまいります。

地域住民による主体的な里山の整備や利活用の取組を、多くの県民や県外から訪れる皆様が気軽に活用できる「開かれた里山」の活動に発展させることも重要です。令和６年 12 月末で 25 地域が認定となり地域での活動の幅を広げております。県内外より参加者を集い、里山を活かしたイベントを行う地域や、地域課題である放置竹林の竹等を活かし、地域参加型の取り組みを進める地域などが活動を進めており、引き続き、より多くの皆様が森林に親しむことができるよう推進してまいります。

【県民の暮らしを守る森林づくり】

昨年のツキノワグマの里地への出没件数は、１月末で 1,426 件、平年の 1.6 倍となりました。全県に出没注意報、５地域に出没警報を発出し、県民の皆様に厳重な警戒を呼び掛けた結果、警報発出後の里地での人身被害の発生を防ぐことができました。一方、農林業被害は依然として高水準にあり、被害の軽減に向けた取り組みを加速化させる必要があります。特に市町村が取り組む誘引物除去や緩衝帯整備な

どの総合的なツキノワグマ対策への支援や、個体数を減少させる必要があるニホンジカの捕獲活動等への支援、捕獲技術者の技術向上などによる人材確保・育成に向けた講座の開催により、地域住民を含めた多くの関係者の皆様とともに対策を進めてまいります。

昨年は、元日の能登半島地震に始まり、全国各地において短時間での激しい降雨による山地災害が頻発し、本県においても、県土の保全や森林の持つ公益的機能を発揮させることの重要性が再認識されています。このため、荒廃山地の復旧や森林整備と施設整備を一体的に実施する治山事業や土砂災害防止等の森林の多面的機能の維持・増進を図る造林事業を着実に進め、災害に強い森林づくりに取り組んでまいります。

地球温暖化の影響などもあり、標高800m以上の高標高森林において松くい虫による被害リスクが高まっています。松くい虫被害レベルマップを活用した効果的な防除対策を市町村と連携し実施してまいります。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシによる被害リスクの高いアカマツ林や広葉樹林を未然に伐採し、あわせて木材活用を進めることで、被害の拡大防止に努めてまいります。

以上、令和７年度当初予算案における主な施策について申し上げました。

事件案につきましては、「県営林道事業施行に伴う市町村の負担について」の１件、報告案件としましては「会場使用中の事故に係る損害賠償の専決処分報告」１件でございます。

以上、林務部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

令和７年２月県議会
定例会における

建設部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、建設部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、地震対策の更なる充実・強化を図るため策定された、長野県地震防災対策強化アクションプランでは、「『地震災害死ゼロ』に挑戦」という高い目標を掲げ、予防、応急、復旧復興の各段階に応じた 10 のアクションが設定されています。建設部においても、住宅の耐震化など、県民の皆様に自らの命を守るための取組をこの機会に進めていただくよう働きかけていくとともに、市町村等と協力して、災害に強い県土づくりに全力で取り組んでまいります。

令和３年度から始まった「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、長野県はこれまで、幹線道路ネットワークの強化、流域治水対策、土砂災害対策、老朽化インフラの予防保全等の取組を進めてまいりました。これらの取組は、県民の安全・安心を守るための重要なステップであり、今後も継続して強化していく所存です。

また、人口減少下においても、地域を守る建設産業が維持できるよう、建設ＤＸによる省人化・省力化・生産性向上に視点を置いて、施策を進めてまいります。

これらを踏まえた建設部関係の令和７年度当初予算案の総額は 1,183 億 8,230 万８千円であります。

令和６年度１月補正予算も合わせて切れ目なく執行し、事業効果の早期発現を

図るとともに、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた施策を展開してまいります。

以下、主な事業の概要につきまして、「しあわせ信州創造プラン 3.0」の柱に沿って申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

住宅等の省エネルギー化、グリーンインフラの推進などによる地球環境への貢献や、インフラ整備等による県土の強靭化・住宅の耐震化、インフラ老朽化対策、交通安全対策の推進による県民の生命や経済活動へのリスク軽減に取り組みます。

（持続可能な脱炭素社会の創出）

住宅分野における 2050 ゼロカーボンを実現するため、地域工務店等と協働して、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を生かした快適で健康な住まいづくりを推進しています。2023 年 11 月に策定した「長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ」では、国の計画より前倒して 2025 年度以降早期に、新築住宅についてＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準に適合させることを、条例で義務化することとしており、昨年９月に学識経験者や法律・設計・施工・不動産の各専門家で構成する委員会を立ち上げ、検討をはじめているところです。また、2050 年の住宅ストック平均でのゼロカーボンを達成するためには、既存ストックの省エネ化が必須であることから、信州健康ゼロエネ住宅助成金について、部分的なＺＥＨ化リフォームに対しても補助ができるよう制度を拡充し、より省エネ性能が高い住宅への誘導を図ってまいります。併せて、まだＺＥＨに対応できていない県内工務店の技術力向上を図るため、断熱施工のポイント等を解説し

た動画を作成し研修を実施することで、高断熱・高性能な住宅の普及を推進してまいります。

県営住宅については、向ヶ丘団地において、茅野市と協働でＺＥＨ水準による建替工事に着手するほか、社団地において、外壁や窓などの高断熱化を図るゼロエネ・リフォーム工事を引き続き行うなど、既設県営住宅の更なる省エネルギー化も進めてまいります。

「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、長野、松本、上田及び飯田の４市による「グリーンエリアビジョン」の実現に向け、まちなかの緑地整備や保全事業を実施することにより、多様な機能をもつ緑あふれる空間を創出してまいります。

（災害に強い県づくりの推進）

激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、災害に強いインフラ整備による県土の強靭化を推進してまいります。

流域治水対策としましては、気候変動等により試算されている降雨量や流量の増に伴う水災害の激甚化・頻発化による被害を最小限に抑えるため、堤防・護岸等の河川施設の整備による「流す」取組、県有施設への雨水貯留浸透施設の設置など雨水を貯留・浸透させる「留める」取組、住まい方の工夫に資する水害リスクマップの作成などによる「備える」取組を、「流域治水プロジェクト」や「長野県流域治水推進計画」に基づき、進めているところです。今後は、流域治水の取組を加速化・深化させるため、特定都市河川の指定を目指すとともに、県民に水害を自分事としていただくために、流域のあらゆる関係者が参加し協議する場を設け、具体的な取組内容を議論し、水害リスクや治水対策を認識してもらい、流

域治水の取組を推進してまいります。

土砂災害対策としましては、土石流や流木対策に加え、再度災害防止のための緊急対策や除石、流木捕捉施設の設置による既存堰堤の機能増進など、「流域を保全する土砂災害対策」を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等に立地する要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、砂防堰堤等の施設整備を計画的に進めてまいります。併せて、住民の実践的な避難行動につなげるため、土砂災害に関する豊富な知識を有する講師による防災教育や防災訓練における訓練計画の作成、訓練への助言等の支援を行ってまいります。

災害時における道路ネットワークの確保については、これまでも重点的に取り組んでまいりましたが、能登半島地震における道路の被災状況を踏まえ、災害直後から応急活動する緊急車両の通行を確保する緊急輸送道路を抜本的に見直し、併せて道路啓開計画の見直しを行ってまいります。

道路の防災・減災対策では、緊急輸送道路の法面対策について、要対策箇所の半数以上を令和７年度までに完了し、可能な限り早期に全ての対策を完了するよう事業の進捗を図ることで、緊急輸送道路の重点的整備と災害時における迂回機能強化を図ってまいります。

加えて、災害発生時の孤立解消や物流の確保のためには、速やかに道路啓開を行う必要があることから、災害時の道路の被害状況を迅速に把握するためのドローンの活用や、平常時から関係機関等と情報を共有するための災害情報共有システムの運用方法について検討を行ってまいります。

冬期交通の確保にあたっては、国、ＮＥＸＣＯ等との連携強化に努め、大雪警報が発令されるなど同時通行止めの可能性があるときは、ＷＥＢ会議等により道路及び降雪状況の情報共有を行いながら、相互で必要に応じた対応を行うことに

より、大雪時の安全で円滑な交通を確保してまいります。引き続き、堆雪帯の整備や融雪施設の更新などのハード整備を進めるほか、現在、44 工区で実施しているＪＶ（共同企業体）による除雪業務の更なる拡大を図るとともに、除雪機械を効果的に配備することにより、除雪業務の効率化も図ってまいります。

令和６年能登半島地震では多くの住宅が被害を受けたことで、耐震改修の重要性が再認識されました。旧耐震基準で建てられた住宅に住む方々の安全意識が高まっており、今年度における住宅の耐震診断の実施件数は昨年度比 1.7 倍の約 1,600 戸、除却を含む耐震改修の補助件数は昨年度比 1.7 倍の約 310 戸と、大きく増加しています。このまま途切れることなく住宅の耐震化を推進するため、資材高騰などの影響による工事費の上昇も踏まえて補助上限額を引き上げ、耐震改修補助の予算額を今年度比で倍増するとともに、コストを抑える工法の普及拡大を進め、住宅所有者の負担軽減を図ってまいります。さらに、継続して耐震改修の効果や必要性の情報発信を行い、住宅耐震化を着実に進めてまいります。

令和５年５月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」に基づき、本年５月、県全域を規制区域として指定・公示し、区域内で行われる盛土等の許認可事務を開始いたします。また、過去に実施された既存盛土の分布や安全性を把握するための調査に着手し、盛土の崩壊等による災害を未然に防ぐ取組を行ってまいります。

（社会的なインフラの維持・発展）

高度経済成長期以降に整備された多くの公共インフラの老朽化が進行しております。定期点検等により修繕等が必要とされた橋梁やトンネルなどのメンテナンスについては、新技術等を活用しながら、各施設の長寿命化計画に基づいた修

繕・更新を計画的・集中的に実施するとともに、ライフサイクルコストを縮減するため「事後保全型」から「予防保全型」へ早期の転換を図ってまいります。

また、交通量が多い市街地や主な観光地へのアクセス道路のうち、特に損傷が進んでいる約 170 キロメートルの区間について、「道路リフレッシュプラン」として集中的な修繕等を実施します。舗装の修繕のほか、歩行の支障となる除草や景観を悪化させる支障木の伐採、視認性が悪く安全な走行に支障をきたしている区画線の引き直しを行いながら、道路の適切な維持・管理に努めてまいります。

（県民生活の安全確保）

児童・生徒を交通事故から守るため、「通学路の安全確保に関する方針」に基づき通学路等の安全対策を進めており、昨年度までに、暫定的な対策を含め全箇所の安全対策を完了しました。今後は、用地買収等を伴う歩道等の整備が必要な箇所について引き続き事業の進捗を図り、可能な限り早期の対策完了を目指してまいります。

【創造的で強靭な産業の発展を支援する】

地域の安全・安心を支える建設産業が、将来にわたって持続的に発展していくため、次世代を担う人材の確保・育成、生産性向上と労働環境の改善に取り組みます。

（地域の建設業等における担い手の確保の推進）

人材の確保については、産・学・官が連携して取り組んでいるところですが、今年度から取組を強化し、従来の就労促進事業や職場体験学習などの取組に加え、

現場見学会や企業との交流会など、小学生から大学生までの将来の担い手となるあらゆる世代に対し、建設産業の魅力と役割を伝え、入職を促す取組を広く展開してきました。令和７年度は、地域の方と地域の建設産業の交流機会を拡大するためのイベント等も強化し、さらに取組を拡大してまいります。

（建設産業の振興）

担い手確保と併せて、建設産業の省人化・省力化・生産性向上及び労働環境の改善にも取り組みます。

国土交通省のデータによると、ＩＣＴを活用した工事では、平均で約２割の作業時間短縮効果が確認されており、建設ＤＸは、建設産業の振興に不可欠です。

建設工事におけるＩＣＴを活用した遠隔地からのリアルタイム現場確認や、ＡＩやドローンを活用した道路・河川パトロールなどにより、業務の効率化を図るとともに、建設関連企業に加えて県・市町村といった発注者も対象とした建設ＤＸやＢＩＭ／ＣＩＭの講習会による人材の育成を強化し、建設ＤＸを推進してまいります。

また、実際の現場で働く女性や若手の技術者の意見を踏まえた、清潔で広く快適なトイレや、広い休憩室を設置するモデル工事の実施を継続し、広く全ての現場への展開を目指してまいります。

さらに、市町村と連携しながら、施工時期等の平準化、週休２日工事の実施、入札関連手続の集約化等により、入札契約制度の適正化にも取り組んでまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

快適で活力のあるまちづくりのため、「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」、「地域活力の維持・発展」、「本州中央部広域交流圏の形成」、「移住・交流・多様なかかわりの展開」、「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」及び「『信州やまなみ国スポ・全障スポ』の開催を契機としたスポーツ振興の推進」の６点に取り組みます。

（地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進）

歩きやすい歩道の整備や公共空間の利活用などにより、まちなかの賑わいづくりを推進するため、歩きやすいまちづくり実証事業（信州まち・あい空間事業）によって、社会実験に取り組む市町村の滞在性や回遊性の検証を行うなど、市町村と連携した具体的な取組を行いながら、快適で魅力ある空間づくりを進めてまいります。

景観行政を取り巻く状況変化に対応し、広域的な観点から守るべき景観の保全・育成を推進するため、引き続き、「長野県景観育成計画」改定に向けた取組を進めます。景観行政団体に移行した市町村も含めた全県共有の広域的な指針となる「長野県景観育成ビジョン（仮称）」の策定、重点的に景観誘導を行う「景観育成重点地域」の指定、広域的な眺望景観を保全する仕組みの検討などにより、信州らしい美しい景観育成を推進してまいります。

松本平広域公園の魅力向上を図るため、魅力向上アドバイザーとして委嘱した園庭整備の専門家から助言をいただきながら、指定管理者や地元住民等とも連携し、引き続き、「年間を通じて楽しめる公園」とするための植栽管理や園庭整備を進めてまいります。

（地域活力の維持・発展）

「信州地域デザインセンター」を通じ、しなの鉄道線沿線地域をはじめとした市町村の広域連携や、官民が連携したまちづくりを支援し、持続可能で居心地の良い空間を創出するとともに、快適で賑わいのあるまちづくりを進めてまいります。

（本州中央部広域交流圏の形成）

高規格道路につきましては、県内３路線で国による整備が進められており、県といたしましても整備促進に向けて積極的に連携・協力してまいります。

このうち、「中部横断自動車道」につきましては、唯一の未整備区間となっている長坂（ながさか）から八千穂（やちほ）間について、長野・山梨両県が環境影響評価と都市計画決定の手続を進めているところであり、引き続き、国や山梨県、関係市町村と連携し、早期事業化に向けて地域の合意形成を図ってまいります。

「三遠南信自動車道」につきましては、「飯喬（いいだか）道路」３工区の橋梁工事や「青崩峠（あおくずれとうげ）道路」のトンネル工事が進められております。また、現道活用区間として県が整備する「小嵐（こおろし）バイパス」につきましては、「青崩峠（あおくずれとうげ）道路」のトンネル発生土を活用しながら工事を着実に進めてまいります。

「中部縦貫自動車道」につきましては、「松本波田道路」の用地取得や新村地区における橋梁工事が進められております。また、先線の波田から中ノ湯（なかのゆ）間につきましては、引き続き、国を中心に松本市と連携し、計画段階評価の着手に向けて取り組んでまいります。

県では、「松本糸魚川連絡道路」の「安曇野道路」について、早期の工事着手に

向けて引き続き調査・設計を進めてまいります。また、大町市街地区間においては、昨年１月に最適ルート帯を決定したところであり、引き続き地域の皆様へ丁寧な説明を心がけながら、計画の推進を図ってまいります。

「伊那木曽連絡道路」の「姥神峠道路延伸工区」につきましては、昨年度工事に着手しており、早期完成をめざし事業を推進してまいります。

リニア関連道路の整備につきましては、長野県駅と中央自動車道を直結する「座光寺上郷道路」や国道 153 号の「飯田北改良」などの整備を進めるほか、権限代行として事業中の国道 153 号「伊駒アルプスロード」の調査・設計及び用地補償について国と連携して行うなど、リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及できるよう着実な事業の進捗を図ってまいります。

戦略的かつ実践的な土地利用を目指す「リニア駅近郊グランドデザイン」については、地域特性を踏まえた開発適地の抽出・選定や実現手法の整理を行っており、引き続き、部局連携によるプロジェクトチームを立ち上げ、まちづくりの主体たる市町村を、広域的な観点から積極的に支援してまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

今後５～10 年後に団塊の世代が平均寿命を迎えることから、近い将来空き家になる可能性の高い住宅について、金融や相続など多面的な視点から課題やニーズを抽出し、金融機関や関係団体と連携しながら、良質な住宅を空き家にすることなく市場に流通させる仕組みの検討を行います。良質な中古住宅の流通促進により、移住・交流の活性化にも寄与してまいります。

（世界水準の山岳高原観光地づくりの推進）

道路の無電柱化につきましては、「長野県無電柱化推進計画」に基づき、上田市や白馬村など６箇所において事業を実施しております。引き続き計画的な事業の進捗を図り、安全で快適な通行空間はもとより、魅力ある良好な景観形成や観光振興にも資するよう取り組んでまいります。

自転車を活用した観光地域づくりやサイクリストの安全確保を図るため、県内を１周する「Japan（ジャパン） Alps（アルプス） Cycling（サイクリング） Road（ロード）」の整備を進めており、その一部である諏訪湖周サイクリングロードが昨年完成し、令和６年４月に開通記念式典を開催しました。引き続き関係部局や地域振興局と連携し、矢羽根型路面標示の設置など、快適で安全な自転車通行空間の整備を進めてまいります。

道の駅については、リニューアルを必要とする 18 駅中 16 駅のトイレリニューアルを完了していることから、残る２駅のトイレの洋式化やバリアフリー化への改修を進めてまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進）

令和 10 年に開催予定の「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開閉会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場について、国に対し必要な予算の確保を強く求めながら、令和８年度中には利用できるよう着実に整備を進めてまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

関係団体との連携による居住支援や、子育て世帯に配慮した県営住宅の改修などにより、子育て世帯や若者が住みやすい環境を確保します。

（子どもや若者の幸福追求を最大限支援する）

住宅セーフティーネットの中心的な役割を担う県営住宅において、子育て世帯の優先入居を引き続き実施するとともに、老朽化した中高層住宅を子育て世帯やひとり親が使いやすい「現代のライフスタイル」にあわせた住まいにリノベーションするなど、子育てしやすい住戸環境を整えることにより、若者の子育てを支援してまいります。

以上、しあわせ信州創造プラン 3.0 の柱に沿った事業について申し上げました。

【信州未来共創戦略】

昨年 12 月、県民会議「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」において、2050 年を見据えた長期的ビジョンを持ち、少子化や人口減少などの課題に対応するための「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」が策定されました。行政と県民が一体となって創り上げた本戦略に則り、建設部としても施策を展開していく所存です。

以下、取組の方向性に沿って申し上げます。

（安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～）

人口減少下においては、都市機能や社会インフラ等の最適化、激甚化・頻発化する災害リスクの回避、交通ネットワークの構築などの視点を持ち、将来の県土を考えていく必要があります。また、昨年度の人口減少に係る県民との意見交換

においては、楽しいまちや便利な交通について、強い要請もいただきました。安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザインの策定に向け、県民との議論を開始します。

このほか、信州未来共創戦略では、「信州の強みを活かした移住・関係人口の増加～暮らし、つながる仲間を増やそう～」や「多様な人材の労働参加と省力化投資を進めよう」といった取組の方向性が示されています。建設部においては、先ほど述べた空き家等の市場流通促進事業、建設産業の次世代を担う人づくり推進事業、建設ＤＸ推進事業等が関係しており、県庁全部局と連携して施策を展開していきます。

以上、信州未来共創戦略の取組の方向性に沿った事業について申し上げました。

【地域の課題を「連携」と「協働」で解決】

まちづくりや観光振興など地域課題解決に向け、地域戦略推進型公共事業では、諏訪地域、安曇野や北アルプス地域、北信地域などで活発化しているサイクルツーリズム支援として、イメージアップや安全性確保につながる路面標示と舗装の段差解消、懐古園や善光寺周辺などの観光客の動線となる歩道整備など、地域の多様な主体と連携・協働したインフラ整備を引き続き推進してまいります。

【債務負担行為の設定ほか】

令和７年度当初予算案に係る債務負担行為は、建設工事の複数年度にわたる契約に要するものなど、808 億 6,446 万 6 千円を設定いたしました。

事件案は、「主要地方道大町明科線道路改築工事（安曇野道路）委託契約の締結について」など11件であります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など３件であります。

以上、建設部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

発言通告者一覧表（代表質問・質疑）

＝７・２定例会＝

1	風間辰一	自由民主党県議団代表 （議席番号・５４番）	県政一般について
2	髙島陽子	改革信州代表 （議席番号・３３番）	県政一般について
3	百瀬智之	新政策議員団代表 （議席番号・２６番）	県政一般について

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝７・２定例会＝

発言順位	氏　　名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
１	加藤康治	（公明党・１４）	１６分	県政一般について
２	山口典久	（共産党・２３）	１９分	県政一般について
３	望月義寿	（改革信・２２）	１８分	県政一般について
４	宮本衡司	（自民党・５２）	２１分	県政一般について
５	小山仁志	（新政団・２７）	１２分	県政一般について
６	小池　清	（自民党・５１）	１５分	県政一般について
７	林　和明	（改革信・　３）	１５分	県政一般について
８	丸山寿子	（改革信・１１）	１４分	県政一般について
９	花岡賢一	（改革信・２１）	１５分	県政一般について
１０	藤岡義英	（共産党・２４）	１２分	県政一般について
１１	川上信彦	（公明党・２５）	１３分	県政一般について
１２	清水正康	（新政団・１６）	１３分	県政一般について
１３	酒井　茂	（自民党・４１）	２２分	県政一般について
１４	中川博司	（改革信・３７）	１４分	県政一般について
１５	両角友成	（共産党・３８）	１２分	県政一般について
１６	和田明子	（共産党・４８）	１２分	県政一般について
１７	共田武史	（自民党・３２）	２２分	県政一般について
１８	寺沢功希	（自民党・３１）	２２分	県政一般について
１９	小林陽子	（改革信・　２）	１５分	県政一般について
２０	大畑俊隆	（自民党・３０）	２１分	県政一般について
２１	小林あや	（新政団・１５）	１３分	県政一般について
２２	丸茂岳人	（自民党・２０）	２１分	県政一般について
２３	奥村健仁	（新政団・　６）	１２分	県政一般について
２４	山田英喜	（自民党・１８）	２１分	県政一般について
２５	勝山秀夫	（公明党・　４）	１３分	県政一般について
２６	向山賢悟	（自民党・１７）	２０分	県政一般について
２７	早川大地	（自民党・　９）	２０分	県政一般について
２８	グレート無茶	（新政団・　５）	１３分	県政一般について
２９	竹村直子	（改革信・　１）	１４分	県政一般について
３０	小林君男	（無所属・１２）	１１分	県政一般について
３１	垣内将邦	（自民党・　８）	２０分	県政一般について
３２	青木　崇	（自民党・　７）	２０分	県政一般について
３３	勝野智行	（公明党・１３）	１３分	県政一般について
３４	埋橋茂人	（改革信・３５）	１５分	県政一般について
３５	小池久長	（新政団・４０）	１２分	県政一般について
３６	佐藤千枝	（改革信・１０）	１５分	県政一般について

危 機 管 理 建 設 委 員 会 審 査 報 告 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

危機管理建設委員長　大　畑　俊　隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎　危機管理建設委員会

第　１　号　令和７年度長野県一般会計予算案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算」中

歳　出　第　２　款　総　務　費

第２項　企画費の一部

第４項　市町村振興費の一部

第６項　防災費

第７項　災害救助費

第　９　款　土　木　費

第１項　土木管理費

第２項　道路橋梁費

第３項　河川費

第４項　砂防費

第５項　都市計画費の一部

第６項　住宅費

第７項　中央新幹線建設費

第８項　直轄事業負担金

第　12　款　災害復旧費

第２項　公共土木施設災害復旧費の一部

第３項　県単土木施設災害復旧費

第２条　「第２表　債務負担行為」中の一部

第　43　号　長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第　44　号　長野県都市公園条例の一部を改正する条例案

第　59　号　長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について

第　60　号　主要地方道大町明科線道路改築工事（安曇野道路）委託契約の締結について

第　61　号　一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋１工区）変更請負契約の締結について

第　62　号　一般国道418号道路改築工事（天竜川橋２工区）変更請負契約の締結について

第　63　号　一般国道158号道路改築工事（狸平）変更請負契約の締結について

第　64　号　一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場１号トンネル）変更請負契約の締結について

第　65　号　栃平砂防えん堤建設工事変更請負契約の締結について

第　66　号　都市計画道路出川双葉線街路工事（出川から双葉工区）委託契約の締結について

第　67　号　松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結について

第　68　号　道路事業施行に伴う市町村の負担について

第 69 号　急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について
第 70 号　都市計画事業施行に伴う市町村の負担について
第 74 号　令和６年度長野県一般会計補正予算（第６号）案中
　第１条　「第１表　歳入歳出予算補正」中
　　歳　出　第 2 款　総　務　費
　　第６項　防災費
　　第７項　災害救助費
　　第 9 款　土　木　費
　　第１項　土木管理費
　　第２項　道路橋梁費
　　第３項　河川費
　　第４項　砂防費
　　第５項　都市計画費の一部
　　第６項　住宅費
　　第８項　直轄事業負担金
　　第 12 款　災害復旧費
　　第２項　公共土木施設災害復旧費の一部
　　第３項　県単土木施設災害復旧費
　第２条　「第２表　繰越明許費補正」中の一部
第 86 号　防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

危機管理建設委員長　大　畑　俊　隆

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 482号　一般国道418号岩倉橋周辺及び小枝地区の整備促進並びに平谷峠トンネル化の整備計画推進について

陳第 483号　一般県道大平山松葉線村中地区の拡幅改良整備促進について

陳第 488号　諏訪湖の水位上昇に伴う釜口水門操作規則等改正などの水害対策や環境対策及び天竜川水系における治水対策の推進について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

危機管理建設委員長　大　畑　俊　隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

１　事件

請第　５号　千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について

陳第　16号　景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について

陳第　18号　長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について

陳第　19号　都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について

陳第 221号　県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について

陳第 257号　被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について

陳第 258号　既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について

陳第 259号　住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について

陳第 289号　準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について

(1) 危機管理対策について

(2) 災害対策の調整について

(3) 道路整備事業について

(4) 河川・砂防等治水事業について

(5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について

(6) 高速鉄道網の整備について

(7) 都市計画事業について

(8) 住宅及び建築行政について
(9) 災害対策について

2　継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

県民文化健康福祉委員長　小　山　仁　志

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎　県民文化健康福祉委員会

第　１　号　令和７年度長野県一般会計予算案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算」中

歳　出　第　２　款　総　務　費

第２項　企画費の一部

第９項　生活文化費の一部

第10項　外事費の一部

第　３　款　民　生　費

第　４　款　衛　生　費

第　11　款　教　育　費

第１項　教育総務費の一部

第６項　大学費

第７項　社会教育費の一部

第２条　「第２表　債務負担行為」中の一部

第　３　号　令和７年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

第　４　号　令和７年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

第　５　号　令和７年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

第　６　号　令和７年度長野県国民健康保険特別会計予算案

第　13　号　令和７年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案

第　27　号　長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案

第　28　号　幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第　29　号　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案

第　30　号　一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案

第　31　号　民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

第　32　号　長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案

第　33　号　長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第　52　号　公立大学法人長野県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について

第　53　号　公立大学法人長野県立大学定款の変更について

第　54　号　地方独立行政法人長野県立病院機構第４期中期計画の認可について

第　74　号　令和６年度長野県一般会計補正予算（第６号）案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算補正」中

歳　出　第　２　款　総　務　費

第９項　生活文化費

第　３　款　民　生　費

第 4 款　衛　生　費
第 11 款　教　育　費
第１項　教育総務費の一部
第６項　大学費
第７項　社会教育費
第２条　「第２表　繰越明許費補正」中の一部
第 76 号　令和６年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第１号）案
第 80 号　令和６年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第３号）案

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

県民文化健康福祉委員長　小　山　仁　志

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 274号　母子生活支援施設の整備等に対する県の財政支援について

陳第 484号　長野県立阿南病院の医師確保について

陳第 489号　介護職員の実効性の高い処遇改善と訪問介護費の引き下げ見直し、介護報酬引き上げの再改定について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

県民文化健康福祉委員長　小　山　仁　志

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

１　事件

請第　９号　沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について

請第　11号　訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について

陳第　５号　妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について

陳第　７号　福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

陳第　37号　保育士確保の一体的・広域的な取組みについて

陳第　42号　埋蔵文化財（出土品）の保管について

陳第　45号　重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について

陳第　54号　子ども医療費完全無料化について

陳第 120号　不妊治療に関する支援の強化について

陳第 122号　国民健康保険料（税）の軽減拡大について

陳第 123号　長野県福祉医療費制度の拡大について

陳第 232号　育休退園制度廃止を求めることについて

陳第 239号　精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について

陳第 242号　在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について

陳第 244号　妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について

陳第 247号　医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について

陳第 248号　長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
陳第 278号　福祉医療給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
陳第 282号　障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
陳第 325号　高齢者等の交通弱者の移動支援について
陳第 410号　社会福祉制度の充実について
陳第 411号　発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
陳第 450号　社会福祉制度の充実について
陳第 451号　発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
陳第 478号　木曽郡の医療充実に向けての支援について
陳第 487号　上伊那地域への児童相談所の設置について

(1) 県民生活及び芸術文化について
(2) 次世代育成支援について
(3) 私学振興対策について
(4) 社会福祉の充実について
(5) 医療対策について
(6) 公衆衛生対策について

2　継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

農政林務委員長　中　川　博　司

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎　農政林務委員会

第　1　号　令和７年度長野県一般会計予算案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算」中

歳　出　第　7　款　農林水産業費

第１項　農業費

第２項　畜産業費

第３項　農地費の一部

第４項　林業費

第５項　水産業費

第　12　款　災害復旧費

第１項　農林水産施設災害復旧費

第２項　公共土木施設災害復旧費の一部

第２条　「第２表　債務負担行為」中の一部

第　8　号　令和７年度長野県農業改良資金特別会計予算案

第　9　号　令和７年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

第　10　号　令和７年度長野県県営林経営費特別会計予算案

第　11　号　令和７年度長野県林業改善資金特別会計予算案

第　40　号　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第　41　号　長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第　42　号　国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例案

第　55　号　県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について

第　56　号　国営土地改良事業の県負担金に対する市町村の負担について

第　57　号　県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事請負契約の締結について

第　58　号　県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

第　74　号　令和６年度長野県一般会計補正予算（第６号）案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算補正」中

歳　出　第　7　款　農林水産業費

第１項　農業費

第２項　畜産業費

第３項　農地費の一部

第４項　林業費

第５項　水産業費

第　12　款　災害復旧費

第１項　農林水産施設災害復旧費

第２項　公共土木施設災害復旧費の一部

第２条　「第２表　繰越明許費補正」中の一部

第　78　号　令和６年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第２号）案

第 79 号　令和６年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第１号）案

閉　会　中　継　続　調　査　申　出　書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

農政林務委員長　中　川　博　司

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

１　事件

(1) 農業及び水産業の振興対策について
(2) 農業・農村の活性化対策について
(3) 林業の振興対策について
(4) 林業・山村の活性化対策について
(5) 森林整備について
(6) 農林業の災害対策について

２　継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

環境文教委員長　花　岡　賢　一

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎　環境文教委員会

第 1 号　令和７年度長野県一般会計予算案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算」中

歳　出　第 6 款　環　境　費

第 7 款　農林水産業費

第３項　農地費の一部

第 9 款　土　木　費

第５項　都市計画費の一部

第 11 款　教　育　費

第１項　教育総務費の一部

第２項　小学校費

第３項　中学校費

第４項　特別支援学校費

第５項　高等学校費

第７項　社会教育費の一部

第８項　保健体育費の一部

第２条　「第２表　債務負担行為」中の一部

第 12 号　令和７年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

第 14 号　令和７年度長野県流域下水道事業会計予算案

第 45 号　長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

第 46 号　良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案

第 47 号　長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 48 号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 49 号　特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案

第 71 号　流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について

第 72 号　長野県諏訪湖流域下水道の維持管理に要する費用の負担について

第 73 号　高等学校の統合について

第 74 号　令和６年度長野県一般会計補正予算（第６号）案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算補正」中

歳　出　第 6 款　環　境　費

第 7 款　農林水産業費

第３項　農地費の一部

第 9 款　土　木　費

第５項　都市計画費の一部

第 11 款　教　育　費

第１項　教育総務費の一部

第２項　小学校費

第３項　中学校費

第４項　特別支援学校費

第５項　高等学校費

第８項　保健体育費の一部

第２条　「第２表　繰越明許費補正」中の一部

第 81 号　令和６年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第２号）案

環 境 文 教 委 員 会 陳 情 審 査 報 告 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

環境文教委員長　花　岡　賢　一

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 234号　欠員対策のための教員配置事業におけるサポートに入る教員の増員について

陳第 485号　山岳環境（高原を含む）の整備に対する財政的支援について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

環境文教委員長　花　岡　賢　一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

１　事件

陳第　21号　生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて

陳第　40号　代替講師不足への柔軟な対応について

陳第　63号　専科教員の配置および教育体制の支援強化について

陳第　64号　学校司書配置のための県費支援事業の創設について

陳第　65号　運動部活動の地域移行に係る支援について

陳第　66号　県内町村の学校給食無償化のための財政支援について

陳第　67号　学級編制に関することについて

陳第　93号　木曽谷の教育振興について

陳第 124号　児童生徒に寄り添った教育環境の充実について

陳第 125号　義務教育における教育環境の充実について

陳第 127号　県立高校一人１台タブレット端末の公費導入を求めることについて

陳第 233号　登校支援に係る加配教員の配置拡充について

陳第 235号　市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について

陳第 236号　スクールソーシャルワーカーの拡充について

陳第 291号　公立高校が魅力的で、特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて

陳第 294号　大町市の学校再編について

陳第 295号　高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について

陳第 296号　特別支援教育の充実について

陳第 297号　へき地手当支給率の改善について

陳第 298号　臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
陳第 299号　定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 300号　部活動と小学校の課外活動について
陳第 301号　教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
陳第 303号　30人規模学級の継続について
陳第 304号　日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 305号　不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
陳第 306号　宿泊行事に関する人材確保について
陳第 307号　教育予算の確保について
陳第 308号　全国学力・学習状況調査等の扱いについて
陳第 309号　学校における感染症対策について
陳第 310号　学校自己評価制度について
陳第 311号　学校における働き方改革について
陳第 313号　教員の人事異動・任用について
陳第 314号　主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
陳第 315号　教職員の生活について
陳第 324号　小中学校給食費への財政支援について
陳第 343号　長野県阿南高等学校の存続について
陳第 349号　少子化による学校統合の教育課題について
陳第 352号　特別支援教育の充実について
陳第 353号　教員業務支援員の配置について
陳第 354号　木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
陳第 355号　中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関わる保障の確保について
陳第 356号　木曽郡の魅力ある高校づくりについて
陳第 379号　小規模小学校、中学校への教育支援について
陳第 380号　消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について
陳第 381号　県立高等学校における学びのＤＸ推進とタブレット端末の県費補助について
陳第 403号　教育環境の整備について
陳第 443号　教育環境の整備について

(1) 環境の保全対策について
(2) 廃棄物対策について
(3) 学力の向上について
(4) 児童・生徒の健全育成について
(5) 中等教育の改善充実について
(6) 教育環境の整備充実について
(7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
(8) 生涯学習の振興について
(9) 教育機関の運営について

2　継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

産業観光企業委員長　宮　下　克　彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎　産業観光企業委員会

第　1　号　令和７年度長野県一般会計予算案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算」中

歳　出　第　5　款　労　働　費

第　8　款　商　工　費

第　11　款　教　育　費

第８項　保健体育費の一部

第２条　「第２表　債務負担行為」中の一部

第　7　号　令和７年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

第　15　号　令和７年度長野県電気事業会計予算案

第　16　号　令和７年度長野県水道事業会計予算案

第　34　号　技術専門校条例等の一部を改正する条例案

第　35　号　長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例案

第　36　号　長野県宿泊税条例案

第　37　号　長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例案

第　38　号　長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第　39　号　企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

第　74　号　令和６年度長野県一般会計補正予算（第６号）案中

第１条　「第１表　歳入歳出予算補正」中

歳　出　第　5　款　労　働　費

第　8　款　商　工　費

第　11　款　教　育　費

第１項　教育総務費の一部

第８項　保健体育費の一部

第２条　「第２表　繰越明許費補正」中の一部

第　77　号　令和６年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）案

第　82　号　令和６年度長野県電気事業会計補正予算（第２号）案

第　83　号　令和６年度長野県水道事業会計補正予算（第２号）案

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和７年３月10日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

産業観光企業委員長　宮　下　克　彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

１　事件

請第　４号　最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について

陳第 275号　令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について
陳第 405号　公立社会教育施設の充実について
陳第 445号　公立社会教育施設の充実について

(1) 商業及び工業の振興について
(2) 雇用、人材育成について
(3) 労働対策について
(4) 観光の振興について
(5) スポーツの振興について
(6) 公営企業の管理運営について

２　継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総 務 企 画 警 察 委 員 会 審 査 報 告 書

令和７年３月11日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

総務企画警察委員長　寺　沢　功　希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎　総務企画警察委員会

第　１　号　令和７年度長野県一般会計予算案中

第１条　歳入歳出予算中

歳　入　全　部

歳　出

第　１　款　議　会　費

第　２　款　総　務　費

第１項　総務管理費

第２項　企画費の一部

第３項　徴税費

第４項　市町村振興費の一部

第５項　選挙費

第８項　統計調査費

第９項　生活文化費の一部

第10項　外事費の一部

第11項　人事委員会費

第12項　監査委員費

第　10　款　警　察　費

第　11　款　教　育　費

第１項　教育総務費の一部

第　13　款　公　債　費

第　14　款　諸 支 出 金

第　15　款　予　備　費

第２条　債務負担行為中の一部

第３条　地　方　債

第４条　一時借入金

第５条　歳出予算の流用

第　２　号　令和７年度長野県公債費特別会計予算案

第　17　号　個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

第　18　号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第　19　号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第　20　号　長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

第　21　号　長野県県税条例の一部を改正する条例案

第　22　号　創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第　23　号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案

第 24 号　長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案
第 25 号　長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
第 26 号　長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第 50 号　化学消防車の購入について
第 51 号　包括外部監査契約の締結について
第 74 号　令和６年度長野県一般会計補正予算（第６号）案中
　第１条　歳入歳出予算の補正中
　　歳　入　全　部
　　歳　出
　　第 １ 款　議　会　費
　　第 ２ 款　総　務　費
　　第１項　総務管理費
　　第２項　企画費
　　第３項　徴税費
　　第４項　市町村振興費
　　第５項　選挙費
　　第８項　統計調査費
　　第10項　外事費
　　第11項　人事委員会費
　　第12項　監査委員費
　　第 10 款　警　察　費
　　第 11 款　教　育　費
　　第１項　教育総務費の一部
　　第 13 款　公　債　費
　　第 14 款　諸 支 出 金
　第２条　繰越明許費の補正中の一部
　第３条　地方債の補正
第 75 号　令和６年度長野県公債費特別会計補正予算（第１号）案
第 84 号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和７年３月11日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

総務企画警察委員長　寺　沢　功　希

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 486号　　持続可能な地域公共交通への支援について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和７年３月11日

長野県議会議長　山　岸　喜　昭　様

総務企画警察委員長　寺　沢　功　希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

１　事件

請第　７号　日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第　１号　一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号　住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号　年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号　バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号　ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

(1) 県行政の総合的な企画調整について
(2) 県財政事情について
(3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
(4) 市町村行財政について
(5) 国際交流について
(6) 警察施設及び装備の整備について
(7) 防犯及び少年非行防止対策について
(8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

２　継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会調査中間報告書

令和７年３月 12 日

長野県議会議長
　山　岸　喜　昭　様

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長
風　間　辰　一

中間報告の要求のありました次の事件の調査の概況は、下記のとおりです。

１　少子化の克服に関する事項
２　人口減少に対応した社会づくりに関する事項
３　上記に関連する事項

記

調査の概況

１ 委員会の設置及び調査

(1) 委員会の設置

2001 年に過去最高の 222 万 208 人を記録した本県の人口は、以降、減少傾向を続け、2024 年２月には約半世紀ぶりに推定で 200 万人を割り込んだことが分かった。今後、人口減少が加速度的に進むことが予想される中、少子化及び人口減少への対策は、本県の将来にとって最も重要な課題となっている。

こうした中、執行部は、人口減少の抑制対策や人口減少に対応した社会づくりについて、市町村や地域の様々な関係者と連携して議論するための検討会議を設置することとしたため、長野県議会においても、国の動向も踏まえつつ県の取組状況を調査し、少子化・人口減少対策に係る提言を行うため、特別委員会を設置することとした。

こうして、令和５年６月30日に「長野県議会少子化・人口減少対策調査

特別委員会設置に関する決議」により、本委員会が設置され、次の事項が付託された。

1　少子化の克服に関する事項
2　人口減少に対応した社会づくりに関する事項
3　上記に関連する事項

なお、本委員会の構成は次のとおりである。

委員長	風間　辰一
副委員長	小林　東一郎
委　　員	共田　武史　　寺沢　功希　　竹内　正美　　丸茂　岳人 山田　英喜　　清水　純子　　小山　仁志　　竹村　直子 花岡　賢一　　和田　明子

(2) 調査の方法

本委員会は、執行部における「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」（以下、「人口戦略」という。）の策定過程について調査を行った。

調査の過程において、執行部における人口戦略の策定過程においては、執行部における検討の進展に合わせて委員会を開催し、提出された取組案の内容や効果を問いただすとともに、検討手法にも踏み込んで、その都度意見した。また、人口戦略が決定される直前の令和６年 11 月定例会において、「少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議」をもって県の策定方針に対して意見表明を行った。

なお、長野県における人口減少の原因や課題について理解を深めるため、識者を招いた講演会の開催、先進事例の視察などを実施した。

2 長野県の少子化の現状

(1) 人口の推移

はじめに、日本の人口推移（下図）を概観すると、人口は一貫して右肩上がりに増加したのではなく、急激に増えた時期があることが分かる。人口が急増した原因としては、経済成長による所得向上、食料の安定的な確保、国力増強を求める政府の政策などが挙げられる。

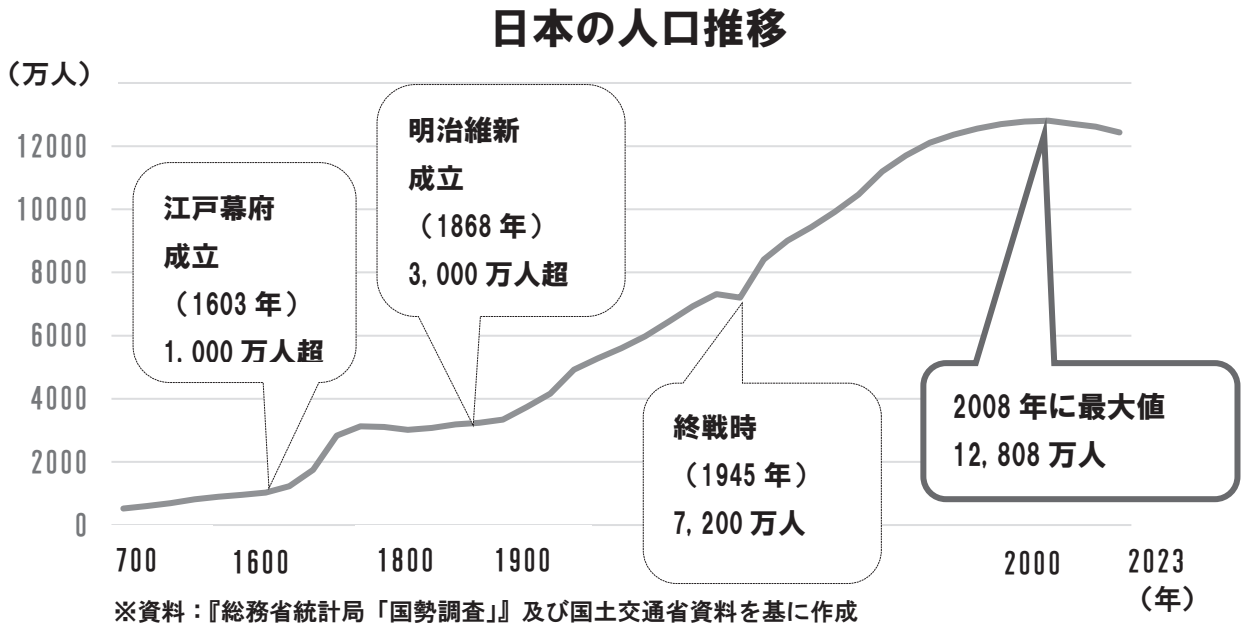

※資料：『総務省統計局「国勢調査」』及び国土交通省資料を基に作成

江戸時代に農民人口が急増して全体を押し上げ、明治時代以降は、農業生産力の増大及び工業化による経済発展に伴って国民の所得水準が向上して生活が安定したことで、人口が急激に増加した。太平洋戦争により一時的に減少したものの、戦後は２回のベビーブーム及び医療技術の発展により、安定的に増え続けた。第１次ベビーブーム（1947 年～1949 年）には、年間 260 万人台の出生があり、第２次ベビーブーム（1971 年～1974 年）には年間 200 万人台を記録した。1967 年に１億人を突破すると 2008 年には１億 2,808 万人のピークに達した。以降、減少傾向が続いて 2016 年には 100 万人を割り込み、2023 年には年間出生数が 72 万 7,288 人まで減少した。

本県の人口の推移を概観すると、2001 年の 221.5 万人をピークに減少に転じており、2024 年２月には 199.9 万人と半世紀ぶりに 200 万人を割り込んだ。年間出生数は、1974 年の 34,152 人以降、ほぼ一貫して減少を続け、2023 年には 11,125 人まで減少した。

次に、日本の合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）を見る。第１次ベビーブームが終わると、急速に低下し、1957 年に 2.04 まで落ち込み、1973 年に始まった第１次オイルショックによる経済的混乱などの影響により 1975 年以降、一貫して 2.0 を下回る水準が続いている。特に 1989 年に 1.57 まで低下すると、丙午（ひのえうま）（この年に生まれた女性は気性が激しく、夫の命を縮めるという迷信の影響で、出産を控える

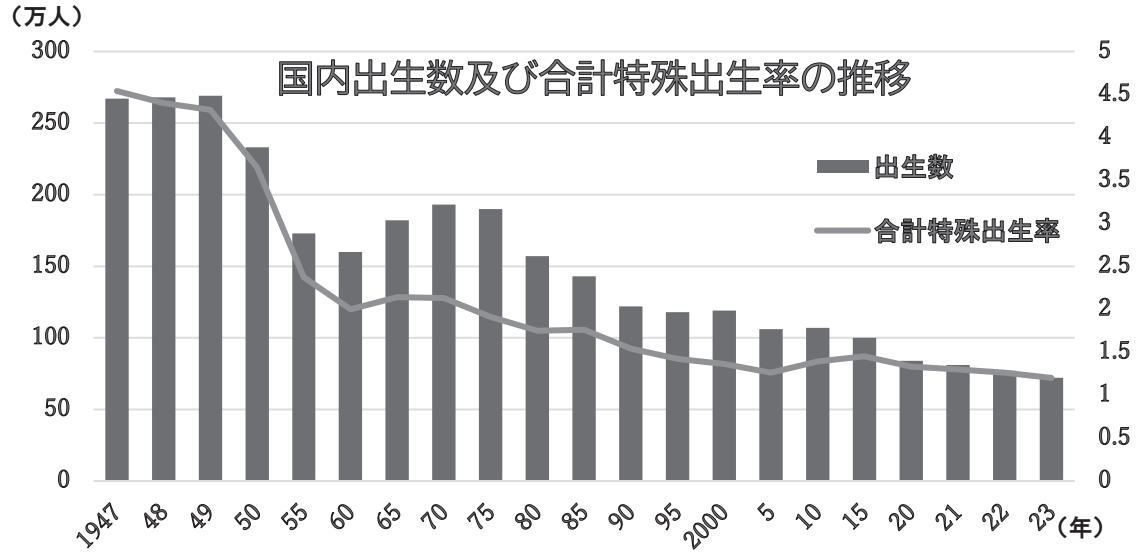

※資料：厚生労働省の人口動態統計調査結果を基に作成

女性が多かったとされる）に当たる 1966 年の 1.58 を下回ったことから、「1.57 ショック」として大きく報じられた。少子化傾向の現実を突きつけられた政府が、対策に腰を上げる契機になった事案と言われている。以降、基本的に減少傾向は変わらず、直近の 2023 年は全体で 1.20 まで落ち込み、東京都に限れば 1.0 を下回る結果となった。

同年の長野県の合計特殊出生率は全国平均を上回るものの、４年連続の減少で 1.34 と過去最低を記録した。

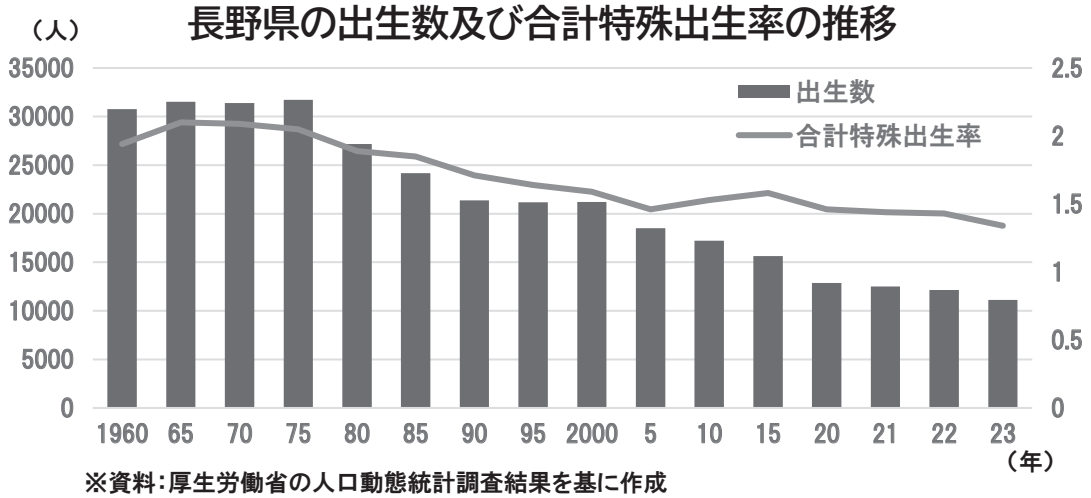

※資料：厚生労働省の人口動態統計調査結果を基に作成

日本の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和５年度の推計によると、2056 年に 9,965 万人と１億人を割り込み、2088 年には終戦時の人口に相当する 7,200 万人まで減少すると見込まれている。

戦後 60 年間に急激に増加した人口は、2008 年のピークを境に、80 年かけて戦争直後の人口まで減少することが見込まれる。なお、近年の長寿命

化で死亡者数が抑えられているので、人口減少のペースは緩やかに推移しているが、このまま出生数の減少が続き、団塊の世代が大量に亡くなると、一気に人口減少が加速化することが見込まれる。

(2) 長野県のこれまでの取組

本委員会は、国の動向を踏まえた県の取組状況について調査する必要があるため、これまでの県の取組の概要をここで整理しておく。

なお、人口戦略の策定過程に対して多くの意見が出されたところであり、その詳細は第５章「長野県の少子化の課題」において、具体的に記載する。

ア　総合計画における位置付け

2001年をピークに人口減少が続いていた本県では、長野県中期総合計画（2008年度から2012年度まで）において、少子高齢化及び人口減少の加速による経済成長力及び地域活力の低下等に触れながら、「今後、人口減少は加速度的に進行していく」と将来を予測し、施策として「若年者等の就業支援」や「子どもや家族に関する意識の醸成」に取り組んだ。

続く総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン」（2013年度から2017年まで）では、活動人口増加プロジェクトにおいて、「結婚しやすい環境づくり」として、未婚者の出会いの機会の拡大、若者の雇用の安定化などの文言が入った。また、「移住・交流推進施策の積極的な展開」として、社会増につなげる取組にも触れている。

次の総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」（2018年度から2022年度まで）では、まち・ひと・しごと創生法の「総合戦略」と位置付けた「信州創生戦略」の政策を継承した上で、人口減少社会への対応を重視して、重点目標の一つに合計特殊出生率を2016年の1.59から2022年に1.76へ引き上げる目標等を掲げた。また、重点政策として、「つながり人口の拡大」や「女性が輝く社会づくり」のほか、「若者のライフデザインの希望実現」を掲げ、若い世代が結婚や子育ての希望を実現し、安心して子育てを楽しむことができるための施策を打ち出した。

現行の「しあわせ信州創造プラン3.0」（2023年度から2027年度まで）では、すべての政策の構築・推進に当たって共通して持つべき視点として、「女性・若者の希望を実現し、少子化を食い止め人口減少に対応する。」ことを掲げ、少子化・人口減少対策を前面に押し出している。

また、「新時代創造プロジェクト」中、「女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト」では、施策の実践例として多様な機会を通じて若者一人ひとりの生活や仕事、結婚などの悩みや不安に寄り添った相談・支

援の実施などを掲げた。

イ 個別戦略による展開

総合計画に基づき、少子化・人口減少問題を真正面から捉え、県及び市町村が共同で取り組む事業は、2015年度からの「長野県子育て支援戦略」が最初となる。以下、個別の戦略を具体的に取り上げる。

(ｱ) 「信州創生戦略」

(2015年度から2019年度まで)

※2018年から「しあわせ信州創造プラン2.0」に継承

「長野県子育て支援戦略」と並行して、人口減少対策として「地方創生戦略」を立てて、以下の取組をした。

a 自然減への歯止め

結婚・出産・子育てへの支援及び信州ならではの魅力ある子育て環境づくり

b 社会増への転換

(a) 多様な人材の定着

(b) 産業イノベーションを誘発する企業・研究人材の誘致

(c) 知の集積と教育の充実

・ 魅力ある高等教育の充実

・ 未来の信州を担う子どもたちの教育の充実

(ｲ) 「長野県子育て支援戦略」

(2015年度から2017年度まで)

県と市町村の協調による子育て支援の充実を図った。

a 子育てに伴う経済的負担を軽減するため、第３子以降の保育料の負担を軽減するとともに、子ども医療費の助成対象を従来の小学校３年生から中学校３年生まで拡大

b 子育てと仕事との両立のため、企業における多様な働き方の導入を促進

c 子育ての孤立化防止のため、「信州母子保健推進センター」を設置

d 様々な困難を抱える子どもや家庭を支援する「子ども支援センター」を設置

(ｳ)「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」

(2022年度から2024年度まで)

2022年３月に議員提案により「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」が制定され、同月に県と市町村が一体となって集中的に取り組む施策の方向性を「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」としてとりまとめた。知事、市長会長、町村会長の３者共同でプロジェクトの推進を宣言し、共に若者・子育て世代を応援するため、不妊治療に係る経済的負担の軽減や結婚に伴う住居費等への助成などの施策を推進していくこととした。

ａ 女性や若者が暮らしたくなる信州づくり

(a) 女性や若者の収入安定・所得向上、魅力ある職場環境づくり

従業員等の奨学金返還支援を行う企業等を支援

(b) 女性や若者の「暮らしたい」「戻りたい」気持ちを応援

東京圏等の対象地域から県内に移住して就業・創業する女性や若者の移住に係る経費を支援

※単身最大60万円、世帯最大100万円支給(子供１人当たり100万円加算　※令和４年度までは30万円)

ｂ 若者の出会いや結婚の希望の実現

(a) 多様な出会いの機会を創出

・ 県外の女性や若者向けに、県内外での出会いの機会を提供することにより「移住×結婚」を支援

・ 広域的な出会いの機会を創出するため、日常的に独身の異性と出会う機会が少ない業種間の交流を全県単位で支援

・ 「ながの結婚マッチングシステム」のＰＲ強化と、利用できる公的結婚相談所等の拡大

(b) 若者の結婚新生活を応援

・結婚に伴う住居費等に対する助成を全市町村に拡大

※夫婦ともに29歳以下は上限60万円、39歳以下は上限30万円

ｃ 子どもを生み、育てる世代の安心と幸せの実現

(a) 妊娠を希望する夫婦を応援

・「妊活検診」に係る一部経費を支援

・不妊・不育専門相談センターの相談体制を拡充

・不妊治療のうち、保険診療と併用可能な先進医療に関する本人負担分の２分の１（上限５万円）を助成

(b) 子育ての心理的不安感の解消

・妊娠から子育てまで切れ目なく相談から支援までを担う包括的支援体制を全県で構築

(c) 子ども・子育ての安心を確保

・子ども医療費の自己負担を軽減

※県の行う市町村に対する補助を、通院について小学校就学前から小学校３年生までに拡充

(d) 子育て家庭を社会で応援

・保育所等における一時預かり機能等の強化

(e) 子どもの「学びたい」を応援

・ 電子図書館の構築・運営の開始

・ 大学生向けに、新たな奨学金制度を創設

(f) 社会全体で結婚、出産、子育てを応援する機運を醸成

・ 結婚応援パスポートを創設し、利用可能な協賛店舗を拡大

・ 結婚、出産、子育てに関する支援情報を誰もが分かり易く入手することができるポータルサイトを構築

(ｴ)「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト（改訂版）」

(2024年度から2026年度まで)

県と県内市町村が、若者・子育て世代の希望を実現するため、出会いや結婚、子育てまでライフステージに応じた支援の更なる充実に取り組むため、2024年３月に策定した。

a 女性・若者が暮らしたくなる信州づくり

女性・若者に選ばれる意識改革等の取組を推進

・「共働き・共育て」を実現するため、男性従業員の育児休業取得を促進する企業等を支援

・女性の「働きやすい」、「働きたい」を実現するため、「リーダーの会」の取組を加速化

b 若者の出会いや結婚の希望の実現

若者の新たな交流・出会いの輪を拡充

・新たに「メタバース婚活」に取り組み、気軽にアクセスできる出会いの場を創出

・若者が企画に参加したミーティングを県内外で開催し、新たな時代の若者交流を促進

c 子どもを生み、育てる世代の安心と幸せの実現

(a) 子育て家庭の経済的負担の更なる軽減

・０～２歳児の保育料について、多子世帯や低所得世帯の負担を更に軽減

・未就学児を育てている家庭の経済的負担の軽減を、新たな交

付金で応援
・子ども医療費の自己負担軽減を全県一律に高校生まで拡大
(b) 保育士の働きやすい職場づくりに向けた取組を推進
・保育士の処遇向上や保育現場のICT化、市町村の共同による取組を推進
(c) 保育士の確保策を強化
・「保育士・保育所支援センター」を設置し、潜在保育士の復職支援等を強化
・新たに県外で働く保育士の移住を、県と市町村が連携して促進
(d) 子どもの“学びたい”を応援
・「信州型フリースクール」創設により、不登校児童生徒等の多様な学びの選択肢を確保
・多子世帯及び中間所得層世帯の私立高等学校の授業料減免を拡充
(e) 子どもや子育て家庭に優しい長野県を目指して、“こどもまんなか”の取組を推進
・「子育て家庭優待パスポート」の特典拡大キャンペーンの実施やデジタル化を推進
・こどもまんなかの取組の拡大に向けて「こどもまんなか応援サポーター宣言」を推奨

(ｵ)「長野県子ども・若者支援総合計画」
(2018年度から2022年度まで)
2017 年度末に計画期間が満了する４つの計画（長野県子育て支援戦略、ながの子ども・子育て応援総合計画、長野県次世代サポートプラン、長野県子どもの貧困対策推進計画）を一体化した、県として初めての子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた総合計画。
基本目標は、「子ども・若者の未来の応援」として、子どもを産み、育てやすい環境をつくるため、個別施策では、働き方改革、ワークライフバランスの推進、教育費の負担軽減、医療費、保育料等の負担軽減、結婚の支援などを展開した。

(ｶ)「長野県子ども・若者支援総合計画」
(2023年度から2027年度まで)
基本方針

ａ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり
ｂ 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり
ｃ 健やかに成長、自立できる社会づくり

結婚支援の項目では、長野県婚活支援センターや市町村の公的結婚相談所を拠点として、県内の結婚支援体制の連携強化を図ること、日常的に独身の異性と出会う機会が少ない業種間の出会いを支援するため、グループ単位の交流促進や参加しやすいワークショップ等の開催等により広域的な出会いの機会を創出すること、県外の女性や若者に対して市町村と連携して県内外での出会いの機会を提供することにより「移住×婚活」を支援すること等としている。

県は、少子化及び人口減少の状況に対して、上述したように各種施策により、出生数及び人口の減少傾向の反転を試みてきた。しかし、そもそも結婚をして家族をつくり、子どもをつくる一連の行動は、行政が良し悪しを判断することではなく、あくまでも本人の意思に委ねられる。

国も県もその前提で動いているので、当初、積極的に結婚を促すことは避けていた感が否めず、既存の夫婦による多子出産に傾注していた。結果として、既存の夫婦が出産する子供の数は、「1.57ショック」以降、ほとんど変化していない。

国は2022年の出生数が、統計開始の1899年以降初めて80万人を切ったことに危機感を覚え、子ども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」を2023年12月に閣議決定し、2024年度から３年間の加速化プランを実施している。

本県においても市町村や地域の様々な関係者と連携して、少子化対策についてさらなる議論が必要となり、今後数十年にわたり人口減少が避けられないことから、人口減少を前提とした上で、社会・経済が成り立つための仕組みづくりを検討するため、 県、市長会、経営者協会などを構成員とする「少子化・人口減少対策戦略検討会議」を2023年８月に立ち上げ、３回の検討会議を経て、2024年２月に少子化・人口減少対策戦略方針案を公表した。

同年には、幅広い県民の意見を反映させるため、６月から人口減少対策を進めるための県民会議準備会合を３回開催したほか、７月から８月にかけて10地域振興局で女性、若者からの声を聴き、５月から９月にかけて県内の短大及び４年制大学の学生と意見交換する「HOPE2050若者との県民対話-共に創ろう信州の未来を-」を４回開催して、幅広い声を拾い集めた上で、同年12月に人口戦略を決定した。

３ 海外の少子化対策

本章では、海外諸国の少子化対策の中から、成功事例とされるフランス共和国（以下、「フランス」という。）及びスウェーデン王国（以下、「スウェーデン」という。）を、少子化対策が効果的に機能していないと言われる大韓民国（以下、「韓国」という。）を取り上げる。

（※日本円に換算する際の外国為替レートは 2025.1.6 時点）

【海外諸国のデータについて】

	日　本	フランス	スウェーデン	韓　国
面　積 （平方 km）	約 37 万 8,000	約 54 万 9,134	約 45 万	約 10 万
人　口 （万人）	約１億 2,488 （2024 年）	約 6,804 （2023 年）	約 1,052 （2022 年）	約 5,156 （2023 年）
GDP （億ドル）	４兆 2,129 （2022 年）	２兆 7,840 （2022 年）	5,859 （2022 年）	１兆 6,643 （2022 年）
１人当たり GDP（ドル）	３万 4,064 （2022 年）	４万 2,409 （2022 年）	５万 5,689 （2022 年）	―
合計特殊 出 生 率 （2023 年）	1.20	1.68	1.45	0.72

※資料：外務省、総務省、厚生労働省、内閣府及びジェトロHP掲載データを基に作成）

(1) フランス

子育ては社会全体で負担するとの考え方が国民に浸透しており、出生率 1.68（2023 年）は先進国の中でも高い。19 世紀後半に少子化対策に取り組み始めた当初は、専業主婦向けの手当、家族の扶養手当などで出産を促してきたが、戦後の経済成長の進展に伴い女性の社会進出が進み、共働きが主流になると、仕事と育児の両立を図る施策を重点的に実施。手厚い扶養手当に加え、３歳から全員が通える保育所を整備し、自治体公認のベビーシッターを多数確保した。公教育に係る経費は、ほぼ税金で賄われている。

ア　結婚形態（特徴）

国民の多くがカトリック教徒であり、宗教的な理由から離婚には法律上高い障壁が設けられている。1999 年に結婚に準じる PACS（連帯民事契約）が導入されると、結婚せずに PACS を選ぶ者が増えた結果、現在の婚外子比率は５割を超えている。PACS は片方の意思で婚姻が解消できることもあり、少子化対策にも一定の効果があったと言われている。

イ　女性の社会進出

戦後、女性の社会進出と歩調を合わせるように女性の大学進学が進み、高度経済成長期の 1966 年には妻が就業する際に夫の許可が不要になった

こともあり、1970 年代には結婚後も女性が働くことが主流となった。その後、オイルショックにより経済成長が止まると、生活水準を維持するために、結婚後も女性が働き続けることが主流になった。

ウ　育児支援の歴史

第一次世界大戦により約 130 万人が戦死し、出産が減少したことから、少子化対策を国家的課題と認めて本格的に対策を講じた。1939 年に人口問題高等委員会を設置して、出生率引上げのため物質的援助により出産を奨励する家族法典を制定した。

第二次世界大戦後、国力の回復には人口増が必要と考え、専業主婦優遇を指向していたが、女性の社会進出による生活スタイルの多様化が進み、1970 年代に再び出生率が低下すると、夫が働き、妻が家事育児をする伝統的な家族への支援から、女性の多様な働き方を支援して、仕事及び家庭生活の両立支援をする方向に大きく転換した。1985 年には第３子以降の出産優遇策を採用して多産を促すとともに、1990 年代後半以降は、育児休業拡充などで共働きをしながらの育児を支援し、現在、先進国の中では高い出生率を維持している。

エ　現在の育児支援

手当の支給では、３歳までの子どもを扶養する世帯に基礎手当を支給するほか、20 歳未満の子どもを扶養する世帯には、子どもの数と世帯収入に応じて手当が支給される。例えば、子ども２人の場合、最高で月額約 150 ユーロ（24,149 円）が支給され、１人増えるごとに約 190 ユーロ（30,941 円）追加される。

保育サービスでは、３歳から６歳までの全員が通えて給食の提供もある保育学校を全国に整備している。また、保育学校に入学するまでの期間は、公的機関が運営する地域の保育所、企業の保育所などの施設型に預けるほか、県の母子保健機関による認定を受けたベビーシッターである「保育ママ」と直接契約を結んで、保育ママの自宅又は保護者の自宅で面倒を見てもらうことができて、ベビーシッターを直接雇用する際には、国から補助金が支給される。

妊婦健診及び出産費用は無料であり、不妊治療に対する支援も充実している。2018 年の保健省のデータでは、不妊治療を受けた件数は 15 万件に上り、不妊治療を経て生まれた子どもの数は約２万 5000 人と、出生数全体の約３％に当たるという。

オ　日本の施策と比較した特徴

初等教育から大学までの公教育は、ほぼ無料であり、美容、工業などの職業専門学校も公立校であれば学費はかからない。また、初等教育では低所得世帯を対象に、年１回約 400 ユーロ（67,707 円）を支給する。

1990 年代にフランス生活研究センターが家族政策について行ったアンケート調査によると、「家族に対する公的な援助が不可欠と考える」と回

答したフランス人は、子どもの有無に関わらず９割以上に達している。
フランスでは、子育てにかかる費用は社会全体でカバーすべきと考え、国の社会保障制度を維持・継続していくため、リスクを背負う親を社会全体で助けるのは当然と捉えているという。

(2) スウェーデン

１人当たりの国民所得が高く、社会保障制度は世界最高水準である。
政府が女性の労働市場参入を促進し、かつ、夫婦が望む数の子どもを持てるよう、「共働き・共育て」モデルを構築してきた点に特徴がある。日本の小中学校に当たる基礎学校から大学院までの公教育は無料で、育児休業は男女合計で 480 日間取得ができ、取得時期も生後間もない時期に限らないなど柔軟な制度設計で、共働きを支援する。また、婚姻関係を解消して子どもを引き取った親の負担を軽減するため、養育費の支払いが滞った場合は、国が費用を立て替えるなど、各種制度で安心して子どもを産める体制を整え、合計特殊出生率は 1.45（2023 年）とフランス同様に先進国の中では高い。

ア　家族政策の歴史

世界恐慌の影響を受けた 1930 年代、大量の失業者が発生し、合計特殊出生率は 1934 年に 1.7 弱と、当時の世界最低水準まで落ち込んだ。学者のミュルダール夫妻は、共著『人口問題の危機』（1934 年）により、貧困及び住宅問題は少子化を招くと警告し、女性も働いて子どもを産み育てることができるように労働環境の整備が必要であると提言し、これを契機に、政府は 1935 年に人口問題審議会を設置し、子どもの福祉及び雇用の安定化を重要な政策課題に位置付け、1948 年には、所得制限のない児童手当を導入した。

第２次世界大戦時に戦争に関与せず、特定の相手に加担しない中立政策により無傷の工場をフル稼働させることができたため、女性の社会進出が進むとともに保育の必要性が急増した。1980 年代後半には、待機することなく保育所に通うことができるようになり、1985 年には全ての子どもに就学前教育を受ける権利を保障する法案が成立し、託児に加えて教育を施す仕組みが整った。1995 年には、全ての地方自治体が１歳以上の子どもに就学前学校又は家庭的保育のいずれかを用意することが義務付けられた。

教育環境の整備については、社会経済システムが複雑化した 1960 年代に教育関連施策に力を注ぎ、高等教育を受けた人材が求められる時代の到来を見越して教育の機会均等を目指し、学校の費用を無償化した。基本的に教育は社会の責任と考えており、国民が通う基礎学校、高校、大学いずれも授業料は無料で、基礎学校では文房具類も無料と徹底して学習環境を保障。高校生にも学校給食を用意するなど、高校も実質的に義務教育となっている。加えて妊娠・出産に伴う医療費を無料化し、出産手当を導入して、子どものいる家庭を対象とした住宅手当の導入など、多角的に施策を打った。

1970 年代には、男女平等理念を家族政策の基軸に据え、夫婦合算方式から個人単位の課税に移行し、1974 年には男性も支給対象とする育児休業中の給付制度を導入した。

イ　結婚から事実婚のサムボへ

プロテスタント教国であるスウェーデンでは、前述したカトリック教国のフランスと異なり、法律上の離婚手続は簡素化されている。子どもの相続の権利については、1969 年には相続法改正で非嫡出子にも父の相続権が承認され、1971 年の同法改正で嫡出子と同等の相続分が認められた。さらに、1987 年には同棲者に対して婚姻している夫婦同様の権利及び保護を与える同棲法（サムボ法）が制定され、現在、法律婚と事実婚の差はほとんどない。事実婚の割合は、現在では半数以上となっており、婚外子も同様に半数以上を占めている。

ウ　現在の育児支援策

妊娠・出産に関する費用は全て無料で、子育て世帯を支援する児童手当金、育児休暇手当金、看護休暇手当金、家族手当金などの制度は、無条件で全ての国民に適用され、社会全体で子育てを支えている。

児童手当は、16 歳未満の子どもを扶養する親に対して、子ども１人当たり月額 1,250 クローネ（17,750 円）が支給され、さらに第２子以降は、子の数が多いほど加算割合が増す制度となっており、多子の出産を促す仕組みとなっている。

育児休業制度は、男女合計で 480 日間の育児休業を取得できる上、父親の育児休業取得を促すため 480 日間のうち 90 日間は父親だけが取得できる「パパ・クオータ制度」を設けて、男性の育児参加を促す制度にしている。

未婚者が出産した場合、国は父親を特定し、養育費の支払いを義務付け、未払いがある場合は一定額の立替え払いを行う。また、父親が特定できない場合は、国が養育費の一定額を支給する。

こうした、高福祉サービスに対する負担に対し、国民も理解を示している。

(3) 韓国

1950 年に始まった朝鮮戦争で、国富の相当部分を失い、当時の世界の最貧国に転落したが、戦後は西欧諸国及び日本の経済協力を受け、1997 年のアジア通貨危機の発生まで「漢江の奇跡」と呼ばれる高度経済成長期を経験した。

文化面では、儒教文化の影響が強く、今なお意識面での家父長制が残るとされている。かつては、父親が家庭内で権力を持ち、家長として生活費を稼ぎ、母親が内職しながら育児・家事を担う家庭の在り方が一般的だった。現在は、夫に従属する立場になる結婚を意図的に忌避する若い女性が相当程度存在する。社会全体に閉塞感があり、一流企業に就職できない男性は、将来

を悲観して結婚できずにいるケースが多い。事態を重く見た国は、児童手当の支給、無償保育等の施策を実施して少子化対策に注力してきたが、2023 年には過去最低の出生率 0.72 まで低下した。

ア　出生率の変遷

1970 年の合計特殊出生率は 4.53。当時、国は人口増加を抑制しなければ急速な経済成長は達成できないと考え、出産抑制を促す啓蒙活動に力を入れ、1984 年以降の 10 年間は 1.7 前後となった。しかし、過剰な出生抑制政策は経済成長の弊害となるため、出生率が 1.57 まで低下した 1996 年をもって人口抑制政策を終了した。

2005 年には少子化対策に政策を転換したが、2016 年から急落し、2018 年に 0.98 を記録して以降、現在まで一度も 1.0 を上回ることはない。急落の直接的な原因は、1990 年以降続いた結婚の減少と、2012 年以降に見られた既婚女性の出産数の低下が重なったことにある。

イ　女性の価値観の変化

1997 年のアジア通貨危機により、企業の規模を問わず倒産が相次ぎ多くの人が雇用を失う中、家長に生計を頼る家庭モデルが崩壊し、父親の権威が失墜したため、家父長制の在り方が一変した。

多くの女性は自分で稼ぐ必要を感じ、女性の社会進出と高学歴化が進んだ。韓国女性の高等教育の履修率は、経済協力開発機構(OECD) 38 か国中最も高く、高学歴化の進展に伴って、晩婚化も進んだ。

また、2000 年初頭からは、女性が家庭生活において男性に隷属する立場に置かれていることに反発し、堂々と男尊女卑の韓国社会の慣習を忌避して、非婚主義を主張する運動が一部の女性の間で始まった。

通貨危機が発生するまで、女性は結婚することが常識とされていたが、2019 年に韓国人口保健福祉協会が 20 代の男女 1,000 名を対象に結婚への意識を調査したところ、女性の約６割が「結婚の意思があまりない、または絶対にない」と回答し、男性も約４割が同様の回答となった。また、韓国統計庁が子どもを持つことに対する調査をした結果、2018 年には女性の約 54.6%、男性の 38.7%が「必要なし」と回答し、2022 年の調査でも、女性の 65%、男性の 43.3%が「必要なし」と回答した。

近年は、女性に対する差別意識も改善されつつあるが、依然として男尊女卑の慣習は残っていて、女性の生きづらさを代弁する小説が韓国で発表されて、当時、話題になったので、以下で紹介する。

2016 年発売の小説『82 年生まれ　キム・ジヨン』(チョ・ナムジュ著作) では、小さい頃から家庭及び社会で男尊女卑の差別を受け続けてきた1982年生まれの主人公が体験する韓国社会における女性の生きづらい状況が自然体で描かれており、国内外で翻訳出版されたほか、映画化もされて韓国では社会現象となった。

主人公ジヨンは、学生時代、就職活動において男性を優先する差別的な扱いに苦しみながらも広告代理店に就職したが、社内でも男女差別は歴

然としており、出産を契機に明るい未来が見通せない会社を退社する。出産後のある日、子どもを連れて公園でコーヒーを飲んでいると、見知らぬ男性から、「いいご身分だよな」と心無い言葉を耳にして大きなショックを受ける。これまで男女差別に苦しみながら、神経を張り詰めるように生きてきた彼女は、最後には精神を病んでしまう。

ウ　若者の生きづらさ

先述のアジア通貨危機を契機に大学卒業者の約８割が安定した仕事に就くことができないといわれている。ベビーブーム世代と呼ばれる 1991～1996 年生まれの若者が大学を卒業し、労働市場は供給過剰とされている。全事業所に占める大企業の数は 0.1%であり、日本の 0.3%と比較して低い上、大企業と中小企業の間の待遇面の格差も日本以上に開いている。

一流大学を卒業しなければ大企業などの希望の職に就くことはほぼ不可能で、さらに、普通高校卒業者は勉強ができずに大学に入れなかった者とみなされ、処遇に差をつけられるため、受験戦争が熾烈化している。

なお、韓国の失業率は 2022 年で 2.9％と OECD 諸国の平均 7.0％を大きく下回る好結果となっているが、失業率には、病気、家事、職探しを諦めるなど、就業能力があるのに働く意思のない「非労働力人口」が含まれないため、失業状態を正確に反映していない。同年の韓国の非労働力人口は 1,067 万人おり、仕事を探していない「休業者」の割合は全体の 14.8%で、うち 20 代は 15.2%を占めることから、20 代の約 24 万人が休業者となっていることが分かる。

また、韓国では住宅を借りる際に保証金として数百万円から数千万円程度を納めることが一般的であり、こうしたことも関係して経済的理由で結婚できない大きな一因となっている。

韓国統計庁が 2022 年に実施した調査によると、青年（19～34 歳）のうち「結婚に肯定的」と回答した者は 36.4％で 10 年前の前回調査から 20.1％下がった。また、「結婚後子どもは不要」と回答した者は 53.5％で前回調査から 7.1％上昇した。

未婚者が結婚できない理由として挙げたのは、男女ともに「金銭面の不安」が最多で、男性の 40.9%、女性の 26.4%に上る。２番目に多い項目は「結婚の必要性を感じていない」で、男性の 13.3%、女性の 23.7%が選んだ。

子どもを欲しがらない理由としては、養育に必要な費用が増加していることが大きな要因となっている。４年制私立大学の費用は約 1,000 万円とされ、入学前の塾代を含めると総額３億ウォン（3,300 万円）必要とされる。

エ　現状の育児支援策

危機意識を強く持ち少子化対策に注力している。児童手当、育児休業手当など各種施策を実施している。

出産・不妊治療関係の費用を保険適用とし、一定規模以上の企業に保育所の設置を義務付け、保育を無償化。児童手当は、韓国国籍を持つ８歳未満の子供を扶養する世帯に対して、１人当たり 10 万ウォン（11,000 円）を支給している。これとは別に０歳児から１歳児までを扶養する世帯に対し、毎月最大 100 万ウォン（110,000 円。現金給付及び保育利用の合算）を支給するほか、新婚夫婦に賃貸住宅を供給している。

韓国では 2005 年に少子化及び高齢化問題に対応するために法律を制定し、５年ごとに基本計画を定めて事業を実施してきた。第１次から第３次までの 15 年間で 280 兆ウォン（30 兆 8,000 億円）をかけて少子化対策を打ち出してきたが、顕著な成果はなかったとされている。

現在の第４次計画では、少子化をもたらす社会構造の変革の必要性が論じられ、出産奨励を目的にせず、社会構造の原因を解消することにより生活水準を向上させ、副次的に出産率の改善を目指すとしている。

(4) まとめ

欧州諸国には「少子化対策」という言葉はない。それは、生活しやすい社会の実現のため、母親、父親、家族、子供の各立場において、自らの権利を主張し、主体的に議論に「参加」して提案し、行政が実効性の確保を徹底して行ってきた結果であり、少子化への対策のためではない。このため国民のニーズと政策が合致しており、負担に理解があり満足度が高い。

フランス及びスウェーデンは、子供向けの手当及び両親が共稼ぎをしながら育児できる社会環境を整備したほか、両国ともに大学までの公教育の授業料がほぼ無料になっていて、子どもの将来が親の収入に左右されないように配慮している。また、子育てを個人の責任とせずに、社会全体で担っていく意識が共有されており、子供に優しい社会を実現している。

結果として、カップルは安心して子どもを産み育てることができるので、出生率も高い。

OECD 加盟国の中で出生率が最も低い韓国は、若者の就職難、女性差別の慣習、高騰する住宅費、高額な教育費など、様々な要因が絡み合って、結婚数自体が減り、出生数も減っている。

４ 長野県の少子化の原因

日本で合計特殊出生率が 1.57 まで低下した「1.57 ショック」を契機に、国が少子化対策に乗り出してから約 30 年が経過した。この間、一定の抑止効果は見られたものの、ここ数年は少子化傾向に拍車がかかっている。

要因として、国の対策が真の原因を捉え切れずに、根本的な課題解決ができなかったことが大きいと考える。

(1) 迫られる少子化対策

本文「２　長野県の少子化の現状」の項目で、本県及び国全体で少子化及び人口減少が起きていることを指摘したが、そもそも少子化及び人口減少は社会にとって悪影響を及ぼすのか考察する。

少子化及び人口減少のメリットを考えると、まず環境への負荷軽減が挙げられる。若年層の人口減少により、自動車によるガソリンの使用量及び電力消費量等が減少し、二酸化炭素排出量の削減は環境保護に寄与する。また、都市部の混雑及び交通渋滞の緩和、土地の需要減による地価の値下がりで住宅を手に入れやすくなることなどが考えられる。さらに、子どもへの手厚い教育が可能になることも想定される。

本県からの依頼を受け、ＡＩを活用して長野県の未来に関するシミュレーションを実施したこともある京都大学の広井良典教授は、株式会社リクルートの WEB ページ「『人口減少社会は希望だ』京都大学広井教授が考える、成熟社会に生きる私たちのこれから」のインタビュー記事で、人口減少を日本の高度経済成長が生んだ歪みを解消するチャンスだと指摘する。

具体的には、1960 年代に集団就職として地方の若者が東京へ移動したことは、都市集中型の社会を加速させ、高度経済成長を実現した反面、地方が過疎化して地域格差を起こしたと指摘する。広井教授がＡＩを活用して「2050 年の日本の持続可能性」をシミュレーションしところ、「社会を都市集中型か地方分散型のいずれに進めるか、それが日本の未来にとって最も本質的な分岐点になる」という結果になり、さらに、格差・健康・幸福度といった観点で見ると、地方分散型の方が望ましいという予測も出たという。

地方分散型が望ましいとする根拠として、東京の合計特殊出生率が他の道府県よりも圧倒的に低い事実を挙げ、東京への人口集中が中長期的には労働人口を減らして、ＧＤＰを引き下げる要因になることを指摘する。

次に、少子化及び人口減少のデメリットを考える。

各年齢層の人口が均等に減少すれば、世代間格差による社会生活への影響は深刻とならないが、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が急激に減少し、65 歳以上の非生産年齢人口が増加することが見込まれる中、以下のとおり多岐にわたって困難が生じることが想定される。

ア　担い手不足の深刻化

労働生産人口が減ることで、介護、保育をはじめ各業界において担い手不足が深刻化し、利用者の需要に応えられない状況が常態化するおそれ

イ　地域の経済力の低下

　生産及び消費を担う人が減ることで、産業が縮小し、地域全体の経済力が落ち込むおそれ

ウ　国・地方の財政破綻のおそれ

　高齢者の増により年金等の社会保障費が増加する一方、制度の担い手である労働生産人口が減ることで税収が減り、財政破綻に陥るおそれ

エ　行政サービスの低下

　厳しい財政事情から公務員が減少し、公共施設の老朽化やサービスの低下により公共施設の利用提供ができないおそれ

オ　社会インフラ維持における困難

　経済規模の縮小に伴い財政規模も縮小し、公共交通、医療、学校等が縮小、統合されることで、利用困難になるおそれ

カ　共同体存続の危機

　公共サービス、社会インフラの縮小により、住民が規模の大きい自治体に流出して、消防団などの住民自治をはじめ共同体としての運営が困難になり、果ては自治体が消滅するおそれ

（※以下の人口ピラミッドデータは、国立社会保障・人口問題研究所の Web サイトから引用
https://www.ipss.go.jp/site-ad/TopPageData/PopPyramid2017_J.html）

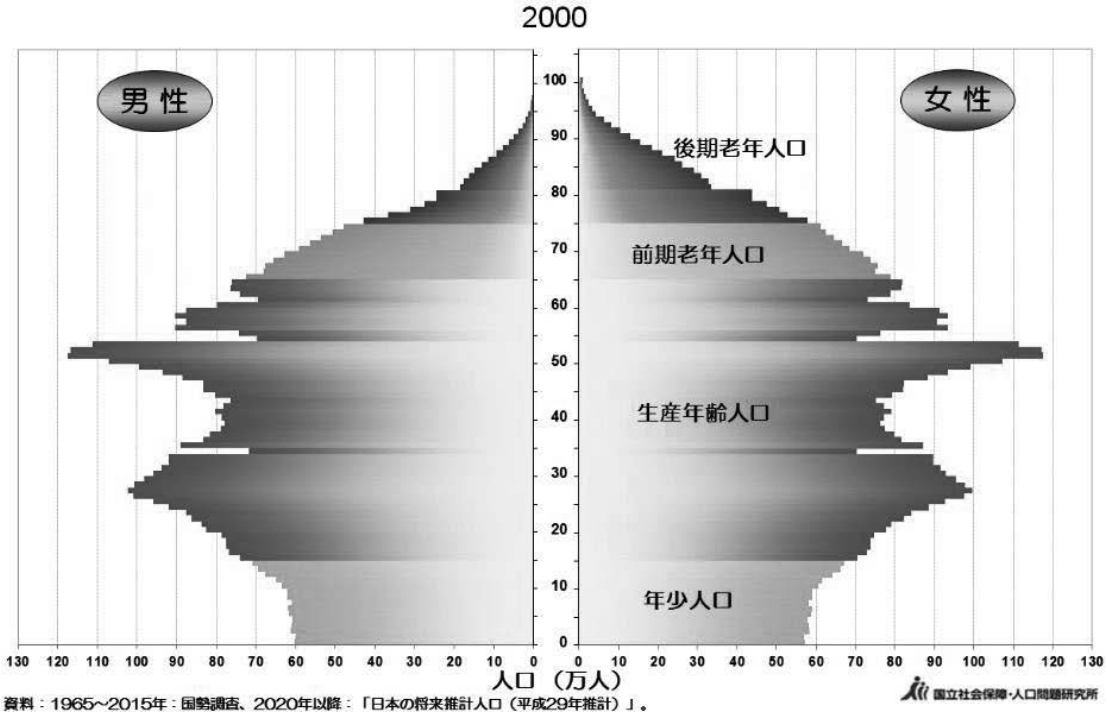

2025

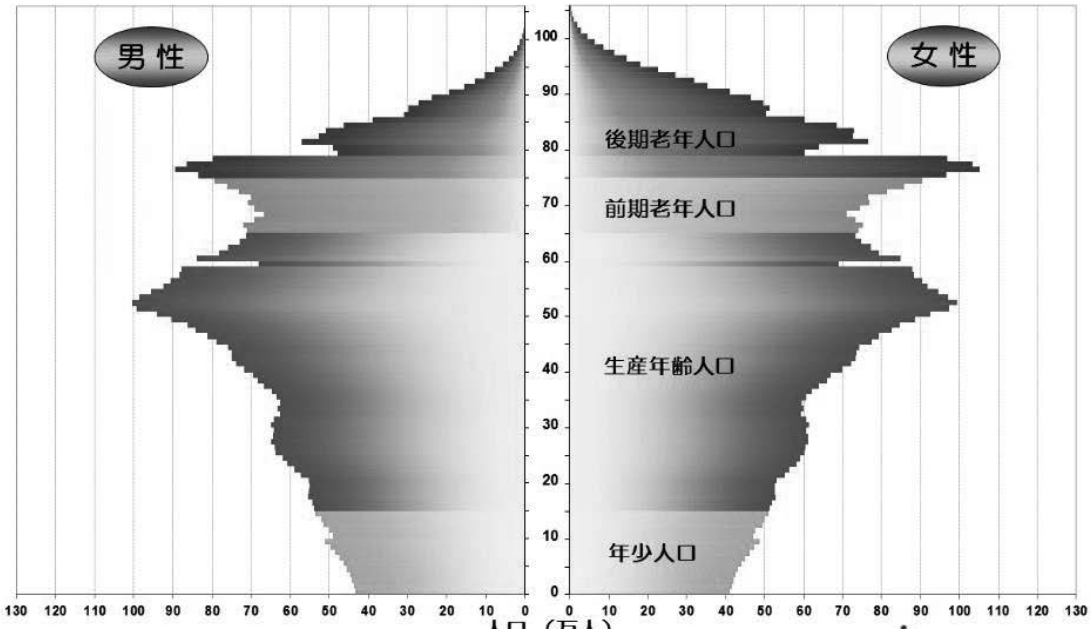

資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」(出生中位(死亡中位)推計)。

2050

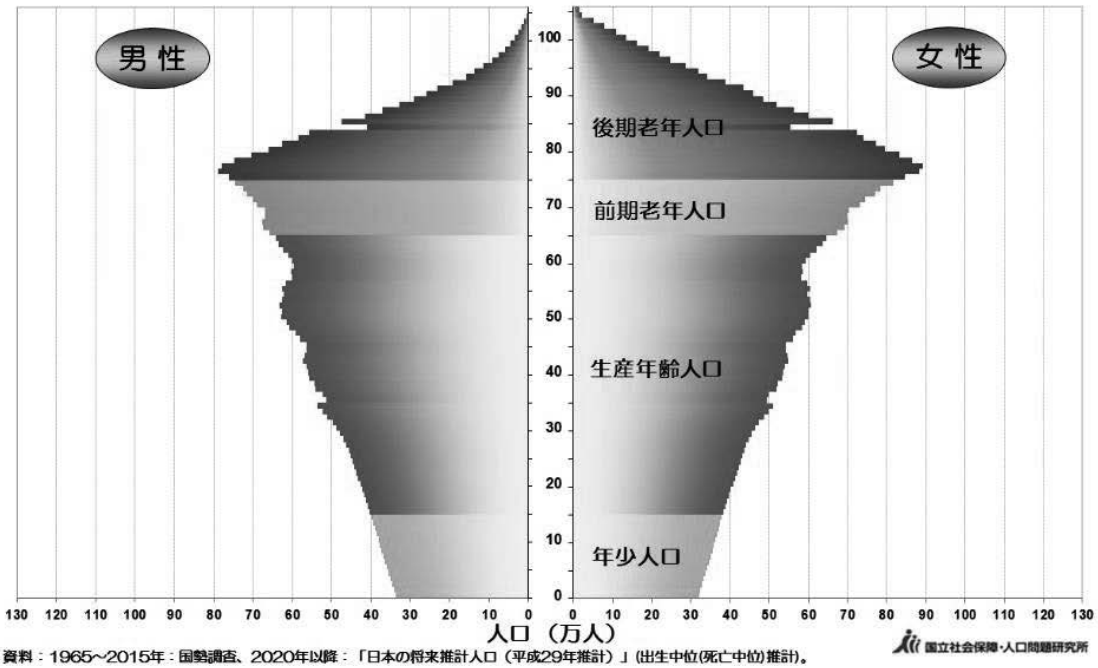

資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」(出生中位(死亡中位)推計)。

こうした事項を列挙してみても、県民には現時点で少子化が進んだ未来の姿を想像することが難しく、また、現在の生活には何の問題もないので、将来、発生が予想される諸問題に対して危機意識を持つことが難しい。

第２回委員会において第１回少子化・人口減少対策戦略検討会議で講演した内閣官房参与の山崎史郎氏の資料が提示され、同氏は若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであると訴えている。その上で、同氏は出生率向上の特効薬がないことを前提に、所得・雇用対策、不妊治療、仕事及び育児の両立、子育て支援体制の整備など各種施策を総合的に組み合わせて実施する必要があると主張する。

委員からは、仕事及び育児の両立ができる環境整備には、企業の意識改革が重要であるとの指摘があったほか、国の少子化対策の支援策に上乗せして県独自の施策を打つことの提言がされた。また、移住を検討しながら実現に至らなかったケースについて、理由を徹底的に調査して移住を促す取組を求めたり、若者が結婚に前向きになれるだけの給与を支給したりできるよう、企業の稼ぐ力を支援する仕組みづくりについても言及があった。

また、国のこれまでの施策は子育て支援であり、少子化対策が効果を上げられなかったことを指摘し、国の施策が正しいかどうか検証を求める意見も出た。育休を増やせば子供が増えるとする因果関係は明確でなく、結婚する意思がありながら様々な理由で諦めざるを得なかった若者を支援する観点が欠けているとの指摘があった。

(2) 少子化の原因について

ア　地方で発生する男性余り

第８回委員会で、中央大学の山田昌弘教授（以下、「山田教授」という。）が講演した内容を中心に同氏の著書『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？結婚・出産が回避される本当の原因』（光文社新書）にも触れて記述する。

前述したとおり、日本で少子化問題が認識された 1990 年の「1.57 ショック」から 35 年の年月が流れた。第１次ベビーブームの 1949 年には約 270 万人の出生を記録したが、2023 年の出生数はピーク時に比べて約 200 万人減の約 73 万人まで落ち込み、合計特殊出生率が 1.5 以下の状況が 30 年以上続き、2023 年は過去最低の 1.20 を記録した。

フランス及びスウェーデンのように結婚をしないカップルから多くの子供が生まれる国とは違い、出産は結婚していることを前提とする規範意識が強い日本では、未婚者が出産するケースは限定的であり、一般的に母子共に最も安全に妊娠・出産ができる時期とされる 20 歳から 34 歳までの女性の未婚率が高ければ、自ずと出生数の減少に直結する。日本の未婚率は増加傾向を続けており、50 歳時に未婚である生涯未婚者の割合は、1950 年には男性が 1.45%、女性が 1.35%とごく少数者に止まっていたが、

2020 年には男性 28.3%、女性 17.8%と大幅に増加している。

また、一般的に結婚適齢期と言われる 20 歳から 34 歳までの未婚女性１人に対する未婚男性の比率を見ると、全国平均が 1.15 に対して、本県は 1.27、東京は 1.04 となっており、東京に若年の女性が集まり、本県では女性よりも男性が多くなっている現状が分かる。

このことに関連して、企業の姿勢が少子化の動向に大きな影響を与えるとする講演資料を基に、当委員会で審議した経緯がある。

第３回委員会において、第２回少子化・人口減少対策戦略検討会議（主催：長野県）で株式会社ニッセイ基礎研究所の人口動態シニアリサーチャーの天野馨南子氏が講演した際の資料が提示された。長野県では女性が他県に流出する「社会減」の値が、全国平均を大きく上回る状況であるとして、県内の 20 代では男性が女性を上回る男性余りとなっていて、男性の結婚が難しく、出生数も減少している現状を指摘。その背景として、長野県内の企業は女性管理職の割合が全国最低で、女性が社会で活躍しにくい環境にあるため、女性が県内就職を遠ざける一因になっていると指摘する。

イ　少子化対策が失敗した理由

少子化問題が認識された 1990 年から現在に至るまで、進行する少子化の状況に対して、国が適切な対策を取れなかった原因について、山田教授は、危機意識の不足及び少子化の原因の見誤りの２点を指摘する。

１点目の危機意識の不足については、1990 年代は出生数が減らず、2010 年までは減少が緩やかであったことから、「そのうち産むはず」といった甘い認識により、国が危機意識を持てなかったとしている。この時期は、人口規模が大きい団塊ジュニア世代が出産する年代に当たっていたため、女性１人当たりの出生数が減っても全体の出生数は減らず、問題が見過ごされたと指摘する。

２点目の原因の見誤りについては、国の施策に言及しながら検証する。

1.57 ショックを経て、1992 年の国民生活白書で「少子化時代の到来」と、初めて「少子」という言葉が公的に使われた。国は 1995 年から最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を実施し、2000 年から「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を実施して、少子化対策を進めた。

こうした施策を検証すると、東京 23 区の出生数はほとんど減っていないことからも、首都圏に住む正社員共働き世帯には一定の効果があったといえる。一方、正社員の共働き世帯がほとんどいない多くの地方には、児童待機問題はほとんど関係がなかった。実際に正社員共働きの世帯は、ここ 30 年間ほとんど増えていないが、夫が正社員で妻がパートの世帯は着実に増えており、妻が育児休業の恩恵を受けられず、国の少子化対策の効果が薄かったことが見て取れる。

その上で、少子化が進行する直接の要因について、山田教授は結婚して

いない人の増加、いわゆる「非婚化」の進展にあると指摘する。国立社会保障・人口問題研究所が 2021 年に実施した「第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」で、夫婦が出生する子どもの数を平均した「完結出生子ども数」のデータを確認すると、結婚している女性は、平均して概ね２人の子どもを産み育てており、この傾向はここ 30 年間ほぼ変化していない。一方、未婚率は男女共に着々と増えており、結婚及び出産が密接に関係している日本では、必然的に出生数の減少に直結することとなる。

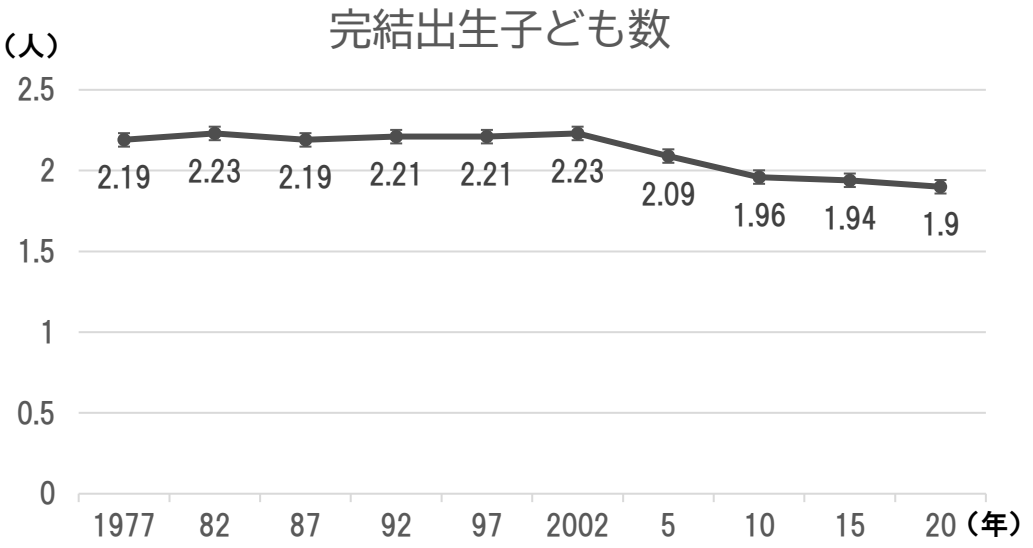

※資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021 年）のデータから作成。対象は結婚持続期間 15～19 年の初婚同士の夫婦（不詳を除く）。

未婚者が増えている理由を調査する中で、結婚したいと希望しても、家庭生活を営むだけの収入を確保できない不安から結婚に踏み切れない若者が増えていることが分かってきた。

山田教授は、日本の少子化対策が事実上、失敗に終わった理由について、国の政策担当者が未婚者の生の声を拾いきれなかったことを挙げている。具体的には、ヒアリング対象が首都圏在住で大卒の大企業の正社員及び公務員などの一部のキャリア女性に偏り、大多数を占める地方在住の大卒でない非正規社員や中小企業勤務の正社員の声を拾いきれていないとする。

文部科学省統計調査企画課の『文部統計要覧』データによると、2001 年に 18 歳であった人の４年制大学進学率は、39.9%（男性 46.9%、女性 32.7%）で、2000 年代に出産・育児期であった女性の約３分の２は４年制大学に進学していない。また、４年制大学を卒業した女性も、数年で離職し、非正規雇用に移行したケースが多く、若年の未婚女性の大半は非正規雇用になっている。このことから、日本全体の出生率を左右する大きな因子は、キャリア女性の動向ではなく、大半を占める地方在住で非正規雇用の非キャリア女性の動向であることが分かる。

山田教授は、これまで各種のアンケート及びインタビューで、家族及び

若者に関する調査を実施して、日本の未婚者が欧米のように一人暮らしでなく、親元で同居している実態を見出し、非正規雇用者を調査する中で、非正規雇用の男性が、結婚を諦める一方で、非正規雇用の女性は、収入の安定した男性との結婚願望が高いことを明らかにしている。さらに、結婚相手を探すために様々な努力をしている未婚者の活動、いわゆる「婚活」についても調査してきた。

大都市に住む４年制大学卒かつ大企業勤務の男性であれば、数多くの女性の中から相性の合う相手を選ぶことができるが、地方在住の非正規雇用の男性は、女性の独身者との出会いが少ない上に、結婚後の生活を考える女性からは選ばれにくい現状にあることが分かった。望んでいても結婚できない若者が増えることで、未婚率が上昇して合計特殊出生率が低迷し、さらにここ数年は急速に落ち込む結果となり、収入の格差が結婚の成否に直結している。

山田教授は、第２次ベビーブームの世代が出産・育児をする年代に、出生数が想定するほど伸びなかったことについて、人口学者の間でも「若者は独身を楽しみたいので結婚を遅らせているが、いずれ皆が結婚する」との考え方が主流で、「しようと思えば誰でも簡単にできる」と考えていた節があると指摘している。

当初、働きながら育児ができる環境整備に偏っていた国の少子化対策は、2002 年に初めて、次世代の親を育むための施策を導入し、若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援などを盛り込み、2015 年に結婚支援及び結婚・育児支援への社会的雰囲気の醸成の文言が盛り込まれた。

非婚化の進行こそが少子化の大きな原因であるにも関わらず、若者への結婚支援が後回しになったことは、対策を進める上で大きな痛手となったことは否めない。

ウ　収入などの金銭面の要因

(ｱ) 夫に求める収入への意識

先に収入が低い男性が、結婚しづらい状況にあることを指摘した。平成時代のバブル崩壊、リーマンショック等を経て、企業が社会環境の変化により人件費削減の必要性に迫られたこと、また、多様な働き方を求める労働者側の需要に対応して、派遣労働を始めとする多くの非正規労働者が生まれ、低収入の若者が増えることとなった。総務省の労働力調査によると、役員を除く雇用者のうち、非正規が占める比率が 2023 年の平均で４割程度に上り、労働者の中で大きな存在になっていることが分かる。厚生労働省が雇用形態別に調べた調査によると、令和２年の正規雇用労働者の平均年収が 324.2 万円（男性 435.3 万円、女性 303.6 万円）に対して、非正規雇用労働者の平均年収は 214.8 万円（男性 266.7 万円、女性 200.6 万円）と 100 万円以上の開きがある。将来的に収入を増やす見込みが薄いため結婚を諦める男性も多い。

未婚の男女が結婚相手に求める項目として、男女ともに人柄などの

性格的な面を挙げる一方で、女性は男性に経済力を求める傾向があることが後掲のアンケート調査から確認できる。

山田教授によると、日本の女性は自身と同じ又はそれ以上の収入を得られる男性を求める傾向が強いという。上記の平均データを使って教授の主張を当てはめると、正規雇用の男性は正規・非正規雇用を問わず女性から選ばれやすい一方、収入が低い非正規雇用の男性は非正規雇用の女性から選ばれても、正規雇用の女性からは選ばれにくいことになる。

この点について、フランス及びスウェーデンでは、成人女性は親元を離れて生活し、自身の仕事を持つことが当たり前で、かつ、交際する相手を決める際、パートナーの収入よりも恋愛感情を重視するカップル文化があるため、不安定な収入の男性も女性と一緒に生活することが可能で、子供を持つことにつながっている。

内閣府経済社会総合研究所が 2004 年にスウェーデンと日本を比較して、家計維持への責任意識がどう違うかを調査した結果、「夫は収入を得る責任を持つべき」と答えた比率は、大多数のスウェーデン人が「反対」と答え、日本人では圧倒的大多数が「賛成」と答えている。

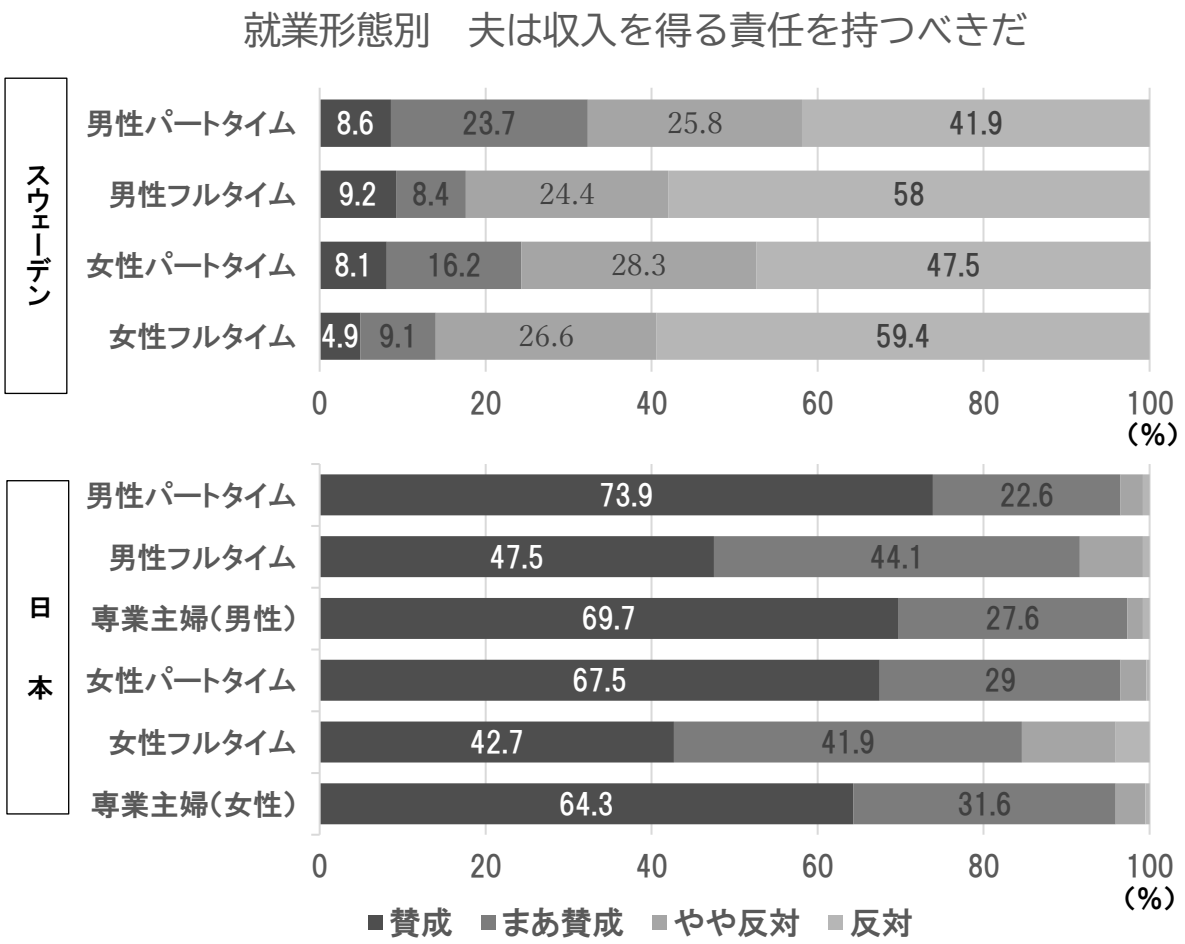

※資料：内閣府経済社会総合研究所「スウェーデン家庭生活調査」のデータから作成。

山田教授の著書『日本の少子化はなぜ失敗したのか？結婚・出産が回避される本当の原因』において、「日本社会では、たとえ愛があっても、経済的条件が整わなければ、結婚や出産に踏み切らない人が多数派なのだ　（中略）　結婚後の生活を考えれば、収入の安定した男性と結婚した方が、女性にとってよい選択であることは明らかである。」との指摘がある。

本委員会の直接の活動ではないが、委員の一部が参加して長野県立大学の学生と「2050 年の自分について」をテーマに懇談する機会があり、学生の生の声を拾えたことから、参考までに触れておく。

・結婚相手に求めるものは、まずは価値観が合うこと。見返りを求めない優しさがあること。互いに支え合えることが重要。しっかり働いて金銭的に安定していること。自分から見て外見が素敵なこと。
・パートナーには経済的にも自立していてほしい。自分の人生を楽しみつつ、頼れる存在であってほしい。（いずれも女性）

次に、支出面の要因を見ると、平成時代に社会保険料の負担が増加したことで、厚生年金加入の若者は手取り賃金が減り、生活を苦しくする一因ともなっている。具体的なデータを見ると、平成 12 年に 13.59%（本人負担 6.79%）だった厚生年金の保険料は、平成 16 年 10 月から毎年 0.354%ずつ引き上げて、平成 29 年には、18.3%（本人負担 9.15%）まで増加。さらに令和元年には消費税が 10%に増税され、近年は物価高騰でさらに厳しい生活を強いられており、非正規雇用を始めとする収入の少ない労働者にとっては、新しい家庭を営むことがますます難しくなっている。

山田教授は、著書『パラサイトシングルの時代』（ちくま新書）の中で、結婚するまでは独立せずに親元で暮らす独身者の実態について記している。独立して暮らすための住居費を負担しないので、働いて得た収入を自身の趣味などに充てることができ、家事も自身が行わなくても親が担ってくれるので、独身でいる間は親元から離れて暮らす動機付けが生まれにくい。特に女性は親元から離れない傾向が強く、結婚に見合うだけの条件を兼ね備えた男性が現れるまでじっと待ち続けるケースがある。ただし、そうこうしているうちに女性自身も歳を重ね、結婚から自然と遠のいて晩婚化が進み、ひいては非婚化の進展にもつながる。

(ｲ)　女性の社会進出

戦後間もない 1950 年頃まで、働く人の約半数は農林漁業従事者であり、その多くは家族経営で営まれていた。また、都市部においても、町工場、商店などは家業として営まれており、いずれの職場においても女性は貴重な労働力として、生産活動に従事していた。当時、庶民

層に専業の主婦はおらず、手の空いている者が片手間で家事及び育児を担っていた。

高度成長期以降、夫が企業に雇用されて労働者になると、日中は家を離れるため、必然的に妻が家事や育児を担った。夫の給料で生活できたため、妻は専業主婦でいることができた。

しかし、こうした性別役割分業に基づく家族モデルは、経済が成長し、収入が増え続けることを前提としたモデルであったため、高度経済成長期が終わるとともに、モデル転換を迫られた。

1985 年に男女雇用機会均等法が成立し、女性が社会に出やすい制度を整えた。かつて、男性の定年が 55 歳に設定されることが主流だった時代に、会社独自の制度で女性の定年が 30 歳に制限されるなど、女性は結婚して家庭に入ることが暗黙の了解とされていた。女性の大学進学率の上昇に伴い、女性がビジネスの第一線で働くことが当たり前の社会に変遷していった。総務省労働力調査によると、同法施行の 1985 年に 2,764 万人だった女性就業者数は、2024 年には 3,698 万人に３割増となっている。女性の雇用が安定して一人でも生活できるようになると、結婚は必須ではなく選択肢となった。

エ　意識面の要因

ここでは、若者の意識の変化及び非婚化への影響について触れる。

(ｱ)　結婚形態の変化

意識に影響を及ぼすと考えられる結婚形態の変遷について述べる。

阪井裕一郎准教授著作の『結婚の社会学』(ちくま新書) によると、明治以前の村落社会では、同じ村落内で結婚することが一般的であった。男性は同輩の年齢集団内で認められると、女性に求婚する資格を得て、女性は求婚を受けるか否か決定できた。

1898 年に明治民法が成立すると、長男の家督相続を中心とする「家制度（武士家族の家制度を踏襲)」が導入され、男女不平等を容認し、家長が家族生活のあらゆる決定権を握ることとなった。お見合いは、当人が関わることなく親や親族などの間で決められ、仲人を介した結婚が「正しい結婚」とされた。こうして、共同体的結婚から家族主義的結婚へと変遷した。

戦後、民主的な日本国憲法が施行され、「婚姻は、両性の合意にのみに基づいて成立する」と規定され、結婚は家同士の結合から個人の対等な関係に変わり、恋愛結婚が増えていった。高度経済成長期には、終身雇用及び年功序列といった日本型雇用が確立し、経営者と従業員の関係は雇用を超えた「家族的な関係」となり、男女の出会いも、地域内や親族の仲介による「地縁」から「職縁」へと変遷した。

しかし、非正規雇用が増加して必然的に企業への帰属意識が希薄化した現代は、結婚相手は個人で探す風潮が強い。

(ｲ)　結婚に対する意識の変化

a　恋愛・結婚に関する意識の変化

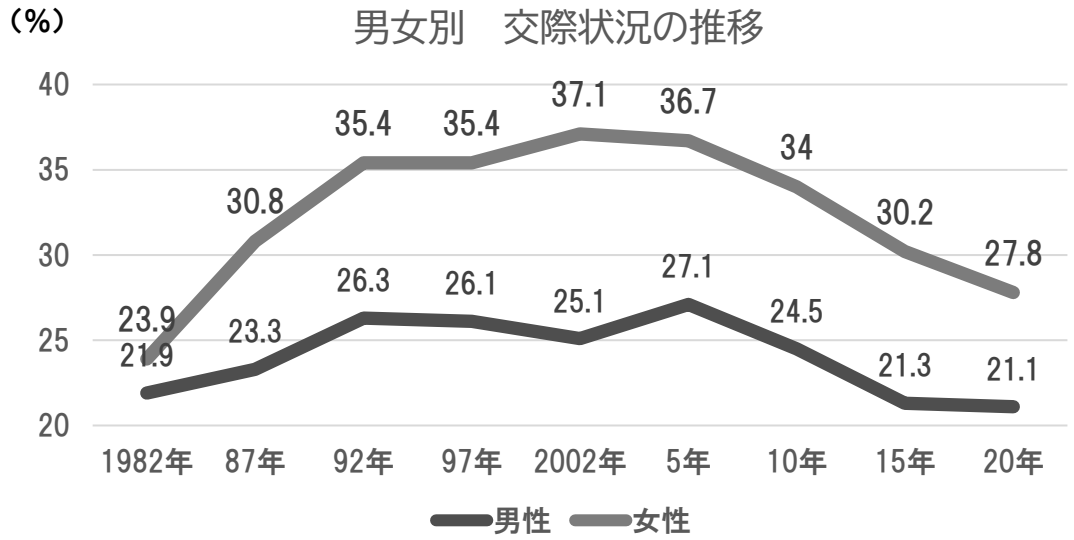

※資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査）」のデータから作成。

国立社会保障・人口問題研究所は、概ね５年に１回、独身者（18 歳から 34 歳まで）が恋愛、結婚、出産等に抱いている意識を調査している。異性と交際している状況を調査した結果、恋人又は婚約者がいる未婚者の割合は 2000 年前半にピークを記録して以降、減少傾向が続き、男性はピーク時との比較で２割減、女性は３割減となっている。

独身者の結婚観などを初めて調査した 1982 年の第８回調査では、結婚への意欲を問う質問に対して、「いずれ結婚するつもり」と回答

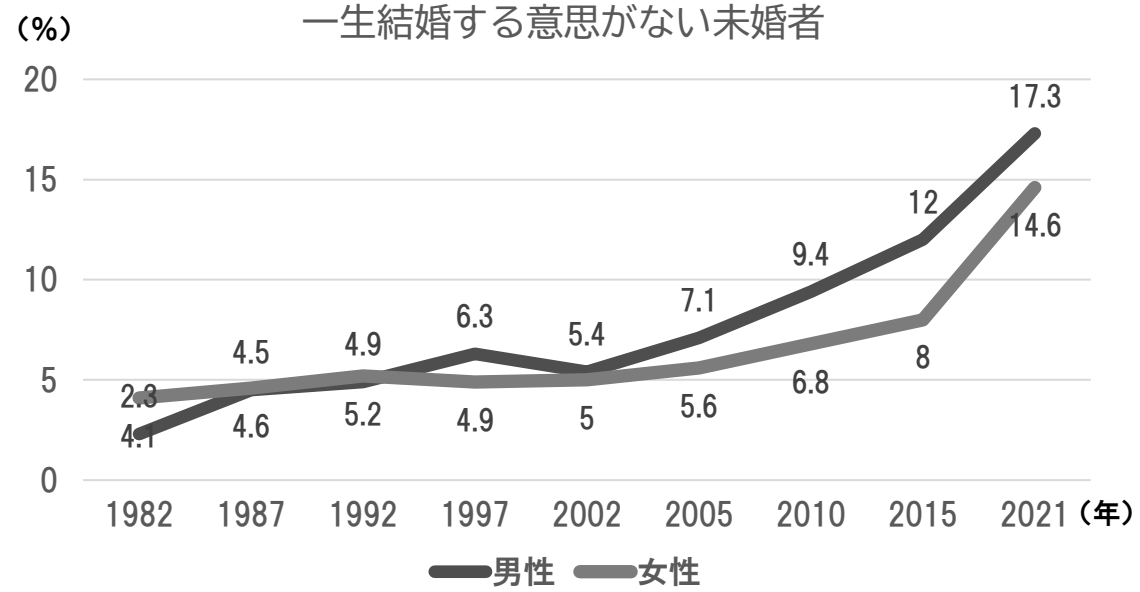

※資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」のデータから作成。

した男性は 95.9%、女性は 94.2%であったが、直近の 2021 年の第 16 回調査における回答では、男性 81.4%、女性 84.3%と低下した。

また、1982 年に「一生結婚しない」と回答した男性は 2.3%、女性は 4.1%であったが、2021 年の調査では男性 17.3%、女性 14.6%と大幅に増えた。

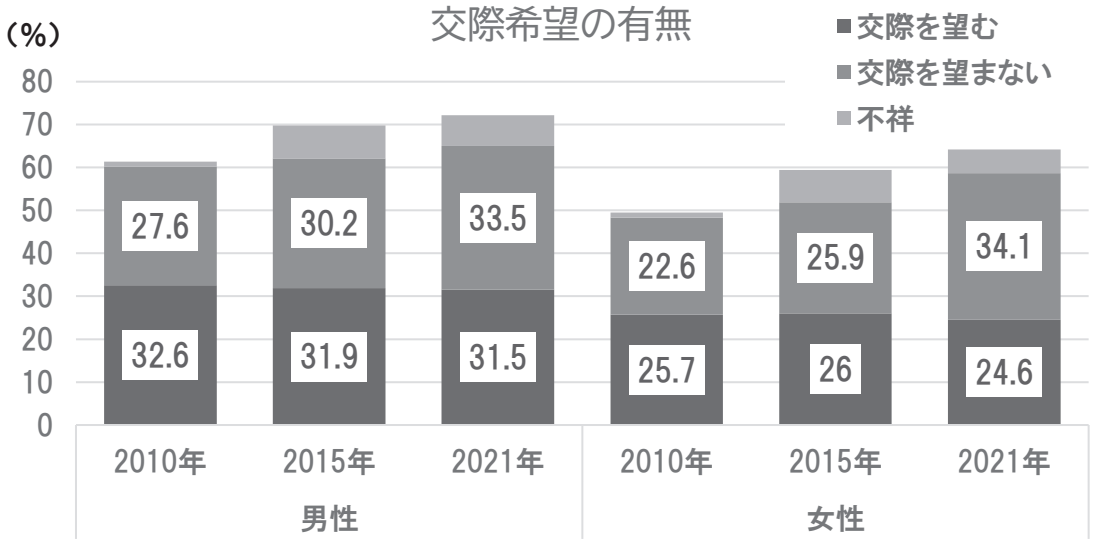

※資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」のデータから作成。

18 歳から 34 歳までの未婚のうち交際相手を持たない割合を見ると、1987 年の第９回調査で男性が 48.6%、女性が 39.5%に止まっていたが、2010 年の第 14 回調査では、男性が 61.4%、女性が 49.5%と増加し、交際離れが進んでいることが分かった。さらに 2010 年の第 14 回調査以降に交際希望を質問したところ、2010 年及び 2015 年の調査では、男女共に交際を望む人の割合が、望まない人よりも多かったが 2021 年の調査ではその割合が逆転し、恋愛を望まない人が多い結果となった。未婚の男女の３人に１人は、異性との交際を望んでいないことが分かり、恋愛そのものに対して関心が薄い若者の姿が見えた。

国ほど長期間にわたる調査をしていないが、県でも県内在住の 18 歳から 49 歳までの男女を対象にしたインターネット調査により、結婚・出産・子育てに関する県民の意識調査を実施しており、第３回の委員会で 2023 年のアンケート結果の資料を示した。

複数の質問のうち、結婚意向を問う質問に対しては、独身者のうち「結婚するつもりはない」と回答した者が、2016 年の 19.4%から 2023 年の 34・9%と増加し、独身者の結婚意向の低下が見られ、国の調査と同様に県民も結婚への意欲が低くなっていることが分かった。

加えて、結婚意向がない者が独身でいる理由として、最大の理由を質問したところ、「そもそも結婚願望がないから」が最も多く、2023 年は 26.9%に上り、2021 年から 5.8 ポイント増加した。2023 年の結果は、以下、「独身の自由や気軽さを失いたくないから」が 13.3%、

「結婚する必要性を感じないから」が 12.5%、「今の生活で十分幸せだから」が 9.6%、「結婚生活を送るには年収が少ない、又は結婚資金が足りない」が 7.5%と続いた。

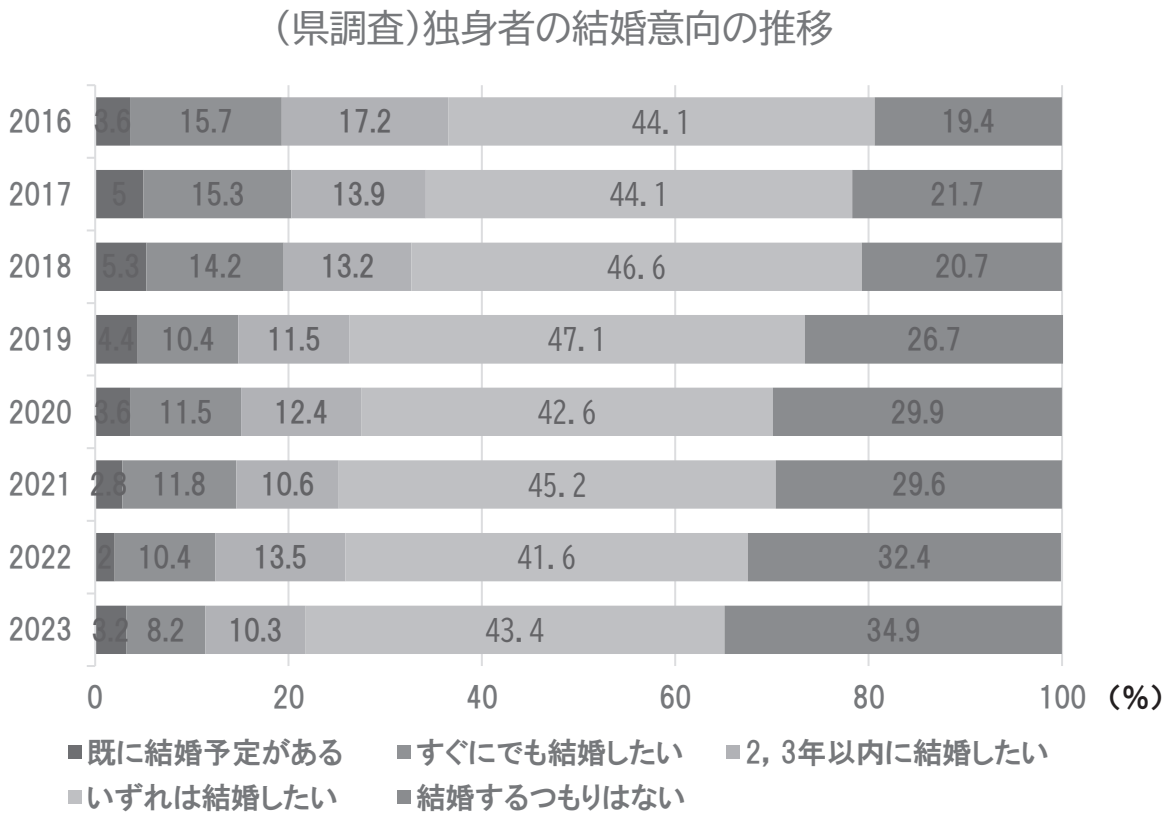

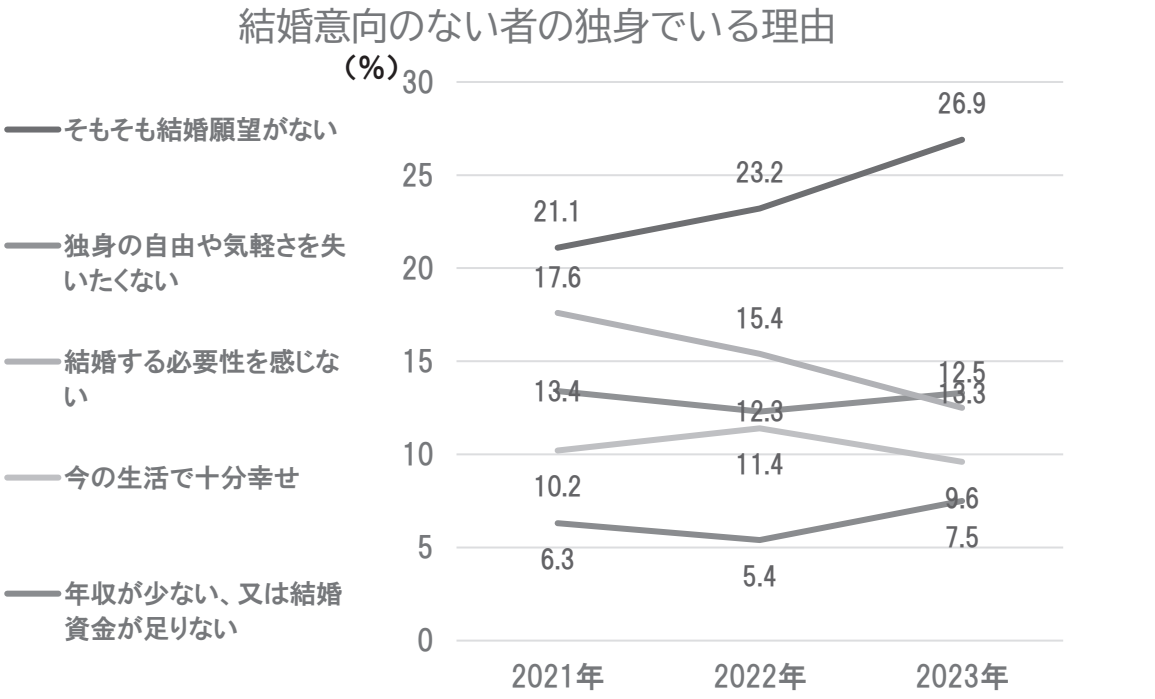

※資料：いずれのグラフも「長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査」のデータから作成。

また、明治安田生命総合研究所が 2023 年に 18 歳以上 54 歳以下の 7,453 人に実施した「恋愛・結婚に関するアンケート調査」の結果を見ると、恋愛・交際に関して未婚者の７割は、現在、交際相手がないと回答。恋愛・結婚に関する意識は、約４割が「どちらともいえない／興味がない」と消極的な回答をしており、恋愛・交際に興味がない理由としては、恋人として深い付き合いをすることが「わずらわしい・面倒」、「自分の時間がなくなる」が上位に上っており、こちらでも幅広い年代での恋愛離れを確認できた。

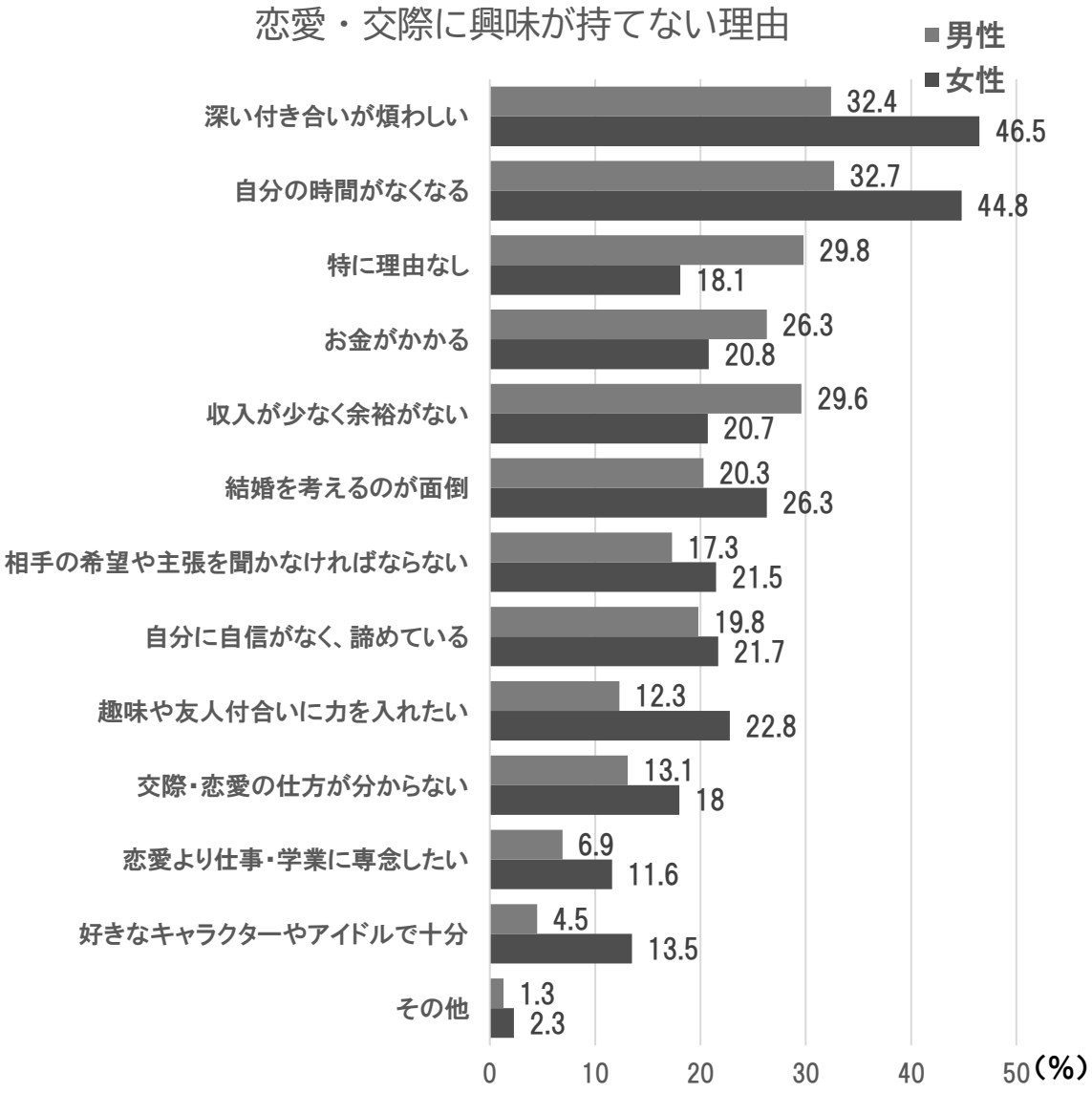

※資料：明治安田生命総合研究所の「恋愛・結婚に関するアンケート調査」のデータから作成。

結婚に関しての質問で、「結婚したくない」と回答した人が 17.7%に上り、その理由を複数回答で質問したところ、自分の自由に使える時間、お金がなくなることが上位に上がったほか、「必要性を感じない」も５割弱の人が回答した。

また、生涯未婚率が上昇している原因を複数回答で尋ねる項目に対しては、「結婚はあくまでも人生の選択肢のひとつである」が全体で 46.0％と最も多く、以下、「独身生活が気楽で自由、充実している」が 43.5%といった思想上の理由が上位に上ったほか、「収入がよくない」が 40.4%、「雇用が不安定」が 30.2％と経済的な理由も上位に入った。

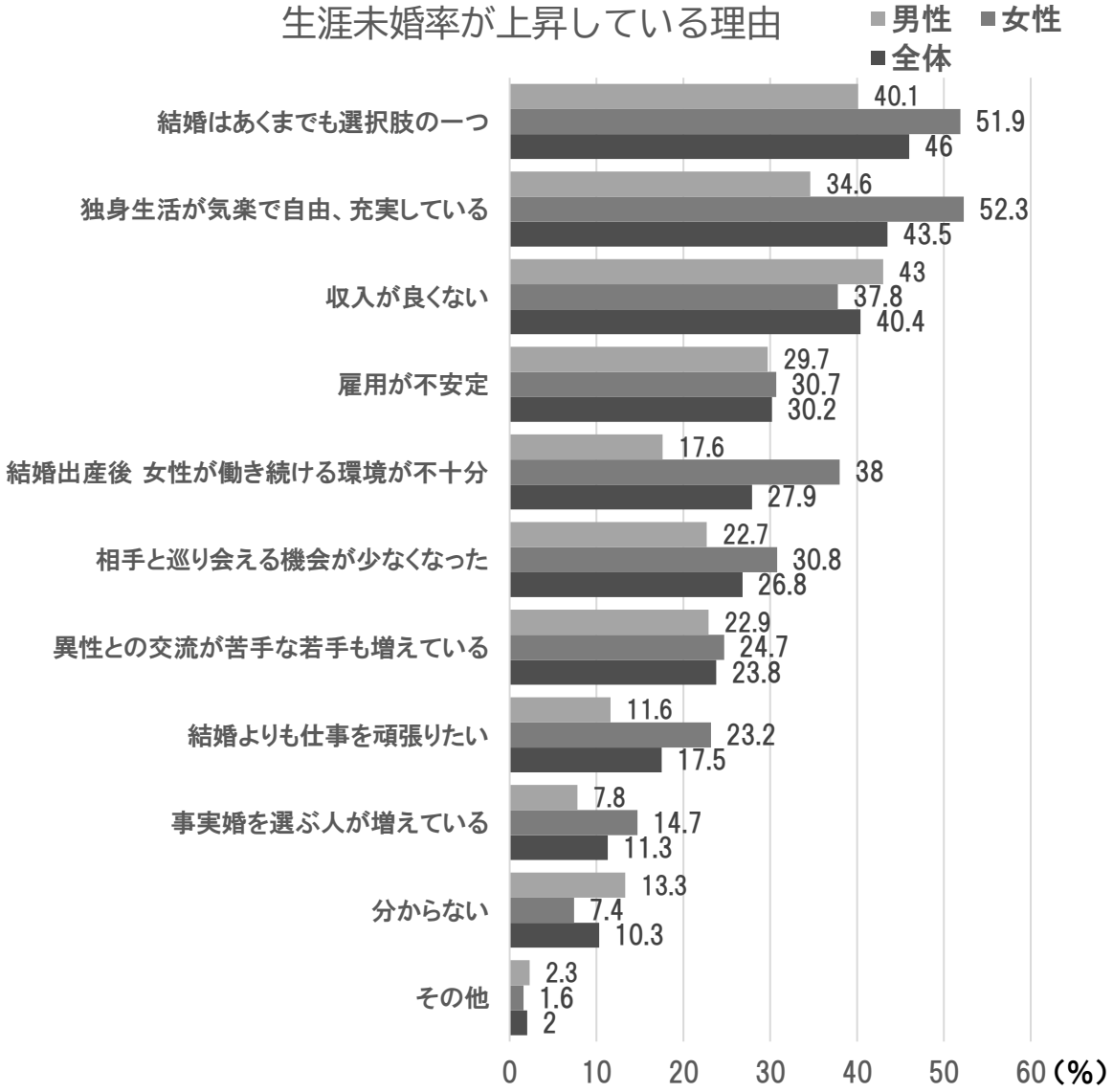

※資料：明治安田生命総合研究所の「恋愛・結婚に関するアンケート調査」のデータから作成。

現在の独身生活が充実しているから結婚は不要との考え方に対しては、第３回委員会において、独身のまま結婚適齢期を過ぎ、後悔している人たちがいるとの委員の発言を踏まえ、県のこれまでの少子化対策は、本来助けなければいけない人たちにアプローチできないことへの疑問を呈する意見が出され、老後までの人生全体を考えるライフプラン教育の必要性にもつながる指摘となった。

一方、結婚したい人に複数回答で理由を質問した項目については、「好きな人と暮らしたい」が 56.8%と最も多く、「自分の家庭を持ちたい」が 34.2%、「支えあえる人がほしい」が 33.1%となった。また、結婚相手に求める条件を上位３項目まで尋ねたところ「話・価値観が合う」が男性 39.7%、女性 44.2%、「一緒にいて楽しい」が男性 38.1%、女性 39.7%と続く中、３番目は男性が「ルックス・見た目の印象」で 34.9%、女性は「収入等の経済力」で 37.4%と意見が分かれた。男性が外見を重視するのに対して、女性が結婚相手に経済力を求めていることが読み取れる。

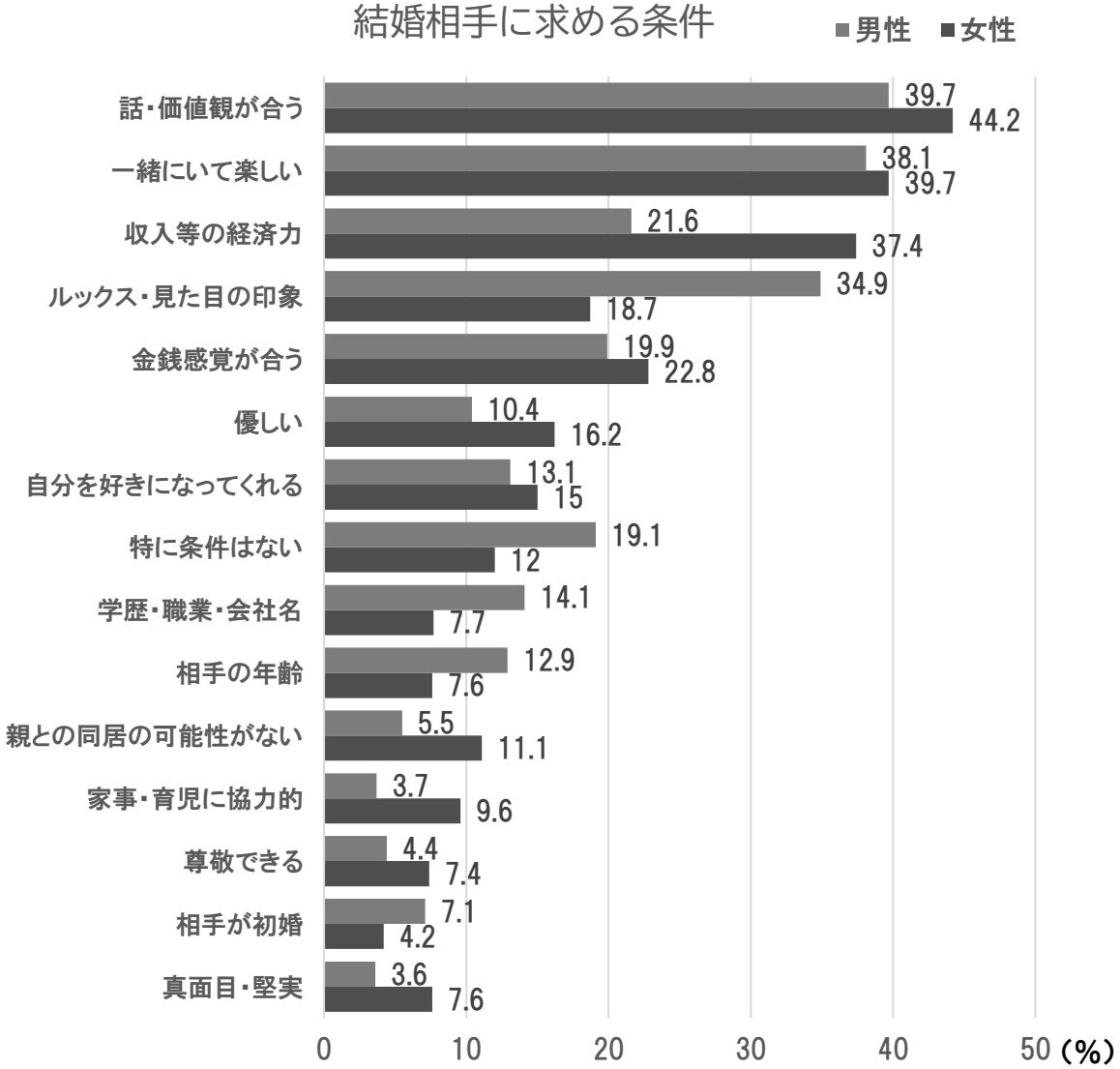

※資料：明治安田生命総合研究所の「恋愛・結婚に関するアンケート調査」のデータから作成。

b 日本人が持つ世間体意識

山田教授が日本の少子化の原因として挙げている主要なものとして、日本人の安定志向及び世間体意識を挙げる。日本人は、将来にわたって中流と呼ばれる平均的な生活を維持することを大切にしてい

て、そこから転落するおそれがある結婚は、男女交際すら回避する傾向があるとしている。

著書『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？結婚・出産が回避される本当の原因』の中で、次のように述べている。「戦後から 1980 年頃までは、結婚後の経済生活に大きなリスクがあるとは考えられなかった。男性であれば、正社員になり、年功序列によって収入が上がっていくことが期待できた。また、農家など自営業は、政府によって保護されていたため、自営業の跡継ぎの男性の収入も安定していると思われていた。だから、女性はどの男性と結婚しても、将来の経済的な生活リスクを考えなくて済んだのである。これが、戦後から 1980 年頃まで、出生率が安定していた真の理由なのである。」

欧米社会にはリスクを取って新しいことを始めることを評価する文化があり、また、転職も当たり前に行われる。例えば、スウェーデンでは、学校を卒業した後もリスキリングの機会を常に用意しており、途中で仕事を変えても、やり直しがしやすい環境にある。

これに対して、日本では新卒一括採用、終身雇用の慣行が色濃く残っており、一度コースから外れるとやり直すことが難しい。就職氷河期に正規雇用の仕事に就けず、非常勤雇用のまま不安定な収入で結婚に踏み切れない人たちが相当数存在していることが推測され、現在の非婚化の流れを加速化させる一因ともなっている。

山田教授によれば、結婚及び出産についても、やり直すことが難しい事例があるとする。日本では離婚は失敗と評価され、周りの人から見て恥ずかしくないよう世間体を保つことを最優先する意識が強い。

こうした意識が、交際相手の選択や親が子どもの大学費用を負担する行為にも影響があるとする。山田教授は次のように指摘する。

「たとえ、結婚する時点で人並みの生活ができる収入があったとしても、それだけでは足りないのだ。将来、それも老後までを考えなくてはならない。これから住宅を買う、子どもの教育をする、そして老後は年金で生活する。その時点までを見据えて、結婚、出産を決断しようとするのだ。」

５ 長野県の少子化の課題

「４　長野県の少子化の原因」では、結婚しない若者が増えている非婚化の現状に対して、国が適切な対処ができなかったことを指摘した。また、夫婦世帯向けに実施した育児休業制度の拡充施策等も、一部の正規雇用労働者の共働き世帯向けに組み立てられたもので、大半を占める夫が正規雇用で妻が非正規雇用の世帯向けには、効果的な施策にならずに少子化対策が失敗したことが明らかとなった。

さらに、戦後の経済成長の下、正規雇用で安定した生活を送り、安心して子どもを産み育てることができた時代から、低成長で先の見えない時代に変わったこと、また、日本人のリスク意識及び世間体意識など文化的背景にも踏み込み、結婚及び出産に慎重になっている日本人の意識が見えてきた。

ここでは、少子化の進行を緩和させる際に障害となる課題を挙げる。

(1) 少子化問題に対する認識不足

「2050 年の自分と言われても、明日のことが精いっぱいで遠い未来のことは想像できない。」。これは議員と県立大学生と懇談した際に、学生からの発言である。一般的に社会問題への意識が高い大学生でさえ、少子化への対応に苦慮している様子がうかがえる。

これまで県は、少子化問題への対応として、子どもを希望する夫婦に出産を促し、子育てしやすい環境を整える施策を実施してきたが、さらなる取組の強化には、多くの人材及び予算が必要であり、県民負担も増える。何よりも、県民の理解と協力がなければ、十分な効果は期待できない。

委員会において、委員から次の発言があった。

・人口減少が引き起こす問題を、全ての県民に考えてもらう必要がある。
・県庁職員、市町村職員だけで少子化問題に取り組んでも、解決しない。

(2) 若者への結婚支援

若者が恋愛に対して消極的になっている現状があることに対し、そこへの積極的な支援の重要性について、委員会で次の発言があった。

・これまでの少子化施策が失敗した一因は、若者の視点の欠如にある。若者への支援がない計画で本当に大丈夫か。
・結婚を諦めてしまった若者を結婚に結び付ける文化をつくらないと、結婚したい人がどんどん減っていく。
・結婚をしたくても結婚できない人たちへの支援は、国というよりは自治体が実行しないといけない。
・独自に大学生と意見交換及びアンケート調査を行ったところ、約６割が恋愛をしたいと考えていることが分かった。こども家庭庁に対して、全国調査を依頼した結果、独自調査と同様の結果であった。

また、県が実施する「県民との意見交換会」に対し、委員から次の意見があった。

・意見交換会には、結婚したくても結婚できない方は参加しているか。そうした社会的弱者の声こそ聴くべき。
・県内の学生と懇談して気付いたことがある。大学生の時は結婚も出産もしたいと思っているが、大学卒業後の数年間に何かが起こって考えが変わってしまう。その何かを把握し改善してやれば、県内に留まるのではないか。
・若者、子育て世代が本当に望むことを把握して、課題に焦点を当てた施策をしてほしい。

若者が県内に留まりたいとする声は、県立大学との懇談会においても複数あったことを言及しておく。

若者への結婚支援について、山田教授も、カップル文化が根付いている欧米と違い、日本では男女交際を後押しする施策が必要であるとする。

先述した講演の際に、委員から「パートナーがいない若者の中には、異性に対する恐怖心、過去のトラウマ、自己肯定感の低さから恋愛に消極的になっている。」ことへの見解を求める質疑に対し、次のとおり回答した。

「中学、高校時代から、生まれもよくて、勉強もできて、スポーツもできた人たちとそうではない人たちの間に格差が生じており、その後、大学、社会に進んでもこうした格差が解消されず、劣等感を抱えたままの人は交際、恋愛を経験できないままでいる。」

現状、こうした若者は表立って声を上げないことが多く、行政もそうした声を拾いきれていない。彼らの声なき声をいかに施策として具体化できるか、少子化対策を成し遂げるためには避けて通れない。

(3) 若年層の低収入及び負担が大きい税制

ニッセイ基礎研究所によると雇用者に占める非正規雇用者の割合は、1990 年代から上昇していて、特に若年層で大きく上昇しており、2015 年では 15～24 歳の男性 44.6%、女性 52.1%、25～34 歳の男性 16.6%、女性 40.9%を占める。こうした非正規雇用労働者の拡大及び社会保険料の上昇による手取り収入が伸び悩む中、近年は物価高騰も生じている。

若年層への経済的な支援について、委員から次の発言があった。

・独身のままでいる理由として、経済的な問題が大きいことは明らか。実質賃金が下がり続け、非正規雇用では、結婚に踏み切れない。
・若い世代の雇用が不安定なことが、未婚化や少子化につながっている。結婚前の若い世代に対し、雇用、教育、住宅等、あらゆる支援が必要。就職氷河期に非正規雇用が拡大し、当事者は結婚を希望すらできない。

(4) 不寛容な社会

「子どもを育てるのは親の責任」と、日本では言われている。一義的にはそのとおりであるが、親にのみ責任を押し付けることなく、社会全体で支えていく姿勢がなければ、親が孤立しかねない。生活に困窮した母親が誰にも

助けを求めることができずに一家心中したり、母親の育児放棄により子どもが餓死したりするなど、痛ましい事件が幾度となく発生している。

人口戦略にうたう「寛容な社会」への変容に関連して、委員から次の発言があった。

・出自や生育環境などに事情を抱えている『弱者男性』が存在している。弱者男性は、世間の同情を得にくく、存在を認識してもらえないため、結婚したくても選ばれない。そういう方にも寛容さが必要だと思う。
・発達障害を持ち、仕事をしている人にも寛容性が必要。
・世代間ギャップの例として、年配の方も子供・子育て支援は重要だと言いつつ、子育て財源として年金を減らすとなると、批判が大きい。
・温かな社会づくりがとても大事。子どもを自動車に置いたまま、買物やパチンコに出かける親の事例を聞くが、フランスでは起こりえない。社会全体で子育てをしているので、数分で誰かが気付き声をかけてくれる。そして、子どもを放置した親を責めるフランス人は誰もいないだろう。

ＳＮＳ等を通じて、とかく誰かの言動を批判し、不寛容な事象が拡散する現代。少子化問題は、未来のことを考えれば「子供がいない者」を含め誰にも関係していることに気付くことが重要である。子どもは未来を担う貴重な人材であり、安心して出産、育児ができる社会づくりが求められている。

(5) 否定的なイメージが強い結婚生活

ＳＮＳ等を始め、各種媒体から流れる情報には、注意が必要である。情報の真偽を考えず無意識に情報を得ることで、育児に対する誤解が固定化している恐れがある。例えば「結婚は人生の墓場」というもの。

日本、アメリカ、スウェーデンで子育て世代にインタビュー調査を行い、「規範」に縛られる日本の若い男女の姿を描いたメアリー・Ｃ・ブリントンは、著書『縛られる日本人-人口減少をもたらす「規範」を打ち破れるか』（中央公論新社）において、日本人男性へのインタビュー結果から、子育ては苦労とするニュースばかりを聞く中で、必然的に『子育て＝苦労』という印象が根付いているとし、ニュースの影響の大きさを指摘している。

結婚して、これまで違う環境で育ってきた人と人が一緒に生活を始めれば、個人の時間や家計に一定の制約が生じることは当然のことであり、さらに子どもが生まれれば、相当の労力や費用も必要になってくる。そこを捉えて結婚は人生の墓場と決めてしまってよいのか。結婚して、子どもができて、子供の成長を日々実感しながら生活を送る中で、一喜一憂する日々の積み重ねがいかに貴重なことか。言葉では伝えきれなくても、実際に経験してみなければ実感できない喜びが確かにある。結婚するメリットも県民に伝えていく必要がある。

(6) 依然として残る性差別意識

共働きが標準化しつつある現代、労働、家事、育児をこなす女性の負担は過重になっている。2022 年に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」で「女性が職業をもつことに対する意識」を調べた。

結果は次のとおり。

・「女性は職業をもたない方がよい」0.7%
・「結婚するまでは職業をもつ方がよい」2.6%
・「こどもができるまでは、職業をもつ方がよい」7.7%
・「こどもができても、ずっと職業を続ける方がよい」59.5%
・「こどもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」27.1%

女性が出産しても仕事を持つことについては、大半の者が良いことと認めていることが分かる。その上で、「こどもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」とする回答した者が４分の１以上おり、上述した女性の負担を考慮した回答といえる。

このことから、家事及び育児を男性と平等に分担する、場合によっては、男性が女性より多くの家事及び育児を担うことが西洋諸国のように「当たり前」となれば、結婚のハードルを下げる一要素になると考える。

人口減少社会における女性活躍、また、本県から多くの若い女性が都市部に流出していることに関して委員から次の発言があった。

・女性が生き生きと活躍できることにより、地域経済社会の持続性にどのようなメリットが波及するか、具体的に可視化することが大事。
・若い女性が大都市に移転する理由を県として掘り下げてほしい。
・若い女性は、県民の心の中にある固定的価値観を嫌い、都会から帰ってこない。
・長野県は全国で女性管理職の割合が最も低いので、改善してほしい。

長野県に若い女性が定着するためには、女性への過重な負担を解消するとともに、県民に性別役割やジェンダーギャップの意識変革を求めていくことが重要である。

(7) ライフプラン教育の充実

結婚及び出産、子どもの教育など、将来の生き方を経済面も含めて具体的に計画するライフプラン教育について、日本の学校での取組は始まったばかりである。

少子化への対応が迫られる中、若者が結婚や家庭、子育て等を含め人生をどう描いていくかを主体的に考える機会を提供するライフプラン教育に大きな期待が寄せられており、委員から次の発言があった。

・教育部門においてライフプラン教育が行われておらず、学生が視野の狭いうちに人生のプランを決めてしまっていることが問題。ライフプランニン

グの充実を図り、楽しく自然に学べるコミュニケーション教育も含めてライフプラン教育を充実してほしい。

・知人に 50 歳を超えた独身者がいるが、幸せそうには見えず、また、40 歳を過ぎた女性は、子供を産まずに後悔している。ライフプラン教育による支援（アプローチ）の必要性を感じる。

また、第８回委員会において、委員から「日頃、山田教授が大学生と話をする際に学生の人間力、幸福観、恋愛観を培う教育が不足していると気付く場面はあるか。」との質疑があり、山田教授は、「日本ではコミュニケーション教育が足りないという気がする。欧米の高校では、デートの誘い方として『こういう誘い方は駄目ですよ、ハラスメントになりますよ』ということを教えている」との回答があった。

人とつながりたいと思っていても、コミュニケーションが苦手で一歩も外出しない若者に対して、仮想空間の中で日常的にコミュニケーションが取れる場所をつくることも大事である。コミュニケーション能力を養う教育を受けたことで、結婚観が変わる可能性が生じる。子供への教育としてできることは、今からやっていかなくてはいけない。

こども家庭庁が令和６年 11 月に公表した「若者のライフデザインや出会いに対する意識調査」によると、未婚者のうち「結婚したい」と考えている者は全体の約６割に上ることが分かり、婚活に対して未婚者の約７割は「具体的に何をすればいいかわからない」、「自分に自信がなく、何か行動したところで、結婚相手を見つけられると思えない」といった理由で、相手を探すための行動を起こしていないことが分かった。また、未婚者の７割が「ライフデザインを学ぶ機会がなかった」と回答し、ライフデザインを学んだ経験がある人は、経験がない人に比べ、理想の結婚年齢が早い傾向があることも判明した。同庁が実施した「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の議論をまとめた中間報告において、「ライフデザイン支援は、就学時や就職活動時、さらには社会人になってからも、若手の時期、転職の時、婚活中、結婚前後、新婚期といったステータスを捉えて切れ目なく実施していくことが重要である。」と指摘している。

少子化への対応に限らず、子どもたち一人ひとりが人生をよりよく生きるためにも、コミュニケーションの取り方も含めたライフプランニング教育の充実が求められる。

(8) 高額な教育費

韓国では高額な教育費の負担を理由に、出産をためらう実態があることを先に触れた。フランス及びスウェーデンでは大学卒業までの公教育は基本的に無料であり、大学入学後も親が教育費を負担することはない。

日本では、韓国同様、より偏差値レベルの高い学校に入学するために学習塾等の受験産業が広く活用されており、家庭によっては教育費用の捻出は容易ではない。

このことに関連して、山田教授の講演会において、委員から「現在、医療

費の約３分の１を終末医療に使っているが、ここを見直して、子ども向けに再分配すれば少子化を食い止めることができると考えるか。」との質疑があった。

山田教授からは、「高等教育費の負担を減少させるのが、一番効果的だとは思うが、大学進学率が６割の時代に無償化となると、かなりの財源が要る。」と回答があった。

誰もが希望する学びを続けられる環境を整備することが、ひいては将来の国全体の利益につながる。過熱している受験産業の在り方、山田教授が指摘した奨学金の負担軽減も含めて、国に対応を求めていく必要がある。

(9) 仕事及び育児の両立が難しい職場環境

第３回委員会では前出の天野氏の講演資料が示され、女性にも活躍できる場を用意している東京の企業に女性が集まっている現状に、雇用と就業環境の決定権を握っている企業経営者が、長野県の未来を救うとされた。

本委員会では福井県を視察して、幸福度日本一とも言われる県の取組を聴いた。福井県の男性職員の育児休業取得率が 96%と高い理由としては、知事の意識が大きいとの回答があり、全県への普及のため、経済界にも同様の要請を行っているとのことである。

また、男性の育児休業取得及び家事・育児への参加促進に取り組む専門家を企業に派遣する男性育休取得支援アドバイザー制度を設け、保育士経験のある男性をアドバイザーによる助言が効果的との説明があった。

委員会では、共働きができる環境を整備する必要性について、委員から次の発言があった。

・男性が育児休業を取得するよう、社会の意識を変えていく必要があり、長野県がリーダーシップを発揮して、シンボリックな取組をしていかなければいけない。
・ある事業所の例として、子供が生まれた時に育児休業の取得を申し出たところ、「おめでとう」ではなく「えっ、休むの？」と先に言われた。上司や企業経営者の意識改革がまず必要だ。

先述した著書『縛られる日本人−人口減少をもたらす「規範」を打ち破れるか』によれば、インタビューを通じて多くの男性が育児休業の取得は自己のキャリアに傷が付くといった不安を口にするとされる。また、社会心理学者の宮島健氏及び山口裕幸氏の研究によると、日本の男性は、男性の育児休業に対し、「自分は賛成だが、他の男性は否定的」と誤解していることを明らかにした。つまり、多くの人が同じ考え方をしているのに、自分の意見が少数派だと思い込でんいた。

働く人が長時間労働に縛られず、男性も育児、家事に時間を充てられるようにすることで、子どもを産み育てる時間の余裕も出てくる。県は、企業経営者向けに意識改革を促すとともに、国に対して育児休業の取得義務化など、より実効性の高い施策を提言すべきである。

(10) 女性の晩婚化に伴う困難な妊娠・出産

女性の大学進学率が上昇し、法の整備も進み男性同様に女性が社会で活躍できる環境が整備されたことに伴い、女性が仕事を優先して結婚の時期を遅らせるといった理由で晩婚化が進行している。

このこと自体は、女性が自由に選択した結果であり、何ら問題はないが、出産能力（妊孕性）の低下に気付かず、不妊に悩む女性も多い。

委員会では、県の支援が求めている人に届いていない現状について、次の発言があった。

・不妊治療が保険適用になったことで、経済的な負担は改善されたが、制度に関する情報が行き渡っていない。県が不妊治療を支援していることを知らない女性がたくさんいる。

フランス及びスウェーデンでは、妊産婦への対応は大変手厚い。国の支援から外れた部分を県独自の施策で埋める対応が求められる。

(11) 縁結びをする仲介人の不在

明治以降、家の存続を中心に考えた見合い結婚が主流になり、戦後は徐々に恋愛結婚が浸透して、親戚に加えて、職場の上司などが仲介役を務めて誰もが結婚できる時代があったことは先に触れた。産業構造が変化する中、血縁、地縁が薄くなり、個人で結婚相手を見つける時代に変わった。

こども家庭庁を視察した際には、他県の結婚支援の取組状況を調査した結果、各県の平均で３％程度の成婚率があることが同庁職員から示された。成婚実績が高い県では、交際の仕方、交際中の悩みの相談、プロポーズのタイミングなど、一人ひとりへのきめ細かいサポートをしている傾向があり、自治体の結婚相談支援センターに登録する人は、人付き合いが苦手な人が多いので、一人ひとりに寄り添ってアドバイスできるアドバイザーがいるところは強いという。

一方で、委員会では、議員の一会派が大学生に対して独自に実施したアンケート結果に触れて、大学生は行政が主体となる出会いの場に参加することに対して８割が抵抗感を示したことが示されており、行政が若者の仲介にどのように関わっていくかが課題となっている。若者は自然な出会いを求めていることは、県立大学の学生と懇談した際に学生から同様の発言があったことからも明らかである。

(12) 幼児期保育及び教育の充実

子どもの保育については、国が旗を振り、民間企業による保育園等の開設を推進する等の対策により、全国的に待機児童問題は一定の改善が見られたが、課題がなくなったわけではない。委員会では、委員から次の発言があった。

・病児・病後児の保育制度も進んできているが、働く女性にとって、子供が風邪を引いた前後で少し預ける場所が近くにないのが現状。

・家族や親族の援助が、１人の女性に対してどの程度整っているかに目を向けることが大事。

フランス及びスウェーデンでは、日本よりも早い段階で国が積極的に子どもの保育に関与しており、さらに、スウェーデンでは、１歳半頃から就学前学校に通うことが一般的だ。スウェーデンの子どもは、遊びを通じて自ら考えて行動することを身に付けるとともに、民主主義の基礎及び人間の価値の平等について徹底的に教えられる。その後、進学した学校においても、心身共にバランスよく成長し、民主主義の価値観を理解し、自分の言動に責任を持つ市民を育てることを目指す教育が行われる。そのため、社会問題に関心を持ち、議論できる能力を求めるので、授業では生徒同士のディスカッションが多いことが特徴となっている。グレタ・トゥーンベリさんが地球温暖化対策を訴える活動は、日本でも話題になった。

第８回委員会で、幼児期教育について、委員から次の発言があった。

・スウェーデンは、世界一若い人が幸福な国と言われている。これは小学生段階から自分たちでやりたいことを決めて、自治体が予算を付ける仕組みが取られている。こうした体験を経てないと、主体的にこうしたい、こうすればいいという意識は出てこない。
・我が国では、若者の主体性をことごとく教育の場で踏みにじってきたとも言える。若い人たちの、結婚、出産、子育てに対する意識を変えていくには、教育の在り方を変えるところから始めなければいけない。

これらの意見に対して、山田教授からは、親が子どもの行為を制約する発言が学校の教育にも影響を与え、日本の雇用制度が新卒一括採用でやり直しを効きにくくしていることが、挑戦を避けてリスクを回避する行動の背景にあるとの回答があった。

社会全般の仕組みを変革していくことで、結婚も出産もしやすい社会になる可能性がある。

(13) 成人教育の充実

日本総合研究所開発戦略センターを視察した際に、チーフスペシャリスト・村上芽氏から、西欧諸国の少子化対策の取組状況について説明を受けた。

その中で、成人教育発祥の地として知られるデンマークについて説明があった。デンマークは人口約 600 万人と小国ながら、教育は国家を支える人材を育成するための国家的事業と考え、18 歳以上の国民であれば誰でも原則無料で成人向けの学校に入学することが可能で、インフォーマルな領域の成人教養教育が提供される。ＥＵ諸国では、教育は成人の就業能力の向上に資するものという考えが強く、充実した人生を生涯送るためにも就業は成人生活の基礎と考えている。そのため、教育課程を終えた後も、労働者を常に労働市場のニーズに合わせる施策が展開されている。

委員からは、成人教育、いわゆるリカレント教育は続けていくべきで、このことが小国としての自負につながるとの発言があった。

（14）一般県民が関わる政策形成

人口戦略の策定及び策定後の実行に当たって大事なことは、一般県民の意見をいかに拾い上げ、人口戦略に盛り込み、実効性を持たせるか、ここに尽きると考える。

県民の意見を積極的に聴取すべきとの委員からの指摘を受けたことも影響して、県は県民会議準備会合を経て、「私のアクション！未来の長野創造県民会議（以下、「県民会議」という。）を設立し、有識者を超えて幅広い層の意見を取り入れる体制を整えた。

前出の日本総合研究所開発戦略センターの村上芽氏からも、「一番良いと思ったのがHOPE2050のような取組」と評価された。行政が策定する人口戦略に若者が参加して一緒に作ったという事実が大切であるとのことであり、さらに、15歳ぐらいの中高生にもこの事実を伝え、自分はどう思うか考える時間が取れる仕掛けがあるといいとされた。

委員からも、市民参加の重要性について以下の意見があった。

・フランスでは家族問題会議から出された意見は、国が尊重して、政策に反映してきた。長野県も、県民会議で議論し、県民の意識を変えていくことが必要。

県民意見を広く集めるために立ち上げた県民会議だが、今後も県政に県民が主体的に参加する取組として大変参考になると考える。重要な計画を決める際には、手間暇を惜しまずに、広く県民と顔を突き合わせて意見交換する取組が求められる。

以下、委員会において議論された主な項目と委員の発言を整理した。

ア 総合５か年計画との整合性について

県総合５か年計画で少子化対策の方向性を出している中で、今回の人口戦略との整合性をどう取るのか、複数の委員から質問があった。

・総合５か年計画と今回の人口戦略案の整合性をどう取るのか。
・総合５か年計画は議決を経ており、極めて重い。県がこれからどういう方向に進めるかを５か年で示している。重点項目に 2027 年に出生数１万 3400 人という目標が掲げられているが、今回の人口戦略の中には、全く表現がない。

これに対して、執行部から次の回答があった。

・５か年計画は重みのあるものと認識しており、軽んじてはいない。今回の人口戦略は県民が自分事として捉えるように受け止めた上で決めようと考えた。５か年計画に記載された事項全てが人口戦略案に書き込まれるわけではなく、計画で不足するものを戦略でカバーしたい。

イ 少子化対策の文言について

2024 年 11 月定例会中の委員会で示された人口戦略案から、少子化の文

言がほぼ消えたことへの質問に対し、執行部から次の回答があった。
・少子化という文言から、出産しないことが悪いことのように感じられ、女性にはプレッシャーであるという意見が出たこと、さらに人口減少を真正面から受け止めた際、少子化対策のみならず若者及び女性が定住する寛容な社会であることが大事であり、企業にも寛容になるための経営体力をつけなければいけないなど、総合的な取組が必要であることから少子化対策を前面に出さないように変更した。

ウ ビジョン、メッセージ性について
人口戦略案について、分かりやすく、インパクトのある記載とするよう、複数の委員から意見があった。
・これだったら少子化が解決するのではないかといったメッセージが浮かぶことが必要。
・若い人たちに夢やビジョンを伝えるのはものすごく大事。
・今までの総合５か年計画のような流れでは、若い人たちに伝わるわけがない。ビジョンの在り方は、今後どのようにつくるのか。
・長野県がどうやって人口減少を抑えていくか見えない。
・人口減少も少子化も他県と争う面があるのだから、長野県としてこういう施策を打つという強いメッセージがないと、県民には響かない。
・長野県は、少子化と人口減少対策を何としても食い止めるという強いメッセージを出し続けることが大事だ。
・人口戦略を受けて、まず『みんなでやろうよ』というメッセージが行き届くことが大事。従来どおりの広報プラス何かを考えるべき。

エ 少子化対策と福祉政策の違いについて
人口戦略案に、少子化対策と福祉政策が混在していることを指摘する意見が複数の委員からあり、少子化対策に注力するよう求めた。
・少子化と人口減少を一緒にすると、どこに焦点を当てるのか、ぶれて見えにくくなってしまう。
・子育てを助けるとか、地域を守るとかは、基本的に福祉施策だ。

オ 人口戦略策定の進め方等について
委員からは、次の意見があった。
・明るい未来の実現に向けた取組の方向性は間違いないと思う。
・人口戦略案中の将来への希望の種という表現は、チャンスと捉えてポジティブに受け止めて、うまく働きかけが行われれば良い面を引き出すだろう。
・多くの方に長野県を選んでいただくために何が足りないのかをスタートにしないと、同じことを繰り返して、政策が作れない。
・国の施策をきれいに整理して、あと何が必要なのか、抜けているところがどこなのかを提示しないといけない。
・幅広に分かり切っていることをやり取りしても、特別委員会は成就しな

いのではないか。もっと深掘りして、課題に取り組んだ結果ここが足りないのではないかというやり取りにしていくべき。
・テーブルの上に乗っている課題は、誰もが分かっている。アンケートから出る課題と、それに対して長野県が今何をやっているのか、何をやろうとしているのか、議論を進めていくべき。
・選ばれる長野県をつくるには、プラスアルファで、長野県版子育て人口減少対策支援プランを作らなければいけない。
・焦点を絞っていく議論を、短期的なものと中長期的なものとに振り分けることが大事。
・人口減少を食い止めるための県民会議にしていかなければいけない。そこにターゲットを置かないと、政策を進めるだけの会議をつくっただけになってしまう。
・県民会議に参加する人は、指令役として所属する団体の構成員らの同意を得て浸透させていかなければいけない。議論するだけにならず、指令役としてよりも、実際に行動に移すプレイヤーになってもらわなければいけない。
・職員は人口減少対策に熱意を持っていると思う。ただ、この熱意が伝わらない。伝えるために何をすべきかを考えなければ、当事者意識が足りないと言われるものになってしまう。
・どういう形で県民の皆様方に行動変容を起こしていただけるかは、ターゲットを定めながら、打ち込む方法を、我々だけではなくて、県民会議の皆様方と一緒に考えていくことが大切。
・長野県としての人口減少・少子高齢化対策で、何をどこまでどうやって、何が薄くて、それに対する長野県の施策をどう持っていこうとしているか、県民の皆さんにメッセージを届けるような思いで、分かりやすく案を作っていただきたい。
・県民会議に実際のプレイヤーを入れなければ県民会議にはなり得ないし、実効性も果たせない。全市町村長に入っていただくべき。
・多くの県民の皆さんに人口戦略を理解してもらって、県民一人ひとりにいろいろ考えてもらうとすれば、公民館活動を利用しない手はない。公民館で議論して、行動していけば、みんなで参加しようという仕組みになっていくのではないか。
・女性特有の健康課題はライフステージによって大きく変化する。直面する心身の困難については、就業への不安とか、物理的な制約を生み出すので、心理的安全性を確保していくために具体的な方向性を明記して取組を広げていくことが大事。
・生涯のライフステージに応じた支援についての記載がやや欠けていると感じる。女性ならではの健康ケアを意識した就労支援、女性の働きやすさの就労支援について、盛り込むことが大変大事。

６　提　言

「２　長野県の少子化の現状」では、人口の推移に触れながら、これまで行政が取り組んできた少子化・人口減少対策について記述した。「３　海外の少子化対策」では、少子化対策の成功事例、失敗事例を取り上げ、その要因を文化的な背景に踏み込んで考察した。「４　長野県の少子化の原因」では、中央大学の山田教授の講演内容等を中心に、これまでの少子化対策が成功しなかった理由について分析した。「５　長野県の少子化の課題」では、少子化を克服するための課題と方策について記載した。

海外の先進国の事例を見て分かるとおり、成熟した国家では少子化が進む状況は共通している。しかし、フランス及びスウェーデンでは、少子化対策を念頭において施策が行われているわけではなく、国民が自らの権利を主張した結果として、先進国の中では少子化の緩和に成功したとされている。

人口戦略が決定された今、戦略の実現に向けて、県だけでなく各主体が具体的に取り組むことが必要であり、その中心的な存在として県民会議における取組が重要となる。最終的には、県民一人ひとりが自分事として捉えて行動してこそ、社会は変わっていく。

まずは、本県の人口減少の現状について、県民に伝わるよう広報して、意識の共有を図ることが必要である。

一橋大学経済学研究科の山重慎二教授は、かつての日本では、老後の生活を支えてくれる子どもの存在が欠かせなかったが、年金制度の開始など、社会保障制度が拡充したことにより、子どもを持つ意欲が減退したと指摘する。福祉が充実した先進国で少子化現象が起きている一因であるが、その中でも高齢者福祉に対して子育て支援への支出割合が高い国は、出生率が高いことを指摘している。

異次元の少子化対策を打ち出した日本には、子どもの教育費の無償化を大胆に打ち出すなど、安心して子どもを産み育てることができる環境整備に着手していく必要があると考える。

本報告書において課題として挙げた項目の中には、直ちに解消することが難しいものもあるが、2050 年の将来を展望したときに、人口が減少しても、女性も若者も集う活気あふれる県を築くことを期待して、課題を絞り、以下の３項目について特に提言する。

１　人口減少による将来の影響を具体化し、一人ひとりが身近な問題として捉えられるように「見える化」を施し、総合的な施策推進により確実に県民に伝えること。

２　結婚及び出産を考える契機となるライフプラン教育を施し、また、若者の所得向上を促すとともに、恋愛及び結婚に消極的な若者及び結婚を望ん

でも叶えられずに諦めている若者の声に寄り添い、多様な意見を集約して政策に反映させる仕組みを構築し、実現に十分な予算措置を講ずること。

3　国に対して教育費の無償化等、必要な施策を積極的に提言すること。

7　委員会調査の中間まとめ

日本の人口は、江戸時代後期以降、各時代の経済成長期に何度か急激な増加を経験し、21 世紀に入るまで増加傾向を続けた。

しかし、戦後、高度経済成長が止まった時期と前後して少子化傾向が始まり、2008 年をピークに人口が減少し始め、国の 2024 年の合計特殊出生率は過去最低水準に落ちた。

国はこれまで既婚者の出産・子育てに係る施策に傾注して実施して一定の効果を上げたが、未婚率の増加により国全体の出生数が上向かず、少子化傾向を反転させることができずにいる。

このまま放置すれば、将来、担い手不足等で社会経済が成り立たなくなることも起こり得るが、現状、国民にとって何ら支障がないため、問題意識は乏しい。

韓国では、雇用及び経済面の不安等を理由に子どもの出産をためらい、現在、先進国で最低の出生率を記録している。

一方、フランス及びスウェーデンでは、各種手当の手厚い支給のほか、大学までの学費をほぼ無料にするなどの施策により、子育ての不安を取り除き、先進国では高い出生率を維持している。

両国では、子育ては親だけではなく国の責任との認識が社会に浸透していて、国民も子育支援への多額の支出に理解を示している。

「教育は国家百年の大計」。

日本においても、子どもを育てることは未来への投資であることを深く認識し、子どもに優しい社会を構築していく必要がある。

少子化問題は要因が複合的に絡み、一筋縄では解決できない。

家庭を持つ喜びを伝え、若者が出会う機会をつくり、恋愛及び結婚を諦めている若者及び経済的な不安から結婚をためらう若者を支援し、仕事と育児が両立する環境を整備し、幼児教育を充実させ、高等教育の費用負担を大胆に軽減する。

国が主導して、子どもに対する社会全体の意識改革を促しつつ、少子化施策を積み重ねていくことにより、少子化問題を解決する道を開かなければならない。

かつて飢餓にあえいだこともある小国・アイルランドは、ＥＵ内で唯一経済成長を続け、約 170 年ぶりに人口が 500 万人を超えた。

長野県も「一地方自治体」としての自負を持ち、全国に名を轟（とどろ）かす「人口増加県」を目指す意気込みが今求められている。

人口戦略の策定はゴールではない。戦略を具体的な施策に落とし込み、実践し、検証を積み重ね、効果的な施策を模索していく息の長い取組が必要とされる。

県の財政支出も的を射た施策に傾注しなければ効果は期待できず、そもそも各人が子どもを持たない個人的な理由も様々であり、すぐに効果が現れるか不透明である。

上記の理由から、本委員会で人口戦略の策定に対する提言として中間報告を行った後、提言内容を踏まえた施策の取組状況等については、所管の常任委員会において継続的に検証していくこととしたい。

最後に、スウェーデンの政策に大きな影響を与えた社会学者のグンナー・ミュルダールの言葉を紹介したい。

「われわれが子どもをもつ家族に対して、よりよい住居、栄養、保健衛生、教育、健全な発育のための同様の援助を提供できるならば、将来世代の質のきわめて大きな改良が確保されることは明白である。」

参考：委員会の開催状況

１　第１回委員会（令和５年７月７日）
(1)　年間活動計画の決定
(2)　付議事項に係る調査
(3)　提出資料
　「少子化・人口減少対策戦略検討会議」について

２　第２回委員会（令和５年９月７日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　提出資料
　ア　第１回少子化・人口減少対策戦略検討会議　次第
　イ　第１回少子化・人口減少対策戦略検討会議　出席者名簿
　ウ　少子化・人口減少対策戦略検討会議開催要項
　エ　少子化・人口減少対策の取組について
　オ　長野県の少子化・人口減少の現状
　カ　少子化・人口減少対策における主な論点（案）
　キ　山崎史郎氏講演資料『「異次元の少子化対策」とは』
　ク　少子化・人口減少対策戦略検討会議について

３　第３回委員会（令和５年 11 月 29 日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　提出資料
　ア　第２回少子化・人口減少対策戦略検討会議　次第
　イ　第２回少子化・人口減少対策戦略検討会議　出席者名簿
　ウ　しあわせ信州創造プラン 2.0 政策評価（社会増減、合計出生率）
　エ　長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査の概要
　オ　「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」について
　カ　今後の長野県の少子化・人口減少対策 議論ペーパー
　キ　（株）ニッセイ基礎研究所　天野 馨南子氏　講演資料
　ク　第２回少子化・人口減少対策戦略検討会議の概要

４　第４回委員会（令和６年１月 23 日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　講演会
　ア 講師　信州大学経法学部　広瀬 純夫教授
　イ 演題　「経済学の実証分析で見る女性の就業と未婚化、少子化との関係」

５　第５回委員会（令和６年２月 13 日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　提出資料

ア　長野県の将来人口推計について（県推計と社人研推計との比較）
イ　「長野県少子化・人口減少対策戦略」これまでの検討状況と今後のスケジュール
ウ　第３回少子化・人口減少対策戦略検討会議の概要について
エ　長野県少子化・人口減少対策戦略方針（案）
オ　長野県少子化・人口減少対策戦略方針（案）関連予算パッケージ

6　第６回委員会（令和６年４月 22 日）
(1)　年間活動計画の決定
(2)　付議事項に係る調査
(3)　提出資料
長野県少子化・人口減少対策戦略（仮称）について

7　県外視察（令和６年５月 16 日及び 17 日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　視察場所
ア　子育て支援拠点「こころん」
イ　京都市東山区役所
ウ　三重県庁
エ　福井県庁

8　第７回委員会（令和６年９月 26 日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　提出資料
ア　人口戦略（仮称）骨子案
イ　戦略本文のイメージ（Ⅵ　オール信州で取り組むこと）
ウ　今後戦略に記載を検討する具体的取組のアイデア例
エ　人口戦略（仮称）　県民との意見交換実施状況（中間報告）
オ　人口減少対策を進めるための県民会議準備会合の概要について

9　第８回委員会（令和６年９月 30 日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　講演会
ア　講師　中央大学文学部　山田昌弘教授
イ　演題　「日本の少子化対策は、なぜ失敗したのか？ 格差が生み出す日本の少子化」

10　県外視察（令和６年 11 月８日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　視察場所
ア　こども家庭庁
イ　株式会社日本総合研究所

11　第９回委員会（令和６年 11 月 29 日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　提出資料
ア　信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の長野～（仮称）案のポイント
イ　信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の長野～（仮称）案
(ｱ)　今後検討すべき具体的取組例
(ｲ)　戦略案と骨子案との比較表
(ｳ)　県民との意見交換実施結果
(ｴ)　私のアクション！未来の長野創造県民会議（仮称）の概要（案）
(ｵ)　人口減少対策を進めるための県民会議準備会合の概要について
(ｶ)　 PR 資料（戦略案・県民会議）
ウ　委員会提出の決議案の決定（令和６年 11 月定例会で採択）
（※　令和６年 12 月６日に委員会提出の決議案採択
・委第１号「少子化・人口対策の一層の強化を求める決議案」

12　第 10 回委員会（令和７年２月 12 日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　提出資料
ア　信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～のポイント
イ　信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～
ウ　戦略案からの主な変更点
エ　「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」スタート！
オ　信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～
「私のアクション！」（案）

13　第 11 回委員会（令和７年３月３日）
(1)　付議事項に係る調査
(2)　調査中間報告書の決定

常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿

（７・２定例会）　　（順序不同）

委員会名	定数	委員					
		自民党	改革信	新政団	公明党	共産党	無所属
総務企画警察	10	大畑俊隆 萩原清 宮本衡司 山岸喜昭 堀内孝人	小林東一郎 髙島陽子	小池久長	加藤康治	毛利栄子	
県民文化健康福祉	10	向山賢悟 西沢正隆 依田明善 宮下克彦 山田英喜	荒井武志 小林陽子	清水正康	勝山秀夫	両角友成	
産業観光企業	9	丸茂岳人 風間辰一 共田武史 大井岳夫	花岡賢一 佐藤千枝	小林あや	川上信彦	藤岡義英	
農政林務	9 (欠員1)	垣内将邦 小池清 丸山栄一	埋橋茂人 竹村直子	グレート無茶		和田明子	宮澤敏文
危機管理建設	10	竹内正美 服部宏昭 佐々木祥二 青木崇	望月義寿 中川博司 丸山寿子	小山仁志	清水純子		小林君男
環境文教	9	早川大地 酒井茂 寺沢功希	続木幹夫 林和明	百瀬智之 奥村健仁	勝野智行	山口典久	
議会運営	11	寺沢功希 風間辰一 丸山栄一 竹内正美 早川大地	林和明 埋橋茂人 佐藤千枝	清水正康	加藤康治	山口典久	

常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿

（７・２定例会）

委員会名	委員長	副委員長
総務企画警察	大畑俊隆	加藤康治
県民文化健康福祉	清水正康	向山賢悟
産業観光企業	丸茂岳人	小林あや
農政林務	埋橋茂人	垣内将邦
危機管理建設	竹内正美	望月義寿
環境文教	百瀬智之	早川大地
議会運営	寺沢功希	林　和明